

弦的側面

ルワンダ難民に対する人的支援と国際平和協力法について

平成6年8月19日
国際平和協力本部事務局

○ ルワンダ難民に対する人的支援といわゆる5原則との関係

1. 国際平和協力法第3条第2号について（停戦の合意、UNHCRの行う人道的な国際救援活動への受入国の同意）

国際平和協力法第3条第2号	今回のルワンダ難民に対する支援との関係
(人道的な国際救援活動の定義) - 国際連合の総会、安全保障理事会若しくは経済社会理事会が行う決議又は別表に掲げる国際機関が行う要請に基づき、 - 国際の平和及び安全の維持を危うくするおそれのある紛争（以下単に「紛争」という。）によって	ルワンダ難民への支援に関する国連安全保障理事会の諸決議及び国際連合難民高等弁務官事務所（UNHCR）の要請が存在。 ① ルワンダ紛争は国内のツチ・フツ両部族の対立を原因とするが、この対立は、長い歴史的経緯を有し、また、国境を越えて隣国ブルンジにもまたがったものである。紛争の態様も主として武力による対立である。さらに、最近の大量虐殺は、ルワンダの国内問題を越えた国際的な問題として考えられている。 ② ルワンダ紛争については、安保理がこれを国際の平和と安全に対する脅威と考え、種々の決議を採択してきた。 ③ 安保理は、93年10月に国連PKOである国連ルワンダ支援団（UNAMIR）の設立決議を採択（設立決議別添）、UNAMIRは同年末以来ルワンダにおいて展開、活動を行っているなどを勘案すれば、「国際の平和及び安全の維持を危うくするおそれのある紛争」とであると判断される。

・ 被害を受け若しくは受けるおそれがある住民その他の者（以下「被災民」という。）の	・ ザイール等周辺国（ザイール、ウガンダ及びタンザニア）におけるルワンダ難民が対象。
・ 救援のために又は紛争によって生じた被害の復旧のために人道的精神に基づいた活動であって、	・ ザイール等周辺国におけるルワンダ難民を支援するために医療・衛生業務等の人道的な国際救援活動を行っているUNHCRの活動が存在。
・ 当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意があり、	・ UNHCRがザイール等周辺諸国内において人道的国際救援活動を行うことについて、ザイール等救援活動が行われる周辺諸国政府の同意が存在している。 （追って、念のため、UNHCRからの我が国に対する協力要請書簡の中で確認しておくこととする。）
・ かつ、当該活動が行われる地域の属する国が紛争当事者である場合においては武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意がある場合に、	（当該活動が行われるザイール等周辺諸国は、紛争当事国ではないため、この部分は該当せず。）
・ 国際連合その他の国際機関又は国際連合加盟国その他の国（第四号において「国際連合等」という。）によって実施されるもの（国際連合平和維持活動として実施される活動を除く。）をいう。	・ UNHCRによって実施されている活動であり、米・英等の加盟国が協力している。

2. 同法第6条第1項について（我が国の国際平和協力業務の実施についての受入国の同意）

国際平和協力法第6条第1項	今回のルワンダ難民に対する支援との関係
内閣総理大臣は、我が国として国際平和協力業務を実施することが適当であると認める場合であって、	ルワンダにおいては、国際の平和及び安全の維持を危うくするおそれのある紛争（内戦）により、これまで例を見ない程の大量の難民が周辺国に流入し、危機的な状況になっている。 このような状況において、UNHCRを始めとする国際機関等の実施する人道的な国際救援活動が拡大しており、これに対し、我が国としてもできる限りの支援、協力を行うことが求められている。 このため、我が国としても、資金的、物的だけでなく、なし得る最大限の人的な貢献を行うことが必要があることから、今回、ルワンダ難民が大量に流入している周辺国に我が国の要員を派遣し、国際平和協力業務を実施することが適当である。
次に掲げる同意があるときは、国際平和協力業務を実施すること及び実施計画の案につき閣議決定を求めなければならない。	（国際平和協力業務を実施すること及び実施計画については、追って、閣議決定を行う。）
一 国際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力業務については、紛争当事国及び当該活動が行われる地域の属する国の当該業務の実施についての同意	（今回は、国際連合平和維持活動のために国際平和協力業務を実施するものではないため、この部分は該当しない。）
二 人道的な国際救援活動のために実施する国際平和協力業務については、当該活動が行われる地域の属する国の当該業務の実施についての同意	我が国が国際平和協力業務を実施することについての受入国の同意は、追って、UNHCRからの我が国に対する協力要請書簡の中で確認する。 なお、我が国がどの国で国際平和協力業務を実施するかについては、現在派遣中の我が国調査団の調査報告を待って決定することとなる。

3. 派遣の中断・派遣の終了について

- ・ UNHCRの行っている人道的な国際救援活動及びUNHCRの右活動に対する協力として実施される我が国の国際平和協力業務に対する受入国の同意が満たされない状況が生じた場合には、我が国の要員・部隊は実施要領に従って業務を中断し、そのような状況が続き、短期間に回復しない場合には、実施計画の変更を閣議決定して、派遣を終了することとなる。このような業務の中断・派遣の終了に関する我が国の方針については、予めUNHCR及び受入国に説明し、了解を得ておくこととする。

4. 武器の使用

- ・ 国際平和協力法第24条に基づき、我が国から派遣された要員による武器の使用については、要員の生命等の防衛のために必要な最小限のものに限られることとなる。我が国の行う国際平和協力業務は、UNHCRの活動に対する協力として実施されるものであるが、UNHCRの指図の下に行うものではないことから、このような武器の使用に関する我が国の方針については、UNHCRの了解を得る必要はない。

ス

実務ニッポン
(第二巻)

午後8時以降受付往電案

※総第84597号008公館宛

平成 22 年 8 月 19 日 秒受付

8

電 信 案

大至急

電信課長 3	大 臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主管 国際平和協力室長 首席事務官 総務班	※発電係 1 2 起 案 平成 6 年 8 月 19 日 起案者 電話番号 松本 2346 中近東第一課長
	協議先 在外公館課長 首席事務官 経理室長 総務班長 地域班 科目担当官	人権難民課長 政策課長 難民支援室長 技術協力課長	アフリカ第一課長 アフリカ第二課長

(※印欄内は電信課記入)

会 計 課 長
調 査 室 長
主 査
主 査

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

在 国連代, 米, 英, 大使 総領事 あて 外務大臣 発			
件 名 ルワンダ難民問題 (ルワンダ難民支援実務調査団)			
主管・文書記号 総 平	※電番 合第16203号	大至急 至急 普通 (優先処理)	パターン・コード
転電 転送 在 スイス, 仏 転報	※転電番号 合第16204号	大至急 至急 普通 (優先処理)	

※

08459775 大至急 KENIA

等008 漢

GB-1

外 務 省

回覧番号 1231

(昭和六三・六・三十改正)

1. 当方は、対ルワンダ難民支援のための人的協力の可能性につき、現在、自衛隊部隊の派遣を検討中のところ、同派遣のために必要な専門的な調査を行うための「ルワンダ難民支援実務調査団」を以下の通り派遣する。

(1) 団構成(メンバー及び旅券番号)

(イ) ヤマザキ・リュウイチロウ(団長)(総政局審議官。[REDACTED])

(ロ) サダオカ・ヨシユキ(総理府国際平和協力本部事務局参事官。[REDACTED])

(ハ) マツモト・フトシ(総平事務官。[REDACTED])

(ニ) オオクボ・タケヒロ(近ア一事務官。[REDACTED])

(ホ) ナカムラ・ヨシトシ(防衛庁防衛局運用課部員。[REDACTED])

(ヘ) タカハシ・カズアキ(防衛庁2等陸佐。[REDACTED])

(ト) モロトミ・トシ^{ユキ}キ(防衛庁陸上自衛隊防衛部運用課2等陸佐。[REDACTED])

(チ) カガタ・ユタカ(防衛庁陸上自衛隊3等陸佐。[REDACTED])

(リ) カワマタ・ヒロミチ(防衛庁陸上自衛隊装備部装備計画課3等陸佐。[REDACTED])

(ヌ) タケナカ・マコト(防衛庁海上自衛隊防衛部運用課1等海佐。[REDACTED])

(ル) アベ・ミツオ(防衛庁航空自衛隊航空支援集団司令部1等空佐。[REDACTED])

(ヲ) キムラ・クニカズ(防衛庁航空自衛隊第1術科学校2等空佐。[REDACTED])

(ロ) 及び(ホ)～(ヲ)につき、外務事務官併任。

以上に加え、在仏大及び在ケニア大より館員各1名(計14名)

(2) 日程(当方希望詳細は別FAX信(ザイールについては別途FAX公信))

8月22日 ロンドン着(BA006)

23日 ナイロビ着(BA069)

(エンテベ、キガリ、ゴマ、ブカブの現地事情等調査)

28日 チューリッヒ着(SR293)

ロンドン着(SR808)

30日 成田着(BA007)

(但し、ヤマザキ審議官については、往路は、20日ロンドン着(JL401)、

22日ロンドン発のBA069にて一行と合流、帰路は、27日ナイロビ発(BA069)、27日ロンドン発(JL402)にて別途帰国。

2. ついては、以下の通り手配・打診の上、結果大至急回電ありたい。

(1) 在米大(可能な範囲で在ケニア大においても貴地米大に対し要請ありたい。)

一行の移動手段及び宿舎の手配につき、本省より在京米大、防衛庁より在本邦米軍に依頼中なるも、念のため貴館よりも先方に重ねて要請ありたい。

(2) 在ケニア大

(イ) ナイロビ、エンテベ (もしくはカンパラ)、ゴマにおける宿舍留保につき、上記 (1) のとおり、米軍の協力を得られるか否かにつき、打診中であるが、念のため別途留保方努められたい (とりわけ、ゴマにおける米軍施設での宿泊が不可能である場合、エンテベに毎日戻る必要も生じるので、エンテベないしカンパラで宿舍留保ありたい)。

(ロ) 貴地 UNREO 事務所及びエンテベ、キガリ、ゴマ、ブカブの現地における援助関係者 (UNHCR、WHO、UNICEF 他)、政府責任者 米軍-運輸関係 及びルワンダ新「政府」関係者 (外務大臣が望ましい) とのアポイントメント取付け。

(ハ) 貴地 UNREO 事務所に対し、ナイロビよりエンテベ (ウガンダ)、キガリ (ルワンダ)、ゴマ、ブカブ (ザイール) 間の移動につき、何らかの協力 (支援物資の輸送機への同乗等) を得ることは可能か否かを打診 (なお、本項についても、米軍の協力を得られるか否かにつき、打診中であるので、米側の回答を待って貴館と調整することとしたい)。

(ニ) ケニア政府に対し、ナイロビ空港における一行への入国査証発給要請 (ルワンダ入国については、先般の「ルワンダ難民支援ミッション」と同様、無査証で入国可能と考えているが、右につき念のため確認ありたい)。

(ホ) エンテベ、キガリ、ゴマ、ブカブへの貴館適当館員の同行 (右館員氏名、旅券番号をザイール、米に通報ありたい)。

(ヘ) 一部団員がモンバサ港を視察する可能性があるところ、視察方アレンジ (貴館館員同行及び同港関係者とのアポイント) ありたい。

(ト) 別 FAX 信日程に於き、貴地における車両借上げ (経費事前に稟請ありたい)。

(3) 在ザイール大

ザイール (ゴマ、ブカブ) への一行の無査証入国につき先方政府の了解取り付け。

(4) 寿府代

UNHCR 本部に対し、今般上記調査団がナイロビ、エンテベ、キガリ、ゴマ、ブカブ等を訪問する旨を通報ありたい。

(5) 国連代

国連本部に対し、今般上記調査団がナイロビ、エンテベ、キガリ、ゴマ、ブカブ等を訪問する旨を通報ありたい。

(6) 在英大

(イ) 28日1泊分の宿舍留保ありたい (ヤマザキ審議官を除く)。

(ロ) ヤマザキ審議官及び一行の空港送迎

別 FAX 信ともスイス、仏に転電した。

本電宛先: ケニア、ザイール、米、英、国連代、寿府代

(了)

午後8時以降受付往電案

GM: 4463

FAX 信

※ 第4601号007公館宛 GM4463-02

平成

6年

8月

19日

秒受付

電 信 案

大至急

FAX

(7)

電信課長

大臣 秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

主管

国際平和協力室長

首席事務官

総務班

※ 発電係

起案

平成 6 年 8 月 19

起案者 電話番号

松本 2046

中近東第一課長

協議先

在外公館課長

首席事務官

経理室長

総務班長

地域班

人権難民課長

政策課長

難民支援室長

技術協力課長

アフリカ第一課長

アフリカ第二課長

科目担当官 (松) (多) (中) (豊)

在 ケニア, ~~サウジアラビア~~, 米, 英, 大使 あて 外務大臣 発
国連代, 邦代

件名

ルワンダ難民問題 (ルワンダ難民支援実務調査団)

主管・文書記号

総平

※ 電番

FAX 信
FAX 信

大至急

至急

普通

(優先処理)

パターン・コード

転電

転送

転報

在 スイス, 仏

※ 転電番号

FAX 信

大使・総領事あて

大至急

普通

至急

(優先処理)

強電総平合第 203 号別開 FAX 信。

(3)

※

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

08460102 大至急 BEI

GB-1

等007 F信

外務省

回覧番号

1231

(※ 印刷内は電信課記入)

(昭和六三・六・三十改正)

政府調査団派遣日程 (案)

GM: 4463

2

日程	主要行動	移動手段	宿泊
22 (月)	空路移動 (午前) → ロンドン 空路移動 (午後) → ロンドン	民間航空機	機内泊
23 (火)	→ ナイロビ到着 (早朝) ・ ナイロビ周辺調査 ・ UNHCR他国連関係者との協議	借り上げ車両 (在ケニア日本大使館便宜)	ナイロビ: ホテル
24 (水)	本隊 空路移動 (午前) ナイロビ → エンテベ (午後) → ゴマ ・ UNHCR、米軍、仏軍、NGO ・ サイール政府等との協議 ・ エンテベ～ゴマまでの道路及び 中間宿泊地の調査	・ UNHCR、UNAMIRま たは米軍機 (ヘリ) ・ 米軍車両	ゴマ: 米軍宿舎
	航空 ナイロビ ・ ナイロビ周辺調査	借り上げ車両 (在ケニア日本大使館便宜)	ナイロビ: 米軍宿舎 又はホテル
25 (木)	本隊 ゴマ ・ 難民キャンプの視察他	UNHCRまたは米軍車両	ゴマ: 米軍宿舎
	航空 空路移動 (午前) ナイロビ → エンテベ ・ エンテベ空港及び周辺調査	・ 米軍機 ・ 米軍車両	エンテベ: 米軍宿舎 又は カンバラ: ホテル
26 (金)	本隊 空路移動 (午前～午後) ゴマ → カリ → ゴマ ・ カリの調査 ・ ルンダ政府との協議 ・ UNAMIRとの協議 ・ 空港調査	・ UNHCRまたは米軍 車両、米軍機	ゴマ: 米軍宿舎 番城後には キカリから ナイロビに帰る。
	空路移動 (午前～午後) ゴマ → カリ → ゴマ ・ カリの調査 ・ 難民キャンプの視察 ・ 空港調査	・ UNHCRまたは米軍 車両、米軍機	
	陸上 ゴマ (状況により他方面) ・ ゴマ空港の調査 ・ 難民キャンプの調査	・ UNHCRまたは米軍 車両	
	航空 空路移動 (午後) エンテベ → ゴマ ・ ゴマ空港の調査	・ 米軍機 ・ 米軍車両	
27 (土)	審議官 ナイロビ → ロンドン	民間航空機	機内泊
	本隊 ゴマ (状況により他方面) ・ 生活基盤 (宿营地、水源等) ・ 給水活動に要する基盤の調整 ・ 給水活動 ・ ゴマ → ナイロビ (午後)	・ UNHCRまたは米軍 車両 ・ 米軍機	ナイロビ: 米軍宿舎 又はホテル
28 (日)	審議官 ロンドン → 成田	民間航空機	
	本隊 空路移動 (午前) ナイロビ → チュリッヒ 経由 → ロンドン 到着	・ 民間航空機	ロンドン: ホテル
29 (月)	ロンドン 発 →	民間航空機	機内泊
30 (火)	→ 成田 到着 (午後)		

政府調査団の調査項目

区 分	調 査 項 目	備 考
1 援助活動内 容・地域	1 自衛隊派遣時に想定される自衛隊に対する援助ニーズ等 (1) 自衛隊に対する援助ニーズは何か。その規模、地域は。 (2) 派遣期間はどの程度が適切か。	
	2 ゴマ地区での医療・給水活動 (1) 医療活動を行い得るか。 ア 難民キャンプ周辺部に、進入路を有する約100m×約100mの医療施設を展開し得る地積があるか。 イ 上記地域は、天幕が展開できる地表面土質か。 ウ 難民医療実施に当たっての特異事項及び留意事項 (2) 難民キャンプ周辺に、浄水装置による浄水が可能な水源（進入路を含め）があるか。 (3) 自衛隊の能力に合致する防疫上のニーズがあるか。 (4) 現地の安全性に問題はないか。	
	3 医療・給水活動に適するその他の地域 2項(1)～(3)の調査事項に同じ。	
2 援助活動 基盤（陸）	1 援助隊の展開 (1) エンテベ空港からルワンタ国内を通るルート及び通らないルートで、ゴマへの重器材の陸送が可能か。 (2) キガリ空港が法制上使用できる場合、その空港が使用でき、かつ、ゴマへの重器材の陸送が可能か。 (3) 現地における米軍及び仏軍との協力の可能性如何。	
	2 宿営地の設営 (1) 難民キャンプから離隔（5～10km程度）した地域が得られるか。 (2) 約10km以内に、浄水装置による浄水し得る水源が得られるか。 (3) 平坦で、かつ、進入路を有し天幕展開できる地積（約300m×約300m）が得られるか。 (4) 上記地域は、天幕が展開できる地表面土質か。	
	3 兵站支援基盤の設定 (1) ゴマ地区で現地調達が可能か、可能な場合、その品名は。 (2) ナイロビ地区で現地調達が可能か、可能な場合、その品名は。 (3) エンテベ地区で現地調達が可能か、可能な場合、その品名は。	
	4 派遣決定後に予定する調査団（約20名程度と予定）に対する支援 (1) ゴマ地区等に宿泊可能施設があるか。 (2) 移動用の交通手段（操縦手付車両）を借用し得るか。 (3) ナイロビからエンデベ・ゴマ・ブカブ等間の民間チャーター機等空輸手段の可能性如何。 (4) 米軍及び仏軍からの支援の可能性如何。	

区 分	調 査 項 目	備 考
3 根拠飛行場	1 対象空港 (1) ナイロビ空港 (ケニア) (2) エンテベ空港 (ウガンダ)	
	2 全般 (1) 空自輸送機部隊の受け入れは可能か。 (2) 他国のC-130Hの展開状況及び運航状況如何。 (3) 米軍等による支援の可能性如何。	
	3 空港等の状況 (1) 主要空港の位置、能力(受け入れ可能機数、人員)如何。 (2) NOTAM、気象情報の入手方法如何。 (3) 待機場所等施設提供は可能か。 (4) 空港及び空港施設の管理官庁等はどこか。	
	4 地上支援 (1) C-130Hのグラウンド・ハンドリング受託は可能か。 (2) グラウンド・ハンドリング(搭載卸下を含む)担当会社等は。 (3) 整備・補給支援等は。	
	5 通信等 (1) 飛行場内での無線機(インマルットを含む)の使用は可能か。 (2) 携帯電話の有無及び長期借用は可能か。	
	6 宿舎等 宿舎施設、交通(移動)手段等の確保の可否、難易度如何。	
	7 保全等 (1) 現地の治安状況及び衛生状況如何。 (2) 空港の警備状況、警備担当機関及び自隊警備の受け入れは可能か。	
	8 C I Q業務 C I Qの概要(特に、民間機により受け入れた貨物をC-130Hで他国へ空輸する場合の手続き)如何。	
	9 現地調達 (1) 調達品目の調達は可能か。またその調整窓口は。 (2) 決済方法如何。 (3) 業者名及び契約方法如何。	
	10 保管等 (1) 現地調達品の保管及び梱包施設確保は可能か。 (2) 保管、梱包に係る役務調達の可否、難易度如何。 (3) 搭載・卸下、運搬用資器材及び役務調達は可能か。	
	11 その他 (1) 諸費用の支払い通貨及び支払い方法如何。 (2) 活用可能な日本の商社等はどこか。	

区 分	調 査 項 目	備 考
4 展開飛行場	1 対象空港 ゴマ空港（ザイール）	
	2 全般 (1) 空自C-130Hの受け入れは可能か。 (2) 他国のC-130Hの展開状況及び運航状況如何。 (3) ゴマ地区の各空港の能力、使用の可否 ア アントノフ124型、ジャンボ・カーゴ、ギャラクシーは着陸し得るか。 イ 20ftコンテナ荷役器材の有無、数量は。 ウ 日々の業務処理能力（離発着便数）は。 (4) 医療・給水活動に適するその他の地区がある場合は、その地区近傍の空港の能力、使用の可否 (1)項ア～ウの調査事項に同じ。 (5) 米軍等による支援の可能性如何。	
	3 空港等の状況 (1) 受け入れ可能機数は。 (2) NOTAM、気象情報等の入手方法如何。 (3) 空港及び空港施設の管理官庁等はどこか。	
	4 地上支援 (1) C-130Hのグランド・ハンドリング受託は可能か。 (2) グランド・ハンドリング（搭載卸下を含む）担当機関は。 (3) 整備・補給支援等は。	
	5 通信等 (1) 飛行場内での無線機（イナルットを含む）の使用は可能か。 (2) 携帯電話の有無及び長期借用は可能か。 (3) 根拠飛行場及び本邦との連絡手段は。	
	6 保全等 (1) 現地の治安状況及び衛生状況如何。 (2) 空港の警備状況、警備担当機関は。 (3) 臨時に夜間駐機する場合の自隊警備の受け入れは可能か。	
	7 宿舎等 (1) 宿泊施設、交通（移動）手段等の確保の可否、難易度如何。 (2) 航空機故障時の宿泊施設は。	
	8 その他 (1) 諸費用の支払い通貨及び支払い方法如何。 (2) 活用可能な日本の商社等はどこか。	
5 関連飛行場	1 対象空港 (1) ブガブ空港（ザイール） (2) キガリ空港（ルワンダ） (3) ブジュンブラ空港（ブルンジ） (4) モンバサ空港（ケニア） (5) ダル・エス・サラーム空港（タンザニア）	聞き取り調査により実施する。

区 分	調 査 項 目	備 考
	2 全般 (1) 空自C-130Hの受け入れは可能か。 (2) 他国のC-130Hの展開状況及び運航状況如何。 (3) ゴマ地区の各空港の能力、使用の可否 ア アントノフ124型、ジャンボ・カーゴ、ギャラクシーは着陸し得るか。 イ 20ftコンテナ荷役器材の有無、数量は。 ウ 日々の業務処理能力(離発着便数)は。 (4) 医療・給水活動に適するその他の地区がある場合は、その地区近傍の空港の能力、使用の可否 (1)項ア～ウの調査事項に同じ。 (5) 米軍等による支援の可能性如何。	
	3 空港等の状況 (1) 受け入れ可能機数は。 (2) NOTAM、気象情報等の入手方法如何。 (3) 航空機故障時の夜間駐機は可能か。 (4) 空港及び空港施設の管理官庁等はどこか。	
	4 地上支援 (1) C-130Hのグランド・ハンドリング受託は可能か。 (2) グランド・ハンドリング(搭載卸下を含む)担当機関は。 (3) 整備・補給支援等は。	
	5 通信等 (1) 飛行場内での無線機(インマルサットを含む)の使用は可能か。 (2) 携帯電話の有無及び長期借用は可能か。 (3) 根拠飛行場及び本邦との連絡手段は。	
	6 保全等 (1) 現地の治安状況及び衛生状況如何。 (2) 空港の警備状況、警備担当機関は。	
	7 宿舎等 宿泊施設、交通(移動)手段等の確保の可否、難易度如何。	
	8 その他 (1) 諸費用の支払い通貨及び支払い方法如何。 (2) 活用可能な日本の商社等はどこか。	
6 モンバサ港	1 入港、岸壁等 (1) 喫水8.63mのAOE(補給艦)は接岸可能か。 (2) 入港前の港湾事務所等との通信連絡要領如何。 ア 英語での交信は可能か。 イ 連絡開始可能時刻はいつか。 (3) モンバサ港港則概要如何。 ア パイロットの利用は可能か。 イ 入港信号等の内容は。 ウ 港湾内における禁止事項等如何。 (4) 曳船の能力、隻数、料金、必要手続き等如何。 (5) 荷役設備(クレーン等)の能力、料金、使用手続き等如何。 (6) 最寄りの荒天避泊地はどこか。 (7) 港内の季節風と海流の関係如何。 (8) 港内の停泊可能な錨地はどこか。	聞き取り調査により実施する。

区 分	調 査 項 目	備 考
	2 出入国手続き等 (1) 検疫関係（必要書類、手続き等）如何。 (2) 税関関係（必要書類、手続き等）如何。	
	3 管理事項 (1) 港湾付近の治安状況如何。 (2) 乗組員の外出の適否。 (3) 現地警察の信頼性如何。 (4) 港湾付近の衛生状況、医療施設の有無。 (5) 岸壁係留中の残飯、ゴミ、汚物等の処理要領如何。 (6) 岸壁における電話回線の使用は可能か。 (7) 岸壁における通信用電波輻射は可能か。	
	4 後方 (1) 燃料補給の能力、燃料の質、手続き等如何。 (2) 真水補給の能力、真水の質、手続き等如何。 (3) 糧食（生鮮食料品等を含む）補給の能力、手続き等如何。 (4) 修理能力（最寄りの造船所等）はあるか。 (5) 真水、燃料搭載に使用するホースの継手の要目等如何。 (6) 日本代理店（特に運輸関係）の所在如何。	
	6 その他 (1) 岸壁での長期停泊（3カ月交代で6カ月間）は可能か。 (2) ケニア海軍からの支援の可能性はあるか。	

午後8時以降受付往電案

限定配布

※総第0851

16号006公館宛

平成6年8月22日 午後8時45分 秒受付

極秘
無期限
部内
重要

大至急

電信案

電信課長

大臣
秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

主管 総合外交政策局長
審議官
総務課長
国連政策課長 御出張中
国際平和協力室長 御3永
首席事務官

※発電係
起案 平成6年8月22日
起案者 電話番号 2346

協議先

北米第一課長

アフリカ第一課長

難民支援室長

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

在 米 ケニア 大使総領事あて 外務大臣 発

件名

ルワンダ難民支援(自衛隊派遣)

主管・文書記号

※電番

大至急

至急

パターン・コード

総政局長

合第16306号

普通

(優先処理)

限定配布

転電

転送

転報

在

日連代 府代

※転電番号

合第16307号

大至急

至急

ケニア 大使総領事あて

使 総領事あて

普通

(優先処理)

(八〇字)

※

08511648 大至急 BEI

等006 漢 自暗

GB-1

外務省

回覧番号

(※印欄内は電信課記入)

(昭和六三・六・三十改正)

往電総平合第16084号に関し、

1. (1) ルワンダ難民問題については、我が国としては現地の極めて悲惨な状況に鑑み、これまでUNHCR等への資金面での支援、物資協力に加え人的支援の在り方についてもその可能性を検討している。その中で国際平和協力法に基づく自衛隊部隊による人道的な国際救援活動への協力については、22日より現地に実務調査団を派遣し(30日に帰国予定)、更に検討を進めることとしているが、実現する場合には本件派遣は自衛隊部隊による人道的な国際救援活動への初めての協力であり、我が国としては本件協力を今後の国際協力の試金石としたいと考えている。

(2) 自衛隊の派遣については、我が国の人的貢献を要請しているクリントン大統領から村山総理宛の書簡(米宛往電近ア1第4444号参照)においても言及されているものであり、当方としては、既に現地で活動中の米軍とも密接に協力していきたいと考えている。

2. ついては、米においては米政府側に対し、ケニアにおいては現地米側関係者に対し、ハイレベルより、上記経緯を説明しつつ、下記の点につき申し入れありたく、結果回電ありたい。(ケニアにおいては本電の内容を調査団一行に連絡ありたい。)

(1) 現地においては、UNHCR等の 及び要員派遣は各援助機関の間の調整が問題となっているところ、可能であれば、米軍がUNHCRとも協議の上、例えば現地における派遣国間の調整会議の創設する等、右調整の柱となしてほしい。

(2) 我が国は、取り敢えず医療部隊と給水部隊を中心とした部隊の派遣を考えているところ、現在ゴマで給水を行っている米軍とも協力して給水業務を行うことも有り得ると考えている。詳細については現地で今次調査団が調査するが、現地関係者（在ナイロビ米大、及びエンテベ、ゴマ他の米軍司令官）に対し、日本とよく調整するよう指示してほしい。

(3) 在京米大を通じて既に依頼済みであるが、今次調査団に対し、ロジ（具体的には現地のフライト、車両及び宿舎の提供）面での支援をお願いしたく、右につき御理解を得られる場合には、直ちに現地関係者に対し、その旨ご指示頂きたい（23日午前4時（現地時間）には本件調査団がナイロビ入りする予定であるところ、当方としてはそれまでに米軍の協力に尽き最終確認を得たい。右参考まで。）。

国連代、寿府代、タンザニア、~~ガボン~~ニザイルデに転電した。

（了）

秘
無 期 限

ルワンダ新政府関係者との会談
(発言・応答要領)

平成6年8月19日
アフリカ第一課

I. 総論 (発言要領)

1. ルワンダ新政府の成立にお祝い申し上げる。我が国と貴国は従来より友好関係にあり、今後も日・ルワンダ関係の発展に協力していきたい。
2. 我が国は、今回の内戦により発生したルワンダ難民の現状は、国際社会が一体となった緊急の支援を必要としているとの認識の下、UNHCR等関連国際機関やNGOに対する資金協力、物資協力等、できる限りの積極的な貢献を行っている。また、今般のミッションの目的は、自衛隊部隊による人道的な国際救援活動への協力をさらに検討するために、具体的に調査を行うことにある。我が国部隊が派遣されることとなった場合には、要員の安全の確保その他の面で、貴国政府の協力をお願いしたい。
3. 我が国は、貴国が安定し、貴国国民が一日も早く平穏で人間的な生活を回復できることを望んでいる。そのためには貴国国内の政治的安定、国内の融和及び民主化が必要であり、そのための貴国政府の努力が重要であると考え。これを支援するため、我が国政府としては、我が国の援助理念を踏まえ、今後の貴国の政治、治安、国内融和、民主化状況等を見極めつつ、まずは食糧や医薬品等の緊急・人道援助について可能な協力を行っていききたい(注1)。

(注1) 新政権の安定性や民主化についての方向性、今後の治安状況等不透明な現時点での全面的な無償資金協力の再開は困難。従って、国家再建、日常生活の回復にとり緊急かつ人道援助と言えるもので機材案件を対象として検討するのが適当。

II. 経協関連での先方への申し入れ事項 (発言要領)

現在貴国にとっては内戦後の国家再建及び難民の帰還実現が当面の最大の懸案であろうと思われるが、平成5年度に前政権との間で既にE/N署名を行った無償資金協力案件で、貴国の内戦のために実施を完了していない案件(注2)や過去の我が国の無償資金協力案件で内戦のために壊滅的打撃を被った案件(注3)があるので、本件の早期実施及び解決につき今後連絡を密に行きたい。

(注2) 平成5年度案件で実施が完了していない案件

1) 食糧増産援助(1993年6月18日E/N署名)

供与金額: 4億円

対象品目：肥料及び農薬

現状：日本の商社5社が関係しており、4社分の製品はダルエスサラーム、モンバサに保管中。1社の製品はまだ船積みしていない。

その他：本件は実施の遅延によりE/Nの延長が行われたが、業者契約の延長を行っていない商社が1社あり、これを行う必要あり。

2) 国道維持管理用機材整備計画（1994年1月10日E/N署名）

供与金額：4.16億円

対象品目：ブルドーザー1台、ホイールローダー2台、モーターグレーダー10台、タイヤ油圧シャベル1台、ダンプトラック6台、アスファルト散布車台、レッカー車1台、コンプレッサー1台、削岩機1台、スペアパーツ1式

現状：コンサル契約済。入札図書の確定未了で全額未使用。

（問：本件に関連し先方より、未使用となっている資金を復興等の目的に使用できないかと問われた場合）（応答要領）

これら資金はそれぞれの計画を実現するという目的のために供与されたものであり、国際約束であるE/Nにより他目的への使用は禁じられており、認めることはできない。

（注3）内戦により壊滅的打撃を被った案件

中等技術学校建設計画（1989～91年度の3期）

供与金額：総額16.72億円

計画概要：電気、機械の専門教育を行うための学校の建設及び機材の供与

経緯：建設途中にも内乱のため一時工事が中断したが、平成4年9月に開校。

政治的混乱のため技術協力の対応が遅れ、問題となっていた教員・生徒用宿舎や通勤通学手段の問題を食糧援助の見返り資金で解決する見通しとなっていた。しかし、平成5年2月の戦闘で本校及び機材が壊滅的な被害を受け、今後の対応を話し合うために日・「ル」合同の調査団を派遣する予定にしていたが、今回の内戦により中断されていた。

III. 経協各論（応答要領）

1. （食糧援助を要請越す場合）

平成6年度分の食糧援助の予算においては、WFP経由でルワンダ難民向けに6.58億円分の拠出を決定したところである。更なる要請ということであれば、緊急性の高いものについては検討してみたい（注4）。

(注4) 1994年8月12日閣議で、WFP経由食糧援助について決定済み。これらは
8月2日にプレッジした対ルワンダ支援3,230万ドルの一部。

在タンザニア・ルワンダ難民	3,58億円(南ア産メイズ)
ルワンダ国内被災民	3億円(南ア産メイズ)

2. (医療機材や医薬品の供与を要請越す場合)

医療機材については基礎的な機材について具体的要請があれば検討する用意があるが、これを使用する医師や医療関係者、施設等関連情報の入手が不可欠である。医薬品のような消耗品は一般無償の枠内では困難であるが、緊急性の高いものについては緊急援助で検討してみたい。

3. (トラックやバスの供与を要請越す場合)

トラックについては医薬品の輸送や食糧の輸送等を目的とするものであれば必要性は理解できるが、いずれにせよその使用目的を明確にし、かつ右が現在の一時的な状況に対応するためのものである場合には、その後の使途を明確にした上で要請頂きたく、その上で検討したい。また、バスについては平成4年度に我が国は貴国に対し61台のバスを供与しているところ、供与の可能性の検討に当たっては当該バスの現状につき事前に承知する必要がある。

4. (水、電気、水道等のインフラの復旧工事に對し援助を要請越す場合)

内戦のため停止している基礎的インフラの早期復旧が急務であるとの事情については十分理解するが、貴国の国内における治安状況の先行きがまだ不透明な状況で、我が国の工事関係者の長期滞在を必要とするインフラ復旧工事を我が国が実施することは残念ながら困難と言わざるを得ない。

5. (難民の帰還促進への支援を要請越す場合)

我が国のNGOであるアフリカ協会が、小型ラジオを供与すべく準備中であり、我が国政府としてもその輸送費の一部につき支援する方向で検討中である。その他の案件については具体的な要請を踏まえて検討することとしたい。

(了)

極秘

転電
4=3
有前代
口車代
ザイル
タンザニ

大 政事外外儀官
大 務務 典房
次次
臣秘官官審審長長
政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

総 番 号 R167956
月 22日
平成 6年 8月 23日

米 国 発
本 省 着

主 管

総合外交政策局長

総儀対会要厚情研
察人信在警史オ図

外 務 大 臣 殿

栗 山 大 使

外報官	審報際内外ブ
文長	審一二
領移	参政保対旅外
総	審総安平
戸	企 国
単	審軍不原科
審	
国	審行専人難地
長	
ア	審地中東
長	参北東西
北	審一二保
米	
中	参一二
南	
戸	審西ロ洋
吹	西東
長	
近	参一二アア
ア	
長	
経	審総漁国
長	審経エ国
	一ネ二
	経途
	参海 審準
経	審政調国開無
協	審繁評技有理
長	
条	審条協規
長	
情	参国析折調セ
長	一二

ルワンダ難民支援（自衛隊派遣）

第7344号 極秘 大至急

（限定配布）

貴電総長合第16306号に関し、

取りあえず冒頭貴電第2項（3）の今次調査団に対するロジ支援の件につき、本朝当館防衛駐在官イワサキから国防省政策局東アジア・太平洋部長ホール准将に対し急ぎ要請を行つたところ、22日17時20分同准将から次のとおり連絡があつた。

誠に申し訳ないが、1日努力したが本日中に現地指き官に対し国防省からオーソライゼーションを発出するには至らなかつた。しかし、各方面に日本調査団に対する支援が必要なことは十分徹ていされており、現地を含むアフリカ地域において調査団が支援を得ることに問題はないと思われる。いずれにしても明朝にはオーソライゼーションが出せるよう努力する。

なお、実施段階のことを考えれば、米国からの支援について早急に2国間協定を結ぶ必要があり、そのための話合いに早く入りたいと思う。また、どの程度の支援が必要か細部の事項について承知したい。

その後、同部日本担当ジアラ中さから次のとおり連絡があつた。

現地における空輸支援については、米側の任務に支障のない範囲で同盟国に提供することが既にオーソライズされている。これは無償である。ただし、実施段階における例えば日本から現地への部隊の輸送等是有償となる。

2国間協定についての話合いは直ちに開始するよう、ホール准将から指示されている。自分としては2国間協定には、FMSによる方法と、別個にMOUを結ぶ方法とがあると考えている。

これに対し当方から、自衛隊を派遣するかどうかは未だ日本政府としての決定事項ではないことを断つた上

極秘

で、所要ひ支援事項の細部については急ぎ資料を入手する旨、及び協定に関する話合いについては日本政府の指示をあおいで対応する旨述べた。

調査団に対する支援については、引き続き米側の対応をフォローする。また、自衛隊派遣時の所要ひ支援事項の細部について、及び2国間協定についての話し合いへの対応振りについて、回電ありたい。(了)

極秘

大 政事外外儀官
大務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

総儀対会要厚情研
察人信在警史オ図

外報官 審報際内外ブ

文長 審一二

領移 参政保対旅外

総長 審総安平
企国

審 審軍不原料

国長 審行専人難地

ア 審地中東
参北東西
一

北米官 審一二保

中南官 参一二

長 審西ロ洋
西東
一

近ア長 参一二アア
一二

経 審総魚国
審総エ国
一ネ二
経途
一

参海 審準

経協長 審政調訓開無
審略評技有理

冬長 審条協規

情長 参国析析調セ
一二

総 番 号 R167547

月 22日

平成 6年 8月 23日

主 管

ケ ニ ア 発
本 省 着

総合外交政策局長

外 務 大 臣 殿

佐 藤 大 使

大 至 急

ルワンダ難民支援（自衛隊派遣）

第1316号 極秘 大至急

（限定配布）

貴電総長合第16306号に関し、

当地22日17:00、当館ホリエより当地米大フオスター次席に対し冒頭貴電1.の経緯を説明しつつ、

2.の3点について申し入れたところ、先方の回答次の通り。（なお、19日金よう日の段階で貴電総平合第16203号2.（1）等について、既にホリエよりフオスター次席には説明済であり、当館タムラが別途米大付COLONELシュワルツランダーともコンタクトを取っているところ念の為。）

1. 米大としては可能な限り協力したいと考えているところではあるが、先週末貴官より連絡をいただき、土・日にはそのラインでの訓令が接到するであろうと思っていたところ、現在に至るまで接到していない。早速ワシントンに連絡してどうなっているのか確認してみたい。

2. 「ロジ」というのは、ナイロビよりエンテベ、ゴマ、キガリ等へのフライト往復、これらの現地における移動車両及びしゆくしやのことであろうと考えるが、現地での収容能力等について早急に確認をとる必要があると考えるが、それにしても訓令が必要である。

米、国連代、ジュ府代、ザイール、タンザニアに転電した。（了）

24/10:23

9710 04/08 P01 R168872

注意

1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

08-021

大 政事外外儀官
大務務 典房
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

総儀対会要厚情研
察人園在警史オ図

外 審報際内外ブ
報 官

文 審一二
長

領 参政保対旅外
移 官

審 審(総安)平
長 企国

審 審軍不原料
官

国 審(行)専(人)難地
長

ア 審地中東
長 参北東西

北 審一二保
米 官

中 審一二
南 官

審 審西口洋
官 西東

長 参一二
近 官

経 審総漁国
長 審経エ国

審 審一ネ
長 経途

参海 審準

経 審政調国開無
協 審緊評技有理

条 審(総)協(国)
長

情 参(国)析(行)調セ
長 一二

総 番 号 R168872

月 23日

平成 6年 8月 24日

国 連 発
本 省 着

総 平

外 務 大 臣 殿

丸 山 大 使

ルワンダ難民問題 (ルワンダ難民支援実務調査団)

第4669号 秘 至急 (ゆう先処理)

(以下FAX送信 DN4181+01)

外 務 省

秘

DN:4181- 1

貴電総平第16203号に関し、

冒頭貴電2. (5)に従い、ルワンダ難民支援実務調査団の現地訪問につき、国連本部へ通報を行ったところ、国連PKO局リザ事務次長補より、同調査団の現地訪問については現地到着及び出発の日^付のみで詳細な日程等が通報されていないところ、同調査団のキガリ視察においては同調査団が直接UNAMIR本部と連絡をとり、キガリ視察に必要な調整を行う事を^あ勧め^する、との返答が^あ寄せ^られた。冒頭貴電に^はついて^はキガリ視察とUNAMIRとの協議(26日予定)に関する手配^について^は指示が~~見当たらない~~ところ、念のため別FAX信にて右返答を送付する。

1件電のみ
クニアに転電した。

12月4日 1月14日

(了)

DN4182

F A X 信

秘

総 番 号 R168873

月 23日

平成 6年 8月 24日

国 連 発
本 省 着

主 管

総 平

外 務 大 臣 殿

丸 山 大 使

ルワンダ難民問題 (ルワンダ難民支援実務調査団)

FAX信 秘 至急 (ゆう先処理)

往電第4669号別FAX信

(以下FAX送信 DN4182-01)

UNITED NATIONS NATIONS UNIESPOSTAL ADDRESS—ADRESSE POSTALE: UNITED NATIONS, N.Y. 10017
CABLE ADDRESS—ADRESSE TELEGRAPHIQUE: UNATIONS NEWYORK

REFERENCE:

DN:4182- 1

VIA FACSIMILE TRANSMITTAL

TO: The Permanent Mission of Japan to the United Nations
212.751.1966

FROM: S.I. Riza, ASST. DPKO, UNATIONS, New York

DATE: 23 August 1993

SUBJECT: Visit of the Japanese Delegation to Rwanda

page one of one

1. Thank you for your letter of 19 August, received yesterday, regarding the visit of the Japanese delegation to Rwanda. We have informed UNAMIR today, the day your delegation is scheduled to arrive in Nairobi. We recommend that the delegation contact UNAMIR and discuss the schedule of its visit to Kigali.

2. On the delegation's planned visits to Kenya, Uganda and Zaire, we would recommend that the delegation make arrangements directly with the Governments concerned, as UNAMIR cannot undertake this task.

3. We would also like to advise that, for purposes of similar visits to peace-keeping missions in the future, UN Secretariat Headquarters be given sufficient notice of such planned visits. A minimum advance notice of two weeks would be appreciated.

Best regards.

午後8時以降受付往電案

秘
無 期 限

※総第 86108号005公館宛

平成 23 年 8 月 24 日 秒 24 分 日 秒 24 分 受付

電 信 案

大 至 急

電信課長

大臣
秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

主管
総合外交政策局長
審議官
総務課長
国連政策課長
国際平和協力室長
首席事務官

※発電係 1 2
起案 平成 6 年 8 月 24 日
起案者 電話番号 2346

協議先

アフリカ第一課長
(5)

西欧第一課長
(5)

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

在 仙 大使 総領事 あて 外務大臣 発

件名

ルワンダ難民支援 (調査団への協力)

主管・文書記号

※電番

総平

第2415号

大至急
普通

至急
(優先処理)

転電
転送
転報

在

サイール、F2ア、
丹付代、日代

※転電番号

合第16487号

大使・総領事あて

大至急
普通

至急
(優先処理)

(八〇字)

※

08610868 大至急 FUTU

等005 漢

GB-1

外務省

回覧番号

1241

(※印欄内は電信課記入)

(昭和六三・六・三十改正)

貴電第4036号に関し、

1. ルワンダ難民問題については、我が国としては現地の極めて悲惨な状況に鑑み、これまでUNHCR等への資金面での支援、物資協力に加え人的支援の在り方についてもその可能性を検討している。その中で国際平和協力法に基づく自衛隊部隊による人道的な国際救援活動への協力については、22日より現地に実務調査団（資料別FAX信参照）を派遣し（30日に帰国予定）、更に検討を進めることとしているが、実現する場合には本件派遣は自衛隊部隊による人道的な国際救援活動への初めての協力であり、我が国としては本件協力を今後の国際協力の試金石としたいと考えている。

2. 当方としては、自衛隊部隊を派遣するにあたっては、既に現地で活動中の仏軍とも密接に協力し、救援活動を効率的に進めたいと考えている。また、そのためにも調査段階から仏軍の協力を得つつ、準備を進めることが重要と考えている。24日、ゴマ滞在中の本件調査団山崎団長より総平に対して、下記3.の現地調査に際しての仏軍協力つき要望越したところ、責任国政府関係者に対し以下を申し入れありたく、結果至急回電（ケニアに転電）ありたい。

3. (1) 現在我が国の調査団が現地のゴマ、ブカブ等の視察を行っているところ、調査の円滑な実施のために是非とも現地に展開中の仏軍の協力を得たい。

(2) 特に本件調査団がゴマ空港の仏軍関係者と協議すべく、現地時間の明25日にアポイントを申し入れているところ、右協議の実現及び我が国部隊が同空港を使用するに際しての仏軍の支援（支援の詳細については調査団が協議する）につき協力を得たい。

(3) 仏政府としてこのような仏軍の協力提供につきご理解が得られる場合には、現地関係者（ゴマ他の仏軍司令官）に対し我が方調査団に対する協力を指示するようお願いしたい。

国連代、寿府代、ケニア、~~ザンザール~~に転電した。（ザンザールは本電のみ） (了)

午後8時以降受付往電案

GM:5050-

※総第 86109号004公館宛 FAX信 050-033

平成 6 年 8 月 24 日 秒 21 分 秒 36 分 秒 受付

秘

期 限

大至急

電 信 案

電信課長
代マ

大 臣
秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官 房 長

主管
総合外交政策局長
審 議 官
総 務 課 長
国連政策課長
国際平和協力室長
首席事務官

※発電係
起 案
平成 6 年 8 月 24 日
起案者 電話番号
2348

協議先

PT力第一課長
~~PT力第二課長~~

西欧第一課長

(※印欄内は電信課記入)

在

いん

大 使
総領事 あて

外務大臣 発

件 名

ルワンダ難民支援(調査団への協力)

主管・文書記号

総平

※電番

FAX信

大至急

至急

普通

(優先処理)

転電

転送

転報

在

寿村代 職

※転電番号

FAX信

大至急

至急

普通

(優先処理)

使・総領事あて

往電第245号別FAX信

※

08610981 大至急 FUTU

等004 F信

GB-1

外 務 省

回覧番号

124/

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(昭和六三・六・三十改正)

GM:5050

※ 本日程は米軍等との調整・変更ありうる。

~~GM:4463~~

政府調査団派遣日程 (案)

日程	主要行動	移動手段	宿泊
22 (月)	空路移動 (午前) 成田→ロンドン 空路移動 (午後) ロンドン→	民間航空機	機内泊
23 (火)	→ナイロビ到着 (早朝) ・ナイロビ周辺調査 UNHCR他国連関係者との協議	借り上げ車両 (在ケニア日本大使館便宜)	ナイロビ: ホテル
24 (水)	本隊 空路移動 (午前) ナイロビ→エンテベ (午前) エンテベ→ゴマ (午後) ・UNHCR、米軍、仏軍、NGO ガール政府等との協議 ・エンテベ～ゴマまでの道路及び 中間宿泊地の調査	・UNHCR、UNAMIRま たは米軍機 (ヘリ) ・米軍車両	ゴマ: 米軍宿舎
	航空 ナイロビ ・ナイロビ周辺調査	借り上げ車両 (在ケニア日本大使館便宜)	ナイロビ: 米軍宿舎 又はホテル
25 (木)	本隊 ゴマ ・難民キャンプの視察他	UNHCRまたは米軍車両	ゴマ: 米軍宿舎
	航空 空路移動 (午前) ナイロビ→エンテベ ・エンテベ空港及び周辺調査	・米軍機 ・米軍車両	エンテベ: 米軍宿舎 又は カンハラ: ホテル
26 (金)	本隊 空路移動 (午前～午後) ゴマ→キガリ→ゴマ ・キガリの調査 ・ルワンダ政府との協議 ・UNAMIRとの協議 ・空港調査	・UNHCRまたは米軍 車両、米軍機	ゴマ: 米軍宿舎 番城屋に キガリから ナイロビに帰る。
	空路移動 (午前～午後) ゴマ→カブの調査 ・カブの調査 ・難民キャンプの視察 ・空港調査	・UNHCRまたは米軍 車両、米軍機	
	陸上 ゴマ (状況により他方面) ・ゴマ空港の調査 ・難民キャンプの調査	・UNHCRまたは米軍 車両	
	航空 空路移動 (午後) エンテベ→ゴマ ・ゴマ空港の調査	・米軍機 ・米軍車両	
27 (土)	客談官 ナイロビ→ロンドン	民間航空機	機内泊
	本隊 ゴマ (状況により他方面) ・生道善盤 (宿营地、水源等) 給水施設に要する基盤の調査 空路移動 ゴマ→ナイロビ (午後)	・UNHCRまたは米軍 車両 ・米軍機	ナイロビ: 米軍宿舎 又はホテル
28 (日)	客談官 ロンドン→成田	民間航空機	
	本隊 空路移動 (午前) ナイロビ発→チューリッヒ経由→ ロンドン到着	・民間航空機	ロンドン: ホテル
29 (月)	ロンドン発→	民間航空機	機内泊
30 (火)	→成田到着 (午後)		

ルワンダ難民支援実務調査団一行名簿

1. 総合外交政策局審議官 やまざき りゅういちろう 山崎 隆一郎
 2. 総理府国際平和協力本部事務局参事官 さだおか よしゆき 貞岡 義幸
 3. 総合外交政策局国際平和協力室事務官 まつもと ふとし 松本 太
 4. 中近東アフリカ局アフリカ第1課事務官 おおく ほ たけひろ 大久保 雄大
 5. 防衛庁防衛局運用課部員 なかむら よしとし 中村 吉利
 6. 防衛庁統合幕僚会議事務局 たかはし かずあき 高橋 和明 2等陸佐
 7. 防衛庁陸上幕僚監部防衛部運用課 もろとみ としゆき 師富 敏幸 2等陸佐
 8. 防衛庁陸上幕僚監部衛生部 か が た ゆたか 加賀田 豊 3等陸佐 (医官)
 9. 防衛庁陸上幕僚監部装備部 かわまた ひろみち 川又 弘道 3等陸佐
 10. 防衛庁海上幕僚監部防衛部運用課 たけなか まこと 竹中 信 1等海佐
 11. 防衛庁航空自衛隊航空支援集団司令部 あ べ みつお 阿部 三男 1等空佐
 12. 防衛庁航空自衛隊第1術科学校 きむら くにかず 木村 邦一 2等空佐
 13. 在ケニア日本大使館 たむら かつよし 田村 勝義 1等書記官
 14. 在フランス日本大使館 ますじま けん 増島 健 専門調査員
- 以上に加え、国連難民高等弁務官事務所特別顧問 さ さ え けんいちろう 佐々江 賢一郎氏が同行。

注意

1. 電報の取扱いには慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

PK02H

防衛省

秘

電信写

08-033

大 政事外外儀官
大務務 典房
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外研
代ア大大察括 長
表大使使大審

総儀対会要厚情研
察人園在警史オ図

外報官 審報際内外ブ

文長 審一二

領移 参政保対旅外

長 総安平

長 企国

審 審軍不原料

国 行専入難地

長 審地中東

長 参北東西

北米長 審一二保

中南長 審一二

長 四口洋

長 西東

長 参一二〇〇

長 参一二〇〇

経 審総漁国

長 審経エ国

長 経途

経協長 参海 審準

長 審政調国開無

長 審緊評技有理

情長 審協

総 番 号 R169471

月 24日

平成 6年 8月 25日

フ ラ ン ス 発

本 省 着

主 管

総 平

外 務 大 臣 殿

河 村 臨時代理大使

ルワンダ難民支援（調査団への協力、仏への協力要請結果）

第4083号 秘 大至急

貴電総平第2415号に関し、

24日、早速仏政府関係当局に下平及び百々より冒頭貴電の協力要請を行つたところ、結果以下の通り。

1. 統合参謀本部渉外室モリス中さ（下平に対し）

できること、できないことがあろうが、出来ることについてはもち論のこと現地指き官に対し協力方指示したい。

2. 国防省戦略代表部（DAS）コネサ二国間関係課長（百々に対し）

何分余りにもショート・ノーテイスの御依頼であるので、どこまで出来るか分からないが、早急に国防省内の関係者に連絡の上、現地司令官に指示するようしたい。

（後刻先方より電話にて以下の連絡あり）関係者より現地ゴマの司令部に連絡した。明25日15時、LE-FLEM司令官がお待ちしている。

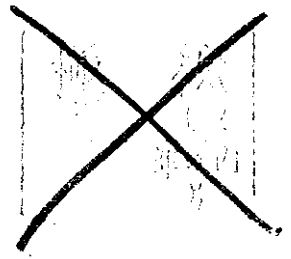
3. 外務省アフリカ局中・東部アフリカ課（百々に対し）

現地のLE-FLEM司令官に連絡してもらえれば基本的に問題ないはずである。

いずれにせよ、国防省の関係部局にも連絡されることをお勧めする。外務省指き下にないので直接現場に指示できないことについては御理解いただけるものと思う。

国連代、ジュ府代、ケニア、ザイールに転電した。（了）

調查團報告書



先送配 注意

1. 電報の取扱いは慎重に願います。
 2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

08-031

大 政事外外儀官
 大 務務 典房
 次次
 臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
 代ア大大察括 研
 表大使使大審 長

議対会要厚情研
 察人園在警史オ図

外 報 官
 審 報 際 内 外 プ

文 長
 審 一 二

領 移 官
 参 政 保 対 旅 外

審 議 官
 審 議 官 平

長 官
 企 国

審 議 官
 審 軍 不 原 科

国 長
 審 議 官 専 入 難 地

ア 長
 審 地 中 東
 参 北 東 西

北 長
 審 一 二 保

中 南 長
 審 一 二

審 議 官
 審 西 口 洋

長 官
 西 東

審 議 官
 審 一 二 〇 〇

経 長
 審 議 官 漁 国

審 議 官
 審 経 エ 国

長 官
 一 二 途

参 海 審 準

経 協 長
 審 政 調 国 開 無

審 議 官
 審 緊 評 技 有 理

長 官
 審 議 協 同

情 長
 参 国 折 折 調 せ

総 番 号 R169037

月 24日

平成 6年 8月 24日

ケ ニ ア 発
本 省 着主 管
総 平

外 務 大 臣 殿

佐 藤 大 使

ルワンダ難民支援調査団（ケニア外務審議官との会見）

第1329号 秘 至急（ゆう先処理）

貴電総平合第16203号に関し、

23日ルワンダ難民支援実務調査団（ヤマザキ総政局審議官団長）はケニア外務省ライチエナ外務審議官（RAICHNAH, DIRECTOR FOR POLITICAL AFFAIRS）を往訪し、今次ミッションの目的につき説明したところ概要次の通り。

1. 冒頭先方より本ミッションの来ケニアをかん迎する旨のあいさつがあつた後、ヤマザキ審議官より次の通り述べた。

（1）わが国は国際平和協力法に基づき、自衛隊をルワンダ難民人道支援のために派遣することを検討しており、右調査のために貴国を訪問したものである。自衛隊派遣のためにはナイロビを航空自衛隊の基地とせざるを得ず、貴国の最大の協力を求めたい。具体的には約100人の隊員及び3機のC130をナイロビに常駐させることを検討している。当地米大武官によれば、現在モンバサを基地としている米軍は10月1日より基地をナイロビに移す由であり、その際には既にナイロビを利用している独及び加軍に加え、わが国の部隊が空港を同時に利用することになり、空港スペース等の問題も生じると思料されるので、この点に関しても貴国の協力を求めたい。

（2）更に、海上自衛隊がモンバサ港を利用する可能性もわずかながらあり、この点についても、ケニア政府の便さを依頼することも将来あり得るので重ねて協力をお願いする。

（3）また、100人に及ぶ貴国に駐在する自衛隊員の身分に関し、何らかの取極を貴国との間で結ぶ必要があり、米国、独、加等貴国を中継地として人員を駐とんさせている他国の例を見つつ、詳細について当地わが方大使館と貴国との間で協議していきたい。

秘

電信写

2. これに対し、先方は次の通り述べ、表けいを了した。

(1) ケニア政府は国連及びUNHCRを含む国連諸機関ならびに友好国とともに今回のルワンダ難民支援に協力しており、物資協力及び空港利用の許可等緊密な協力を行つている。具体的には、ケニア国防庁、空港当局、警察等の代表からなるルワンダ難民支援のための委員会（代表：BRIGADIER IKENYE）が結成されており、同委員会を通じて各国及び国連諸機関との調整を行つているので、今後の空港等のアレンジ（使用料及びモダリティ）については同委員会にコンタクトしていただきたい。外務省からも同委員会に協力要請を至急発出する。

(2) また、貴国部隊の地位についても同委員会を通じて取極を結ぶことになるが、各国ともにスムーズに協力を行つており、問題はないと思料する。ちなみに米国及び国連とはMEMORANDUMを取り交わしていると承知しており、上記委員会より右コピーを入手することが出来るので、後刻貴大使館において入手されることをすすめる。

(3) いずれにせよ、ケニア政府としては日本政府と本件につき緊密なコンタクトを行い、必要な協力をすすめていくことに異存は全くないので必要があれば連絡願いたい。

ザイール、タンザニア、国連代、ジュ府代、米、独、加、英に転電した。（了）

9746 04/08 P01 R170087

注意

1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

08-031

大政事外外儀官
大務務典房
次次
臣秘官官審審長長

外研長
總括審
査察大
環大使
經大使
北ア大
政代表

◎儀対会要厚情研
察人◎信在警史才凶

外報官 審報際内外ブ

文長	審一二
----	-----

參政保對旅外

番総安平
企国

審

國
長

了 審地中東
参北東西

長	
北米	審一二保

中南 審一二

長
洋口西番

長	西東 二
師	參一一

了長	一二
	寔松海国

一國二
工不
經一
審

	二	
	参海	審準

無開國調政審
理有技評緊審

審閱	協同
長	調

日期	11月11日
----	--------

総 番 号 R170087

月 25日

平成 6 年 8 月 25 日

ケ ニ ア 発
本 省 着

主 管

平 総

外務大臣殿

佐藤大使

ルワンダ難民支援実務調査団（UNREO所長及び国連SG特別代表との意見交換）

第1338号 秘 至急 (ゆう先処理)

貴電総平合第16203号及び往電第1329号に関し、

23日、本件調査団はナイロビのUNREO事務所を往訪し、ハインUNREO所長及びカーン国連SG特別代表と意見交換したところ、先方の発言要旨以下のとおり。

1. カーン国連SG特別代表との意見交換

冒頭先方より、ザイールにおけるルワンダ難民の状況について以下のとおり説明があつた。

22日までにルワンダの南西部に設置された「人道安全地帯（UNREOではSECTOR 4と称称）」から仏軍が撤退する予定であつたことから、大量のフツ族難民がザイール側（主としてブカブ）に流出することが、8月上旬より懸念されていたが、幸い、ルワンダ国内において第一に、食りよう、シュルター、水、いりよう活動等の物資面における支援を緊急に行つたこと、また、第二に、これら難民の心理面での不安をおさえるために、UNREO側も新政府に対して、難民の恐ふを取り除くよう要請し、これを受けて、ルワンダ政府は14、16、18日にそれぞれ3人の大臣を安全地帯内のキブエ、キゴンゴロ、チャンググ等に派遣して（自分も同行）、フツ族の人々に対して、国内にとどまるよう説得した。この大臣派遣の効果は絶大であり、当初最初の大臣がフツ族のところへ赴いた際には、極めて敵対的であつた人々が2人目及び3人目の大臣の時には、彼らをかん迎するようになり、多くの難民がザイール側のブカブに流出する事態が回避された。

当初8月14日の時点では1,025人(国連決議では5,500人)しか派遣されていなかったUNAMIRもチャド、ガーナ、セネガル各軍部隊に加え、エチオピア軍部隊が仏軍の撤退期限の切れる2日前に到着し、右安全地帯には約2,500人程度が(ルワンダ全体では3,000人)展開することになった。

外務省

秘

電信写

これも難民のザイール側への流出を最小限にいとどめた要因である。

ザイール側のブカブへの難民の流出は現在も継続しているものの、ブカブの状況は危機（CRISIS）的
とまでは言えるものではない。ただし、現在でもルワンダ国内全体で220万人のフツ族が本来の故きよう
を離れており、その内南西部には45万、ザイールとの国境沿いには15万人以上がおり、彼らがブカブへ
流出する事態を避ける努力が今後とも必要とされている。

ブカブはゴマと比べて、地形的にも多くの難民をきゆう収できず、また、ブカブ空港のキャパシティも限ら
れていることから、大量の物資や大型の機材を運び込むことが困難であり、ゴマに流出した難民の半分の数
の難民がブカブに来たとしても、危機的な状況になることは間違いなく、この意味でも難民流出を防ぐ最大
の努力が行われねばならない。

2. ハインUNREO所長との意見交換

(1) 冒頭「ハ」所長より、(イ) 国際社会には、もつとルワンダ国内にいる220万人の避難民（本来の
故きようを離れている人々）にも力を注いでほしい、(ロ) 今後は、緊急人道援助に加え、中長期的な復こ
う計画が必要となってくる、(ハ) いつまでも難民支援はできずルワンダ国内の安定化及び正常化が必要と
の問題点の指摘があつた。更に国内を安定化させるためには、国内の再建が必要であるが、現在ルワンダの
状況はあらゆる分野で厳しく政府の組織の不在（21名の大臣が任命されたのみで行政機構は不在）、農業、
教育（教師の不足）、税金徴収が行われていないこと、警察制度の不在（RPFが代替している）、インフ
ラ等の例を挙げつつ説明があつた。

また、既にルワンダ政府特使が欧米各国に派遣されており、世銀、IMF等とのルワンダ復こうのための協
議に入っていると聞いているので、日本政府におかれても短期的な難民支援活動に加えて、ルワンダの経済
復こうのため中長期的な観点からルワンダ支援にあたってもらいたい旨要請があつた。

(2) カーン特使から指摘があつた心理面での「ル」難民に対する対策に関しては、未だ住民にはラジオは
配布されておらず、キガリにあるラジオ局はキガリ近こうまでしか電報が届かない状況であり、この面でも
何らかの手当が必要であると思われる。また、安全地帯に関しては「ル」新政府とカーン特使の間で紳士
協定があり、RPF等は同地帯には入らないことになっているので、当面の危機は回避されている。

(3) UNREOとしても、かかる「ル」の事態に対して何らかの具体的な措置をとることが必要であると

秘

電信写

理解しており、まず「ル」政府の各大臣に対して秘書及びスタッフを供与し、彼らのし事の立上りを助けている。彼らは大臣といつても電話も車も、ましてやスタッフもおらず、し事が満足に出来ない状況である。例えば、日本政府より、「ル」政府に対し、20台程の車両を提供できれば相手側より感謝されることは間違いないであろう。また、この他にも、UNREOとしては今後キガリにUNREOの本拠地を移すことを検討しており、更にこれを受けてNGOもキガリに移ってくる予定である。そうすれば、ルワンダ国内が安定してきたことを内外に示す上でも良い結果を生むであろう。いずれにせよ「ル」国内はまひしており一刻も早い正常化がかん要である旨説明があつた。

タンザニア、ザイール、仏、米、英、白、加、独、国連代、ジュ府代に転電した。(了)

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

08-031

大 政事外外儀官
大務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

儀対会要厚情研
察人園在警史オ図

外 審報際内外ブ
報官

文 審一二
長

領 参政保対旅外
移長

長 審一二
長

審 審軍不原料
官

長 審一二保
長

ア 審地中東
長 参北東西

北 審一二保
米長

南 審一二
長

長 審西ロ洋
長

西 審一二アア
東

審 審総漁国
経 審経エ国
長 一ネ
経途

参海 審準

審政調国開無

審緊評技有理

審 審 審

参 参 参
国 国 国
折 折 折
調 調 調
セ

総 番 号 R170088

月 25日

平成 6年 8月 25日

ケ ニ ア 発
本 省 着

主 管

総 平

外 務 大 臣 殿

佐 藤 大 使

ルワンダ難民支援実務調査団（キブ州知事との会見）

第1339号 秘 至急（ゆう先処理）

貴電総平合第16203号及び往電第1338号に関し、

24日午前、ルワンダ難民支援実務調査団（ヤマザキ審議官他2名）は、モト・モペンド北キブ州知事を往訪したところ、概要以下のとおり（これに先立ち、ガエンバ州知事ひつ頭顧問と意見交換したところ、同顧問より、給水活動には州の許可が必要であること、同手続きの為に、現地UNHCRが支援してくれるとの説明があつた。（現在、UNHCRと各援助関係者との間で週1回協議会が開かれている由。））。

1. 冒頭、ヤマザキ審議官より、本調査団は、PKO法に基づく人道的な救援活動の検討のために調査を実施しているところ、本会見の機会を感謝する旨及び右活動がゴマ地区で行われることとなつた場合の貴知事の協力を要請する旨発言。

2. 続いて、当方より、派遣部隊に係る地位協定及びしゆく営地の使用について照会したところ、概要以下のとおり。

（1）（現在展開している米軍及び仏軍に係る地位協定如何、日本が展開した場合、裁判管轄権の免除、自衛のための武器の携行等を規定した地位協定の締結の可能性如何、との問いに対し、）米仏との間で、一定の内容の合意は作成されており、貴国の活動を受け入れる際にも、自分（「モ」）とのレターのやりとりでよく、キンシャサ政府には適ぎ連絡していただければよい。武器の携行使用に関しても全く問題はなく、警備担当のみならず、全員が携行しても何ら問題はない。

（2）（貴知事は飛行場を管轄しているか、米軍撤退後のあと地を200名規模となるわが国が使用する可能性如何、との問いに対し、）飛行場は、自分の管轄下にある。仏が米軍あと地に移動予定であり、仏のあと地提供も考えられる。（これに対しては、現場を見た上で然るべく連絡する旨応答。）

秘

電信写

3. 最後に「モ」知事より、給水を行う場合には、活動終了後、給水設備を当地に残地することは可能か。
右が可能となれば、地域の給水に長く役立つこととなり有り難い、との発言があつた。

(なお、同行したUNHCR担当によれば、ザイールにおいては地方分権が発達しているため、州知事は大きな権限を有しているとの由。)

ザイール、タンザニア、国連代、ジュ府代、米、独、加、英、仏に転電した。(了)

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検問班（内線2171、2174）に連絡願います。

秘

電信写

08-031

大 政事外外儀官
大務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

総儀対会要厚情研
察人園在警史オ図

外 報 官 審報際内外ブ

文 長 審一二

領 移 長 参政保対旅外

長 総総安平
長 国

審 審軍不原料

国 長 審専囚難地

ア 審地中東
長 参北東西

北 審一二保

中 審一二

南 審西ロ洋

長 西東

ア 長 一二〇〇

経 審総漁国
長 審経エ国
一ネ
経途

参海 審準

経 審政調国開無
協 審緊評技有理

長 審審協調

情 参国折断調セ
長 一二

総 番 号 R170089

主 管

月 25日
平成 6年 8月 25日ケ ニ ア 発
本 省 着

総 平

外 務 大 臣 殿

佐 藤 大 使

ルワンダ難民支援実務調査団（米軍施設部隊長との会見）

第1340号 秘 至急（ゆう先処理）

貴電総平合第16203号及び往電第1339号に関し、

24日本件調査団は、ゴマ空港内に駐とんする200名からなる米軍施設部隊隊長デービス少さを往訪し、短時間（当方のエンテベ向け米軍機の出発時間が早まったため）こん談したところ、右概要次の通り。

1. 米軍の法的地位

ゴマにおける米軍の法的地位については2つのレベルでとらえられる。第一に、ザイール政府との間には米軍の地位につき米大使館の行政及び技術スタッフと同様の地位を有するとの外交的取極が交わされている。また、ゴマの州知事との間でもキンシャサのザイール政府と同様の合意がへい行的に行われたと承知している。第二に、実態面においては、UNHCRがかさとなり、UNHCRの要請に基づき米軍が活動している。従つてザイール政府とUNHCRの両レベルで米軍の地位が同時に保障されている。

2. 具体的アレンジメント

部隊の現地展開にあつては、具体的には、仏軍及びゴマ空港長と協議し、空港内のしき地を米軍用に割当ててもらつた。今後、明25日にも米軍はゴマから撤退することになるが、その後に残される米軍キャンプあと地の利用については、仏軍及び空港当局と協議されるのが良いと思料する。

3. 米軍施設部隊の活動

これまで主としてわれわれはC5及びC141で重機材を運搬し、難民キャンプの設営を行つてきており、具体的にはいくつかの難民キャンプ場の整備及びアクセス道路のふ設を行つた。今回撤退する理由は、既にわれわれの行うことの出来るし事は全て完了したことによるもので、本部隊は米国本土にもどる予定であり、米軍による協力は今後キガリを中心とするルワンダ国内に重点をうつしてゆくことになるう。

秘

電信写

米、ジュ府代、国連代、英、仏、加、イスラエル、ザイール、タンザニアに転電した。(了)

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

PKO 岩井氏
防衛 河村氏

電信写

08-031

大 政事外外儀官
大務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

総儀対会要厚情研
察人圖在警史オ図

外 報官 審報際内外ブ

文 長 審一二

領 移 参政保対旅外

長 審一二
企国

審 審軍不原料

国 審行専囚難地

ア 審地中東
参北東西

長 審一二保

中 審一二

長 審西ロ洋
西東

長 審一二アア
二二

経 審総漁国
審経エ国

長 審緊評技有理
経途

参海 審準

経協長 審政調国開無
審緊評技有理

長 審総協

情長 参国析研調セ
二二

総 番 号 R171005

月 26日

平成 6年 8月 26日

ケ ニ ア 発
本 省 着主 管
総 平

外 務 大 臣 殿

佐 藤 大 使

ルワンダ難民支援実務調査団（ゴマにおける米軍ブリーフ）

第1345号 秘 至急（ゆう先処理）

貴電総平合第16203号及び往電第1344号に関し、

25日本件調査団はゴマ空港米軍基地にてエンテベ空港に駐とんするCUFF大さより米軍の動き他につき
ちよう取したところ、概要次の通り。

1. 米軍の動き

米軍は本25日をもつてゴマより完全に撤収する。今後はエンテベ及びキガリに集結する。現在モンバサ空
港に常駐している6機のC130及びエンテベ空港の5機は本国に帰かんし、新たに本国より来る6機がエ
ンテベに常駐する。なお、今日ナイロビで行われた調査の結果、ナイロビよりもエンテベ経由のニーズが多
いことがわかつたため、ナイロビ空港には展開しないことになった。

2. ブカブ空港

米軍は一切ブカブへの輸送は行っていないが、ニュージーランド（C130）、独（トランザール）、加
（C130）の各国軍が右任務についている。同空港には5,000フィートの
かつ走路があるが、最後の1,000フィートは小石等が散らばっており、必ずしも良好な状況ではない。
直接視察して判断ありたい。

タンザニア、ザイル、米、英、仏、白、加、独、国連代、ジュ府代に転電した。（了）

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

08-031

大 政事外外儀官
大 務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経調査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

儀対会要厚情研
察人園在警史オ図

外 審報際内外フ
報 官

文 審一二
長

領 参政保対旅外
移 官

長 総安
企

審 審軍不原料
官

長 専入難地
国

ア 審地中東
長 参北東西
一

北 審一二保
米 官
長

中 審一二
南 官
長

審西ロ洋
長 西東
一

審一二アア
長 二二

審総漁国
長 審経エ国
一 経途
一

参海 審準
長

審政調国開無
長 審緊評技有理

審協
長

参国析防調セ
長 一二

総 番 号 R171006

月 26日

平成 6年 8月 26日

ケ ニ ア 発

本 省 着

主 管

総 平

外 務 大 臣 殿

佐 藤 大 使

ルワンダ難民支援実務調査団（エンテベに於ける米軍ブリーフィング）

第1346号 秘 至急（ゆう先処理）

貴電総平合第16203号及び往電第1345号に関し、

25日、本件調査団はエンテベ空港にて米軍キルブルー作戦担当大さよりブリーフィングを受けたところ概要次の通り。

1. 当地の米軍の任務は次の2点である。第一に、ゴマに流出したルワンダ人難民を緊急に支援することであり、右目的のために米軍は必要な水の供給及び輸送を行つた。第二には、キガリ空港の機能を支援することである。今回のわれわれのミッションは御存知のように決して平和維持活動ではなく人道支援である。キガリに展開しているといつてもUNAMIRとは直接の関係はなく、新しい部隊の現地への空輸に関し支援を行つたのみである。

これらの目標は既に成功りに達成されたと考えており、本25日に既に米軍部隊はゴマから撤収した。また、本日、わが部隊の最高責任者であるジョウルワ大將及び国防長官に対し、9月30日までにキガリ及びエンテベからの完全撤退を提案している。ただし、最終的な判断は未だ下されていない。

2. 現在の現地での米軍の展開状況は、最高司令官（中將）の下に二人の副司令官（じゅん將）がキガリ及びエンテベに駐在している。キガリ空港においては、米軍は陸上支援のみを行つており、管制とうはUNHCR及びルワンダ政府が管理している（UNHCRは今後できる限りルワンダ政府に管理を委ねてゆく方針）。更に、CIMOC（CIVILIAN MILITARY OPERATION CENTER）とよばれる文官及び武官が協同してオペレーションにあたっているセンターが存在する。また、エンテベにおいては同様のCIMOCがあり、更に6機のC130を常駐させることになる。（同席したブラッドレー少さによれば、800-900人がエンテベ空港に、200人がキガリ空港、ドイツ国内で今回のオペレーシ

秘

電信写

ョンに従事している者が150-200人程度おり、全体では現在1,700人が今回のオペレーションに参加している由。)

3. ルワンダの政治状況に関して言えば、内戦は未だ集結したとは言い難い。難民流出問題そのものが内戦によつて創られたものと言える。旧政府軍がルワンダ国民に対し、ゴマに逃げるようにしようとしたのも事実であるし、ザイールに逃げた旧政府側においては新しい政府をじゆ立せんと動きがある。最終的には彼らはルワンダの再せい服をねらっているものと思料する。また、安全地帯のルワンダ難民をブカブに逃げるようにせん動したのも旧政府軍分子のし業であり、幸いにもUNREO等の努力により、大多数のこれらの難民は国内にとどまつており、目立つた動きはない。個人的見解としては、今後のルワンダ国内の情勢について決してらつ観していない。

タンザニア、ザイール、米、英、仏、白、加、独、国連代、ジュ府代に転電した。(了)

注意 1. 電報の取扱いには慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

08-031

大 政事外外儀官
大 務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

儀対会要厚情研
察人園在警史オ図

外 報 官 審報際内外ブ

文 長 審一二

領 移 長 参政保対旅外

長 審一二

審 審軍不原料

国 長 審一二

ア 審地中東
参北東西

北 米 長 審一二保

中 南 長 審一二

審西ロ洋
西東

長 審一二

経 長 審一二

審総漁国
審経エ国
一ネ二
経途
二

参海 審準

経 協 長 審政調国開無
審緊評技有理

長 審協

情 長 参国折調セ
一二

総 番 号 R171636

月 27日

平成 6年 8月 27日

ケ ニ ア 発
本 省 着

主 管

総 平

外 務 大 臣 殿

佐 藤 大 使

ルワンダ難民支援実務調査団（南キブ州知事との会見）

第1357号 秘 至急（ゆう先処理）

貴電総平合第16203号及び往電1356号に関し、

26日本件調査団は、キエンブワ南キブ州知事を往訪したところ、会談の概要以下の通り。

1. 冒頭、調査団を代表してサグオカ総理府参事官から、調査団の趣旨を説明すると共に、「キ」知事が会談の機会を与えてくれたことに謝意を表した。

2. これに対し、「キ」知事は以下のように述べた。

（1）自分は本件調査団の南キブ州への来訪を心からかん迎する。

（2）南キブ州は、ザイール・ルワンダ・ブルンデイの交通の要所であり、過去にも、多くのルワンダ・ブルンデイ難民及びザイール国籍を有しルワンダ・ブルンデイで生活していた避難民を受け入れてきた。しかし、今日のように、短期間のうち、大量の難民がおしよせたのは例がない。難民数は家族、教会等を通じて自生的に定着した避難民を含まないUNHCRの発表している数字よりも実際には大きい。

（3）今日の大量のルワンダ難民の到来によつて、ブカブ市及びそのしゅうへんの住民は多くの影響を受けた。最も深刻な問題は、難民がねん料用その他のために木を無ちつ序にばつ採したため、エコロジーの面で大きな影響がでていることである。また、難民が学校施設の木材を取り去つたり、占拠したために、新学期をひかえて、これら施設の整備が急を要する事態となつている。更に、難民の流入により物価が大はばに上しようした。これらは、一例にすぎない。

（4）ブカブしゅうへんはもともと人口密度が高いため、大量の難民受け入れは難かしい。もし難民が安定したいのであれば、スペースのある150-200Kmブカブから離れたしりん地帯に移動させるしなかりう。

秘

電信写

(5) (日本とザイールの間の友好関係に言及しつつ)

ルワンダ難民支援の受けざらとしてザイールは適していると述べ、難民輸送等の車両等のわが国よりの一層の援助に期待をすとした。

5. なお、同行したUNHCR担当によれば、同知事は難民に関する問題を正確に認識しており、UNHCRにとつても協力的で、極めて重要な存在であるとの由。

タンザニア、ザイール、米、英、加、仏、独、白、国連代、ジュ府代に転電した。(了)

注意

1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

08-031

大 政事外外儀官
大務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

総機対会要厚情研
察人園在警史オ図

外 報 官
審 報 際 内 外 プ

文 長
審 一 二

領 移 官
参 政 保 対 旅 外

長
審 軍 不 原 料

審
審 軍 不 原 料

長
審 地 中 東
参 北 東 西

長
審 一 二 保

北 米 官
審 一 二

中 南 長
審 西 口 洋
西 東

長
審 一 二 三 四

長
審 一 二 三 四

長
審 一 二 三 四

長
審 一 二 三 四

長
審 一 二 三 四

長
審 一 二 三 四

長
審 一 二 三 四

長
審 一 二 三 四

総 番 号 R171008

月 26日

平成 6年 8月 26日

ケ ニ ア 発
本 省 着

主 管

総 平

外 務 大 臣 殿

佐 藤 大 使

ルワンダ難民支援実務調査団（ザイール・ゴマにおけるUNHCR担当官ブリーフ）

第1344号 秘 至急（ゆう先処理）

24日本件実務調査団はザイール・ゴマのUNHCR事務所を往訪し、ゴマにおけるルワンダ難民支援の具体的ニーズ（いりよう、衛生、給水）につき調査したところ、各UNHCR担当官の述べるところ概要次の通り。なお、ゴマにおける支援ニーズは7月末からの各国及びNGOによる支援活動が積極的に行われたため、全般的に相当みたとされており、同UNHCR事務所においても、既にゴマの難民支援が他の場所（ブカブあるいはルワンダ国内）に比してトップ・プライオリティではなくなっている旨の前置きがあつた上で、不じゆう分な部分につき以下の通り指摘があつた。更に各国軍に関しても、米軍は明25日にもゴマを引き上げる予定とのことでゴマ空港では撤退作業が行われている最中であり、100名のいりようチームを派遣しているイスラエル軍も今月末を目度に撤退する予定である。

1. いりようニーズ（UNHCRいりよう分野担当ブルジョワ女史）

（1）ゴマにおけるいりよう分野のニーズは当初の危機的時点及び他の地域に比して最もみとされてきている分野であり一般的に言えば今後同分野におけるニーズはじよじよに低下すると考えられる。各キャンプには既に各NGOにより相当数のいりようチームが入っておりプライマリー・ケアに従事しており、また、それぞれ150-160人程の「COMMUNITY HEALTH WORKER」（難民の健康・病氣に対する意識を高めることを目的としてけいもう活動等を行つている）が活動している。

（2）同地区にある主要な病院は次の通り。

（イ）イスラエル軍病院（ゴマ市内） 80ベット、外科及び小に科、かん者の半分はザイール人 9月1日をもつて閉さ予定。

（ロ）オランダ軍病院 32-40ベット、イスラエル軍病院と協力

秘

電信写

(ハ) GENERAL HOSPITAL (現地の病院) 160ベット、イタリアのNGOが支援

(ニ) CPK病院 (場所VIRUNGA) 80ベット

(ホ) CHARITE MATERNELLE 14ベット、カトリック系NGO・CARITASによつて運営

(ヘ) ICRC病院 20ベット既に先週末をもつて活動停止。

(ト) せき十字病院 (場所はキブンバ、カヒンド難民キャンプを予定) 120ベット、外科

(チ) 仏病院 80ベット、外科も含む。ただし、9月15-30日の間に閉さ予定。

(3) 以上から理解出来るように、(ヘ)の病院が活動を停止し、(イ)のイスラエル及び(チ)の仏軍病院が閉さ予定であり、他方(ト)のせき十字病院がオープンするにはまだしばらく時間がかかることもあり、9月において(i)外科機能をもち、かつ、(ii)中長期的な治りように従事できるような病院のニーズが生じる。

(4) 予防接種に関してははしかの予防接種がほぼ完了し、のうずいまくえんの予防接種についても相当程度実施されている。

(5) 難民キャンプの場所の観点からニーズを述べるならば、キブンバ、カタレの両難民キャンプにおいては相当のニーズが満たされているのに比べ、ムグンガ・キャンプにおいては、もともと手うすであつたことに加え現在活動しているMDM (MEDECIN DU MONDE) が11月には撤収する予定であり、いりようニーズが高まる可能性がある。ただし、ムグンガ・キャンプには武器をもつた旧ルワンダ政府軍の兵士が多く存在することもあり、治安上の問題もある。(元来この理由のためにNGOの支援が手うすとなっている。) また、今後はえんかく地にある難民キャンプにこちらから出向いていつて治りようを行う「OUT REACH PROGRAMME」を計画しており、同プログラム分野におけるニーズが高い。

2. 衛生ニーズ

現在UNHCRで計画している分野としては防えきがある。各キャンプにおいてのみ及びしらみをく除するため「PERMETRIN」(さつちゅうざい)を難民のからだの上に散布することを通じ難民の防えきを緊急に行う必要がある。これは間接的ではあるがマラリア対策にもなる。どの程度のPERMETRINが必要になるかについては27日にも算出することが出来るので貴調査団にもお伝えしたい。既に本計画につい

秘

電信写

ては仏軍と協議を始めたところであるが、具体的には何も決まっておらず、また、PERMETRINもこれから調達する予定であり、その到着までに少なくとも2週間は時間がかかると思われる。散布の方法としては、外国人が直接ルワンダ人に散布することは彼らのてい抗間も強いので、現地人を雇い、散布方法を教えた上で彼らを通じて実施するのが良いと考えている。

3. 給水 (UNHCR給水分野担当ジョー・カマーフォード氏)

給水分野については、現在米軍が米民間会社(PORTABLE WATER SUPPLY SYSTEMS)を役務雇用し、同社とUNHCRの間で契約が結ばれている。PWSSの職員11名がキブコ(空港から10分程のきよ離にある)を水源とする給水(2種類の水質。一方はすな・石等を除去しえん素さつきんを行つたもので日量50万ガロン。もう一方は高品質のじょう水で日量3,000ガロン)を実施しているが、30日以内に撤退する予定であり、その後だれが右給水活動を引き受けるかは決まっていない。

従つて、日本側で右給水活動にあたつていただけるならば大変ありがたい。PWSSの撤退期限については米軍側と協議すれば若干延長する等のじゅう軟な対応も可能かと思われるが、日本側が実施する場合にはなるべく早く右方針を決定して欲しい。(同日後刻本調査団一行は給水地を視察したところ、調査結果別FAX信する。)

ジュ府代、国連代、ザイール、タンザニア、米、英、独、仏、加、イスラエルに転電した。(了)

NB1300

F A X 信

秘

総 番 号 R171020

月 26日

平成 6年 8月 26日

ケ ニ ア 発
本 省 着

主 管

総 平

外 務 大 臣 殿

佐 藤 大 使

ルワンダ難民支援実務調査団 (ザイール・ゴマにおけるUNHCR担当官ブリーフ)

FAX信 秘 至急 (ゆう先処理)

(以下FAX送信 NB1300-02)

往電第1344 号別FAX信

NB: 1300-01

米軍による給水活動 (コマ地区)

1 全般

米軍は、民間会社 (Portable Water Supply Systems) を
 役務雇用し、キフ"湖を水源とする給水 (2種類の水質)
 を実施しているが、9月中旬頃までに撤退する予定である。

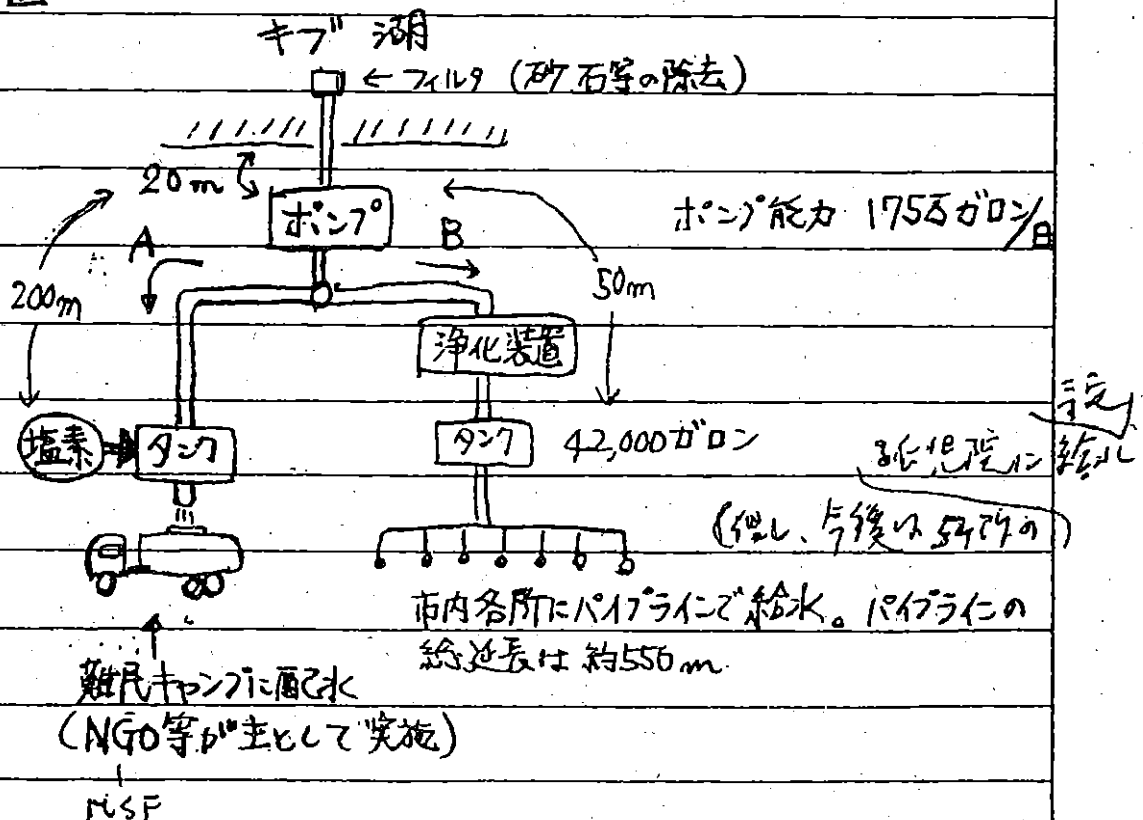
米軍撤退後の給水を引き継ぐものは決まっておらず、自衛
 隊がこれを担任する余地はあるものと思料する。

UNHCRによれば

2 給水活動の概要

(1) 要図

(湖の近くで浄水が可能)



NB:1300-02

(2) 水質-供給量

Aは、砂、石等を除き、塩素殺菌のみ、日量 50万ガロンを供給。

Bは、高品質の浄水で、日量 3,000ガロンを供給。

(3) 給水所の運営

PWSSの11名が現場にテントを張って常駐している。

11名のうち 2名が給水車を担当している。 配車管理

なお、給水所の警備はザール兵が担当している。
(3名)

本給水所は、陸自を派遣する場合、約200名を収容する地盤はなく、本隊宿営地から分派されることになるものと考えられる。ただし、本地域は、空港から車で10分程度の距離にある。

なお、勤務は 12~14時/日 実施している。

(4) キブ湖の水を採取した、持ち帰る。

(3)

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

08-031

大 政事外外儀官
大務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

儀対会要厚情研
察人圖在警史オ図

外 報 官 審 報 際 内 外 プ

文 長 審 一 二

領 移 長 参 政 保 対 旅 外

長 総 平 企 国

審 審 軍 不 原 料

長 行 専 人 難 地

ア 審 地 中 東
参 北 東 西

長 審 一 二 保

中 南 長 審 一 二

長 審 西 口 洋
西 東

長 一 二 〇 〇

長 審 総 漁 国
審 経 エ 国
一 ネ 一
経 途 二

長 参 海 審 準

長 審 政 調 国 開 無
審 緊 評 技 有 理

長 審 協 協

情 長 参 国 折 折 調 セ
一 二

総 番 号 R171679

月 28日

平成 6年 8月 28日

ケ ニ ア 発
本 省 着

主 管

総 平

外 務 大 臣 殿

佐 藤 大 使

ルワンダ難民支援実務調査団（UNHCRゴマ事務所長等との協議）

第1359号 秘 至急（ゆう先処理）

貴電総平合第16203号及び往電第1357号に関し、

27日午前、本調査団は、派遣部隊の活動内容等について、UNHCRゴマ事務所長らと協議を行つたところ、先方発言の概要以下のとおり。

1. 給水活動について、現在右を行つている米国は9月21日までに撤収するので、当該期日までに展開を了していただきたい。また、政府レベルでの正式決定予定時期は9月中旬とのことであるが、当方（UNHCR）としては、然るべき期日までに給水活動を引き継ぐ者を確定する必要がある、9月中旬の決定では遅く、事務レベルで目途がついた際は至急連絡していただきたい。われわれとしても、米が9月21日以降10月初めまでの費用を負担してくれるよう働きかけを行う所存であり、その結果は在ナイロビ日本大使館を通じて2-3日中にお知らせしたい。なお、配水については、MSFが担当し、日本にお願いすることはない。なお、派遣予定期間6ヶ月は満足すべき期間である。

2. いりよう活動については、プライマリー・ケアのニーズは、NGOによりある程度カバーされており、日本側にて予定のい者等の人数を削減することを検討していただきたいが、他方UNHCRとしても日本側の事情は理解したので、今後、既に活動しているNGOのうちで引きあげるものがあるかも知れないこともあり検討してみたい。

3. C-130による輸送協力の件については、ジュネーブ本部で全て統轄しているので、本部と連絡していただきたい。

4. 新しい難民キャンプの建設及びトイレの建設に係る整地についての支援を期待する。

米、英、加、独、仏、白、ザイール、タンザニア、国連代、ジュ府代に転電した。（了）

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

秘

電信写

08-031

大 政事外外儀官
大務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

儀対会要厚情研
察人園在警史オ図

外 審報際内外ブ
報 官

文 審一二
長

領 参政保対旅外
移 長

長 審一二
長

審 審軍不原料
長

長 審一二
長

ア 審地中東
長 参北東西
長

北 審一二保
米 長

中 審一二
南 長

審西ロ洋
長 西東
長

審一二
長

審総漁国
長 審経エ国
長 一ネ
長 経途
長

参海 審準
長

審政調国開無
長 審緊評技有理
長

審審協調
長

参国析研調セ
長 一二
長

総 番 号 R171680

主 管

月 28日
平成 6年 8月 28日

ケ ニ ア 発
本 省 着

総 平

外 務 大 臣 殿

佐 藤 大 使

ルワンダ難民支援実務調査団（駐ゴマ仏軍司令官との会談）

第1360号 秘 至急（ゆう先処理）

貴電総平合第16203号及び往電第1359号に関し、

27日、本調査団は駐ゴマ地区仏軍司令官ルフレム大さと会談を行つたところ、先方発言の概要以下の通り。

1. 日本政府が自衛隊派遣を正式決定された場合に9月中旬に予定される先遣隊のゴマ空港内仏軍駐とん地への受入れについては問題はない。駐留仏軍と同じテントの中で構わなければ、しゆくはく施設その他を提供する用意がある。ただし、ザイール当局からの了解は日本側で取つていただきたい。

2. 日本政府が正式決定をした場合に10月初めに予定される本隊のゴマ空港内仏軍駐留地区への設営に関しては、仏軍の撤退が終了してからであれば可能である。これは、ゴマ空港の能力が限られているため、撤退作業とへい行して自衛隊及び諸物資の輸送を行うことは極めて困難であるためである。ゴマからの仏軍撤退は、現在のところ9月下旬を予定しているが、最終決定はまだなされていない。撤退日時の最終決定は、9月中旬になされるであろうが、かかる決定は、（1）現在仏軍が支援しているUNAMIRのアフリカ人部隊への支援がかた代わりされる目途がたつこと、（2）現在ゴマで行っているいりよう援助をいつ停止するかとの政治的決定をバリが行うこと、に左右される。

3. ザイール当局との間で、仏軍兵士の武器の携行等の地位に関する取り決めは書面でのものは一切ない。仏政府は、モブツ大統領から、国連決議に基づくトルコ石作戦の一かんとしてゴマ及びブカブに仏軍を駐留させる了解を取り付けている。

4. 今回の貴調査団の来訪についてはバリの国防省に早速報告したい。

米、英、加、独、仏、白、ザイール、タンザニア、国連代、ジュ府代に転電した。（了）

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

08-031

大 政事外外儀官
大務務 典房
次次
臣秘官官審審長長
政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

儀対会要厚情研
察人圖在警史オ図

外 審報際内外ブ
報 官

文 審一二
長

領 参政保対旅外
移

長 総総安平
企国

審 審軍不原料

長 国 国 専入難地

ア 審地中東
長 参北東西

北 審一二保
米

中 審一二
南

長 審西ロ洋
西東

ア 長 総一二アア

経 審総漁国
長 審経エ国
一ネ
経途

審海 審準

経 審政調国開無
協 審緊評技有理
長

長 審審協調

情 参国折調セ
長 一二

総 番 号 R171717

主 管

月 28日
平成 6年 8月 28日

ケ ニ ア 発
本 省 着

総 平

外 務 大 臣 殿

佐 藤 大 使

ルワンダ難民支援実務調査団（カーン国連SG特別代表との会見）

第1361号 秘 至急（ゆう先処理）

貴電総平合第16203号及び往電第1360号に関し、

26日、ヤマザキ本件調査団団長は、23日のナイロビUNREO事務所における会見に引き続き、再度、カーン国連SG特別代表と、在キガリのUNAMIR本部にて会見したところ、概要以下の通り（当方オオクボ近ア1事務官同席）。

1. 冒頭、先方よりルワンダの情勢につき以下の通り説明があつた。

（1）ルワンダは相対的に平和な状態が続いている。自分は貴国の法制度上の問題についても承知はしているが、今般、貴国が人道目的で自衛隊を派遣することを検討されているなら、ルワンダ国内への派遣についてもそのスコープに入れていただきたい。

（2）むしろ、ゆう慮するのはザイールをめぐる情勢である。ザイール内のキャンプでは旧政府軍勢力が依然力を持つており、キャンプ内は今や「政治化」している。

（3）自分の私見を話せば、日本にはUNAMIRに参加してもらいたい。UNAMIRについても人道的参加はできる。実際カナダは、ルワンダの内外で人道支援活動を展開している。もし、日本が参加するとなら、カンバラ経由で空路キガリに入り、トラック・いりよう・食りようを運輸する等のロジスティック・サポートを行つてほしい。仏軍が撤退しつつある今、われわれは日本に大いに期待している。米軍が現在キガリ空港を使用しており、また、9月2日より商用便が乗り入れるので空港の使用は日本にとつても問題ないと思う。

（4）今後、われわれは難民帰かん支援を行つていくが、具体的には食りようをキガリーゴマ間の各所に設置する食りよう配給地に置き、帰かんする難民に配布するというもの。この支援策に対する日本の参加を期

秘

電信写

待する。

(5) 加えて、今後は国内の復興策が必要となってくる。ルワンダは従来より農業国であり、経済の90%が農業に依存している。今後は、農作物の種の配布、農作器具の配布などを行っていくが、これはWFP、FAO、UNICEFが行う予定である。

(6) 国内復興策を行うに当たって、旧政府勢力の動向が注目されるが、自分(「カ」)は旧政府軍の反攻の可能性は少ないと考える。それは旧政府軍の組織力が弱く、カリスマのあるリーダーがおらず、支援するパトロンがいない等の理由による。

2. (当方より、わが国は本日(26日)、ルワンダ新政府とコンタクトをとり、もく示の承認をする予定である旨伝えたところ)

ルワンダの復興の為には二国間の援助も重要であると考え。具体的支援策としては、(イ) 難民に対するラジオの供与、(ロ) ルワンダ警察の車の供与、(ハ) (キガリ市内の行政機能がまひし、ゴミ集積なども行われていないので) ゴミ集積トラックの供与、等が考えられる。(ハ) についてはUNDPが担当する予定。

米、加、英、仏、独、白、タンザニア、ザイール、国連代、ジュ府代に転電した。(了)

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

秘

電信写

08-031

大 政事外外儀官
大 務務 典房
次次
臣秘官官審審長

政北経環査総 外
代ア大人察括 研
表大使使大審 長

⑧儀対会要厚情研
察人⑧在警史オ図

外 報官 審報際内外ブ

文 長 審一二

領 移長 参政保対旅外

⑧総安平
長 ⑧国

審 審軍不原料

国 ⑧⑦専△難地

ア 審地中東
長 参北東西
一

北 審一二保

米 長 審一二

南 審西ロ洋

長 西東
二

⑧ア長 ⑧一二⑦⑦
二

経 審総漁国
長 審経エ国
一ネ二
経途
二

参海 審準

経 審政調国開無
協 審緊評技有理

長 審密協⑧

情 参国折⑧調セ
長 一二

総 番 号 R171716

主 管

月 28日

ケ ニ ア 発

総 平

平成 6年 8月 28日

本 省 着

外 務 大 臣 殿

佐 藤 大 使

ルワンダ難民支援実務調査団（ブカブ視察）

第1362号 秘 至急（ゆう先処理）

貴電総平合第16203号及び往電第1361号に関し、

26日、本調査団分遣隊（サダオカ総理府国際平和協力本部参事官他）はブカブを訪問したところ、ブカブのルワンダ難民の現状は次の通り。

1. 概観

ブカブの難民の総数は約80万人であるが、とう録されていない者を含めればより多くなる。ルワンダよりブカブへの難民の流入は先週4万7000人に達したが、現在は1日当たり700名程度に低下している。他方、ブカブの市内には難民があふれ、シェルターもなく路上に野じゆくしている。学校等の公共施設を占拠あるいははりやくだつしたりする事件も発生している。調査団が訪問したまちの広場だけでも2万人の難民が野ざらしのまま文字通り放置されている。また、空港から市内までの30キロ程の道には難民が集結している場所があり、つい2日前から難民が勝手に山のしや面を住居にし、キャンプをつくっている由であり、相当数の難民が道路にあふれ出ており、交通もままならなかつた。

2. カシューシャ・キャンプ

UNHCRの担当官の案内で調査団が訪問した2万人の難民がいるカシューシャ・キャンプは、これまでゴマで見てきたキャンプに比べて整然としており、MSF及びOXFAMを中心とするNGOがキャンプの運営にあたっていた。同キャンプの難民には1人当たり1日10リットルの水が供給されており（ゴマのキブンバ・キャンプでは1人当たり5リットルが最大）、コレラの件数も一例があるのみで、主要な病状はいえんや気管支えん、せきり等であるとのこと。MSFが開設しているクリニックには2人のい師、15人のかん護ふ、1人の調整員があり、比較的円かつに治りようが行われていた。

秘

電信写

3. パンズイ・キャンプ

本調査団は空港においてわが国のNGOとしてブカブのパンズイ・キャンプに18日より入っているアジア・ボランティア・ネットワーク（AVN、ゴトウ・ナオコ及びフジツカ・マリコ）より同キャンプの状況につきちよう取したところ、概要次の通り。

（1）パンズイ・キャンプは、いわゆるルワンダ旧政府軍の兵士及びその家族（1万人から1万5000人）が集中しているキャンプであり、回りにはザイール政府軍兵士がいるが、キャンプ内では旧政府軍の支配が行われている。UNHCRは同キャンプに援助することは中立性の原則に反するとして一切の援助を行つておらず、ゆい一地元で長期にわたつて活動を続けるCARITASと自分達（AVN）のみが人道支援にあつている。キャンプには833人のこじもおり、支援がないために厳しい状況にある。

（2）キャンプ内にはフツ族内部の二つの派ばつがある由で、過激派の方は2日前からAVNが活動している場所のすぐ側で戦闘演習を行い始めている。ただし、両派ばつの間での暴力事件は未だ発生していない。AVNとしては今後ともブカブ地域で活動を続けたいと思つているものの、パンズイ・キャンプでは治安面での不安を感じるので一刻も早く場所をかえたいと考えている。他方、HCR側は既に主要なキャンプには大手のNGOが入つており、自分達（AVN）の活動を認めてくれないという問題もあり、今後どうするかについては決まつていない。

4. 現地UNHCR事務所でのブリーフ次の通り。（アブー・ムーサ主任及びフランチェスコ担当官）

（1）急激に増大した難民をブカブ市内から新たなキャンプに移動させる必要性があり、現在の具体的ニーズとしては、（イ）道路建設及びリハビリ、（ロ）新たなキャンプのサイト・プランニング、（ハ）トラック輸送の各分野が存在する。サイト・プランニングについては5万人の難民をきゆう収するには200haが必要であり、取りあえず20万人の難民を想定するならば少なくとも800haの土地をキャンプ用にならす必要がある。既にブカブから85Km離れたニヤンクバにおいて、10万人の難民を収容出来るホンゴ・キャンプを設営する計画がある。トラックに関しては現在HCRは30両のトラックしか有しておらず、物資輸送及び難民輸送に大きな支障があり、トラックのみなりとも提供していただけたありがたい。

（2）また、いりよう・衛生ニーズについては取りあえず満たされているが、今後の状況次第である。

（3）この他、物資の空輸ニーズについても、1日に10機のペースでニュージーランド軍、独軍、南ア

秘

電信写

(民間)が輸送にあたっているのみであり、空輸能力を強化する必要がある。にの積み下ろしにあたっているINTERNATIONAL RESCUE CORPSが近日中に撤収するので代われる者をさがしている。また、に役機材についても不足がある。

ザイール、タンザニア、国連代、ジュ府代、米、独、加、英、南アに転電した。(了)

ルワンダ難民支援実務調査団報告書のポイント

平成 6 年 8 月

国際平和協力本部事務局

1. 現地の状況等

- ・ 現地の難民は悲惨な状況にあり、各国からの人的支援の必要性は大きく、この状況は当分続く見通し。
- ・ 現地の劣悪な状況を踏まえ、国際平和協法力に基づき自己完結性を有する自衛隊部隊を中核とする国際平和協力隊を派遣し、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）より我が国に協力打診があった分野における人道的な国際救援活動に協力することが適当。
- ・ 派遣については現地の治安情勢等も慎重に考慮の上判断すべきことは当然。
- ・ 現地における人道支援の緊急性にかんがみ、派遣を決定した際には、先遣隊を遅滞なく現地に派遣する必要がある。

2. 業務内容

- ・ 医療、給水、防疫、空輸業務が適切。

3. 派遣規模

- ・ 難民支援要員（医療、防疫、給水等）、ロジ支援要員、空輸及び後方支援要員を含む自己完結性を有する中隊以上の規模の部隊の派遣が適切。

4. 派遣期間及び派遣地域

- ・ 派遣期間については、緒方国連難民高等弁務官の我が国への打診、現地のニーズ及び状況等を踏まえ、今後決定するものとするが、派遣後も現地の治安状況等を見極めつつ、柔軟に対応する余地を残すべき。
- ・ 派遣地域については、ゴマを中心とすることが適当。同時に補給等を行うための拠点をナイロビに設けることが必要。

5. 国際平和協法力上の基本原則との関係

- ・ 国際平和協法力上の基本原則との関係については、UNHCR、ザイール等周辺国政府より、我が国の人的支援に対する強い期待の表明があることから問題ない。なお現地における救援活動は中立的に行われている。

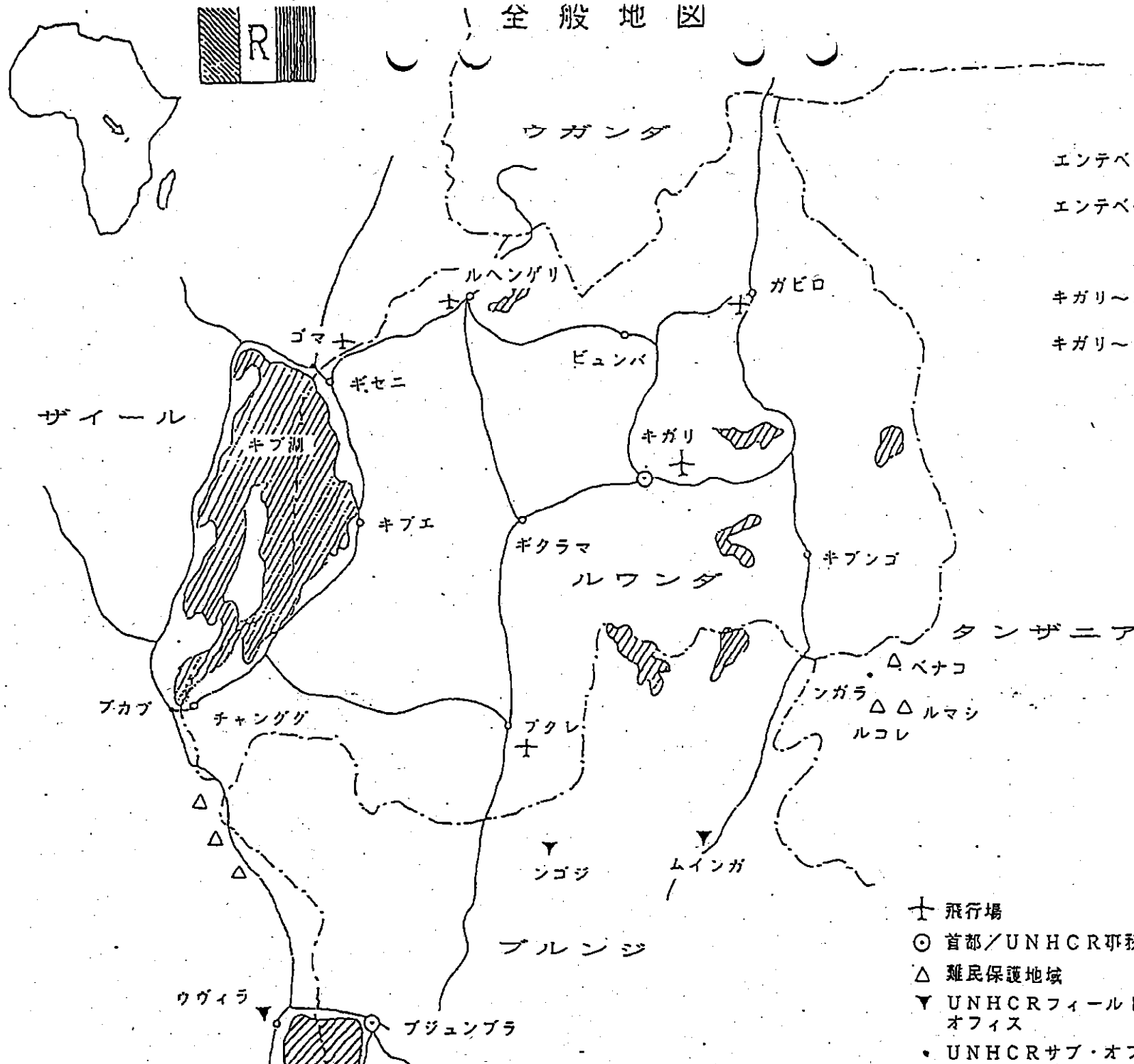
6. 派遣要員の安全の確保

- ・ 要員の安全の確保には相当の措置が必要であり、派遣される部隊要員は、必要に応じて護身用の武器を携行すべき。

7. 国際機関等との連絡調整

- ・ 今回の救援活動は、国連平和維持活動（PKO）とは異なり、各国が自主的に活動を行うことから、必要な物資の手当や活動を円滑に行うための国際機関等との連絡調整を行う専任の要員の派遣が不可欠。

全般地図



エンテベ〜ゴマ 約410 km

エンテベ〜ンガラ 約340 km

キガリ〜ゴマ 約110 km

キガリ〜ンガラ 約100 km

✚ 飛行場

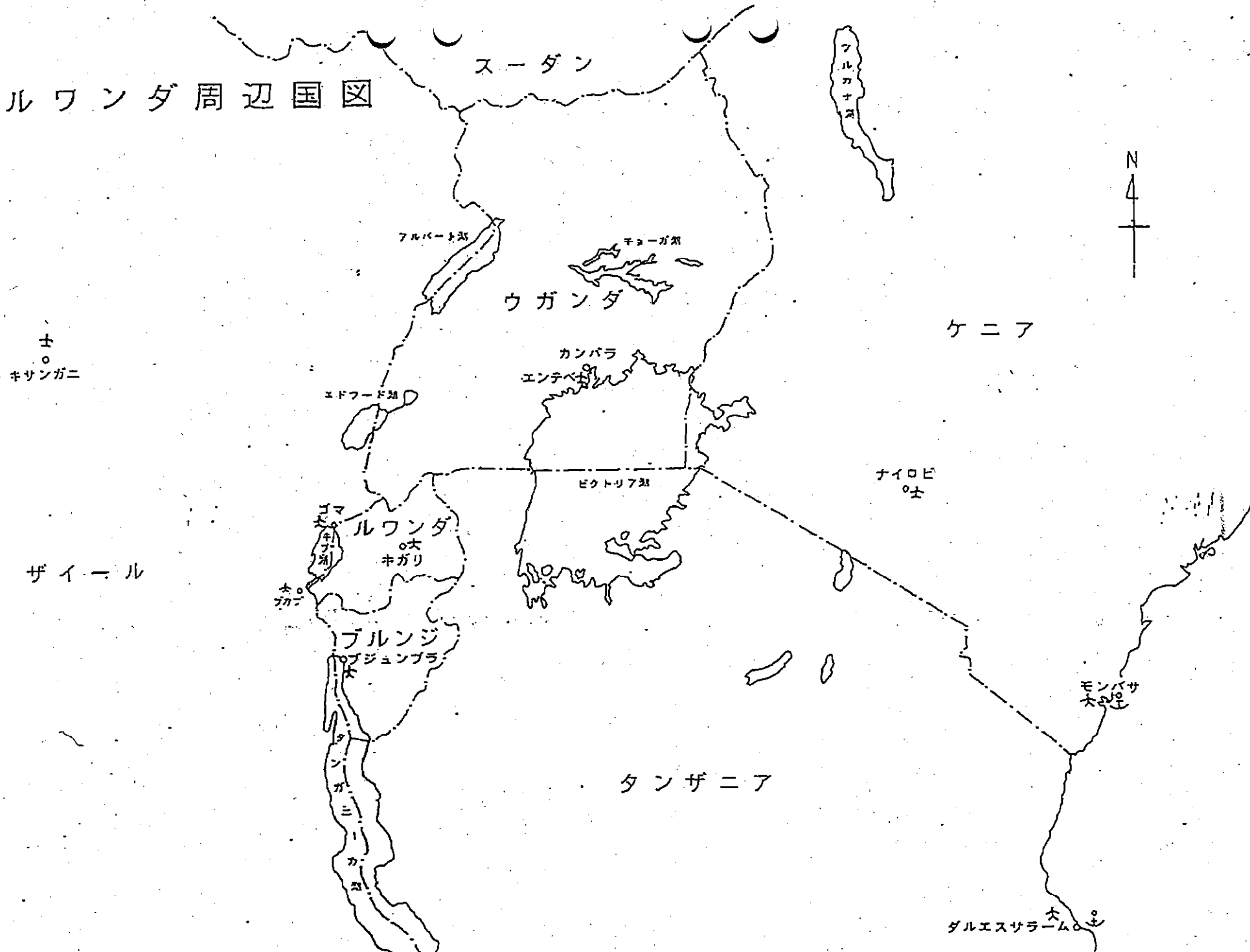
○ 首都/UNHCR事務所

△ 難民保護地域

▼ UNHCRフィールド
オフィス

・ UNHCRサブ・オフィス

ルワンダ周辺国図



PKO本部
防衛庁

極秘
巻末まで
部の内 号

決 裁 書

大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 ○総合外交政策局長 ○審議官 ○総務課長 ○国連政策課長 国際平和協力室長 首席事務官	保存期間 1類 2類 3類 4類 (永久) (10年) (5年) (1年) 起案 平成 6 年 8 月 29 日 決裁 平成 年 月 日 起案者 電話番号 林 2346
協議先 ○総務課長 ○難民支援室長 ○安全保障政策課長 ○政策課長 ○法規課長 ○印はコピー決裁		
下記の件に関し、決裁を求めます。(関係文書別添)		
件名 ルワンダ難民支援実務調査団報告書		

ルワンダ難民支援実務調査団一行は 30月
帰国予定のこる。同実務調査団報告書(案)

(平級い。官邸。与党等の関係者への説明用)を
別添の通りとしたい。

13)
注: 本報告書をもって調査団長(総政局山崎審議官)他
より 31日に 総理。官房長官に対し調査結果を報告
する予定。(別紙参照)

(発表まで極秘)

8/29, 17:00

ルワンダ難民支援実務調査団報告書(案)

1. 概観

(1) 「ルワンダ難民支援実務調査団」は、自己完結性を有する組織が現地で難民支援活動を緊急に行うことが最も望ましいとのルワンダ難民支援ミッション(第一次調査団)の報告を踏まえ、8月23日より27日までナイロビ(ケニア)、ゴマ(ザイール)、キガリ(ルワンダ)、ブカブ(ザイール)を重点的に順次視察し、難民支援に当たっている国連関係諸機関(国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)、国連ルワンダ緊急対策室(UNREO)、世界保健機構(WHO)等)、関係国当局、主要国軍現地司令部、NGOを訪問した。現地では国際平和協力法に基づく自衛隊部隊による人道的な国際救援活動への協力の可能性につき実務的見地から検討するために、現在必要とされている人的支援の具体的ニーズにつき意見交換を行うとともに、現地で行われている難民支援活動の内容の調査及び情報収集等を実施した。(日程及び地図は別添参照)

(2) ゴマには約80万人のルワンダ難民が5つの難民キャンプに分散しており、数週間前のごとくコレラの蔓延や飲料水の不足のため多数の死者が出るとの危機的状況は脱したもの、悲惨な状況は今も継続しており、医療、衛生、給水、難民キャンプ及びトイレの建設、道路補修、食糧配布等の各方面の人道支援が緊急に必要とされている。

(3) 仏軍がルワンダ南西部に設置した人道安全地帯から8月22日に引き上げた後発生が懸念された難民のブカブへの追加的大量流出は、国連及びルワンダ政府の努力もあり、最悪の状況はひとまず回避されたものの、ブカブの難民の総数は登録されている者だけでも約80万人に膨れ上がっている。今後の更なる難民流出の可能性に鑑みれば、ゴマと同様、人道支援の必要性は高く、とりわけ、新しい難民キャンプの建設支援についての緊急性が高い。

(4) ルワンダについては首都キガリは平静であり、同空港に9月初めから国際商業便の乗り入れ開始が予定されている等改善に向かっている。地方も現政府(軍)が実効的に統治・支配しており、仏軍が展開していた人道安全地帯には国連ルワンダ支援団(UNAMIR)が展開して平和維持活動を行っている。

(5) 前回のミッションの報告も難民帰還促進の重要性を指摘したが、今次調査団もその重要性を痛感し、ルワンダの今後の再建への支援についてはかかる観点を見失うべきではない。^{（あり）}

2. 個別分野の当面のニーズと検討されるべき対応振り

(1) UNHCRより我が国に協力を打診されている医療、給水等の分野については十分なニーズがあることが現地においても確認されたが、他方、現地のニーズはその時々に応じて多様なものとなることが予想され、また、現地で活動するNGOや各国の援助部隊と協力して活動を行うことも予想されることから、派遣された部隊がこれに柔軟かつきめ細かく対応できるように弾力的に実施計画を策定しておくことが望ましい。

(2) 当面の陸上自衛隊の派遣地域としては、現地のニーズ、支援体制、機材輸送の便宜性を考慮するとゴマを中心とすることが適当である。更に、ゴマで活動を行う陸上自衛隊部隊に対する物資等の空輸支援を行う航空自衛隊の部隊派遣が適切である。なお、この際必要かつ可能な範囲において難民に対する物資等の空輸を行い得る^{（と）}としておくことが適当である。かかる部隊の~~現地での~~物資調達及び輸送機の運航等のための支援活動基盤としては、ナイロビを拠点とすることが適当であると考えられる。ブカブ地域については、飛行場の規模等の問題もあり、当面陸上自衛隊の派遣地域とはしないが、航空自衛隊による空輸支援は必要とされること、今後陸上自衛隊の派遣が必要とされる可能性もあるので、実施計画上の派遣地域として含めるべきである。

(3) 派遣部隊の規模については、^{（あり）}下記の個別のニーズを踏まえ、難民支援要員（医療、防疫、給水等）、ロジ支援要員、空輸及び後方支援要員を含む自己完結性を有する中隊以上の規模の部隊を派遣することが適切であると考えられる。

(4) ゴマ及びブカブについては、治安が必ずしもよくないこと、加えて武器を携行したルワンダ旧政府軍兵士を含む難民キャンプを抱えていることから、現地に滞在する~~（人）~~仏軍及び米軍は要員の安全の確保には十分な注意を払っていた。

(5) 今回の救援活動は国連平和維持活動（PKO）とは異なり、UNHCRを始めとする国際機関等からの要請の範囲内で各国が自主的に活動を行っていることから、右活動に必要な物資の手当や、活動を円滑^{（に）}かつ適切に行うための国際機関等との連絡調整も、全て自ら行わなければならないことを勘案する必要がある。従って、我が国が行う活動に必

要な物資は全て自前で用意するとともに、国内における関係省庁間の連携はもとより、国際機関等との連絡調整を行う専任の要員をあわせて派遣することが不可欠である点についても留意すべきである。

(6) 個別分野のニーズと可能な対応は以下の通り。

(イ) 医療

ゴマの難民キャンプでは、依然として医療ニーズが高く、とりわけ今後想定される仏軍の撤退、イスラエル軍病院の閉鎖、^{財政上の理由等により}更には一部のNGOの撤退^{ゴマに於ける医療活動がより}も考慮すれば、中長期的には医療ニーズは^{さらに}高くなると予想されている。右の点及び我が国として早急に展開可能な自衛隊部隊の中の一つの機能として、難民キャンプ内に簡易診療所を設置し、ルワンダ難民に対する医療を行うことが適切である。

(ロ) 給水

給水分野については、現在米軍が米民間会社を役務雇用し、同社がUNHCRへの協力として給水活動を行っているが、^{ゴマにおいて}今後米軍が活動の中心となり^{今後米軍が活動の中心となり等々引継ぎにあり}30日以内に撤退する予定であり、緊急に給水活動の受け手が求められている。同分野は自衛隊は同様の給水装置及び活動能力を有していることから、引き続きこの種の給水活動を行うのに必要な隊員を給水活動にあたらせることが適切である。

(ハ) 防疫

現在、UNHCRでは、ゴマの難民キャンプにおいてマラリア等の疫病の蔓延を未然に防止するため、難民の防疫を緊急に行う計画があり、自衛隊衛生部隊がその能力の範囲内で同計画へ協力することが適切である。

(ニ) 輸送

現在、米、仏、独、カナダ、ニュージーランドの各国軍等が援助物資等及び人道支援関係者の輸送にあたっているが、米及び仏軍の輸送部門のゴマからの撤収が今後予定されており、他方、難民キャンプへの物資輸送のニーズは今後さらに高まることが考えられる。従って、陸上自衛隊の部隊に対して物資等の空輸等を行うためナイロビで活動する航空自衛隊部隊としても、その空輸支援に支障を与えない範囲でUNHCR等の要請に基づき、各国や国際機関等の人員、援助物資等のルワンダ周辺国への輸送に係る業務も行えるようにすることが適当である。

なお、ルワンダに関しては、先月の新政府樹立以降国内で武力紛争は一切発生しておら

ず、今次調査を行った際にもルワンダ国内は平穏化しているとの見方が各方面の関係者間で支配的となっている。主要各国が支援物資の輸送のためにキガリ空港等に拠点を移そうとしていることにも鑑み、今後のルワンダ国内の状況を見つつ、輸送業務等の一環としてキガリ空港の使用及びルワンダ国内通過についても、その可能性を引き続き検討すべきであるとする。

3. まとめ

(1) 現地の難民は悲惨な状況にあり、各国からの人的支援の必要性は大きく、この状況は当分続くものと考えられる。本調査団としては、現地の劣悪な状況を踏まえ、国際平和協力法に基づき自己完結性を有する自衛隊部隊を中核とする国際平和協力隊を派遣し、UNHCRより我が国に協力打診があった医療、給水、~~防護、輸送~~等の分野における人道的な国際救援活動に協力することが適当と考える。現地における人道支援の緊急性に鑑みれば、同協力は早急に実施する必要がある、そのためには派遣を迅速に決定するとともに、本隊の活動基盤を設定する先遣隊を遅滞なく現地に派遣する必要がある。

(2) 派遣期間については、緒方難民高等弁務官からの我が国への打診及び現地でのニーズ等を踏まえ、6カ月間とするのが適当と考えられる。

(3) 派遣地域としてはゴマを中心とすることが適当であり、同時にゴマで活動する国際平和協力隊に対する補給等を行うための拠点をナイロビに設けることが必要である。

(4) 国際平和協力法の^よ原則との関連では、UNHCR^{基本}、ウガンダ、ザイール及びケニア政府関係者より我が国の人的支援に対する強い期待が表明されていること、^{（から）問題はないと考えられる}、^{（なか）}現地における難民救援活動は当然のことながら中立的に行われていると認められること、^{（から）問題はないと考えられる}。

(5) 要員の安全の確保には相応の措置をする必要がある、派遣される部隊要員には護身用の武器を携行^{（た）}すべきである。

(6) ^{（た）}ルワンダ難民に対する直接の救援活動に加え、流出したルワンダ難民を本国に帰還させることが最終的な難民問題の解決方法であるとの観点から、~~中長期的な~~ルワンダに対する^{（中）}経済協力も含めた支援の可能性に^{（た）}追求すべきであると考えられる。

(7) ^{（た）}アカブに関しては、今後の政治状況によってはルワンダ等よりさらに相当数の難民が流出する可能性があり、その結果ザイールの難民受入れ能力が限界に達する場合には、

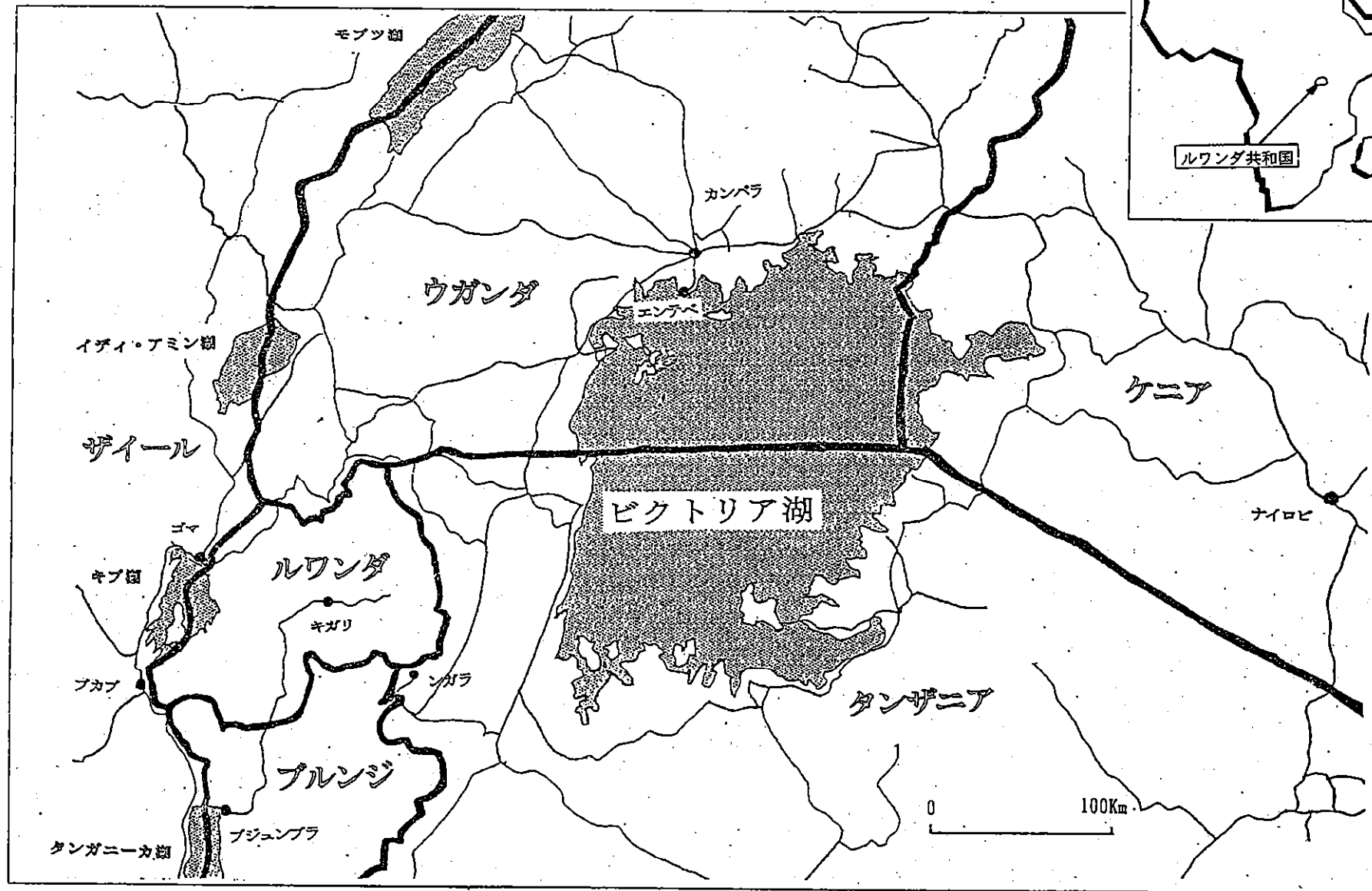
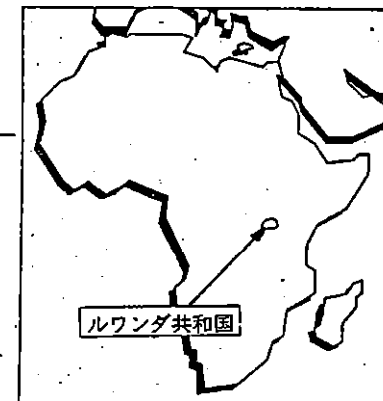
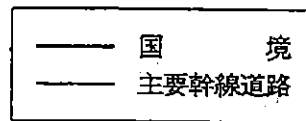
今回の難民支援の目的に限ってザイールに対し~~経済協力のスキームを含む~~支援を行うことも検討すべきであるとする。

(了)

政府調査団派遣日程

日程	主要行動	移動手段	宿泊
22(月)	空路移動(午前) 成田→ロンドン 空路移動(午後) ロンドン→ナイロビ	民間航空機	機内泊
23(火)	→ナイロビ到着(早朝) ・ナイロビ周辺調査 ・UNREO他国連関係者との協議	借り上げ車両 (在ケニア日本大使館便宜)	ナイロビ:ホテル
24(水)	本隊 空路移動(午前) ナイロビ→エンテベ(午後) ・UNHCR、米軍、仏軍、NGO ・ケニア政府等との協議 ・エンテベ～ゴマまでの道路及び 中間宿泊地の調査	・UNHCR、UNAMIRま たは米軍機(ヘリ) ・米軍車両	ゴマ:米軍宿舎
	航空 ナイロビ周辺調査	借り上げ車両 (在ケニア日本大使館便宜)	ナイロビ:米軍宿舎 又はホテル
25(木)	本隊 ゴマ ・難民キャンプの視察他	UNHCRまたは米軍車 両	ゴマ:米軍宿舎
	航空 空路移動(午前) ナイロビ→エンテベ ・エンテベ空港及び周辺調査	・米軍機 ・米軍車両	エンテベ:米軍宿舎 又は カンハラ:ホテル
26(金)	本隊 空路移動(午前→午後) ゴマ→カガメ ・カガメの調査 ・UNAMIRとの協議 ・空港調査	・UNHCRまたは米軍 車両、米軍機	ゴマ:米軍宿舎
	空路移動(午前→午後) ゴマ→カガメ ・カガメの調査 ・難民キャンプの視察 ・空港調査	・UNHCRまたは米軍 車両、米軍機	
	陸上 ゴマ(状況により他方面) ・ゴマ空港の調査 ・難民キャンプの調査	・UNHCRまたは米軍 車両	
	航空 空路移動(午後) エンテベ→ゴマ ・ゴマ空港の調査	・米軍機 ・米軍車両	
27(土)	審議官 ナイロビ→ロンドン	民間航空機	機内泊
	本隊 ゴマ(状況により他方面) ・生活活動(宿营地、水源等) ・給水活動に要する施設の調査 ・空路移動 →ナイロビ(午後)	・UNHCRまたは米軍 車両 ・米軍機	ナイロビ:米軍宿舎 又はホテル
28(日)	審議官 ロンドン→成田	民間航空機	
	本隊 空路移動(午前) ナイロビ→チャーリット ・ロンドン到着	・民間航空機	ロンドン:ホテル
29(月)	ロンドン発→	民間航空機	機内泊
30(火)	→成田到着(午後)		

ルワンダ近隣図



ルワンダ難民支援実務調査団報告書

報告書
セット版

1. 概観

(1) 「ルワンダ難民支援実務調査団」は、自己完結性を有する組織が現地で難民支援活動を緊急に行うことが最も望ましいとのルワンダ難民支援ミッション（第一次調査団）の報告を踏まえ、8月23日より27日までナイロビ（ケニア）、ゴマ（ザイール）、キガリ（ルワンダ）、ブカブ（ザイール）を重点的に順次視察し、難民支援に当たっている国連関係諸機関（国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国連ルワンダ緊急対策室（UNREO）、世界保健機構（WHO）等）、関係国当局、主要国軍現地司令部、NGOを訪問した。現地では国際平和協力法に基づく自衛隊部隊による人道的な国際救援活動への協力の可能性につき実務的見地から検討するために、現在必要とされている人的支援の具体的ニーズにつき意見交換を行うとともに、現地で行われている難民支援活動の内容の調査及び情報収集等を実施した。（日程及び地図は別添参照）

(2) ゴマには約80万人のルワンダ難民が5つの難民キャンプに分散しており、数週間前のごとくコレラの蔓延や飲料水の不足のため多数の死者が出るとの危機的状況は脱したものの、悲惨な状況は今も継続しており、医療、衛生、給水、難民キャンプ及びトイレの建設、道路補修、食糧配布等の各方面の人道支援が緊急に必要とされている。

(3) 仏軍がルワンダ南西部に設置した人道安全地帯から8月22日に引き揚げた後、発生が懸念された難民のブカブへの追加的大量流出は、国連及びルワンダ政府の努力もあり、最悪の状況はひとまず回避されたものの、ブカブの難民の総数は登録されている者だけでも約80万人に膨れ上がっている。今後の更なる難民流出の可能性に鑑みれば、ゴマと同様、人道支援の必要性は高く、とりわけ新しい難民キャンプの建設支援についての緊急性が高い。

(4) ルワンダについては首都キガリは比較的平静であり、同空港に9月初めから国際商業便の乗り入れ開始が予定されている等改善に向かっている。地方も現政府（軍）が実効的に統治・支配しており、仏軍が展開していた人道安全地帯には国連ルワンダ支援団（UNAMIR）が展開して平和維持活動を行っている。

(5) ゴマの難民キャンプにおいては、ルワンダ旧政府軍兵士が難民の帰還を妨害するために暴力行為を行っているとの情報がある他、ブカブの難民キャンプにおいても旧政府軍兵士が軍事訓練を行っているとの情報もある。ゴマ市内において調査団一行も近くで銃撃が行われるのを見たことも考慮すれば、ザイール東部の治安状況は悪化しつつあると考えられる。

(6) 前回のミッションの報告も難民帰還促進の重要性を指摘したが、今次調査団もその重要性を痛感しており、ルワンダの今後の再建への支援についてはかかる観点を見失うべきではない。

2. 個別分野の当面のニーズと検討されるべき対応振り

(1) UNHCRより我が国に協力を打診されている医療、給水、防疫、空輸等の分野については十分なニーズがあることが現地においても確認されたが、他方、現地のニーズはその時々に応じて多様なものとなることが予想され、また、現地で活動するNGOや各国の援助部隊と協力して活動を行うことも予想されることから、派遣された部隊がこれに柔軟かつきめ細かく対応できるように業務実施の枠組みの策定等を行っておくことが望ましい。

(2) 陸上自衛隊の派遣地域としては、現地のニーズ、支援体制、機材輸送の便宜性を考慮するとゴマを中心とすることが適当である。更に、ゴマで活動を行う陸上自衛隊部隊に対する物資等の空輸支援を行う航空自衛隊部隊の派遣が適切である。なお、この際必要かつ可能な範囲において難民に対する物資等の空輸を行い得ることとしておくことが適当である。かかる部隊の物資調達及び輸送機の運航等のための支援活動基盤としては、ナイロビを拠点とすることが適当であると考えられる。なお、ブカブ地域については、航空自衛隊による空輸支援について、そのニーズはあるものの、飛行場の規模等の問題もあり、陸上自衛隊及び航空自衛隊の派遣は困難である。

(3) 派遣部隊の規模については、下記(6)の個別のニーズを踏まえ、難民支援要員(医療、防疫、給水等)、ロジ支援要員、空輸及び後方支援要員を含む自己完結性を有する中隊以上の規模の部隊を派遣することが適切であると考えられる。

(4) ゴマ及びブカブについては、治安が必ずしもよくないこと、加えて武器を携行したルワンダ旧政府軍兵士を含む難民キャンプを抱えていることから、現地に滞在し人道救援活動を行っている仏軍及び米軍は要員の安全の確保には十分な注意を払っていた。

(5) 今回の救援活動は国連平和維持活動(PKO)とは異なり、UNHCRを始めとする国際機関等からの要請の範囲内で各国が自主的に活動を行っていることから、右活動に必要な物資の手当や、活動を円滑かつ適切に行うための国際機関等との連絡調整も、全て自ら行わなければならないことを勘案する必要がある。従って、我が国が行う活動に必要な物資は全て自前で用意するとともに、国内における関係省庁間の連携はもとより、国際機関等との連絡調整を行う専任の要員を自衛隊部隊の派遣とあわせて派遣することが不可欠である点についても留意すべきである。

(6) 個別分野のニーズと検討されるべき対応振りは以下の通り。

(イ) 医療

ゴマの難民キャンプでは、依然として医療ニーズが高く、とりわけ今後財政上の理由等により仏軍、イスラエル軍、一部のNGO等がゴマにおける医療活動から撤収する予定であることも考慮すれば、中長期的には医療ニーズはさらに高くなると予想されている。右の点を踏まえ、我が国として早急に展開可能な自衛隊部隊の中の一つの機能として、ルワンダ難民に対する医療を行うことが適切である。

(ロ) 給水

給水分野については、現在米軍が米民間会社を役務雇用し、同社がUNHCRへの協力としてゴマにおいて給水活動を行っているが、今後米軍が活動の中心をキガリ等に移すこともあり、同社も30日以内に撤退する予定であるので、緊急に給水活動の引受け手が求められている。同分野については自衛隊は同種の活動を行うことが可能なことから、引き続きこの種の給水活動を行うのに必要な隊員を給水活動にあたらせることが適切である。

(ハ) 防疫

現在、UNHCRでは、ゴマの難民キャンプにおいてマラリア等の疫病の蔓延を未然に防止するため、難民の防疫を緊急に行う計画があり、陸上自衛隊部隊がその能力の範囲内で同計画へ協力することが適切である。

(ニ) 空輸

現在、米、仏、独、カナダ、ニュージーランドの各国軍等が援助物資等及び人道支援関係者の輸送にあたっているが、米及び仏軍の輸送部門のゴマからの撤収が今後予定されており、他方、難民キャンプへの物資輸送のニーズは今後さらに高まることが考えられる。従って、陸上自衛隊の部隊に対して物資等の空輸等を行うためナイロビで活動する航空自衛隊部隊としても、その空輸支援に支障を与えない範囲でUNHCR等の要請に基づき、各国や国際機関等の人員、援助物資等のルワンダ周辺国への輸送に係る業務も行えるようにすることが適当である。

なお、ルワンダに関しては、先月の新政府樹立以降国内で特段の武力衝突が発生したとの情報はなく、今次調査を行った際にもルワンダ国内は平穏化しているとの見方が各方面の関係者間で支配的となっていた。主要各国が支援物資の輸送のためにキガリ空港等に拠点を移そうとしていることにも鑑み、今後のルワンダ国内の状況を見つつ、輸送業務等の一環としてキガリ空港の使用及びルワンダ国内通過についても、その可能性を引き続き検討すべきであると考えらる。

3. まとめ

(1) 現地の難民は悲惨な状況にあり、各国からの人的支援の必要性は大きく、この状況は当分続くものと考えられる。本調査団としては、現地の劣悪な状況を踏まえ、国際平和協力法に基づき自己完結性を有する自衛隊部隊を中核とする国際平和協力隊を派遣し、U N H C Rより我が国に協力打診があった医療、給水、防疫、空輸等の分野における人道的な国際救援活動に協力することが適当と考える。なお、派遣については現地の治安情勢等も慎重に考慮した上で判断すべきことは当然である。現地における人道支援の緊急性に鑑みれば、同協力は早急に実施することが必要であり、派遣を決定した際には、本隊の活動基盤を設定する先遣隊を遅滞なく現地に派遣する必要がある。

(2) 派遣期間については、緒方難民高等弁務官からの我が国への打診、現地でのニーズ及び状況等を踏まえ、今後決定するものとするが、派遣後も現地の治安状況等を見極めつつ、柔軟に対応する余地を残すべきである。

(3) 派遣地域としてはゴマを中心とすることが適当であり、同時にゴマで活動する陸上自衛隊部隊等に対する補給等を行うための拠点をナイロビに設けることが必要である。

(4) 国際平和協力法上の基本原則との関連では、U N H C R、ウガンダ、ザイール及びケニア政府関係者の間では我が国の人的支援に対する強い期待が表明されていることから問題はないと考えられる。なお、現地における人道的な国際救援活動は当然のことながら中立的に行われている。

(5) 要員の安全の確保には相応の措置をする必要があり、派遣される部隊要員は必要に応じて護身用の武器を携行すべきである。

(6) 現地においては、我が国も加わった形で要員を派遣している各国が、U N H C Rを通じて相互の連絡を密にするとともに適正な業務分担につき調整を図ることが望ましい。

(7) なお、ルワンダ難民に対する直接の救援活動に加え、流出したルワンダ難民を本国に帰還させることが最終的な難民問題の解決方法であるとの観点から、ルワンダに対する中長期的な支援の可能性も追求すべきであると考えられる。

(8) また、ブカブに関しては、今後の政治状況によってはルワンダ等よりさらに相当数の難民が流出する可能性があり、その結果ザイールの難民受入れ状況が悪化する場合には、今回の難民支援の目的に限ってザイールに対し支援を行うことも検討すべきであると考えられる。

(了)

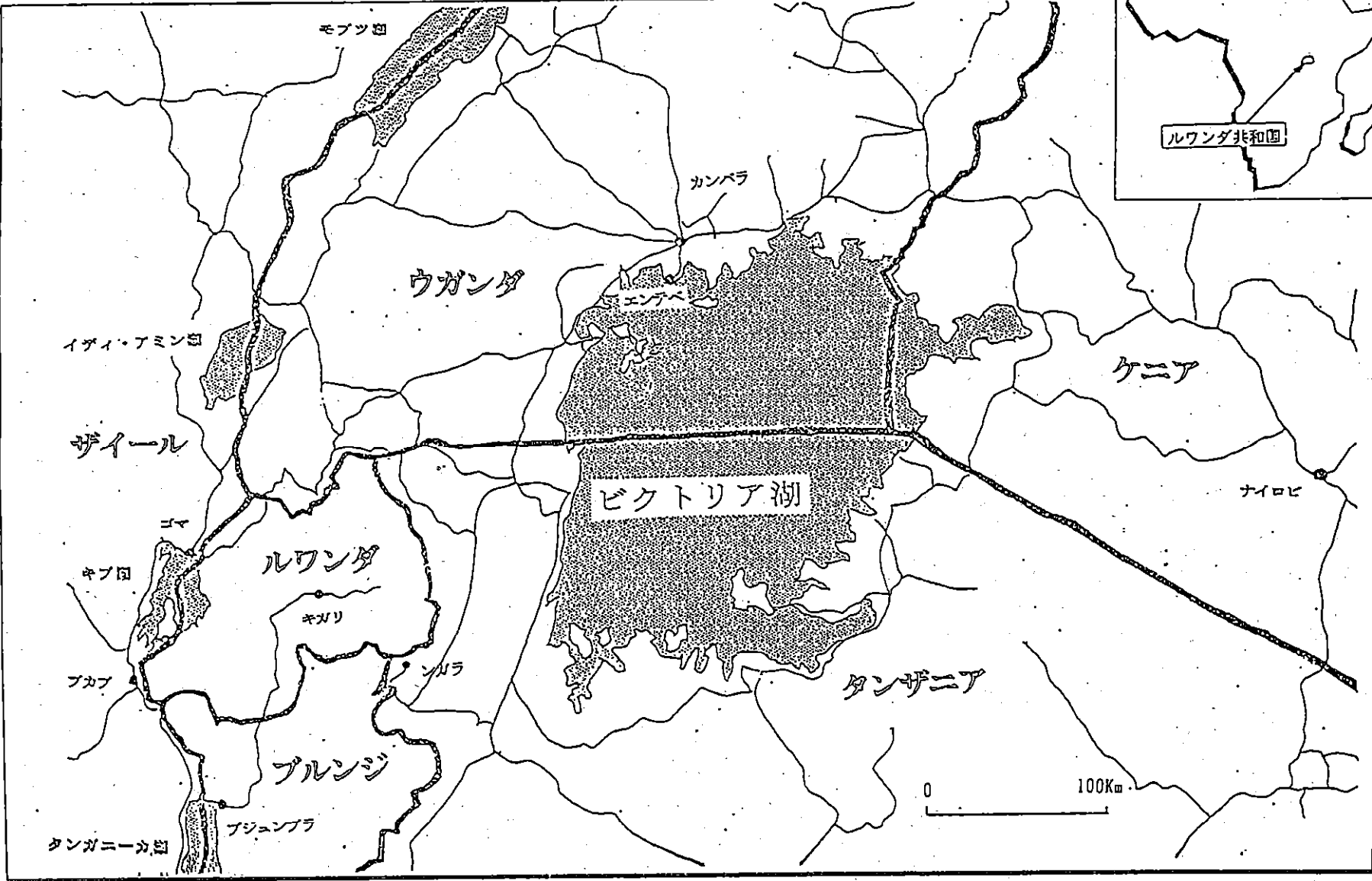
ルワンダ難民支援実務調査団日程

平成6年8月31日

8月22日(月)	成田発(ロンドン経由)	
8月23日(火)	ナイロビ着 国連関係者及びケニア政府関係者との協議	
8月24日(水)	1班	ゴマ及びエンテベ ・ UNHCR、米軍、NGO、ザイール政府関係者との協議
	2班	エンテベ ・ エンテベ空港周辺調査
8月25日(木)	ゴマ ・ 難民キャンプの視察 ・ 空港関係者との協議	
8月26日(金)	1班	キガリ ・ ルワンダ政府、UNHCR、UNAMIRとの協議 ・ 空港調査
	2班	ブカブ ・ 難民キャンプの視察 ・ UNHCR、ザイール政府関係者との協議
8月27日(土)	1班	ゴマ ・ 宿営地等の調査 ・ UNHCR、仏軍との協議
	2班	ナイロビ ・ ナイロビ周辺調査
8月28日(日)	ナイロビ発(ロンドン経由)	
8月30日(月)	成田着	

ルワンダ近隣図

—— 国 境
—— 主要幹線道路



※総第 088449号049公館宛

平成 6年 8月 31日
※平成 1時 52分 31秒 47秒 受付

(vvvvv)

電 信 案

電信課長

大臣
秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

主管
総合外交政策局長
審議官
総務課長
国連政策課長
国際平和協力室長
首席事務官

※発電係 1 太 2 6
起案
平成 6年 8月 31日
起案者 電話番号
石田 2346

※印欄内は電信課記入

協議先

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

在 全高テ公館官長 (vvvvv) 大使 総領事 あて 外務大臣 発

件名

ルワンダ難民支援(実務調査団報告書)

主管・文書記号

総平

※電番

合第16965

大至急

至急

(優先処理)

※転電番号

転電

転送 在

転報

大使・総領事あて

大至急

至急

普通 (優先処理)

※

08844959

大至急

BURAJIRU

等049 漢

GB-1

外務省

回覧番号

1258

(昭和六三・六・三十改正)

2001. 2. 11 30

(国長山崎総政局審議官)

~~本日(31日)~~ ルワンダ難民支援実務調査団の調査結果について、~~調査団~~
~~団長の山崎総政局審議官より、村山総理及び五十嵐官房長官に対し報告がなされ~~
~~たところ、右調査団報告書を別FAX信にて送付する。~~ ~~(都務省に基き調査)~~
Eメールとめた

本電宛先全高デ公館

(了)

GM: 6042-

FAX信

※総第 088450号049公館宛 GM6042-07

平成 6 年 8 月 31 日
15 時 54 分 5 秒受付

電 信 案

(VVVVVV)

電信課長

大臣
秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長主管
総合外交政策局長
審議官
総務課長
国連政策課長
国際平和協力室長
首席事務官※発電係 1 太 2
起案
平成 6 年 8 月 31 日
起案者 電話番号
石田 2346

協議先

FAX

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

在 全高テ公館官長 (VVVVVV) 大使 総領事 あて 外務大臣 発

件名

ルワンダ難民支援(実務調査団報告)

主管・文書記号

総平

※電報 FAX信
FAX信大至急
普通至急
(優先処理)

パターン・コード

転電

転送 在

転報

※転電番号

大使・総領事あて

大至急 至急
普通 (優先処理)

(八〇字)

総平令第 16965 号別 FAX 信。

※

08845050 大至急 BURAJIRU

等049 F信

GB-1

外務省

回覧番号

1258

(※印欄内は電信課記入)

(昭和六三・六・三十改正)

ルワンダ難民支援実務調査団報告書

1. 概観

(1) 「ルワンダ難民支援実務調査団」は、自己完結性を有する組織が現地で難民支援活動を緊急に行うことが最も望ましいとのルワンダ難民支援ミッション（第一次調査団）の報告を踏まえ、8月23日より27日までナイロビ（ケニア）、ゴマ（ザイール）、キガリ（ルワンダ）、ブカブ（ザイール）を重点的に順次視察し、難民支援に当たっている国連関係諸機関（国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国連ルワンダ緊急対策室（UNREO）、世界保健機構（WHO）等）、関係国当局、主要国軍現地司令部、NGOを訪問した。現地では国際平和協力法に基づく自衛隊部隊による人道的な国際救援活動への協力の可能性につき実務的見地から検討するために、現在必要とされている人的支援の具体的ニーズにつき意見交換を行うとともに、現地で行われている難民支援活動の内容の調査及び情報収集等を実施した。（日程及び地図は別添参照）

(2) ゴマには約80万人のルワンダ難民が5つの難民キャンプに分散しており、数週間前のごとくコレラの蔓延や飲料水の不足のため多数の死者が出るとの危機的状況は脱したものの、悲惨な状況は今も継続しており、医療、衛生、給水、難民キャンプ及びトイレの建設、道路補修、食糧配布等の各方面の人道支援が緊急に必要とされている。

(3) 仏軍がルワンダ南西部に設置した人道安全地帯から8月22日に引き揚げた後、発生が懸念された難民のブカブへの追加的大量流出は、国連及びルワンダ政府の努力もあり、最悪の状況はひとまず回避されたものの、ブカブの難民の総数は登録されている者だけでも約80万人に膨れ上がっている。今後の更なる難民流出の可能性に鑑みれば、ゴマと同様、人道支援の必要性は高く、とりわけ新しい難民キャンプの建設支援についての緊急性が高い。

(4) ルワンダについては首都キガリは比較的平静であり、同空港に9月初めから国際商業便の乗り入れ開始が予定されている等改善に向かっている。地方も現政府（軍）が実効的に統治・支配しており、仏軍が展開していた人道安全地帯には国連ルワンダ支援団（UNAMIR）が展開して平和維持活動を行っている。

(5) ゴマの難民キャンプにおいては、ルワンダ旧政府軍兵士が難民の帰還を妨害するために暴力行為を行っているとの情報がある他、ブカブの難民キャンプにおいても旧政府軍兵士が軍事訓練を行っているとの情報もある。ゴマ市内において調査団一行も近くで銃撃が行われるのを見たことも考慮すれば、ザイール東部の治安状況は悪化しつつあると考えられる。

(6) 前回のミッションの報告も難民帰還促進の重要性を指摘したが、今次調査団もその重要性を痛感しており、ルワンダの今後の再建への支援についてはかかる観点を見失うべきではない。

2. 個別分野の当面のニーズと検討されるべき対応振り

(1) UNHCRより我が国に協力を打診されている医療、給水、防疫、空輸等の分野については十分なニーズがあることが現地においても確認されたが、他方、現地のニーズはその時々に応じて多様なものとなることが予想され、また、現地で活動するNGOや各国の援助部隊と協力して活動を行うことも予想されることから、派遣された部隊がこれに柔軟かつきめ細かく対応できるように業務実施の枠組みの策定等を行っておくことが望ましい。

(2) 陸上自衛隊の派遣地域としては、現地のニーズ、支援体制、機材輸送の便宜性を考慮するとゴマを中心とすることが適当である。更に、ゴマで活動を行う陸上自衛隊部隊に対する物資等の空輸支援を行う航空自衛隊部隊の派遣が適切である。なお、この際必要かつ可能な範囲において難民に対する物資等の空輸を行い得ることとしておくことが適当である。かかる部隊の物資調達及び輸送機の運航等のための支援活動基盤としては、ナイロビを拠点とすることが適当であると考えられる。なお、ブカブ地域については、航空自衛隊による空輸支援について、そのニーズはあるものの、飛行場の規模等の問題もあり、陸上自衛隊及び航空自衛隊の派遣は困難である。

(3) 派遣部隊の規模については、下記(6)の個別のニーズを踏まえ、難民支援要員(医療、防疫、給水等)、ロジ支援要員、空輸及び後方支援要員を含む自己完結性を有する中隊以上の規模の部隊を派遣することが適切であると考えられる。

(4) ゴマ及びブカブについては、治安が必ずしもよくないこと、加えて武器を携行したルワンダ旧政府軍兵士を含む難民キャンプを抱えていることから、現地に滞在し人道救援活動を行っている仏軍及び米軍は要員の安全の確保には十分な注意を払っていた。

(5) 今回の救援活動は国連平和維持活動(PKO)とは異なり、UNHCRを始めとする国際機関等からの要請の範囲内で各国が自主的に活動を行っていることから、右活動に必要な物資の手当や、活動を円滑かつ適切に行うための国際機関等との連絡調整も、全て自ら行わなければならないことを勘案する必要がある。従って、我が国が行う活動に必要な物資は全て自前で用意するとともに、国内における関係省庁間の連携はもとより、国際機関等との連絡調整を行う専任の要員を自衛隊部隊の派遣とあわせて派遣することが不可欠である点についても留意すべきである。

(6) 個別分野のニーズと検討されるべき対応振りは以下の通り。

(イ) 医療

ゴマの難民キャンプでは、依然として医療ニーズが高く、とりわけ今後財政上の理由等により仏軍、イスラエル軍、一部のNGO等がゴマにおける医療活動から撤収する予定であることも考慮すれば、中長期的には医療ニーズはさらに高くなると予想されている。右の点を踏まえ、我が国として早急に展開可能な自衛隊部隊の中の一つの機能として、ルワンダ難民に対する医療を行うことが適切である。

(ロ) 給水

給水分野については、現在米軍が米民間会社を役務雇用し、同社がUNHCRへの協力としてゴマにおいて給水活動を行っているが、今後米軍が活動の中心をキガリ等に移すこともあり、同社も30日以内に撤退する予定であるので、緊急に給水活動の引受け手が求められている。同分野については自衛隊は同種の活動を行うことが可能なことから、引き続きこの種の給水活動を行うのに必要な隊員を給水活動にあたらせることが適切である。

(ハ) 防疫

現在、UNHCRでは、ゴマの難民キャンプにおいてマラリア等の疫病の蔓延を未然に防止するため、難民の防疫を緊急に行う計画があり、陸上自衛隊部隊がその能力の範囲内で同計画へ協力することが適切である。

(ニ) 空輸

現在、米、仏、独、カナダ、ニュージーランドの各国軍等が援助物資等及び人道支援関係者の輸送にあたっているが、米及び仏軍の輸送部門のゴマからの撤収が今後予定されており、他方、難民キャンプへの物資輸送のニーズは今後さらに高まることが考えられる。従って、陸上自衛隊の部隊に対して物資等の空輸等を行うためナイロビで活動する航空自衛隊部隊としても、その空輸支援に支障を与えない範囲でUNHCR等の要請に基づき、各国や国際機関等の人員、援助物資等のルワンダ周辺国への輸送に係る業務も行えるようにすることが適当である。

なお、ルワンダに関しては、先月の新政府樹立以降国内で特段の武力衝突が発生したとの情報はなく、今次調査を行った際にもルワンダ国内は平穏化しているとの見方が各方面の関係者間で支配的となっていた。主要各国が支援物資の輸送のためにキガリ空港等に拠点を移そうとしていることにも鑑み、今後のルワンダ国内の状況を見つつ、輸送業務等の一環としてキガリ空港の使用及びルワンダ国内通過についても、その可能性を引き続き検討すべきであると考えらる。

3. まとめ

(1) 現地の難民は悲惨な状況にあり、各国からの人的支援の必要性は大きく、この状況は当分続くものと考えられる。本調査団としては、現地の劣悪な状況を踏まえ、国際平和協力法に基づき自己完結性を有する自衛隊部隊を中核とする国際平和協力隊を派遣し、U N H C Rより我が国に協力打診があった医療、給水、防疫、空輸等の分野における人道的な国際救援活動に協力することが適当と考える。なお、派遣については現地の治安情勢等も慎重に考慮した上で判断すべきことは当然である。現地における人道支援の緊急性に鑑みれば、同協力は早急に実施することが必要であり、派遣を決定した際には、本隊の活動基盤を設定する先遣隊を遅滞なく現地に派遣する必要がある。

(2) 派遣期間については、緒方難民高等弁務官からの我が国への打診、現地でのニーズ及び状況等を踏まえ、今後決定するものとするが、派遣後も現地の治安状況等を見極めつつ、柔軟に対応する余地を残すべきである。

(3) 派遣地域としてはゴマを中心とすることが適当であり、同時にゴマで活動する陸上自衛隊部隊等に対する補給等を行うための拠点をナイロビに設けることが必要である。

(4) 国際平和協力法上の基本原則との関連では、U N H C R、ウガンダ、ザイール及びケニア政府関係者の間では我が国の人的支援に対する強い期待が表明されていることから問題はないと考えられる。なお、現地における人道的な国際救援活動は当然のことながら中立的に行われている。

(5) 要員の安全の確保には相応の措置をする必要があり、派遣される部隊要員は必要に応じて護身用の武器を携行すべきである。

(6) 現地においては、我が国も加わった形で要員を派遣している各国が、U N H C Rを通じて相互の連絡を密にするとともに適正な業務分担につき調整を図ることが望ましい。

(7) なお、ルワンダ難民に対する直接の救援活動に加え、流出したルワンダ難民を本国に帰還させることが最終的な難民問題の解決方法であるとの観点から、ルワンダに対する中長期的な支援の可能性も追求すべきであると考えられる。

(8) また、ブカブに関しては、今後の政治状況によってはルワンダ等よりさらに相当数の難民が流出する可能性があり、その結果ザイールの難民受入れ状況が悪化する場合には、今回の難民支援の目的に限ってザイールに対し支援を行うことも検討すべきであると考えられる。

(子)

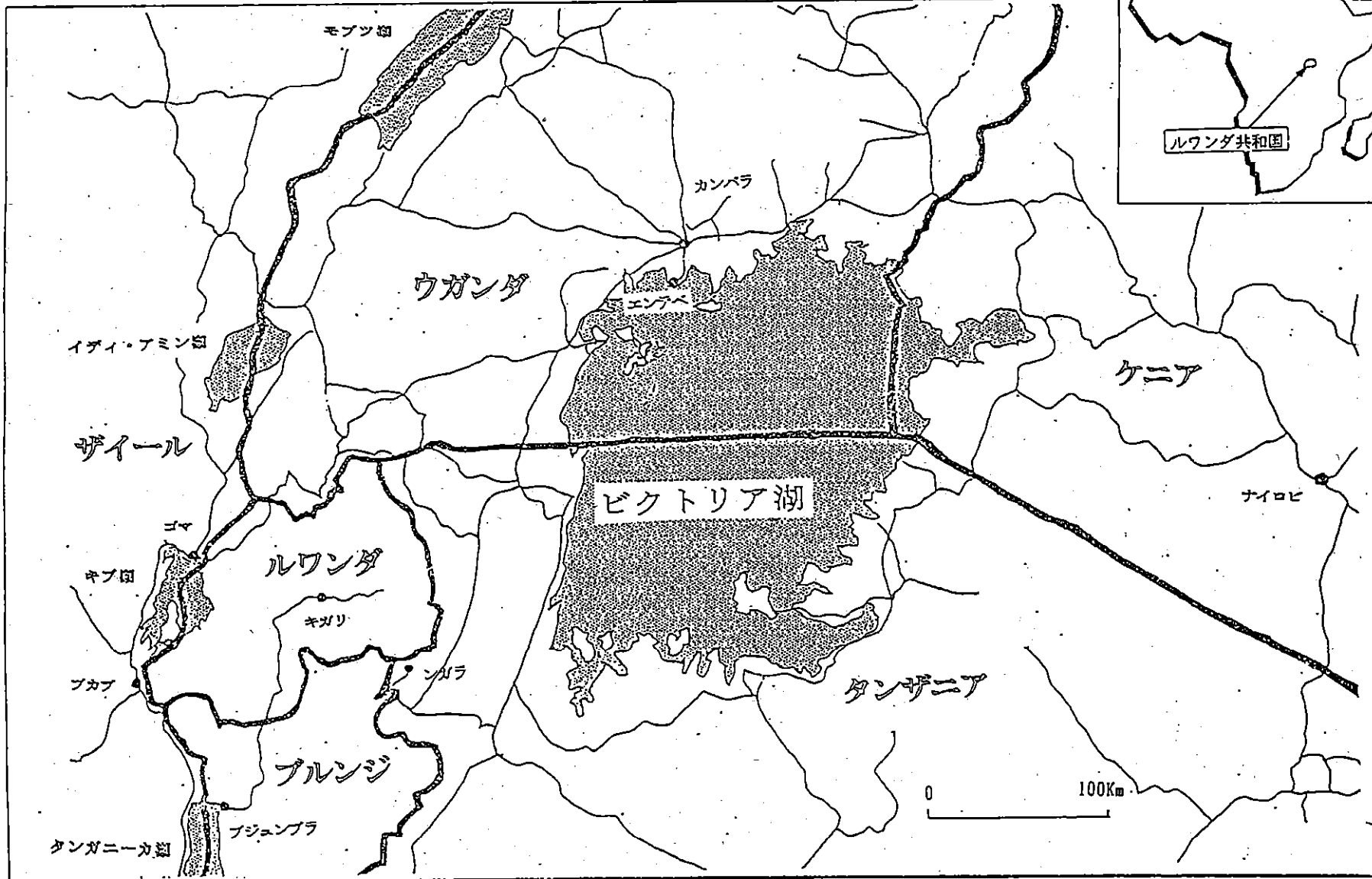
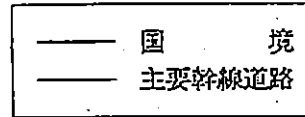
GM: 6042- 6

ルワンダ難民支援実務調査団日程

平成6年8月31日

8月22日(月)	成田発(ロンドン経由)	
8月23日(火)	ナイロビ着 国連関係者及びケニア政府関係者との協議	
8月24日(水)	1班	ゴマ及びエンテベ ・ UNHCR、米軍、NGO、ザイール政府関係者との協議
	2班	エンテベ ・ エンテベ空港周辺調査
8月25日(木)	ゴマ ・ 難民キャンプの視察 ・ 空港関係者との協議	
8月26日(金)	1班	キガリ ・ ルワンダ政府、UNHCR、UNAMIRとの協議 ・ 空港調査
	2班	ブカブ ・ 難民キャンプの視察 ・ UNHCR、ザイール政府関係者との協議
8月27日(土)	1班	ゴマ ・ 宿営地等の調査 ・ UNHCR、仏軍との協議
	2班	ナイロビ ・ ナイロビ周辺調査
8月28日(日)	ナイロビ発(ロンドン経由)	
8月30日(月)	成田着	

ルワンダ近隣図



GM: 6042- 7

(3)

午後8時以降受付往電案

※総第088821号010公館宛

平成6年9月11日 秒受付

電信案

極秘

大至急

電信課長

大臣 秘書官

政務次官

事務次官

外務審議官

外務審議官

官房長

主管

総合外交政策局長

審議官

総務課長

国連政策課長

国際平和協力室長

※発電係

起案

平成6年8月31日

起案者

電話番号

角室長

2346

協議先

首席事務官

(取扱石田)

総括審議官

分科長

総務課長

中近東アフリカ局長

中近東アフリカ室長

アフリカ第一課長

難民支援室長

コセー配布先

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

在 寿府代、口連代、ケニ3、米、仏、大使 総領事 あて

外務大臣 発

件名

ルワンダ難民支援(実務調査団の総理等への報告)

主管・文書記号

※電番

合第17035号

大至急

至急

普通

(優先処理)

転電

転送

転報

在

※転電番号

大使・総領事あて

大至急

至急

普通 (優先処理)

※

08882158

大至急

BURAJIRU

等010 漢

自暗

GB-1

外務省

回覧番号

(昭和六三・六・三十改正)

往電総平合16965号に関し、

31日、第二次ルワンダ難民支援実務調査団（第二次調査団）団長（山崎総政局審議官）は、総理、官房長官及び与党防衛調整会議に対し、冒頭電の報告書に従い調査結果を報告したところ次の通り。

1. 官房長官、（午前11時20分より40分間、先方、石原、園田両副長官、当方、山崎審議官、鈴木国際平和協力本部事務局長、村田防衛庁防衛局長、重家近ア局参事官、角総平長等出席）

（1）山崎審議官より報告書に基づき現地の状況を説明

（2）これに引き続き下記の通りのやりとりがあった。

（官房長官）米軍、仏軍がゴマより撤退した後、日本がその全てを肩代わりをするのは無理ではないか。

（山崎審議官）ジュネーブ及び現地においてUNHCRが各国の軍隊及びNGOが行う仕事を調整して行っており、日本は米軍より例えば給水業務を引き受けることとなるが米軍及び仏軍の全てを引き受けるわけではない。

（鈴木事務局長）PKOと違って、予め一つの計画に基づき各国に任務を割り振るというのではなく、能力と意思のある国が自分の出来る仕事を引き受ける形で仕事を行っているのであるので、日本が米軍及び仏軍の全てを肩代わりする必要はない。

（官房長官）治安の面はどうか。

（山崎審議官）泥棒、強盗の類は発生しており、治安は悪いがNGO等は丸腰でやっている。いわゆる紛争が現地で起こっているわけではない。また、米軍及び仏軍は現地の治安が悪化したから撤収するのではなく、死体処理及び空港の整備といった当初の目的を完了したのでゴマより引き上げることとしたものである。

（村田防衛局長）フランスは、機関銃を抑止目的のために持ち込んでおり、個人は、小銃を携行していると聞いている。

（官房長官）派遣期間は半年くらいか。

（鈴木事務局長）緒方高等弁務官は6カ月程度ニーズがあると言われている。米仏は2、3カ月で引き上げるが、これは、さっと来ていわば緊急性の高い任務を終えて引き上げるのである。日本のように出るのが遅い場合であれば、遅いなり

に行う仕事があるのでその任務を完了してから引き上げる必要がある。

(官房長官) 人数はどのくらいか。

(村田防衛局長) 陸上自衛隊が200人から230人、航空自衛隊を100人程度考えている。他方、これまで警備要員を10数人と考えていたが、今後警備体制を強化する必要がある。

(官房長官) いつ部隊を派遣するのか。

(村田防衛局長) 航空自衛隊の先遣隊を17日頃、陸上自衛隊の先遣隊を21日頃派遣する方向で考えており、本隊の第一陣を30日頃までに派遣したいと考えている。

(鈴木事務局長) 自衛隊の派遣に当たっては、総理より防衛庁長官に対し、準備指示を出していただく必要があり、右指示発出を明日(9月1日)にも行いたいと考えている。他方、本日午後与党防衛調整会議に今次調査団の報告を行うこととなっているので、その際に本件準備指示発出につき与党の了承を得たいと考えている。

(官房長官) 本日夕刻総理のところで指示につき改めて会議を行うこととしたい。

2. 総理(午後1時から15分間、先方、石原副長官、当方、山崎審議官、鈴木事務局長、防衛庁平沢防衛局審議官、重家参事官、角総平長他出席)

(1) 山崎審議官より報告書に基づき説明

(2) 総理と以下のやりとりがあった

(総理) 米仏が撤退するのは任務が終わったからか。

(山崎審議官) 米軍は死体処理、空港整備といった任務を終了したことにより引き上げるのであり、仏軍は南西部の治安維持が終了したことに伴い引き上げるものである。他方、オランダのように新たに軍を派遣する国もあり、また、米軍も全く撤退するのではなく中心をキガリに移すものである。

(総理) 難民と現政権との関係はどうか。

(山崎審議官) 現政権より追われたフツ族がキャンプにいるので本国に帰ると報復されるというので、本国に帰れないでいる。

(総理) 安全対策はどうなっているのか。

(平沢審議官) 現地の情報を集めているが治安は悪化しているようである。

(石原副長官) 要員の安全確保はよくやっておくように。

(山崎審議官) 紛争が発生しているのではなく、こそ泥の類が横行しているようである。

(鈴木事務局長) 明日(9月1日)、総理より防衛庁長官に対し準備指示を出して欲しい。

(総理) 自分は既に何度も公の席で自衛隊の派遣につき述べているので問題はない。治安上の問題をよく詰めて事故の無いようにして欲しい。

3. 与党防衛調整会議(先方、岩垂議員(社会党)、大野議員(自民党)他出席、当方、山崎審議官、鈴木事務局長、守屋防衛政策課長、重家参事官、四宮近ア1長、角総平長他出席)

(1) 山崎審議官の説明に対し、出席者より現地情勢につき質問があった。

(2) 岩垂議員より下記の通り要請があった

(イ) PKO5原則は厳守して欲しい。

(ロ) 治安上は色々問題があり、事故が起こらないようにして欲しいが他方武器の扱いは慎重にして欲しい。抑止のために武器を持つていくことは現地の人との関係からも問題であるとする。

(ハ) 日本の赤十字、NGOとも協力して欲しい。(本件につき、ブカブのNGOに対して自衛隊が直接支援することは無理であっても医療品を渡す等の形で何らかの援助をして欲しい。また、日本の派遣がエンドレスにならないようにして欲しいとの意見が参加者からなされた。)

4. 総理(午後4時40分より10分間、先方、官房長官、石原、園田両官房副長官、当方山崎審議官、鈴木事務局長、防衛庁村田防衛局長、角総平長他出席)

(1) 鈴木事務局長より与党防衛調整会議の内容を説明。総理より指示を出して頂くことにつき了承を得た旨述べた。

(2) 引き続き下記のやりとりがあった。

(総理) 派遣期間につき緒方高等弁務官より6カ月必要との話があったがそのように考えているのか。

(鈴木事務局長) 実施計画作成までに決定することとするが、6カ月とするのか

とりあえず3カ月として必要に応じ延長すると言った方法も考えられる。

(総理) 明日(9月1日) 自分よりの準備指示を出す、繰り返しになるが、事故の無いようにして欲しい。

本電宛先：寿府代、国連代、ケニア、米、仏、独、ザイール
タンザニア、英、ブラジル

(了)

~~SECRET~~

平成 6 年 9 月 1 日
0 時 28 分 58 秒受付

電信課長

```

graph TD
    A[大臣] --- B[秘書官]
    A --- C[政務次官]
    A --- D[高教次官]
    C --- E[計統司長]
    C --- F[國際司長]
    C --- G[法務司長]
    D --- H[學術司長]
    D --- I[學生司長]
    D --- J[教育行政司長]
    E --- K[計統司長]
    E --- L[國際司長]
    E --- M[法務司長]
    F --- N[計統司長]
    F --- O[國際司長]
    F --- P[法務司長]
    G --- Q[計統司長]
    G --- R[國際司長]
    G --- S[法務司長]
    H --- T[計統司長]
    H --- U[國際司長]
    H --- V[法務司長]
    I --- W[計統司長]
    I --- X[國際司長]
    I --- Y[法務司長]
    J --- Z[計統司長]
    J --- AA[國際司長]
    J --- AB[法務司長]
  
```

主管
綜合外交政策課長
審議官
總務課長
2 國連政策課長
國際平和協力室長
首席事務官

※発電係 1  2 

起 案
平成 6 年 8 月 31 日

起案者 松本
電話番号 2346

協議先

了了力第一課長 了了難民支援室長

（注意） 1 枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います

在

在 ~~全高デモ会館~~ サール, タンザ = ア

大使
總領事

あて

外務大臣 発

件 名

1レワンダ難民支援(実務調査団報告:記者ブツーフ)

主管・文書記号

※電番

合第17036号

大至急

至急

(優先処理)

パターン・コード

轉電

轉送 在

報轉

※転電番号

大使・総領事あて

大至急

至急

普通 (優先処理)

(八〇字)

✖

08882400

優先

ZAIIRU

等051 漢

GB-1

外務省

回覧番号

1256

(※印欄内は電信課記入)

(昭和六三・六・三十改正)

往電第16965号に関し、

31日、山崎総政局審議官はルワンダ難民支援実務調査団の報告書につき、報告書配布の上、簡単に右要旨につき記者ブリーフを行ったところ、質疑応答部分次の通り。（本件に関する応答要領別FAX信する。非高デ公館については別途FAX公信にて送付する。）

1.（総理は報告につきどのようなコメントをしていたか。）本日、官房長官、総理、与党防衛調整会議に報告を行ったが、いずれからも了解したとの返答を頂いた。総理にも熱心に報告を聞いていただき、了解して頂いた。その他には、要員の安全を確保することが大切であるので現地情勢の把握が重要であること、また、日本から出ているNGOとの協力を行うようにとのコメントがあった。

2.（護身用の武器は持っていくのか。）武器については小銃程度のものをもっていくことになるのではないかと。

3.（中隊以上の部隊との具体的な規模は。）基本的には100人以上という事になるが、目的によっても具体的な規模は異なるので一概には言えない。

4.（今後の予定如何。）今後は実施計画及び政令を閣議決定し、その後、本隊を受け入れるために先遣隊が派遣されることになるが、その日時までは未定である。

5.（主力部隊が出るのは10月になるのか。）防衛庁内部の準備次第であるが、できる限り早く出せるように努力する。

6.（派遣期間は緒方UNHCRから総理に要請のあった6か月となるのか。）一つの考慮の要素となるであろうが、いまだ正式には決まっていない。

7.（報告書の3ページのルワンダ通過の可能性の検討云々の部分とまとめの（8）の部分との関係は如何。）関係はない。前者は自衛隊のルワンダ通過の可能性についても引き続き検討していくべきである旨述べており、後者の部分は難民支援のためには中長期的なルワンダ支援が必要である旨述べている部分であり、今回の自衛隊の任務とは直接関係はない。

8.（与党防衛調整会議では5原則との関係でルワンダ通過は無理であるとの意見も出たと承知しているが如何。）今般の調査団はキガリを訪問し

てルワンダ国内は平穏であるとの印象を受けたが、与党調査団も今回キガリを訪問する予定であるので右状況もよく見て頂きたいと思っている。

9. (空輸についてはどのようなことを考えているか。) ナイロビに後方支援として基地を置くことを考えているが、余裕のある範囲で空輸についても行いたいと考えている。規模については3ケタ(100人程度)程であらう。

10. (緒方UNHCRは難民を受け入れた国への支援の重要性についても述べていたが。) まさに、その点については、今回の難民支援の目的に限ってザイールに対する支援を行うべき重要性について触れているところである。

11. (当初、施設の建設についてもニーズがあると思われるが、これを除外した理由は如何。) 除外したということはない。機材の搬入等の問題もあるが、自衛隊として能力のある範囲で検討するということである。

本電宛先

全高デ公館、ザイール、タンザニアに転電した。

(了)

取扱注意

※総第89286号051公館宛

平成 6 年 9 月 1 日 1 時 9 分 日 秒 受付

電 信 案

電信課長

大臣
秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

主管

総合外交政策局長
審議官
総務課長
国連政策課長
国際平和協力室長

※発電係

起案

平成 6 年 9 月 1 日

起案者

電話番号

石田

2346

協議先

首席事務官

(※印欄内は電信課記入)

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

在 全高庁公館長、
サール、タンザニヤ
太一使 総領事 あて 外務大臣 発

件名

ルワンダ難民支援(国際平和協力業務実施準備宣言)

主管・文書記号

※電番

大至急

至急

パターン・コード

総平

合第17113号

普通

(優先処理)

転電

※転電番号

転送 在

大至急

至急

転報

大 使 ・ 総領事あて

普通 (優先処理)

本館発 1 日、国際平和協力本部長(総理)
より、防衛庁長官に対し、ルワンダ難民支援
のために自衛隊部隊派遣に係る準備を開始す
るよう要請文書が発出されたところ、別FAX

※

08928655

優先

ZAIIRU

等051 漢

GB-1

外務省

回覧番号

1260

(昭和六三・六・三十改正)

(サイール、シニザア、ハ、郵便)

信(又は FAX 公信)にて送付する。

(了)

FAX

FAX 信

※総第089287号049公館宛

GM6370-03

取扱注意

平成6年9月4日 14時20分 秒受付

GM:6370

電信案

電信課長

大臣
秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

主管
総合外交政策局長
審議官
総務課長
国連政策課長
国際平和協力室長
首席事務官

※発電係

起案

平成6年9月1日

起案者

電話番号

石田

2346

協議先

(※印欄内は電信課記入)

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

在

全高デ公館長

大使
総領事

あて

外務大臣 発

件名

ルワンダ難民支援 (国際平和協力業務実施準備宣言)

主管・文書記号

※電番

大至急

至急

パターン・コード

総平

FAX 信

普通

(優先処理)

転電

※転電番号

転送 在

大至急

至急

転報

大使・総領事あて

普通 (優先処理)

往電総平合第 17113 号 別 FAX 信。

※

08928768

優先

BEI

等049 F信

GB-1

外務省

回覧番号

1260

(昭和六三・六・三十改正)

2
GM: 6370

[外務省、防衛庁協議済]

ルワンダ難民支援のための 国際平和協力業務実施に係る準備について

平成 6 年 8 月 3 1 日

国際平和協力本部事務局

- 1 ルワンダ難民支援のため自衛隊の部隊を派遣し、国際平和協力業務を実施させることについては、連立与党議員調査団（9月4日～11日）の報告及び連立与党としての調整結果を待って、政府として速やかに閣議決定を行う。
- 2 他方、派遣が決定された後、迅速に派遣を行うためには、派遣要員の選定、業務実施に必要な物資の手配等に相当の期間を要することから、派遣に係る所要の準備を事前に開始することが必要不可欠。
- 3 このため、国際平和協力本部長（内閣総理大臣）より、防衛庁長官に対し、9月1日付で別添の通り、派遣に係る準備を開始するよう要請文書を発出することといたしたい。

防衛庁においては、右要請を受けて、防衛庁長官より自衛隊の各幕僚長に対し、同日付で所要の準備方の指示が行われる予定。

GM: 6370 3

総平第 号

平成6年9月1日

防衛庁長官 殿

国際平和協力本部長

ルワンダ難民支援のために行われる人道的な国際救援活動のための

国際平和協力業務の実施に係る準備の開始要請について

1. ルワンダ共和国においては、本年4月内戦が再発して以来、大量の難民が発生しており、隣接国のザイール共和国には、今なお80万人以上の難民が滞留しております。取り分け、同国ゴマ地区の難民キャンプでは、コレラ等疫病の蔓延により多数の死者が出るなど、極めて悲惨な状況にあります。
2. このため、現地でルワンダ難民支援のために人道的な国際救援活動を行っている国際連合難民高等弁務官事務所（UNHCR）から我が国に対して、できる限りの人的支援を行うことについて非公式に打診されてきているところです。
3. このような状況を踏まえ、政府としては2度にわたり調査団を派遣し、検討を進めてきたところ、自衛隊の部隊によりルワンダ難民支援のために医療、給水等の分野において応分の貢献を行うことが望ましいものと考えられます。
4. 自衛隊の部隊等の派遣については、UNHCRより正式な要請が行われた後、諸情勢を勘案し、政府としての対応を決定することとなりますが、要員の選定、物資の手配等準備に相当の期間を要することにかんがみ、派遣決定後迅速に派遣を行うため、貴庁におかれては、医療、給水等の分野において自衛隊の部隊により応分の貢献が可能と判断されるものについては、派遣に係る準備を開始されるよう要請します。

(57)

3

(※印欄は通信課記入)

◊

(昭和六三・九・五改正)

;

2 ~
[外務省、防衛庁協議済]

ルワンダ難民支援のための
国際平和協力業務実施に係る準備について FGM20659-03

平成6年8月31日

国際平和協力本部事務局

- 1 ルワンダ難民支援のため自衛隊の部隊を派遣し、国際平和協力業務を実施させることについては、連立与党議員調査団（9月4日～11日）の報告及び連立与党としての調整結果を待って、政府として速やかに閣議決定を行う。
- 2 他方、派遣が決定された後、迅速に派遣を行うためには、派遣要員の選定、業務実施に必要な物資の手配等に相当の期間を要することから、派遣に係る所要の準備を事前に開始することが必要不可欠。
- 3 このため、国際平和協力本部長（内閣総理大臣）より、防衛庁長官に対し、9月1日付で別添の通り、派遣に係る準備を開始するよう要請文書を発出することといたしたい。

防衛庁においては、右要請を受けて、防衛庁長官より自衛隊の各幕僚長に対し、同日付で所要の準備方の指示が行われる予定。

3
総平第 号

平成6年9月1日

防衛庁長官 殿

FGM20659-03

国際平和協力本部長

ルワンダ難民支援のために行われる人道的な国際救援活動のための
国際平和協力業務の実施に係る準備の開始要請について

1. ルワンダ共和国においては、本年4月内戦が再発して以来、大量の難民が発生しており、隣接国のザイール共和国には、今なお80万人以上の難民が滞留しております。取り分け、同国ゴマ地区の難民キャンプでは、コレラ等疫病の蔓延により多数の死者が出るなど、極めて悲惨な状況にあります。
2. このため、現地でルワンダ難民支援のために人道的な国際救援活動を行っている国際連合難民高等弁務官事務所（UNHCR）から我が国に対して、できる限りの人的支援を行うことについて非公式に打診されてきているところです。
3. このような状況を踏まえ、政府としては2度にわたり調査団を派遣し、検討を進めてきたところ、自衛隊の部隊によりルワンダ難民支援のために医療、給水等の分野において応分の貢献を行うことが望ましいものと考えられます。
4. 自衛隊の部隊等の派遣については、UNHCRより正式な要請が行われた後、諸情勢を勘案し、政府としての対応を決定することとなりますが、要員の選定、物資の手配等準備に相当の期間を要することにかんがみ、派遣決定後迅速に派遣を行うため、貴庁におかれては、医療、給水等の分野において自衛隊の部隊により応分の貢献が可能と判断されるものについては、派遣に係る準備を開始されるよう要請します。

秘
無 期 限

報 告 ・ 供 覧

大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主 管 中近東アフリカ局長 参事官 アフリカ第一課長 地域調整官 首席事務官	保 存 期 間 1類 2類 3類 4類 (永久) (10年) (5年) (1年) 起案 平成 6 年 8 月 7 日 完結 平成 年 月 日 起案者 電話番号 大久保 3200
回覧先 総括審議官 外務省担当 参事官 総務課長 首席事務官 山崎審議官 国際平和協力室長		
下記の件に関し、別紙のとおり報告・供覧します。		
件 名 与党外務調整会議(9月7日) 「第2次ルワンダ難民支援実態調査団報告」		
(別紙の要点等) 総政府 ・ 山崎審議官所第2次調査団の報告。中近東アフリカ局各課所ルワンダ情勢等につき説明。鈴木PKO政局長所は現下の自衛隊派遣派遣の検討(作業) ・ 各課員所は、① PKO5/11の連升 ② 防衛隊武器 ③ 今回の自衛隊派遣派遣の決定過程につき、それぞれ説明がなされた。 (3)		

7日、衆議院第1議員会館にて、与党外務調整会議が開催され、政府側より先般の「ルワンダ難民支援実務調査団」（いわゆる第2次政府調査団）に関する報告がなされたところ、概要以下のとおり（与党側出席者リスト別添1.。政府側出席者：（総理府）鈴木PKO事務局長、（外務省）山崎総政局審議官、重家近ア局参事官、角総平長、大久保近ア一事務官、（防衛庁）守屋政策課長）。

1. 冒頭、山崎審議官より、「ルワンダ難民支援実務調査団」報告書の概要につき、又、重家参事官より、現下のルワンダ情勢並びにゴマの治安状況につき、それぞれ説明を行った（同報告書及び関連資料別添2.）。

2. 次に、鈴木局長より、現在与党3党による調査団が現地に訪問中であること、9月1日のPKO本部長の防衛庁長官への準備指示を受けて予防注射等の準備を開始していること、自衛隊部隊の派遣に関して実施計画を作成中であること、要員の安全確保に関して機関銃を携行することの意味等に関して説明した。

3. 上記1. 2. を受け与党側より質問があったところ、当方との応答振り以下のとおり。

（田中議員）今回のオペレーションを行うに当たり、PKO法の第5原則は守られるのか。

（鈴木局長）紛争地との関係では、ザイールのゴマ空港も大型輸送機の使用が可能であることが判明したので、現在ルワンダのキガリを経由して空輸を行うことは考えていない。ただし、現在援助活動の中心がキガリに移行しつつあり、又、将来何らかの理由でゴマ空港が使用不能になった場合には、キガリを使用する可能性もありうる。

（福田議員）機関銃の数はどのくらいになるのか。

（守屋課長）まず、機関銃等武器を携行する意義につき、補足したい。現地の米、仏軍から聞いたところ、現地のザイール兵や住民に、甘く見られないことがないようにとのアドバイスもあり、又、今回は前回のカンボディアのケースと違い各国が国連PKOの下で役割分担したわけではないので、前回のように仏軍が自衛隊を護衛してくれるということはなく、よって自ら不安定な状態を作らせない努力が必要。従って、抑止効果を狙い、今回は拳銃、小銃の他に、通信指揮車にも軽機関銃（7, 6ミリ）を搭載する。

（秋葉議員）（若干感情的に）2点について述べたい。まず最初に、今回の自衛隊部隊の派遣に関する決定が何時、何処で、誰によってなされたのか説明してほしい。自分（「秋」）としては、与党調査団が帰国してから決定することが筋と考えるが、次に、現地の危険な事情については、すべて伝聞である

9-26c

1816-20

~~と考えるが。~~

(山崎審議員) 今回の決定の過程について説明する。まず、第1次調査団が、現地の事情を視察し、8月11日に帰国した。その報告の骨子は、各国に比し我が国のプレゼンスが小さいということと、現地の事情に鑑み援助活動は自己完結性を持った組織によって行われるべきであるとの2点に集約される。同12日には、調査団より、外務大臣、官房長官及び総理に対して上記報告がなされた。大臣よりは、自衛隊派遣の可能性につき検討してほしい旨、官房長官よりは、連立与党内の擦り合わせを良くしてほしい旨、総理よりは、人的貢献につきあらゆる可能性を検討してほしい旨夫々指示があった。上記指示を受け、鈴木局長より与党各党の議員に対し説明を行った。同17日の連立与党防衛調整会議で、自衛隊の派遣の検討が議論され、翌18日の連立与党政策調整会議では、自衛隊の派遣の検討を開始することを確認されるとともに、今回の与党調査団及び第2次政府調査団の派遣も決定された。第2次政府調査団は30日に帰国したが、31日に官房長官、総理、連立与党防衛調整会議に報告され、自衛隊部隊の派遣が決定された。
翌9月1日には、前述のとおり、総理より防衛庁長官に対し準備指示が下った。以上が経緯である。

(鈴木局長) 政府としての最終的決定は未だ行われていない。此処で強調したいのは、第1次調査団は自衛隊部隊の派遣を前提としてではなく、あらゆる人的貢献策を検討する目的で派遣されたということである。右調査団の報告結果、特に自己完結性を持った組織が必要であるとの報告を受けて、自衛隊がその検討対象になったということである。第2次調査団に自衛官が参加することになった。「はじめに自衛隊ありき」ということではない。

(3)

4.
5.
6.

連立与党防衛調整会議のメンバー

本件は、防衛調整会議で検討してほしい
との要請があった。

< 与党外務調整会議 与党側出席者 >

省庁別調整会議-外務調整会議構成員

氏 名	会 館	会 派	役 職	備 考
田 中 直 紀	1-511	(自 民)	外交部会長	(副座長)
福 田 康 夫	1-611	(自 民)	外交副部会長	
成 瀬 守 重	参-511	(自 民)	外交副部会長	
秋 葉 忠 利	1-215	(社 会)	外務委理事	
清 水 澄 子	参-522	(社 会)	外務委理事	(副座長)(7月より座長の予定)
前 原 誠 司	1-601	(さきがけ)		7月・8月座長

(事務局担当者)

中 丸 到 生	(自 民)
木 村 宏	(自 民)
早 川 幸 彦	(社 会)
池 内 尚 郎	(社 会)
徳 良 淳 志	(さきがけ)
杉 浦 武 志	(さきがけ)

(配布資料)

別添ヌ

ルワンダ難民支援実務調査団報告書

1. 概観

(1) 「ルワンダ難民支援実務調査団」は、自己完結性を有する組織が現地で難民支援活動を緊急に行うことが最も望ましいとのルワンダ難民支援ミッション（第一次調査団）の報告を踏まえ、8月23日より27日までナイロビ（ケニア）、ゴマ（ザイール）、キガリ（ルワンダ）、ブカブ（ザイール）を重点的に順次視察し、難民支援に当たっている国連関係諸機関（国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国連ルワンダ緊急対策室（UNREO）、世界保健機構（WHO）等）、関係国当局、主要国軍現地司令部、NGOを訪問した。現地では国際平和協力法に基づく自衛隊部隊による人道的な国際救援活動への協力の可能性につき実務的見地から検討するために、現在必要とされている人的支援の具体的ニーズにつき意見交換を行うとともに、現地で行われている難民支援活動の内容の調査及び情報収集等を実施した。（日程及び地図は別添参照）

(2) ゴマには約80万人のルワンダ難民が5つの難民キャンプに分散しており、数週間前のごとくコレラの蔓延や飲料水の不足のため多数の死者が出るとの危機的状況は脱したもの、悲惨な状況は今も継続しており、医療、衛生、給水、難民キャンプ及びトイレの建設、道路補修、食糧配布等の各方面の人道支援が緊急に必要とされている。

(3) 仏軍がルワンダ南西部に設置した人道安全地帯から8月22日に引き揚げた後、発生が懸念された難民のブカブへの追加的大量流出は、国連及びルワンダ政府の努力もあり、最悪の状況はひとまず回避されたものの、ブカブの難民の総数は登録されている者だけでも約80万人に膨れ上がっている。今後の更なる難民流出の可能性に鑑みれば、ゴマと同様、人道支援の必要性は高く、とりわけ新しい難民キャンプの建設支援についての緊急性が高い。

(4) ルワンダについては首都キガリは比較的平静であり、同空港に9月初めから国際商業便の乗り入れ開始が予定されている等改善に向かっている。地方も現政府（軍）が実効的に統治・支配しており、仏軍が展開していた人道安全地帯には国連ルワンダ支援団（UNAMIR）が展開して平和維持活動を行っている。

(5) ゴマの難民キャンプにおいては、ルワンダ旧政府軍兵士が難民の帰還を妨害するために暴力行為を行っているとの情報がある他、ブカブの難民キャンプにおいても旧政府軍兵士が軍事訓練を行っているとの情報もある。ゴマ市内において調査団一行も近くで銃撃が行われるのを見たことも考慮すれば、ザイール東部の治安状況は悪化しつつあると考えられる。

(6) 前回のミッションの報告も難民帰還促進の重要性を指摘したが、今次調査団もその重要性を痛感しており、ルワンダの今後の再建への支援についてはかかる観点を見失うべきではない。

2. 個別分野の当面のニーズと検討されるべき対応振り

(1) UNHCRより我が国に協力を打診されている医療、給水、防疫、空輸等の分野については十分なニーズがあることが現地においても確認されたが、他方、現地のニーズはその時々に応じて多様なものとなることが予想され、また、現地で活動するNGOや各国の援助部隊と協力して活動を行うことも予想されることから、派遣された部隊がこれに柔軟かつきめ細かく対応できるように業務実施の枠組みの策定等を行っておくことが望ましい。

(2) 陸上自衛隊の派遣地域としては、現地のニーズ、支援体制、機材輸送の便宜性を考慮するとゴマを中心とすることが適当である。更に、ゴマで活動を行う陸上自衛隊部隊に対する物資等の空輸支援を行う航空自衛隊部隊の派遣が適切である。なお、この際必要かつ可能な範囲において難民に対する物資等の空輸を行い得ることとしておくことが適当である。かかる部隊の物資調達及び輸送機の運航等のための支援活動基盤としては、ナイロビを拠点とすることが適当であると考えられる。なお、ブカブ地域については、航空自衛隊による空輸支援について、そのニーズはあるものの、飛行場の規模等の問題もあり、陸上自衛隊及び航空自衛隊の派遣は困難である。

(3) 派遣部隊の規模については、下記(6)の個別のニーズを踏まえ、難民支援要員(医療、防疫、給水等)、ロジ支援要員、空輸及び後方支援要員を含む自己完結性を有する中隊以上の規模の部隊を派遣することが適切であると考えられる。

(4) ゴマ及びブカブについては、治安が必ずしもよくないこと、加えて武器を携行したルワンダ旧政府軍兵士を含む難民キャンプを抱えていることから、現地に滞在し人道救援活動を行っている仏軍及び米軍は要員の安全の確保には十分な注意を払っていた。

(5) 今回の救援活動は国連平和維持活動(PKO)とは異なり、UNHCRを始めとする国際機関等からの要請の範囲内で各国が自主的に活動を行っていることから、右活動に必要な物資の手当や、活動を円滑かつ適切に行うための国際機関等との連絡調整も、全て自ら行わなければならないことを勘案する必要がある。従って、我が国が行う活動に必要な物資は全て自前で用意するとともに、国内における関係省庁間の連携はもとより、国際機関等との連絡調整を行う専任の要員を自衛隊部隊の派遣とあわせて派遣することが不可欠である点についても留意すべきである。

(6) 個別分野のニーズと検討されるべき対応振りは以下の通り。

(イ) 医療

ゴマの難民キャンプでは、依然として医療ニーズが高く、とりわけ今後財政上の理由等により仏軍、イスラエル軍、一部のNGO等がゴマにおける医療活動から撤収する予定であることも考慮すれば、中長期的には医療ニーズはさらに高くなると予想されている。右の点を踏まえ、我が国として早急に展開可能な自衛隊部隊の中の一つの機能として、ルワンダ難民に対する医療を行うことが適切である。

(ロ) 給水

給水分野については、現在米軍が米民間会社を役務雇用し、同社がUNHCRへの協力としてゴマにおいて給水活動を行っているが、今後米軍が活動の中心をキガリ等に移すこともあり、同社も30日以内に撤退する予定であるので、緊急に給水活動の引受け手が求められている。同分野については自衛隊は同種の活動を行うことが可能なことから、引き続きこの種の給水活動を行うのに必要な隊員を給水活動にあたらせることが適切である。

(ハ) 防疫

現在、UNHCRでは、ゴマの難民キャンプにおいてマラリア等の疫病の蔓延を未然に防止するため、難民の防疫を緊急に行う計画があり、陸上自衛隊部隊がその能力の範囲内で同計画へ協力することが適切である。

(ニ) 空輸

現在、米、仏、独、カナダ、ニュージーランドの各国軍等が援助物資等及び人道支援関係者の輸送にあたっているが、米及び仏軍の輸送部門のゴマからの撤収が今後予定されており、他方、難民キャンプへの物資輸送のニーズは今後さらに高まることが考えられる。従って、陸上自衛隊の部隊に対して物資等の空輸等を行うためナイロビで活動する航空自衛隊部隊としても、その空輸支援に支障を与えない範囲でUNHCR等の要請に基づき、各国や国際機関等の人員、援助物資等のルワンダ周辺国への輸送に係る業務も行えるようにすることが適当である。

なお、ルワンダに関しては、先月の新政府樹立以降国内で特段の武力衝突が発生したとの情報はなく、今次調査を行った際にもルワンダ国内は平穏化しているとの見方が各方面の関係者間で支配的となっていた。主要各国が支援物資の輸送のためにキガリ空港等に拠点を移そうとしていることにも鑑み、今後のルワンダ国内の状況を見つつ、輸送業務等の一環としてキガリ空港の使用及びルワンダ国内通過についても、その可能性を引き続き検討すべきであるとする。

3. まとめ

(1) 現地の難民は悲惨な状況にあり、各国からの人的支援の必要性は大きく、この状況は当分続くものと考えられる。本調査団としては、現地の劣悪な状況を踏まえ、国際平和協力法に基づき自己完結性を有する自衛隊部隊を中核とする国際平和協力隊を派遣し、UNHCRより我が国に協力打診があった医療、給水、防疫、空輸等の分野における人道的な国際救援活動に協力することが適当と考える。なお、派遣については現地の治安情勢等も慎重に考慮した上で判断すべきことは当然である。現地における人道支援の緊急性に鑑みれば、同協力は早急に実施することが必要であり、派遣を決定した際には、本隊の活動基盤を設定する先遣隊を遅滞なく現地に派遣する必要がある。

(2) 派遣期間については、緒方難民高等弁務官からの我が国への打診、現地でのニーズ及び状況等を踏まえ、今後決定するものとするが、派遣後も現地の治安状況等を見極めつつ、柔軟に対応する余地を残すべきである。

(3) 派遣地域としてはゴマを中心とすることが適当であり、同時にゴマで活動する陸上自衛隊部隊等に対する補給等を行うための拠点をナイロビに設けることが必要である。

(4) 国際平和協力法上の基本原則との関連では、UNHCR、ウガンダ、ザイール及びケニア政府関係者の間では我が国の人的支援に対する強い期待が表明されていることから問題はないと考えられる。なお、現地における人道的な国際救援活動は当然のことながら中立的に行われている。

(5) 要員の安全の確保には相応の措置をする必要があり、派遣される部隊要員は必要に応じて護身用の武器を携行すべきである。

(6) 現地においては、我が国も加わった形で要員を派遣している各国が、UNHCRを通じて相互の連絡を密にするとともに適正な業務分担につき調整を図ることが望ましい。

(7) なお、ルワンダ難民に対する直接の救援活動に加え、流出したルワンダ難民を本国に帰還させることが最終的な難民問題の解決方法であるとの観点から、ルワンダに対する中長期的な支援の可能性も追求すべきであると考えられる。

(8) また、ブカブに関しては、今後の政治状況によってはルワンダ等よりさらに相当数の難民が流出する可能性があり、その結果ザイールの難民受入れ状況が悪化する場合には、今回の難民支援の目的に限ってザイールに対し支援を行うことも検討すべきであると考えられる。

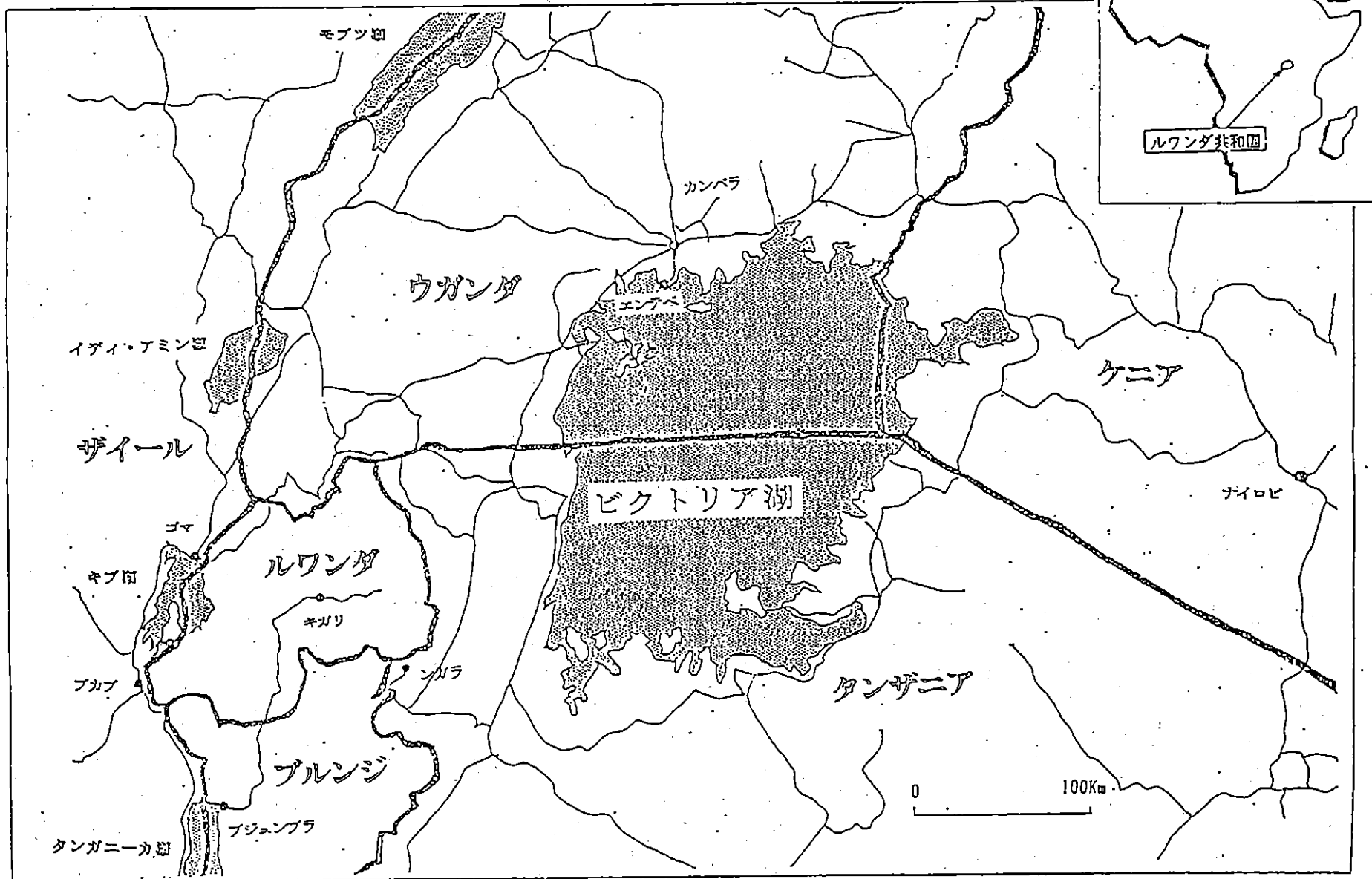
ルワンダ難民支援実務調査団日程

平成6年8月31日

8月22日(月)	成田発(ロンドン経由)	
8月23日(火)	ナイロビ着 国連関係者及びケニア政府関係者との協議	
8月24日(水)	1 班	ゴマ及びエンテベ ・ UNHCR、米軍、NGO、ザイール政府関係者との協議
	2 班	エンテベ ・ エンテベ空港周辺調査
8月25日(木)	ゴマ ・ 難民キャンプの視察 ・ 空港関係者との協議	
8月26日(金)	1 班	キガリ ・ ルワンダ政府、UNHCR、UNAMIRとの協議 ・ 空港調査
	2 班	ブカブ ・ 難民キャンプの視察 ・ UNHCR、ザイール政府関係者との協議
8月27日(土)	1 班	ゴマ ・ 宿营地等の調査 ・ UNHCR、仏軍との協議
	2 班	ナイロビ ・ ナイロビ周辺調査
8月28日(日)	ナイロビ発(ロンドン経由)	
8月30日(月)	成田着	

ルワンダ近隣図

— 国 境
— 主要幹線道路



ルワンダ情勢

平成6年9月6日

外務省

1. 背景

ルワンダにおいては、16世紀以来、少数派部族ツチ族（9%）が多数派部族フツ族（90%）を支配する構造が続き、両部族間の対立が常に問題となっていたが、1973年にクーデターで政権をとったハビヤリマナ大統領（フツ）は部族間の融和に努め、内政は安定していたと見られていた。しかし、90年に隣国ウガンダに避難していたツチ族難民が北部国境を越えて侵入したことから、多数派部族フツ族を中心とする政府軍と少数派部族ツチ族を中心とするRPF（ルワンダ愛国戦線）との間で内戦が勃発した。

なお、この内戦の背景には部族対立のみならず、フツ族内部の融和派と強硬派、北部出身者と南部出身者の対立があると言われ、現にRPFには故ハビヤリマナ大統領に反対するフツ族出身者も多く参加している点注意を要する。

2. 最近の動き

（1）上記内戦の両当事者は、93年8月に一応の停戦合意（アルーシャ合意）に達したが、94年4月6日にハビヤリマナ大統領の搭乗機が撃墜され同大統領が死亡して以来、内戦は再発・激化し、国民の大量殺戮が発生した。右大量殺戮は、主に政府側の民兵組織の強硬派がツチ族及びフツ族融和派に対し行ったものと見られる。

内戦はRPFに有利に展開し、RPFは、7月18日、人命救助を目的として「ル」に介入していた仏軍が同国南西部に設定した「人道安全地帯」を除き、「ル」全土を制圧。翌19日には、首都キガリにおいて新「国民統一政府」（注）の樹立式典が行われた。

（注）同新政府の構成は、未だ空席の3ポストを除く19ポスト（大統領を含む）のうち、部族別にはフツ11人に対しツチ8人、党派別にはRPFが大統領（ビジムンゴ政治局員、フツ）、副大統領兼国防相（カガメ司令官、ツチ）等9人（うちツチは4人）となっている。

（2）上記アルーシャ合意を受けてルワンダに展開していた国連軍（UNAMIR）については、94年5月にその増強が安保理で決議されたが、その展開に時間がかかっていることから、6月23日以降、仏軍を中心とする多国籍軍がルワンダに介入、国民を殺戮から守るとの目的で同国南西部に「人道安全地帯」を設置した。同仏軍は、8月21日に撤退完了し、UNAMIRに交替した。

（3）内戦によりこれまでに約50万人が殺害されたとされている（約100万人との情報もある。いずれも国連筋）ほか、内戦の末期以来ザイールのゴマ地区に100万人を超える難民が流出する等、ルワンダ（92年の人口731万人）国民の半数近い膨大な数の被災者が生じている。

8月17日現在の難民、国内避難民の概数は次のとおり（資料：UNHCR）。

－難民総数 約201万人

（内訳）ザイール 130万人 タンザニア 39万人

ブルンディ 31万人 ウガンダ 1万人

－国内避難民 150万人

3. 現在及び今後の課題

（1）難民問題

（イ）緊急援助

（ロ）帰還支援（UNAMIR等の展開による安全保障、国内での帰還難民支援体制等が必要）

（2）新「政府」の動向

－帰還難民の受入れと国民和解（大量殺戮の後遺症への対応）、国内経済・社会の再建

－「アルーシャ合意」の実現

（3）戦争犯罪人の処罰

（了）

我が国による対ルワンダ支援

平成6年9月2日
外務省

<現在まで決定済みのもの>

1. 資金協力

(1) 6月10日、難民等援助のため、国際機関へ総額900万ドル拠出

(内訳) UNHCR: 645万ドル
ICRC: 240万ドル
WHO: 15万ドル

(2) 7月7日、UNAMIRの活動に対し300万ドル。

(「国連平和維持活動支援強化基金」から)。

(3) 7月26日、難民等援助のため、追加的に国際機関へ総額約3,230万ドル拠出を決定。

(内訳) UNHCR: 2,000万ドル
WFP: 約1,100万ドル
ICRC: 100万ドル
IOM: 10万ドル
UNV: 20万ドル

2. 物資協力

国際平和協力法に基づくUNHCRに対する物資供与(約1億9,000万円相当)

3. 「ルワンダ難民支援ミッション」及び「ルワンダ難民支援実務調査団」派遣

8月2日より11日まで、人的貢献等の支援を検討するにあたり必要な現地の事情の把握、現地受入れ機関等との事前打合せを目的として援助活動地域に対し「ルワンダ難民支援ミッション」を派遣。更に8月22日より30日まで、国際平和協力法に基づく自衛隊の派遣を検討するために必要な専門的な調査を行う目的で援助活動地域に対し「ルワンダ難民支援実務調査団」を派遣。

4. 民間援助団体(NGO)への財政支援

(1) 7月から8月にかけて、NGO事業補助金として合計約4,040万円。

(内訳) アジア医師連絡協議会(AMDA): 1,501.5万円
アフリカ教育基金の会(AEF): 1,440万円
難民を助ける会: 1,100万円

更に本件支援事業に携わるNGOに対し、1,000万円余の追加交付を行う予定。

(2) 7月から8月にかけて、草の根無償資金協力として合計約4,800万円。

(内訳) 国境なき医師団: 約995万円(7月27日決定)
国境なき薬剤師団: 約980万円(同上)
アフリカ教育基金の会: 約1,000万円(7月28日決定)
タンザニア赤十字社: 約970万円(同上)
CAREインターナショナル・ザール: 約850万円(8月5日決定)

<現在検討中のもの>

◎人的協力

国際平和協力法に基づき、ルワンダ難民支援のための自衛隊部隊をザイールの難民キャンプ等に派遣することを検討中。

(了)

ゴマの治安状況

平成6年9月6日
アフリカ第1課

本件について、在外公館等よりの情報を纏めれば以下のとおり。

1. 2日付在蘭大よりの情報によれば、蘭陸軍参謀本部は、ゴマ難民キャンプ全体としては、食糧を始めとして各種物品の盗難が頻発しているが、組織だった行為ではなく、兵士が身の危険を感じているとは考えておらず、また、一部暴力行為も難民同士の争いに止まり、外国人に向けられたものではないと考えている。
2. 3日付在米大よりの情報によれば、米国防省は、ゴマの治安状況は一般的に悪化しており、緊急な対応が必要な状態であり、米・仏軍の撤収に伴い、約2万人と見積られるルワンダ旧政府軍及びザイール兵士等による事故の発生の可能性は有ると見ている。
撤収時の現地（米軍）部隊からの報告によれば、難民間に散発的非組織的暴力行為、略奪が確認されている。
3. 3日付在英大よりの情報によれば、英外務省は、ゴマ、ブカブ周辺の難民キャンプでは、難民同士の小競り合いが発生しているが、あくまでも難民キャンプ内に限定されており、現段階でゴマ市内全体の情勢が不安定になっていると考えておらず、援助関係者に犠牲者が出たという情報は得ていない。また、キャンプ内での暴力の増加も将来への不安定要素であるが、内戦が再発するとすれば、今すぐというわけではなく半年後ぐらいが一つの節目であると考えている。
4. 3日付在寿府代よりの情報によれば、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）は、本件につき、細心の注意を払ってフォローしているところであり、現地の状況は懸念されることは事実であるが、UNHCRの職員を引き揚げるような状況ではないと判断している（現に多くのNGOも活動している）。
5. 6日付在仏大よりの情報によれば、仏国防省は、（ザイール兵は給料を支払われておらず不満を持っており、一方、ルワンダ旧政府軍兵士は、援助物資の配給ポイントで物資を強圧的に調達している等の理由により）ゴマは確かに治安は悪いが、それほど危険であるとは認識していない。
6. 6日付在白大よりの情報によれば、白外務省は、ゴマのキャンプ等で暴力行為があることは承知しているものの、散発的なものであり地理的にも限定されたものであり、またこれらの行為は組織的なものではないと考えている。また、キャンプにおける暴力行為は、食糧・薬品の配給を巡るトラブルが多く、旧政府軍が、特別キャンプに集められ、ザイール軍から訓練を受けているとのうわさについては確認していない。

(了)

決 裁 書

大 臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主 管 総合外交政策局長 審 議 官 総 務 課 長 国連政策課長 国際平和協力室長 首席事務官	保 存 期 間 <table border="1"> <tr> <td>1 類</td> <td>2 類</td> <td>3 類</td> <td>4 類</td> </tr> <tr> <td>(永久)</td> <td>(10年)</td> <td>(5 年)</td> <td>(1 年)</td> </tr> </table> 起案 平成 6 年 9 月 11 日 決裁 平成 6 年 9 月 12 日 起案者 電話番号 石田 2346	1 類	2 類	3 類	4 類	(永久)	(10年)	(5 年)	(1 年)
1 類	2 類	3 類	4 類							
(永久)	(10年)	(5 年)	(1 年)							
協 議 先 RR 国際平和協力課長 7.5 小沼 氏 難民支援室長 (29)										
下記の件に関し、決裁を求めます。(関係文書別添)										
件 名 ルワンダ難民救済国際平和協力業務に関する 議員説明資料										

内閣、外務、防衛調整会議メンバー各位

12日、内閣、外務、防衛合同調整会議において、出席議員から、主要各国のルワンダ難民支援の状況についての資料につき要望がありましたので、別添の資料を取り急ぎお届け致します。

平成6年9月14日
外務省国際平和協力室

主要各国のルワンダ難民支援状況

平成6年9月12日現在
アフリカ第一課

米国

1. 資金協力

関係国際機関供与分及び2.以下の費用を併せ総額2億5,020万ドル拠出済み。

更に追加的に3億2,000万ドルを拠出予定。

2. 物資協力

食糧を中心に、医療・衛生サービス及び医薬品、浄水設備、毛布等を空輸等の手段により提供。水輸送のため5キロのパイプラインを敷設。計約6,750万ドル（上記1.に含まれる）。

3. 人的協力

下記5.のとおりに

4. NGO支援

5. 軍の活用状況

7月より上記2.のために軍人1500名が従事（8月25日に撤退）。現在は、エンテベ空港に約800名、キガリ空港に約200名等、計約1700名が支援活動に従事。

フランス

1. 資金協力

WFP、UNHCR、ICRCに対し約6,000万フラン（10億8,000万円）拠出。

WFPについては食料援助、UNHCRについては病院への援助

2. 物資協力

浄水器、料理用機材、毛布、食糧等

3. 人的協力

ルワンダ及びザイールにて仏軍を中心に人道援助活動を展開。

4. NGO支援

国境なき医師団（MSF）、カリタス、連帯、世界医師団にトラックを供与。

5. 軍の活用状況

6月23日以降、仏軍を中心とする多国籍軍約2,500名がルワンダに介入、国民を殺戮から守るとの目的で同国南西部に人道安全地帯を設置したが、8月21日にはルワンダ国内より撤退を完了。さらに、ゴマよりも仏軍兵士約500名を残し撤退。

ドイツ

1. 資金協力

- (1) 食糧医薬品調達のため、ICRC、UNHCR等に対し500万マルク（3億1,500万円）拠出。
- (2) 食料援助等のため2,5000万マルク（15億7,500万円）拠出。
- (3) EUのルワンダ難民援助として2,000万マルク（12億6,000万円）拠出。

上記を含め総額1億マルク（63億円）を拠出。

2. 物資協力

- (1) 外務省及び経済協力省よりUNHCRに17台の浄水器を独連邦軍トランスアル型輸送機でゴマに空輸（5,000万マルク（31億5,000万円）相当）
- (2) 連邦援助機構より10台の浄水器をゴマに送付予定。
- (3) 食料援助として1. (1) を含め総額2,000万マルク（12億6,000万円）を拠出。

3. 人的協力

GTZ派遣団（150名程度）が医療及び水供給を行っている。

4. NGO支援

- (1) ドイツ赤十字社、カリタス協会、マルタ援助協会、カップ・アムナール委員会、「CARE」ドイツ委員会に対し計250万マルク（1億5,750万円）を拠出。
- (2) 独赤十字社提供の4台及びマルタ援助協会提供の2台の浄水器を独外務省チャーターのイリュージン76型輸送機で空輸。
- (3) ドイツCAREの「ヒューマニズム・フォー・ルワンダ計画」（266名の医療ボランティアを派遣）に対し、独連邦軍がテント、毛布、車両等300万マルク（1億5,750万円）相当の援助物資を提供。CAREの活用するテント村は「連邦技術援助機構」の技術者が建設する。更に同計画に必要な物資を独政府がチャーターした輸送機にて輸送。

5. 軍の活用状況

搭乗員、地上整備員等25名を派遣し、独連邦軍ボーイング707型輸送機1機及びトランスアル型輸送機2機をUNHCRのナイロビ・ゴマ間の支援物資輸送活動のため運航。

イギリス

1. 資金協力

- (1) EUに対し2,200万ポンド（34億9,800万円）
 - (2) WFPに対し154万ポンド（2億4,486万円）
- など総額約6,000万ポンド（95億4,000万円）を拠出。

2. 物資供与

テント、毛布、MWANZA空港必要機材（地上発電装置、航空機起電装置、トラック、電話システム等）、ランドローバー、給水車、高栄養ビスケット、ビニール・シート、水タンク、浄水タブレット、小麦製粉機、輸送機貸与

3. 人的協力

- (1) ゴマ空港ハンドリングチーム
- (2) ウガンダ・エンテベ空港ハンドリングチーム

(3) 援助物資輸送専門家2名

4. NGO支援

CARE、OXFAM、ACTION、AID、国境なき医師団、英赤十字等に660万ポンドを支出。

5. 軍の活用状況

下記6.のとおり

6. UNAMIRへの協力

給水及び橋・道路の補修のため、615人の部隊をルワンダへ派遣。

ベルギー

1. 資金協力

(1) UNHCRに対し1億8,000万白フラン(5億4,000万円)拠出。

(2) WFPに対し3,500万白フラン(1億500万円)拠出。

(3) ICRCに対し2,000万白フラン(6,000万円)拠出。

(4) 近隣諸国における人道援助として2億200万白フラン(6億600万フラン)を拠出。

等、下記6.も含め総額6億5,000万白フラン(19億5,000万円)を拠出。

その他、国連人権高等弁務官事務所に対し、1,500万白フラン(4,500万円)を供与。

さらに8月23日、1億6,500万白フラン(4億9,500万円)の追加支援を表明。

2. 物資協力

3. 人的協力

(1) 白軍パイロット オランダの輸送機の運航を担当

(2) 名誉大使をヘッドとする調査特別ミッションを派遣。

4. NGO支援

(1) MSFに対し3,000万白フラン(9,000万円)拠出。

(2) MEMISA(宗教関係NGO)に対し1,000万白フラン(3,000万円)拠出。

5. 軍の活用状況

(1) 上記3.(1)の白軍パイロット派遣。

(2) 白軍所属のC-130機(複数)を提供。

6. UNAMIRへの協力

マラウイ部隊に1億白フラン(3億円)相当の機材供与。

イタリア

1. 資金協力

関係国際機関に対し総額約114億リラ(76億3,800万円)を拠出。

2. 物資協力

60トンの緊急物資、2国間食料援助（ブルンディ向け約160万ドル、タンザニア向け約200万ドル）、医薬品等

3. 人的協力

イタリア人医師団をゴマ市に派遣

4. NGO支援

下記5. (1) に看護人ボランティア6名が参加

5. 軍の活用状況

- (1) 6月、陸軍警護官18名、軍医6名、下士官3名と4機の空軍航空機を100人のルワンダ幼児の緊急医療輸送に使用。
- (2) 「平和と共に」協会に、46航空旅団のC-130輸送機を飲料水生成器及びコレラ・ワクチンを含む医薬品の輸送のために使用。
- (3) 国連のため、C-130輸送機をナイロビ及びキガリの着陸後の緊急物資輸送確保目的で使用。
タンク車3台を水輸送のため使用。
タンクローリー2台を燃料輸送のため使用。

6. UNAMIRへの協力

装甲車50台を提供。

カナダ

1. 資金協力

470万加ドル（3億8,070万円）（関係国際機関への拠出の他に2. 以下の費用を含む）

2. 物資協力

浄水器、食料援助、医療サービス、輸送機1機貸与

3. 人的協力

下記5. 及び6. のとおり

4. NGO支援

上記1. に含まれる（「国境なき医師団」）。

5. 軍の活用状況

下記6. のほか、

加軍医療関係部隊総計248名をルワンダ北西部のマレルに派遣（医療部隊123名、37名の警備小隊、36名の管理小隊、25名の施設小隊、27名のHQ要員）。

空輸支援のため47名を派遣。加軍C-130を使用してナイロビとルワンダ、ウガンダ、ザイールの飛行場の間の空輸に従事。

6. UNAMIRへの協力

司令官1名、司令部要員8名、軍事監視員12名、通信部隊422名の総計443名を派遣。

スウェーデン

1. 資金協力

- (1) UNHCRに対し500万クローネ(6,500万円)拠出。
 - (2) WFPに対し3,200万クローネ(4億1,600万円)拠出。
 - (3) UNICEFに対し800万クローネ(1億400万円)拠出。
- 上記を含め総計1億7,000万クローネ(22億1,000万円)拠出。

2. 物資協力

- (1) 難民キャンプ用住宅10棟
- (2) 援助物資輸送用トレーラーを米軍機により輸送
- (3) タンク、トラック4台

3. 人的協力

- (1) 文民警察官5名を派遣。
- (2) 救難庁スタッフ12名をキガリに、70名をゴマ及びブカブに、給水活動、下水整備、救難活動用車両の車庫及び整備工場建設のため派遣。

4. NGO支援

5. 軍の活用状況

上記2.の通り、援助物資の輸送に米軍機を使用。

イスラエル

1. 資金協力

2. 物資協力

下記3.医療チームは医療品及び浄水器を携行している。

3. 人的協力

軍医療チーム(団長はサリッド観光大臣、他外務総員1名も随行)を派遣。ルワンダで野戦病院を開設。救急用病室、手術室、一般ケア用の施設を備えている。

4. NGO支援

平和活動家エビ・ナタンがルワンダ入り。

5. 軍の活用状況

8月には、上記3.の後、IDF衛生軍部隊86名をゴマに派遣(医師16人、看護婦10人、警備要員16人、その他44人)。14日ごとに交代し、2回以上派遣される者はいない。8月31日に任務完了し撤退した。

アイルランド

5. 軍の活用状況

将校2名を含む60名が6カ月の予定で8月初旬からゴマに派遣されており、内38人がUNHCRに対する支援をおこなっており、また22人が17名のアイルランド人NGOに対する後方支援を行っている。

(了)

急配

注意

1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

PK0 岩井

防 務 局

電信写

08-032

大 政事外外儀官
大 務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

総議対会要厚情研
察人図在警史オ図

外 報 官 審報際内外ブ

文 長 審一二

領 移 長 参政保対旅外

長 審総安平
企国

審 審軍不原料

長 審行専入地

ア 審地中東
長 参北東西

北 審一二保
米 長

南 審一二
長

審西口洋
長 西東

審一二
長

審一二
長

審総漁国
長 審経エ国
一ネ二
経途
二

参海 審準

審政調国開無
長 審緊評技有理

審協
長

参国析調
情 長 一

総 番 号 R169125

月 24日

平成 6年 8月 24日

エ ジ プ ト 発

本 省 着

主 管

総 国

外 務 大 臣 殿

片 倉 大 使

ルワンダ情勢（内話：防衛情報）

第1474号 秘 至急（ゆう先処理）

23日、往訪せし当館サカキエダに対し、当地米大はルワンダ難民視察時の所見について以下のとおり述べた。

なお、同が提供したゴマ難民キャンプ及びウガンダ・エンテベ空港の写真（8まい）を別送する。

1. 8月9日から13日までの間、ザイル・ルワンダ国境のゴマにおいて難民の状況を視察したが、そのひさんさは想ぞうを絶するものであつた。ごまの空港施設の外へい沿いの道路はルワンダからの難民であふれていた。同空港はかつ走路1800M1本とC-130輸送機5機が駐機できる程度の小空港で、その施設内には仏軍約1個大隊（800名）が駐留していた。

外部との区分は鉄状もう（じやばら式）1線を境にする簡易なもので、時々難民による侵入事案も多数発生していたとのことだが、仏軍の人道援助目的の駐留により平せいと取りもどした様子であつた。しかしながら、難民のほとんどはや根もない空き地や道路上に無ちつ序に展開し十分な食りよう・いやく品の供給もなく、伝せん病の発生と相まつて死者の数を増大させている。いん料水は一部仏軍の給水によるが、殆どは自らキブコ（空港から5KM）の水源に頼っている。これがせきり、コレラ発生の原因と考えられるが、ゴマだけでも1日約2000名が死亡している。遺体処理は、当初ザイル政府機関の人夫が行つていたが、遺体まい設のあなのくつ削は人力ではその能力を越えるため、仏軍工兵の小型ドーザやその輸送力に頼ることもふ通となつた。今後の支援は、衛生いりよう面の支援を重視し、病院施設及びい師の増加が必要と感じた。仏軍及びザイル政府は、これら難民に対しルワンダへの帰きようをよびかけていたが、これに応ずる者は見当たらなかつた。

2. ルワンダ・ザイルの国境検問所では、ザイル軍兵士による旧ルワンダ政府軍及び民兵達の武装解除

秘

電信写

を徹ていして行い、AK-47、M-16ライフルと大量の弾やく及びサガー対戦車ミサイルまでも山ずみにされていた。

3、米空軍は、7月6日ごろからC-130（3機）をエンテベ空港に常駐させ、エンテベーゴマ間の支援物資輸送を行つて来ているが、オランダ空軍も同様にC-130（3機）の物資輸送支援を開始した。米との違いは、オランダはUNHCRの要請を直接、現地で受け、国境なき師団などへの物資輸送をけい易に実施中であつた点、国連などのユーザー側の評価は良いと聞いた。この様な人道援助のための空輸支援の所要も今後増大するであろう。

米、仏、エチオピア、ガーナ、チュニジア、ベルギー、ザイール、ケニア、タンザニア、英、オランダ、ジュ府代、国連に転電した。（了）

注意

1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

08-019

大 政事外外儀官
大務務 典房
臣秘官官審審長

政北経環査総 外研
代ア大大察括 長
表大使使大審

総儀対会要厚情研
察人圖在警史オ図

外報官 審報際内外フ

文長 審一ニ

領移長 参政保対旅外

長 審総安平
企国一

審 審軍不原料

国長 審行専人難地

ア 審地中東
参北東西
一

北米長 審二二

南長 審一ニ

長 審西ロ洋

西東
二

近ア長 審一ニ

経 審総漁国

長 審経エ国

一ネ
経途
二

参海 審準

経協長 審政調国開無

審緊評技有理

条長 審協規

情長 参国防初調セ
一ニ

総番号 R169623

月 24日

平成 6年 8月 25日

米 国 発
本 省 着

外務大臣殿

栗山大使

主管

北米保
総平
140

ルワンダ難民支援（現地米陸軍部隊の状況：防衛情報）

第7380号 秘 至急（ゆう先処理）

24日、米陸軍参謀本部戦略計画課東アフリカ担当グリーン少さが、ルワンダからの現地報告に基づき当館
ニトに対し内話するところ次の通り。

現地報告によれば、

う期が例年より2週間早まったことにより様々の影響が出ている。

給水について、じょう水の確保は進んでおり、目下最低限の所要である5リットル／人・日に対し7-10
リットルを得られている。ただしじょう水点から給水点までの局地輸送が困難である。

いりようについて、コレラ、マラリアの予防接種を継続中であるが、問題となる下水等衛生インフラの構
ちが遅れている。

道路補修は全く進んでいない。装き・装りん車両とも救出手段を常に講じておく必要がある。現有の整備能
力では不足である。

右報告に基づき、処理として、

へりの増強、上水パイプライン資材追給等考慮しているが、へりの増派については、在本土部隊の即応性維
持に与える影響、現地における補給整備所要増加分に対するじょう足手段の可能性をしん重に考慮して決定
される。

右に対し当方より、通報に謝意を表するとともに、現地米軍部隊の細部の位置・編成・任務及び任務達成上
の問題点につき至急明らかにしていただきたい旨要請した。

先方これを了解した。

ケニア、ザイールに転電した。（了）

主管課緊急処理用

大至急

極秘

大 政事外外儀官
大務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

総儀対会要厚情研
察人信在警史オ図

総 番 号 R172606

月 29日

平成 6年 8月 30日

米 国 発
本 省 着

総合外交政策局長

外 務 大 臣 殿

栗 山 大 使

外 報 官	審報際内外ブ
文 長	審一二
領 移 官	参政保対旅外
審 長	審総安平 ・ 企国
審 長	審軍不原料
国 長	審行専人難地
ア 長	審地中東 参北東西
北 米 官	審一二保
中 南 長	審一二
審 長	審西ロ洋 西東
近 ア 長	参一二アア
経 長	審総漁国 審経エ国 一ネ 経途
経 協 長	参海 審準 審政調国開無 審緊評技有理
条 長	参条協規
情 長	参国析析調セ 一二

ルワンダ難民支援 (防衛情報)

第7509号 極秘 大至急

(限定配布)

29日1500、当館防衛駐在官イワサキは を訪問し自衛隊のルワンダ人道支援に関しこん談した。

(当方 ニト1さ、フジイ2さ同行、先方 (アジア担当)、 (アジア担当)、

(アフリカ担当)、 (アフリカ担当)、出席)

概要以下のとおり。

1. ゴマの治安状況 ()

人道援助で来援したアメリカ軍、フランス軍の同地からの撤退、国連事務所の縮小により現地の治安状況は悪化している。現在、空港を管理する数百のフランス軍と信頼性の低い約2500人のザイール軍が活動している。治安の観点からは、ルワンダのキガリよりもゴマの方が悪くなっている。日本が現地に部隊を派遣する場合、自分で安全を確保する以外に頼れるべき軍隊は存在しない。

(ニト1さ) 現在までの情報では、外国軍隊やNGOに対するてい抗は報告されていないと聞いているが。

() 現在までは報告されていない。日本が最初になるかも知れない。NGOはカタレの難民キャンプへの立ち入りは禁止されている。UNはこれらキャンプに対して空から物資を落としている。

(ニト1さ) 旧ルワンダ軍兵士の武器は

() 推定兵力2万の内約5000が小じゅうをもつて武装、トラックにとう載した機関じゅう

(主に対地上支援用) 2門が確認、SA-7と同様の対空ミサイル、60-120MM迫撃ほう、ヘリはUH型をブカブしゅうへんに5機、LR型1機を運用している。

(ニト1さ) だれがリーダーか

() 元参謀長のブズムンクであり、実質的にはパラシュート大隊長 (米陸軍のCGSそつ) が指
きしている。この大隊はよく訓練され規律も維持されている。同大隊長は米国で訓練を受けている。これら
の部隊がフツ族民兵 (推定5000-10000人) の訓練、補給支援を行つている。訓練の内容はドリル
的なものからテロ活動の技術に及ぶ。2. 気象地形 ()

(1) う期は10月終わりごろまで続く

(2) 植生は密ではない

(3) 道路状況はルワンダ国内を走る道路はほ装されう期においても状態は良好であるが、ザイールの東側
を走る道路はほ装されていないので状況は悪い。また、土質はソルティラバー系でかたく人力による工事は
困難である。

(イワサキ将補) ゴマ飛行場の状況は

() 1本のかつ走路、グランドクルーにより24時間使用されている。航空ねん料の補給には制
限を受ける。

3. その他関連情報

(1) 民族的特性

ツチ族は首領民族であり主に英語を話し戦技にも長じ組織力が強い。フツ族は農こう民族であり識者はフラ
ンス語を話す。フツ族はツチ族より過激でない。

(2) キガリ近ぼうの2火山については、1つが1978年にふん火しキガリ飛行場までひ害があつた。

(3) フツ族難民はルワンダでの生活より現在の援助を受ける生活の方がいいので帰りたいがらない。

防衛庁防衛局及び統合ばく僚会議 (第3ばく僚室) に転達願いたい。(了)

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

秘

電信写

08-030

大 政事外外儀官
大務務 典房
次次 長
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

儀対会要厚情研
察人園在警史オ図

外 審報際内外フ
報 官

文 審一二
長

領 参政保対旅外
移 長

一 審報
長 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

審 審軍不原料
国

長 審①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

ア 審地中東
長 参北東西

北 審一二保
米 長

南 審一二
長

長 審西口東
西新洋
二独

ア 参一二①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿
長

經 審総漁国
長 審経エ国
一ネ二
経途
二

参海 審準

經 審政調国開無
協 長 民 審緊評技有理

参協
長

情 参国折調セ
長 一二

総 番 号 R176390

主 管

月 2日
平成 6年 9月 3日

寿 府 代 発
本 省 着

総 平

外 務 大 臣 殿

遠 藤 大 使

ヤナギサワ政務次官とオガタHCとのこん談

第4570号 秘 至急（ゆう先処理）

1. 1日、当地出張中のヤナギサワ政務次官は、UNHCR本部にオガタ高等弁務官（HC）を往訪し、こ
ん談したところ、その概要以下の通り（本使他同席）。

（ヤナギサワ政務次官）先般一時帰国された際、コウノ大臣との会談で、ルワンダへの自衛隊の派遣に関し、
軍が行うからといって軍事的支援ということにはならないと言われたが、うまくみな頭の整理をしていた
だいたと思っている。

（オガタHC）記者クラブで記者会見等行つたが、もつと反発があることも予想していたのに、スッとわか
つていただいたとの印象である。スウェーデン等のように消防隊のような組織を有している国もあるが、ル
ワンダのような状況下で自活できる組織は軍以外には少ないのが現状である。ちなみに、ルワンダ国内の通
過の問題は五原則との関係で難しい部分もあるのであるが、かた方が勝利を治め、日本政府も現政権の実
効的支配を認めて政府承認されたのであろうから、何とかならないものであろうか。治安はむしろ現状では、
ルワンダ国内の方が良いくらいであり、またキガリの空港の方がすいているし大きなそうこもあるという話
である。

（ヤナギサワ政務次官）ザイールのキャンプの状況如何。

（オガタHC）軍人が家族（ふ女子）と共に逃げているという状況があり、保護を任務とするUNHCRと
しては、ふ女子を軍人から引き離して保護したい、それしかない、と考えているがむずかしい。ガリ事務総
長にも、治安対策につきザイール政府に働きかけてほしい旨お願いしている。タンザニアでもキャンプの治
安強化のためタンザニア警察に車両提供等行つているところである。物すごい武器を持っているということ
ではないし、ある程度国境で武装解除を行つたとはいえ、まだ武装した元兵士がいる状況である。村山総理

電信写

もハコネにお電話を差し上げた際、派遣するなら早く派遣せねばならないと言っておられたし、武村蔵相も日本も早くせなばとおつしやっていた。

(ヤナギサワ政務次官) 米軍が引き上げるというような話もあるようだが、ギャップができるはずなのか。

(オガタHC) 空輸等は、現在、ニュージーランドやドイツ、オランダ等からも輸送機の提供を受けているが、あながくと大変困る。初めてのことであろうが、日本の輸送機が救援物資を輸送するのをぜひ見たいと思う。

こうけんといつても外からではむずかしいので、なか間になる必要がある。たとえば、現在UNHCR本部で空輸のための調整を行つている部署に武官を派遣されてはどうか。また現地に連絡官を早めに配置する必要もあろう。今回の自衛隊派遣は大きなブレイクスルーであり、日本のNGO等にとつても大きな刺激となろう。モメンタムはあるとの印象であり、政務次官におかれてもご支援をよろしく願いたい。

(ヤナギサワ政務次官) 難民問題も方々にあつて大変であろうが、ご健闘をおいのりする。

2. 上記オガタHCの発言中、AIRLIFT OPERATION CELLへの武官の派遣については

(現在、米、英、仏、独、加が各1-3名程度の武官を手弁当でUNHCRに派遣し、ルワンダ及びしゅうへん地域の空輸すべて及び一部陸上輸送についての調整を行わせており、UNHCR内外のブリーフィング等にも同席している) 本件オペレーションに関する情報を集め、また日本のプレゼンスを高める上で格好の場であり、また今後この種の経験を積み重ねて行く上でも極めて有益と思われるところ、航空自衛隊の留学経験者を中心に(相当な語学力(英語)と、知識、協調性等が要求されよう)、適当な人材がいらないか至急ご検討願いたく、結果回電願いたい。

米、仏、英、加、独、ケニア、タンザニア、ザイール、国連代に転電した。(了)

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

08-031

大 政事外外儀官
大 務務 典房
臣 秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

儀対会要厚情研
察人園在警史オ図

外 報官 審報際内外ブ

文 長 審一二

領 移長 参政保対旅外

長 総安平 企国

審 審軍不原料

国 国行専入難地

ア 審地中東 参北東西

長 北米長 審一二保

南 長 審一二

長 審西口東 西新洋 二独

長 一二〇〇 二

長 審総漁国 審経エ国 一ネ二 経途 二

長 参海 審準

長 審政調国開無 民 審繁評技有理

長 参図協規

情 長 参国析図調セ 一二

総 番 号 R177268

主 管

月 5日

ケ ニ ア 発

総 平

平成 6年 9月 5日

本 省 着

外 務 大 臣 殿

堀 江 臨時代理大使

ルワンダ難民支援（加のケニア政府に対する対応振り）

第1413号 秘 大至急

往電第1400号、第1410号及び第1411号に関し、

1. 5日、当地加高等弁務官事務所ウオール次席よりホリエがちよう取したところ次の通り。

（1）自分の記おくでは、加政府としては、4月よりUNAMIRの要請により1機を、また7月よりはU
NHCRの要請に基づきもう1機の加空軍機（ハーキュリーズ計2機）をルワンダ難民支援の為に60名程
度の空軍隊員とともに派遣しているはずである。（うちUNAMIR用の1機については9月中に引き上げ
ることとなる由。）

（2）上記オペレーションについては、口上書にてケニア政府に依頼したところ、写別FAX信の通りであ
り、別途特別の取極めはしていないと考えるが詳細は駐留している加軍のMAJORと連絡をとつて欲しい。

2. 別FAX信の口上書の内容と上記1.（1）との内容の間にはややそこがあるやに見受けられるも取り
あえず送付申し上げる。

別FAX信と共に加、独、米、英、国連代、ジュ府代に転電し、本電のみザイル、タンザニアに転電した。

（了）

NB1361

F A X 信

取扱注意

大至急

総 番 号 R177270

月 5日

平成 6年 9月 5日

外 務 大 臣 殿

ケ ニ ア 発
本 省 着

堀 江 臨時代理大使

主 管

総 平

ルワンダ難民支援（加のケニア政府に対する対応振り）

F A X 信 （取扱注意） 大至急

往電第1413号別F A X 信

（以下F A X 送信 NB1361-03）

94年 9月 5日 14:20

在ケニア大使館A

NB1361JA - 01/ 03

P.O. Box 30421
Nairobi, Kenya
TEL: (254-2) 21-4804

往電第 | 4 | 3 号別FAX信

NB:1361-01

FAX TRANSMITTAL HEADER

FAX NUMBER: (254-2) 21-6485

DATE: September 5, 1994

TO: Mr. Masahiko Horie
Minister-Counsellor
Embassy of Japan
NAIROBI

FAX NO: 216530

SENDER: Canadian High Commission
NAIROBI, Kenya

NO. OF PAGES: 3 (including cover)

Dear Mr. Horie,

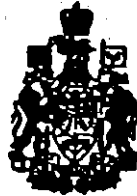
Further to our recent telephone conversation with regard to Canadian military aircraft operating out of Jomo Kenyatta International Airport, I am enclosing a copy of our Note No. 0356 of 12 April 1994, addressed to the Ministry of Foreign Affairs of the Republic of Kenya.

I hope this will be of assistance to you.

Yours sincerely,


J.C. Wall
Acting High Commissioner

Canadian High Commission



Haut Commissariat du Canada

NB:1361-02

NOTE NO. 0356

The Canadian High Commission presents its compliments to the Ministry of Foreign Affairs and International Co-operation of the Republic of Kenya and has the honour to refer to the fact that the Government of Canada has mobilized two C-130 Canadian Forces aircraft and crew plus one Canadian Forces airbus and crew to help cope with the humanitarian crisis in Rwanda. The mission of these aircraft is to transport Canadian and other foreigners out of Rwanda to the safety of neighbouring countries, especially Kenya. The aircraft will also help transport materiel into Kigali necessary to evacuate personnel and will also assist international agencies that may attempt to cope with the humanitarian crisis that exists within Rwanda itself and that may spill over its borders through refugee migration.

Permission for overflight and landing clearances of the aircraft has been sought and received in the usual way but the High Commission would be grateful for whatever assistance that the authorities at Jomo Kenyatta International Airport can offer

.../2

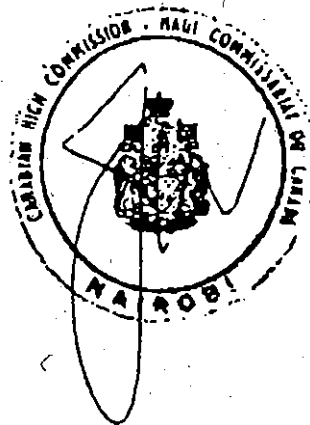
2

NB:1361-03

- 2 -

in terms of facilitating the creation of work stations for the supply and flying crews on the airport's grounds and the efficient supply and repair of the aircraft.

The Canadian High Commission avails itself of this opportunity to renew to the Ministry of Foreign Affairs and International Co-operation of the Republic of Kenya the assurances of its highest consideration.



NAIROBI, Kenya

12 April 1994

3

(3)

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報に付いての機会に横関通(内線2171、2174)に連絡願います。

限定配布

極秘

電信写

大 政事外儀
大 務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査總 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

総儀対会要厚情研
察人信在警史オ図

外 報 官
審 報 際 内 外 プ

文 長
審 一 二

領 移
参 政 保 対 旅 外

総 審 総 安 平
企 国

軍 審
審 軍 不 原 料

国 長
審 行 専 人 難 地

ア 審 地 中 東
参 北 東 西

北 審 二 二
米 二 二

中 審 一 二
南 二 二

欧 審 西 口 東
長 二 新 洋
二 独

四 審 一 二 ア
ア 長 二 二

経 審 総 漁 国
長 審 経 エ 国
二 ネ 二
二 経 途

参 海 審 準

経 審 政 調 国 開 無
協 長 民 審 緊 評 技 有 理

参 条 協 規

参 国 析 析 調 セ
情 長 一 二

総 番 号 R178593

主 管

月 6 日
平成 6 年 9 月 7 日

米 国 発
本 省 着

総合外交政策局長

外 務 大 臣 殿

栗 山 大 使

ルワンダ難民(米 内話)(防衛情報)

第7696号 極秘 至急(ゆう先処理)

(限定配布)

2日、米 (注)と当館武官ニトがちゆう食を共にし、ルワンダ情勢に関しこん談した。

(先方 同席)先方、あくまで個人的意見と断りつつも、現地における自衛隊の活動上ひ益する点多と思料し、ご報告申し上げます。

(注) に20余年勤務、その間モザンビーク、ソマリアにおいても各2年余り勤務し、連続14年の在外を経て過月管理職として本部に着任したもの。

冒頭治安情勢全般について確認、の見積りと同様、「米・仏軍の撤収に伴い、悪化の傾向にある。事案発生の可能性あり。(INCIDENTS POSSIBLY TAKE PLACE)」の発言があつた。これを更にふえんし、「INCIDENT」とは死しよう者(CASUALTIES)発生の公算が高い事件を示す旨指摘があつた。

(当方から、治安の悪化とは具体的にどのような事象を示すのかとの問いに対し、)

ソマリア・モザンビークでも経験してきたことであるが、や間の追いはぎ(BANDIT)、難民キャンプ内におけるさつ人強だつ、強かん、地元官憲による不正武器使用・暴行はこれら各地共通のことであり、ルワンダあるいはゴマに限つたことではない。

派遣部隊隊員の目前で、強かん・強とうがあつても手を下すことができない。あるいはキャンプの中の有力者のかおぶれがひんぱんに変わる。こうしたことを通じ、現地のふん囲気として、治安が悪化していること

外 務 省

注意

1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線 2171、2174）に連絡願います。

極秘

電信写

をはあくするもの。犯罪の発生を特定し、組織的に治安維持が出来ないから治安悪化と言う。

（米軍の撤収と治安悪化は、どちらが原因で、どちらが結果かと質したのに対し、）

ルアンダからの脱出時の絶望的状況から一応脱し、再びファイトするパワーを得た。それ以上でも以下でもない。先月、米軍がいなければ治安は悪かつたとも言えず、来月米軍がいたら良いとも言えない。ただし、米・仏軍と同程度のプレゼンスを維持しなければ、彼らに誤解を与え結果としてしき居が低くなるのは事実。

（彼らの見る日本人観はどうだろうか）

旧しゅう主国の白人が最強と思つているのは事実。70年代ケニア暴動ではインド部隊がおそわれ、ソマリアでもパキスタンが先ずやられた。印・パは、小商てんを経営し、欧でユダヤ人が得るような迫害を受け易い。加えて、印・パ部隊の兵士が不正行為を行い、現地人の反感をかつていたとの要素もある。日本人が、どうとらえられているかは不明。ただし、南ア等で準白人的地位を占めていたから安全とはいえない。

（しゅう圀に米・仏軍なく、難民・軍ばつに囲まれて行動する日本部隊に対し、行動する上での助言は、）

第一に「うばうな、もらうな、おかすな」

アフリカ人は大変にほこり高い。「NO（カンタンフ）」と言つただけで発ぼうされることもある。まして犯罪行為をおかせば本人のみならず部隊全部が復しゅうの目標となる。ソマリアでのパキがやられたのもそのため。

第二に「ゆめをいだくな」といいたい。

3ヶ月とか6ヶ月難民を支援しても、何も変わりはない。難民生活17年などというプロがいくらでもいる。そうした中で「何かなしとげたい」と思えば、難民の実力者や軍ばつの組織を使いたくなるであろう。その期待は全てうら切られる。そのうち、クラン、サブクラン間の抗争にまき込まれるであろう。

派遣部隊指き官が常時念頭におくべきことは、「部隊の安全確保」である。一人の死しよう者も出さずに滞在期間を終え帰国できたら任務達成である。現在の情勢で日本部隊が無きずで帰国できれば、その実力は至当に評価できる。

100万に近い人間をコントロールも出来なければ、全員を幸ふくにすることもできないのが現実であると認識すべきである。

第三に、難民は容易に暴とに変わる。

注意

1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線217-1、217-4）に連絡願います。

極秘

電信写

暴と化する理由は、100もあり、クラン、サブクランごと違う。従つて、

- (1) 意図的暴動は事前にはあくでできるよう情報組織を展開当初から構成すること、
- (2) 対処要領（ルール）を定め、常に徹ていしておくこと、
- (3) 常時でも脱出できる手段を確保しておくこと、

この際地上から脱出することは考えない方がよい。

（フツ族は全般におだやかだと聞いているが、）

ツチとの~~非難~~ではそうだが、フツも北部と南部のクランに分けられる。北部の方は南部に比しより戦闘的である。

（軍ばつの組織力は信頼できるか、）

ウオーロードとクラン首領はほぼ同一。内部抗争によりしばしば変わるからある期間監視して安定性を個別に判定する必要がある。

14-16歳位の子供が兵隊である。彼らは、ゆかいを求め発ぼうしたり、誤そう作により自しよう事故を起こすこともしばしばある、午後2時を過ぎるとコントロール出来ない、といったことを軍ばつの首領がこぼしていたことがある。

（現地ザイル軍は信頼性低いと聞いているが、）

ザイル、エチオピア軍がいると思う。

自分（ ）が指き官であれば、部隊の死命を制する事項、例えば分派先での護衛、緊急脱出時の輸送手段提供に関しては絶対に信頼しない。

情報提供、便ぎ供与、友好親善の理由をつけ物ごいをしてくるのは常態であるが、（わが部隊の）将校が対応すること。接点に立つ下士官・兵が対応すると誤解をまねくおそれがある。

（最後に、米がゴマを撤収した理由について再度質したところ、）

人道上の必要性は最小限じゆう足した。治安との関係はどちらが因果ともいえない。（ルワンダ）新政府の承認、支援とフツに対する援助とは両立しないからとの見方は、ある程度正しい。中立とか善意とかは支援する側の言ばであり、彼らがどうとらえるかは別である。

防衛庁防衛局、陸ばく（ ）に至急転達方お願いしたい。（了）

- 注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線 2171、2174）に連絡願います。

限定配布

電信写

主管

総番号 R179656

月 7日

米 国 発

平成 6年 9月 8日

本 省 着

総合外交政策局長

外務大臣殿

栗山大使

ルワンダ難民（米の情報・保全体制）（防衛情報）

第7742号 極秘 至急（ゆう先処理）

（限定配布）

7日、米において、ルワンダ難民支援派遣部隊（TF-51）の情報・保全態勢について、当館ニトがちよう取したところ次の通り。

（先方、

参加）冒頭、より現地情勢に関し、既報告内容にほぼ同様の報告あり、ただし、目新しい点として、ゴマ北方難民キャンプにおいて、ツチのスパイとの理由による処けいが（複数）あり、キャンプ内難民の間に「外部と接触すると処けいされる」とのウワサがのぼつていること、在キガリ米CMOCに対し在ゴマNGOから安全確保のため米軍部隊の再派遣が要請されたところこれを断つたこと、が報告あつた。

引き続き、より、資料（別FAX信貴地接到後、極秘に指定替え願えたい）に基づき、現地部隊を支援する情報態勢及び7日現在の情報要員等の配置に関する説明があつた。

部隊の安全確保の態勢は、ピーク時において、在ゴマ部隊に対しては、

に配置した。

現地難民及びEXFARとの接触は主としてCMOCが民間組織及び個人を雇う形で行い、派遣部隊はNGOその他公的機関との連絡体制を維持する形にして、し分けをした。これは、何等かの要因で、派遣部隊に直接危害が加わるのを回避するためである。なおCMOCが雇用した民間組織等は仏系ないし仏語を語るものを前提としている。

防衛庁防衛局及び陸ばく調査部あて別FAX信と転達願いたい。（了）

外務省

大 政事外儀自
大 務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経課査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

（総機対会要厚情研

察人信在警史オ図

外 報 官 審 報 際 内 外 プ

文 長 審 一 二

領 移 参 政 保 対 旅 外

（密）安 企 国

審 軍 不 原 科

国 長 審 行 専 人 難 地

ア 審 地 中 東
参 北 東 西

（密）二 保

審 一 二

審 西 口 東
西 新 洋
二 独

参 一 二 三 四

審 総 漁 国

審 経 エ 国
一 ネ 二
経 途

参 海 審 準

審 政 調 国 開 無
民 審 緊 評 技 有 理

参 条 協 規

参 国 析 析 調 セ
一 二

WS7911

FAX信

秘

総番号 R179466

月 7日

平成 6年 9月 8日

米 国 発着
本 省 着

主 管

総 平

外務大臣殿

栗山大使

ルワンダ難民（米の情報・保全体制）（防衛情報）

FAX信 秘 至急（ゆう先処理）

（以下FAX送信 WS7911-07）

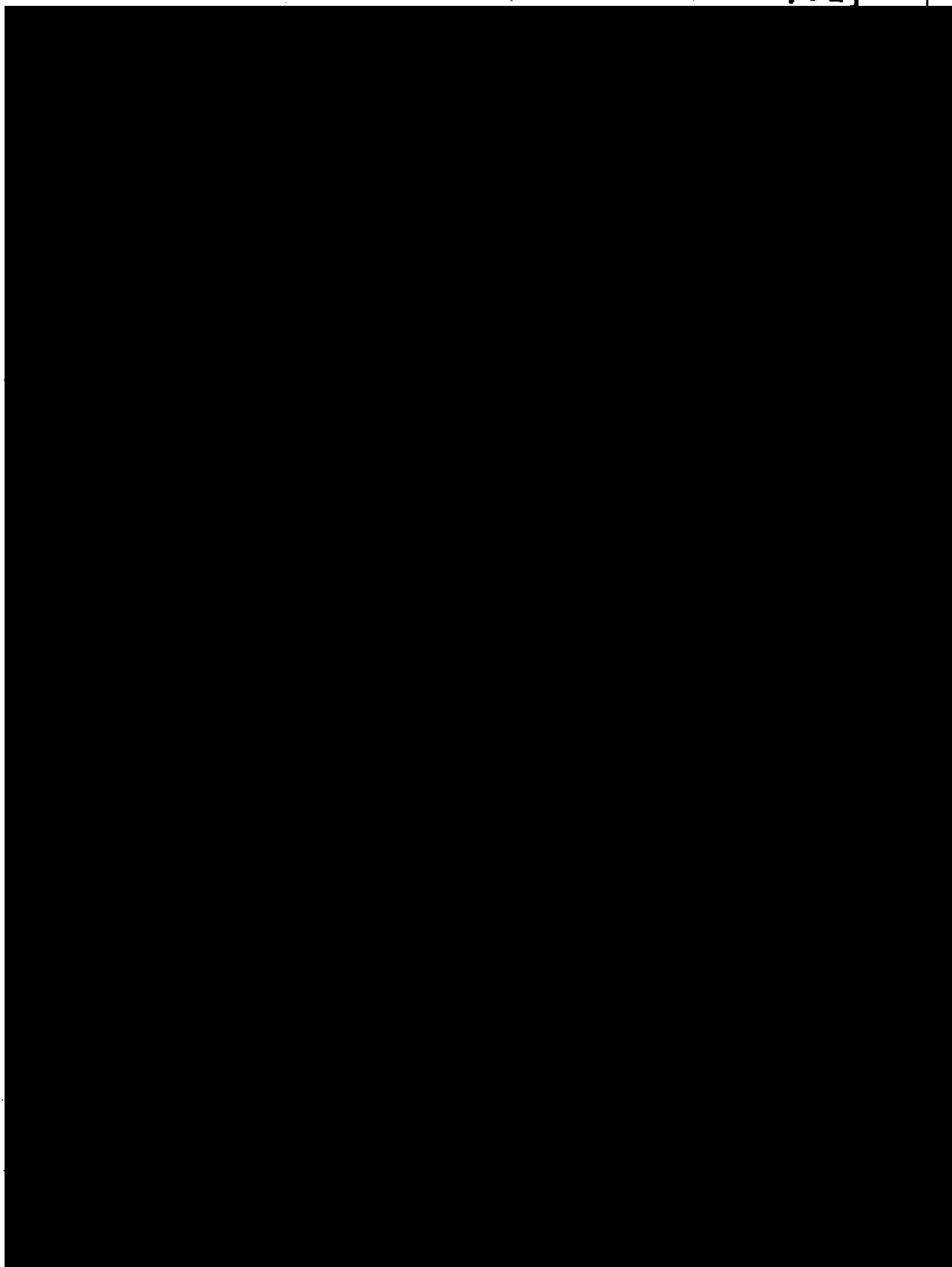
94年 9月 7日 18:31

在米大使館 B

WS7911JB秘- 01/ 07

電第 7742 号別FAX信

WS:7911

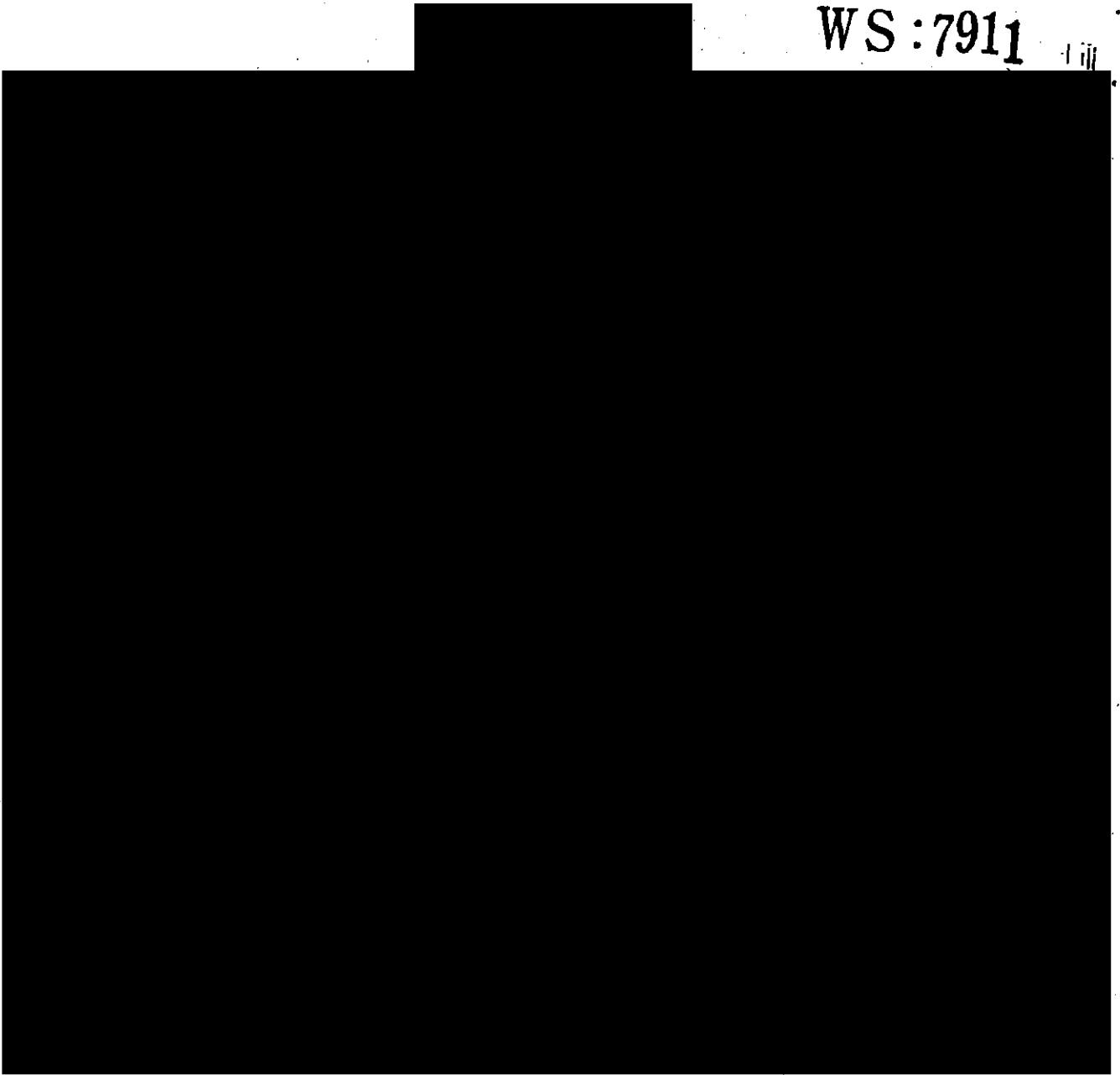


'94年 9月 7日 18:31

在米大使館 B

WS7911JB秘- 02/ 07

WS:7911 111



)

)

)

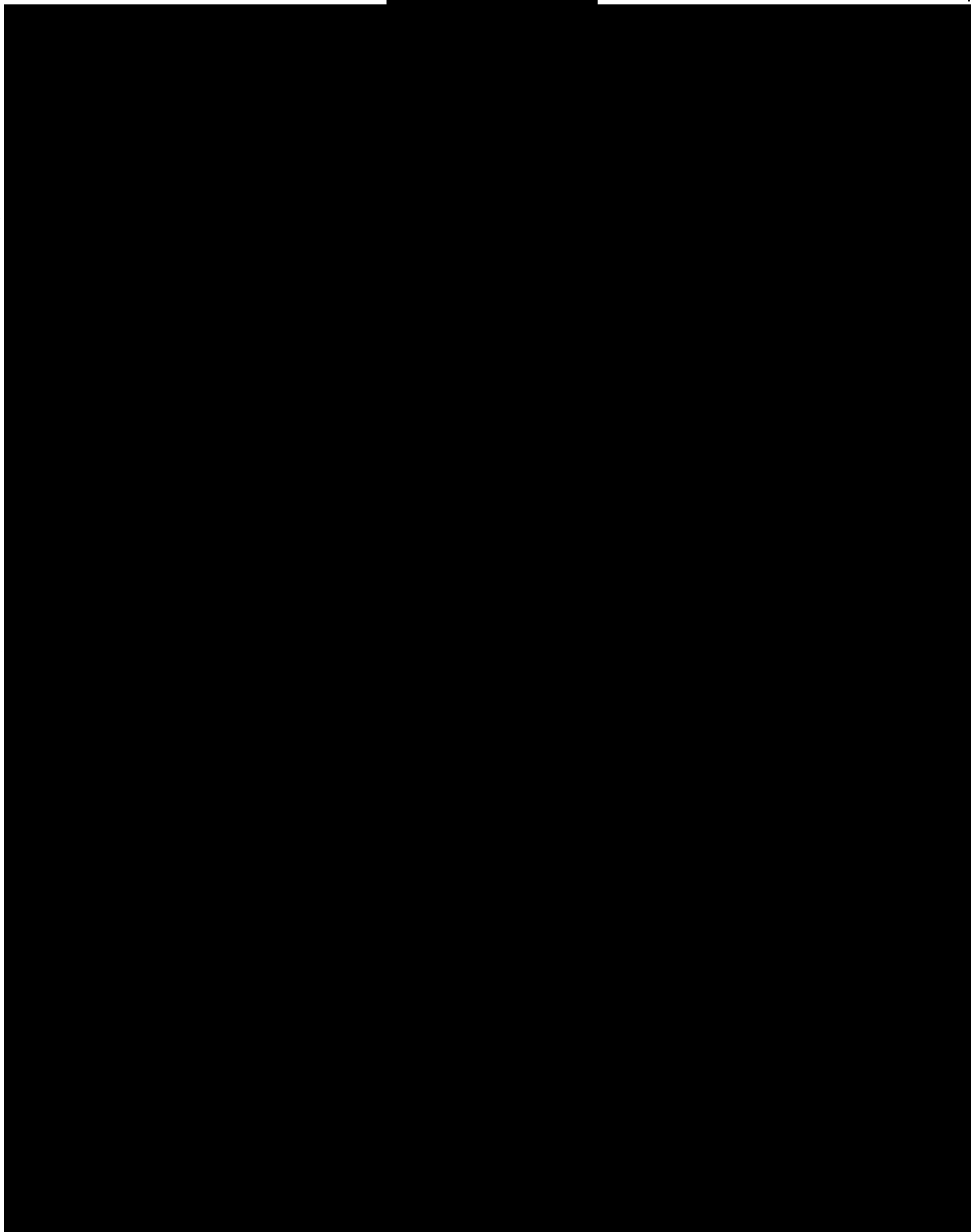
)

94年 9月 7日 18:31

在米大使館 B

WS7911JB00- 03/ 07

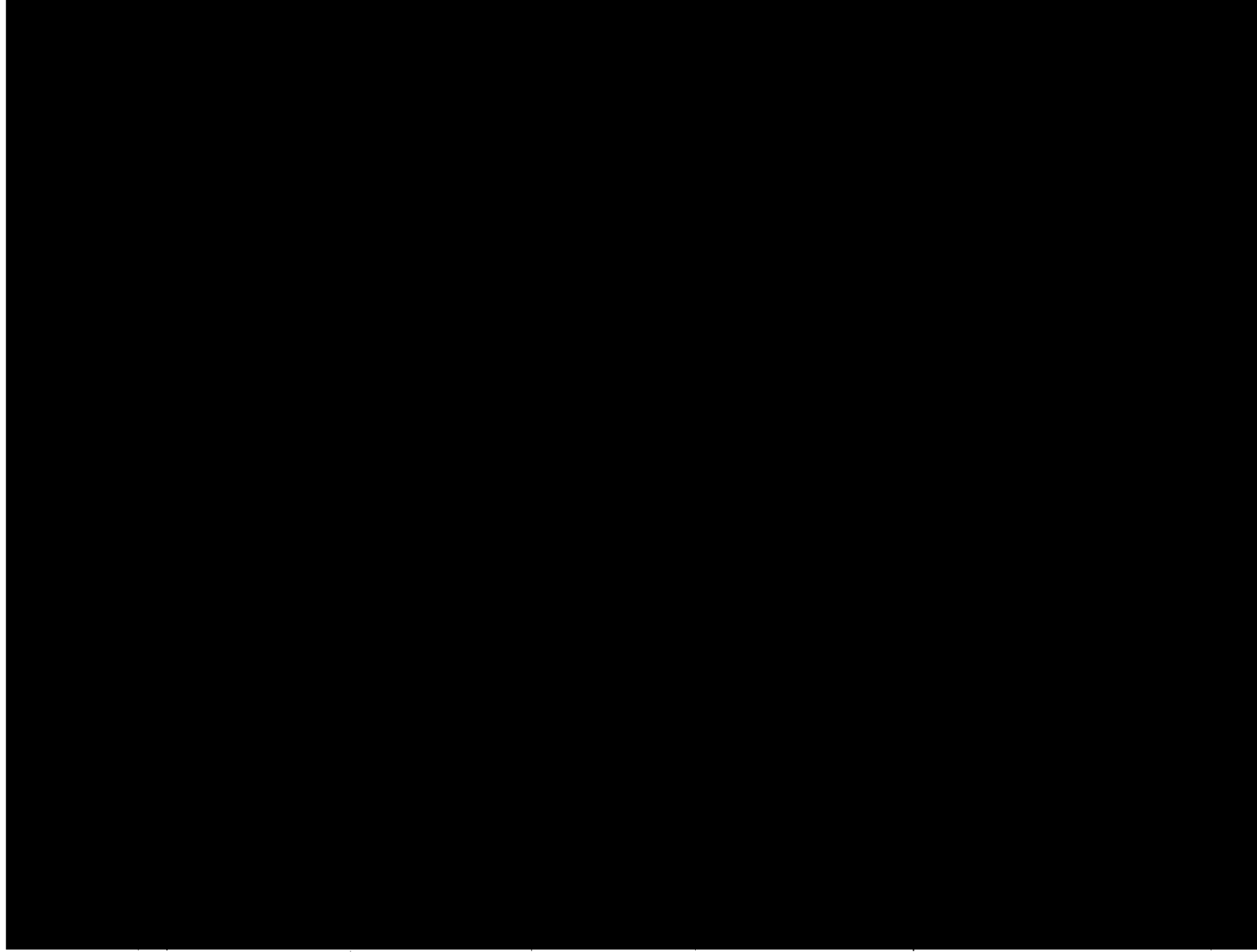
WS:7911



94年 9月 7日 18:31

在米大使館 B

WS7911JBW- 04/ 07

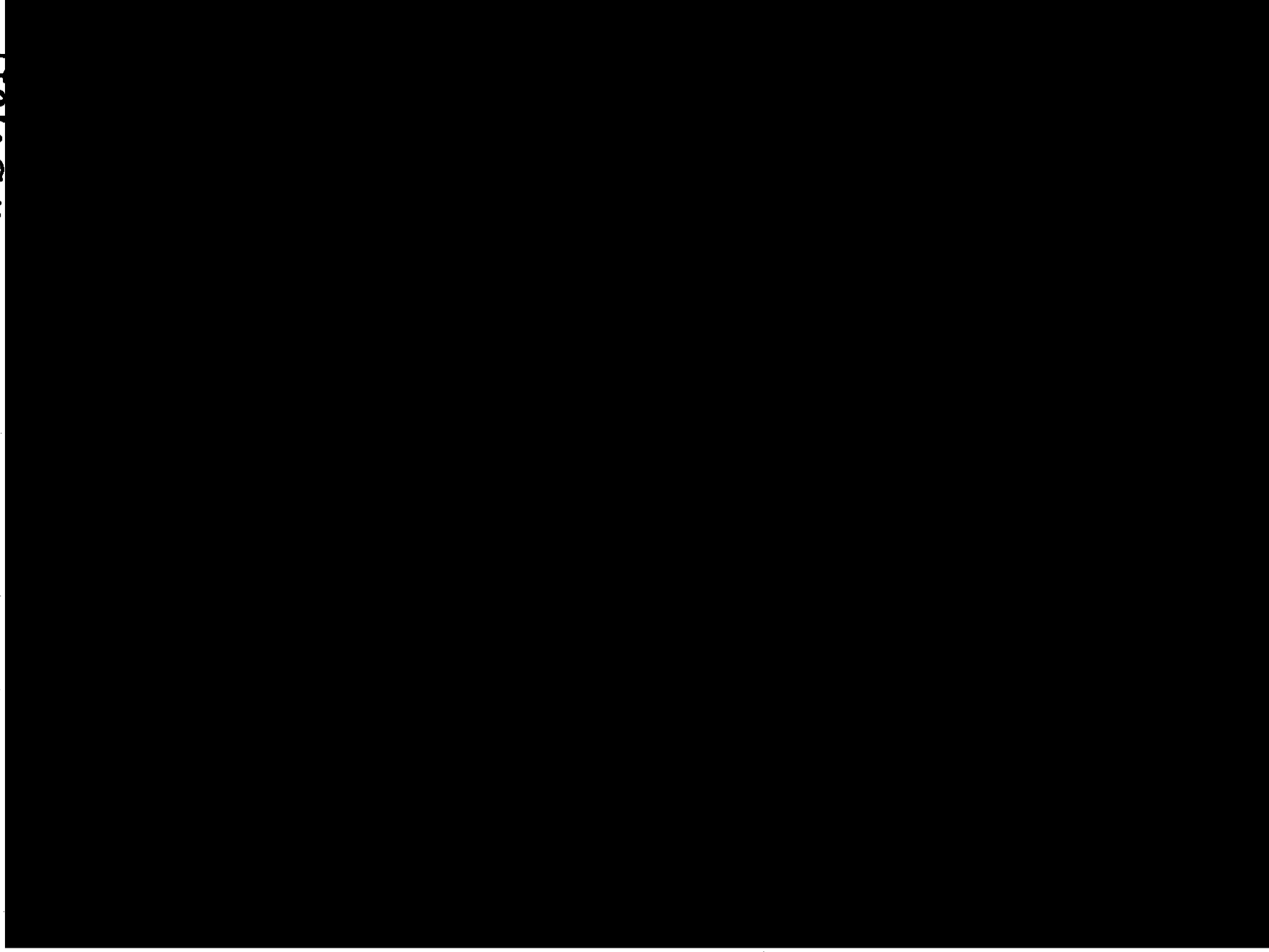


94年 9月 7日 18:32

在木大館 B

WS7911JB- 05/ 07

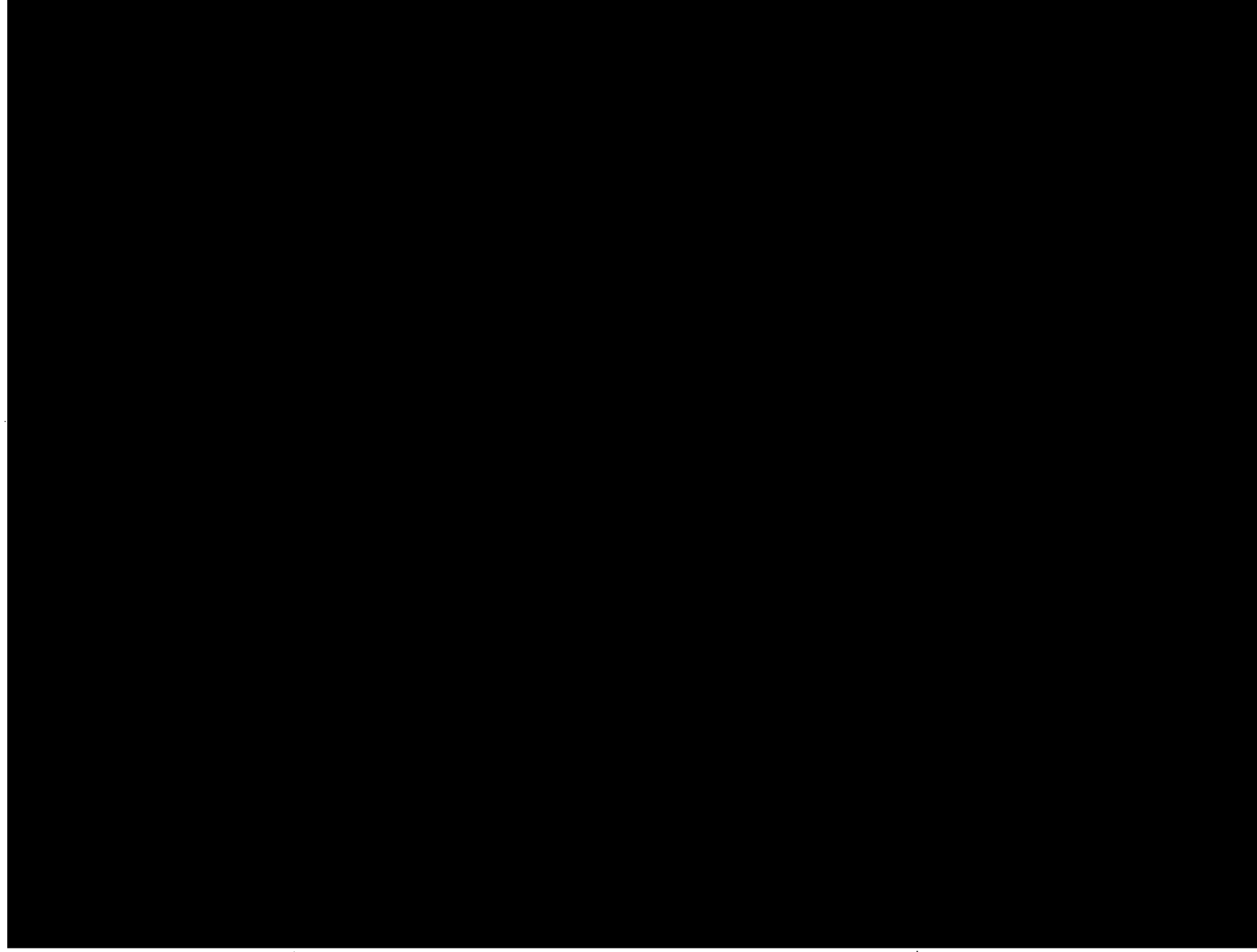
WS:7911



'94年 9月 7日 18:32

在米大庭 B

WS7911JB機- 06/ 07



94年 9月 7日 18:32

在米大使館 B

WS7911JB00- 07/ 07

WS:7911



注意

1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

PKO 名目
防運 告 示

秘

電信写

08-029

大 政事外外儀官
大務務 典房
次次
臣秘書官審審長長政経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長③儀対会要厚情研
察人圖在警史オ図

外 報 官 審報際内外ブ

文 長 審一二

領 移 長 参政保対旅外

長 ③③安平
④国

審 審軍不原料

国 ④行専入難地

ア 審地中東
長 参北東西

北 審一二保

南 審一二

長 ④四口東
西新洋

長 参一二

近 参一二

経 審総漁国
長 審経エ国
一ネ二
経途

参海 審準

経 審政調国開無
協 民
長 審緊評技有理

④長 参参協協

情 参国析析調セ
長 一二

総 番 号 R181299

主 管

月 9日
平成 6年 9月 10日ベルギー 発
本 省 着

総 平

外 務 大 臣 殿

中 村 大 使

ルワンダ難民支援（白空軍の経験）（防衛情報）

第885号 秘 至急（ゆう先処理）

往信第396号ならびに、往電第847号及び第862号に関し、

8日、白空軍第15輸送航空団司令ヴァン・エークート大さが、ルワンダ及びザイールにおける部隊運用に関し、ホカゾノに語れるところ次のとおり。

なお、ヴァ大さは、4月のベルギーのルワンダ救出作戦の際、キガリで航空部隊の指きをとつた人物である。

1. 白軍の活動状況

ルワンダ及びザイールにおいては現在も反白感情がたく越しているため、白軍はルワンダ及びザイールでは活動していない。先般マラウイ部隊のキガリへの輸送支援を行つたC-130輸送機も、実は現在白でかんじゆく訓練中のオランダのC-130を白空軍パイロットがそうじゆうし、オランダの輸送機という名目でキガリへの着陸申請を行つた経緯がある。なお、オランダは近い将来2機目のC-130輸送機を取得する予定である。

2. 空港の状況及び航空交通管制関連事項

アフリカにおいては、輸送機はIFR（計器飛行）ルートをVFR（有視界飛行）コンディションで飛行しており、飛行経路上の航空交通管制組織との通信は全アフリカを通じた共通しゅうは数（VHF129.6 MHz）で行っている。また、航空交通管制は、アドヴェイスのみでコントロールをしない。したがって、しよう突防止に関しては各航空機が自らが責任を持つて行う必要がある。

飛行所要時間は、C-130でナイロビ・キガリ間が約1時間45分、ナイロビ・ゴマ間が約2時間である。

各地の個々の状況は次のとおり。

(1) ナイロビ

電信写

国際空港であり、かつ走路もなく、航空管制も信頼できる。ターミナルは民間サイドと軍用サイドがあるが、民間サイドは観こう客やNGOで混雑しており、かつ、軍用サイドの施設の方が軍用機の運用に適しているので、軍用サイドを利用することを勧める。使用許可の取得については、事前に外務省を通じてケニア政府に使用許可について依頼しておくことが望ましい。4月のベルギーの場合は緊急であつたので自分（ヴァ大さ）が現地で自ら交渉して使用させてもらつたが、外務省からの依頼があれば問題ないであろう。現在カナダ空軍のC-130が軍用サイドを使用しているので、カナダにもアドヴァイスをもらつておくといひではないか。

(2) キガリ

キガリの航空管制は十分に機能していないか機能していても信頼できない。したがって、キガリを使用する際は、現地のATC当局と調整して自衛隊の管制員による補完を行えるようにした方がよいであろう。因みに、ベルギーは2名の管制員を派遣し、1名ずつ交替で24時間勤務をさせた。かつ走路は長く、状態も良いので問題はないであろう。

(3) ゴマ

ゴマはキガリよりも全ての面でおとつた状況にある。航空管制は、管制員はいるもののキガリよりもひどい状況であり、自衛隊の管制員による補完はぜひ必要である。現地の管制当局との調整が必要であるが、拒否されることはないであろう。ゴマは本当のアフリカであり、かつ走路の上を人や動物が移動することもある。また、R/Wコンディション等、空港の状況に関する情報も不正確であるので、注意が必要である。

ゴマでは、最近まで米軍、仏軍及びイスラエル軍が展開していたので、これら諸国から最新情報を得られることを勧める。

3. 気象関連事項

気象情報を入手できるのはナイロビのみであり、他の地域では気象情報の入手を期待することはできない。

従つて、機上レーダーでCB（積乱雲）をたん知し、自力で回避するしかない。

アフリカの気象は、一般的に、早朝から午前中にかけては安定しているが、気おんが高まるにつれてCBが発生し、正午ごろから午後にかけてらいうに見まわれる。したがって、キガリやゴマに到着しても離陸できない状況が生ずる可能性のあることを常に念頭に置く必要がある。

秘

電信写

北アフリカからナイロビへ行く途中で、すなほこりの多い空域を飛行するので、エンジンにすなほこりをすい込むことが多い。従つて、ナイロビに到着した直後にコンプレッサーをせんじようしてすなをあらひ落とす必要がある。ナイロビからキガリ、ゴマへの飛行においてははその懸念はない。

5. ねん料補給

ナイロビではなんら問題なくねん料補給ができるが、キガリ、ゴマでのねん料補給は問題がある。キガリにもねん料補給車はあるが、しばしば故障するので大事な時に役立たないことがある。ゴマではねん料を補給したことがない。

C-130の場合、ナイロビでねん料を満タンにしてに物を最大に積載しても、キガリやゴマとの往復にはなんら問題ない。

ナイロビでのねん料入手はエージェントがいるので問題ない。

5. 航空機整備

航空機の整備は、ナイロビで実施することを勧める。ベルギーの場合、ナイロビに整備要員約20名を配置（ベルギー軍は11機のC-130を運用）し、そこで緊急整備を行つた。キガリには整備員を配置せず、キガリでフライト・エンジニアが処置できないトラブルが発生した場合のみナイロビから整備員を派遣し、対処させた。

6. 通信

アフリカでの作戦で現地に通信施設を期待することはできないので、地上間の通信には衛星通信を使用することを勧める、ナイロビとキガリまたはゴマ間の通信は衛星通信によらなければ作戦を遂行できないとまで言える。

ナイロビを離陸した航空機は、飛行経路上では特に交信をする必要がない。目的地に到着する15分ほど前に目的地の地上局にコンタクトし、着陸する。通信は、HF、VHF、UHFをきよ離に応じて使い分けた。

7. 衛生

マラリアはケニア、ルワンダ、ザイールいずれにおいても危険性があるが、特にケニアが危険である。現地はいずこもかがむらがつてくるが、マラリアにかからないようにするにはむらがるかにさされぬよう措置する必要がある。ナイロビで活動していたベルギー軍では約50人の内2名がマラリアに感せんした。ゴマで

秘

電信写

はコレラが流行しているので、いん料水及び食りようには十分注意する必要がある。

いん料水（こおり含む）は自ら自参してきたものをいんようするようにし、野さい類は決して生のまま食しないよう注意する必要がある。ルワンダにおいてはベルギー軍は自国からミネラル・ウォーターを空輸した。

8. 施設

ナイロビにおいてはホテルその他もじゅう実しており、特に問題はないが、キガリ、ゴマではテントをはじめ全てを持参しないと生活できないと覚悟しておく必要がある。自分（ヴァ大さ）の場合、キガリに到着してから2ばんは戦闘ふくのままテントの中で地面の上にねむつた。

9. 現地の慣習

ケニア、ルワンダ、ザイールともカトリック信者が多いが、一部にはそ先すうはいの現地しゅう教も残っている。現地人は親あいの情の表現としてあく手を好む。

現地人との接触上のタブーは特にないが、ザイールはワイロ社会であり、活動に際して通行料とか立ち入り料としての金せんや物資を要求されることが多い。右に対しては無用のまさつを回避するためある程度の譲歩が必要であろう。

米、英、仏、加、オランダ、ケニア、ザイール、イスラエルに転電した。（了）

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

秘

電信写

08-029

大 政事外外儀官
大 務務 典房
次 次
臣 秘官官審審長長

政 北経環査総 外
代 ア 大 大 察 括 研
表 大 使 使 大 審 長

儀 対 会 要 厚 情 研
察 入 在 警 史 オ 図

外 報 官 審 報 際 内 外 プ

文 長 審 一 二

領 移 官 参 政 保 対 旅 外

長 審 一 二 平
企 国

審 軍 不 原 科

国 審 行 専 難 地

長 審 地 中 東

ア 参 北 東 西

長 審 一 二 保

北 審 一 二 保

中 審 一 二

長 審 一 二 東

西 新 洋
二 独

近 参 一 二 ア ア
ア 二 二

長 審 総 漁 国

審 経 エ 国
一 ネ 二
経 途

参 海 審 準

経 審 政 調 国 開 無
協 民

長 審 緊 評 技 有 理

参 参 協 協

情 参 国 析 析 調 セ
長 一 二

総 番 号 R182061

月 12日

平成 6年 9月 12日

ベルギー 発

本 省 着

総 平

外 務 大 臣 殿

中 村 大 使

ルワンダ難民支援（白空軍の経験）（防衛情報）（訂正）

第889号 秘 至急（ゆう先処理）

往電第885号に関し、

冒頭往電2. (1)の冒頭「国際空港であり、かつ走路もなく、」を「国際空港であり、かつ走路も問題なく」と、及び3. の中段「キガリヤゴマに到着しても離陸できない」を「キガリヤゴマに到着しても着陸できない」に夫々訂正願いたい。（了）

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

秘

電信写

08-033

大 政事外外儀官
大務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

儀対会要厚情研
察人園在警史オ図

外 審報際内外ブ
報官

文 審一二
長

領 参政保対旅外
移長

長 審一二
長

審 審軍不原料
長

国 審軍不原料
長

ア 審地中東
長 参北東西

北 審一二保
米長

南 審一二
長

長 審一二
長

長 審一二
長

長 審一二
長

長 審一二
長

長 審一二
長

長 審一二
長

長 審一二
長

長 審一二
長

総 番 号 R182361

月 12日

平成 6年 9月 13日

オ ラ ン ダ 発

本 省 着

主 管

総 平

外 務 大 臣 殿

菅 野 臨時代理大使

ルワンダ難民支援（オランダ軍の派遣に関する外務省担当課長内話）

第1515号 秘 至急（ゆう先処理）

（以下FAX送信 HG9405-05）

秘

貴電近ア一合第17168号、往電第1461号に関し、

ルワンダ難民支援のために今般オランダが軍の要員派遣等を行った経験、その際等に得られた現地の模様に関する印象等について、外務省国連政務局政務課長から8日に野田が聴取したところ、先方の述べた主要点、以下のとおり。（なお、オランダ軍からの派遣先、人員数、派遣期間等については、冒頭往電等御参照。）

1. オランダ軍の派遣の背景

当初は兵員派遣を行わない旨閣議決定まで行っていたオランダ政府（当館注：往電第894号御参照）が結局は何とか100名余りの兵員をかき集めて派遣したのは、国会による議論の結果であり、さらに言えば、多くの国会議員の賛同を得るべく精力的に働きかけを続けたブロンク開発協力相の努力の結果である。

上記閣議の結論にももちろん一旦従いはしたものの右結論に不満であったブロンク大臣は、世論の支持を得るべくオランダからの人員派遣の必要性を種々の機会に訴え続けるとともに、自ら現地を二回訪問[✓]たうえ、随行のオランダの役人も行きたがらないようなところまで国連の関係者のみによる護衛を受けて視察したりして、その結果を国会に対し詳細に報告した（当館注：往電第1307号等）。オランダ国会において平和維持活動、人道援助等についての理解が全般的に極めて高いことは御承知のとおりであるが、本件についても、右ブロンク大臣の力説等を受けて、何らかの人員派遣を行うべしとの声が急速に高まった。ユーゴに多数の兵員を送っていることとの関係で、国防当局は、さらにルワン

秘

H 6 7 4 0 5 -

ダにまとまった人数を送ることについて必ずしも積極的ではなかったが、かかる意見の高まりに接して、100名程度の人員を捻出することとなったものである。

付言すれば、民間の関心も極めて高いものとなり、ルワンダ支援のために国内のNGOが中心となって行った募金にはこれまでに約7120万ギルダー（当館注：40億円弱）という莫大な金額が集まった。^{と聞いています。}オランダではこの種募金は頻繁にあり、たいてい成功するが、ここまで大きな金額になったのは1983年のアフリカの飢饉の際以来のことだそうである。

2. 現地での活動の態様、内容等

今般ルワンダ等に派遣されたオランダからの兵員は、その活動の安全、補給体制等を、相当程度、まずUNHCR、さらに、各種NGO、ザイール軍等に依存せざるを得なかった。派遣の検討の際（7月後半）に、その時点での派遣は、特に現地で以前から相当規模の活動を行っていたNGO等との関係で、既にやや遅いものと考えたこと、可能であれば本来派遣すべきと考えられるほど大規模の人員をオランダから送ることができないこと等が理由である。このため、事前の調査団の派遣の段階で、特にHCR及びNGO等とは詳細な打合せを行い、少人数での派遣であっても安全かつ有効なものとなるように最善の努力を心がけた。

結局、補給についてはキガリ空港を中心とするHCR等の補給線に頼ることとなり、また、安全面は、特にゴマにおいて、ザイール軍の存在に依存するものとなった。さらに、活動の内容は、

HG4405

給水、食糧補給、輸送、医療等であるが、いずれの分野も、NGO等が既にそれぞれある種の任務分担を進める程度まで活動を確立しつつあったため、各分野におけるオランダ軍の位置付けは、NGO側から見れば、ある程度自分たち（NGO等）が下地を作っていたところにオランダがやや大規模な機材を供給、据付けを行い、さらに要すればそれら機材の運転、維持管理等について訓練を施したうえ、右機材を残していつてくれた、というようなものとなることを意図した。

滞在期間を数週間に限ったのも、派遣のかかる性格の結果であり、今月最初の^週終末に人員の大半が帰国したのは当初からの予定に従ったものである。現在現地はまだ数名が残っているが、これは輸送の管制を継続すべき旨UNHCRから要請されたためであり、またオランダ軍の活動の効果等を現地でもうしばらくの間見届けするためである。

なお、オランダが^{主にオランダに}供給した機材の主なものは、4トン・トラック50両、四輪駆動のランド・クルーザー25両、発電機15台、移動式調理設備10セット等であり、この他に、テント、毛布等も持ち込んだ。設営用の工具等を除いてこれら機材の大半は現地で活動するNGO等に残してきた。また、当初、特に右トラックの維持管理等のためにザンビア人をオランダで訓練することを想定していたが、結局、時間的な問題等のため、右訓練も^(QVZ)現地にそのための人員を派遣して行うこととなった。（当館注：往電第1223号の関連。）

秘

3. 評価、安全面等

HG94054

内閣の当初の見通しとは異なるものとなったが、意図した目的、安全性との関係ではほぼ全面的に成功と言い得る派遣であり、結果的には実現できてよかったと思う。最大の要因は、上述のとおり、HCR及びNGOとの間でよく調整を行ったことであり、またキャンプ内での抗争等はあるものの、特にゴマについてキャンプの周辺をザイル軍がよく包囲していることも重要な要素と思う。

ザイルとの間では、オランダからの兵員の派遣、滞在の態様等につきオランダからも連絡はしたものの、先方からの反応は特段なく、当方からもかかる直接の接触は多く行わず、この面でもむしろHCRによる全般の調整に委ねた。しかし、自国の安全保障、治安維持のためにも難民の早期帰国を希望し、少なくとも自国内での広まりの回避を重視するザイルは、キャンプ地内での抗争をその内部に止めることに努めており、このため、オランダ軍については危険にさらされたことはなく、他の外国の軍についても最近は安全が確保されていると理解している。オランダ兵は小銃を携行したが、使用の必要性は全くなかった由である。キャンプ内での抗争は相当ある模様であるが、これが外国人に向けられることはほとんどないようであり、また、かかる抗争は組織的に一定の目標を持って継続されているものには思われなかった。^と全体として危険が高まっている状況ではないと見ている。むしろ、常に不安が大きかったのは陸上での物資の輸送であり、これが自

秘

ＨＪアメリ

力で行える部隊の派遣であるほうが望ましいことは言うまでもない。

帰国後、兵員には身体、精神両面でのチェックを行っており、特に精神的な苦痛の多く残っている者には対処を行っているが、国防省からは、帰国後にかかる苦痛が残っていることを訴える者は特に多くないとの評価を聞いている。なお、派遣された兵員は、ほとんどが職業軍人であるが、徴兵者からも一部志願者が含まれている。

寿府代、仏、国連、米、白、イスラエル、独、英、伊、加、ケニアに転電した。

(了)

各国派遣状況
(武器搬行等について)

午後8時以降受付往電案

GM: 6571-

※総第 89802 号 012 公館宛 GM6571-02

平成 6 年 9 月 2 日 午後 8 時 26 分 日 秒 受付

秘

黒 期 限

電 信 案 P.2

大 至 急

FAX

電信課長

代

大 臣 秘書官
政 務 次 官
事 務 次 官
外 務 審 議 官
外 務 審 議 官
官 房 長

主 管 総合外交政策局長
審 議 官
総 務 課 長
国連政策課長
国際平和協力室長
首席事務官

※発電係 1 3 2 3
起 案 平成 6 年 9 月 2 日
起案者 電話番号
石田 2346

協議先

W 8

(※印欄内は電信課記入)

(注意) 1 枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

在 米、仏、独、英、伊、ベルギー、加、蘭大使 外務大臣 発
イスラエル、ケニア、~~オーストラリア~~ 総領事 あて

件 名

ルワンダ難民支援 ~~に~~ ~~あ~~ ~~り~~ (各国軍派遣状況)

主管・文書記号

※電番

総 平

合第 17218 号

大至急

普通

至急

(優先処理)

パターン・コード

転電

転送

転報

在 新政府、旧連代

※転電番号

合第 17219 号

大至急

普通

至急

(優先処理)

大使・総領事あて

※

08980254 大至急 BEI

等012 F電

GB-1

外 務 省

回覧番号

1263

(昭和六三・六・三十改正)

GM: 6571-

往電総平合第17113号に関し、

ルワンダ難民支援のため、国際平和協力法に基づく人道的な救援活動に協力するための自衛隊派遣準備に伴い、同部隊が携行する武器の種類、特に機関銃の携行につき、検討を進めているところ、右参考に各国軍の携行している武器の種類を含む各国の派遣状況を別FAX信の一覧表にまとめることしたく、ついては、責任国部分（派遣人数、任務、武器の種類、任務開始、任務終了期日（または予定）及び撤退理由）について責任国政府に照会し、然るべく加筆、修正の上、大至急回電ありたい。

（特に米、仏の撤退理由に関しては、当方としては任務の達成によるものであり、治安悪化とは関係ないと考えているところ右につき確認ありたい。）

別FAX信とともに国連代、寿府代に転電した

（了）

午後8時以降受付往電案

GM: 6572

FAX 信

※総第 803 号 012 公館宛 GM6572-03

平成 20 年 9 月 27 日 秒受付

電 信 案 P.3

大至急

秘

期 限

電信課長

大臣 秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

主管
総合外交政策局長
審議官
総務課長
国連政策課長
国際平和協力室長
首席事務官

※発電係 1 2
起案
平成 6 年 9 月 2 日
起案者 電話番号
石田 2346

協議先

(※印欄内は電信課記入)

(注意) 1 枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

米、仏、独、英、伊、ベルギー、加、蘭 大使 外務大臣 発 在 イスラエル、シニ、 新府底、日連代 総領事 あて	
件名	
ルワンダ難民支援に あて 各国軍派遣状況	
主管・文書記号 総平	※電番 FAX 信
※転電番号 FAX 信	大至急 至急 普通 (優先処理)
転電 転送 在 新府底、日連代 転報	大至急 至急 普通 (優先処理)
大使・総領事あて	
注電総平合第 17218 号別 FAX 信。	
※	
08980367 大至急 BEI 等012 F 信	
GB-1	外務省
回覧番号 1263	

(昭和六三・六・三十改正)

GM: 6572-

ルワンダ難民支援における各国軍の派遣状況

派遣国	人数・活動地域	任務	携行している 武器の種類	任務開始	任務終了	撤退理由
アメリカ	(ゴマ) 800 (エンテベ) 200 (キガリ)	難民キャンプ整備 空輸・空港管理 空輸		94・7・	94・9・末	
フランス	2000 (ルワンダ) 500 (ザイール)	安全地帯の管理		94・6・23	94・8・22	
ドイツ		空輸				
イギリス	650 600	UNAMIR				
ベルギー		輸送機の運航				
イタリア	115	緊急医療輸送		94・6		
カナダ	248 25 410	医療関係部隊 空輸 UNAMIR				
イスラエル	86	医療部隊			94・8・31	財政上の制約
オランダ						

(参考) 関連新聞記事
(H6.9.1(朝刊)読売1面)

GM:6572

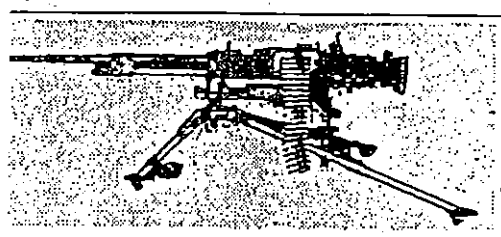
ルワンダ
PKO

機関銃携行固める

防衛庁 キャンプ周辺治安悪化

防衛庁は三十一日、ルワンダ難民救済に向けた自衛隊の派遣部隊に、短銃、小銃に加え、機関銃を携行させる方針を固めた。このほ

と帰国した第二次政府調査団の報告では、派遣先となる初めで、政府判断が注目される。



携行が検討されている74式車載機関銃

ルワンダ旧政府軍兵士が軍事訓練などを実施している

このため同庁では、派遣部隊の中から四十人規模の警備小隊を編成、二十四時間体制で宿営地周辺の警備を実施する方針で、カンボジアPKOの際に携行した九二短銃と64式小銃に加え、ジープに搭載できる74式機関銃が必要と判断した。

防衛隊の武器使用については、PKO協力で「実証計画に定める範囲である武器を使用することができるとなっている。しかし、使用目的は正当防衛と緊急避難に限られ、国会審判でも、携行武器に機関銃が含まれることから、社会党などへの配慮から、カンボジアやモザンビークのPKOなどでは短銃と小銃に限定してきた。こうした経緯から、政府内で大きな論議となるのは必至だが、防衛庁では「使用が目的ではなく、あくまで抑止力」として理解を求めるとしている。

主管課緊急処理用

極秘

米

大 政 事 外 儀 官
大 務 務 典 房
次 次
臣 秘 官 官 等 審 長 長

政 北 経 環 査 総 外
代 ア 大 大 察 括 研
表 大 使 使 大 審 長

総 議 対 会 要 厚 情 研
察 人 信 在 警 史 オ 図

外 報 官 審 報 際 内 外 プ

文 長 審 一 二

領 移 長 参 政 保 対 旅 外

長 審 総 友 平 企 国

審 審 軍 不 原 科

国 長 審 行 専 人 難 地

ア 審 地 中 東 参 北 東 西

長 審 一 二 秘

北 審 一 二

南 審 一 二

長 審 西 口 東 西 新 洋 二 独

近 審 一 二 秘

長 審 総 漁 国 審 経 エ 国 一 木 二 経 途 二

参 海 審 準

経 協 長 審 政 調 国 開 無 民 審 緊 評 技 有 理

条 長 参 条 協 規

情 長 参 国 析 析 調 セ 一 二

総 番 号 R 1 7 6 6 5 9

月 2 日
平成 6 年 9 月 3 日

米 国 発
本 省 着

主 管

総合外交政策局長

外 務 大 臣 殿

栗 山 大 使

ルワンダ難民（米国防省情報）（防衛情報）

第 7 6 7 3 号 極 秘 大 至 急

（限定配布）

往電第 7 6 4 2 号に関し、

2 日、当館武官イワサキ、ニトは国防省 OSD を往訪、空輸に関する調整に引き続き、ルワンダ TF DO WLING 氏及び ISA アフリカ担当 BERAUD 陸大さから現地情勢及び米軍の対応要領についてちょう取した。

その応答、次のとおり。

DOW 氏より、ゴマの治安状況は一般的に悪化しており、エマージェンシー対応が必要な状態、E x F A R は約 2 万と見積もる。米・仏軍の撤収に伴い右 E x F A R、ザイール兵士等による ' I N C I D E N T S ' 発生が ' P O S S I B L E ' 。

B E R 大さより、現地米軍は、個人携行火器のほか、部隊装備火器（C R E W W E A P O N）を保有していた。（具体的には、との間に対し）機関じゅうを携行、L I G H T A R M O R E D V E H I C L E に車載。追撃ほうは携行していない。

撤収時の現地部隊からの報告によれば、難民間に散発的非組織的暴行行為、りやくだつ（B A N D I D）が視認されている。

派遣米部隊と E x F A R の相対戦闘力（F O R C E R A T I O）から、A C T I V E な対応はとらなかつた。ただし自活能力として 3 0 - 5 0 日分の補給品は携行していた。

（9 月 3 0 日以降、一部の情報・連絡要員を除き米軍部隊はルワンダに存在しないと聞いているが、具体的にはどのような組織が残っているのかとの間に対し）

極秘

キガリに大使館があり、派遣部隊のコンタクト先としては、駐在武官が在る。ただしザイルとの兼務であり、通常キンシャサに位置している。在キガリ米大にはインマルサット通信能力があり、派遣部隊に同通信能力があれば連絡可能である。

防衛庁防衛局、続ばく2室、陸・空ばく[REDACTED]あて転達願いたい。(了)

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

08-033

大政事外外儀官
大務務典房
臣秘官官審審長長

外研長
總括審
査察大
環大使
經大使
北ア大
政代表

◎儀対会要厚情研
察人◎信在警史才凶

総 番 号 R176331

主 管

平成 6 年 9 月 3 日

フ ラ ン ス 発
本 省 着

平 総

外務大臣殿

松 浦 大 使

ルワンダ難民支援（仏軍の派遣状況）

第4232号 秘 大至急

貴電総平合第17218号に関し、

1. 2日、本件に関し国防省アフリカ・海外けん・海外領土担当大臣補さ官リゴ大さに当館増島より照会した結果に基づき、冒頭貴電別FAX信に加ひつ、修正の上、別FAX信の通り報告する。
2. また、あわせ仏軍の撤退計画について先方の述べたところ、概要以下の通り。

(1) 仏軍の撤退は、そもそも出兵時点において2か月以内に終了することを予定していたが、UNAMI R2に参加するアフリカ人部隊の訓練にあたるため、最終的な完全撤兵が遅れている(現在、ザイールに役500人が残留中)ものである。即ち、当初は9月15日までにかかる訓練を終了し、10月5-10日にザイールから完全撤退する予定でいたところ、訓練終了の時期が9月22日ころにずれこんでしまったため、完全撤退も現在のところ10月10-15日くらいを予定している。

(2) 仏軍撤退の理由は、国連決議によるマンデートが終了し、人道活動任務を終えたためである。現地の治安が悪化したうんぬんは全く関係がない。

(3) 仏軍は現在ゴマで空港警備にあたっているが、われわれの撤退後に貴国の自衛隊がかかる任務をかわ
つて引き受けてくれればありがたいと思う。

本電のみ米、独、英、イタリア、白、加、オランダ、イスラエル、ケニア、ザイール、ジュ府代、国連代に
 転電した。(了)

外報官 審報際内外フ

文長	審一二
----	-----

領移	参政保对旅外
----	--------

平安總局

長 企 玉

審

國
 難地人專行審

了	審地中東
---	------

長 | 参北東西
一

北米	審一二保
----	------

A diagram showing a sphere on a horizontal surface. A vertical line is drawn to the left of the sphere, and a horizontal line extends from the center of the sphere to the right.

南長
番一二

東口西番
洋新西

長	二独
図	参一(アア)

了長	一二
----	----

經 審總漁國
審經一國

長	一經	二途	三
---	----	----	---

参海	審準
----	----

無開國調政民審

圖	參閱協圖
---	------

情 参国析研調セ

外務省

PS9816

大至急

FAX信

秘

総番号 R176312

月 2日

平成 6年 9月 3日

フランス 発着

本省 着

主管

総平

外務大臣 殿

松浦 大使

ルワンダ難民支援（仏軍の派遣状況）

FAX信 秘 大至急

（以下FAX送信 PS9816-01）

PS: 9816 - /

2

往電第4232号別FAX信

GM: 6572

ルワンダ難民支援における各国軍の派遣状況

派遣国	人数・活動地域	任務	携行している 武器の種類	任務開始	任務終了	撤退理由
アメリカ	(ゴマ) 800 (エンテベ) 200 (キガリ)	難民キャンプ整備 空輸・空港管理 空輸		94・7・	94・9・末	
フランス	1500 (ルワンダ) 9000 (ゴマ) 1000 500 (ザイール)	安全地帯の管理 人道援助	拳銃, 小銃, 機関銃 (12.7mm), 対戦車機銃 (105mm), 偵察車, 装甲車 (装甲車兵隊) 軽装中隊 (装甲車兵隊)	94・6・23	94・8・22	
ドイツ		空輸				
イギリス	650 600	UNAMIR				
ベルギー		輸送機の運航				
イタリア	115	緊急医療輸送		94・6		
カナダ	248 25 410	医療関係部隊 空輸 UNAMIR				
イスラエル	86	医療部隊			94・8・31	財政上の制約
オランダ						

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

PKO 岩井氏

防衛 防々 鶴岡氏

極秘

電信写

04-029

大 政事外外儀官
大務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

儀対会要厚情研
察人園在警史オ図

外 審報際内外ブ
報 官

文 審一二
長

領 参政保対旅外
移 長

長 審一二
長

審 審軍不原料
長

長 審一二
長

ア 審地中東
長 参北東西

北 審一二保
米 長

南 審一二
長

長 審一二
長

長 審一二
長

長 審一二
長

長 審一二
長

長 審一二
長

長 審一二
長

長 審一二
長

長 審一二
長

長 審一二
長

長 審一二
長

長 審一二
長

長 審一二
長

長 審一二
長

総 番 号 R178404

主 管

月 6日

フ ラ ン ス 発

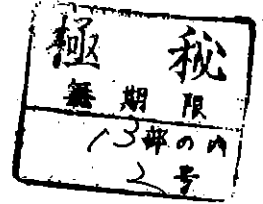
総 平

平成 6年 9月 7日

本 省 着

外 務 大 臣 殿

松 浦 大 使



ルワンダ難民支援（自衛隊部隊の派遣、仏に対する説明・協力要請）

第4295号 極秘 至急（ゆう先処理）

極秘第16号

貴電総平合第17299号及び往電第4232号に関し、

6日、サイトウ及び増島が、国防省アフリカ・海外けん・海外領土担当リゴ大臣補さ官及び同ビリー大臣外交担当補さ官を往訪し、冒頭貴電1。を説明するとともに、同5。につき協力を要請したのに対し、先方が述べたところ、概要以下の通り。（なお、外務省関係部局にも別途説明、要請を行う予定。）

1. 大きな規模の援助であり、有意義なこうけんと思う。できるだけの協力をしたい。

2. 仏軍の撤退時期は、前回お話しした（往電第4232号）よりも、若干早まった。これは、UNAM IR2が仏軍の支援に頼らず15日からやつていけるとの回答を国連側から得たためである。現在、外務省との協議において決定したところでは、以下のような予定で撤退する予定である。仏軍の撤退後に日本側が同地を使用することには全く問題ないが、10月1日以降は、ザイール当局と話をしていただく必要がある。

(1) 現在のゴマにおける仏軍の勢力は530人である。これは15日まではそのまま残る。

(2) 23日までに、兵たん業務及び保健分野にあたっている兵を撤退させるとともに、ゴマ空港かつ走路の諸施設（レーダー等）をかたづけ、もちかえる。その結果、約250人が残ることになる。

(3) 10月1日には最後の仏兵が撤兵する。

3. ただし、右2. の撤退計画には、仏軍細きん治りようグループ（5-6人。予防注射、ワクチン投与等を行つている。）は含まれていない。UNHCR、UNICEFからは同グループを存続させるように要請されているが、国防省サイドではできればこれも撤収したいと考えている。しかし、この件に関しては、ジュネーブ、世論との関係もあり、政治的な決定がされなければならない、まだ仏としての態度を決めていな

電信写

い。もし、貴国が細きん専門家を派遣していただけるのであれば、大変ありがたいと考えるが、いかがであろうか。その場合には、仏としては、同グループの撤退時期を10日前後のばせる可能性があると思う。彼らは、現地のさまざまな事情に通じており、貴国自衛隊は到着したばかりでなにかと不自由なこともあるかと思われるところ、貴国のお役にたてるのではないかと思料する。

4. ギマの空港の管制については、同空港は、人道援助がさつ到し空港が混雑した段階で、われわれは空港の管制をザイル当局の了解の下で自ら行うことにした。原則としては、10月1日以降は、ザイル空港当局が管制を行うことになる。もし、貴国が、われわれと同じようにレーダー、要員等をもちこまれるのであれば、空港当局と交渉の余地はあると思う。他方、ギマからの情報では、空港の混雑は大分緩和されたとのことであり、自分で管制を行う必要はもうないかもしれない。

5. ギマの治安については、前回申し上げたように、問題はあるが、若干は張られて報じられている面もあり、貴国が派遣を検討されている部隊にとつては危険という状況ではないということは申し上げられる。

6. 先ほどEUのトロイカ・ミッション（仏、独、白）が、現地より帰国した。その報告によると、キガリのルワンダ新政権は、国際社会が期待する和解的なトーンで対応しているが、問題は実際に彼らがどのような態度をとるかが重要である。難民の帰かんは、現在のところ、以下の事情で大はばには進まないともてている。

（1）ルワンダ東（タンザニア）国境において現在も一日2-3千人の難民がタンザニアに流出しており、とても帰かんが進むことに期待がもてる状況ではない。

（2）難民キャンプでは旧政権時代の統治構造がそのまま維持されており、UNHCR等も援助の実施にあたってはこの構造をそん重している。そのために、前政権によるこれら難民への圧力は強く、とても住民が帰かんできる状況ではない。

7. （ビリー補さ官より）自分の考えでは、現在のルワンダ政権が30万人に及ぶ処ばつ者リストを取り下げないかぎり（ウガンダからの圧力にもかかわらず現在のところ態度を変えていない）、うわさの流布もはやく、難民の帰かんは進まないともてている。あと3か月は少なくとも、難民の大規模な帰かんはないと思う。

米、ジュ府代、ケニア、国連代、ザイルに転電した。（了）

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

秘

電信写

08-033

大 政事外外儀官
大 務務 典房
臣 秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

儀対会要厚情研
察人園在警史オ図

外 報 官
審 報 際 内 外 プ

文 長
審 一 二

領 移 官
参 政 保 対 旅 外

長
審 報 平 安 国

長
審 報 平 安 国

審
審 軍 不 原 料

長
審 報 平 安 国

長
審 報 平 安 国

長
審 報 平 安 国

長
審 報 平 安 国

長
審 報 平 安 国

長
審 報 平 安 国

長
審 報 平 安 国

長
審 報 平 安 国

長
審 報 平 安 国

長
審 報 平 安 国

長
審 報 平 安 国

長
審 報 平 安 国

長
審 報 平 安 国

長
審 報 平 安 国

長
審 報 平 安 国

長
審 報 平 安 国

総 番 号 R176056

主 管

月 2日

ド イ ツ 発

総 平

平成 6年 9月 2日

本 省 着

外 務 大 臣 殿

松 本 臨時代理大使

ルワンダ難民支援（各国軍派遣状況）

第1770号 秘 大至急

貴電総平合第17218号に関し、

当館テラオカより独外務省東アフリカ課ヴェーナント次長に照会した結果に基づき、一らん表を修正したの

で、別FAX信にて送付する。（了）

B01483

大至急

FAX信

秘

総番号 R176057

月 2日

平成 6年 9月 2日

ドイツ 発

本省 着

主管

総 平

外務大臣殿

松本 臨時代理大使

ルワンダ難民支援（各国軍派遣状況）

FAX信 秘 大至急

往電第1770号別FAX信

（以下FAX送信 B01483-01）

B01483 1

ルワンダ難民支援における各国軍の派遣状況

派遣国	人数・活動地域	任務	携行している 武器の種類	任務開始	任務終了	撤退理由
アメリカ	(ゴマ) 800 (エンテベ) 200 (キガリ)	難民キャンプ整備 空輸・空港管理 空輸		94・7・	94・9・末	
フランス	2000 (ルワンダ) 500 (ザイール)	安全地帯の管理		94・6・23	94・8・22	
ドイツ	輸送機搭乗員、 ナイロビの地上 整備員及びゴマの 連絡員、計25名	空輸(輸送機3機) (ナイロビ・ゴマ 間)	武器はヘビ 携行している	7月18日より 707型1機 7月25日より 上記に加え トランスアル型2機	未定	
イギリス	650 600	UNAMIR				
ベルギー		輸送機の運航				
イタリア	115	緊急医療輸送		94・6		
カナダ	248 25 410	医療関係部隊 空輸 UNAMIR				
イスラエル	86	医療部隊			94・8・31	財政上の制約
オランダ						

注意

1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

秘

電信写

08-020

大 政事外外儀官
大 務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外研
代ア大大察括 長
表大使使大審

総儀対会要厚情研
察人圃在警史オ図

外報官 審報際内外プ

文長 審一二

領移官 参政保対旅外

秘長 審~~秘~~安~~平~~

企国

審軍不原料

国長 審~~行~~専~~囚~~難地

ア長 審地中東

参北東西

北米官 審一二保

中南長 審一二

以長 審~~四~~口東

西新洋

二独

近ア長 参一二アア

一

経長 審総漁国

審経エ国

一ネ二

経途

二

参海 審準

経協長 審政調国開無

民 審緊評技有理

条長 参~~図~~協~~図~~

情長 参~~国~~析析調セ

総 番 号 R176196

主 管

月 2日

ベルギ一

総 平

平成 6年 9月 3日

本 省 着

外 務 大 臣 殿

中 村 大 使

ルワンダ難民支援（各国軍派遣状況：回答）（防衛情報）

第862号 秘 大至急

（以下FAX送信 BX6531-01）

ベルギー

(三八〇字)

貴電総平合第17218号及び往電第847号に関し、

ベルギー軍の派遣状況については冒頭往電にて報告したとおりである。~~すなわち~~、白は直接的にルワンダ難民支援を実施しているわけではなく、マラウイに対して武器、弾薬の供与及び人員輸送の面で支援しているのみである。

なお、輸送機の運用状況につき由空軍第15輸送航空団に確認したところ、マラウイ部隊の輸送に当たったC-130輸送機は、右任務を完了し、本日夕刻白に帰還する由。

また、上記C-130輸送機の搭乗員は各人拳銃を携帯していた。

米、仏、独、英、伊、加、蘭、イスラエル、ケニアに転電した。

(了)

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

秘

電信写

07-021

大 政事外外儀官
大 務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

総儀対会要厚情研
察人園在警史オ図

外 報 官
審 報 際 内 外 プ

文 長
審 一 二

領 移
参 政 保 対 旅 外

総 長
参 総 平
企 国

審 長
審 園 不 原 科

国 長
審 行 専 人 難 地

ア 長
審 地 中 東
参 北 東 西

北 米
審 一 二 保

中 南 長
審 一 二

西 洋
西 東

ア 長
参 一 二 二

経 長
審 総 漁 国
審 経 エ 国
一 二
経 途

参 海 審 準

経 協 長
審 政 調 国 開 無
民
審 緊 評 技 有 理

条 長
参 条 協 規

情 長
参 国 防 防 調 セ
一 二

総 番 号 R173307

月 30日

平成 6年 8月 31日

ベルギー 発
本省 着

主 管

近 ア 一

外 務 大 臣 殿

中 村 大 使

ルワンダ情勢（白国防省の情報分せき）（防衛情報）

第847号 秘 至急（ゆう先処理）

29日及び30日、白軍参謀本部

ならびに、国防相特別補さ官ヴェルランデイン大さ及びハイエ大さが、白から見た最近のルワンダ情勢につきホカゾノに語るところ概要次のとおり。

なお、先方より、白は現時点でルに関連する国際社会の行動に直接的に関与していないため、情報不足ぎみの状況にある旨、ならびに、白国防省及び参謀本部は日本のルへの人道的支援活動への参加の動きに注目しており、参謀本部での日目の情報報告においても日本の動向についてちく次報告されている旨述べるところがあつた。

（26日付けのルワンダにおける難民の状況を記した地図を入手したので別FAX信する。）

1. 白の対ルワンダ政策

（1）白は、これまでの歴史的経緯もあり、ルワンダ情勢に対しては厳正な中立的立場を維持している。ただ、本年4月の前ル大統領暗さつ事件、その直後の10人の白隊員さつ害事件とそれに続く白部隊のルからの完全撤退という一連の事態以来、「白はツチを支援している。」との誤解がル内でたく越し、反白感情がじゆう満しているため、白としてはルへの対応はしん重に行っている。白はルの事態がよほど好転しない限り白部隊をルに派遣しないであろう。

（2）白の対ル支援の原則は、1. UNAMIRのわく組みの下で活動すること、2. アフリカ諸国の政府のこう亡に関しては、その時点で力を有している政府勢力が93年8月のアリュースシャ合意をじゆん守することを条件にその政府を体制維持、人権よう護及び民主主義そん重の観点から支援していくこと及び3. 白部隊の派遣ができない状況下においては、現地で活動するアフリカ諸国の部隊を装備及び後方面で支援する

電信写

ことの3点である。

3. に関しては、現在ルで活動しているマラウイ部隊に対して装備、弾やく及び後方の面で支援しており、28日にはアントノフ輸送機で装備と弾やくをキガリに空輸し、C-130輸送機でマラウイの部隊を同国からキガリに空輸した。同じような支援をオランダがザンビアに対して行っている。

2. 情勢認識

(1) 白政府としては、新政権はルからの難民流出を防止し、国内の安定化を図る政策を実施中であり、アリュージャ合意実行の意思を有しているとしている。また、ル国内は比較的安定した状況にあると見ている。

(2) ただ、ルの情勢はこれまで約1世きにわたってツチとフツが抗争をくり返しており、新政府の努力が実を結んでルが正常化するかどうかは保証の限りではない。

(3) 事態正常化のかぎの一つは、難民のル帰んの成功如何であるが、現状から推測する限り円かつには進まないであろう。このため、難民キャンプにおける混乱も当分の間継続すると予測している。

(4) フツ急進派の多くはRPFによるたいほ・さつ害を恐れてしゅうへん国の難民キャンプ内に退避しており、現在のところル国内での目立つた動きは見られないが、将来において独自にル内に潜入してくる可能性は排除されない。

(5) 旧政府軍のルへの反抗は下記5. に述べる理由により、近い将来には予測されない。

3. 難民の状況

(1) ザイールに流出した難民の多くはキャンプ内でル在住当時の都市や村単位でグループを構成しており、旧市長や村長が統制している。右状況はキャンプ内における統制を保つ上では利点がある反面、支援物資のグループ間の争だつや難民のルへの帰かん促進へのそ害要因（村長等自身はルに帰るとさつ害されるので帰れない。旧村民が帰かんするとキャンプ内で自分の地位が保てない。このため旧村民が帰かんしないよう指導し、帰かんするところされるとのうわさを意図的に流している由。）となつている。

(2) 難民キャンプの中には、旧政府軍兵士及びフツ急進派も含まれているがその割合は不明。双方ともルに帰かんするとさつ害の対象となるため、他の難民の帰かんをそ止する一方、キャンプ内では強い影響力を有しており、支援物資争だつこう争の主役となつている。双方ともキャンプ内においては武装解除されているが、ザ軍による武装解除は徹ていしていないため、彼らはルまたはザ内のどこかに武器をいんとくしてい

電信写

る趣である。ただ、右いんとくは統制のとれたやり方で行われているわけではない。また、彼らが再武装を意図する場合、ザ軍からの横流しを受けることも可能であることから、旧政府軍やフツ急進派が再武装を決意し、それを支援する者（例えばザ）があれば再武装は可能と見ている。

(3) 難民のルへの帰かんをそ害している要因は、難民そのものにも存在している。彼らはだれもがRPFに対する恐ふ心をいだいており、これまで帰かんした難民がル国内でいかなる処遇を受けているかについての情報も不足しており、右に関する良くないうわさも流布されており、ル新政府が行っている帰かん説得工作もキャンプ内の難民にはまともに伝達できていない。

なお、ブカブからのル帰かん数は少ないが、ゴマからの帰かん数はルからのゴマへの流入数を上回っている。

(4) 最近ルからザへの難民の流出数は減少（ブカブへの避難を待っている難民は約300人）しており、むしろタンザニアへの流出数（1日当たり約2000人）の方が多い。

(5) 難民キャンプ内の事態収しゆう及びキャンプ外での旧政府軍の活動への対応は、ザ軍の能力では無理であり、現時点ではザ内にこれらの事態を統制できるものは存在していない。

4. 支援部隊の状況

(1) ツチ族が英語を解する者が多いことから、難民（フツ族）は英語を話す者はツチのなか間であるとの単純な誤解をしており、英語を話す人道支援者に警戒心をいだいている趣である。

(2) キャンプでは難民間の支援物資の争だつ抗争が発生していること及び人道支援者が水や注射にどくを入れているとの流言飛語が流布しており、国際せき十字や人道支援部隊は危険を感じている。このため、キブンバ及びブカブでは支援活動を一時中止しているほかゴマでも同じような状況が発生している。キャンプ内の難民は武装解除されてはいるが、彼らにとつては何でも武器になる。

5. 旧政府軍の状況

(1) ブカブ南方約10キロのパンジに約2万人の旧ル政府軍が集結し、訓練を受けている模様である。同地にはヘリコプターや装こう車両の運行も見られることから、従来ゴマ地区にあつた旧政府軍司令部あるいは旧政府高官が同地へ移動した可能性もある。右勢力の6割は再武装されれば戦闘に参加できると考えられるが、その多くが病弱な兵士と見られ、現時点で戦闘部隊として編成できるのは約2千人程度と見積もられ

電信写

る。

(2) 旧政府軍が現勢力でルに対して反攻作戦を行うにはゲリラ戦によるしかないだろうが、右軍はこれまでゲリラ戦の訓練を受けていないのでゲリラ戦を発起できるようになるには時間を要しよう。

6. UNAMIRの活動

29日現在のUNAMIRの勢力は3762人であり、9月中旬には5500人になろう。

ル内安全地域では、ギコンゴロ、キブイエ及びブカブ国境地域の3地区にそれぞれガーナ（ザンビア部隊と交代中）、仏（「トルコ石作戦」に参加した後UNAMIRに参加するアフリカ諸国の後方支援を実施）及びエチオピアの各1個大隊が活動中である。また、カナダ部隊が地らい処理を行っている。

7. 日本への提言

(1) 日本は白と異なり、ルと特別の関係がないので難民やザ関係者に反日感情が生ずることはないであろう。しかしながら、全般状況の推移如何によつては日本の部隊のみ混乱のわく外にとどまることが許されない状況も生じ得ることを予期しておく必要があろう。

(2) ザはワイロ社会であるので、車両による移動の最中あるいは施設等への出入りの際に通行料や立入料として金せんや物資を要求されることが日常さはん事となろう。右は善悪の問題ではなくザの民族性に基づく慣習であるので、それなりに対応する必要がある。

(3) 現地の状況は未だ混乱しており、派遣の決定に当たつてはしん重な検討が必要であろうが、もし派遣するとした場合、自国の部隊を防護するための部隊の随行及び自国で完結した後方支援態勢の確立は必ずであらう。

本電のみ、米、英、仏、加、オランダ、ケニア、エチオピア、エジプト、ザイール、タンザニア、国連代、ジュ府代に転電した。（了）

BX6491

FAX信



総番号 R173308

月 30日

平成 6年 8月 31日

ベルギー 発

本省 着

主管

近ア一

外務大臣殿

中村大使

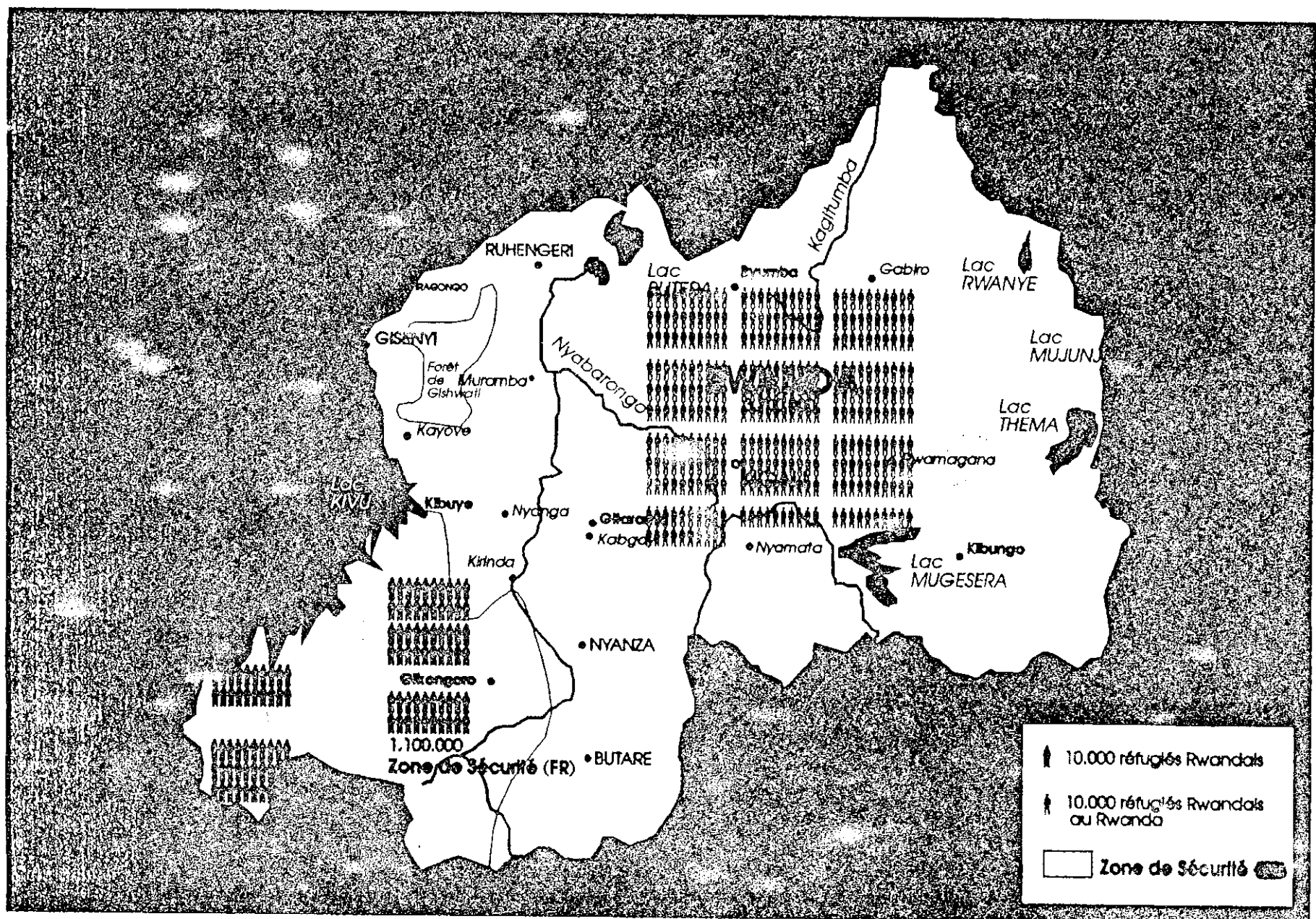
ルワンダ情勢（白国防省の情報分せき）（防衛情報）

FAX信 至急（ゆう先処理）

往電第847号別FAX信

（以下FAX送信 BX6491-01）

RWANDA - REFUGIÉS



BX:6491 1

(3)

05/08:08 6487 01/01 P01 R176627

注意

1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

08-034

大 政事外外儀官
大 務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

儀対会要厚情研
察人圖在警史オ図

外 報 官
審 報 際 内 外 プ

文 長
審 一 二

領 移 官
参 政 保 対 旅 外

長
審 軍 不 原 科

審 国
審 行 専 人 難 地

長 ア
審 地 中 東
参 北 東 西

長 米
審 日 二 保

中 南 長
審 一 二

長 西 口 東
西 新 洋
二 独

長 参 一 二 〇 〇
二 二

経 長
審 総 漁 国
審 経 エ 国
一 ネ 二
経 途
二

参 海 審 準

経 協 長
審 政 調 国 開 無
民 審 緊 評 技 有 理

長 参 協 調

情 長
参 国 析 調 セ
一 二

総 番 号 R176627

主 管

月 2日
平成 6年 9月 3日

カ ナ ダ 発
本 省 着

総 平

外 務 大 臣 殿

中 平 大 使

ルワンダ難民支援（各国軍派遣状況）

第1229号 秘 大至急

（以下FAX送信 OT5455-02）

秘

貴電総平合第17218号に関し、

0T5455 /

加国防省及び加外務省

担当者が不在等のため

現在までに加国防省より聴取した内容及び同省より入手した資料に基づき、
整理すれば次のとおり。とりあえず。

1 医療関係部隊（オペレーション・パッセージ）

（1）人数・活動地域

248名。ルワンダのMARERU（ルワンダ北西部、ザイールとの国境沿）

（2）任務

医療、真水の提供

（3）携行している武器

9ミリ拳銃

（4）任務開始

1994年8月

（5）任務終了

当初計画では、30日から60日間を予定。土本が、客月18日、加国防省ティンペロン中佐より聴取した段階では、10月中旬までとなる旨言及していた^が、1日、同中佐より聴取した際には、現在上記派遣期間について^{は断定的}

決断が下されず、早期撤退が決定した。これは、加国防省の意向によるものである。

できない旨の^{反応で}あった。

2 空輸関係（オペレーション・スコッチ）

（1）人数・活動地域

現時点での正確な活動人員数は不明。

ケニア・ナイロビとルワンダ、ウガンダ、ザイールの飛行場の間の空輸

（2）任務

UNAMIRに対する空輸支援

秘

- (3) 携行している武器
不明。(事後追電された)

OT5455 2

- (4) 任務開始
1994年4月。

- (5) 任務終了
不明。(事後追電された)

3 UNAMIR (オペレーション・ラコス)

- (1) 人数・活動地域

司令官1名。司令部要員8名、軍事監視員12名、通信部隊422名（後方、航空管制、警備、支援部分を含む）、総計443名。

1日、土本が「テ」中佐より聴取したところによれば、司令部要員はキガリに、他の部隊はルワンダ国内に幅広く駐留している（ただし、ルワンダ国外には駐留していない）との由。

- (2) 任務

通信

- (3) 携行している武器

小火器

- (4) 任務開始

UNAMIR設立時（1993年10月）の時点より、軍事監視員等を派遣していた。その後、7月中旬より逐次通信部隊を派遣した。

- (5) 任務終了

1日、土本が「テ」中佐より聴取したところによれば、来年1月25日までとの由。

米、仏、独、英、伊、ベルギー、蘭、イスラエル、ケニア、国連代、ジ府代に転電した。

(了)

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

秘

電信写

08-034

大 政事外外儀官
大 務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

儀対会要厚情研
察人圖在警史オ図

外 報 官 審報際内外ブ

文 長 審一二

領 移 参政保対旅外

長 総安平
長 国

審 審軍不原料

長 行専入難地

ア 審地中東
長 参北東西

米 二保

中 審一二

長 審西口東
西新洋
二独

ア 参一二 77
長 二二

経 審総漁国
長 審経エ国
一ネ
経途
一

参海 審準

経 審政調国開無
協 民
長 審緊評技有理

長 参協

情 参国折図調セ
長 一二

総 番 号 R180386

月 8日

平成 6年 9月 9日

カナダ 発

本省 着

総 平

外 務 大 臣 殿

中 平 大 使

ルワンダ難民支援（各国派遣状況）

第1248号 秘 至急（ゆう先処理）

（以下FAX送信 OT5466-01）

秘

0T5466 1

貴電総平合第17218号及び往電第1229号に関し、

8日、冒頭貴電の内容を、土本が加国防省ディクソン課長代理より聴取したところ、追加情報次のとおり。

- 1 医療関係部隊（オペレーション・パッセージ）の任務終了時期について
現時点の計画では、10月16日に活動を終了する予定となっている。
~~今後この任務終了時期は変更される可能性があることには要索をされた。~~
ない、は もある。

2 空輸関係（オペレーション・スコッチ）

（1）人数

現在、47名が空輸関連業務に従事している。

（2）任務

当初、加は2機のC-130を派遣していたが、1機はUNAMIR空輸支援、もう1機はUNHCR活動支援のためであった。具体的時期は記憶していないが、最近UNMIR支援のために派遣した1機は加本国に帰還したため、現時点ではUNHCR活動支援のための1機のみが駐留となっている。

（3）携行している武器

UNAMIR支援のための空輸に従事していた要員は小火器を携行していたが、UNHCR支援のための空輸に従事している要員は武器は携行していない、と記憶している。

（4）任務終了

現時点の計画によれば、UNHCR支援のためのC-130は、9月下旬に活動を終了することを予定している。

（5）直面した問題点

加は上記（2）に述べたように空輸業務に従事してきたが、空港の能力（設備等）の制約のため、荷物の積卸しに手間取った、という問題があった。

米、仏、独、英、伊、ベルギー、蘭、イスラエル、ケニア、国連代、ジ府代に転電した。

08-032

長

内 田 大 使

2. なお、IDFいりよう部隊は任務を終え、1日よる無事帰国した。(了)

外務省

イヌエビ

TL2990

F A X 信

大至急

秘

総 番 号 R176054

月 2日

平成 6年 9月 2日

イスラエル 発
本 省 着

主 管

総 平

外 務 大 臣 殿

内 田 大 使

ルワンダ難民支援（各国軍派遣情況）（回答）

FAX信 秘 大至急

往電第1356号別FAX信

（以下FAX送信 TL2990-01）

94年 9月 28 15:113

在イスラエル大使館B

TL2990JB-01/01 US

TL299001 2

GM: 6572

ルワンダ難民支援における各国軍の派遣状況

派遣国	人数・活動地域	任務	携行している 武器の種類	任務開始	任務終了	撤退理由
アメリカ	(ゴマ) 800 (エンテベ) 200 (キガリ)	難民キャンプ整備 空輸・空港管理 空輸		94・7・	94・9・末	
フランス	2000 (ルワンダ) 500 (ザイール)	安全地帯の管理		94・6・23	94・8・22	
ドイツ		空輸				
イギリス	650 600	UNAMIR				
ベルギー		輸送機の運航				
イタリア	115	緊急医療輸送		94・6		
カナダ	248 25 410	医療関係部隊 空輸 UNAMIR				
イスラエル	86 (ゴマ)	医療部隊	ガリル5.56ミリ 小銃 ・ダエリ29ミリ重銃	94.7.24	94・8・31	財政上の制 約 当初予定通り 6月間には撤退 (29ミリ重銃の撤 去が目的で撤退す ることを決めた)
オランダ						

(3)

注意

1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

秘

電信写

08-033

大 政事外外儀官
大 務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経県査総 外研
代ア大大察括 長
表大使使大審

儀対会要厚情研
察人図在警史才図

外報官 審報際内外ブ

文長 審一二

領移長 参政保対旅外

長 参一二

長 参一二

審 審軍不原料

国 参行専入難地

長 参地中東

ア 参北東西

長 参一二保

北米長 参一二

南長 参四口東

長 参西新洋

参一二

参一二

經 参総漁国

長 参経エ国

参海 参準

經協長 参政調国開無

長 参緊評技有理

情長 参国折調セ

総 番 号 R176169

月 2日

平成 6年 9月 3日

オ ラ ン ダ 発

本 省 着

主 管
総 平

外 務 大 臣 殿

佐 藤 大 使

ルワンダ難民支援（各国派遣状況：防衛情報）

第1461号 秘 大至急

（以下FAX送信 HG9341-01）

オ
ラ
ン
ダ

秘

HG9341イ

オランダ部隊の

貴電総平合第17218号に関し、

オランダ軍のザイール派遣部隊に関する状況につき、別FAX信のとおり御報告申し上げます。なお、当館岩城が、1日ザイール視察から帰国した作戦及び指揮副参謀Kolsteren准将と懇談した際、「K」の発言中興味ある点は以下のとおり。

「オランダ派遣部隊主力は9月6日に帰国する予定であるが、これは派遣開始時におけるUNHCRとの協議に基づき決定されたものであり、任務を完了したとの判断から撤収するものである。今回の任務は、UNHCR及びNGOの立ち上がりの医療活動を初めとする各種業務を支援することが目的であり、オランダの派遣部隊はその任務を十分達成したものと考えている。なお、UNHCRから追加の要求として、輸送管制要員5名を9月末までの予定で残留させることとした。」

なお、往電第1456号も御参照願いたい。念のため。

別FAX信とともに国連、寿府代に転電した。(了)

HG9342

F A X 信

大至急

秘

総 番 号 R176171

主 管

月 2日

オ ラ ン ダ 発

平成 6年 9月 3日

本 省 着

総 平

外 務 大 臣 殿

佐 藤 大 使

ルワンダ難民支援 (各国派遣状況: 防衛情報)

FAX信 秘 大至急

(以下FAX送信 HG9342-01)

往電第1461号別FAX信

HG9342-1

ルワンダ難民支援における各国軍の派遣状況

派遣国	人数・活動地域	任務	携行している 武器の種類	任務開始	任務終了	撤退理由
アメリカ	(ゴマ) 800 (エンテベ) 200 (キガリ)	難民キャンプ整備 空輸・空港管理 空輸		94.7.	94.9.末	
フランス	2000 (ルワンダ) 500 (ザイール)	安全地帯の管理		94.6.23	94.8.22	
ドイツ		空輸				
イギリス	650 600	UNAMIR				
ベルギー		輸送機の運航				
イタリア	115	緊急医療輸送		94.6		
カナダ	248 25 410	医療関係部隊 空輸 UNAMIR				
イスラエル	86	医療部隊			94.8.31	財政上の制約
オランダ	63 (ゴマ, カテラ, ムゲンガ) 21 (ゴマ) 10 (ゴマ) 16 (キガリ)	医療支援 給水支援 輸送管制及び警備 車両操縦及び整備教育	拳銃 UZIサブマシンガン	94.7.末 94.8.	94.9.6 (内5名は輸送 管制のため9月 末まで残留) 未定	任務終了 (輸送管制は UNHCRが要請) (追加)

05/08:12

2351 06/08 P01 R176045

注意

1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

秘

電信写

08-035

大 政事外外儀官
大務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

儀対会要厚情研
察人園在警史オ図

外 報 官 審報際内外ブ

文 長 審一二

領 移 参政保対旅外

総 審総園平

長 園国 一

審 園園不原料

国 長 審行専入難地

ア 審園田東
参北東西

北 審園二園

中 審一二

園 審園四園

長 園新洋
二独

近 参一二アア
ア長 一二

経 審総漁国

長 審経エ国
一ネ二
経途
一

参海 審準

経 審政調国開無
協長 民
審緊評技有理

園 参条協規

長 参園園調セ
園長 一二

総 番 号 R176045

月 2日

平成 6年 9月 2日

オ ラ ン ダ 発

本 省 着

主 管
欧 西 一

外 務 大 臣 殿

佐 藤 大 使

在ザイール・オランダ派遣部隊の状況（防衛情報）

第1456号 秘 至急（ゆう先処理）

（以下FAX送信 HG9334-02）

秘

31日、当館岩城が、オランダ陸軍参謀本部を往訪し、同軍医療部隊が現在活動中のゴマ（ザイール）周辺難民キャンプの状況につき、同本部PKO作戦室幕僚のWertheim軍医中佐及びSontag少佐からそれぞれ意見を聴取したところ、先方発言中興味のある点は次のとおり。なお、この際ザイール周辺地域の地図及びオランダ派遣部隊向けの背景説明用資料を入手したので公信にて別送する。

1. 「S」との意見交換

（1）（当方から、オランダ軍関係者の活動状況について問うたところ、）我が国（「蘭」）は、7月下旬に13名の偵察要員を、その後医療部隊、給水支援部隊等本隊を、それぞれ派遣してから既に6週間になるところ、現地で活動中の兵士の精神的ストレス及び被支援グループ（国境なき医師団、国際赤十字、その他NGO）の状況を踏まえ、全オランダ派遣部隊を9月6日に撤収することを予定している。なお、この後任にはドイツ軍が当たると聞いている。（撤収の理由と交代要員派遣の可能性について問うたところ、）撤収の理由は、第1に蘭のプレゼンスを十分に示すことができたこと、6週間駐屯したが、精神的に過大なストレスがあり、限界と判断したこと、一方、現地はNGOがそれぞれ独自に存在を誇示しており、蘭軍独自の医療活動の余地が限定されているためこれ以上の駐屯は不要と判断したことである。

（2）（さらにゴマ難民キャンプ周辺の治安状況及び蘭派遣部隊の警備要領について問うたところ、）全般としてキャンプ内においては食料を始めとして各種物品の盗難が頻発しているが、組織だった行為ではなく兵士が身の危険を感じているとは思われない。また一部暴力行為もあるようだが難民同士の争いであり、外国人に向けられたものではない。ただし、集団で盗難を働いているところを阻止しようとするはこの限りではないだろう。警備要領は非常に単純である。警備要員は海兵隊員7名を派遣しており、拳銃及び小銃で武装、防弾チョッキを着用している。彼等は、ゴマ飛行場近傍に設営したベースキャンプの警備及び車両移動間の警備に当たっている。また、ベースキャンプではルワンダ難民も見張り代わりに1日2米ドル程度で雇っている。なお、医療関係者については、NGOから医療活動中の武器の携行を拒否されているので、テント内に一括保管している。

（ベースキャンプには柵等を設けているのかとの問いに対し、）柵、わな等の仕掛けは一切設置していない。飛行場施設に展開している米、仏軍関係施設は鉄条

網の柵を施設周辺に設置している。

(3) (その他の活動状況について問うたところ、) 給水支援は、米、独が、近傍のKIVU湖を水源として日量2百万リットル程度を供給している。我々の給水支援隊21人も日量2千リットル程度の浄水器を持ち込んだが、浄水量が少ないため有効ではなく、現在ではもっぱら浄水された水の輸送に当たっている。また、輸送管制要員3名を飛行場地区に派遣して、救援物資及び派遣兵士用の機資材の受領、配分、積載等に当たらせている。

2. 「W」との意見交換(「W」は、現在蘭PKO部隊が展開中の世界14地域において巡回医療活動を実施中であり、同地には2週間前に滞在)

(1) (当方より、同地における医療活動全般について問うたところ、) オランダ軍派遣の医療チームは独立した活動を行っておらず、現在イスラエル軍が設営した野戦病院(ゴマ)、国境なき医師団地域(KATELA)及び他のNGOグループ地域(Mugunga)に出張、協同して医療活動を行っている。同地では各NGOがそれぞれ存在を誇示しており、キャンプ地域内に新たな病院を設営することは彼等との衝突を引き起こす懸念があるため得策ではないと判断したからである。例えばイスラエル医療チームが、高度医療器具を持ち込み病院を開設しようとしたが、難民キャンプ内はNGOがそれぞれ領域を区分しあっており、また施設を設営するための地積が得られなかったため、結局キャンプ外の離隔した地域に展開し、あまり利用者がいない状況である。このため同チームも近々撤収予定と聞いている。さらには当初ドイツも大型の医療部隊を送り込んだものの、病院開設は不相当と判断して本国に引き上げた経緯もある。なお、我々の医療支援活動は、NGOの補助的な役割であったため、高度医療器具は必要とせず、場所もとらず、安価で、大量に持ち込めるような、ごく初歩的な器具が有効であったと感じている。

(2) (派遣兵士に問題は生じていないか問うたところ、) 現地では、HIV感染率が40乃至50%といわれている。また隊員の精神状態も懸念事項であり、実際、オランダの要員110名中5人が途中帰国。うち2名は精神的ストレスに起因するものであった。さらに帰国後の影響評価が重要と感じている。

国連、寿府代、白、独、米、仏に転電した。(了)

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

08-022

大 政事外外儀官
大務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

総儀対会要厚情研
察人園在警史オ図

外 審報際内外ブ
報 官

文 審一ニ
長

領 参政保対旅外
移 長

審 審総(四)平
長 企(四)

審 審軍不原料
国

長 審(行)専(四)難地

ア 審地中東
長 参北東西

北 審一二保
米 長

南 審一二
長

審 審(四)口東
長 西新洋
二独

近 参一二ア(四)
ア 長 一二

經 審総漁国
長 審経エ国
一ネ二
経途
二

参海 審準

經 審政調国開無
協 長 民
審緊評技有理

条 参(四)協(四)
長

情 参(四)折(四)調セ
長 一二

総 番 号 R176188

月 2日

平成 6年 9月 3日

オ ラ ン ダ 発

本 省 着

主 管

総 平

外 務 大 臣 殿

佐 藤 大 使

ルワンダ難民支援 (関連資料：防衛情報)

第1462号 秘 大至急

往電第1461号に関し、

2日、より、ルワンダ難民支援に関する分せき資料を内々に入手したところ御参考まで
に別FAX信にて送付する。

別FAX信とともに米国、国連、ジュ府代に転電した。(了)

HG9343

FAX信

大至急

秘

総番号 R176190

主管

月 2日

オランダ 発

平成 6年 9月 3日

本省 着

総平

外務大臣殿

佐藤大使

ルワンダ難民支援 (関連資料：防衛情報)

FAX信 秘 大至急

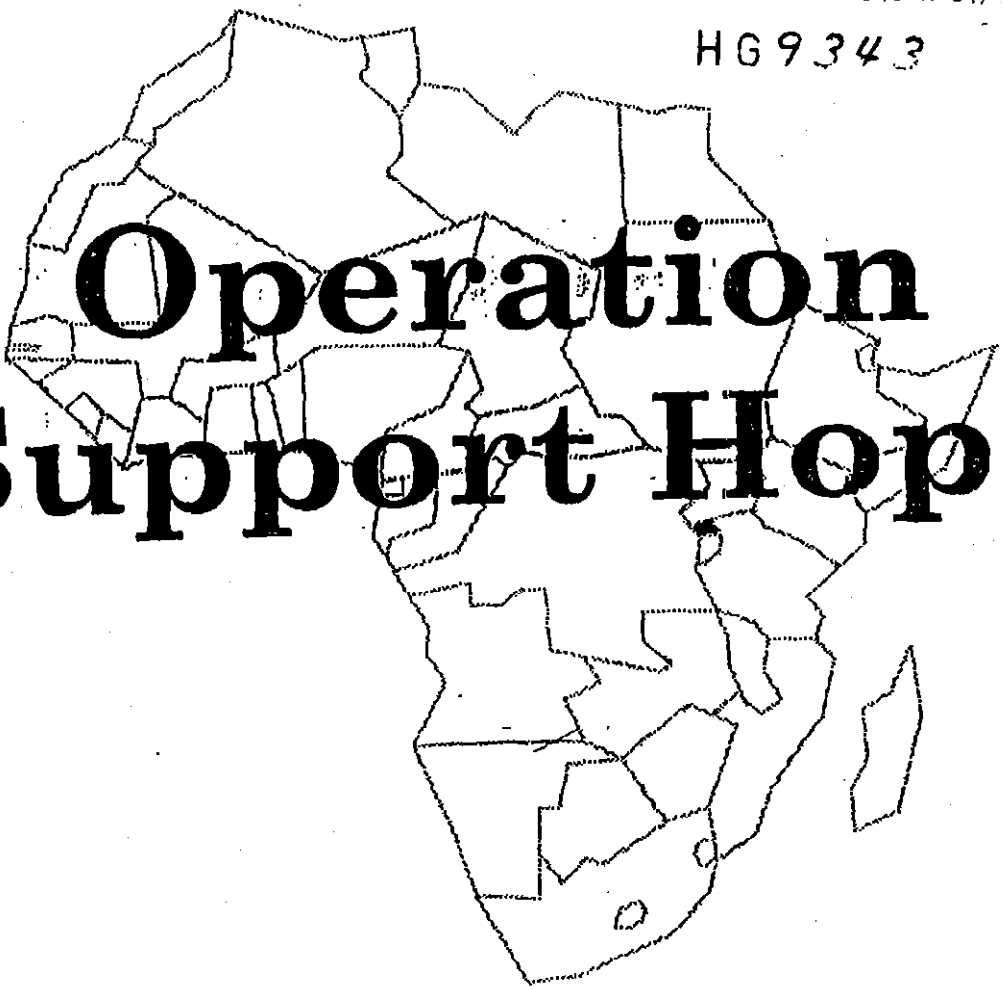
(以下FAX送信 HG9343-27)

'94年 9月 2日 17:28

在オランダ大使館A

HG9343JA-01/10

HG9343



Operation Support Hope

Table of Contents

	<u>Page</u>
<u>Subject</u>	.1
Chronology	4
Concept	5
Mission	10
Intel Estimate	12
Goma	16
Kigali	19
Entebbe	22
Southwest	25
Conclusions	

28 August 1994

OPERATION SUPPORT HOPE

CHRONOLOGY (AS OF 27 AUG 1994)

- 14-15 JUL: REFUGEE EXODUS TO GOMA.
- 15 JUL: PRESIDENT'S ENVOY (MR. ATWOOD) IS DISPATCHED.
- 20 JUL: MR. ATWOOD RETURNS/CEASE FIRE IN RWANDA.
- 22 JUL: PRESIDENT DIRECTS CINCEUR TO SEND ASSESSMENT TM/STAND UP JTF.
- 24 JUL: CONCEPT PLAN/JTF (FWD) DEPLOYS.
- 26 JUL: WATER PRODUCTION BEGINS AT GOMA (261048L JUL 94).
- 27 JUL: U.S. ARMY ROWPU PRODUCED 24,000 GAL/DAY.
- 28 JUL: JTF MAIN ARRIVES FROM STUTTGART.
- 29 JUL: PRESIDENT AUTHORIZES ENTRY TO KIGALI AIRPORT.
- 30 JUL: BG(P) NIX MOVES TO GOMA (ESTABLISHES JTF ALPHA), TALCE OPENS KIGALI (24 HOURS).
- 30 JUL: ARMY AFLOAT PREPO FLEET BEGINS ARRIVING AT MOMBASA.
- 31 JUL: SECDEF AND USCINCEUR VISIT.
- 1 AUG: SIGNIFICANT NUMBERS OF REFUGEES MOVING EAST, GERMAN ROWPUS OPERATIONAL IN GOMA PRODUCES 380,000 GAL/DAY. ONE COMMERCIAL TRUCK (SAN FRANCISCO FIRE DEPARTMENT) PRODUCES 51,000 GAL/DAY.
- 2 AUG: PRESIDENT UGANDA VISIT, U.S./FINN WATER TRUCKS ARRIVE, NUMBERS OF CHOLERA DEATHS DOWN.
- 2 AUG: TF 51 BEGINS TANKERING OPERATIONS IN GOMA.
- 3 AUG: JTF BRAVO ARRIVES KIGALI, ORF ARRIVES, WATER DISTRIBUTION EXCEEDS 430,000 GALS.
- 4 AUG: AIR TRANSPORTABLE HOSPITAL ARRIVES.
- 5 AUG: CONSENSUS AMONG NGO RELIEF AGENCIES THAT CORNER HAD BEEN TURNED IN GOMA.
- 6 AUG: MORTALITY RATE IN GOMA DROPS TO 500 PER DAY ACCORDING TO THE UNHCR.
- 7 AUG: CJCS, MRS. GORE VISIT RWANDAN CRISIS AREA (RCA).

'94年 9月 2日 17:28

在オランダ大使館A

HG 9375 HG9343JA-03/10

3

- 8 AUG: COMJTF DIRECTS PRIORITY OF AIRLIFT TO HUMANITARIAN SUPPLIES.
- 8 AUG: AMERICAN CONDOR PORTS AT MOMBASA, DOWNLOADS 50 WFP TRUCKS.
- 9 AUG: FIRST WFP TRUCKS ARRIVE VIA AIR FROM MOMBASA TO BEGIN KIGALI-GOMA LANDBRIDGE, WITHDREW INFANTRY PLT FROM KIGALI TO ENTEBBE.
- 10 AUG: REDEPLOY PART OF SETAF FSC(-) ENTEBBE TO AVIANO.
- 11-12 AUG: CSA VISITS ENTEBBE, KIGALI, GOMA, AND STUTTGART (KELLEY BARRACKS).
- 12 AUG: ON HAND WATER EXCEEDS STORAGE CAPACITY. U.S. ROWPUS TAKEN OFF-LINE.
- 12 AUG: USAF AIRLIFT OF CARGO TO GOMA TOTALLED 1462STs.
- 13 AUG: UNHCR REQUESTS STOP AIRLIFT OF FOOD INTO GOMA VICE OTHER NEEDS & REPORTS THAT WATER PRODUCTION EXCEEDS CONSUMPTION. BRITISH (OXFAM) BEGINS PRODUCING 314,000 GAL/DAY. TF 51 WATER TRANSPORTERS TURNED AWAY FROM KIBUMBA SOUTH WATER POINT DUE TO FULL WATER STORAGE TANKS.
- 14 AUG: UNHCR REQUESTS THAT ALL AGENCIES STOP AIRLIFTING FOOD TO GOMA.
- 15 AUG: ROWPUS BACKHAULED FROM GOMA AND TRANSLOADED AT ENTEBBE FOR REDEPLOYMENT TO GERMANY. TF 51 BEGINS TRAINING SWEDISH DOZER/GRADER OPERATORS ON US EQUIPMENT.
- 17 AUG: U.S. BEGINS AIRLIFT OF ETHIOPIAN BN TO KIGALI.
- 18 AUG: ~~FOOD~~ ^{WATER} DISTRIBUTION TO NORTHERN CAMPS SUSPENDED DUE TO FULL STORAGE FACILITIES; TF 51 BEGINS TRAINING LOCAL WATER TRUCK DRIVERS FOR US TANKERS IN GOMA.
- 19 AUG: AIRLIFT OF BRITISH MEDICAL UNIT COMPLETE.
- 20 AUG: AUTHORIZATION GIVEN FOR JTF A IN GOMA TO TRANSFER U.S. EQUIPMENT TO THE UN.
- 20 AUG: USCINCEUR VISITS.
- 21 AUG: PREPO FLEET SCHEDULED FOR RELEASE FROM MOMBASA.
- 22 AUG: CEREMONY IN GOMA TRANSFERS US EQUIPMENT TO UNHCR.

'94年 9月 2日 17:28

在オランダ大使館A

HG9343JA-04/10

HG9343

4

24 AUG: AIRLIFT OF UNAMIR ETHIOPIAN BATTALION COMPLETE.

25 AUG: JTF-A MISSION COMPLETE; LAST FORCES REDEPLOY.

27 AUG AIRLIFT OF AUSTRALIAN HOSPITAL COMPLETE. AIRLIFT OF
DUTCH EQUIPMENT FOR ZAMBIAN UNAMIR BATTALION
CONTINUES. JTF-B HANDOVER COMPLETE; LAST FORCES
REDEPLOY, LEAVING CMOC AND AIRFIELD ELEMENT IN PLACE.

Concept

HG9343

5



Routine Ops

September

U.S. Military

U.S. Military

UNHCR

NGOs

UNAMIR

C
M
O
C

UNHCR
NGO
UNAMIR

$f(t)(o)$

Mission and Status to Date

The JTF Support Hope mission is to:

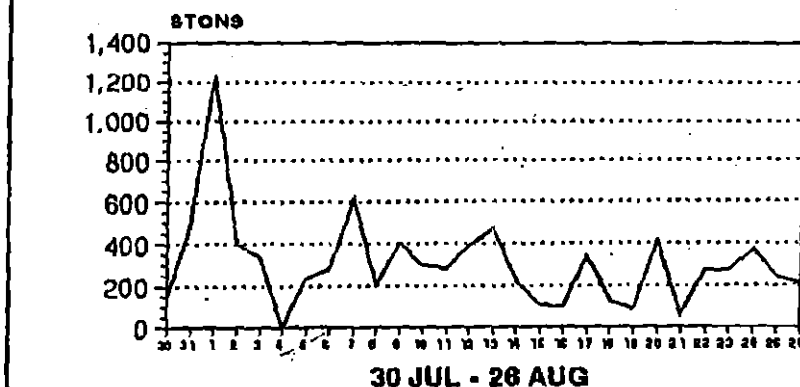
Provide assistance to humanitarian agencies and third nation forces conducting relief operations in theater to alleviate the immediate suffering of Rwandan refugees: **Accomplished.**

* Provide immediate assistance to ongoing or planned efforts for the establishment and operations of water distribution and purification systems in Goma. **Accomplished.**

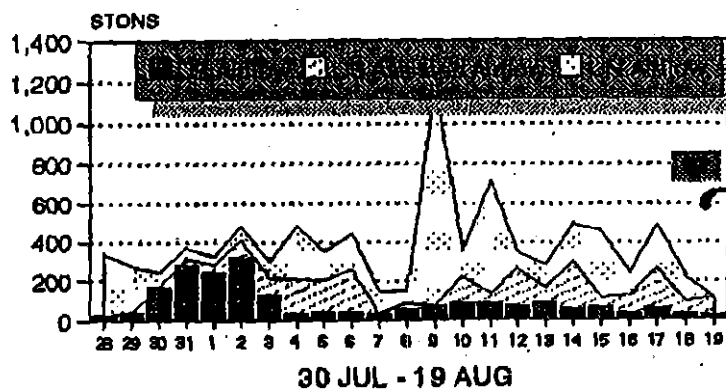
* Establish an airhead and distribution capability at Entebbe, Uganda. **Accomplished.**

* Provide 24-hour airfield support services as required to Goma, Kigali and other airfields as the situation unfolds. **Accomplished.**

* Establish overall management of logistics for humanitarian relief in support of UNHCR and other nations. **Accomplished.**

OPERATION SUPPORT HOPE**TOTAL AIRLIFT INTO THEATER**

511 C-130
137 C-6/C-141
38 CHARTER AIRCRAFT

OPERATION SUPPORT HOPE**GOMA AIRFLOW
UN VERSUS US**

SOURCE: TALCE/UNHCR LOGISTICS
JF HQ GOMA

* Protect the force. *Ongoing.*

In addition to USCINCEUR guidance, key members of the US national leadership made public a number of national objectives. These objectives and their present status are:

* Assist in expanding airfield operations near refugee camps in Goma and Bukavu (President, DSecDef).

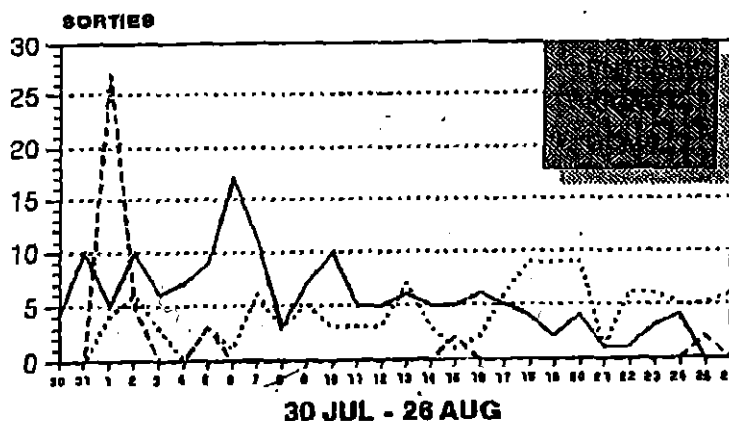
Accomplished at Goma; Bukavu cannot be made suit-able for expanded airfield operations.

* Provide personnel and equipment to enable these airfields to operate on a 24-hour basis (President, DSecDef).

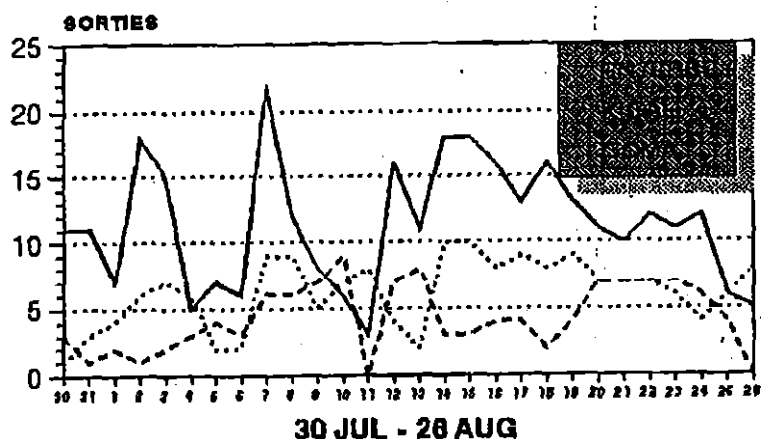
Accomplished at Goma and Kigali.

* Increase the capacity to receive, transfer and distribute goods at these air-fields. *Accomplished.*

OPERATION SUPPORT HOPE US STRATEGIC SORTIES FLOWN



OPERATION SUPPORT HOPE US INTRATHEATER SORTIES FLOWN



* Alleviate the suffering as quickly as possible
(President, DSecDef, CJCS). *Accomplished.*

* Take steps to establish conditions that will permit the refugees to return home to Rwanda (President, Director of USAID). *Accomplished within our means. Repatriation is a political issue.*

* Establish and manage an airfield hub in Uganda (President, DSecDef). *Accomplished.*

* Assist in deployment of the full contingent of UN peacekeeping forces (President, NSA). *Accomplished.*

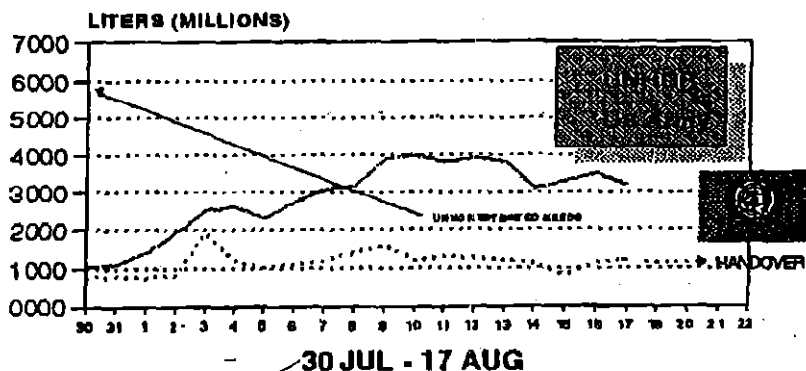
* Counteract the propaganda of the extremist Hutus who continue to urge the Hutus to flee (President, DSecDef). *Ongoing by NGOs/PVOs. JTF assisted reopening of Radio Rwanda.*

* Provide humanitarian support -- don't get involved in peacekeeping. (NSA, CJCS) *Accomplished.*

* Do whatever is necessary to get pure water to those who need it. (DSecDef, CJCS) *Accomplished.*

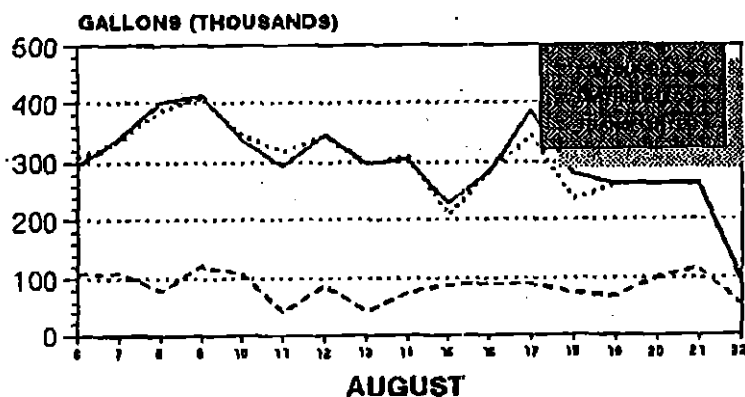
OPERATION SUPPORT HOPE

WATER DISTRIBUTION UNHCR AND US ARMY



OPERATION SUPPORT HOPE

US ARMY WATER PRODUCTION, DISTRIBUTION, AND TRANSPORTATION



HG9343

9

* Coordinate the flow of all supplies/ consider a log management structure for the entire relief effort. (DSecDef)
Accomplished.

* Provide necessary security forces. (CJCS, DSecDef)
Accomplished.

Summary. The refugee situation surrounding Rwanda has existed for at least 30 years. From April to July 1994 the populations in the refugee camps grew dramatically as a result of the Rwandan Civil War. On 22 July the Commander in Chief, US European Command, activated JTF SUPPORT HOPE to provide assistance to humanitarian relief operations in Zaire and Rwanda; the first priority was to stop the dying in Goma. The JTF (Forward) deployed on 25 July (subsequently designated JTF-A) and by 26 July US Army water purification units were operating in Goma.

On 28 July the JTF main arrived at Entebbe, Uganda, and the theater airlift hub was established. On 29 July the JTF was directed to bring Kigali airport to 24-hour capability, and that was achieved the following day. By 5 August all NGO relief agencies in Goma were in agreement that the corner had been turned and that they were getting a handle on the problem. Water production ceased to be the pressing problem; attention turned to engineer work in the camps and intratheater airlift in support of NGOs.

In Kigali, JTF forces assisted UNAMIR, UNHCR, UNREO, and civil authorities in developing capability to receive and distribute critical supplies. Additionally, the airfield is the port of entry for UNAMIR forces deploying to take over the French security zone. Kigali remains the key to stability and repatriation in Rwanda. The JTF has met all objectives in Kigali and continues to operate a TALCE and a CMOC there.

HG9343

10

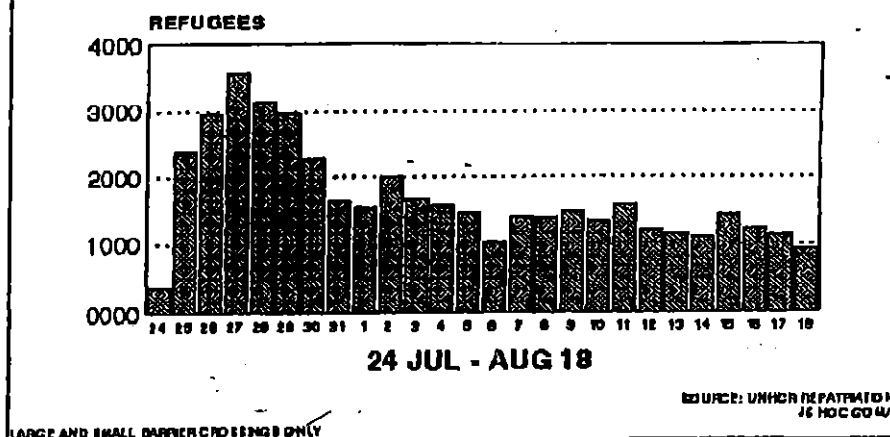
Although the JTF has accomplished all missions assigned, refugee repatriation has not occurred in numbers adequate to insure the future stability of Rwanda. Numbers are increasing, however.

US military forces cannot assure the repatriation of refugees. The refugee problem in Rwanda-Zaire-

Burundi-Uganda-Tanzania is the product of decades of tribal and civil war; the latest manifestations are the result of deliberate acts on the part of political leaders, and the US, and in particular the US Armed Forces, cannot solve the long-term problem.

OPERATION SUPPORT HOPE

REFUGEES RETURNING TO RWANDA FROM GOMA CAMPS



HG9343

11

Intelligence Summary: Area of Operations (Unclass)**1. Rwanda.**

* The Civil War is not over. Very likely the former government will not accept the unilateral cease-fire, and will resume fighting.

-- Ex-FAR/Hutu militia has held together. Command structure is intact and operating in Zaire.

-- Strategic objective is to overthrow present government in Kigali.

-- Fighting will resume in the near future; we estimate six weeks to three months. Likely will be very low-level activity, maybe indistinguishable from banditry.

* Future of Rwandan government depends on repatriation of its people.

-- Repatriation in large numbers is unlikely in near to mid-term, although refugee flow from Goma is increasing.

-- Two factors prevent large-scale repatriation: fear of retribution and activity by ex-FAR to discourage return.

2. Zaire.

* Northeastern Zaire is unstable and attacks against Western personnel could occur at any time.

-- Zairean authorities unable to exert control around Goma.

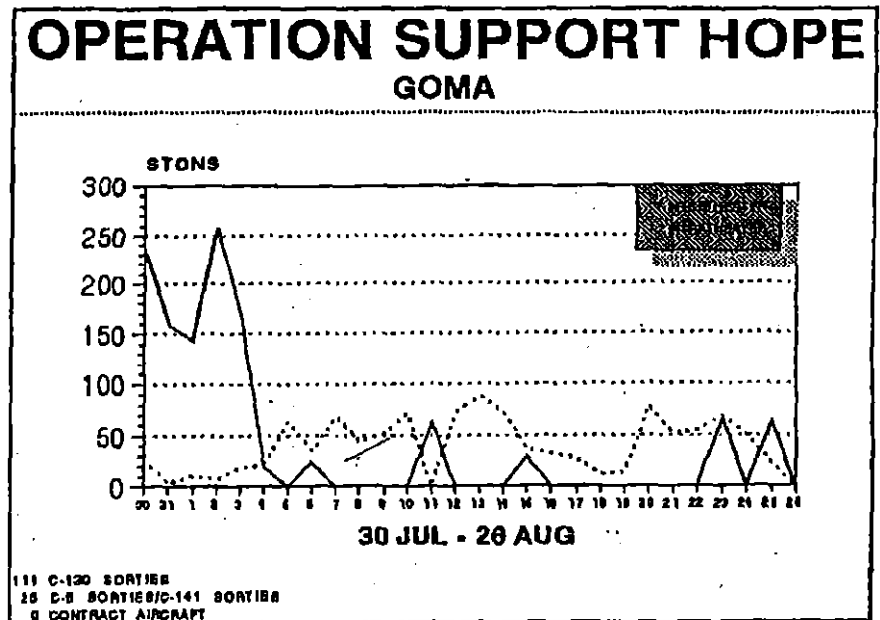
3. US Military Presence

* Hutus are blaming the US Government, France and the UN for their defeat.

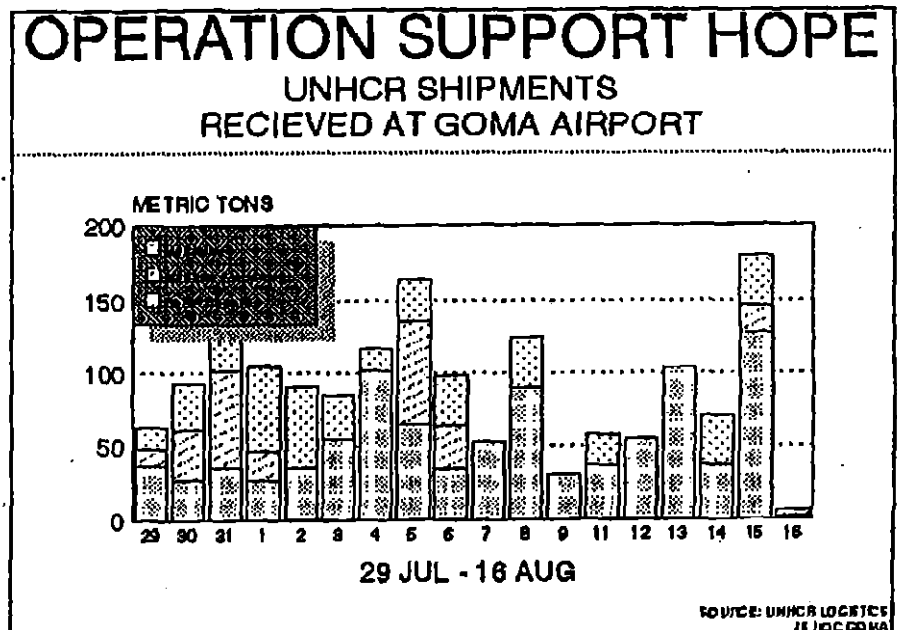
* Presence of US forces on humanitarian mission will probably be read as supporting the government by all concerned: GOR has reason to identify with US, just as previous government is looking for scapegoat.

Situation in Goma: 22 July-26 August

* Refugee Population 26 July - 26 August: from 1.2M (est) to 575,000. We suggest, though, that any population estimate in the camps should be treated with caution. Nobody really knows. Additionally, as of 25 July UNHCR is estimating that about 10,000 refugees a day are returning to Rwanda. But those numbers, like the camp population count, are "soft." This is a nomadic population group that is in constant motion.



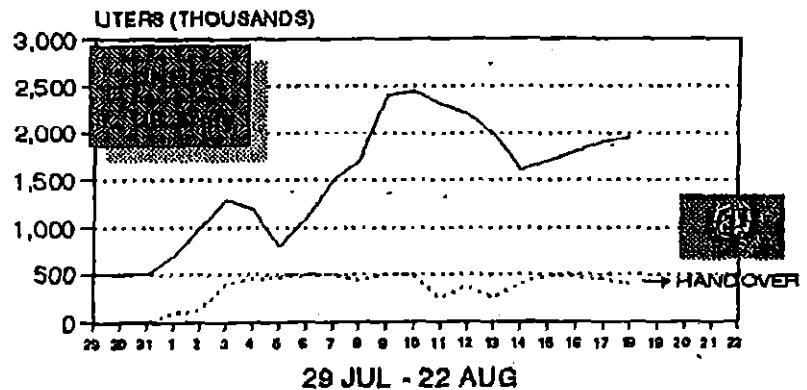
* Airfield throughput increased from 17 sorties (82ST) in the beginning to a total of 2193.2ST as of 26 August. Use of strategic air dropped off sharply on 3 August due to unsafe conditions on the ground. Most US airlift to Goma was carried in tactical (C-130) airframes.



* Pure water began to be available on 26 July as US Army water purification units came on line. Water production rose sharply 26 July to 13 August as NGO capabilities came to bear. On 27 July US Army ROWPU production attained 24,000gal/day. By 1 August production included 1 commercial truck (Portable Water Supply System, Ltd., from California) at 51,000gal/day and a German ROWPU at 380,000gal/day. By 13 August British (OXFAM) capabilities were on line at 314,000gal/day.

OPERATION SUPPORT HOPE

GOMA WATER TRANSPORTATION UNHCR AND US ARMY

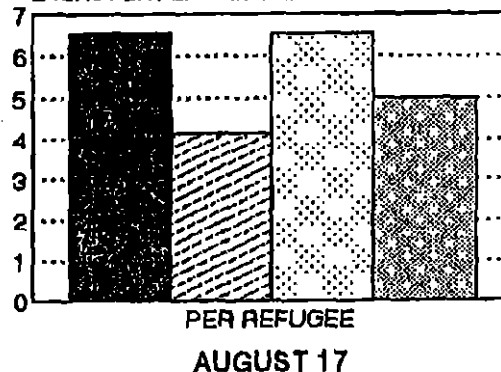


* UNHCR water distribution lagged behind production and storage throughout most of the period. Distribution to the camps increased significantly from 1-3 August and from 5-9 August. The former reflected the fielding of OXFAM water tanks in Kibumba (deployed by U.S. C-5s) providing storage for UNHCR tankers, while the latter spike reflected the addition of the German ROWPUS (also flown into theater

OPERATION SUPPORT HOPE

WATER AVAILABLE PER REFUGEE IN GOMA AREA

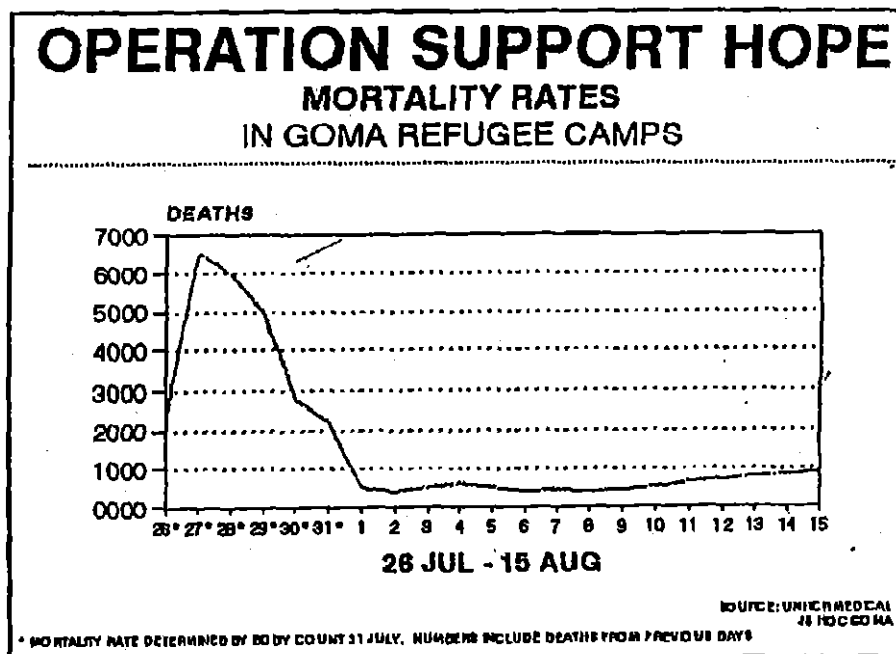
UTERS PER REFUGEE PER DAY



by the U.S. mili-tary).

* Production capability now exceeds consumption and storage is not being depleted. Therefore, distribution requirements (by truck) have diminished and OXFAM has taken over the work of distribution in camps. Purified water is present in sufficient quantity to be used to water livestock; on 13 August the local UNHCR director reported he had more than enough water. Production sources are not now operating at full capacity and water consumption at each camp is dropping.

* The estimated mortality rate in the Goma camps, based on numbers of bodies buried per day, dropped sharply from a high of 6500/day on 27 July to less than 500/day on 1 August. Because of the chaos around Goma we may never know the accurate day-by-day statistics, but we know that by 1 August the death rate had dropped sharply to an estimated 500/day.



On 14 August the UNHCR director requested that food no longer should be flown in, requesting blankets and plastic sheeting instead. By request of UNHCR, the 12 x C-130 sorties planned were reduced to four.

* Throughout the crisis period, USAF strategic and tactical air transport delivered NGO relief supplies and made possible the rapid escalation of water production and distribution capabilities. As of 26 August the conditions in the camps, while deplorable by normal standards, had stabilized and UN/NGO officials have pronounced themselves pleased with the U.S. military contribution. UN officials estimate that the rate of return of refugees to Rwanda is about 10,000 per day and increasing as of 26 August.

The JTF's accomplishment of its mission in Goma was demonstrated by significant drop in incidence of disease from 26 July thru 26 August. As NGO production facilities came on line, US military capability became a minor factor, and attention

turned to engineer tasks in support of UNHCR. The refugee situation around Goma remains critical, but the UN and NGO community have recovered from the initial surge and are capable of maintaining the camps until the refugees return to Rwanda.

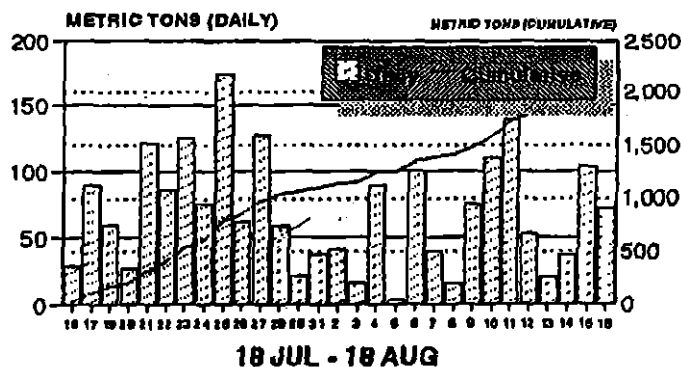
Additionally, the JTF has:

-- Turned over (with suitable ceremony) selected equipment to UNHCR officials on site (two D7 dozers, two road graders, thirteen tractor/trailer combinations, ten truck/water trailer combinations and other materiel);

-- Redeployed Task Force 51 and JTF-Alpha to home stations; last unit left theater on 27 August.

OPERATION SUPPORT HOPE

UNHCR FOOD DISTRIBUTION IN GOMA AREA CAMPS



SOURCE: UNHCR LOGISTICS
JE HQ GOMA

Situation in Kigali: 30 July-27 August

* Kigali recognized as key to relief and repatriation efforts in Rwanda during initial planning. Authority to enter Rwanda and open field for 24-hour operations was received 29 July and within 24 hours the airfield was open around the clock. Mission in Kigali is to (1) open the airfield to 24-hour operations and assist NGOs in increasing capacity of airfield and (2) assist NGOs in coordination of relief activities in Rwanda.

* Kigali Airfield:

-- Twenty-four-hour capability since 30 July.

Cargo capacity went from virtually nil on 30 July to 300-600T/day at present; capacity est. 1000T/day.

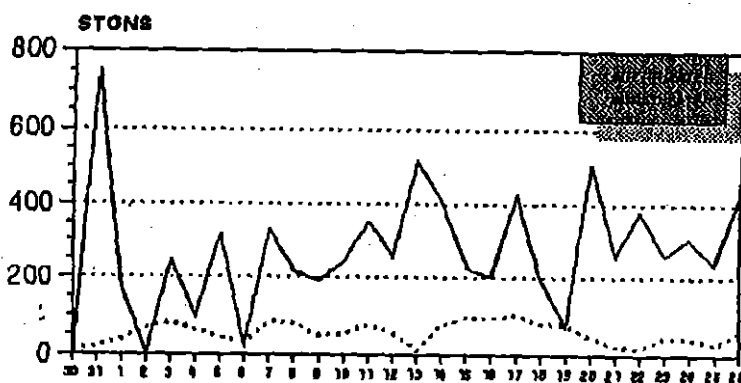
Sortie rate grown from 1 USAF sortie (31T) on 30 July to an average of 20 USAF/NGO sorties (526T) per day through 27 August. (Number of NGO sorties prior to 30 July unknown but small).

FAA recertified field for ILS and VOR-DM on 17 August; now

open for civil traffic. Shell Uganda Ltd. seeking contract for fuel operation.

OPERATION SUPPORT HOPE

KIGALI



141 C-130 SORTIES
66 C-8 SORTIES/C-141 SORTIES
* CONTRACT AIRCRAFT

* Support to UNAMIR

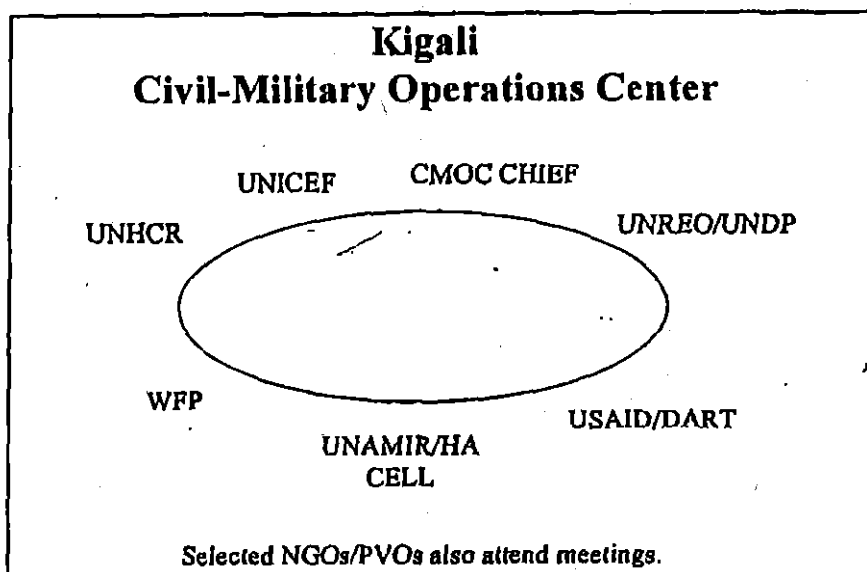
--- U.S. airlift of UNAMIR forces:

* UK	21 C-5s	8 C-141s
* Ethiopia	13 C-5s	5 C-141s
* Australia	8 C-5s	4 747
* Ghana/Dutch	10 C-5s	6 C-141s

* Civil-Military Operations: Kigali

-- Established Civil-Military Operations Cell (CMOC) on 5 August. Located in the US Embassy. Daily CMOC meetings to synchronize activities between military and relief agencies and among relief agencies. Initially, the only coordination meeting of its kind until establishment of the On-Site Operations Coordination Center (OSOCC) by UNREO (itself being overtaken by reestablishment of UN Development Program).

UNAMIR recently began attending coordination meetings. That, and the fact that UNREO is transitioning to UNDP (a longer-term organization) indicate that the CMOC is working itself out of a job-- which we see as a positive development.



UN Agencies/NGOs/PVOs in Kigali			
22 July '94	17 August '94		
GED	ACORD	HANDICAP INTERNATIONAL	REFUGEE TRUST
ICRC	ACTION AID	ICRC	SALAM BROTHERHOOD
MSF	ACTION NORD-SUD	IFRC	SAMARITAN'S PURSE
UNICEF	ADRA	IRC	SCF
WVRD	AFRICARES	INTERBOS	SOLIDARITE
WFP	AFRICA SERVICES	ION	SOS
	AFVP	ITALIAN TEAM CCM	SWISS DISASTER RELIEF
	AICF	JANE'S LOVE	TDM
	AIDSCAP	JUNELAUS RHINAND	TROCARRE
	AMERICARES	OSD	UNDP
	ATLAS LOGISTIQUE	LWF	UNICEF
	AMDA	MEDAIR	UNICEF
	BUPMARMEMISA	MDM	UNRBO
	CARE INTERNATIONAL	MIID	VETERINAIRES DES VOLCANES
	CARITAS	MSF FRANCE	WFP
	COMPASSION	MSF BELGIUM	WHO
	CONCERN	MSF HOLLAND	WORLD RELIEF
	CRS	NDG	WVRD
	ECIO	NORSE POLYBILP	ZOA
	EMBROBNCY	ODA	SALVATION ARMY
	FAO	OXFAM	SAVE THE CHILDREN
	FRED TIB CHILDREN	PROJECT ANN	TRIANGLE OPERATION
	GOAL	TSP	HUMANITARIAN

-- Massive growth in the number of UN agencies and NGOs/ PVOs since the opening of the airfield. Six UN agencies/ NGOs/PVOs represented in Kigali on 22 July and over 60 on 26 August.

-- Delivered by air ini-tial surge of World Food Programme heavy lift trucks (10 Kigali, 6 Entebbe); total NGO truck fleet now exceeds ~~200~~.

400+

* What to do:

-- Continue to support the transition of the airfield into civil aviation hands:

--- Continue turnover of marshalling yard functions to UNAMIR/civil authorities;

--- Support, where possible, contractor support for supply and storage of aviation fuel for civil use;

--- Growth of individual and organizational expertise of civil airfield authorities;

-- Continue to synchronize UN/NGO/PVO activities through the CMOC; defer to UNAMIR and back out of the job.

-- Withdraw the CMOC and TALCE when support is no longer needed.

Situation at Entebbe: 28 July -19 August

* JTF Main established at Entebbe 28 July. Previously Entebbe had been headquarters for JTF (Tac), which arrived on 25 July and redeployed to Goma on 27 July.

* Command and control concept was of JTF(Rear) at Stuttgart, JTF (Main) at Entebbe, JTF (Fwd) at Kigali, and JTF(Tac) with BG Nix at Goma.

After Kigali Airport entry, JTF (Tac) re-designated JTF-A, JTF (Fwd) re-designated JTF-B

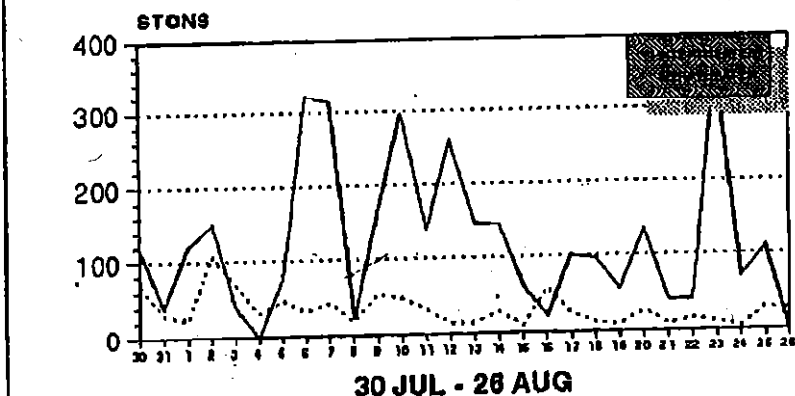
Entebbe as center for regional coordination for:

-- JTF management of intertheater and intra-theater airlift;

-- Coordination of all intra-theater airlift with Entebbe UNHCR cell and NGOs;

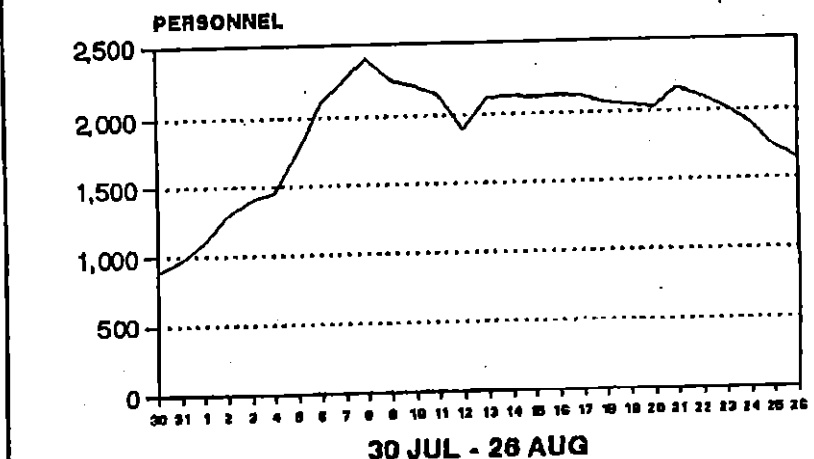
-- JTF reaction force (3-325[-] and alert C-130); intelligence analysis and dissemination.

OPERATION SUPPORT HOPE ENTEBBE



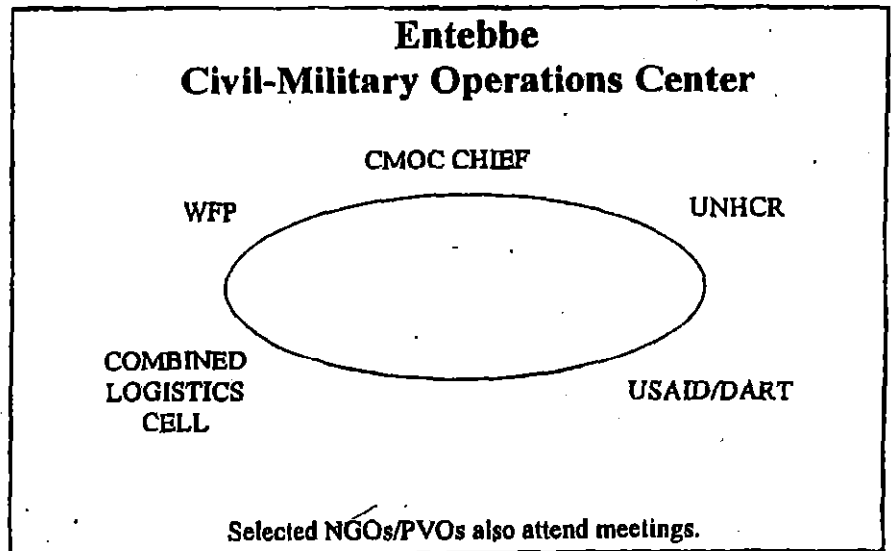
269 C-130 SORTIES
81 C-5 SORTIES/C-141 SORTIES
34 COMBAT AIRCRAFT

OPERATION SUPPORT HOPE JTF PERSONNEL STRENGTH



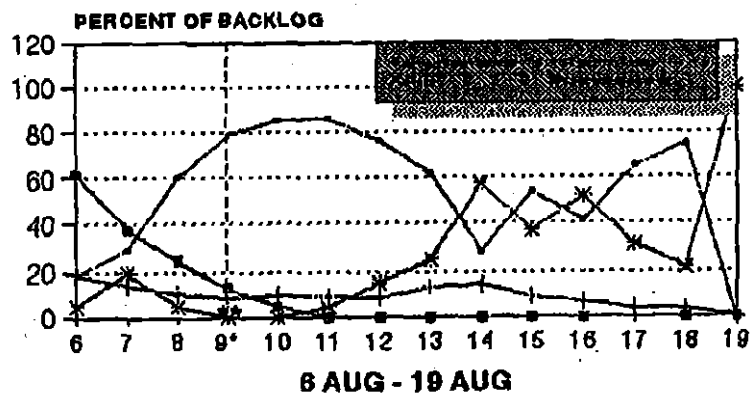
-- Logistic, administration and medical support for JTF members in region.

Entebbe became the indispensable hub for regional command and control and for logistics, administration and medical support for JTF members downrange. The use of a large, secure airfield with reliable services was indispensable in establishing and supporting the JTF. After US military aircraft were diverted from Goma because of hazardous ground conditions, Entebbe became the key transload hub for inter- to intratheater transfer. Because of degraded field capabilities, Kigali would not have been capable of being the regional hub. At Entebbe today there is no backlog of humanitarian assistance loads waiting to be transloaded, and UNHCR has reduced its requirement for intratheater lift in C-130s. The UNAMIR liaison office is closing as UNAMIR shifts operations to a restored Kigali airfield.



OPERATION SUPPORT HOPE

ON-HAND CARGO REQUIREMENT ENTEBBE



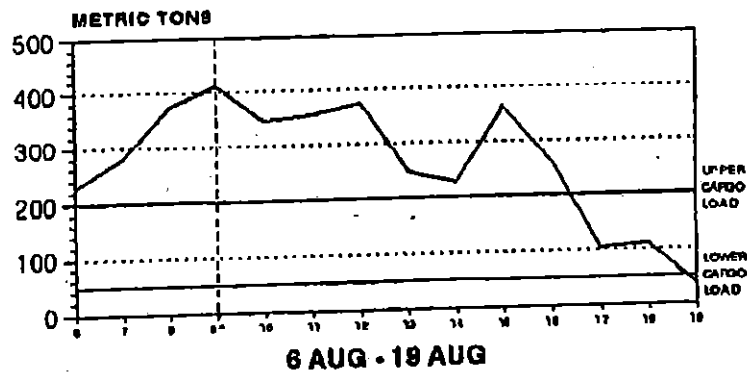
* UNHCR IDENTIFIED REQUIRED DESTINATIONS

SOURCE: UNHCR
ENTEBBE CMOC

OPERATION SUPPORT HOPE

ON-HAND CARGO LIFT REQUIREMENT

ENTEBBE



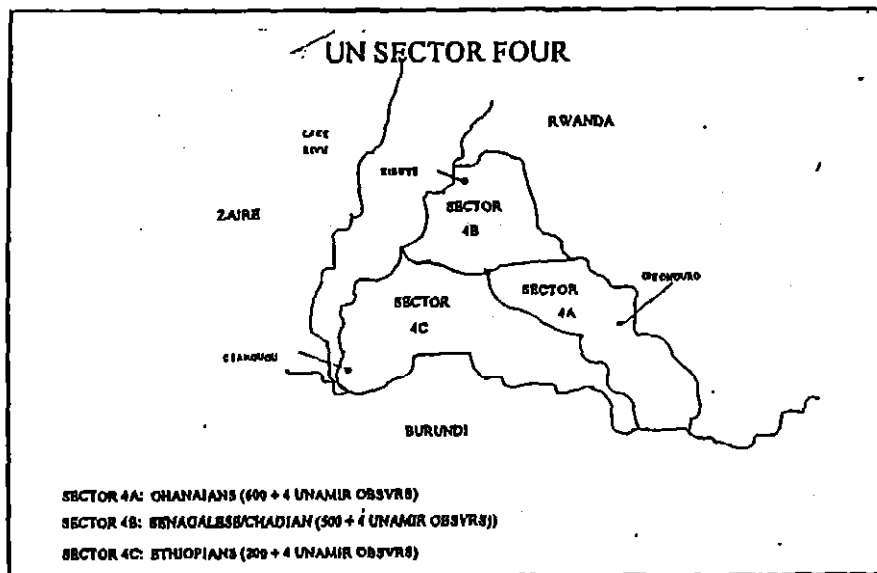
• UNHCR IDENTIFIES REQUIRED DESTINATIONS

The Southwest

* While it was established, the French Security Zone in southwestern Rwanda contained an estimated 1M displaced persons, plus another 1M residents who were likely refugees; most were Hutus, many of whom fled to French protection after the April massacres and when the RPF defeated the ex-FAR in July. If they had bolted for Zaire upon the French departure, UN and other relief experts had predicted a second refugee crisis that would have been worse than Goma in its human tragedy. Fortunately, wholesale displacement has not taken place (as of 28 August). That the population did not flee is a result of proactive planning and execution on the part of the UN Rwandan Emergency Office, UNAMIR, the NGO community and the GOR.

-- Long-term stabilization of the population is the only course of action that UNREO officials believe will prevent another refugee crisis. The UNREO plan to stabilize the population relied on two components:

--- Rapidly put UNAMIR forces into place to replace the French. The present Rwandan government declined to request an extension of the French security mission. The relief in place, which was key to convincing the population they would be protected, was made possible by US strategic airlift.



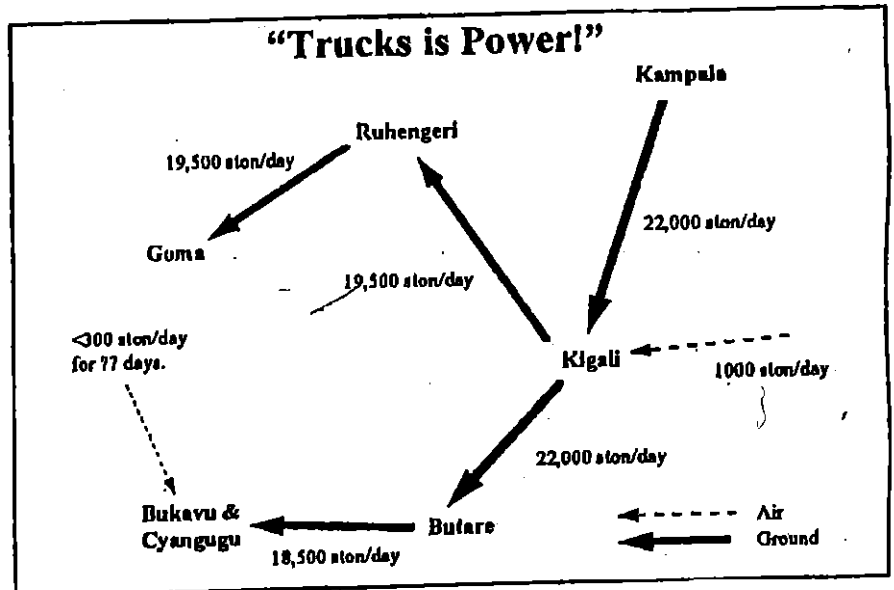
--- Persuade refugees to stay in place by contact teams composed of UNAMIR, NGOs and officials of the new government. These teams and/or other spokesmen are now operating in the southwest holding "town meetings."

--- In opposition to the new government, the former government, now in exile in southeastern Zaire, are

reported to be pressuring refugees to flee to the Bukavu area. This matches the intimidation reported in the northern camps around Goma by former government officials to prevent repatriation to Rwanda.

-- It is unlikely that stabilization will be completely successful, but it has succeeded thus far in holding the camp population in the SW down to about 200,000 people. As with the camps around Goma, all figures of refugee population are "soft." Refugee traffic to the west and south along the road Gitarama-Butare-Gikongoro is light. The new government is apparently moving cautiously into the security zone, but thus far the effect on the refugee flow is negligible.

* Bukavu and Cyangugu areas are drawing the most refugees. UNREO/NGO officials agree that the area is unsuitable for large-scale refugee settlement.



The terrain is sharply rolling, highly cultivated and compartmented; large-scale camps like those at Goma will not be possible; re-tail distribution of water and other essentials will be very difficult, if not impossible. One official said "you can't do anything in Bukavu"; another called it a "disaster."

-- Airfields are inadequate. Both Bukavu and Kamembe (Cyangugu) are very limited C-130 strips with poor access and no navigation aids; the Bukavu runway surface is deteriorating under use now (about 4-6 C-130 sorties/day) and will only get worse. The approaching rainy season will further constrict air operations. UNREO/NGO officials agree that airlift as in Goma is not an option.

-- The ground LOC from Kigali is the most feasible resupply line to the Bukavu area. A good blacktop, all-weather road, the Kigali terminus contains the area's best international

airfield and junctions of all major roads leading out of Rwanda. The NGO heavy-duty truck fleet, now well over vehicles and operating out of Kigali, is effectively supplying the camps in the southwest and remains the best source for all-weather Bukavu resupply.

-- Bujumbura has a large airfield capable of handling strategic airlift. The road from Bujumbura to Bukavu is as good as any in the region. The volatile political situation in Burundi makes this route unsuitable, and main NGO relief efforts are oriented on the interior line Kampala-Kigali-Butare-Bukavu.

* Civil war politics and fear of retribution are the driving factors behind the threatened Hutu flight to the southwest. The Hutu government in exile appears to be encouraging the refugees to flee as part of a strategy to retake Rwanda. Thus far, however, UN/NGO/GOR efforts to persuade refugees to stay in place have been successful.

Conclusions and Recommendations

1. *This refugee crisis is a political problem:*

-- One part of central African tragedy; Zaire, Burundi and Tanzania are also part of the scenario here;

-- Only long-term solution is regional accords among states; we should encourage initiatives like the recent summit of the central African sub-region at Arusha. Two issues from that summit are worth noting:

--- There was a consensus that the French should leave Rwanda. The key to stabilization in the SW then became getting UNAMIR forces in quickly. This is being done with U.S. airlift, and the population is stabilizing.

--- The moderates in both Rwanda and Burundi were apparently able to control the agenda.

-- The present refugee situation is not going to improve for decades; this is a civil war that has seen horrific massacres, blood debts and tribal memories that are Biblical in proportion and long-lasting.

-- The boundaries shown on maps of this area are deceptive. Political control in the region encompassing Zaire, Rwanda and Burundi and other "states" is disintegrating. Lawlessness and massacre are the rule, not the exception.

The displacement of the Rwandan Hutu population at Goma and Bukavu should be seen as an operational-level maneuver by the former government. The military forces of both sides are currently posturing for renewed fighting, which will probably begin within six weeks to six months.

When fighting resumes, it will likely bear little resemblance to warfare as we know it; indeed, it may have already begun. The UN and NGOs operate in these situations as a matter of course; UNAMIR has a clearly defined role. For US military forces, however, a humanitarian assistance mission becomes increasingly vulnerable.

-- With regard to Bukavu, the former government is attempting to take advantage of a potentially disastrous refugee situation. Thus far, the bulk of the population in the SW is remaining in place; if an exodus begins, the resulting crisis

cannot be solved in the way Goma was solved. Our role has been:

--- Assist in every way consistent with our mission the stabilization of the population, or as much of it as possible, in the southwest.

--- Assist support of NGO operations through the Kigali airport.

--- Assist with advice at the Kigali hub NGO management of land LOC Kigali-Gitarama-Butare-Gikongoro-Bukavu.

--- Maintain an intratheater airlift/logistics management hub at Entebbe, with appropriate ties to the NGO community there.

2. Accordingly, we are taking the following specific actions:

-- Our military forces repositioned from Goma as of 26 August. Their mission is complete.

-- Transition JTF SUPPORT HOPE efforts by 1 September to:

--- a second-generation, smaller JTF headed by an Army BG/logistician and an Air Force Colonel/airlifter as deputy. Their mission will be to manage an airlift and logistics hub at Entebbe our mission is complete in theater (using Air Guard in support of USAFE). The smaller JTF will include:

---- a TALCE at Entebbe and a TALCE (-) at Kigali until their functions can be assumed by or are no longer required.

---- a CMOC at Entebbe and a CMOC at Kigali (satellited with the US Embassy) to continue coordination with the UN/NGOs until they work themselves out of a job. The CMOCs will be staffed by Civil Affairs specialists from the reserve components.

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

08-033

大 政事外外儀官
大 務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

議対会要厚情研
察人園在警史オ図

外 報 官
審 報 際 内 外 プ

文 長
審 一 二

領 移 長
参 政 保 対 旅 外

長
審 軍 不 原 料

審 国 長
審 軍 不 原 料

ア 長
審 地 中 東
参 北 東 西

北 米 長
審 一 二 保

南 長
審 一 二

長
審 西 口 東
西 新 洋
二 独

ア 長
参 一 二 〇 〇
二 二

経 長
審 総 漁 国
審 経 エ 国
一 ネ
経 途

参 海 審 準

経 協 長
審 政 調 国 開 無
民 審 緊 評 技 有 理

参 協 長

情 長
参 国 折 〇 調 セ
一 二

総 番 号 R179911

主 管

月 8日
平成 6年 9月 8日

イ タ リ ア 発
本 省 着

総 平

外 務 大 臣 殿

英 大 使

ルワンダ難民支援（軍派遣状況）

第2039号 至急（ゆう先処理）

貴電総平合第17218号に関し

本件に関しサワダよりイタリア外務省政務総局アフリカ課及び国防省に照会したところ以下のとおり。

1. 現在イタリア軍はルワンダ難民支援活動のための人員派遣は行っており、UNAMIRに対し、装こう車（APC）50台を提供しているだけである。
 2. これまでイ軍がルワンダ関係で行った協力としては、イ国民の帰かんの輸送及びルワンダ人こじのイタリアへの輸送（いずれも本年4月から6月）があり、前者の場合はけい武装、後者の場合は非武装であつた。
- 米、仏、独、英、ベルギー、加、イスラエル、オランダ、国連、ジュ府代に転電した。（了）

イ
タ
リ
ア

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

極秘

電信写

04-029

大 政事外外儀官
大 務務 典房
次 次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

儀対会要厚情研
察人園在警史オ図

外 報 官 審報際内外ブ

文 長 審一二

領 移 長 参政保対旅外

長 審一二

審 審軍不原料

長 審一二

ア 審地中東
参北東西

北 米 長 審一二保

南 長 審一二

長 審一二

長 審一二

長 審一二

長 審一二

長 審一二

長 審一二

長 審一二

長 審一二

総 番 号 R180126

月 8日
平成 6年 9月 9日

スウェーデン 発
本 省 着

主 管

総 平

外 務 大 臣 殿

山 口 臨時代理大使

ルワンダ難民支援（自衛隊部隊の派遣）（回答）

第1357号 極秘 至急（ゆう先処理）

貴電総平合第17439号に関し、

ズイ救難庁のルワンダ難民支援につき、国家救難庁フッテイグ担当に当館フクダが問い合わせたところ、回答次の通り。右とりあえず。

1. ゴマ地区での活動状況

（1）現在、米民間会社はゴマ市内におり、ゴマ地区にある4-5の難民キャンプに対し、給水支援を行っている。米民間会社は、キブコから直接ポンプで水を引き上げ、輸送チームがトラックで水を輸送し、えん素消どくした後、給水を実施している。何台のトラックが輸送を支援しているのかはいくつもの組織が活動しているので、自分も承知していない。UNHCRもなんらかの給水用器材を保持し、その給水能力も十分なものであり、パイプで水を送っていると承知している。

（2）現在、ズイ救難庁の隊員はゴマ市中心部から北へ約30Kmの地点に所在しており、一部のズイ隊員はゴマ市内でポンプステーション（1カ所、ポンプ3台）を建設中である。右ポンプはズイの自治体で消防活動に使用している大型器材である。2. ズイ器材（タンク及び配水用パイプライン）借用の可能性

米民間会社は今月中旬に引き上げるが、右会社の持ち込んだ器材が撤退とともに、いかに扱われるかについて、われわれは詳しく承知していない。しかしながら、問い合わせのタンク及び配水用パイプラインについては、自分はUNHCRが米民間会社からそれらを購入し、ズイに無料で貸与してくれると承知している。従って、日本も交代時に無料で使用できると思う。それ以外の器材については、現在われわれが持ち込んだ器材を使う前提で計画をすすめている。なお、ズイ救難庁がUNHCRからいかなる器材を借用できるのか現地に問い合わせるので、2、3日待つていただきたい。また、ズイ救難庁が現地にいかなる器材を持ち込

極秘

電信写

んでいるかについても後刻回答する。

ジュ府代、米、ケニアに転電した。(了)

報告・供覧（根回し）

極秘

報告・供覧

大臣 秘書官 政務次官 事務次官 3 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 ○ 総合外交政策局長 ○ 審議官 ○ 総務課長 ○ 国連政策課長 ○ 国際平和協力室長 首席事務官	保存期間 1類 2類 3類 4類 (永久) (10年) (5年) (1年) 起案 平成 6年 9月 5日 完結 平成 年 月 日 起案者 角室長 電話番号 2346 (取扱石田)												
回覧先 <table border="0"> <tr> <td>○ 総括審議官</td> <td>○ 条約局長</td> <td>○ 中近東アフリカ局長 佐々木</td> </tr> <tr> <td>○ 寺井参事官</td> <td></td> <td>○ 重宝参事官</td> </tr> <tr> <td>○ 総務課長</td> <td>○ 法規課長</td> <td>○ アフリカ第一課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○ 難民支援室長</td> </tr> </table> 9.5 最終版 cjk (E.S.S.)			○ 総括審議官	○ 条約局長	○ 中近東アフリカ局長 佐々木	○ 寺井参事官		○ 重宝参事官	○ 総務課長	○ 法規課長	○ アフリカ第一課長			○ 難民支援室長
○ 総括審議官	○ 条約局長	○ 中近東アフリカ局長 佐々木												
○ 寺井参事官		○ 重宝参事官												
○ 総務課長	○ 法規課長	○ アフリカ第一課長												
		○ 難民支援室長												
下記の件に関し、別紙のとおり報告・供覧します。														
件名 ルワンダ難民支援（外務、防衛、総理府3省協議）														
（別紙の要点等） 9月5日、ルワンダ難民支援について、外務省、防衛府、総理府の3省協議（課長レベル）が行われ、治安状況、機関統携行問題、派遣期間等について話し合われたところ、概要以下の通り。														
GA-7 (昭和63. 4. 1改正) 外務省		回覧番号												

9/5
三省課長
会合

9月5日、ルワンダ難民支援問題について、外務省、総理府、防衛庁で協議を行ったところ次の通り。（総理府国際平和協力本部事務局藤島次長、衛藤参事官、貞岡参事官、外務省角総平長、防衛庁守屋政策課長、山崎運用課長）

1. 治安状況

外務省よりゴマの治安状況につき治安は一般的には悪いが、武力紛争が現地で発生する状況ではないと説明（別添1）。これに対し、防衛庁よりルワンダ新政権はザイル内で難民の帰還を妨げている旧反政府軍を掃討する旨発言したとの情報もあるので治安状況についてはかなり深刻に捉えている旨発言。外務省よりさらに情報を収集していくことになった。

2. 関係閣僚への説明

総理府より、2日亀井運輸大臣に対し武器の携行問題を含め説明したところ、同大臣は自分は慎重に行うべきであると考えているだけであり、派遣に反対ではないとのことであった旨説明。今週中に総理府、外務省、防衛庁の3省庁で大出郵政大臣、野坂建設大臣、野中自治大臣及び小里北海道開発庁長官に対しては更に説明することとなった。

3. 機関銃携行問題

防衛庁より機関銃の携行については、指揮通信車（2台、別添2）に機関銃を各1丁（計2丁）を載せるという話であり、カンボジアにおいては指揮通信車の機関銃は取りはずしたが、今回は載せていきたい旨説明があった。現在、新聞紙上で機関銃携行問題が不必要に騒ぎ立てられているので今後上記2.の説明の時によく理解を得るよう努めることとなった。

4. 派遣期間

派遣期間については、防衛庁よりとりあえず3カ月（12月31日）までにするとし、その時点で延長を考えたいとの説明があった。これに対し、予備費を獲得する観点からは6カ月間とし、実際は3カ月で業務を終える方がよいとの意見も出されたが、UNHCRとの関係では、延長した方がUNHCR側も後任を探す問題が少ないので、とりあえず3カ月とすることで各省に持ち帰り検討することとなった。

5. UNHCR本部に対する自衛官の派遣

難民キャンプにおける航空機の調整は、ジュネーブで行われているところ、U
NHCRよりジュネーブに自衛官を派遣して欲しいとの要請があったところ、外
務省より防衛庁に対し前向きに検討して欲しい旨依頼した。

6. その他

2日付け産経夕刊は防衛庁の話として、調査団の報告書の作成にあたり治安上
の問題で外務省と防衛庁が対立している旨の報道（別添3）があったところ、外
務省より防衛庁に対しかかる報道がなされることは両省庁にとって何ら益が無い
旨述べたところ、防衛庁は陳謝するとともに内部に徹底したい旨述べた。

(J)

(別添1)



ゴマの治安状況

平成6年9月5日

アフリカ第1課

本件について、在外公館等よりの情報を纏めれば以下のとおり。

1. 3日付在米大よりの情報によれば、米国防省は、ゴマの治安状況は一般的に悪化しており、緊急な対応が必要な状態であり、米・仏軍の撤収に伴い、約2万人と見積もられるルワンダ旧政府軍及びザイール兵士等による事故の発生の可能性は有ると見ている。

撤収時の現地（米軍）部隊からの報告によれば、難民間に散発的非組織的暴力行為、略奪が確認されている。

2. 3日付在英大よりの情報によれば、英外務省は、ゴマ、ブカブ周辺の難民キャンプでは、難民同士の小競り合いが発生しているが、あくまでも難民キャンプ内に限定されており、現段階でゴマ市内全体の情勢が不安定になっていると考えておらず、援助関係者に犠牲者が出たという情報は得ていない。また、キャンプ内での暴力の増加も将来への不安定要素であるが、内戦が再発するとすれば、今すぐというわけではなく半年後ぐらいが一つの節目であると考えている。

3. 3日付在寿府代よりの情報によれば、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）は、本件につき、細心の注意を払ってフォローしているところであり、現地の状況は懸念されることは事実であるが、UNHCRの職員を引き揚げるような状況ではないと判断している（現に多くのNGOも活動している）。

(了)

秘
無 期 限

ルワンダ難民支援（米、仏軍撤退の背景）

平成6年9月5日

アフリカ第一課

ゴマの米軍部隊は、工兵部隊が8月25日に撤退完了、その他の人道支援部隊も9月中に撤退予定であり、また、仏軍部隊については、ルワンダ国内より8月22日に撤退後もゴマに約500名を残しているが、右についても9月中には撤退の予定である。その背景につき考えられる点は次のとおり。

1. 一般に欧米諸国は、部隊を派遣する際には明確にその目的を限定し（例えば米工兵部隊の場合は難民キャンプの設営、アクセス道路の敷設）、或いは期限を明確にして（仏の「トルコ石作戦」）行い、所期の目的を果たし、又は期限が到来した以上は、速やかに撤退するのが通例である。
2. また、軍でなければできない業務以外のものについては、民間に可能な限り早期に引き継ぐとの方針を取っているようである（欧米にはそれだけの能力、規模を備えたNGO等が実際に存在する）。
3. 以上のほか、次のような理由が考えられる。
 - (1) 米については、議会が遅くとも10月7日を期限として資金を打ち切るとしていること。
 - (2) また、米は過去数年間の「ル」内紛において、愛国戦線寄りの立場にあったと見られており、フツ族難民中心のゴマにおいては逆恨みを受けることを危惧する向きもあったが、これは米固有の事情によるものである。
 - (3) 仏については、そもそも仏軍のゴマ、ブカブへの駐留は、ルワンダ国内における「トルコ石作戦」のための後方支援の基地として行われたものであり（進駐した時点では同地への難民の大量流入は起こっていなかった。）、ゴマ、ブカブでの人道援助活動は本来の任務にはなかったものであって、同作戦が8月22日をもって終了した以上、同地に残る理由はないこと。

(了)

(法制局説明用資料)

在ザイール・ルワンダ旧政府軍兵士による武力紛争再発の可能性について

平成6年9月2日

アフリカ第一課

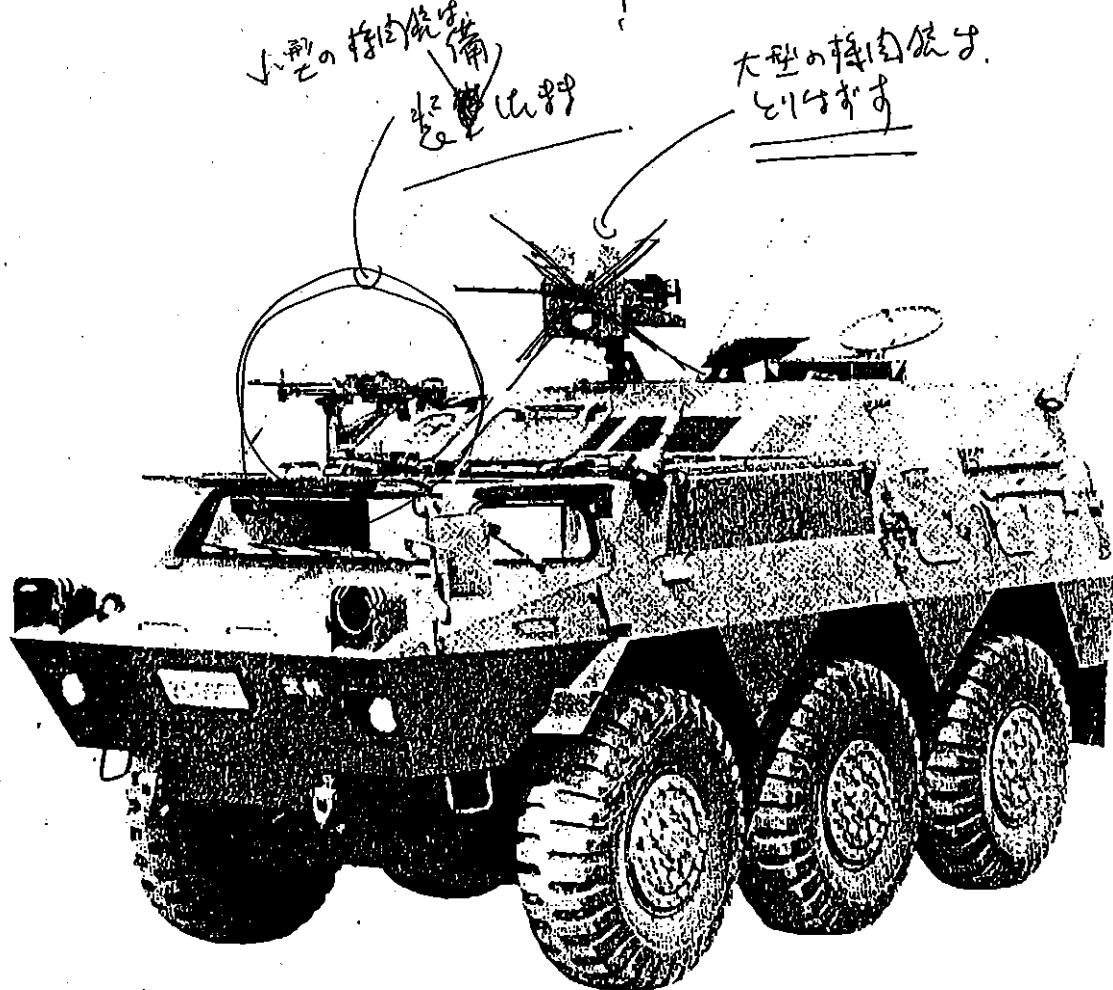
本件につき、在ザイールのゴマ、ブカブ周辺のルワンダ難民キャンプにいるルワンダ旧政府軍兵士とルワンダ新政府軍との間で、今後、紛争が再発する可能性があるのではないかとの見方もあるが、外務省としては在外公館等からの情報により、その可能性はルワンダ領内あるいはザイール領内を問わず、しばらくないと考えている。

その根拠たる情報を例示すれば以下のとおり。

1. 8月28日付在ケニア大よりの情報によると、カーン・ルワンダ問題担当国連事務総長特別代表は、旧政府軍兵士が武力紛争を再開する可能性は、(1)旧政府軍兵士が組織としてまとまっておらず、(2)カリスマのあるリーダーがおらず、(3)彼らを支援する外国がいない等の理由により、少ないと考えている。
2. 8月31日付在仏大よりの情報によると、仏軍統合参謀本部は、今後6ヶ月といったレンジでは、資金面の問題等により、旧政府側は報復を開始する状態ではなく、戦闘状態の再開の可能性は無いと判断している。
3. 8月31日付在米大よりの情報によると、米は、旧政府軍兵士が、ルワンダへの反攻を行う能力をつけるまで相当の期間を要すると判断している(この1～2ヶ月の問題ではない)。
4. 8月31日付在加大大よりの情報によると、加国防省は、旧政府軍兵士は、リーダーシップの欠如等により、ルワンダ国内への反攻をなし得る十分な能力は有しておらず、現在のところ、内戦の勃発といった事態までは至らないと考えている。
5. 8月31日付在白大よりの情報によると、白国防省及び軍参謀本部は、旧政府軍兵士のうち多くが病弱な者と見ており、現時点で戦闘部隊として編成できるのは少数であると考えている。
6. なお、各国より派遣されている要員、NGO等はザイール内において活動を継続しており、一部撤収した要員等についても、それが旧政府側により武力紛争が再発する可能性が高いためであるとの情報はない。

(了)

2. 外 観 図



【社会部発】

ルワンダ難民支援のため派遣される陸上自衛隊の機関銃携行の是非めぐり、「隊員の安全確保のためにはゆずれない」とする防衛庁に対し、

「人道支援の性格上、武器は最小限にすべき」などと閣僚から異論が噴出している。とどのつまりは、「安全」あるいは「危険」というものに対する「出す側」と

「出される側」の認識の違いだ。

実は、八月三十日夜、現地から帰国した第二次政府調査団が村山富市首相に提出する報告書の内容をめぐって、防衛庁と外務省の事務方の間で激しい対立があった。

調査団は、自衛隊の活動拠点となるゴマなどザイル東部で、難民帰還を妨害するルワンダ旧政府軍兵士らによる暴力行為が相次ぎ、軍事訓練まで行われているとの情報を入手。実際、一行もゴマ市内で日中、激しい銃撃に遭遇していた。

しかし、関係者の証言によると、外務省は目撃した銃撃について「なかった、ということにしてほしい」と持ちかけた。防衛庁が反発すると、「あれは空砲だっ

ルワンダ難民支援 生かされないカンボジアの教訓

た、ということだ」「銃声がした、ではどうか」と表現を三転三転。ついには互いに怒鳴り合う場面もあったという。

結局、報告書は「現地の治安状況は悪化しつつある」と結論付けたが、報告書の内容を聞いたある外務省幹部は「治安問題を内部で議論するのはいいが、表に出すものではない」と防衛庁に、回止め。そして三十一日、首相官邸に報告に赴いた調査団長の山崎隆一郎・外務省総合外交政策局審議官は「治安はさして問題ありません。あっても泥棒程度です」と、村山首相に説明したという。

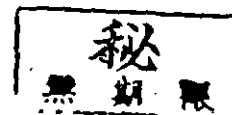
昨年、カンボジア北西部で国連平和維持活動(PKO)中の文民警察官、高田晴行警視(当時三三)がポル・ポト派に殺害された事件は、まだ記憶に新しい。「今回のザイル派遣も同じになりはしないか」とある陸自幹部は危くする。

高田警視の死は、安全確保のためには、派遣先の治安に応じた万全の態勢を取る必要がある、という貴重な教訓だった。今こそ、それが生かされなければならない時ではないだろうか。(渡辺浩生)

産経 9 面

平成 6 年 9 月 3 日(土) 夕刊

室
平松



安保理改組問題（秋葉忠利議員への説明）

6. 9. 6

国連政策課

6日、山崎総政局審議官は、秋葉忠利議員（社会党、与党外務調整会議メンバー）に対し、7日に予定されている与党外務調整会議で取り上げられる安保理改組問題ほかに関し説明を行ったところ、先方の主な発言振り次のとおり。

1. 明日（7日）の与党外務調整会議では、まず、「ルワンダ支援問題」についてきちんと説明を求めたい。どのような調査を行ったのか、どれが事実でどれが事実でないのか、事実がどのような背景としてあるのか、等についてきちんと報告して欲しい。調査団を派遣する前提として自衛隊を出すということがあったとすれば、このような決定がどの段階で、どのような事実に基づき、どのように決まったのか。これは重要な政治的プロセスであり、これが官僚主導で行われたのではない。政治的決定を誰が下したのか、事実関係をちゃんと説明して欲しい。
2. 安保理問題については、2日に、「国連常任理事国入りを考える会」を通じて村山総理に対し5点の申し入れを行った。この問題は外務省が扱っている話なので、外務省の考え方は尊重するが、政治的決定は政治レベル、即ち国会で行われるべきであり、ここが曖昧である。意思決定プロセスをもっと透明に、明確に分かるようにする必要がある。このような観点から安保理問題全体を見直す必要がある。（明日の会合について）ペーパーも大切であるが、「事実」と「背景」がより重要である。わが国の常任理事国入りに外国が賛成といっても、日本が裏で「腕をねじ上げて」そう言わせているようなことはないのか。いずれにせよ、「事実」の検証が必要であり、十分慎重にならざるを得ない。外務省は表面に出ないようおかしなことをやっている場合がある。例えば、わが国が国連の分担金を総会直前に支払っているのは国連では非常に評判が悪い。
3. 自分は、かねてより外務省とつき合いがあるが、その中で外務省の姿勢がもっときちっとチェックされる必要があるとの感じを持っている。国会に入ってからこの点が氷解することを期待していたが、どうも外務省の一人一人がまじめに

やっても、組織としてどこかでおかしくなるような構造がある。行政と立法、官僚と国会の関係をきちんと見直し、また自民党時代の悪弊を一掃する必要がある。「事実」と「文脈」をはっきりと示すべきであり、事実を歪曲するのはよくない。外務省とは「子供の権利条約」の訳文を巡ってもいろいろあった。誤りはきちんと訂正することが必要である。不信感を解決するような姿勢が見られないのは残念だ。

(了)。

期限

大 臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主 管 総合外交政策局長 審 議 官 総 務 課 長 国連政策課長 国際平和協力室長 首席事務官	保 存 期 間			
		1 類 (永久)	2 類 (10年)	3 類 (5 年)	4 類 (1 年)
		起案	平成 6 年 9 月 7 日		
		完結	平成 6 年 9 月		
		起案者 角室長	電話番号 2346 (取扱石田)		
回 覧 先 総括審議官 条 約 局 長 中近東アフリカ局長 総 務 課 長 法 規 課 長 アフリカ第一課長 難民支援室長 ○こて-配布先					
下記の件に関し、別紙のとおり報告・供覧します。					
件 名 ルワンダ難民支援 (大出郵政大臣、野中自治大臣に対する説明 (別紙の要点等) 9月7日、鈴木総理府国際平和協力本部事務局長より、上記 2大臣に「ルワンダ」難民支援問題とくに機関銃携行問題 について説明したところ概要別紙のとおり。					
GA-7 (昭和63. 4. 1改正)		外 務 省		回覧番号	

9月7日、鈴木総理府国際平和協力本部事務局長は、大出郵政大臣、野中自治大臣を往訪し、ルワンダ難民支援自衛隊派遣問題、特に機関銃携行問題を中心に説明したところ概要次の通り。（防衛庁平沢防衛審議官、外務省角総平長同行）

1. 大出郵政大臣

（1）鈴木事務局長より現在考えている自衛隊派遣につき説明したところ、大出大臣は次の通り述べた。

（イ）自分の考えは岩垂議員によく伝えてあるので岩垂議員の判断を待ちたい。

（ロ）ルワンダ内に入ることは、5原則との関係で問題外である。

（ハ）緒方UNHCRも言っているとおり、難民問題はこれからであり大変な話である。国際貢献を掲げる村山内閣において貢献につき出来る限りのことをする点については自分も認める。しかし、自衛隊員もこのようなところに出かけるのは大変なことであり慎重にやるべきである。

（2）鈴木事務局長より機関銃を携行する必要性につき述べたところ、大出大臣は声を荒げて次の通り述べた。

（イ）機関銃を持っていく等と言うことは論外である。そのようなことに自分は賛成することは出来ない。閣内で断固反対する。

（ロ）岩垂調査団が帰国もしない内に勝手に機関銃携行につき議論することは全くおかしい。これ以上聞きたくないので帰って欲しい。

2. 野中自治大臣

（1）鈴木事務局長より機関銃の携行の必要性につき説明した。

（2）野中自治大臣より下記の通り発言があった。

（イ）岩垂議員が現地を見て決断することにつき我々がとやかく言う問題ではない。

（ロ）今回の問題は行く人の気持ちに立って考えるという点であり、外部がとやかく言う問題ではない。装備をしっかりとすべきことについては了解したので岩垂調査団の結論を尊重したい。

秘

無期限

報告・供覧

○大臣 秘書官 政務次官 ○事務次官 ○外務審議官 外務審議官 ○官房長	主管 ○総合外交政策局長 ○審議官 ○総務課長 ○国連政策課長 国際平和協力室長 首席事務官	保存期間			
		1類 (永久)	2類 (10年)	3類 (5年)	4類 (1年)
		起案 平成 6 年 9 月 8 日			
		完結 平成 6 年 9 月 日			
		起案者 角室長		電話番号	
		(取扱 石田) 2346			
回覧先					
○総括審議官 ○条約局長 ○中近東アフリカ局長 ○重家参事官 ○総務課長 ○法規課長 ○アフリカ第一課長 ○難民支援室長 ○安促政策部長 ○コピー配布					
下記の件に関し、別紙のとおり報告・供覧します。					
件名					
ルワンダ難民支援（岩垂調査団の立場）					
(別紙の要点等)					
9月8日、岩垂調査団に同行している四宮近三-長と 角統平-長が自衛隊の全機関銃携行問題につき、話した ところ、 ^{別紙} のとおり。					
GA-7 (昭和63. 4. 1改正)		外務省		回覧番号	

9月8日、連立与党議員調査団（団長社会党岩垂寿喜男議員）に同行している四宮近ア一長（8日現在ルワンダのキガリに滞在中。7日にはゴマ視察を行った。）と角総平長がルワンダ難民支援のための自衛隊部隊派遣に関する機関銃携行問題につき、電話にて話し合ったところ次の通り。

1. 冒頭角室長より機関銃携行問題に関しては大出郵政大臣、野坂建設大臣等より岩垂調査団の結論を聞いてから考えるべきだとして慎重論が強い旨説明した。
2. これに対し、四宮近ア1長より次の通り説明があった。

（1）岩垂団長の感触は、自衛隊の安全確保についてはザイール政府現地当局等十分に協議しつつ、現地の治安状況を考慮した上で政府が判断すべきものの立場。

（2）従って、岩垂団長は機関銃携行問題についても政府が決定すべきものであり、調査団として否定も肯定も出来ないとの立場をとることとなろう。

（了）

9月8日、鈴木総理府国際平和本部事務局長は、野坂建設大臣及び小里沖縄開発庁長官を往訪し、ルワンダ難民支援問題、特に機関銃携行問題について説明したところ、反応次の通り（外務省角総平長同席）

1. 野坂建設大臣

（1）現地を視察した自衛隊が機関銃を携行する必要性があると判断したこと、及び文官がかかる判断を尊重したいとしていることについては理解した。

（2）自衛隊に機関銃を携行させることについては、岩垂調査団の判断を聴取した上で閣僚懇で判断したい。

13日

2. 小里沖縄開発庁長官

今回説明を聞いて何故機関銃を持っていく必要があるかにつき了解した。

(3)

きしかえ

極 秘

ルワンダ難民救援関係根回し結果

○ 亀井運輸大臣

- ・ 派遣は期限を決めて行うべきで、ダラダラとやるべきではない。
- ・ 要員の安全確保が最も重要であり、機関銃の携行が必要な地域への派遣については、慎重な検討を行うべきである。

○ 虎島和夫衆議院議員

- ・ 分かった。

○ 大出郵政大臣

- ・ ルワンダ国内への派遣は絶対に認められない。
- ・ 人道的な国際救援活動だからといって5原則の適用を緩和するというのはダメだ。
- ・ 現地情勢からみても意外なことが起こる可能性があり、一步間違えばえらいことになる。基本的にはできる限りのことをしなければならないと思うが、余程気を付けないといけない。いずれにせよ、与党調査団の調査結果をみて判断する。
- ・ 現地情勢についてどれだけの確な情報を得ているのか。武器の携行の話もあるので、その辺をきちんと見てくるよう、岩垂団長にはよく話してある。
- ・ 手術車を持っていく理由の1つとして自隊用にも使うといったような報道があったが、それはダメだ。
- ・ 機関銃などは論外。そんなことを一体誰が決めたんだ。(激怒)

○ 野中自治大臣

- ・ ほかの国が撤退した後であり、時期的に日本が一番貧乏くじみたいな気がする。
- ・ 与党調査団が結論を出せばそれに従うんでしょう。
- ・ 機関銃については問題ない。行く人の気持ちを考えるべき。
- ・ 隊員の処遇もきちんとする必要がある。自衛官、警察官だからということではいけない。

国際平和協力業務に従事する自衛隊の部隊が
携行する武器について

総理府国際平和協力本部事務局

1. 法律の規定

- 国際平和協力業務の実施等は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならない。（国際平和協力法第2条第2項）
- 自衛隊の部隊が実施する国際平和協力業務に係る装備は、①国際平和協力法第2条第2項、②国連平和維持活動及び人道的な国際救援活動の定義規定（第3条第1、2号）の趣旨に照らし、必要な範囲内で実施計画に定めるものとされている。
- 国連平和維持活動であると人道的な国際救援活動であるとを問わず、自衛隊の部隊が具体的にいかなる装備を携行することが許されるかについて、国際平和協力法上、明示的には定められていない。

2. 従来の政府答弁

- （国連平和維持活動における）従来の通常の例では、けん銃、小銃、機関銃及び装甲車であり、通常ほとんどの場合、これらで我が国も十分役割を果たし得るものと考えております。（平成3年9月24日。海部総理大臣）
- 自衛隊の部隊が行う国際平和協力業務の種類によって、携行する武器の種類が決まるという答弁はない。
- 国連平和維持活動と人道的な国際救援活動とで携行する武器の範囲が異なるという答弁もない。

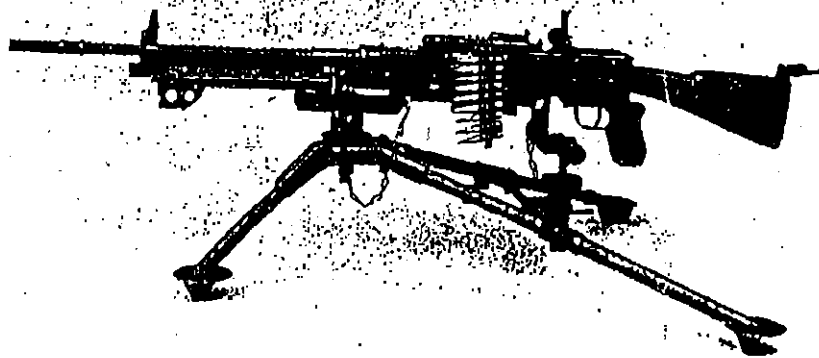
3. 自衛隊の部隊がカンボディア、モザンビークに携行した武器

(1) カンボディア

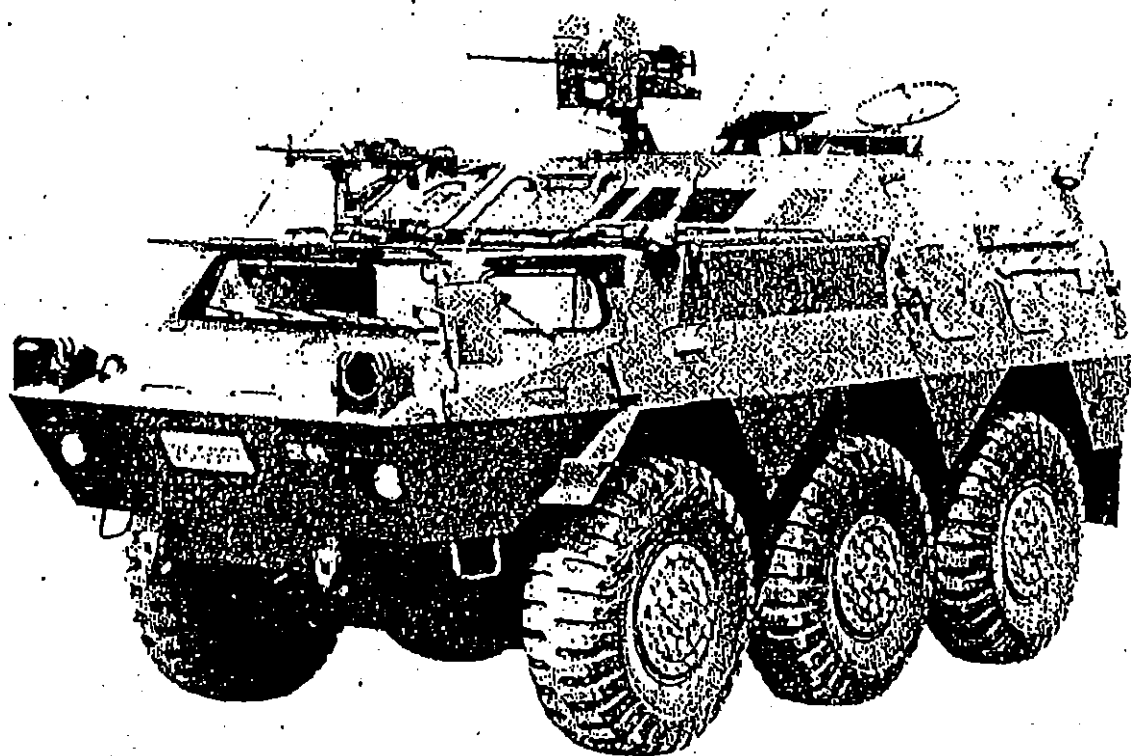
- ・ 9mm拳銃78丁
- ・ 64式7.62mm小銃522丁
- ※ なお、車両として指揮通信車を装備

(2) モザンビーク

- ・ 9mm拳銃41丁
- ・ 64式7.62mm小銃7丁



62式 7.62mm機関銃



82式 指揮通信車

ゴマの治安状況 (機関銃の携行の必要性について)

平成6年9月9日

アフリカ第1課

ザイール国内のルワンダ難民キャンプ及びその周辺においては一部で強盗、暴行等の一般犯罪が増加し、治安情勢が悪化しつつあるとの情報が多数あるが、本件について在外公館等よりの情報を取り纏めれば以下のとおり。

1. 9日付在加大の情報によれば、加外務省は、難民キャンプ及びその周辺地域において、難民が暴力行為を行っていることは事実であり、一般的に、ゴマとブカブでは、ゴマの方が治安が悪く、その理由としては、ゴマの方が難民数が多いことと、空港がよいために救援物資が多く配布されているため物資入手を巡る暴力行為が発生していることを挙げている。暴力行為としては、難民に向けられた脅迫の他、救援物資を入手するために、援助関係者を脅迫するケースもあり、又、援助要員や国連職員についても、RPFを支援していると勘違いされて、暴力行為の対象となるような可能性は排除されない、と見ている。
2. 7日付国連代の情報によれば、国連PKO局は、ザイール国内の難民キャンプの治安状況が悪化しつつあり、更に、状況はブカブよりもゴマの方が困難であるとしており、国連事務総長自身も状況を懸念しているとしている。キャンプ内で難民から援助関係者がハラスメントを受けた事例がいくつか確認され、リスクは常に存在する、と見ている。
3. 6日付白大の情報によれば、白外務省は、キャンプ等における暴力行為は、食糧・薬品の配給にかかるトラブルが中心であり、その中で、ザイール軍兵士が殺されたとの情報がある。
4. 6日付仏大の情報によれば、仏国防省は、ゴマの治安状況があまりよくないのは、
(1) ザイール軍兵士が、給料を支払われていないために、治安の安定要因とはなっていない、
(2) ルワンダ難民キャンプ内の難民には、軽火器を持っている者がいる、
(3) 難民の一部は、援助物資の配給ポイントに赴き、物資を強圧的に調達しているからである、と見ている。
5. 3日付米大の情報によれば、米国防省は、ゴマの治安状況は一般的に悪化しており、又、現地部隊からの報告によって、難民間に散発的非組織的暴力行為、略奪が確認されたとしている。
6. 3日付英大の情報によれば、英外務省は、ゴマ、ブカブ周辺の難民キャンプで、ツ

チ対フツの小競り合いの発生を確認している。

7. 1日付米大の情報によれば、米[REDACTED]は、ゴマ周辺の難民キャンプでは、難民の一部は蛮刀で武装しており、その数は増大傾向にあり、(1)キャンプ内闘争(食糧等救援物資配分にかかる主導権闘争及びザイール住民による非政治的な強奪・暴行)に敗退した側による生存のための非組織的・非政治的襲撃、(2)単なる物資目当ての、難民の一部による襲撃等がありうるとして、今後現地で活動しているNGO及び各国要員に対するテロ・襲撃の発生を懸念している。

8. 1日付け寿府代の情報によれば、UNHCRは、給料を十分支払われていないザイール兵士の一部によるトラブル、ギャングの横行が懸念される、としている。

9. 8月29日付米大の情報によれば、米国防省は、難民の中に小銃を持つものがある旨、又、難民キャンプ内に機関銃2門が存在する旨確認している。

(了)

機関銃の携行の必要性及び法律上の論点について

1 検討の対象

ルワンダ難民救援のために派遣される自衛隊の部隊の装備として、必要に応じ、2両の指揮通信車にそれぞれ機関銃（口径7.62mm）を一丁ずつ搭載する（計2丁、取り外し可能）ことが検討されている。このことに関して、現地の治安情勢、治安維持機関の態勢、宿営地の状況、緊急時の避難方法等を総合的に分析しつつ機関銃の必要性を検討した上で、法律上の論点を検討した。

2 ゴマの治安の状況

ザイール国内のルワンダ難民キャンプ及びその周辺においては、一部で強盗、暴行等の犯罪が増加し、治安情勢が悪化しつつある状況にあるとの情報が多数ある。具体的には、①難民の中には機関銃をも所持しているものがある、②武器を携帯した強盗団が襲撃事件を引き起こした、③難民が暴徒化し蛮刀等を持ち物資略奪を行い、その過程で援助関係者の生命が危険にさらされた等の情報を得ている。

3 治安機関の状況

P K Oの場合には、文民警察要員による現地の警察事務の監視、歩兵部隊による巡回、警護等により、治安の維持及び要員の安全が一定程度確保されていると考えられる。他方、今回派遣されるゴマにおいては、このような要員・部隊は存在せず、治安の維持はザイール軍及び警察に任されているが、その機能は不十分であるとみられる。

4 部隊の活動地域

部隊の宿営地や活動地域は主としてゴマの難民キャンプの中にあり、周囲に多数いる難民が暴徒化した場合、どのように要員の安全を確保すべきか留意すべきである。

5 機関銃の必要性

現地の治安状況が2のとおりであるので、これに対応するため、機動力を有する指揮通信車を部隊が所在する施設に配置して通信及び警戒の業務にあたらせることを予定しているが、これに加えて、当該指揮通信車に、必要に応じて、拳銃及び小銃と比較して①持続的な連射が可能であり、②拳銃や小銃と比較して有効射程が長いという利点を有する機関銃を搭載しておくことが、要員の生命又は身体を防衛するために必要であると考えている。

例えば、機関銃を所持している強盗がキャンプ周囲の警戒要員に向かって来襲し、遠距離から射撃してくる場合において、生命及び身体を守るためには、同程度の射程を持つ機関銃で対抗することにより接近を防止する必要があると考えている。また、多数の暴徒化した難民が蛮刀等をもって複数方向から襲いかかってきて、要員の退避が不可能な場合には、機関銃の連射能力を生かして暴徒の頭上に連射して警告したり、警告射撃には至らないまでも銃口を暴徒に向けて畏怖させて接近を阻止することが、場合によっては必要な自衛手段となると考える。

なお、今回装備する2丁の機関銃では、組織的に武装した勢力による襲撃に対処することは不可能であり、そうしたことを念頭において装備するものではない。

6 国際平和協力法に照らした検討

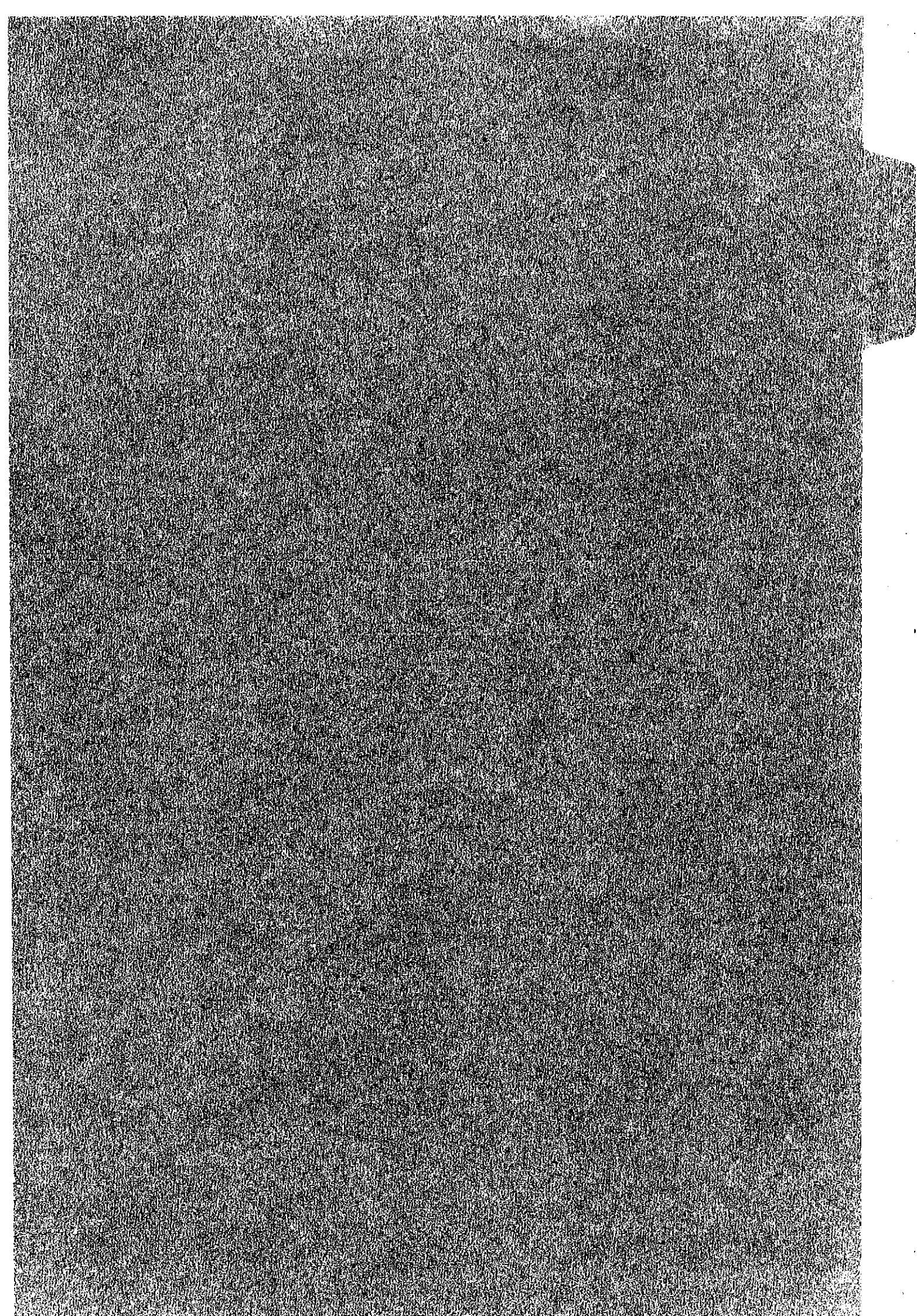
機関銃は、指揮通信車に搭乗して見張り等を行っている搭乗員が、5で述べた例のような場合で、「自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくは隊員の生命又は身体を防衛するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある」と認識するような事態になった場合に、その利点を生かしてこれを使用することを念頭においたものであり、組織的に武装した勢力による襲撃に対して、部隊として組織的に対処するためのものではない。したがって、拳銃や小銃と比較して、その性能は異なるものの、その携行の目的において何ら異なるものではなく、第24条に規定する権限を行使するのに必要な範囲内の装備であると考えている。

1994・09・12

ルワンダ難民支援国際平和協力隊に派遣される
自衛隊部隊の携行武器についての確認事項
(案)

防衛・外交・内閣合同調整会議

派遣される自衛隊部隊が携行する武器について、自民党・社会党・新党さきがけ3党は、「人道的な国際緊急援助活動」の趣旨にかんがみ、派遣される部隊が、隊員の安全を確保しつつ、国際平和協力法、とくに「国際平和協力業務の実施等は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならない」（第2条第2項）との規定に基づいて、とくに慎重に取り扱うよう、政府として特段の注意を払うことを要請する。



極秘

大 政事外外儀官
大務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

総儀対会要厚情研
察人信在警史オ図

外 報 官 審報際内外ブ

文 長 審一二

領 移 官 参政保対旅外

総 長 審総安平
企国

審 審軍不原料

国 長 審行専入難地

ア 審地中東
参北東西
一

北 米 官 審一二保

中 南 長 審一二

審西ロ洋
一
西東
二

長 参一二アア
一一

経 審総漁国
一
審経エ国
一
ネ
一
経途
二

参海 審準

経 審政調国開無
協 長 審緊評技有理

条 審条協規
長

情 参国析析調セ
長 一一

総 番 号 R170577

月 25日

平成 6年 8月 26日

米 国 発
本 省 着

総合外交政策局長

外 務 大 臣 殿

栗 山 大 使

ルワンダ難民支援（調査団への米側便ぎ供与費用負担）

第7407号 極秘 大至急

（限定配布）

25日、他用にて往訪せし当館イシイ及びマエダに対し、国防省ジアラ日本部長がルワンダ調査団の費用負担について語れるところ、次の通り。関連情報あらば追電するも、対応振り至急検討願いたく、当方留意すべき点至急回電願いたい。

1. 日本側は、近々政府与党によるルワンダ調査団を派遣される予定と聞いているが、結論から言うと、同調査団に対する現地における米軍の支援（輸送、しゆくしや等）については、日本側にその費用を負担してもらわざるを得なくなる可能性が極めて高い。

2. 費用については、人数、日本側が必要とする便ぎ供与の内容により異なるので、はつきりとは言えないが、もちろん、実際の業務への自衛隊の派遣に例えばC-5を使うような場合に比べれば、限られたものである。なお、この場合、費用については、国防省に直接払い込んでいただく（他の米国機関、または、国際機関ないしファンド経由ではなく）必要がある。

3. 実は、極めて正直に言えば、現在の調査団の派遣も本来であれば日本側に費用を負担してもらふべきものであつた。しかし、日本部としては、本件調査団への米側の協力は、れい戦後の日米安全保障協力関係に新たな意味を付す極めて重要なものであり、せ非とも円かつに行いたいと考えていること、及び、現実問題としても、時間の余ゆうが全くなかつたことから、日本側の費用負担を求めないということで国防省内の反対を無理やり押し切つて進めたとのはい景がある。ロジックとしては、たまたま米側自身の予定されたフライトがあり、そのなかに空席があるので、たまさか同じ場所へ行く日本の調査団を便ぎ上乗せた、と整理している。他方、実は、これとても、法的に厳密に言うと本来日本側に費用を負担してもらふべきものである。

空席
有席
ヤト林

通

ある。

4. 自分は、引き続き国防省内では、次回の与党調査団を含め、日本側の費用負担無しで進めるべくがんばっているところであるが、かかる対応には本来法的に問題があることもあり、だんだんともたなくなっている。加えて、次回の与党調査団は、現在の調査団に比べ、米国内でも、より高い政治的アテンションを受けることは確実であり、少なくとも、与党調査団については、残念ながら国防省内を押し切るのは難かしいと思う。法的問題に加えて、これは、日米安全保障関係自体に疑問を呈する向きに、「日本ただ乗り論」といった批判をじやつ起させる格好の口実にもなりえることがゆう慮される。

5. もう一つの問題として、米側としては、相手国の費用負担を得て輸送支援といったオペレーションをする場合には、原則としては、相手側と何らかの合意を結ばなければならないという問題もある。これについては、何とか合意無しで済ませるように、現在部内で協議中である（自衛隊の輸送といった米側の通常のオペレーションから離れた日本側のオペレーションの支援の場合と、費用負担は必要とはいえ、米側の予定されたフライトに日本側を便ぎ上乘せるという場合とは自ずと異なる、という議論を使っている。）。合意作成となれば、時間的要素が益々タイトになるので、日本部としては、これはぜひとも避けたいと思っているが、これについても、完全に自身があるわけではない。この点については、検討状況を早急にお知らせする。

6. いずれにせよ、費用負担の問題については、相当見通しが厳しいので、あえてお伝えした次第である。については、日本側におかれては、取りあえずのものでも結構であるので、大至急、与党調査団の規模、必要な便ぎ供与の内容（移動支援のみならず、しゅくしや等その他のものも含め）について、ご連絡願いたい。これは、必要な費用概算をお知らせするうえで不可欠である。

7. なお、次回調査団については、ナイロビでなく、まず、キガリまたはエンテペまでおいでいただくことをお勧めする。なぜなら、米軍の予定されたフライトはナイロビとの間では殆どなく、キガリまたはエンテペが中心。従つて、ロジの観点からも、また予定されたフライトに乗つていただくとの形を取る上でも、かかる対応をお勧めしたい。

ケニア、ザイール、タンザニア、国連代、ジュ府代に転電した。（了）

注意

1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

08-030

大 政事外外儀官
大務務 典房
臣秘書官審審長長

政北経課査総 外研
代ア大大察括 長
表大使使大審

儀対会要厚情研
察人園在警史オ図

外報官 審報際内外ブ

文長 審一二

領移長 参政保対旅外

長 審総安平
長 審国

審 審軍不原料

国長 審行専人難地

ア長 審地中東
長 審北東西

北米長 審一二保

南長 審一二

長 審西口東
長 審新洋
長 審二独

ア長 審一二アア
長 審一二

経長 審総漁国
長 審経エ国
長 審一ネ
長 審二途

参海 審準

経協長 審政調国開無
長 審民
長 審緊評技有理

長 審参協図

情長 審参国析図調セ
長 審一二

総 番 号 R176526

主 管

月 2日
平成 6年 9月 3日

寿 府 代 発
本 省 着

総 平

外 務 大 臣 殿

遠 藤 大 使

ルワンダ難民支援（意見具申）

第4592号 秘 至急（ゆう先処理）

貴電総平合第16965号及び往電第4382号に関し、

ルワンダ難民支援（人的支援）については、第一次・第二次調査団の報告に基づき、準備が進められているものと承知するところ、せつかく自衛隊を派遣する以上、現地のニーズに対応し、国際社会から真に感謝される支援を行なうことが重要との観点より、8月31日付の報告書を補強ないしふえんする形で、UNHCRの意見もふまえ当館気付きの点を以下の通り申し進めるにつき参考としていただきたい。なお、中長期的観点からの意見具申については別途追電する。

1. UNHCRを始め当地の人道援助コミュニティー、外交団においては、この度の国際的な人道救援活動に対する自衛隊の派遣を日本の新たなイニシアティヴとして評価し、かん迎している。とりわけオガタ高等弁務官の一時帰国中の本件の動きについては、当地においても一部報道されていることから、日本の人的支援への期待感は相当高まっていると言つても過言ではない。また、オガタ高等弁務官ご自身も、帰任後、訪ジュした国会議員に対し、「軍を提供してくれ、と申し上げたわけではなく、サーヴィス・パッケージに対応できる能力を持つ組織に出てきて助けて欲しいと申し上げたが、当面今の日本でこれに対応できるのは自衛隊しかないと思う」等述べられ自衛隊への期待を表明されている。

2. 報告書指摘の通り、航空自衛隊部隊を派遣については、内部の輸送ニーズに対応するのみならず、難民に対する物資等の空輸を行なうとの工夫とじゆう軟性は必要である。現に、これまでUNHCRが各国政府から提供されていた輸送機が9月初めに相次いで期限切れになる由であり、延長要請は行なっているものの9月以降確保できているのは現時点で4機にすぎない由である。わが方に対する要請も出ており（冒頭引用往電）、ぜひご検討願いたい。

秘

電信写

3. いりよう面については、冒頭引用往電においても申し上げた通り、ドイツのい者がゴマからブカヴに移動を余ぎなくさせられるほど、ゴマでのプライマリー・ヘルス・ケアのニーズはすでにかんりのところカヴァーされており、ゴマにおける活動を念頭に置いておられるのであれば、ニーズの高い、かつふ通のNGOにはできない外科、産婦人科等の分野（ただし、先進技術が必要なわけではない）をせ非とも含むものとすべしと思料する。

4. さらにブカヴについては、空港の管制等アクセスの問題はあるものの、現在ニーズはゴマよりはるかに高い（輸送、キャンプの建設・整備等）ことから、取りあえず拠点はゴマにするとしても、展開後、需要に応じ、要員の出張、ないし、独、加軍の如く、輸送機をとばす等によりブカヴにおける需要にも応じ得る余地を残しておくべきと考える。また、（国際平和協力法に基づく追加物資協力のような形で）難民や救援物資輸送用トラックをUNHCRに提供する等の支援もご検討願えとありがたい。

5. 最後に、今後、人道援助オペレーションの重点は、政治かん境が許せばキガリ及びルワンダ国内にシフトしていくことが予想される。国際平和協力法の五原則、就中停戦合意の問題については、ルワンダ国内からは、現政府側が旧政府軍を完全にくちくして実態的には停戦同様の状況が1か月以上続いており、旧政府軍の一部がザイール領内にバラバラに残存しているが、停戦合意の当事者となれる状態ではなく、当面の間それがくずれる事態は予見されていないことから、わが方要員がルワンダ国内において新旧政府軍の間の紛争にまき込まれるおそれも当面はないものと思料する。国際平和協力法の本来の目的を達成するためには、報告書にもある輸送業務等の一かんとしたのキガリ空港の使用及びルワンダ国内通過はもとより、ルワンダ情勢の推移を見ながら、ルワンダ国内におけるオペレーションの可能性についてもせ非ご検討願いたい。

米、英、仏、独、加、イスラエル、ケニア、ザイール、タンザニア、国連代に転電した。（了）

※ 総理府よりルワンダ難民支援与党調査団の中間報告案(同行している各党の事務局員が作成したもの? 各議員の決裁は得ていない内)及び今後のスケジュールを送付越したところを配布します。総平林
中間報告 (案)

未定稿

ルワンダ難民支援与党調査団(岩垂寿喜男団長)は、下記により中間報告を作成した。今回の報告は、中間的なもので、正式なものは、帰国後とする。

記

調査日 平成6年9月6・7日
調査地点 ケニア, ザイール(ゴマ), ルワンダ
会談先と調査地区 9月6日 カマラUNHCRケニア事務所副代表(ケニア)
9月7日 北ギブ州知事代理(ザイール<ゴマ>)
ゴマ市長
グランディUNHCRゴマ事務所代表
ベーカーUNHCRシニア・フィールド・オフィサー
ボエルストラーMSF(国境なき医師団)医師
根本AMDA(アジア医師連絡協議会)医師他
日本人医師2名
ギブンバ難民 マット区長(COMMISSIONNAIRE DE ZONE)
キャンプ
難民代表
米国給水所技術長
ル・フレム仏軍現地司令官
トワギラムング首相(ルワンダ)

(1) 自衛隊を派遣すべきか否かの総合的判断に関する意見

北ギブ州知事代理、ゴマ市長、UNHCR関係者、ルワンダ首相とも日本の難民救援活動の参加に期待し、過去2回の政府調査団によって、自衛隊の医療・給水活動等の具体的活動が示されている関係からも、今回の自衛隊派遣は速やかに実施すべきものとする。

(2) 活動地域についての意見

現地のUNHCR、仏軍、給水の米国関係者等は既に自衛隊の活動をゴマ地域中心と考えていた。我々も今回の調査で同様の考えを確認し、それに応えることを最優先とすべきである。

(3) いかなる分野での活動が期待されているか

既に医療、給水(浄化)、防疫、輸送(空輸)という4分野の役割を期待されており、それをできるだけ効果的に実施すべきであろう。その際、医療については、ゴマの難民キャンプでは一次医療的なものは行き渡っており、二次医療以上の高度なものが期待されている。

局長
審議官
参事
室長
首席
松本氏

事務次長
参事(参)
並下氏
口野氏
総務長

給水については、浄化活動についてであり、水の輸送等への協力は強く要請されてはいない。

仏軍は、日本の宿営場所は仏軍の使用した場所を使用可とっている。しかし、状況は変化するので、自衛隊の対応についても柔軟に考える必要もある。

(4) 活動期間についての意見

難民の帰還時期などが現時点では不透明なため、差しあたり活動期間を2〜3か月とし、その後の活動については、今後の推移を把握して再検討すべきと考える。

(5) 治安状況についての意見

治安状況を考える場合、それがどの地域なのか、また、自衛隊の活動内容とその範囲によっても異なるので一律に考えるべきものではない。

今回我々が視察し、また現地関係者からの話を総合しても、キャンプの治安は平穏であった。但し、難民キャンプ内で医療を実施する場合は、難民の中に旧政府軍が存在し武器を保持しているいわれており、それなりの安全確保体制は十分に考える必要がある。仏軍の司令官は、仏軍の医療チームをキャンプに送迎する場合には軍が警護していて、医療地区を軍の車でパトロールすることもあると言っていた。

給水については、米国のサンフランシスコ地震の際に活躍した消防隊が行っていて、安全確保については、ザイルの警察等に依頼して守ってもらっている。

仏軍の輸送基地については、現地の盗賊防止等はザイル軍に依頼している。なお、仏軍司令官は活動をスムーズにする意味からも、現地のザイル人を警備その他で雇用する必要性を強調していた。

従って、自衛隊の安全確保についても、ザイル政府現地当局（軍を含む）等とも十分に協議・連携することを前提に、派遣地域の治安状況を十分に把握し、任務の具体的な内容等も考慮した上で政府の責任において決定すべきものとする。

(6) ルワンダ国内状況についての観察

首相との会談は、ホテルであった。これは首相官邸オフィスというものが未だ整備されていない状況であり、ホテルも軍の警備で固めていた。更に、窓ガラスも割れたままであり、電気も非常に暗いものであった。我々の宿泊したホテルは電気はあり、食事もできたが、水はポリタンクのものの使用となった。

この項については、今回は首相のみの会談の関係から報告は次回とする。

(7) 今後の課題についての意見

今後アフリカ諸国との関係強化の必要からも、今後も大使館をできるだけ増やすべきと思われる。難民キャンプのあるザイル等は、難民による被害もあり、難民の帰還を効果的にするためにも、そうした国への経済支援も考える必要がある。

ルワンダの経済・社会の再建についても、日本としてどうコミットできるかも検討すべきであろう。

ルワンダ難民人的協力・想定される日程

平6. 9. 8 (木)

月 日	主 な 日 程	備 考
9月8日(木)	15時前後 岩垂調査団長⇄官房長官に対する状況報告 (電話連絡) 15:30 官房長官レク(現地情勢)	
9月9日(金)	午 後 官房長官レク(実施計画等) 夕 刻 総理レク(実施計画等)	※ UNHCRからの正式 要請接到(見込み)
9月10日(土)		
9月11日(日)	15:05 与党調査団帰国 18:00 与党調査団より総理・官房長官に対し報告 ~18:30 (於 内閣総理大臣官邸)	※ 調整中
9月12日(月)	14:00 防衛・外務・内閣調整会議(調査報告聴取) 15:00 防衛調整会議(実施計画等了承) 17:00 政策調整会議(")	
9月13日(火)	8:30 安 保 会 議 9:00 自民党国防3部会、内閣、外務合同部会 10:00 閣 議	

コピー配布済

秘

まで

報告・供覧

☐ 大臣 ☐ 秘書官 政務次官 ☐ 事務次官 ☐ 外務審議官 外務審議官 ☐ 官房長	主管 ☐ 総合外交政策局長 ☐ 審議官 ☐ 総務課長 ☐ 国連政策課長 国際平和協力室長 首席事務官	保存期間			
		1類 (永久)	2類 (10年)	3類 (5年)	4類 (1年)
		起案 平成 6 年 9 月 8 日			
		完結 平成 年 月 日			
		起案者	電話番号		
		松本	2346		
回覧先					
☐ 総括審議官 ☐ 条約局長 ☐ 中東・アフリカ局長 ☐ 安全保障政策課長 ☐ 分室長 ☐ 重家参事官 ☐ 総務課長 ☐ 法規課長 ☐ アフリカ課 ☐ 難民支援室長 ☐ コピー配布					
下記の件に関し、別紙のとおり報告・供覧します。					
件名 ルワンダ難民支援（官房長官に対する説明）					
(別紙の要点等) (五ヶ官房長官に対し) 9月8日、鈴木国際平和協力本部事務局長より、与党調査団の調査中間報告も含め、ルワンダ難民支援にかかわる準備状況につき説明したところ（別紙の通り）。					
GA-7 (昭和63: 4. 1改正)		外務省		回覧番号	

8日、ルワンダ難民支援に関し、鈴木国際平和協力本部事務局長、山崎総政局審議官、平沢防衛庁防衛局審議官より、五十嵐官房長官に対し説明を行ったところ、概要次の通り。

1. 冒頭、山崎審議官より、現地の治安状況に関し説明したところ、官房長官よりは特にコメントなく了解された。

2. 次に、鈴木事務局長より、与党調査団の中間報告につき説明。また、同事務局長より、岩垂議員より連絡があり、「一部閣僚の中に13日の閣議ではルワンダ難民支援のために自衛隊派遣の可否を議論したいと述べている向きがあるようだが、13日の閣議では決定を行うのであって、議論をするのではない。したがって、これら閣僚を説得する必要がある。」旨述べていた旨報告。これに対し、官房長官は笑いながら「内閣は岩垂議員の発言で簡単に動くものではないから。」と返答。

3. 機関銃の携帯問題については、平沢防衛庁審議官より、防衛庁としては、指揮・通信車に付属している軽機関銃を持っていくことを考えている旨説明。官房長官よりは、同指揮・通信車の写真を見つつ、冒頭、「装甲車であるのか否か尋ねた上で（防衛庁防衛政策課補佐より、「一般的に言えば装甲車の一種である旨、また、通称としては指揮・通信車と言っている」旨説明。）「この程度なら何ら小銃と変わらない。政府としては現地に出る要員のために万全のことはしてやりたい。他方、国民全体の理解を得ながら行う必要もある。今後ともこのような問題はたくさん出てくるであろう。もっとも、たいしたことではないことで、国民を刺激したくはない。その意味では、我慢出来ることなら我慢したいと思う。」旨述べた。最後に再度、写真を見た上で「小銃と変わりない。説明する際には重機関銃ではなく軽機関銃ということで説明するのか。」と確認を求め、防衛局審議官よりもその通りである旨応答した。

4. また、官房長官より「仏軍は一発も発砲することはなかったと聞いているが。」と尋ねたのに対し、鈴木事務局長より、「仏軍のみならず各国軍とも発砲はしていない。武器を持って行くのは抑止のためである」旨述べた。

(了)

注意

1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線 2171、2174）に連絡願います。

11

0 7 - 0 1 8

大政事外外儀官
大務務典房
臣秘官官審審長長

外研長
總括審
査察大
環大使
經大使
北亞大
政代表

◎儀對會要厚情研
察△信在警史才凶

外報官 審報際内外ブ

文長 | 審一二

参政保对旅外

長 企 国 審 總 安 平

審軍不原料

地難人專行審

ア	審地中東 参北東西
---	--------------

長	二
北米	案一保

長
南

案一一

東口西審

長	西新洋 二独
編	第一二三四

了長	一二
	密紛海国

經 目

	二	
	参海	審準

無開國調政
理有技評緊
協長

条長	参条協規
----	------

部長	参事 一 二
----	--------------

総 番 号 R178837

月 7 日

平成 6年 9月 7日

発 了

本 省 着

主 管

近ア一

外務大臣殿

堀江 臨時代理大使

ルワンダ難民支援与党調査団

第1427号 秘 大至急

6日午後、イワツレ団長以下調査団一行はカマラUNHCRケニア副事務所長（ピータース所長は不在）と
会談を行つたところ、その概要は以下のとおり。

(調査団) 難民の状況(数の増減、生活状態、帰かんの見通し)如何。

(先方)当事務所は、ゴマ等における緊急事態には直接関与していないが、報告等から各地区の状況は次のとおりと承知。

ンガラ（タンザニア）：土曜日に届いた情報によれば、迫害を恐れて難民が急激に増えているとのこと、総数40－45万人、ルワンダ国内にもどる気配はない。難民の状況は緊急事態を脱しているとはいいがたい。衛生状態、栄養状態ともに良くない。

ゴマ（ザイル）：難民の数は85－100万人程度か。10万位は帰ったかもしれない。一時期の大混乱は脱したが、相変わらず大変厳しい状況にある。

ブカブ（ザイル）：仏軍の人道安全地帯撤退後、じよじよにザイルへ流入している。婦かんの話はほとんど聞いていない。

これらの地域に対する難民対策は、今までの難民キャンプのように、何から何まで供給するといった長期的なものではなく、できる限り早く帰かんと促進するといった対処方向を考えている。

(調査団) ゴマ、ブカブの治安状況如何。

(先方) 報告によれば、ゴマでは難民同士、難民とザイール軍兵士との小競り合いがある。それ程治安が悪
いとは聞いていないが、今後悪化しないとも言えない。悪化させないためには難民帰かんを促進することが
重要。ブカブではゴマのような話は聞いていない。多分しずかだと思う。

秘

電信写

また、国際機関、NGO等の人道支援関係者でさつ害された者はいない。難民も3-4人がゴマでころされただけだと聞いている。

(調査団) 米軍、仏軍が撤退した理由如何。

(先方) 非常に難しい質問。個人的な意見として申し上げれば、仏軍はもともと国際社会から支持を得られずに派遣されており、結局期待していた近りん諸国の協力も得られなかつたので、期限が来て撤退したまですでだと思う。米軍については、ゴマからは撤退しており、エンテベ、キガリで空輸を行つている。当初の大混乱の中での水の確保は軍隊だからこそ成し得たことである。NGO等が入ってきて様子が落ち着いて来れば、米軍でなくてもかた代わりできるので手を引いたのだと思う。

(調査団) 難民帰かんの終了の見込み如何。

(先方) 帰かンを促進するのは、非常に困難な作業。いつ終わるか全く想どうできない。理解していただきたいのは、UNHCRは難民を強制して帰かんさせることはできない、自発的な意思をまつしかないということだ。このよび水はルワンダ国内の安定であり、これには国際社会のこうけんが不可欠。具体的には、人権モニターを含め国際社会のルワンダ国内でのプレゼンスが信頼じよう成に役立ち、これがインフラ、治安の改善に寄与する。

(調査団) 自衛隊を派遣した場合、ナイロビがロジの拠点になると思うので、これに対する協力をお願いします。また、日本のNGOも多数活動しており、これに対する支援もよろしく願います。

米、仏、白、英、加、イタリア、独、豪、ザイール、タンザニア、国連代、ジュ府代に転電した。(了)

注意

1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

秘

電信写

07-018

大 政事外外儀官
大 務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

儀対要厚情研
察人国警史オ図

外 審報際内外ブ
報 官

文 審一二
長

領 参政保対旅外
移 長

審 審総安平
長 企国

審 審軍不原料
長

国 審行専人難地
長

ア 審地中東
長 参北東西

北 審一二保
米 長

南 審一二
長

審西口東
長 西新洋
二独

審日二二二
長 二二

審給漁国
長 審経エ国
二二
経 経途
長 二

参海 審準
長

審政調国開無
長 民 審緊評技有理

参参条協規
長

参国析調セ
長 二二

総 番 号 R181384

主 管

月 9日

ケ ニ ア 発

近 ア ー

平成 6年 9月 10日

本 省 着

外 務 大 臣 殿

堀 江 臨時代理大使

ルワンダ難民支援与党調査団（UNHCRゴマ事務所代表との会談）

第1444号 秘 大至急

往電第1427号に関し、

7日、与党調査団一行は、ゴマ空港にてUNHCRゴマ事務所代表と会談を行つたところ、先方発言の概要は以下の通り。

1. ゴマの難民キャンプは3つの地区に分かれており、1つの地区に15-25万人強の難民がいる。最大のもものはキブンバ・キャンプであり、同キャンプは大きすぎて特に水の供給の問題が深刻である。このため、一部を現在設営中の第4のキャンプ（カヒンドウ）に移そうとしている。

2. 難民救済活動は、キブ州知事と協力しつつUNHCRが全般調整をしている。今回の救援活動は極めて広範囲であるので、各国に対して軍隊等を派遣するよう要請した。これを受け、米国は7月下旬米軍約300名を派遣、彼らは給水、キャンプ建設（SITE-BUILDING）、空港整備を行つた。米軍は既にゴマから撤収しているが、その理由は、こうした活動をNGO等でもできるようになり、米軍が駐留する必要性がなくなつたからだ。

3. 現在、東京とジュネーブの間で、いりよう、給水等の分野における日本のこうけんの可能性が話し合われていると承知している。

（1）いりようについては、キブンバ・キャンプには現在4つのしりよう所があり、更に2つ増やす予定。そのうち1つは外科手術ができるものを作る予定。日本には間もなく撤収する仏軍の病院を引き継いでもらえるとは有難い。一次いりようを行うならば西部のムグンガ・キャンプ等が必要性からは適当と思われる。また、給水は、キブこの水をじよう化して使っている。水運び分配することについては既にほぼ手当されており、日本に期待したいのはむしろじよう化活動である。じよう化装置は米国が置いていく予定で、当面ス

電信写

ウェーデンのチームがこれを引く継ぐことになる。日本が参加した場合は、これを更にスウェーデンから引き継ぐが、この引き継ぎをスムーズに行うために技術者を早目に送つて欲しい。早く送つてくれないとスウェーデンの後継が他国に割り当てられる可能性もある。

(2) 治安の問題は、国際機関関係者等の中でこれまで何らかの被害を受けた者はいないが、現地に人口の急増に伴う緊張感があるのは事実。難民キャンプ内の治安については、多少問題があるが、キャンプの外に居る限り問題ないと思われる。第一次いりよう活動を行うためにキャンプ内に入る場合には安全対策をとることが良いとおもわれる。UNHCRの中には治安担当のコーディネーター1名がいるので、日本側担当者との間で、具体的な治安対策について調整して欲しい。治安問題についてもUNHCRが調整を行うようにしているが、もち論HCRの第一の任務は難民救援であり、各団体の治安対策は基本的にはそれぞれでやつてもらっている。

タンザニア、ザイール、米、英、仏、独、加、白、イタリア、豪、国連代、ジュ府代に転電した。(了)

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

秘

電信写

07-018

大 政事外外儀官
大 務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

儀対要厚情研
察人警史オ図

外 報 官
審 報 際 内 外 プ

文 長
審 一 二

領 移 長
参 政 保 対 旅 外

審 総 安 平
企 国

審 軍 不 原 料

国 長
審 行 専 人 難 地

ア 審 地 中 東
参 北 東 西

長 審 一 二 保

北 米 長
審 一 二

南 長
審 西 口 東

長 西 新 洋
二 独

ア 長
二 二 二

經 審 総 漁 国
審 経 エ 国
一 ネ 二
経 途 二

参 海 審 準

經 協 長
審 政 調 国 開 無
民 審 緊 評 技 有 理

条 長
参 参 条 協 規

情 長
参 国 析 析 調 セ
一 二

総 番 号 R181386

主 管

月 9 日
平成 6 年 9 月 10 日

ケ ニ ア 発
本 省 着

近 ア 一

外 務 大 臣 殿

堀 江 臨時代理大使

ルワンダ難民支援与党調査団（キブンバ難民キャンプ関係者からのちよう取）

第1445号 秘 大至急

7日、与党調査団一行は、ゴマのキブンバ難民キャンプを視察し、UNHCRフィールド・オフィサー、M
SF（国境なきい師団）い師、AMDA（アジアい師連絡協議会）い師、地区区長（ザイール人）等から説
明をちよう取したところ、先方説明の概要は以下のとおり。

1. UNHCRフィールド・オフィサー

付近に川やいけがないため、キブこの水をじよう化して、タンク・ローリーで給水タンクまで運んで来る。

1日当たり1,000-2,000tの水を運ぶために40台程度のタンク・ローリーを使っている。

2. MSFい師

（1）キブンバ・キャンプには4つのしんりよう所があり、そのうちMSFは2つのしんりよう所（い師は
10名）を持っている。当しんりよう所には1日約500人がしん察にやつて来る。入院かん者は350人
収容できる。最悪の時期は1日で1万人当たり25人が死亡していたが、その後各機関から水・食料が供給
されて、現在は同5人になっている。こ水のおせんでこれまでに2万人がコレラで死亡したが、現在はこ
点では問題なくなっている。現在最も深刻なのはせきりである。その次は、ずいまくえんであるが、1週間
前に予防接種を終えているので若干改善傾向にある。最近ではう期に伴うさむさのためにはいえんが増えて
いる。

（2）また、子供の栄養状態が問題となっている。全体の20%の子供が栄養状態が悪い状態になっており、
更に3%が非常に悪い状態になっている。これは、食料が必要量は提供されているものの、リーダーに先ず
配られるため、そこから公平な分配が確保されず、弱者たる子供がぎせいになっているためである。これを
解決するためには、子供を連れて来て直接われわれの手で食べさせるしかない。

外 務 省

秘

電信写

(3) ここには外科いはいるが大きな手術はできない。必要があるときは仏軍病院に頼っている。1週間で平均20人程度を同病院に転送している。仏軍は1ヶ月後には撤収してしまうが、代わりが見つからないのが問題。

3. AMDAの師

8月17日から活動を開始しているが、いりよう事情はかなり良くなつてきている。一時いりようはじゅう実されており、検査・手術ができる病院が望まれる。

ゴマ市内のキブコ近くにあつたイスラエル軍病院は一番ひどい時にやつて来て、落ち着いたらさつと帰つた。関係者の間では非常に評判が良かった。

4. 地区区長(ザイール人)

地元住民は元々まずしかつたが、難民の流入で更にひどくなつた。今は収かくの時期だがそれもできない。また、難民流入による自然破かいも深刻である。特に、う期を迎え木がむやみにばつ採されたことによる影響を恐れている。難民だけでなく地元住民に対しても水・食料・種子等を提供してくれることを期待する。タンザニア、ザイール、米、英、仏、独、白、加、イタリア、豪、国連代、ジュ府代に転電した。(了)

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

秘

電信写

07-018

大 政事外外儀官
大 務務 典房
臣 秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

儀対要厚情研
察人警史オ図

外 審報際内外ブ
報 官

文 審一二
長

領 参政保对旅外
移 長

審 審総安平
長 企国

審 審軍不原科
長

国 審行専人難地
長

ア 審地中東
長 参北東西
一

北 審一二保
米 長

南 審一二
長

審西口東
長 西新洋
二独

審日二二二
長 二二

審総漁国
長 審経エ国
一ネ二
経途
二

参海 審準

審政調国開無
長 民
審緊評技有理

参参条協規

参国析析調セ
長 二二

総 番 号 R181388

月 9日

平成 6年 9月 10日

ケ ニ ア 発

本 省 着

主 管

近 ア 一

外 務 大 臣 殿

堀 江 臨時代理大使

ルワンダ難民支援与党調査団（キブこはんじよう水場の視察）

第1446号 秘 大至急

7日、与党調査団一行は、キブこはんのじよう水場を視察し、右を運営している米国技術チームの責任者から説明を受けたところ、右概要は以下の通り。

近々に米国人じよう水チームは撤収し、スウェーデン・レスキュー・チームが米国チームのじよう水器を引き継ぎ活動を開始する。この先3-4ヶ月は現在と同様にこ水をじよう化して運ぶ必要があると思うが、へい行していどほりを検討する必要がある。調査したところ、地下約40mの所ににごつてはいるが水源があった。

キブこの水はきれいだが、バクテリアが問題でえん素を入れてさつきんする必要がある。また、火山の影響かp hが高いのが特徴。

タンザニア、ザイール、米、英、仏、独、白、加、イタリア、豪、国連代、ジュ府代に転電した。（了）

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

秘

電信写

07-018

大 政事外外儀官
大務務 典房
次次 典房
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

儀対会要厚情研

察(国)警史オ図

外 報 官 審報際内外ブ

文 長 審一二

領 移 長 参政保対旅外

長 審総安平
企国

審 審軍不原料

国 長 審行専人難地

ア 審地中東
参北東西

長 審一二保

北 米 長 審一二

中 南 長 審西口東
西新洋
二独

長 審一二

経 長 審総漁国
審経エ国
一ネ
経途
二

参海 審準

経 協 長 審政調国開無
民
審緊評技有理

条 長 参参条協規

情 長 参国析析調セ
一二

総 番 号 R181390

主 管

月 9日
平成 6年 9月 10日

ケ ニ ア 発
本 省 着

近 ア 一

外 務 大 臣 殿

堀 江 臨時代理大使

ルワンダ難民支援与党調査団（仏軍司令官他との会談）

第1447号 秘 大至急

7日、与党調査団一行は、ゴマ空港内の仏軍キャンプを訪れ、ル・フレム司令官他と会談したところ、先方説明の概要は以下の通り。

1. 仏軍部隊の治安対策は、一言で言えば、「アフリカの」であり、形よりも実質的にうまく行くようじゅう軟に行っている。日本側へのアドバイスとしては、先遣隊がザイルの然るべき官憲と前もって話し合いを行っておくと良い。自衛隊が来れば、仏軍キャンプのあと地を使つてもらふことになるだろうが、われわれはキャンプの警備には仏軍兵士だけでなくザイル軍に依頼している。その方が現地人の野とうの類の処理がうまく行く。いずれにせよ、ザイル軍及び地方政府と密接な関係を持つことが重要。

2. 日本のいりようチームは1次いりようのみで2次はやらないと聞いているが、仏軍病院の機能を引き継いでもらえると良い。1次いりようのためには難民キャンプに入る必要が出てくるが、その場合にはわれわれも4-5人の警備要員がい者の警護のためキャンプをじゅん回した。武器の使用は自身及びかん者等のひ保護者の安全を守る場合にのみ認めるとの内部規則を持っていた。実際は重大な危険が生じたことはなく、一度も発ぼうしていない。ただし、いずれにせよ、ある程度の火器を持つて来る必要があると思う。

タンザニア、ザイル、米、英、仏、独、加、イタリア、白、豪、国連代、ジュ府代に転電した。（了）

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

秘

電信写

07-018

大 政事外外儀官
大 務務 典房
次次 典房
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

儀対要厚情研
察(国)警史オ図

外 報 官
審 報 際 内 外 プ

文 長
審 一 二

領 移 長
参 政 保 対 旅 外

審 総 安 平
企 国

審 軍 不 原 科

国 長
審 行 専 人 難 地

ア 審 地 中 東
参 北 東 西

長 審 一 二 保

北 米 長
審 一 二

上 南 長
審 西 口 東

長 西 新 洋
二 独

師 ア 長
審 一 二 三 四

經 審 総 漁 国
審 経 エ 国

長 経 途
二

参 海 審 準
審 政 調 国 開 無
民 審 緊 評 技 有 理

条 参 参 条 協 規
長

情 参 国 析 析 調 セ
長 一 二

総 番 号 R181391

月 9日

平成 6年 9月 10日

ケ ニ ア 発

本 省 着

主 管

近 ア 一

外 務 大 臣 殿

堀 江 臨時代理大使

ルワンダ難民支援与党調査団（ルワンダ副大統領との会談）

第1448号 秘 大至急

8日、与党調査団一行は、カガメ・ルワンダ副大統領兼国防相を訪れ会談したところ、先方発言の概要は以下の通り。

1. 大量難民の発生に対する人道支援の問題は、国際社会からの満足すべき努力により、じよじよに進展がみられる。今後は、同様に重要な国の再建に対する協力も国際社会にお願いしたい。このためには、政治的和解が重要である。わが国の歴史を振り返ると、人々は常に民族的・地域的分割政策によつて統治されてきた。しかし、われわれはこうしたやり方には反対であり、政治的和解の過程で旧政府関係者も含め全ての政治勢力を結集しようとしている。これが将来の民主体制の確立にも役立つ。しかしながら、同時に先のジェノサイドに関与した人々をこの中に入れないようにすることが必要。彼らが何をしたのかを十分調査し、然るべき処置をとることによつて正義を確立することが極めて重要である。犯罪者の処ばつは復しゅうではない。犯罪を犯した人々が裁かれるのは当然であり、これはわが国だけの問題ではなく、今後、他の国でも

「ル」の如きひげきが2度とくり返されないためにも必要なことである。

2. 国際社会、特に日本にお願いしたいのは、正義を実現するためのシステムをつくるのを助けて欲しいということ。国際法ていの制度をつくるという話もあるが、国連筋の情報では資金不足ですぐには設置できないらしい。われわれとしては、ジェノサイドの問題が難民の問題のかけにかくれわすれられてはならないと考える。犯罪者の数は、正確な数字はわからないが、非常に多くの人々が関与している。いずれにせよ、調査が進めば人数は自ずと分かってくる。

3. 旧政府軍兵士や民兵が、難民の帰かんとをさまたげていることについては、わが国からザイール等の難民受入れ国に対して、彼らを他の人々から切り離して欲しいとお願いしている。

外 務 省

秘

電信写

タンザニア、ザイール、米、英、加、独、仏、イタリア、豪、白、国連代、ジュ府代に転電した。(了)

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

秘

電信写

07-018

大 政事外外儀官
大 務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

儀対会要厚情研
察人信信警史オ図

外 報 官
審 報 際 内 外 ブ

文 長
審 一 二

領 移 長
参 政 保 対 旅 外

審 総 安 平
企 国

審 軍 不 原 科

国 長
審 行 専 人 難 地

ア 長
審 地 中 東
参 北 東 西

北 米 長
審 一 二 保

中 南 長
審 一 二

審 西 口 東
西 新 洋
二 独

審 一 二 三 四

審 総 漁 国
審 経 エ 国
一 ネ 二
経 途 二

参 海 審 準

審 政 調 国 開 無
民 審 緊 評 技 有 理

参 参 条 協 規

情 長
参 国 析 析 調 セ
一 二

総 番 号 R181426

主 管

月 10日
平成 6年 9月 10日

ケ ニ ア 発
本 省 着

近 ア 一

外 務 大 臣 殿

堀 江 臨時代理大使

ルワンダ難民支援与党調査団（UNREO所長との会談）

第1449号 秘 大至急

8日、与党調査団一行は、ハインUNREO所長を訪れ会談したところ、先方発言の概要は以下の通り。

1. 今年3月の調査でルワンダの人口は760万人。現在、難民として国外に流出しているのは200万人。

国内に500万人いるとすれば、60万人程度がぎやくさつされたことになる。これにかかわった人も1,

000人を超えると思う。しかし、われわれとしてはこれらの者に対する処ばつも重要だが、平和と安定を

取りもどすことがもつと重要と考える。新政府は困きゆうしており、裁判所、けい務所どころか、予算、通信、輸送手段が全くない状態である。

2. 国際社会の関心は難民問題にあるが、実際には国内の平和と安定が図られなければこの問題も解決され

ない。両者がへい行して処理されるべきものである。国内の開発援助にも目を向けて欲しい。3週間後には

国連がまとめたルワンダ復興計画が明らかにされ、資金拠出国と交渉をさせてもらうが、当面のニーズと

して、先ず合計400万ドル程度の援助をお願いする。これは世銀への負債返かんにあて、この返済により

ルワンダは世銀に対して2億4000万ドル程度の借かンを申し入れることができる。

3. この国に民主体制を確立するためには、第1段階として「和平」、第2段階として「対話」、第3段階

として「選挙」というプロセスをふむ必要があるが、このためには2年程度は最低必要。5年かかると言う

人もいる。

タンザニア、ザイール、米、英、加、独、仏、イタリア、白、豪、国連代、ジュ府代に転電した。（了）

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

07-018

大 政事外外儀官
大務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

儀対要厚情研
察(信)警史オ図

外 審報際内外ブ
報官

文 審一二
長

領 参政保対旅外
移長

審総安平
企国

審軍不原料

審行専人難地

ア 審地中東
長 参北東西

北 審一二保
米長

審一二

審西口東
長 西新洋
二独

審総漁国
審経エ国
一ネ二
経途
一

参海 審準

審政調国開無
民 審緊評技有理

参参条協規

参国析析調セ
情長 一二

総 番 号 R181432

月 10日

平成 6年 9月 10日

ケ ニ ア 発

本 省 着

主 管

近 ア 一

外 務 大 臣 殿

堀 江 臨時代理大使

ルワンダ難民支援与党調査団（ルワンダ副首相との会談）

第1450号 秘 大至急

8日、与党調査団一行は、カンニャレングウェ副首相を訪れ会談したところ、先方発言概要は以下の通り。

1. 難民支援活動も重要だが、国内における国民生活の再建が必要。食料だけでなく、ルワンダ国民に働く機会が与えられるような援助をお願いしたい。様々な分野があり、日本の得意分野でこうけんしていただきたいが、われわれとしては、輸送、特に公共輸送（車両）の面での協力を希望したい。他にも帰かん難民のための簡単な住居、農業、教育、訓練といった分野がある。かつて日本の協力で建てた訓練学校は今回の紛争で破かいされてしまったので、その再建も希望したい。人造りはわが国にとって非常に重要なことである。政府もまだ組織だつていないが、これらについて公式要請ができるよう努力したい。

2. また、大量ぎやくさつを裁く国際法を早くつくつていただきたい。国際社会にも、わが国国民にも何が起こったのか知ってもらうことが重要。

3. 難民帰かんの問題については、新政府発足直後から近りん諸国に特使を派遣して大統領レベルと話し合い、難民に帰かんを恐れることはない伝えてくれと頼んである。特にザイルとは委員会をつくつて、この問題を話し合っている。

タンザニア、ザイル、米、英、仏、独、イタリア、加、白、豪、国連代、ジュ府代に転電した。（了）

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

秘

電信写

07-018

大 政事外外儀官
大務務 典房
次次 典房
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

儀対会要厚情研
察(国)警史オ図

外 報 官
審 報 際 内 外 プ

文 長
審 一 二

領 移 長
参 政 保 对 旅 外

審 総 安 平
企 国

審 軍 不 原 科

国 長
審 行 専 人 難 地

ア 審 地 中 東
参 北 東 西
一

北 米 戸
審 一 二 保

中 南 長
審 一 二

審 西 口 東
西 新 洋
二 独

ア 長
審 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二

經 長
審 総 漁 国
密 経 エ 国
一 ネ
二 経 途
二

参 海 審 準

經 協 長
審 政 調 国 開 無
民 審 緊 評 技 有 理

条 長
参 参 条 協 規

情 長
参 国 析 調 セ
一 二

総 番 号 R181436

月 10日

平成 6年 9月 10日

ケ ニ ア 発

本 省 着

主 管

近 ア 一

外 務 大 臣 殿

堀 江 臨時代理大使

ルワンダ難民支援与党調査団（在キガリUNHCR代表との会談）

第1451号 秘 大至急

8日、与党調査団は、ウラサ在キガリUNHCR代表を訪問、会談したところ、先方発言概要以下の通り。

1. 現在のルワンダの国内状況は、現政府が情報、人材、財源の不足のため、その役割を果たせないなど政治的にも、経済的にも安定した状況とは言えない。にもかかわらず、われわれは次の理由により難民の早期帰かんとを促進することが重要であると考えている。難民対策は一般的に言つて、（1）再定住、（2）帰かん、及び（3）まったく別の国への再定住の方法があるが、（1）に関しては、今回の数が200万人にも及ぶこと、また、紛争当事者の中に、ウガンダへ再定住していたものも含まれていることから適用できない。

また、（3）に関しても、その数から難かしい。従つて、われわれとしては、帰かんしか問題の解決方法はないと考える。

2. また、帰かんは早期に行われなければならない。なぜなら、今回の紛争の原因も元をたざせば土地の問題であるという説もあるように、土地の問題が重要だからである。外貨の獲得源であるコーヒー、こうちやや、主食となるバナナ、サツマイモ、カッサバといった作物のさいばいは人手がかかるものであり、本来の土地の持ち主である農民が早くもどり、安定した所有関係の下で農業を行う必要がある。このことにより、援助に頼らずに自給できるようになる。また、旧政府軍は再組織化され、ルワンダ国内に侵攻するという事態の発生により難民の帰かんがそ害されないうちに早期に帰かんさせる必要がある。近りん諸国への難民の存在は、旧政府軍の活動を助長し、状況の不安定化をもたらす。

タンザニア、ザイール、米、英、仏、独、白、イタリア、豪、加、国連代、ジュ府代に転電した。（了）

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
 2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

取扱注意

電信写

07-018

大 政事外外儀官
 大務務 典房
 次次
 臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
 代ア大大察括 研
 表大使使大密 長

儀対要厚情研

察(国)警史才図

外 報 官
 審報際内外ブ

文 長
 審一二

領 移 長
 参政保対旅外

長
 審総安平
 企国

審
 審軍不原科

国 長
 審行専人難地

ア
 審地中東
 参北東西
 一

北 米 長
 審一二保

中 南 長
 審一二

審西口東
 一
 西新洋
 二独

長
 審一二

審総漁国
 一
 審経エ国
 一
 一ネ
 一
 経途
 一

長
 参海 審準

経 協 長
 審政調国開無
 審緊評技有理

条 長
 参参条協規

情 長
 参国析析調セ
 一

総 番 号 R181468

月 10日

平成 6年 9月 10日

ケ ニ ア 発

本 省 着

主 管

近 ア 一

外 務 大 臣 殿

堀 江 臨時代理大使

難民支援与党調査団（記者会見）

第1452号 （取扱注意） 大至急

（以下FAX送信 NB1390-02）

9月9日、ルワンダ難民支援与党調査団がナイロビ日本人倶楽部にて共同記者会見を行ったところ、概要以下の通り。（朝日新聞村上ナイロビ支局長、共同通信矢高ヨハネスブルグ支局長、アフリカン・リレーションズ・フリーランサー佐藤記者出席）

（岩垂団長からの全体報告）全体の印象としては我々が以前聞いていたよりも落ち着いてきている。国際的支援も行き届きつつあるようだ。今日、ブカブを訪ねたが、ゴマと比べて、整備された条件の下で、キャンプが設営されていた。UNHCRの対策が効果的に機能している。新しい情報としては、今日ブカブ知事との会見の中で、ブカブでは、1万人にもものぼる旧政府軍の軍人について武器を取り上げた上、ブカブの中心から5km離れた所に収容しているという話を聞いた。できれば、700km程度離れた所に移動させたいが、輸送手段が著しく不足しているということであった。ゴマでは仏軍司令官と会見したが、発砲も無く、それなりの秩序が出来つつあるという事であった。ルワンダ（キガリ）では副大統領、首相、副首相と会見した。彼らは、難民の帰還に強い熱意を示す一方で、殺戮関係者に対しては厳しい姿勢を示し、しかるべき処罰が為されるべきと主張していた。ルワンダの破壊は想像を絶するものがあつた。例えば、首相との会見は、エレベーターも動かないホテルの5階にある明かりも殆ど無い部屋で行なわれた。政府は十分に機能しているとは言えない状態である。しかし、彼ら関係は熱意をもって国の再建を考えており、日本に対しても戦後の復興の経験を生かして、ルワンダ経済の復興に協力して欲しい旨強い要請があつた。彼らとの会見を通じ、政治、特に政治家が現場を実際に見てみなければならぬという事を強く認識した。「人の命は地球よりも重い」という言葉を、今日ブカブで難民の子供たちの一人一人の顔や目の輝きを見て思い出した。この史上最悪の難民の問題に取り組む事は我々の義務である。ゴマ、キガリ、ブカブ各地でUNHCRの職員と会う機会があつたが、緒方高等弁務官の人気はどこにおいても抜群であつた。自衛隊の装備等に関しては、我々調査団の決める事ではなく、日本政府が決める事であり、帰国してから意見統一をし、最終的な結論を待つ必要がある。

（質疑応答）

（質問1）ルワンダの停戦の合意につき現地での様子如何。

（岩垂団長）新政府が全土を掌握しているということであるが、全土を回った訳でもないので~~確認~~検証は出来なかった。但し、話を聞く限りでは、そういうことなのかという気はする。

（大野議員）治安は落ち着いてきているというものの人口750万人の内、130万人

（ザイル内）が国外に避難しているという状況は正常ではない。キガリにおいて何らかの情報収集活動をすれば役に立つのではないかと考える。

（質問2）AMDAの方から二次医療の話があつたということだが、自衛隊が二次医療に参加することは可能であるか。

（岩垂団長）第二次調査団はコレラ等の伝染病の緊急性に鑑み、一次医療を強調していたと考えられるが、現在はNGO等の積極的な活動により状況は改善されている。現在は二次、三次医療に対する必要性が高まっている。

（五島議員）二次、三次医療につき一般に誤解が有るようである。現在NGOがその必要

性を訴えている二次医療とは病院として24時間の治療施設を提供するという意味合いである。自衛隊の能力として24時間体制の病院を運営することは可能であると考ええる。

(高見議員) あまり目立たない問題ではあるが、環境保護の観点からは難民がキャンプで薪を燃料としており、地域の木材が乱伐されている。中長期的には、環境の持続可能性の視点が必要である。

(質問3) 空港の警備については必要と考えるか。

(岩垂団長) まだその段階ではないと考える。

(質問4) 旧政府軍関与者の輸送につき輸送手段が不足しているということであったが、何か先方より直接の要請はあったのか。

(岩垂団長) 要請はなかった。

(中谷議員) 日本よりも国際機関にお願いしたいという感じであった。

(大野議員) 今回の視察で三つの矛盾を感じた。一つは、難民が本国に帰還するのが最終目的であるにもかかわらず、ルワンダの国内では殺戮関係者を処罰すべきという声が強く、避難民が処罰されることを恐れ、帰るに帰れないという点である。二つ目は、米、仏が撤退しようとしているのに日本が今から出て行こうとしている事である。これに関連して言えば、政府調査団の前に政治家が先に行くべきであった。政治家がまず日本として参加すべきかどうかを決定し、その後で役人が詰めをするべきであったということである。三つ目はブカブでの難民はテントもなく、道端で生活している。このため、道路や橋を建設する必要があり、これこそ日本がやるべきことであるが、空港の状態が悪いためこれもできない。

(岩垂議員) 最後に某新聞が我々のナイロビでサファリをしたことにつき批判的な記事を掲載していた事について一言申し上げたい。UNHCR代表と予定されていた会見がキャンセルになったため時間がたまたま開いたというのが事実である。自分自身超党派の自然保護連盟の会長をし、UNEPとの関係も深い。それを物見遊山の様に書かれたのはショックであった。言いたい何が言いたいのか。個人的に考え方が色々あろうが、もし批判が有るならば、何故、現場を踏まえ事実関係をしっかりと把握した上で報道しようとしなかったのかという気がしている。また、中間報告に自衛隊の派遣期間については3か月程度が適当ではないかとしたが、ある新聞の中に8か月と報道していた。これは明らかな間違いである。

(五島議員) 米、仏軍の撤退は現地の緊張の高まりからとする向きが有るが、これは東京での印象で記事を書いている。こうした形で世論がミスリードされるのは困る。事実関係は逆であるという印象を現地で受けた。

(高見議員) 現地の米軍の幹部に会ったとき、「我々は丸腰である。最初は我々も武器を持っていたが、あるNGOの女性に何故銃を持つ必要が有るのかと言われ、それ以来銃を持っていないし、何の事故もない。」と言っていたのが印象的であった。

(大野議員) これはキガリの話であって、ゴマの話ではないので念の為。米、英、仏、独、白、伊、豪、国連代、寿府代に転電した。

注意

1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

秘

電信写

07-018

大 政事外外儀官
大 務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

儀対要厚情研
察(国)警史オ図

外 審報際内外プ
報 官

文 審一二
長

領 參政保対旅外
移 長

審 審総安平
長 企国

審 審軍不原料
長

国 審行専入難地
長

ア 審地中東
長 參北東西

北 審一二保
米 長

南 審一二
長

審西口東
長 西新洋
二 独

審一二
長

審総漁国
長 審経エ国
一 経途
二

參海 審準
長

審政調国開無
長 民 審緊評技有理

參參条協規
長

參国析析調セ
長 一二

総 番 号 R181670

主 管

月 10日

ケ ニ ア 発

近 ア 一

平成 6年 9月 10日

本 省 着

外 務 大 臣 殿

堀 江 臨時代理大使

ルワンダ難民支援与党調査団（トワギラムング首相との会談）

第1453号 秘 大至急

7日、調査団一行がキガリにてトワギラムング首相と会見を行ったところ、先方発言の概要以下の通り。

1. われわれは部族の和解を真げんに考えている。「ル」の歴史を見ると、1959年以降今日まで数多くの部族間のぎやくさつ事件が起こっている。部族の紛争は暴力、民主主義の破かいによつて解決されるべきではない。部族同士の和解が紛争を解決するゆい一の方法である。特に指導者は部族主義におちいらず、民主主義に基づき政治に臨まなければならない。具体的には、ルワンダの外にいる難民の帰かんを実現し、国民に希望を、子供達にあいし合うことを、ように共に生きることを教える必要がある。これはわれわれインテリの義務である。国際社会に対しては、ルワンダが和解、民主主義に基づく安定をきずくための手助けをお願いしたい。

2. （難民問題に関するザイール政府との話し合い）

ポイントは二つあつた。一つ目は、難民のルワンダ国内への帰かんの問題で、1ヶ月以内、つまり9月の終わりまでにザイールのルワンダ難民を帰かんさせる必要があるという同意をザイール政府から得た。ただ、難民を輸送する手段が問題である。二つ目は、国家が所有していたものの返かんの問題である。その一つは、旧政府軍が持ち出したバス74台、ヘリコプター3台、コンピューター等がザイールに取られてしまったことである。この点についてはザイールの首相と更に話し合う必要がある。もう一つは、旧政府軍により「ル」国内の銀行から総額150億ルワンダフラン（約1500万ドル）が持ち出されたことであり、こうした問題の解決のため日本政府の支援をお願いしたい。

3. （対日関係）日本政府が新政府を承認してくれたことに対し感謝申し上げたい。この承認は二国間協力の基礎的な条件である。日本には、破かいされた電気、水道、道路等のインフラを復こうするためのお手伝

を

電信写

いをお願いしたい。第二次大戦後の急速の復この経験をわれわれに教えていただければと思う。更に具体的に言えば、学校の再建、公共交通機関の再建、車両の提供（特に閣僚の移動ためのもの）につき協力をお願いしたい。ゴマ等のルワンダ国外の難民への援助に対しても感謝しているが、われわれ新政府に対しても同様の援助をいただきたい。

4. (早期帰かんの見通し)

本件はザイール政府の決断次第である。難民キャンプの中には難民のルワンダ帰かんとをせしめようとしている旧政府の軍人がおり、こうした中、難民は帰かんに二の足をふんでいるというのが現状である。こうした旧政府関係者による帰かんそ止の行動を停止できるかどうかはザイール政府次第である。また、難民を帰かんさせるためには、輸送手段が必要であり、この点でも日本政府の協力がいただければありがたい。

5. (内戦再開の可能性)

ザイールには旧政府軍のさつ人者がおり、軍事訓練を行つているという話を聞いている。彼らの行動はザイール政府の責任の下にある。7月26日のモーリシャスでの共同コミュニケでザイール、ルワンダの両政府は難民の帰かんにつき、次の4点につき合意した。第一に、ザイール政府は旧政府軍の武装解除に努力する。第二に、ザイール政府は難民のキガリ等への帰かんにつき右促進のため協力する。第三に、旧政府軍人の訓練の禁止。最後に、旧政府の兵士、役人がルワンダ国内に帰かんした場合、「ル」政府は彼らを排除しない、というものであつた。しかし、こうした合意にもかかわらず、あるキャンプでは旧政府軍の兵士が帰かんしようとした難民15人をさつ害したということである。そのため国際社会の外交的努力により、難民の帰かんとを促進していただきたいし、国際社会はその義務を持つていていると考えている。

6. (ジェノサイドのぎせい者)

NGOを通じて数字を入手しているが正確なところは難かしいと思う。ただし、もしぎやくさつを村落を単位に取つて計算すれば約100万人はころされていることになる。さつりく者の数についても正確には分からないが、行政機関の責任者から末たんまでぎやくさつの計画に携わつていたようであり、その数は、3万2000人くらいであろう。

タンザニア、ザイール、米、英、仏、独、加、白、イタリア、豪、国連代、ジュ府代に転電した。(了)

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

07-018

大 政事外外儀官
大 務務 典房
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

儀対要厚情研
察の警史オ図

外 審報際内外プ
報 官

文 審一二
長

領 参政保对旅外
移 長

審総安平
長 企国

審 審軍不原料
長

審 審行専人難地
国 長

ア 審地中東
長 参北東西

北 審一二保
米 長

中 審一二
南 長

審西口東
長 西新洋
二 独

審一二保
長

審西口東
長 西新洋
二 独

審一二保
長

審西口東
長 西新洋
二 独

審一二保
長

審西口東
長 西新洋
二 独

審一二保
長

審西口東
長 西新洋
二 独

審一二保
長

審西口東
長 西新洋
二 独

審一二保
長

総 番 号 R181671

月 10日

平成 6年 9月 10日

ケ ニ ア 発

本 省 着

主 管

近 ア 一

外 務 大 臣 殿

堀 江 臨時代理大使

ルワンダ難民支援与党調査団（カーン国連事務総長特使との会談）

第1454号 秘 大至急

8日、調査団一行はカーン特使と会見したところ、先方の発言の概要以下の通り。

1. 難民問題を解決するには政治的な安定が不可欠である。不幸にも昨年8月に結ばれたアルーシャ合意は守られず、ひさんな事態となつてしまった。しかし、現在は7月19日に新政府がじゅ立され国連、米国等からも承認を受けている。
2. 8月22日の仏軍の撤退に伴い、ルワンダ南西部における大量難民流出の危険性が高まつたが、幸いこれを回避することが出来た。8月14日にUNAMIRがこの仏軍の任務を引き継いだがこの時点では国連安保理決議による要員数5500名の内たつた1000人程度しか配備出来ていなかった。しかし、その後エチオピア軍800名等の部隊の到着によりその数も増え、現在に至るまでその任務は順調に果たされている。最悪の事態は回避出来たと考えている。
3. 新政府の閣僚はゆう気ある演説を行い、ルワンダ国民に対し信頼しよう成の努力を行つている。また、国連、NGO等もこのため効果的に協力を行つてきている。
4. しかしながら依然現状はルワンダ国民が正常な生活が出来る状態にもどつているとは言えない状況にある。そのためには、先ず政治的和解が必要である。次に「ル」難民の帰かんのためのかん境を作る必要がある。そのためには、新政府がルワンダ国民（特にフツ族）に対し、報復の意思がないことを明確に示す必要があろう。また、難民の帰かんには移動交通手段、家等の確保、が必要である。復こうの短期的課題には、空港、病院、インフラの復こう（電気、電力、水、通信手段）、治安の回復、農産物収かくの確保、地らいの除去が必要であらう。中期的課題として、警察等の整備、通貨機能の回復、学校の復こう、政府の建物の修理、行政官の育成、道路、はし、交通手段の復こうが必要である。しかし、われわれは短期的な目標は今

秘

電信写

後数週間で、中長期的な目標については数ヶ月で達成していけるのではないかと考えている。これらの分野につき、日本は特にその高い技術力を通して多大なるこうけんが出来る国である。

5. 平和の確立をさまたげるものとして、ザイール、タンザニアの難民キャンプにおいて旧政府軍人による難民の帰かんとをそ止する動きがあることをわれわれはゆう慮している。また、国の運営において国にお金がないことは大変困つたことと考えている。

タンザニア、ザイール、米、英、仏、独、加、白、イタリア、豪、国連代、ジュ府代に転電した。(了)

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

秘

電信写

07-021

大 政事外儀官
大務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使入審 長

儀対要厚情研
察(国)警史オ図

外 審報際内外ブ
報 官

文 審一二
長

領 参政保対旅外
移 長

審 審総安平
長 企図

審 審軍不原料
長

国 審行専入難地
長

ア 審地中東
長 参北東西

北 審一二保
米 長

南 審一二
長

西 審西口東
長 二新洋

二 審二二二
長 二二二

審 審総漁国
長 審経エ国

審 審経エ国
長 二二二

参 参海 審準
長

審 審政調国開無
長 民 審緊評技有理

参 参参条協規
長

参 参国析折調セ
長 一二

総 番 号 R181709

主 管

月 10日

フ ラ ン ス 発

近 ア ー

平成 6年 9月 11日

本 省 着

外 務 大 臣 殿

松 浦 大 使

ルワンダ難民支援与党調査団（在キガリ米軍責任者との会談）

第4395号 秘 至急（ゆう先処理）

当地滞在中の与党調査団に随行しているシノミヤ近アー長より次の通り報告があつたところ、次の通り。

8日、与党調査団一行は、在キガリ米軍の民政軍事（CIVIL-MILITARY）オペレーション・センターの責任者であるジョーンズ中さから説明をちよう取したところ、先方説明の概要は以下の通り。

1. 米軍は治安部隊、空輸部門及び民政軍事（CIVIL-MILITARY）部門から成り、エンテベに本部及びキガリにも小規模な本部を置いて、米国大使館、USエイド、UNDP、UNHCR、WFP、NGOと協力して軍の持つ能力を最大限提供していた。現在、米軍は縮小し、1日には治安部隊が撤収して、約600名となつている。キガリにいる約20名の他は、全てエンテベにいる。C-130、6機のクルー等が300名。残りはロジ、飛行場の整備に当たっている。

2. エンテベは、これまでゴマへの空輸の中継地として利用されてきたが、現在は縮小されている。これは緊急性の高いものを除けば、エンテベ経由の空輸よりも、ナイロビ、モンバサ等からゴマ等へ陸上輸送した方が有効と判断したためである。

また、米軍の輸送調整チームがWFPに対し訓練を行つた結果、WFPは他の機関の所有するものも含め400台のトラックを調整して運用できるようになつた。これにより、ブカブ、ゴマ、ルワンダ南東部まで食料等を配給できる東アフリカ全体の陸上輸送ネットワークをつくつている。

3. 3日にはサベナ航空のDC-10がキガリに4月以降初めての定期便として乗り入れた。その受入はエアー・ルワンダの機材、職員を使つて行われたが十分対応可能であつた。各国の航空機が直接乗り入れれば、空港使用料、ねん料費等の現金収入が生まれルワンダ経済に寄与できる。

キガリ空港が重要なのは、ブカブ空港が限界に来ているからである。ブカブ空港は中型機があと十数回離発

秘

電信写

着するだけでかつ走路がぼろぼろになり、整備のやり直しが必要になってくる。ヘリ輸送は人員の輸送には有効だが、物資の輸送には役立たない。

4. (1) 私自身ゴマでの経験がないので詳しく承知していないが、ゴマのUSエイドが発電機を設置しているところで、地らいが発見されたという事件があつた。また、ゴマでは何十万もの難民が過熱状態にいるわけであるから、こうふんして何かが起こらないとは言い切れない。ただし、米軍や他の国際機関の関係者も旧政府軍兵士等から危害を加えられたり、そのおそれがあつたということは聞いていない。2日前のスタッフ・ミーティングにおいて、カーン特使からザイル政府に対し、難民キャンプから旧政府軍兵士等を切り離せと申し入れたところ、ザイル政府は前向きなし勢を示した旨の報告があつた。

(2) キガリにいるわれわれについて言えば、当地に到着する前には安全性を重視したが、現在は武器を持ち歩いていない。これは他の国際機関関係者やNGO等がまるごしなのにわれわれだけ持つのもおかしいという見方があつたのでやめたものである。しかしながら、ルワンダ南西部に行く場合には、UNAMIRがコンボイを先導し、武器によるエスコートを提供してくれる。ただし人道援助関係者で危害を加えられたことはない。

タンザニア、ザイル、米、英、独、加、イタリヤ、白、豪、国連代、ジュ府代に転電した。(了)

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

秘

電信写

07-021

大 政事外儀官
大 務務 典房
次 次
臣 秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

儀対会要厚情研
察人国警史オ図

外 報官 審報際内外ブ

文 長 審一二

領 移長 参政保対旅外

長 審総安平
企国

審 軍不原料

国 長 審行専人難地

ア 審地中東
参北東西
一

長 審一二保

北 米長 審一二

南 長 審一二

長 審四口東
西新洋
二独

ア 長 審二二二
二二

長 審総漁国
審経エ国
一ネ
一途
二

参海 審準

経 協長 審政調国開無
民
審緊評技有理

条 長 参参条協規

情 長 参国析析調セ
二二

総 番 号 R181710

月 10日

平成 6年 9月 11日

フ ラ ン ス 発

本 省 着

主 管

近 ア 一

外 務 大 臣 殿

松 浦 大 使

ルワンダ難民支援与党調査団（UNAMIR司令官との会談）

第4396号 秘 至急（ゆう先処理）

当地滞在中の与党調査団に随行中のシノミヤ近ア一長より次の通り報告があつたところ次の通り。

8日、与党調査団一行はトゥシーニャンUNAMIR司令官を訪れ、会談したところ、先方発言の概要は以下の通り。

1. 拡大UNAMIRは安保理決議では5500名の人員が認められているが、実際には現在4、100名がじゆう足されている。現在の任務は、（1）国内の安定の維持、（2）人道的立場から難民婦かんのモニター、（3）人道支援関係者の安全の維持、（4）難民婦かんを実際に行う地方自治体の確立である。信頼じよう成が中心の任務であり、目的は難民婦かん。ただし、いくつかの地域には手が回っていないのが現状。部隊の具体的構成は、豪：314名（いりよう）、英：590名（人道、施設、ロジ、整備）、加：407名（通信）であり、残りはアフリカ諸国からの歩兵部隊である。また、UNAMIR以外にも、加はいりよう部隊230名をルワンダ国内に展開している。

2. また今後のUNAMIRの当面の任務としては、（1）仏軍が撤退した人道安全地帯の治安警察から治安任務を引き継ぐこと、（2）地方への行政官の配置を助けること、（3）地方自治体の機能回復を助けること、及び（4）国内の社会・経済の再建を助け、難民の帰かん促進にも寄与すること、があげられる。これらを通して、国の再建にこうけんすることが大きな任務と考えている。

タンザニア、ザイール、米、英、独、加、イタリア、白、豪、国連代、ジュ府代に転電した。（了）

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

07-021

大 政事外外儀官
大務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外研
代ア大大察括 長
表大使使大審

儀対要厚情研
察の信の警史オ図

外報官 審報際内外ブ

文長 審一二

領移長 参政保対旅外

長 審総安平
企国

審 審軍不原料

国長 審行専人難地

ア 審地中東
参北東西
一

長 審一二保

北米長 審一二

南長 審一二

長 審西口東
西新洋
二独

長 審日二アア
二二

経 審総漁国
審経エ国
一ネ二
経途
二

長 参海 審準

経協長 審政調国開無
民
審緊評技有理

条長 参参条協規

情長 参国析析調セ
一二

総 番 号 R181712

月 10日

平成 6年 9月 11日

フ ラ ン ス 発

本 省 着

主 管

近 ア 一

外 務 大 臣 殿

松 浦 大 使

ルワンダ難民支援与党調査団（南キブ州知事との会談）

第4397号 秘 至急（ゆう先処理）

当地滞在中の与党調査団に随行中のシノミヤ近ア一長より次の通り報告があつたところ次の通り。

9日、与党調査団一行は、ブカブに南キブ州知事を訪れ、会談したところ、先方発言の概要は以下の通り。

1. ブカブ地区の人口は約40万人。そこに大きく分けて3つの地域に約45万人の難民が流入している。

地元民は難民に対し門こを開いているが、せまい地域に突然多くの人々が集まつてきたため、食りよう、衛生、治安の面での問題が生じてきている。

2. これを解決するためには、難民をまちから離れた広いおく地に連れて行く必要があるが、それには道路やハシの修理・建設が問題となる。この点で日本からの協力を得たい。ただし、われわれは難民をその地に定住させることを考えている訳ではない。

3. 治安の面では、1万人の旧政府軍兵士・民兵をどう取り扱うかが問題となる。われわれは既に彼らを武装解除している。この武装解除後、ザイール側が彼らに武器を返却することなど考えられない。われわれは彼らがラジオ放送で他の難民をおどしたり、組織化することを絶対に許せない。

昨日、ザイール首相は記者会見で旧政府軍兵士等を他の難民とかく離するの方針を明らかにしているが、ブルブでは既に彼らをブルブから5KM離れたところに他の難民と分けて居住させている。これを更に700KM離れたキンド及びルカンドという地域に移そうと考えている。この地域ならばザイール川にさまたげられて他の地域には行けなくなってしまう。ただし、彼らをこの地域に移送するには、航空輸送の手段が国際社会から提供される必要がある。ゴマ地区の現状は承知していないが、将来的には同様にコンゴロという地域に旧政府軍兵士等を移送しようと考えていると聞いている。

タンザニア、ザイール、米、英、独、加、イタリヤ、白、豪、国連代、ジュ府代に転電した。（了）

午後8時以降通信在電

※総第093000号009公館宛 GM7905-15

平成※平成60年9月3日

日秒受 GM:7905

電 信 案

秘

期 限

電信課長

○大臣 秘書官 政務次官 事務次官 ○外務審議官 外務審議官 ○官房長	主管 ○総合外交政策局長 ○審議官 ○総務課長 ○国連政策課長 国際平和協力室長 首席事務官	※発電係 1 2 起案 平成6年9月12日 起案者 電話番号 角澤長 2346 (取扱石田)
協議先 ○総括審議官 ○今井参事官 ○総務課長	○中東アフリカ局長 ○重家参事官 ○アフリカ第一課長	○難民支援室長 ○つじき配布

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

在 寿存代.口重代.ケニ3 米.仏.独.ベルギー.葡.アフリカ	大使 総領事 あて	外務大臣 発
件名 ルワンダ難民支援 (連立/与重5党調査団の報告)		
主管・文書記号 総平	※電番 FAX信	大至急 至急 普通 (優先処理)
転電 転送 在 転報	※転電番号 大使・総領事あて	大至急 至急 普通 (優先処理)
往電総平合第 17818 号別FAX信1。		
※		
09300042 優先 JUFUDAI 等009 F信		
GB-1 外務省		回覧番号 1283

(※印欄内は電信課記入)

(昭和六三・六・三十改正)

ルワンダ難民支援与党調査団報告（要旨）

GM:7905 平成6年9月12日（月）

（1）自衛隊を派遣すべきか否かの総合的判断に関する意見

中間報告でも既に述べたように、現地のニーズからも、今回の自衛隊派遣は速やかに実施すべきものとする。

（2）活動地域についての意見

自衛隊の活動は、当面ゴマ地域中心に考えるべきであるが、さらに、ブカブ地域等のニーズもあることも今後は考えるべきである。

（3）いかなる分野での活動が期待されているか

既に医療、給水（浄化）、防疫、輸送（空輸）という4分野の役割を期待されており、それをできるだけ効果的に実施すべきであろう。その際、医療については、ゴマの難民キャンプではNGOを主体に外来医療を中心とする一次医療を行っているが、さらに、各診療所からの紹介患者の受け入れや24時間収容医療が可能な二次医療以上のものが期待されている。

給水については、浄化活動（1日あたり2千トン）についてであり、水の輸送等への協力は強く要請されてはいない。

仏軍は、日本の宿営場所は仏軍の使用した場所を使用可とっている。しかし、状況は変化するので、自衛隊の対応についても柔軟に考える必要もある。

（4）活動期間についての意見

難民の帰還時期などが現時点では不透明なため、差しあたり活動期間を3か月程度とし、その後の活動については、今後の推移を把握して再検討すべきとする。

GM: 7905

(5) 治安状況についての意見

治安状況を考える場合、地域によってかなり異なっており、一律に考えるべきではない。

今回我々が視察し、また現地関係者からの話を総合しても、キャンプの治安は全般的には落ち着きを取り戻しつつある。但し、難民の中には旧政府軍・民兵が存在し武器を保持していると言われており、それなりの安全確保体制は十分に考える必要がある。

従って、派遣地域の治安状況を十分に把握し、任務の具体的な内容等も考慮した上で、隊員が安心して救援活動を行えるよう武器の保持については政府の責任において決定すべきである。

(6) ルワンダ国内状況についての観察

本報告書を参考とする。

(7) 今後の課題についての意見

今後、アフリカ諸国との関係強化の必要からも、今後も大使館をできるだけ増やすべきと思われる。

難民キャンプのあるザイール等は、難民による被害もあり、難民の帰還を効果的にするためにも、そうした国への経済支援も考える必要があろう。

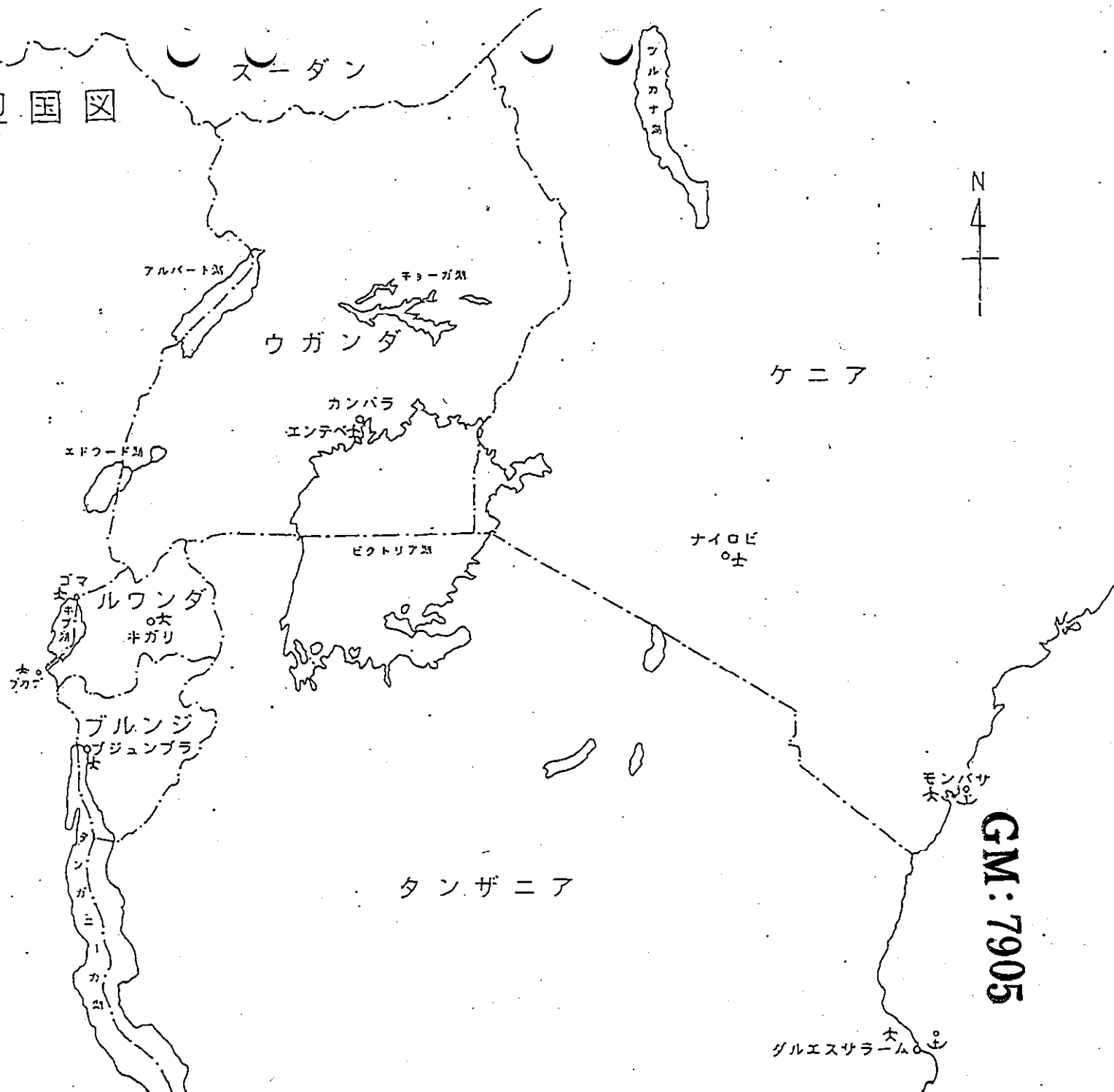
ルワンダの経済・社会の再建についても、日本としてどうコミットできるかも検討すべきであろう。

様々な難民救援活動等は、ルワンダの首都キガリで国連関係機関が中心となって情報収集、具体的な方針を決定している。また、各国大使館も復帰しつつある。そこで、キガリにわが国としての連絡調整に当たる人員を必要に応じて派遣すべきである。

ルワンダ周辺国図

士
。キサンガニ

ザイール



N
4

ケニア

ナイロビ
。士

タンザニア

GM: 7905

グルエスラーム
。士

ルワンダ難民支援与党調査団報告

GM: 7905

1994年9月12日

1. 調査団の目的:

ルワンダ難民支援与党調査団(岩垂寿喜男団長)は、本年8月17日の与党防衛調整会議の提案を受けて編成され、派遣された。

調査団の目的は、防衛調整会議において確認されたルワンダ難民支援活動への我国の人的協力の推進のため、現地の視察及び現地の救援活動関係者、政府関係者等からの聴取、意見交換を行うことによって、現地情勢のより正確な把握と我国の人的協力を実施する際の重点、条件、方法等を明確にすることにあつた。

2. 団構成:

団長	岩垂	寿喜男	(衆議院議員)
副団長	大野	功統	(//)
事務局長	高見	裕一	(//)
団員	五島	正規	(//)
//	中谷	元	(//)
事務局	筑紫	建彦	(社会党)
//	田村	重信	(自民党)
//	石崎	豊三	(さきがけ)

3. 日程:

調査団はいかの日程で調査活動を行った。

9月4日(日) 成田発 ロンドン着(ナイロビ便待ちでロンドン泊)

9月5日(月) ロンドン発

9月6日(火) 未明 ナイロビ着

- (1) 国際NGO「ワールドコンサーン」アフリカ事務所長カール・ベッカー氏及び日本のNGO「JET」のメンバーと会談
- (2) UNHCRナイロビ事務所の副題表カマラ氏とのブリーフィングと質疑

9月7日(水) ナイロビ発 ゴマ(ザイール)着

- (3) UNHCRゴマ事務所代表グランディ氏と会談
- (4) 北キブ州知事代理と会談
- (5) ゴマ市長
- (6) UNHCRシニアフィールドオフィサー・ベーカー氏と会談
- (7) キブンバ難民キャンプ訪問
 - (イ) ボエルストラー医師(MSF「国境なき医師団」)
 - (ロ) 根本医師ほか2名の日本人医師(AMDA「アジア医師連絡協議会」)

GM: 7905

- (ハ) マット区長
- (ニ) 難民代表
- (8) ゴマ市内キブ湖畔の浄水基地訪問
 - (イ) 米国給水所技師長
 - (ロ) スウェーデン救援隊技師チーム
- (9) ル・フレム仏軍現地司令官と会談
- (10) ルワンダ首相トワギラムング氏と会談
- (11) JVC (日本ボランティアセンター) と会談
- 9月8日 (木) 終日ルワンダの首都キガリにて主要関係者にインタビュー
 - (12) カーン国連事務総長特使
 - (13) UNAMIR (国連ルワンダ支援団) 司令官 (PKO/FC)
 - (14) ポール・カガメ副大統領兼国防相
 - (15) アルトゥーロ・ヘインUNREO (国連ルワンダ緊急活動調整事務所) 代表
 - (16) アレクシス・カニャレンゲ副首相 (RPF議長)
RPF第二副議長と書記長が同席
 - (17) UNHCRキガリ事務所代表ウラサ氏
 - (18) ビラーラ計画相
 - (19) キガリ市内を視察
 - (20) 米軍空輸部隊キガリ空港管理調整担当官
- 9月9日 (金) キガリ発 ブカブ (ザイール) 着
 - (21) 南キブ州知事と会談
 - (22) ルワンダ国境までのブカブ市内視察
 - (23) ブカブ北西公害の難民キャンプ訪問
 ブカブ発 ナイロビ着 (夕刻記者会見)
ナイロビ発
- 9月10日 (土) 未明 バリ着
 - 午後 団会議 (報告書作成)
 - 夕刻 バリ発
- 9月11日 (日) 午後 成田着

4. 難民の状況と救援活動の課題

① 概況

- (イ) 7月18日のRPF (ルワンダ愛国戦線=ツチ族フツ族穏健派の連合) によるルワンダ全土の制圧と新政権樹立以来、大量の難民がタンザニア、ブルンジ、ザイールの国境周辺部に流出した。その総数は2ヶ月後の現在でも性格に把握されていないが、約200万人と推定されている。この推定の根拠はUNHCR等による食料配分の作業を通じたものであり、ほぼ間違いないものと思われる。難民流出の地域と数は時期により違いがあるが、当初はタンザニアのンガラ、その後ザイールのゴマ (ギブ湖北端)、更にブカブ (ギブ湖南端) 等が主な集中地域となっている。
- (ロ) 国際機関やNGO、各国派遣部隊等の2ヶ月間の努力により、食料は充分ではないがほぼ供給体制が整い、給水及びそれと密接に関連している防疫は

効果を挙げつつある。医療についてはキャンプ地内での外来医療の体制はN G Oを中心にほぼ充実されつつある。

- (ハ) 他方、大量の難民が集中した地域では、現地の行政的、経済的混乱や住民生活の緊張、森林伐採の拡充による環境上の破壊などがのしかかり、その緩和策や地域社会の国際的支援が別の新たな課題として登場している。
- (ニ) 200万人の難民は近隣諸国では長期に、受け入れ、吸収することは不可能であり、最終的には本国ルワンダへの帰還しか解決策はない。このため国連関係機関などは難民救援という当面の課題とあわせて、安全な帰還と再定住のための条件作りにも力を注いでいる。
しかし、次のようないくつかの困難によって、正式の帰還作業の開始の見通しは立っていない。
- (a) 新政権による、虐殺に直接関与していない者への帰還呼び掛けと処罰しないなどの言明にもかかわらず、その保障措置が未確立のため、帰還すれば処罰・報復が行われるのではないかとこの恐れが難民側に根強い。
- (b) 旧政権と軍、民兵は大量虐殺を計画・組織・実行したあとで、戦闘の敗北とともに、旧行政組織（部落長等を含む）を通じて、地域の住民、家族を連れて国外に脱出しており、彼らは帰還すれば処刑が待っているという宣伝、噂を広げている。また、自発的に帰国しようとする者への脅迫や殺傷事件も起こっており、この面からも難民の帰還にブレーキがかかっている。
- (c) 国際社会は、ルワンダ新政権の難民受け入れ策と人権保障措置の確立のための協力と難民の現地での生活安定のための努力という、ある意味で矛盾した課題に同時に直面しており、両方を同時に解決するだけの体制・能力が十分ではない。
- (d) 更に、難民の帰還と再定住の実現は、政治的条件だけではなく、破壊された経済的、生活的なインフラの再建が必要であるが、新政権にはそのための財政的、組織的、人的な能力は極めて乏しい。また、膨大な国内避難民の問題もあり、少数の帰還民も含めて、故郷の村に帰るよりは首都周辺に流民化して情勢の推移を見守るという姿勢もあるようである。

② ゴマ地域

- (イ) 調査団が視察したのは、ゴマ周辺にあるいくつかの難民キャンプのうち、最大のキブンバ・キャンプである。ゴマ市北郊20数キロの狭い山間地（舗装道路の西側は国立公園のためキャンプ設営禁止）を仮設のテント小屋が埋め尽くしていた。テント小屋といっても、竹で骨組みをし、草や木の葉などで編んだ数メートルの掘立小屋に国連提供のビニールシートをかぶせただけで、シートがまだないものも多数見受けられた。既に雨期が始まりつつあり、どれだけ耐えられるか疑問である。UNHCRでは、更に北数キロの地域に整

GM: 7905

備されたキャンプを設営し、逐次キブンバから移転させて、キブンバも整備出来るようにする計画を持っており、現在その過程が始まっている。

- (Ⅱ) 7～8月中旬頃の大量流入による大混乱時には、浄水及び給水体制が伴わず、コレラなどが蔓延して数万人の死者が出て、死体や屍臭がキャンプの常態になっていたというが、その後の浄水・給水活動やトイレの整備により、コレラは下火となり、ついで流行した赤痢も峠を越えた感がある。給水については、OXFAM (NGO) やUNICEFなどが担当していたが、それだけではカバー出来ず、米軍が大量の機材と人員を投入したことによって目ざましい改善がなされたという。浄水・給水の体制は、米軍の撤退後は彼らが残した浄水機を使用して、米国給水所チームが引き継ぎ、調査団が訪問した時点では、更にスウェーデンのチームが引き継ぎつつあった。日本が引き継ぐ場合、その機材を利用出来るのか、日本が独自の浄水機を持って来るのかについては、事前に米国側及びUNHCR現地事務所等との調整が必要である。なお、給水活動については、給水車、タンク、ホース等についてもほぼ体制は確立していると報告され、日本側への特別な要請はなかった。

(Ⅲ) 医療活動

コレラは峠を越し、医療活動上の緊急の危機はほぼ脱しつつあるが、赤痢、髄膜炎、肺炎等の患者は依然として見られる。キャンプ地ではMSFや赤十字連盟、AMDAなどのNGOの医療チームが主役となっており、一次（初期）医療をほぼまかなっている。彼らやUNHCRが異口同音に言ったのは、米軍やイスラエル軍の撤退により、彼らが行っていた二次、三次医療体制に穴があいていることであり、自衛隊が来る場合、是非二次、三次の医療が提供出来る体制を受け持って欲しいとの強い要望がなされた。

- (Ⅱ) キャンプでの食糧は、量的にはWFPの供給体制が比較的にしっかりしていることにより、平均1600kcal/日の供給がなされているという。しかし、これは人間が生きていく最低量ギリギリであり、難民の20%が栄養不良、3%が極めて悪いという状態であり、また、穀類中心であるから栄養バランス上の問題がある。さらに、食糧の分配は難民の小集団毎の首長を通じて人数の申告に応じて行われているとも言われ、難民個人に平等に行き渡っているか疑問であるという問題もある。この食糧分配活動についてはNGOが行っているので日本側への協力要請はなかった。

(Ⅳ) 治安

- (a) キャンプ地の整備の進行、給水活動、一次医療体制の一定の確立、食糧供給の継続的实施等により、これらを原因とする難民の不安や同様はほぼ収まっている。初期においては、食糧等の到着時に難民が殺到して、警備のザイール兵が発砲、3～4人が死亡したという事件も発生したが、その後は起こっていない。また、時折、難民同士の喧嘩や衝突があるという。

- (b) 最も問題なのは、難民の中に旧政府軍兵士や民兵が混じっており、彼ら

GM: 7905

が武器（ナタや場合によっては火器）を隠し持っているのではないかと
いう恐れである。この点は、ザイール当局や国連機関でも正確なことは
は把握しておらず、ザイール政府によって兵士や民兵を一般難民のキャン
プから分離し武装解除するというゴマ地域に残された課題とともに、
今後の課題となっている。

調査団が訪問する直前に、難民の中の医師が自発的帰還の医師を理由と
して民兵らに殺害されるとの事件が起こったという。但し、彼らによる
ザイール住民、救援活動従事者、各国派遣部隊への危害は、これまで1
件も起こっていない。

- (c) 夜間または夕刻等に市内で銃声が聞こえたり、キャンプ地と市街地の中間の
人目のない道などで強盗が出ることがあるとの話はいくつかあった。
前者はザイール兵が何らかの理由で発砲したのか、後者はザイール
兵またはルワンダ兵らが関与しているのかは不明である。このため、キャン
プで活動するNGOなどは暗くなってからの活動や外出は避けている。
また、仏軍司令官によると、駐屯地の外側はザイール軍の兵士に警
備を委ね、外部と接触する警備体制はとらないようにしており、医療チ
ームなどをキャンプに送迎する場合には、警備チームをつけて医療地区
周辺を軍の車でパトロールすることもあるというが、これまで仏軍とし
て一発も発砲する事態に直面したことはないという。また、活動の際に
は、必ず制服を着て活動した方がよいというアドバイスもあった。

(A) ザイールとしての地域問題

- (a) ゴマは人口13万人の小さな町であり、近郊の住民は貧しい農民が多い。
その人口の数倍の難民が一挙に流入したため、ゴマの行政的、インフラ
的能力ははるかに及ばない状態になり、国際社会の難民救援活動によっ
て辛うじて秩序が維持されている。市内の秩序維持はザイール軍兵士と
警察によって行われているが、ザイール自身が政治的に不安定であり、
彼らの給料も何ヵ月も支給されていないという話もある。このため、市
内での安易な行動（例えば、兵士や主要私設の無断撮影など）や夜間外
出などは注意を要する。
- (b) これにも関連するが、外国からの救援活動において、ザイール当局（州、
市などの行政、軍、警察など）と十分な協議と調整を行い、誤解や無用
な軋轢が生じないように配慮するとともに、彼らとの連携、協力の推進に
よって、良好な関係を築くよう努力することが極めて重要である。国際
法上はザイールの主権下の活動であり、また彼らの名誉と尊厳を尊重す
ることは当然だからである。この点では、仏軍司令官が軍の駐屯地や外
周警備だけではなく、駐屯地の業務の一部にもザイール人を雇用するな
どの「配慮」が極めて重要であると強調したこと、キャンプ地内で活動
するNGOがザイール人や難民からもスタッフを雇用していることは、
信頼関係の上からも重要な参考事例にすべきである。
- (c) 国際社会による難民への資金、物資、人材の大規模な投入は、貧しい地

GM: 7905

域社会との間で逆に「格差」問題を生じかねない。本来的には、ODAの対象としての問題であろうが、難民問題と不離の隣接課題として、ザイールの地域社会への何らかの財政上、民政安定上の支援に関し、ザイール側の行政責任者たちから繰り返し要請された。

- (d) また、難民は調理用燃料や調理具の供給が十分でないため、キャンプ周辺の木を切って燃料としており、伐採の範囲は確実に広がっている。この点は、ザイール側も強調していたが、これ以上の環境破壊を防止するため、薪以外の何らかの燃料の供給も検討すべきであろう。UNHCRの国際社会への提供要請品目の中にも燃料の調理器具が含まれているが、その供給は十分ではない。

③ブカブ地域

(イ) ブカブ地域は、ゴマの事態に照らして同様の集中的な大量流入が危惧されたが、ルワンダ南西部の仏軍の「安全地帯」が仏軍撤退後もアフリカ各国軍によって引き継がれたこと、またザイル側が国境閉鎖を一時行なったことなどによって、被局的状態はかろうじて回避されている。しかしそれでも仏軍撤退の8月22日以降に35万人が、また最近までに10万人が流入し、人口40万人のブカブ市の市内と周辺に45万人という難民がひしめいていることは事実であり、ゴマと類似の多くの問題を抱えている。

(ロ) キャンプ地は市の郊外のキブ湖岸の斜面に散在しており、逐次拡大・拡散しつつある。ブカブは難民の増加のテンポがゴマに比べて遅かったため、キャンプ地としては計画的に整備されつつある。また給水はキャンプが湖岸のそばであるため、ゴマよりは容易である。しかし次のような問題を持っている。

- (a) ブカブ市からキャンプ地まで、またゴマへの道は相当傷んでおり、キャンプ地内の通行路と合わせて道路整備が優先事項の一つとなっている。
- (b) キャンプ地はゴマに比して整備されているが、テントの密集度が高い、医療、給水などの拠点がゴマほどキャンプ内に適度に配置されていない、斜面が急な場所に拡大しつつあり、キャンプ設営作業が困難になっているなどがUNHCRから指摘された。
- (c) 難民をほぼキャンプに収容しているゴマと違い、ブカブには市内の学校、教会などの公共施設や道路際に住みついている難民も相当いる。このため教育活動などにも支障が出ている。この難民を収容する土地が見当たらず、UNHCRなどはヘリコプターでブカブ周辺地域の平坦な土地を捜しているという。したがってキャンプ設営の作業はブカブでは依然として優先度の高い課題である。
- (d) 難民救援活動のほぼ唯一の受入れ基地となっているブカブ空港は、滑走路が1500mしかなく、その1/3程度は砂利化しており、あと10回程程度の中型機の離発着で空港としての機能を失うのではないかと危惧されている。その補修は大きな課題だが、今のところ対策が確立していないので、いくつかの新補給ルートが開発されつつある。
 - i) ゴマからの陸路輸送（悪路、遠距離だが）
 - ii) キガリからの陸路輸送（遠距離だが空輸よりは低コスト）
 - iii) ゴマ〜ブカブ間はキブ湖のフェリーが1隻就航しているので、少量物資、人員などの輸送に利用できるかもしれない（約8時間）

(ハ) 治安

- (a) ゴマよりブカブの方が大きな町であるため、地域社会の混乱についての吸収力は大いにはずだが、前記の要因によりゴマ同様に大きな負担となっている。
- (b) ブカブには旧政府軍兵士、民兵が集結したキャンプが存在するという報道については、南キブ州知事の説明によると、ルワンダ政府の要請もあり、ザイル側の判断で彼らを武装解除し、分離したものであるという。彼らのキャンプは一般難民のキャンプから5kmほど内陸に設置されており、国際機関やNGOの支援がないためザイル側で食糧供給などを行なっているという。旧政府側指導者が「いつでも武器はザイル側から回収できるし、時期がくればルワンダ国内に反攻する」と語ったという報道については、州知事は苦笑し、「そんなことはあり

GM: 7905

えないし、許さない」と言明した。

- (c) くわえて知事は、ザイル政府としては、約1万人の旧政府軍兵士や民兵を現在のキャンプから約70.0 km西方の奥地に空輸し、陸路では戻れないようにする計画を持っていると語った。ゴマ地域の兵士・民兵も分離がすれば空輸することになるが、分離の状況は知らないと言った。しかしその実現には空輸のためのコスト、機材が必要であり、国際社会の協力が必要であると言うから、当面実現する見込みは大きくない。

(二) NGOなどへの協力

ブカブ地区ではUNHCRはもとよりMSFなどのNGOが活動しており、日本のAMDAも活動を開始しようとしていた。しかしその際、最も大きな問題は補給である。前記のような補給上の困難の解決は切実である。したがって自衛隊がゴマに入る場合も、可能な限りブカブへの支援も行なうことを検討すべきであろう。本格的な人員配置は困難であっても、前記のようないくつかの方法で協力することも排除すべきではないのではないか。

5、自衛隊の協力のあり方

① 自衛隊の派遣について

現地では、UNHCRなどの国際機関や、米軍、仏軍などの派遣部隊、NGOなども含めて、政府の一次、二次の調査団との接触を通じて、自衛隊の部隊が派遣されることはすでに前提として受けとめられている。また医療、給水、防疫、空輸の4分野で協力を行なうとの意思表示がなされたとの理解が広がっている。したがって、自衛隊の派遣は関係者の期待に応える上からも速やかに実施すべきである。

② 4分野の活動について

- (a) 医療については、ゴマの難民キャンプではNGOが主体となって外来医療を中心とする一次医療を行なっているが、さらに各診療所からの紹介患者の受入れや24時間収容医療（入院）が可能な二次医療以上のものが期待されている。
- (b) 給水については、関係者の要求と期待は、現在行われている日量2000 tの浄水活動を、その水準を維持しつつ自衛隊が責任をもって引き継いでくれることにある。前述のように事前に米国、UNHCRなどと協議・調整し、必要なら浄水機を搬入すべきである。なお、水の輸送等への協力は、給水体制はほぼ確立したとして、強くは要請されていない。現地ではキブ湖の水の浄化だけでなく、キャンプ周辺で井戸を掘ることも試みとしている。
- (c) 防疫については、浄水-給水体制の確立と、一次-二次医療体制の確立によって相当程度カバーできると思われる。ゴマ地区では、トイレは一応キャンプ地の外部に分離して設置されているが、ビニール・シートで囲っただけのものであり、逐次新設していく必要がある。
- (d) 空輸については、今後も相当期間必要でありつづけるため必須である。しかしエンテベ（ウガンダ）を拠点としてゴマに空輸している米軍は、ルワンダのキガリ空港の機能（機材、人員等）の回復が順調にいと判断して、エンテベ・ルートを縮小し、キガリ-ゴマ、キガリ-ブカブの陸路輸送への切りかえを図っている。しかし自衛隊機のキガリ・ルートの利用については、「紛争地域」としてのルワンダの評価との兼ね合いが問題となるものと考えられる。

GM: 7905

[なお米国は、モンバサ港（ケニア）やダルエスサラーム（タンザニア）への輸送船の到着をにらみながら、難民キャンプとの間の物資輸送を長距離トラック輸送で行なう計画を持っており、東アフリカ全域を視野に入れたルート開発を考えている]

③ 4分野以外の活動について

- (a) 空港警備、キャンプ地や駐屯地外周などの地域的治安維持は、自衛隊には求められていない。これらは本来的に主権国たるザイル側の権限であり責任である。そのザイル側は、空港、外国軍の駐屯地の外周、主要施設などに少数の兵士、警察官を配置しており、彼らは自動小銃を持っていた。なお浄水場（空港近く）の警察官は丸腰であった。ザイル兵などは難民キャンプ地の内部を常時パトロールすることもしていない。したがって、空港警備や地域的治安維持は自衛隊の任務とはなりえないし、任務とはしないことを現地関係者に明確にしておくべきである。
- (b) 現地では、日本のNGOをはじめ各国のNGOが活動しており、彼ら／彼女らはむしろ人道的救援活動の主役の一人でさえある。NGOとの協力、連携がうまくいくことは活動成功の要件である。したがって、NGOとの協力、連携を重要な任務として心得ておく必要がある。NGOなどからさまざまな要請があった場合、できる範囲で可能な限り応じるという柔軟な対応もすべきであろう。
- (c) 前にも触れたように、駐屯地外周の警備、駐屯地要員への現地職員の採用をはじめ、現地当局との折衝や国連関係機関、各国派遣部隊、NGOなどとの広範な協議・連携・協力は活動を成功させる不可欠の要素である。また自衛隊の行動に対する統制と責任の上からも、政府として、直接に現地で判断し、裁定し、あるいは本国と連絡をとる体制をつくっておく必要がある。このため、しかるべき文民の責任者とそのスタッフを先行派遣し、自衛隊とともに任務終了まで配置すべきである。なお、現地要員の採用問題は、単に語学上の問題にとどまらず、地元住民との信頼関係や活動上の技術的、社会的側面にとっても大きな意味があることを付言しておく。

④ 安全対策について

- (a) 警備については、ゴマの仏軍キャンプでは、キャンプの入口（外側はザイル兵）に警備兵が1～2名、自動小銃を持って配置されていた（昼間）。仏軍キャンプ内では高級将校は拳銃を携帯していたが、他の兵士は丸腰で活動していた。仏軍司令官によると、自身の安全を確保するため火器の保持について検討しておくことが必要だが、自己防衛のためにのみ保持しており、これまで1発も撃っていないという。また仏軍の輸送基地の盗難防止等は、ザイル軍に依頼している。なお仏軍司令官は、フランスの医療チームを難民キャンプに送迎する場合には仏軍が警護して、医療地域を軍の車でパトロールすることもあると言っていた。また、活動をスムーズにする意味からも、現地のザイル人を雇用する必要性を強調していた。
- (b) 給水活動に従事している米国のサンフランシスコ地震の際に活躍した消防隊は、ザイル警察等に依頼して警備をしてもらっている。
- (c) 現地の治安状況を考える場合、それがどの地域なのか、また自衛隊の活動内容とその範囲等によっても異なるので、一律に考えるべきではない。今回われわれが視察し、また現地関係者からの話を総合しても、難民キャンプの治安は全般的には落ち着きを取り戻しつつある。ただし、難民の中に旧政府軍・民兵が存在し、武器を保持していると言われており、それなりの安全確保体制は十分に考える必要がある。したがって、自衛隊の安全確保についても、派遣地域の治安状況を十分に把握し、

GM: 7905

任務の具体的な内容等も考慮した上で、隊員が安心して救援活動を行えるよう、武器の保持については政府の責任において決定すべきである。

6、ルワンダの平和と安定、復興のための協力

- ① ルワンダは内戦前の人口は760万人であったが、国外に200万人もの難民を出し、また大量虐殺によって数十万人が殺された（50万人とも60万人とも100万人とも言うが、どの機関も根拠が確かな数字を持っていない）。新政権は、国連PKOが管理する南西部を除いて一応全土を統治下においている。その南西部にもUNAMIRと協議して地方政府の役人や小隊を少しずつ派遣し、住民との接触を拡大しつつある。ルワンダ国内には今のところこれを脅かす有力な勢力は存在していず、その限りで安定しているようである。また首都キガリ市内の市民生活を見ても、治安状況は比較的に安定している。
- ② しかし政府としては、財政的にまったく破綻している。21人の閣僚は、それぞれホテルや公共建築物の一部を使って執務しているが、兵士、公務員の給与を払う能力もない。また、閣僚が地方を回る交通手段もなく、自宅からも徒歩で通っている状態である。電力は水力発電によっているが送電線が切断され、調査団が訪れた時は自家発電システムがある建物だけが心もとない照明があった。電話は不通であり、水道も機能していない。バス等の公共交通手段はなく（1989年に日本が贈ったバスは73台が旧政府派によってザイールに持ち出され、現在返還交渉中）、農村部ではほとんど車が走っていない。15万人といわれたキガリの人口も、現在は5万人程度と推定され、市内は閑散としている。ただ、いくつかのホテル、レストランが再開され、キガリ空港が米軍の支援で機能を回復し、市内のマーケットも一部始まっており、市民や子どもの表情も落ち着いてきているなどが明るい要素である。
- ③ 以上の状況の下で、ルワンダ政府首脳部からは次のような要請がわが国に対して行われた。
 - (a) 公共交通機関の回復
 - (b) 21人の閣僚の通勤や地方巡回のための21台の車両の提供
 - (c) 学校、病院、職業訓練施設などの復興
 - (d) 食糧生産のための農業援助
 - (e) 通信、水道、電力などのインフラの復興
 - (f) 放送施設（難民等に帰還を呼びかけるため緊急に必要）
 - (g) ルワンダへの貿易上の特惠と二国間貿易の発展
 なお、これらとは別に新たな世界銀行融資を得るための旧借款返済への国際的支援が必要になっている。
- ④ 難民の帰還と再定住のために
 - (a) 新政権は、「正義なくして和平なし」という原則を堅持しつつも、難民の98～99%は無実であり、大量虐殺の首謀者、組織者だけは処罰されなければならないとしている。それが「報復」にならない保証措置として、国連による「国際法廷」の設置を求めている。また国連側では、ルワンダ各地に「人権モニター」を配置することも計画している。これらの早期実現のためには、資金的、人的な協力が必要

GM: 7905

になろう。

- (b) これらの政策と保証の進行過程を難民や国内避難民に伝達し、残った国民とも和解を促進するためには、放送施設の再建と大量のラジオの配布、旧兵士や民兵の武装解除および彼らの一般難民との分離などが各方面で併行的に進められる必要があり、これらにわが国としてどのような協力ができるか検討すべきである。
- (c) 帰還が始まった場合、UNHCRの監督・調整下にIOMなどの国際機関も加わって大規模輸送活動が行われることになろうが、わが国としてもそれへの協力をあらかじめ検討しておくべきである。

⑤ ルワンダへのわが国外交官の配置

首都キガリにはすでに米国をはじめ各国の外交官が戻りつつあり、大使館も開かれつつある。わが国の人道的支援と将来のルワンダの国造りとのために、わが国から少なくとも連絡員などを派遣する必要があると考えられる。

ま と め

- ① 今回のルワンダ難民救援活動に関して、わが国が行なっている資金、物資などの協力に対して、UNHCRをはじめ各地で感謝の言葉を聞いた。また今回の人道的活動がUNHCRの監督・調整下に行われており、その代表が緒方貞子高等弁務官であることもしばしば言及された。政府として国民に対し、人道的活動の意義、UNHCRなどの役割等について、さらに理解と協力が広がるよう努めるべきである。
- ② 複雑で不安定な情勢や遠隔地ということもあって、国民の間にはルワンダをめぐる実情は正確には伝わっていない。調査団が訪問中も、現地の状況とまったく異なる報道や議論がわが国で行われていることを知って、その落差に驚き、失望もした。現地を知ること、その上で速やかで柔軟な対処をすることの重要性を痛感した。
- ③ 今回の調査団は、政府が派遣した一次、二次の調査団のあとで現地を訪問した。しかし本来は、政治家、政党の責任において事態を把握し、政策を立案するためにも、政治家の調査団が先行することが望ましい。
- ④ 現地において、国際機関や各国派遣部隊とともに、場合によってはそれ以上の献身性や柔軟性を発揮してNGOが活動しており、わが国のNGOもその中にあったことは感動的であった。NGO活動の一層の発展と、それを支える国民、政府、企業等の協力、支援体制の強化がきわめて重要である。それは日本人が人間として現地の人びとと信頼しあい、協力しあうという真の国際協力の姿であるからであり、海外から日本人が顔の見える「地球市民」として受け入れられる方法だからである。また、この種国際協力は、迅速性と柔軟性、専門性およびキメ細かさが不可欠であり、そのような能力を備えた国際協力の体制をわが国としても一日も早くつくっていくべきである。

[以上]

与党商榷

通信課長 大 臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管	総合外交政策局長 審議官 総務課長 国連政策課長 国際平和協力室長 首席事務官	起案 6年9月12日 起案者 石田 電話番号 2346	※受付日 平成6年9月13日 年 月 日 ※発信日 平成6年9月13日 年 月 日 ※入力係 3 ※送信係 VP
	協議先			

F A X 公 信

※受付番号		FGM21846-29	
在外公館長		大使 殿 外務大臣 総領事	
件名			
ルワンダ難民支援(与貴国春田の報告)			
主管・文書記号 ※FAX公信番号		※FAX公信日付	
総中合F第 6062 号		平成6年9月13日	
別紙		平 ☐ 取注 ☒	
本信送付先 (合信の場合のみ記入)		写送付先	
ザール、タンザニア、アイルランド			
往復 総平 第17818号に関する 関連資料を送付 する。			
GA-8			
外務省		回覧番号	

(昭和六三・九・五改正)

（注意） 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います

ルワンダ難民支援与党調査団報告（要旨）

平成6年9月12日（月）

（1）自衛隊を派遣すべきか否かの総合的判断に関する意見

中間報告でも既に述べたように、現地のニーズからも、今回の自衛隊派遣は速やかに実施すべきものとする。

（2）活動地域についての意見

自衛隊の活動は、当面ゴマ地域中心に考えるべきであるが、さらに、ブカブ地域等のニーズもあることも今後は考えるべきである。

（3）いかなる分野での活動が期待されているか

既に医療、給水（浄化）、防疫、輸送（空輸）という4分野の役割を期待されており、それをできるだけ効果的に実施すべきであろう。その際、医療については、ゴマの難民キャンプではNGOを主体に外来医療を中心とする一次医療を行っているが、さらに、各診療所からの紹介患者の受け入れや24時間収容医療が可能な二次医療以上のものが期待されている。

給水については、浄化活動（1日あたり2千トン）についてであり、水の輸送等への協力は強く要請されてはいない。

仏軍は、日本の宿営場所は仏軍の使用した場所を使用可とっている。しかし、状況は変化するので、自衛隊の対応についても柔軟に考える必要もある。

（4）活動期間についての意見

難民の帰還時期などが現時点では不透明なため、差しあたり活動期間を3か月程度とし、その後の活動については、今後の推移を把握して再検討すべきとする。

(5) 治安状況についての意見

治安状況を考える場合、地域によってかなり異なっており、一律に考えるべきではない。

今回我々が視察し、また現地関係者からの話を総合しても、キャンプの治安は全般的には落ち着きを取り戻しつつある。但し、難民の中には旧政府軍・民兵が存在し武器を保持していると言われており、それなりの安全確保体制は十分に考える必要がある。

従って、派遣地域の治安状況を十分に把握し、任務の具体的な内容等も考慮した上で、隊員が安心して救援活動を行えるよう武器の保持については政府の責任において決定すべきである。

(6) ルワンダ国内状況についての観察

本報告書を参考とする。

(7) 今後の課題についての意見

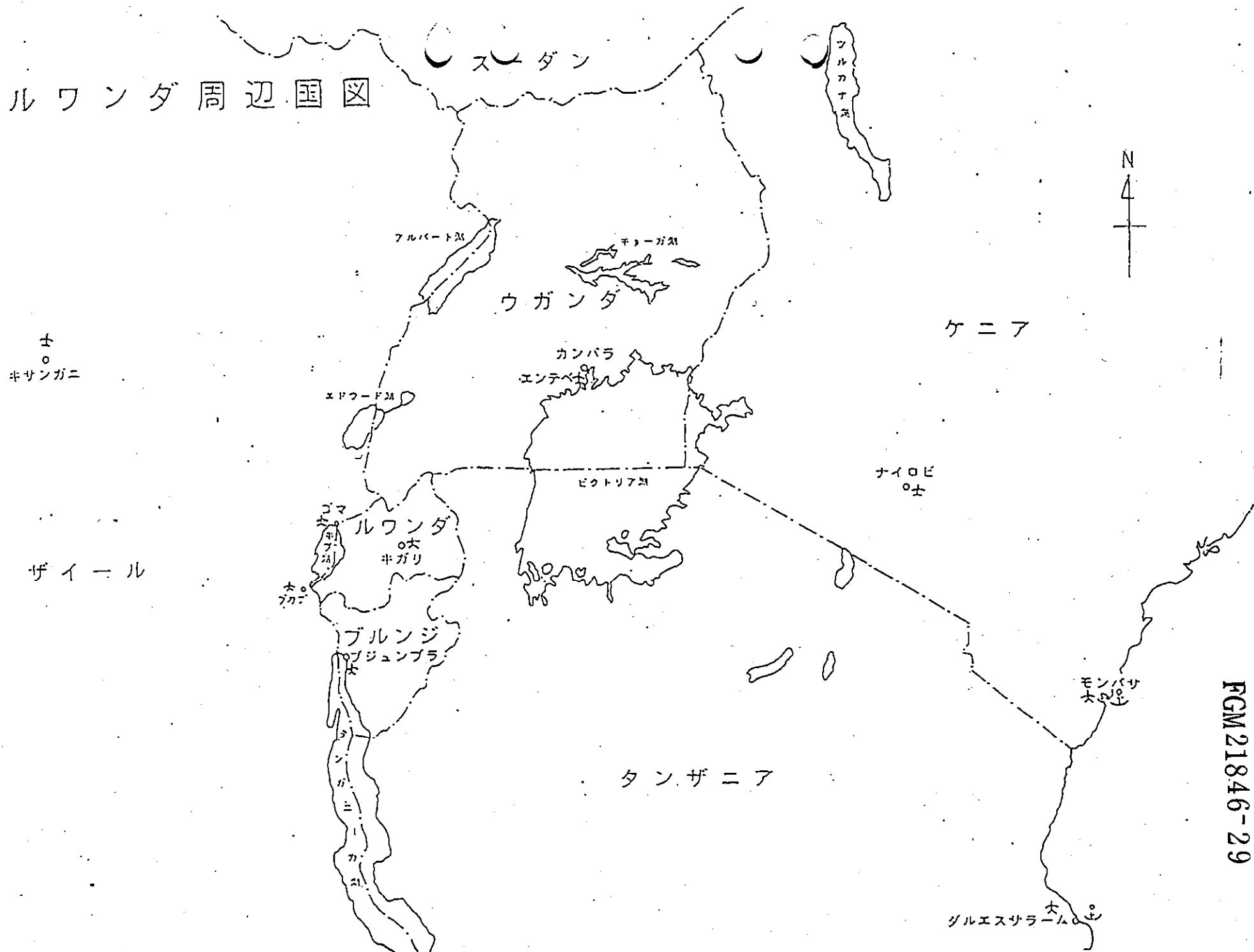
今後、アフリカ諸国との関係強化の必要からも、今後も大使館をできるだけ増やすべきと思われる。

難民キャンプのあるザイール等は、難民による被害もあり、難民の帰還を効果的にするためにも、そうした国への経済支援も考える必要があろう。

ルワンダの経済・社会の再建についても、日本としてどうコミットできるかも検討すべきであろう。

様々な難民救援活動等は、ルワンダの首都キガリで国連関係機関が中心となって情報収集、具体的な方針を決定している。また、各国大使館も復帰しつつある。そこで、キガリにわが国としての連絡調整に当たる人員を必要に応じて派遣すべきである。

ルワンダ周辺国図



FGM 218.46-29

FGM21846-29

ルワンダ難民支援与党調査団報告

1994年9月12日

1. 調査団の目的:

ルワンダ難民支援与党調査団（岩垂寿喜男団長）は、本年8月17日の与党防衛調整会議の提案を受けて編成され、派遣された。

調査団の目的は、防衛調整会議において確認されたルワンダ難民支援活動への我国の人的協力の推進のため、現地の視察及び現地の救援活動関係者、政府関係者等からの聴取、意見交換を行うことによって、現地情勢のより正確な把握と我国の人的協力を実施する際の重点、条件、方法等を明確にすることにあった。

2. 団構成:

団長	岩垂 寿喜男	(衆議院議員)
副団長	大野 功統	(")
事務局長	高見 裕一	(")
団員	五島 正規	(")
"	中谷 元	(")
事務局	筑紫 建彦	(社会党)
"	田村 重信	(自民党)
"	石崎 豊三	(さきがけ)

3. 日程:

調査団はいかの日程で調査活動を行った。

9月4日(日) 成田発 ロンドン着(ナイロビ便待ちでロンドン泊)

9月5日(月) ロンドン発

9月6日(火) 未明 ナイロビ着

- (1) 国際NGO「ワールドコンサーン」アフリカ事務所長カール・ベッカー氏及び日本のNGO「JET」のメンバーと会談
- (2) UNHCRナイロビ事務所の副題表カマラ氏とのブリーフィングと質疑

9月7日(水) ナイロビ発 ゴマ(ザイール)着

- (3) UNHCRゴマ事務所代表グランディ氏と会談
- (4) 北キブ州知事代理と会談
- (5) ゴマ市長
- (6) UNHCRシニアフィールドオフィサー・ベッカー氏と会談
- (7) キブンバ難民キャンプ訪問
 - (イ) ボエルストラー医師(MSF「国境なき医師団」)
 - (ロ) 根本医師ほか2名の日本人医師(AMDA「アジア医師連絡協議会」)

- (ハ) マット区長
- (ニ) 難民代表
- (8) ゴマ市内キブ湖畔の浄水基地訪問
 - (イ) 米国給水所技師長
 - (ロ) スウェーデン救援隊技師チーム
- (9) ル・フレム仏軍現地司令官と会談
- (10) ルワンダ首相トワギラムング氏と会談
- (11) JVC (日本ボランティアセンター) と会談
- 9月8日 (木) 終日ルワンダの首都キガリにて主要関係者にインタビュー
 - (12) カーン国連事務総長特使
 - (13) UNAMIR (国連ルワンダ支援団) 司令官 (PKO/FC)
 - (14) ポール・カガメ副大統領兼国防相
 - (15) アルトゥーロ・ヘインUNREO (国連ルワンダ緊急活動調整事務所) 代表
 - (16) アレクシス・カニャレンゲ副首相 (RPF議長)
RPF第二副議長と書記長が同席
 - (17) UNHCRキガリ事務所代表ウラサ氏
 - (18) ビララ計画相
 - (19) キガリ市内を視察
 - (20) 米軍空輸部隊キガリ空港管理調整担当官
- 9月9日 (金) キガリ発 ブカブ (ザイール) 着
 - (21) 南キブ州知事と会談
 - (22) ルワンダ国境までのブカブ市内視察
 - (23) ブカブ北西公害の難民キャンプ訪問
 ブカブ発 ナイロビ着 (夕刻記者会見)
ナイロビ発
- 9月10日 (土) 未明 パリ着
 - 午後 団会議 (報告書作成)
 - 夕刻 パリ発
- 9月11日 (日) 午後 成田着

4. 難民の状況と救援活動の課題

① 概況

- (イ) 7月18日のRPF (ルワンダ愛国戦線=ツチ族フツ族穏健派の連合) によるルワンダ全土の制圧と新政権樹立以来、大量の難民がタンザニア、ブルンジ、ザイールの国境周辺部に流出した。その総数は2ヶ月後の現在でも性格に把握されていないが、約200万人と推定されている。この推定の根拠はUNHCR等による食料配分の作業を通じたものであり、ほぼ間違いないものと思われる。難民流出の地域と数は時期により違いがあるが、当初はタンザニアのンガラ、その後ザイールのゴマ (キブ湖北端)、更にブカブ (キブ湖南端) 等が主な集中地域となっている。

- (ロ) 国際機関やNGO、各国派遣部隊等の2ヶ月間の努力により、食料は充分ではないがほぼ供給体制が整い、給水及びそれと密接に関連している防疫は

効果を挙げつつある。医療についてはキャンプ地内での外来医療の体制はN G Oを中心にほぼ充実されつつある。

(A) 他方、大量の難民が集中した地域では、現地の行政的、経済的混乱や住民生活の緊張、森林伐採の拡充による環境上の破壊などがのしかかり、その緩和策や地域社会の国際的支援が別の新たな課題として登場している。

(B) 200万人の難民は近隣諸国では長期に、受け入れ、吸収することは不可能であり、最終的には本国ルワンダへの帰還しか解決策はない。このため国連関係機関などは難民救援という当面の課題とあわせて、安全な帰還と再定住のための条件作りにも力を注いでいる。

しかし、次のようないくつかの困難によって、正式の帰還作業の開始の見通しは立っていない。

(a) 新政権による、虐殺に直接関与していない者への帰還呼び掛けと処罰しないなどの言明にもかかわらず、その保障措置が未確立のため、帰還すれば処罰・報復が行われるのではないかとこの恐れが難民側に根強い。

(b) 旧政権と軍、民兵は大量虐殺を計画・組織・実行したあとで、戦闘の敗北とともに、旧行政組織（部落長等を含む）を通じて、地域の住民、家族を連れて国外に脱出しており、彼らは帰還すれば処刑が待っているという宣伝、噂を広げている。また、自発的に帰国しようとする者への脅迫や殺傷事件も起こっており、この面からも難民の帰還にブレーキがかかっている。

(c) 国際社会は、ルワンダ新政権の難民受け入れ策と人権保障措置の確立のための協力と難民の現地での生活安定のための努力という、ある意味で矛盾した課題に同時に直面しており、両方を同時に解決するだけの体制・能力が十分ではない。

(d) 更に、難民の帰還と再定住の実現は、政治的条件だけではなく、破壊された経済的、生活的なインフラの再建が必要であるが、新政権にはそのための財政的、組織的、人的な能力は極めて乏しい。また、膨大な国内避難民の問題もあり、少数の帰還民も含めて、故郷の村に帰るよりは首都周辺に流民化して情勢の推移を見守るという姿勢もあるようである。

② ゴマ地域

(1) 調査団が視察したのは、ゴマ周辺にあるいくつかの難民キャンプのうち、最大のキブンバ・キャンプである。ゴマ市北郊20数キロの狭い山間地（舗装道路の西側は国立公園のためキャンプ設営禁止）を仮設のテント小屋が埋め尽くしていた。テント小屋といっても、竹で骨組みをし、草や木の葉などで編んだ数メートルの掘立小屋に国連提供のビニールシートをかぶせただけで、シートがまだないものも多数見受けられた。既に雨期が始まりつつあり、どれだけ耐えられるか疑問である。UNHCRでは、更に北数キロの地域に整

備されたキャンプを設営し、逐次キブンバから移転させて、キブンバも整備出来るようにする計画を持っており、現在その過程が始まっている。

- (II) 7～8月中旬頃の大量流入による大混乱時には、浄水及び給水体制が伴わず、コレラなどが蔓延して数万人の死者が出て、死体や屍臭がキャンプの常態になっていたというが、その後の浄水・給水活動やトイレの整備により、コレラは下火となり、ついで流行した赤痢も峠を越えた感がある。給水については、OXFAM (NGO) やUNICEFなどが担当していたが、それだけではカバー出来ず、米軍が大量の機材と人員を投入したことによって目ざましい改善がなされたという。浄水・給水の体制は、米軍の撤退後は彼らが残した浄水機を使用して、米国給水所チームが引き継ぎ、調査団が訪問した時点では、更にスウェーデンのチームが引き継ぎつつあった。日本が引き継ぐ場合、その機材を利用出来るのか、日本が独自の浄水機を持って来るのかについては、事前に米国側及びUNHCR現地事務所等との調整が必要である。なお、給水活動については、給水車、タンク、ホース等についてもほぼ体制は確立していると報告され、日本側への特別な要請はなかった。

(II) 医療活動

コレラは峠を越し、医療活動上の緊急の危機はほぼ脱しつつあるが、赤痢、髄膜炎、肺炎等の患者は依然として見られる。キャンプ地ではMSFや赤十字連盟、AMDAなどのNGOの医療チームが主役となっており、一次（初期）医療をほぼまかなっている。彼らやUNHCRが異口同音に言ったのは、米軍やイスラエル軍の撤退により、彼らが行っていた二次、三次医療体制に穴があいていることであり、自衛隊が来る場合、是非二次、三次の医療が提供出来る体制を受け持つて欲しいとの強い要望がなされた。

- (i) キャンプでの食糧は、量的にはWFPの供給体制が比較的にしっかりしていることにより、平均1600kcal/日の供給がなされているという。しかし、これは人間が生きていく最低量ギリギリであり、難民の20%が栄養不良、3%が極めて悪いという状態であり、また、穀類中心であるから栄養バランス上の問題がある。さらに、食糧の分配は難民の小集団毎の首長を通じて人数の申告に応じて行われているとも言われ、難民個人に平等に行き渡っているか疑問であるという問題もある。この食糧分配活動についてはNGOが行っているので日本側への協力要請はなかった。

(II) 治安

- (a) キャンプ地の整備の進行、給水活動、一次医療体制の一定の確立、食糧供給の継続的実施等により、これらを原因とする難民の不安や同様のものはほぼ収まっている。初期においては、食糧等の到着時に難民が殺到して、警備のザイル兵が発砲、3～4人が死亡したという事件も発生したが、その後は起こっていない。また、時折、難民同士の喧嘩や衝突があるという。

- (b) 最も問題なのは、難民の中に旧政府軍兵士や民兵が混じっており、彼ら

が武器（ナタや場合によっては火器）を隠し持っているのではないかという恐れである。この点は、ザイール当局や国連機関でも正確なことは把握しておらず、ザイール政府によって兵士や民兵を一般難民のキャンプから分離し武装解除するというゴマ地域に残された課題とともに、今後の課題となっている。

調査団が訪問する直前に、難民の中の医師が自発的帰還の医師を理由として民兵らに殺害されると言う事件が起こったという。但し、彼らによるザイール住民、救援活動従事者、各国派遣部隊への危害は、これまで1件も起こっていない。

- (c) 夜間または夕刻等に市内で銃声が聞こえたり、キャンプ地と市街地の中間の人目のない道などで強盗が出ることがあるとの話はいくつかあった。前者はザイール兵が何らかの理由で発砲したのか、後者はザイール兵またはルワンダ兵らが関与しているのかは不明である。このため、キャンプで活動するNGOなどは暗くなつてからの活動や外出は避けている。また、仏軍司令官によると、駐屯地の外側はザイール軍の兵士に警備を委ね、外部と接触する警備体制はとらないようにしており、医療チームなどをキャンプに送迎する場合には、警備チームをつけて医療地区周辺を軍の車でパトロールすることもあるというが、これまで仏軍として一発も発砲する事態に直面したことはないという。また、活動の際には、必ず制服を着て活動した方がよいというアドバイスもあった。

(A) ザイールとしての地域問題

- (a) ゴマは人口13万人の小さな町であり、近郊の住民は貧しい農民が多い。その人口の数倍の難民が一挙に流入したため、ゴマの行政的、インフラ的能力ははるかに及ばない状態になり、国際社会の難民救援活動によって辛うじて秩序が維持されている。市内の秩序維持はザイール軍兵士と警察によって行われているが、ザイール自身が政治的に不安定であり、彼らの給料も何カ月も支給されていないという話もある。このため、市内での安易な行動（例えば、兵士や主要私設の無断撮影など）や夜間外出などは注意を要する。
- (b) これにも関連するが、外国からの救援活動において、ザイール当局（州、市などの行政、軍、警察など）と十分な協議と調整を行い、誤解や無用な軋轢が生じないように配慮するとともに、彼らとの連携、協力の推進によって、良好な関係を築くよう努力することが極めて重要である。国際法上はザイールの主権下の活動であり、また彼らの名誉と尊厳を尊重することは当然だからである。この点では、仏軍司令官が軍の駐屯地や外周警備だけではなく、駐屯地の業務の一部にもザイール人を雇用するなどの「配慮」が極めて重要であると強調したこと、キャンプ地内で活動するNGOがザイール人や難民からもスタッフを雇用していることは、信頼関係の上からも重要な参考事例にすべきである。
- (c) 国際社会による難民への資金、物資、人材の大規模な投入は、貧しい地

FGM21846-29

域社会との間で逆に「格差」問題を生じかねない。本来的には、ODAの対象としての問題であろうが、難民問題と不離の隣接課題として、ザイールの地域社会への何らかの財政上、民政安定上の支援に関し、ザイール側の行政責任者たちから繰り返し要請された。

- (d) また、難民は調理用燃料や調理具の供給が十分でないため、キャンプ周辺の木を切って燃料としており、伐採の範囲は確実に広がっている。この点は、ザイール側も強調していたが、これ以上の環境破壊を防止するため、薪以外の何らかの燃料の供給も検討すべきであろう。UNHCRの国際社会への提供要請品目の中にも燃料の調理器具が含まれているが、その供給は十分ではない。

③ブカブ地域

(イ) ブカブ地域は、ゴマの事態に照らして同様の集中的な大量流入が危惧されたが、ルワンダ南西部の仏軍の「安全地帯」が仏軍撤退後もアフリカ各国軍によって引き継がれたこと、またザイル側が国境閉鎖を一時行なったことなどによって、破局的状態はかろうじて回避されている。しかしそれでも仏軍撤退の8月22日以降に35万人が、また最近までに10万人が流入し、人口40万人のブカブ市の市内と周辺に45万人という難民がひしめいていることは事実であり、ゴマと類似の多くの問題を抱えている。

(ロ) キャンプ地は市の郊外のキブ湖岸の斜面に散在しており、逐次拡大・拡散しつつある。ブカブは難民の増加のテンポがゴマに比べて遅かったため、キャンプ地としては計画的に整備されつつある。また給水はキャンプが湖岸のそばであるため、ゴマよりは容易である。しかし次のような問題を持っている。

(a) ブカブ市からキャンプ地まで、またゴマへの道は相当傷んでおり、キャンプ地内の通行路と合わせて道路整備が優先事項の一つとなっている。

(b) キャンプ地はゴマに比して整備されているが、テントの密集度が高い、医療、給水などの拠点がゴマほどキャンプ内に適度に配置されていない、斜面が急な場所に拡大しつつあり、キャンプ設営作業が困難になっているなどがUNHCRから指摘された。

(c) 難民をほぼキャンプに収容しているゴマと違い、ブカブには市内の学校、教会などの公共施設や道路際に住みついている難民も相当いる。このため教育活動などにも支障が出ている。この難民を収容する土地が見当たらず、UNHCRなどはヘリコプターでブカブ周辺地域の平坦な土地を捜しているという。したがってキャンプ設営の作業はブカブでは依然として優先度の高い課題である。

(d) 難民救援活動のほぼ唯一の受入れ基地となっているブカブ空港は、滑走路が1500mしかなく、その1/3程度は砂利化しており、あと10回程度の中型機の離発着で空港としての機能を失うのではないかと危惧されている。その補修は大きな課題だが、今のところ対策が確立していないので、いくつかの新補給ルートが開発されつつある。

i) ゴマからの陸路輸送（悪路、遠距離だが）

ii) キガリからの陸路輸送（遠距離だが空輸よりは低コスト）

iii) ゴマ～ブカブ間はキブ湖のフェリーが1隻就航しているので、少量物資、人員などの輸送に利用できるかもしれない（約8時間）

(ハ) 治安

(a) ゴマよりブカブの方が大きな町であるため、地域社会の混乱についての吸収力は大きいはずだが、前記の要因によりゴマ同様に大きな負担となっている。

(b) ブカブには旧政府軍兵士、民兵が集結したキャンプが存在するという報道については、南キブ州知事の説明によると、ルワンダ政府の要請もあり、ザイル側の判断で彼らを武装解除し、分離したものであるという。彼らのキャンプは一般難民のキャンプから5kmほど内陸に設置されており、国際機関やNGOの支援がないためザイル側で食糧供給などを行なっているという。旧政府側指導者が「いつでも武器はザイル側から回収できるし、時期がくればルワンダ国内に反攻する」と語ったという報道については、州知事は苦笑し、「そんなことはあり

えないし、許さない」と言明した。

- (c) くわえて知事は、ザイル政府としては、約1万人の旧政府軍兵士や民兵を現在のキャンプから約700km西方の奥地に空輸し、陸路では戻れないようにする計画を持っていると語った。ゴマ地域の兵士・民兵も分離がすめば空輸することになるが、分離の状況は知らないと言った。しかしその実現には空輸のためのコスト、機材が必要であり、国際社会の協力が必要であると言うから、当面実現する見込みは大きくない。

(二) NGOなどへの協力

ブカブ地区ではUNHCRはもとよりMSFなどのNGOが活動しており、日本のAMDAも活動を開始しようとしていた。しかしその際、最も大きな問題は補給である。前記のような補給上の困難の解決は切実である。したがって自衛隊がゴマに入る場合も、可能な限りブカブへの支援も行なうことを検討すべきであろう。本格的な人員配置は困難であっても、前記のようないくつかの方法で協力することも排除すべきではないのではないか。

5. 自衛隊の協力のあり方

① 自衛隊の派遣について

現地では、UNHCRなどの国際機関や、米軍、仏軍などの派遣部隊、NGOなども含めて、政府の一次、二次の調査団との接触を通じて、自衛隊の部隊が派遣されることはすでに前提として受けとめられている。また医療、給水、防疫、空輸の4分野で協力を行なうとの意思表示がなされたとの理解が広がっている。したがって、自衛隊の派遣は関係者の期待に応える上からも速やかに実施すべきである。

② 4分野の活動について

- (a) 医療については、ゴマの難民キャンプではNGOが主体となって外来医療を中心とする一次医療を行なっているが、さらに各診療所からの紹介患者の受入れや24時間収容医療（入院）が可能な二次医療以上のものが期待されている。
- (b) 給水については、関係者の要求と期待は、現在行われている日量2000ℓの浄水活動を、その水準を維持しつつ自衛隊が責任をもって引き継いでくれることにある。前述のように事前に米国、UNHCRなどと協議・調整し、必要なら浄水機を搬入すべきである。なお、水の輸送等への協力は、給水体制はほぼ確立したとして、強くは要請されていない。現地ではキブ湖の水の浄化だけでなく、キャンプ周辺で井戸を掘ることも試みとしている。
- (c) 防疫については、浄水-給水体制の確立と、一次-二次医療体制の確立によって相当程度カバーできると思われる。ゴマ地区では、トイレは一応キャンプ地の外部に分離して設置されているが、ビニール・シートで囲っただけのものであり、逐次新設していく必要がある。
- (d) 空輸については、今後も相当期間必要でありつづけるため必須である。しかしエンテベ（ウガンダ）を拠点としてゴマに空輸している米軍は、ルワンダのキガリ空港の機能（機材、人員等）の回復が順調にいと判断して、エンテベ・ルートを縮小し、キガリ～ゴマ、キガリ～ブカブの陸路輸送への切りかえを図っている。しかし自衛隊機のキガリ・ルートの利用については、「紛争地域」としてのルワンダの評価との兼ね合いが問題となるものと考えられる。

[なお米国は、モンバサ港（ケニア）やダルエスサラーム（タンザニア）への輸送船の到着をにらみながら、難民キャンプとの間の物資輸送を長距離トラック輸送で行なう計画を持っており、東アフリカ全域を視野に入れたルート開発を考えている]

③ 4分野以外の活動について

- (a) 空港警備、キャンプ地や駐屯地外周などの地域的治安維持は、自衛隊には求められていない。これらは本来的に主権国たるザイル側の権限であり責任である。そのザイル側は、空港、外国軍の駐屯地の外周、主要施設などに少数の兵士、警察官を配置しており、彼らは自動小銃を持っていた。なお浄水場（空港近く）の警察官は丸腰であった。ザイル兵などは難民キャンプ地の内部を常時パトロールすることもしていない。したがって、空港警備や地域的治安維持は自衛隊の任務とはなりえないし、任務とはしないことを現地関係者に明確にしておくべきである。
- (b) 現地では、日本のNGOをはじめ各国のNGOが活動しており、彼ら／彼女らはむしろ人道的救援活動の主役の一人でさえある。NGOとの協力、連携がうまくいくことは活動成功の要件である。したがって、NGOとの協力、連携を重要な任務として心得ておく必要がある。NGOなどからさまざまな要請があった場合、できる範囲で可能な限り応じるという柔軟な対応もすべきであろう。
- (c) 前にも触れたように、駐屯地外周の警備、駐屯地要員への現地職員の採用をはじめ、現地当局との折衝や国連関係機関、各国派遣部隊、NGOなどとの広範な協議・連携・協力は活動を成功させる不可欠の要素である。また自衛隊の行動に対する統制と責任の上からも、政府として、直接に現地で判断し、裁定し、あるいは本国と連絡をとる体制をつくっておく必要がある。このため、しかるべき文民の責任者とそのスタッフを先行派遣し、自衛隊とともに任務終了まで配置すべきである。なお、現地要員の採用問題は、単に語学上の問題にとどまらず、地元住民との信頼関係や活動上の技術的、社会的側面にとっても大きな意味があることを付言しておく。

④ 安全対策について

- (a) 警備については、ゴマの仏軍キャンプでは、キャンプの入口（外側はザイル兵）に警備兵が1～2名、自動小銃を持って配置されていた（昼間）。仏軍キャンプ内では高級将校は拳銃を携帯していたが、他の兵士は丸腰で活動していた。仏軍司令官によると、自身の安全を確保するため火器の保持について検討しておくことが必要だが、自己防衛のためにのみ保持しており、これまで1発も撃っていないという。また仏軍の輸送基地の盗難防止等は、ザイル軍に依頼している。なお仏軍司令官は、フランスの医療チームを難民キャンプに送迎する場合には仏軍が警護して、医療地域を軍の車でパトロールすることもあると言っていた。また、活動をスムーズにする意味からも、現地のザイル人を雇用する必要性を強調していた。
- (b) 給水活動に従事している米国のサンフランシスコ地震の際に活躍した消防隊は、ザイル警察等に依頼して警備をしてもらっている。
- (c) 現地の治安状況を考える場合、それがどの地域なのか、また自衛隊の活動内容とその範囲等によっても異なるので、一律に考えるべきではない。今回われわれが視察し、また現地関係者からの話を総合しても、難民キャンプの治安は全般的には落ち着きを取り戻しつつある。ただし、難民の中に旧政府軍・民兵が存在し、武器を保持していると言われており、それなりの安全確保体制は十分に考える必要がある。したがって、自衛隊の安全確保についても、派遣地域の治安状況を十分に把握し、

任務の具体的な内容等も考慮した上で、隊員が安心して救援活動を行えるよう、武器の保持については政府の責任において決定すべきである。

6、ルワンダの平和と安定、復興のための協力

① ルワンダは内戦前の人口は760万人であったが、国外に200万人もの難民を出し、また大量虐殺によって数十万人が殺された(50万人とも60万人とも100万人とも言うが、どの機関も根拠が確かな数字を持っていない)。新政権は、国連PKOが管理する南西部を除いて一応全土を統治下においている。その南西部にもUNAMIRと協議して地方政府の役人や小隊を少しずつ派遣し、住民との接触を拡大しつつある。ルワンダ国内には今のところこれを脅かす有力な勢力は存在していず、その限りで安定しているようである。また首都キガリ市内の市民生活を見ても、治安状況は比較的に安定している。

② しかし政府としては、財政的にまったく破綻している。21人の閣僚は、それぞれホテルや公共建築物の一部を使って執務しているが、兵士、公務員の給与を払う能力もない。また、閣僚が地方を回る交通手段もなく、自宅からも徒歩で通っている状態である。電力は水力発電によっているが送電線が切断され、調査団が訪れた時は自家発電システムがある建物だけが心もとない照明があった。電話は不通であり、水道も機能していない。バス等の公共交通手段はなく(1989年に日本が贈ったバスは73台が旧政府派によってザイールに持ち出され、現在返還交渉中)、農村部ではほとんど車が走っていない。15万人といわれたキガリの人口も、現在は5万人程度と推定され、市内は閑散としている。ただ、いくつかのホテル、レストランが再開され、キガリ空港が米軍の支援で機能を回復し、市内のマーケットも一部始まっており、市民や子どもの表情も落ち着いてきているなどが明るい要素である。

③ 以上の状況の下で、ルワンダ政府首脳部からは次のような要請がわが国に対して行われた。

- (a) 公共交通機関の回復
- (b) 21人の閣僚の通勤や地方巡回のための21台の車両の提供
- (c) 学校、病院、職業訓練施設などの復興
- (d) 食糧生産のための農業援助
- (e) 通信、水道、電力などのインフラの復興
- (f) 放送施設(難民等に帰還を呼びかけるため緊急に必要)
- (g) ルワンダへの貿易上の特惠と二国間貿易の発展

なお、これらとは別に新たな世界銀行融資を得るための旧借款返済への国際的支援が必要になっている。

④ 難民の帰還と再定住のために

- (a) 新政権は、「正義なくして和平なし」という原則を堅持しつつも、難民の98～99%は無実であり、大量虐殺の首謀者、組織者だけは処罰されなければならないとしている。それが「報復」にならない保証措置として、国連による「国際法廷」の設置を求めている。また国連側では、ルワンダ各地に「人権モニター」を配置することも計画している。これらの早期実現のためには、資金的、人的な協力が必要

FGM21846-29

になろう。

- (b) これらの政策と保証の進行過程を難民や国内避難民に伝達し、残った国民とも和解を促進するためには、放送施設の再建と大量のラジオの配布、旧兵士や民兵の武装解除および彼らの一般難民との分離などが各方面で併行的に進められる必要があり、これらにわが国としてどのような協力ができるか検討すべきである。
- (c) 帰還が始まった場合、UNHCRの監督・調整下にIOMなどの国際機関も加わって大規模輸送活動が行われることになろうが、わが国としてもそれへの協力をあらかじめ検討しておくべきである。

⑤ ルワンダへのわが国外交官の配置

首都キガリにはすでに米国をはじめ各国の外交官が戻りつつあり、大使館も開かれつつある。わが国の人道的支援と将来のルワンダの国造りとのために、わが国から少なくとも連絡員などを派遣する必要があると考えられる。

ま と め

- ① 今回のルワンダ難民救援活動に関して、わが国が行なっている資金、物資などの協力に対して、UNHCRをはじめ各地で感謝の言葉を聞いた。また今回の人道的活動がUNHCRの監督・調整下に行われており、その代表が緒方貞子高等弁務官であることもしばしば言及された。政府として国民に対し、人道的活動の意義、UNHCRなどの役割等について、さらに理解と協力が広がるよう努めるべきである。
- ② 複雑で不安定な情勢や遠隔地ということもあって、国民の間にはルワンダをめぐる実情は正確には伝わっていない。調査団が訪問中も、現地の状況とまったく異なる報道や議論がわが国で行われていることを知って、その落差に驚き、失望もした。現地を知ること、その上で速やかで柔軟な対処をすることの重要性を痛感した。
- ③ 今回の調査団は、政府が派遣した一次、二次の調査団のあとで現地を訪問した。しかし本来は、政治家、政党の責任において事態を把握し、政策を立案するためにも、政治家の調査団が先行することが望ましい。
- ④ 現地において、国際機関や各国派遣部隊とともに、場合によってはそれ以上の献身性や柔軟性を発揮してNGOが活動しており、わが国のNGOもその中にあったことは感動的であった。NGO活動の一層の発展と、それを支える国民、政府、企業等の協力、支援体制の強化がきわめて重要である。それは日本人が人間として現地の人びとと信頼しあい、協力しあうという真の国際協力の姿であるからであり、海外から日本人が顔の見える「地球市民」として受け入れられる方法だからである。また、この種国際協力は、迅速性と柔軟性、専門性およびキメ細かさが不可欠であり、そのような能力を備えた国際協力の体制をわが国としても一日も早くつくっていくべきである。

[以上]

FGM21846-29

ルワンダ難民救援国際平和協力業務の実施について

（平成 6 年 9 月 1 3 日）
閣 議 決 定 案

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成 4 年法律第 7 9 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、国際連合難民高等弁務官事務所の要請を受けてルワンダ難民救援のため実施される人道的な国際救援活動のために、国際平和協力業務を実施することとし、別紙のとおり、ルワンダ難民救援国際平和協力業務実施計画を定める。

ルワンダ難民救援国際平和協力業務実施計画

1 基本方針

本年4月、ルワンダ共和国において内戦が再発して以来、大量の難民が発生し、周辺のタンザニア連合共和国、ザイール共和国、ウガンダ共和国、ブルンディ共和国に多数の難民が流入した。さらに、ルワンダ新政権が樹立された7月以降、ザイール共和国東部のゴマ、ブカブ地区を中心に新たな難民が流入し、その結果、同地区の難民キャンプでは、コレラ、赤痢等の蔓延により多数の死者が出るなど、極めて悲惨な状況となっている。

このような状況に対処するため、国際連合難民高等弁務官事務所（以下「UNHCR」という。）を始めとする各種の人道援助機関等が援助活動を実施しており、7月には、各国に対し、UNHCRがルワンダ難民救援に関する協力の要請を行った。

我が国に対しても、医療、防疫、給水、空輸等の難民救援分野における人道的な国際救援活動について、UNHCRから要請があり、我が国としても、世界の平和と安定のために一層の責務を果たしていくに当たり、国際連合を中心とした国際平和のための努力に協力し、なし得る最大限の人的な貢献を積極的に果たしていくため、この要請に応分の貢献を行うこととする。このため、ルワンダ難民救援国際平和協力隊を設置することとし、これに我が国のルワンダ難民救援活動を円滑かつ効果的に行うための連絡調整の分野における国際平和協力業務を行わしめるとともに、自衛隊の部隊等により、医療、防疫、給水、空輸等の難民救援

18 4

FGM21846-29

分野における国際平和協力業務を実施することとする。

なお、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。）第3条第2号に規定する受入れ国の人道的な国際救援活動への同意及び国際平和協力法第6条第1項第2号に規定する国際平和協力業務の実施についての受入れ国の同意についてはいずれも得られている。

2 ルワンダ難民救援国際平和協力業務の実施に関する事項

(1) 国際平和協力業務の種類及び内容

ア 以下のイからキまでに掲げる業務のうちUNHCRその他の関係機関とこれらの業務に従事する自衛隊の部隊等との間の連絡調整に係る国際平和協力業務であって、自衛隊の部隊等以外の者が行うもの

イ 国際平和協力法第3条第3号ヌに掲げる業務に係る国際平和協力業務

ウ 国際平和協力法第3条第3号ルに掲げる業務に係る国際平和協力業務

エ 国際平和協力法第3条第3号ヲに掲げる業務に係る国際平和協力業務

オ 国際平和協力法第3条第3号ワに掲げる業務に係る国際平和協力業務

カ 国際平和協力法第3条第3号タに掲げる業務に係る国際平和協力業務

キ 国際平和協力法第3条第3号レに掲げる業務としてルワンダ難民救援国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成6年政令第 号）

第2条各号に掲げる業務に係る国際平和協力業務

アからキまでに掲げる業務は、国際平和協力法第2条第2項の規定の趣旨を損なわない範囲内において行う。

(2) 派遣先国

ザイール共和国とする。

ただし、ケニア共和国、タンザニア連合共和国、ウガンダ共和国及びガボン共和国において、(1)アに掲げる業務を行うことができる。

また、タイ王国、モルディヴ共和国、セシェル共和国、ケニア共和国、タンザニア連合共和国及びウガンダ共和国において、(1)イからキに掲げる業務のうち附帯する業務としての物資の輸送、補給等及び(1)カに掲げる業務のうち輸送の業務を行うことができる。

(3) 国際平和協力業務を行うべき期間

平成6年9月16日から同年12月31日までの間

(4) ルワンダ難民救援国際平和協力隊の規模及び構成並びに装備

ア 規模及び構成

(ア) (1)アに掲げる業務に従事する者

(1)アに掲げる業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者 1.0名(ただし、人員の交替を行う場合は2.0名)

(イ) (1)イからキまでに掲げる業務に従事することとなった結果、国際平和協力法第13条第2項の規定により、国際平和協力法第4条第2項第3号に掲げる事務を行う者

(5)イ(ア)に掲げる部隊に属する自衛隊員

イ 装備

ルワンダ難民救援国際平和協力隊の隊員の健康及び安全の確保並びに(1)アに掲げる業務に必要な個人用装備(武器を除く。)

(5) 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務に関する事項

ア 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務の種類及び内容

(1) イからキまでに掲げる業務

イ 国際平和協力業務を行う自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備

(ア) 規模及び構成

① (1)イからキまでに掲げる業務を行うための陸上自衛隊の部隊

(人員290名)

② ①に掲げる陸上自衛隊の部隊のための輸送、補給等及び(1)カ

に掲げる業務のうち輸送の業務を輸送機(C-130H)によ

り行うための航空自衛隊の部隊(人員180名)

(イ) 装備

① 武器

9mm拳銃76丁、64式7.62mm小銃163丁及び62式

7.62mm機関銃1丁

② 車両

82式指揮通信車、大型トラック、小型トラック等80両

③ 航空機

輸送機(C-130H)4機

④ その他

自衛隊員の健康及び安全の確保並びに(1)イからキまでに掲げる業務に必要な装備(①から③までに掲げるものを除く。)

(6) 関係行政機関の協力に関する重要事項

ア 関係行政機関の長は、国際平和協力本部長(以下「本部長」という。)から、(1)アに掲げる業務を実施するため必要な技術、能力等

を有する職員をルワンダ難民救援国際平和協力隊に派遣するよう要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該職員をルワンダ難民救援国際平和協力隊に派遣するものとする。

イ 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、国際平和協力業務の実施のため必要な協力を行うものとする。

ウ 関係行政機関の長は、その所掌事務に支障を生じない限度において、本部長の定めるところにより行われる研修のため必要な協力を行うものとする。

エ 関係行政機関の長は、本部長から、その所管に属する物品の管理換えその他の協力の要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該協力を行うものとする。

(7) その他国際平和協力業務の実施に関する重要事項

本部長は、国際平和協力業務の実施に当たり、必要があると認めるときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供について国以外の者に協力を求めることができる。

政令第 号

ルワンダ難民救援国際平和協力隊の設置等に関する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第三条第三号レ、第五条第八項及び第十六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国際平和協力隊の設置）

第一条 国際平和協力本部に、ルワンダにおける紛争によって被害を受け又は受けるおそれのある住民その他の者（以下「ルワンダ難民」という。）に対する人道的な国際救援活動のため、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（以下「法」という。）第三条第三号ヌからワまで及びタ並びに次条各号に掲げる業務に係る国際平和協力業務のうち国際連合難民高等弁務官事務所その他の関係機関とこれらの国際平和協力業務に従事する自衛隊の部隊等との間の連絡調整に係るもの並びに法第四条第二項第三号に掲げる事務を行う組織として、平成六年十二月三十一日までの間、ルワンダ難民救援国際平和協力隊（以下「協力隊」という。）を置く。

（政令で定める業務）

第二条 ルワンダ難民に対する人道的な国際救援活動に係る法第三条第三号レの規定により同号タに掲げる業務に類するものとして政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 飲用その他の人の日常の用に供する水の浄化

二 飲食物の調製

三 宿泊又は作業のための施設の維持管理

(国際平和協力手当)

第三条 ルワンダ難民に対する人道的な国際救援活動のために実施される国際平和協力業務に従事する協力隊の隊員及び法第九条第五項に規定する自衛隊員(以下「部隊派遣自衛隊員」という。)に、この条の定めるところに従い、法第十六条第一項に規定する国際平和協力手当(以下「手当」という。)を支給する。

2 手当は、国際平和協力業務に従事した日一日につき、別表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

3 前項に定めるもののほか、手当の支給に関しては、協力隊の隊員(部隊派遣自衛隊員の身分を併せ有す

(別添3)

FGM 21846-29

26. ~~73~~

ルワンダ難民救援のための自衛隊部隊の派遣に係る

内閣官房長官用想定問答（閣議後）

(問1) 各国が撤収していく中で自衛隊の派遣が決まったことについてどう考えるか。

(答)

各国の部隊は、派遣期間の満了や、各々の所期の任務達成、財政上の理由等により撤回しているものと承知している。他方、政府の累次の調査団の報告や緒方国連難民高等弁務官によれば、現地においては現在も難民救援のニーズがあり、その状況は当面継続するとのことであるので、今回、自衛隊の派遣を決定したものである。

(問２) ザイル東部は治安状況が悪化しているため、自衛隊の部隊の安全が確保できないのではないか。

(答)

現地の治安状況にかんがみれば、派遣要員の安全を確保する体制を十分考える必要があることは言うまでもない。

政府としては、派遣先国政府に対する要員の安全確保要請、現地関係機関との情報交換を通じた治安情勢の把握、護身用の武器を含む安全確保のための装備品の携行等の措置をとるほか、派遣後に著しく治安状況が悪化するような場合には柔軟な対応の余地を残す等、その安全確保には万全を期す考えである。

(参考) 自衛隊の部隊が携行する武器

- 9mm華銃76丁
- 64式7.62mm小銃163丁
- 62式7.62mm機關銃1丁

(問3) 自衛隊の部隊の携行する機関銃が1丁となったことにともない、その安全確保体制がおろそかになるといったことはないのか。

(答)

自衛隊の部隊に携行させる武器については、現地の治安状況等を総合的に勘案しつつ、拳銃、小銃に加え、機関銃1丁を携行させることとなった。ご指摘の点については、機関銃を含む武器の効率的な運用等により適切に対処したいと考えている。

(問4) ルワンダ領空を通過するのか。

(答)

ルワンダは実施計画上派遣先国として定めていないが、現在のルワンダ国内情勢に鑑みれば、航空自衛隊の輸送機が空輸を行っている場合に、単に飛行経路としてルワンダ領空を通過することまでも否定されるものではないと考えている。

FGM21846-29

28 14

(問 5) 国連難民高等弁務官事務所からの正式要請はいつあったのか。また、その内容如何。

(答)

1. 国連難民高等弁務官事務所からの正式要請は、現地時間 9 月 12 日（日本時間 13 日）、我が国ジュネーブ代表部常駐代表宛の口上書をもって行われた。

2. その内容は以下の通り。

○国連難民高等弁務官事務所は、日本国政府に対し、ルワンダ難民救援のため、自己完結的な要員の派遣を通じ、医療、衛生、給水、空輸等の援助を提供するよう要請。

○また、3 か月間に亘る右要員の派遣に係る経費は日本国政府で負担するよう要請。

(問 6) 与党調査団は、24 時間収容医療が可能な 2 次医療以上の医療が期待されているとしているが、そのような医療を実施する考えはあるのか。

(答)

24 時間収容医療を行うためには、既に準備を進めている編成を変更し、新たな装備の携行等が必要となり、自衛隊の部隊の即時派遣が求められる現状では即座にこれを実施することはできない。政府としては、自衛隊の現地入り後、現地の状況をも十分に踏まえつつ、いわゆる 2 次医療の実施の可能性につき今後とも検討していきたい。

FGM21846-29

29 日

(問 7) 今後の派遣日程如何。

(答)

ルワンダ難民救援国際平和協力隊の設置等に関する制令の公布後、速やかに逐次部隊の派遣を行うこととなる。具体的には、航空自衛隊の先遣隊を 17 日に、陸上自衛隊の先遣隊を 21 日に、まず派遣する予定である。その後、9 月末に本隊の一部を派遣し、10 月中旬までには派遣を終える予定である。

32

[illegible]

自衛隊部隊派遣主要スケジュール（案）

	手 続 等	総理府作業項目	防衛庁作業項目	外務省作業項目
8 月	18日 検討指示 22日 第2次調査団派遣 (30日まで)	法制局第一部事前説明 外務省とともに、UN HCR 及びザイール政府と派遣枠組みについて検討 30日まで ・業務内容、派遣地域、派遣規模及び構成、派遣期間、装備について決定		法制局第一部事前説明同席 UNHCR と非公式に派遣枠組につき協議 9月 9日頃までにUN HCR 及びザイール政府と派遣枠組みについて合意すべく交渉開始
	31日 第2次調査団報告書提出 (総理、官房長官、外、防)	31～2日 ・基本方針案について官邸・与党と協議 31日 大蔵説明 (概要)	1日まで 派遣要員選定 ・旅券・ビザの確保等出国手続 ・装備品の確保 ・輸送手段の確保	・現地支援体制の確立 (大使館の機能の強化等)
9 月	(2日) 官房長官記者会見 (2～6日) 法制局説明 (1部、2部) 組織定員要求 (総務)	2日 大蔵へ資料持ち込み	(2日～) 予算説明 (大蔵)	
	4日 連立与党調査団派遣 5日 各省協議開始・説明会 (実施計画・政令) (～9日)		10日まで 予防接種 (黄熱病)	
	12日頃 UNHCR からの正式要請	・官邸レク ・関係議員等に根回し、政策調整会議等への説明		
	12日 政令等案文確定・印刷発注 官房長官決裁			
	14日 事務次官会議			
	16日 閣議決定 (実施計画・政令) 要請受諾回答 (対UNHCR) 国会報告 実施要領策定	16日 派遣要請 (防衛庁長官へ)	16日 編成命令 武器輸出申請 武器使用要領作成	
	19日 政令公布 隊員への任命			
	20日 出国 (先遣隊) 21日 現地着	19日 研修 (現地情勢) 1日	出国まで ・旅券、ビザの確保等出国手続の完了	19日 研修講師派遣

ルワンダ難民支援策の検討 - 実務調査団帰国後の段取り案 -

平成 6 年 8 月 22 日
国際平和協力本部事務局

8月30日(火) 実務調査団帰国

実務調査団による調査報告書原案の作成

外務省、総理府国際平和協力本部事務局、防衛庁間で報告書原案の調整
(報告書が確定)

報告書を踏まえて、自衛隊の派遣についての政府の「基本方針案」(※)を策定

8月31日(水)

村山首相、五十嵐官房長官、河野外相、玉沢防衛庁長官に対し調査団報告及び政府の基本方針案を説明

17:15 山崎 隆吉 氏

8月31日(水)
～9月2日(金)

連立与党側に調査団報告書及び基本方針案を説明、了承を得る

9月2日(金)

五十嵐官房長官から、自衛隊の派遣の基本方針を公表し、派遣に向けて一層準備を進めていく旨を発表
(官房長官定例記者会見)

政令、実施計画についての法制局説明
派遣部隊の選定
等の手続・準備開始

(※) 現地のニーズ、状況、自衛隊の対応能力に鑑みた場合、〇〇〇の業務内容、人員、装備、期間等であれば、自衛隊部隊が人道的な国際救援活動に協力することが可能。ついで、9月〇〇日を目処に実施計画、政令の閣議決定を行う方向で準備を進めたい。



ゴマ（ナイロビ）現地支援チームの派遣について（案）

平成 6 年 8 月 25 日

国際平和協力本部事務局

1. 基本方針

従来、国際平和協力隊を派遣する際には、国際平和協力業務の円滑な実施を図るとの観点から、事務局より、職員数名を長期出張により現地に派遣し、国際平和協力業務の実施状況の把握等の業務を行ってきたところである。

現在、政府部内においては、ルワンダ難民支援の目的で国際平和協力隊の派遣を検討中であり、今回の派遣に際しても、職員をザイールのゴマ及びケニアのナイロビに常駐させ、本部として国際平和協力業務の実施状況等の的確な把握を行うことが必要であると考えている。

しかしながら、今回派遣対象地域の一つとされているゴマが極めて困難な生活環境・勤務環境にあることに加え、従来から、職員を長期出張という方法で十分な身分保障（手当、公務災害補償、賞じゅつ金）なく現地に派遣することは、万一の場合に重大な問題になりかねないとの指摘があり、職員の士気の保持という観点からも、この際、職員を現地に長期派遣する場合には、国際平和協力隊員に任命することとする。

2. 事務局より派遣された隊員（以下「事務局隊員」という。）の業務内容

- (1) 国際平和協力業務の実施状況、現地情勢等の把握及び国際平和協力本部との連絡調整
- (2) 国際平和協力業務の実施に必要な UNHCR、各国 NGO 等との連絡調整
- (3) 国際平和協力業務の視察を目的とした来訪者に対する対応及び便宜供与
- (4) 国際平和協力業務の取材を目的とした報道機関への対応

なお、これらの業務は、国際平和協力業務を円滑に実施するために必要な業務として、国際平和協力法第 3 条第 3 号にいう国際平和協力業務に該当するものと考えている。

3. 事務局隊員業務と大使館業務との関係

現地大使館が、主として、外国政府等との外交交渉等の業務を行うのに対し、事務局隊員は、主として、UNHCR、各国 NGO 等を相手に、国際平和協力業務の円滑な実施に必要とされる日常的な情報収集や連絡調整等の業務を行うものである。

なお、事務局隊員は、その業務の性格に鑑み、大使館と緊密に連絡をとりつつ業務を行うこととする。

配布先：山崎総政局審議官

官総長

近ア局参事官

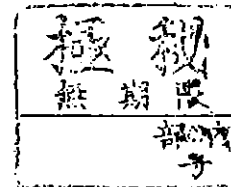
総団長

近ア一長

国連支長

総平長

総安長



極 秘

ルワンダ難民支援（今後のスケジュール）

平成6年8月30日

国際平和協力室

自衛隊派遣に関し今後想定されるスケジュールは以下の通り。

8月31日11:20~11:50 官房長官への調査結果報告（於：官邸、官房長官執務室）

外務省：山崎審議官、重家参事官（近ア一長）、角室長

総理府：防本国際平和協力本部事務局長

防衛庁：村田防衛局長

13:00~13:30 総理への調査結果報告（於：官邸、総理執務室）

外務省：山崎審議官、重家参事官（近ア一長）、角室長

総理府：防本国際平和協力本部事務局長

防衛庁：村田防衛局長

15:00~ 連立与党防衛調整会議での調査結果報告（於：第2議員会館第4会議室（1階））

外務省：山崎審議官、重家参事官（近ア一長）、角室長

総理府：防本国際平和協力本部事務局長

防衛庁：平沢防衛局審議官、島口官房総務課長

17:15 記者ブリーフ（於：霞クラブ、山崎審議官）

9月 1日

総理より関係大臣に対する派遣準備指示

4日

連立与党国会議員調査団出発

11日

連立与党国会議員調査団帰国

12日

連立与党政策調整会議

13日

実施計画等閣議決定

14日～21日の間

自衛隊先遣隊本邦発（25名程度）

30日

本隊第1陣本邦発（60名程度）

10月中旬

本隊展開完了（250名程度）

SP

取扱注意

ルワンダ難民に対する人的支援
(自衛隊部隊派遣に係る支援体制)

平成6年9月14日
アフリカ第一課
国際平和協力室

※ 本日 15:00 まで
総務部長と 2 回 会議
資料として使いた
改訂してはい
係長 越 17:00

本件支援体制確立についての現時点での進捗状況次のとおり。

1. 在ケニア大の機能強化

- (1) 10月より6か月間、官房要員(電信)1名を増員(在勤発令済)。
- (2) 派遣当初の3か月間程度、立上がり期の事務量増大に対応するため、ルワンダ、ブルンディ担当官を補佐すべく事務官1名を長期出張させる(10月中旬まで南アより出張中。以降は未定)。 芝スヨリウセスヨリウ中
- (3) 現在のルワンダ、ブルンディ担当官の異動に際しては、若干の延長を考慮する(明年3月頃まで)とともに、後任とは相当期間(3か月程度)ダブル配置となるよう人事課と協議中。

2. 現地(ゴマ)支援体制の確立

常時2名を現地支援要員として以下の要領で派遣すべく調整中。本省及び在外公館の他、専門調査員OB、派遣員OBや青年海外協力隊OBをも対象として、仏語能力を有する者を人選中。なお、派遣員OBや青年海外協力隊OBを起用する場合には、外務省職員に臨時採用する。 専門調査員OB

(1) 派遣スケジュール

自衛隊部隊の先遣隊と同時に派遣を開始することとし、別紙スケジュール案のとおり、派遣終了までの間、常時2名が滞在(各人1か月、半月ごとに1名ずつ交替するものとする)。

(2) 要員の身分

本省職員(在外職員)の身分を保有したまま、国際平和協力隊員に併任する。専門調査員OB、派遣員OB、青年海外協力隊OBを外務省職員に臨時採用する場合も同様。(注)

(注) 併任は22日以降。当初は(イ)近ア一事務官及び(ロ)総平事務官の予定。

(イ) は先般の与党調査団に同行の後、引き続きナイロビに出張中であるところ、出張先にて併任発令を受けることとなる。(ロ) については、先遣隊と同時にゴマ入りするためには22日以前に本邦を出発する必要があるところ、往

路旅費及び併任発令までの日当・宿泊費は当省負担。

(3) 所掌事務

(イ) 現地における難民支援活動を統括している U N H C R 及びその他の援助関係機関、団体等との連絡・調整。ザイールの地方当局との連絡・調整。

(ロ) 現地情勢の報告・連絡。

(ハ) 我が国派遣要員の円滑な任務遂行のための側面支援。

(ニ) 緊急事態への対応（我が国派遣要員の保護を含む）。

(ホ) 日本からの出張者・訪問者に対する便宜供与。

(なお、我が国要員の派遣に係るザイール政府当局との交渉等については、在ザイール大が担当するとともに在本邦ザイール大に対しても行う。)

(4) 現地支援要員の執務場所、宿舍、食事、ガソリン等

自衛隊部隊の宿营地内に執務場所及び宿舍を確保し、食事、ガソリンその他生活に必要な各種便宜については自衛隊より受けられるよう、防衛庁に申し入れ済。

(5) 特権・免除

我が国の平和協力隊員として、ウィーン外交関係条約上の事務・技術職員の特権・免除を享受する。

(6) 車両の確保

現地における事務遂行のため、在ケニア大が保有する乗用車（ベンツ 280 S E。不用の決定済み、未処分）を現地に移送する（自衛隊の C-130 にて移送方総平より依頼）。運転手については、在ケニア大を通じて可能な限り事前に確保する。保険関係につき要フォロー。

(7) 通信関係

インマルサット 1 台及び右に接続可能な F A X 1 台を配備する（インマルサットはナイロビに持ち込み済）。

現地の事務等に関する公電・信の発受の必要がある場合は、在ケニア大経由で行う。

(8) 物資調達、文書の授受

物資調達についてはある程度自衛隊部隊に期待できると思われるが、文書の授受の必要もあり、また健康管理もかね、可能な限り週 1 回程度交替でナイロビでの調達を行うこととする（自衛隊機に同乗し得るよう防衛庁側と調整済）。

(9) 保険等現地支援要員の保障

国際平和協力隊員としての保障が確保される。

(了)

(5184)

スケジュール仮案

平成6年8月25日

アフリカ第一課

自衛隊派遣に関わるルワンダ難民現地支援体制（派遣スケジュール案）の基本的な方向付けを以下の通りとしたい。

1. (1) 在ケニヤ大に官房要員を一名常駐。
 (2) 派遣当初の3か月程度、ルワンダ、ブルンジ担当官1名増員。
 (3) 現在の「ル」「ブ」担当官の任期延長（明年3月頃まで）及び後任とのダブル配置（3か月程度）
2. 現地（ゴマまたはブカブ）に2名派遣。
 派遣期間は原則として1ヵ月とし、自衛隊の現地滞留中継続して駐留し、半月ごとに1名ずつ交替。

本省及び派遣公館（仏大 OECD代 白大 伊大 マルセイユ総 ストラスブール 総 EU代 寿府代 軍縮代 セネガル マダガスカル カメルーン 象牙 ガボン ギニア 中ア アルジェ ウィーン モロッコ チュニジア 等）より、要員を選抜する。

スケジュール仮案

日時	手続等	在ケニヤ大	現地滞在班
9月中旬	(自衛隊派遣期間Y月)	(官房要員) (8/25日)	(8/9/15頃)
10月			9/30 × (交替)
11月			(交替) × 10/15
12月			10/30 × (〃)
1月			(〃) × 11/15
2月			11/30 × (〃)
3月			(〃) × 12/15
			12/30 × (〃)
			(〃) × 1/15
			1/30 × (〃)
			(〃) × 2/15
			2/30 × (〃)

(以下同様に現在の所
は3月末までを予定)

ルワンダ難民救援国際平和協力業務に関する連絡調整業務の実施について

平成 6 年 9 月

国際平和協力本部事務局

1. UNHCR及びその他の関係機関と国際平和協力業務に従事する自衛隊の部隊との間の連絡調整を容易にするため、ルワンダ難民救援国際平和協力隊により、現地連絡調整事務所を開設する。

2. 組織

- (1) 9月22日以降、ゴマ及びナイロビの2カ所に事務所を開設する。
- (2) 当該事務所勤務要員は、総理府、外務省及び防衛庁から派遣される約10名の要員により構成する。
 当面、ゴマの事務所には、総理府2名、外務省2名、防衛庁3名（内局、統幕、陸幕より各1名）の計7名を、ナイロビの事務所には、総理府1名、防衛庁2名（統幕、陸幕より各1名）の計3名を配置する。
- (3) 当面、総理府国際平和協力本部事務局貞岡参事官を現地連絡事務所における長とする。

3. 主要業務

- (1) 自衛隊の従事する国際平和協力業務に関する現地におけるUNHCR等との連絡調整業務
- (2) 実施計画・実施要領に基づく派遣部隊の活動状況の把握
- (3) 国際平和協立法、実施計画・実施要領に従って業務が実施されることについて評価・判定するための情報収集
- (4) 上記についての総理府国際平和協力本部事務局との連絡・調整
- (5) プレス対応等

4. 国際平和協力業務に従事する自衛隊の部隊との関係

連絡調整要員は、国際平和協力業務に従事する自衛隊の部隊と緊密に連携を図りつつ、国際平和協力業務を実施することとし、自衛隊の部隊から国際平和協力業務の実施に必要な協力を求められた場合には、可能な範囲でこれに応じるものとする。

第2次派遣の連絡調整要員行動予定(案)

(注) 連絡調整要員の(姓)は、当初から派遣される隊員を示す。

活動地区	ザイール(ゴマ)							ケニヤ(ナイロビ)		
	総理府 (又は外務省)		外務省		防衛庁			総理府	防衛庁	
					内局	統幕	陸幕		統幕	空幕
月、日、曜	角	(澤田)	?	?	菅原	(?)	(?)	?	(?)	(?)
9. 25. 日	成田発									
26. 月										
27. 火	ナロビ着									
28. 水	↑ナロビ									
29. 木	↓									
30. 金	ゴマへ				(隊員)	成田発	成田発		成田発	成田発
10. 1. 土	↑					ナロビ着	ナロビ着		ナロビ着	ナロビ着
2. 日	ゴマ	ゴマ				↑	↑		↑	↑
3. 月	↓				成田発	↑	↑		↑	↑
4. 火	ナロビへ				ナロビ着	↓	↓		↑	↑
5. 水	ナロビ発				↑ナロビ	ゴマへ	ゴマへ			
6. 木	英国へ				ゴマへ	↑	↑			
7. 金					↑					
8. 土										
9. 日										
10. 月										
11. 火										
12. 水					ゴマ	ゴマ	ゴマ		ナロビ	ナロビ
13. 木										
14. 金										
15. 土		↓								
16. 日		ナロビへ								
17. 月		ナロビ発								
18. 火										
19. 水		バリ発								
20. 木		成田着								
21. 金										
22. 土										
23. 日										
24. 月										
25. 火										
26. 水										
27. 木										
28. 金										
29. 土										
30. 日										

外務省 ← PKO事務局
 杉原 仲

6 国際平和協力本部事務局
 9
 1 7

当初派遣する連絡調整要員の行動予定(案)

活動地区	ザイール(ゴマ)								ケニヤ(ナイロビ)		
	総理府 (又は外務省)		外務省		防衛庁			総理府	防衛庁		
					内局	統幕	陸幕		統幕	空幕	
月. 日. 曜	貞岡	澤田	堀地	松本	井上	?	?	仲	?	?	
9. 4. 日			ナイロビ着								
17. 土		成田発	↑		成田発			成田発			
18. 日		ナイロビ着		成田発	ナイロビ着			ナイロビ着			
19. 月	成田発	ゴマ同行	ナイロビ		ナイロビ滞在			ナイロビ滞在			
20. 火	ナイロビ着	キガリ		ナイロビ着	↑			↑			
21. 水	↑ナイロビ	↑ナイロビ		↑							
22. 木	ゴマ調整 (隊員)	ゴマ調整 (隊員)	↓(隊員)	↓(隊員)		(隊員)	(隊員)	↓(隊員)	(隊員)	(隊員)	
23. 金	ゴマへ	ゴマへ	ゴマへ	ゴマへ	ナイロビ						
24. 土	↑	↑	↑	↑				ナイロビ			
25. 日											
26. 月	ゴマ	ゴマ	ゴマ	ゴマ	(隊員)						
27. 火					↓						
28. 水	↓				ゴマへ						
29. 木	ナイロビへ				↑			↓			
30. 金	ナイロビ発					成田発	成田発	ナイロビ発	成田発	成田発	
10. 1. 土	↑ハル					ナイロビ着	ナイロビ着	↑	ナイロビ着	ナイロビ着	
2. 日	↑モザンビーク					↑	↑	↑	↑	↑	
3. 月					ゴマ	ナイロビ	ナイロビ	↑モザンビーク	ナイロビ	ナイロビ	
4. 火	↓					↓	↓				
5. 水	↑7-11発					ゴマへ	ゴマへ				
6. 木	↑7-11滞在				↓	↑	↑				
7. 金	↑7-11発				ナイロビへ						
8. 土	成田着				ナイロビ発	ゴマ	ゴマ				
9. 日					成田着						
10. 月											
11. 火											
12. 水											
13. 木			↓ナイロビへ								
14. 金			ナイロビ発	ナイロビへ							
15. 土				ナイロビ発							
16. 日			成田着								
17. 月				成田着							

派達の梓組み

2012

秘
無 期 限

平成 6 年 2 月 26 日 29 日 18 時 5 分 日 秒 受付

電信課長

大 臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 総合外交政策局長 審議官 総務課長 国連政策課長 国際平和協力室長 御承 首席事務官	※ 発電係 1 2 起案 平成 6 年 8 月 25 日 起案者 電話番号 林 2346
協議先 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿		

（注意）1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います

[illegible]

(昭和六三・六・三十改正)

今般のルワンダ難民問題に対する人的支援策として、現在、我が国は国際平和協力法に基づき自衛隊部隊をザイールに派遣し（補給拠点はケニア、ウガンダを想定）、人道^(国際救援)的な活動を実施させることを検討しているところである。（そのための実務調査団を現地派遣中）。

右派遣が実現する場合、要員の地位等にかかるアレンジ等は、別途受入国政府（ザイール、ケニア、ウガンダ）との間でバイで手当することを考えているが当方としては以下のラインでUNHCR側の協力^{イサモ}を得たいと考えているところ、同事務局側より基本的な同意を取付けられたく、結果至急回電ありたい。右基本的な同意を踏まえ我が方として先方より発出を希望する^(派遣要請の文書)口上書^(口上書)のヒナ型を追って我が方にて作成の上追電する予定であるので、念の為、

なお、このうち、下記2、3、4、及び5については、モザンビークへの要員派遣に関する協議においてもUNHCR側の下承を得ているものである。（往電総平第1387号及び貴電第2782号参照）

1. 今次派遣は自衛隊部隊による人道的な国際救援活動への協力としては初めてのものであり、我が国の今後の国際協力の試金石となるところ、これを成功させるため、派遣手続等においてUNHCR側の協力を是非得たい。

2. 今次派遣は我が国の関係法令、就中、国際平和協力法に従って行われる。同法の下で行う人道的な国際救援活動は、国連側の要請に基づいて行われることとなっている（同法第3条^ホ二号）ところ、UNHCR側より右要請を文書^{派遣}（UNHCR事務局発貴代表部宛口上書）の形で提示願いたい。

3. また、国際平和協力法の下で~~他の~~人道的な国際救援活動^(国際平和協力)の実施するためには、受入国（ザイール、ケニア及びウガンダ）による⁽¹⁾当該活動に対する同意及び⁽²⁾当該活動に我が国が参加することに対する同意を前提としているところ、

（1）上記⁽¹⁾の同意については、UNHCRがザイールにおいて実施している人道的な国際救援活動については、同国政府の受入同意が既に得られているものと承知するところ、右同意（就中医療、給水、防疫に対する同意）につき上記2. の要請文書の中で言及して頂きたい。

（2）上記⁽²⁾の同意については、同部隊の活動内容、規模、装備、派遣期間（含む口

注意

1. 電報の取扱いは機密に加入します。
2. 電報についての照会や検閲等（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

08-030

大 政事外外機官
大 務務 典房
次次
臣秘書官審審長長

政北経環査総 外研
代ア大大察括 長
表大使使大審

儀対会要厚情研
察人圖在警史オ図

外報官 審報際内外ブ

文 審一二

領移長 参政保対旅外

長 審一二

審 審軍不原料

長 審一二

ア 審地中東
長 参北東西

北米長 審一二保

南長 審一二

長 審西口洋
西東

ア長 参一二

経 審総漁国

長 審経エ国
一ネ二
経途

参海 審準

経協長 審政調国開無
民
審緊評技有理

図長 参図協

情長 参国所調セ

総 番 号 R174385

月 31日

平成 6年 9月 1日

寿 府 代 発

本 省 着

総 平

外 務 大 臣 殿

遠 藤 大 使

ルワンダ難民支援（派遣のわく組み）

第4533号 秘 至急（ゆう先処理）

貴電総平第2341号に関し、

30日、三好はUNHCR本部にチップマン資金調達部長を往訪し、冒頭貴電につき協議を行ったところ、その概要以下の通り（先方：ササエ特別顧問等同席）。なお、ルワンダ・オペレーション関係資料（31日の定例ブリーフ会合で席上配布される予定のもの）を入手したので別FAX信にて送付申し上げる。

1. 派遣要請文書をUNHCRから出すことについては全く問題ない。早急にヒナ型をいただければあり難い。

2. 日本からの要員が携わる具体的な活動の内容については、先般の調査団の方々に、UNHCRのフィールド・オフィスより分野別にニーズをご説明したと承知しているが、調整の必要もあり、最終決定される前にぜひご相談いただきたい（例えば、既にご承知の通りゴマでのPRIMARY HEALTH CAREについてはニーズは満たされている等）。

3. 受け入れ国の受け入れ同意が得られていることを要請文書の中で言及することについては問題なく、また部隊の詳細につき受け入れ国に通報することについても問題ないが、その上相手国政府の同意を得ることについては、具体的にどこまでUNHCRに期待しておられるか承知したい。

4. オペレーションの中断・終了に関し、貴国が決定されることについて異存はない。他方、今回のオペレーションにおいても、既に、米国や仏から突然撤収の話があつて困わくしており（他言は無用に願いたい）、ぜひともUNHCRに事前協議していただくようお願いしたい。

ケニア、ザイール、国連代に転電した。（了）

外 務 省

GV6263

FAX信

防衛庁 鶴田 さん
総理府 岩井 さん

秘

総 番 号 R174379

主 管

月 31日

平成 6年 9月 1日

寿 府 代 発
本 省 着

総 平

外 務 大 臣 殿

遠 藤 大 使

ルワンダ難民支援 (派遣のわく組み)

FAX信 秘 至急 (ゆう先処理)

往電第4533号別FAX信

(以下FAX送信 GV6263-25)

UNHCR

**UNITED NATIONS
HIGH COMMISSIONER
FOR REFUGEES**



GV : 6263- 1

**HAUT COMMISSARIAT
DES NATIONS UNIES
POUR LES REFUGIES**

NOTES ON THE RWANDA BURUNDI EMERGENCY

CONTENTS :

- * Flash Update : 30.08.94**
- * Update to Outline of
Service Packages**
- * Internal Updates
No. 16
No. 17**

NATIONS UNIES
HAUT COMMISSARIAT
POUR LES REFUGIES



UNITED NATIONS
HIGH COMMISSIONER
FOR REFUGEES

Télégrammes : HICOMREF
Télex : 415740 UNHCR CH
Téléphone : 739 81 11
Téléfax : 731 95 46

URGENT

GV: 6263- 2

FLASH UPDATE

Casa Postale 2500
CH-1211 Genève 2 Dépôt

30 August 1994

Rwanda-Burundi Emergency

A. IN-KIND DONATIONS

1. Top revised priorities are as follows:

- airport handling teams at Goma, Bukavu and Kigali (see Annex I);
- long-haul air transport capacity from Europe to the Region (see Annex II);
- heavy equipment (bulldozers and excavators) for site preparations and sanitation;
- plastic/rubber water bladders with distribution equipment;
- plastic sheeting;
- ambulances: 4x4 type;
- self contained truck fleets (details available);
- essential drugs and medical supplies for Bukavu (see Annex III);
- water and sanitation needs in Bukavu and Uvira (see Annex IV).

2. Please note that we need medical supplies and water tankers in Bukavu only.

B. SERVICE PACKAGES

3. The donor response table including Service Packages will be distributed at the Donor Meeting, 31 August. This gives an up-to-date picture of coverage in the region. This table is being amended to show contributions, as of 1 January 1994, to the Burundi-Rwanda Emergency. UNHCR still urgently requires assistance in Service Packages, particularly site preparation, sanitation, roads and support services at Cyangugu.

C. REPATRIATION

4. A separate repatriation paper has been issued. UNHCR estimates that some 215,000 refugees have returned very recently to Rwanda. Of this total 100,000 are believed to have returned from Uganda, some 40,000 from Burundi and 75,000 from Zaire.

- 2 -

D. CASH DONATIONS**GV : 6263- 3**

5. UNHCR's budgets for the Region are as follows:

- Zaire Emergency:	3 months to mid Oct.	US\$ 115 m
- Zaire Emergency:	mid Oct.-end Dec.	(not yet costed)
- Regional Operations other than Zaire	Jan.-Dec. 94	US\$ 143 m
- Repatriation to Rwanda	Aug.-Dec. 94	US\$ 40 m - 50 m

Initial total

US\$ 298 m to 308 m

6. Total funds available at 30 August, not including US\$ 10 m to be reimbursed to CERF, to the entire emergency programme, are:

- Carry-over on 1 Jan.	US\$ 5.8
- Contributions Jan to 30/8/94	US\$ 183.4
- UNHCR Emergency Fund	US\$ 4.0

US\$ 193.2

7. UNHCR requests a generous response from donors and appeals that funds be broadly earmarked to the Rwanda/Burundi operation. This allows the Office the essential flexibility to apply funds, whether to Goma, Bukava, repatriation to Rwanda or elsewhere in the region, as circumstances dictate.

30 August 1994



Ernest Chipman
Head of Fund Raising Service

ANNEX I

GV : 6263- 4

UNHCR NEEDS TO SUPPORT AIR OPERATIONS

In terms of the air operations taking place in the G.L.A. region, UNHCR has two specific needs:

1. Airfield reception teams

These teams (of around 12 persons) will need to

- provide or supplement air-traffic-control;
- provide ramp control on arrival and departure;
- provide scheduled coordination for aircraft operations;
- provide off-loading capacity including equipment such as fork-lifts, high loader (Goma) for DC8, 707 type aircraft.

2. Logistics teams

Once the aircraft have been unloaded there is need for a logistics team to take over and:

- control storage/warehousing;
- be responsible for stock-control;
- arrange for onward distribution.

Without the above teams, no airport can function for such an operation.

ANNEX II

GV : 6263- 5

International flights to the G.L.A. Region

UNHCR is grateful to those governments which have contributed with aircraft and/or airflights to the region (USA, France, Netherlands, UK). However, the expectations of NGOs and the needs of the agencies far outweigh the capacity of what has been made available. For NGOs wishing to transport personnel and equipment to the region (largely from Europe and North America), one way is to transport staff and goods commercially; another is to apply to your own Government for space on a flight going into the mission region; a third is to request another government for space on its flight(s). However, no action should be taken to move staff or goods until the appropriate authorities have confirmed the date and flight number.

Regional flights within the G.L.A. area

In order to be of value to the international community's humanitarian work in the G.L.A. region, the regional air-lift is coordinated by UNHCR, which gives its transport priorities to those aircraft contributed by several governments. UNHCR needs to maintain this function: to do so it requires aircraft dedicated to this operation - aircraft of the C130 type, or its equivalent, - anything larger cannot be used at the smaller airports/landing strips.

In order to continue the airlift operation in the region UNHCR needs to know, from Governments, the period of time the aircraft, now in the region, will be at UNHCR's disposal.

For UNHCR the best solution for the airlifts would be to continue with the existing aircraft and identify at least four more so that the operation is effective and efficient. If this solution is not viable, then UNHCR needs to find other options to allow it to continue its humanitarian mission.

ANNEX IIIEssential Drugs and Medical Supplies for Bukavu

GV : 6263- 6

The following is an updated list for Bukavu, in view of the new influx, of essential drugs and medical supplies for implementing partners. Please note that this list is subject to an ongoing review and would be adjusted accordingly:

ANTIBACTERIALS

Ampicillin 250 mg
Phenoxymethylpenicillin 250 mg
Benzathine benzylpenicillin
Procaine Benzylpenicillin
Cloxacillin 500 mg tabs
Cloxacillin injection 500 mg
Tetracycline 250 mg caps
Chloramphenicol 250 mg caps
Chloramphenicol inj. Oil base 1 gm
Sulphamethoxazole + Trimethoprim 400 + 80mg
Sulphamethoxazole + Trimethoprim 100 + 20Mg

ANTI-ANAEMIA DRUGS

Ferrous Sulphate tabs 60 mg base
Ferrous sulphate and Folic acid 60 mg +200 micrograms

ANTI-MALARIAL DRUGS

Chloroquine tabs 150 mg
Sulphadoxine+pyrimethamine 500mg + 25mg
Quinine tabs 300 mg
Quinine Inj. 300 mg/ml in 2 ml amp.

ANALGESICS

Acetylsalicylic acid tabs 300 mg
Paracetamol 500 mg tabs
Paracetamol 100 mg tabs

DISINFECTANTS

Chlorhexidine solution 5%
Iodine (or Povidone-iodine) 2.5%

SOLUTIONS

Ringer's lactate 1 litre
Oral Rehydrations Salts
Sodium chloride injectable ,0.9% isotonic

Glucose injectable solution 5% isotonic
Glucose injectable solution 50% hypertonic
Water for injection 2 ml, 5 ml, and 10 ml

GV: 6263- 7

OTHER DRUGS/MEDICAL SUPPLIES

Aluminium hydroxide
Ergometrine tabs .2 mg
Ergometrine inj. .2mg/ml/1ml
Syringes and needles (2ml, 5 ml, 10 ml) disposable
Condoms (as much as is available)
Gauze
Bandages
Cotton

ANNEX IV

GV : 6263- 8

WATER/SANITATION NEEDS IN BUKAVU AND UVIRAI. BUKAVU

200,000 persons need 1,000 cubic meters/day

1. Water tankers (12-20 m3) - 10 x 20 m3
2. Water tanks (45,70,95 m3) = 200 m3 total storage capacity.
3. Pumping equipment : pumps/generators: 4 sets

Pumps (5 liters/second)	generators (15 kva)
(10 meters)	380/220 V
	50 HZ

4. Distribution pipes, tap stands, taps
OXFAM kits = 20 kits
(1 kit = 6 tap stands)
jerrycans/buckets (10-20 liters): 80,000 units.
5. Disinfectant (3 months): 1 metric ton of calcium hypochlorid powder 75%.
6. Latrines
Lime: 1 metric ton
Earth-moving equipment (bulldozer/backhoe loader): 2 units.
Handtools: 50 kits
Sanitation teams: 50 teams x 6 workers each
(communal latrine = 1 drop-hole for 100 persons).
7. OXFAM motorised pump kits (10 units)
Head : 100 m del 1.5 liters/second.
8. Flexible hose and accessories
2.5 km each of 3 inches, 2 inches, 1.5 inches.
9. OXFAM water tank kits 10-25 cubic meters.

bladder (i)	5 of 10 cu.m
(ii)	5 of 15 cu.m
metal (i)	4 of 30 cu.m
(ii)	3 of 45 cu.m
(iii)	3 of 15 cu.m

II UVIRA

GV : 6263- 9

200,000 persons need 1,000 cubic meters/day

1. Water tankers (12-20 m3) - 10 x 20 m3
2. Water tanks (45,70,95 m3) = 200 m3 total storage capacity.
3. Pumping equipment: pumps/generators: 4 sets
Pumps (5 liters/second) (10 meters) generators 15 kva
380/220 V
50 HZ
4. Distribution pipes, tap stands, taps
OXFAM kits = 20 kits
(1 kit = 6 tap stands)
Jerrycans/buckets (10-20 liters) : 80,000 units
5. Disinfectant (3 months) : 1 metric ton of calcium hypochlorid powder 75 %.
6. Latrines
Lime: 1 metric ton
Earth-moving equipment (bulldozer/backhoe loader): 2 units
Handtools: 50 kits
Sanitation teams: 50 teams x 6 workers each
(communal latrine = 1 drophole for 100 persons).

GV: 6263-10

SPECIALIZED PERSONNEL AND SERVICES PACKAGES

	Service Area	Goma Region	Bukavu/Uvira
A	Airport Services Air Head Management	See separate table, attached	
B	Self contained truck fleets along with logistics base services	Needed	Needed Top priority
C	Road repair maintenance and security for selected roads	Needed	Needed Top priority
D	Site preparation along with heavy equipment and personnel	Partly covered only	Needed Top priority
E	Sanitation facilities, particularly latrines construction with equipment and personnel	Partly covered only Top priority	Needed Top priority
F	Provision of domestic fuel and special cooking stoves	Needed	Needed
G	Water management	Covered	Needed
H	Health services	Covered	Covered

Note: For repatriation to Rwanda see separate documentation for needs.

(As at 30 August 1994)

UNHCR EMERGENCY – RWANDA AND BURUNDI

UNHCR Service Packages No. 1 and No. 8: Status as of 30 August 1994

AIR: HEAD (No. 8)
: PORT (No. 1)
Management & operations

	GOMA	BUKAVU	RWANDA		
			KIGALI	CYANGURU	ENTEBBE
Air traffic control	France up to 30/9. Request to continue or find alternative	Being run by Zairians; without communications	Covered by UNAMIR	Currently uncovered. AUL/CAN/GBR/GFR/SWI being approached	*** NA ***
Aircraft ramp control, scheduling & airport security	France up to 5/9. Request to continue or find alternative	Not covered	UNAMIR/UNHCR. UNAMIR controls only UNAMIR flights	Uncovered. UNAMIR/ AUL/CAN/GBR/GFR/SWI being approached	USA/UNHCR – USA to phase out by 7/10. USA to be requested to extend or find alternative
Repair & maintenance, especially of runway	Jointly between France, dep. 5/9 & USA dep. 1/9. Request to continue or find alternative	UNHCR undertaking in absence of donor. Local contractor could be used if funding found.	UNAMIR. Request USA to transfer equipment for UNHCR's use	Uncovered. UNAMIR/AUL/CAN/GBR/SWI being approached	*** NA ***
Off-loading, cargo handling, vehicles, equipment & personnel (Nos 1,8)	CARE – USA (needs expansion) with ex-US equipment (US requested to fund additional CARE action). NET pax control & cargo handling to 6/9 – need to request extension	UK/IRC until 1/9. Extension or replacement to be requested from ODA/IRC. Perhaps IRC extension which would include training; or replacement	UNHCR/ODA. ODA to be requested to extend teams: 12 ODA staff currently there	Uncovered. UNAMIR/ AUL/CAN/GBR/GFR/SWI being approached	USA to 7/10. To be requested to extend or find alternative
Management of storage facilities (Nos. 1 & 8)	CARE/HCR/others. US requested to fund	UNHCR with CARE implementing	UNHCR/ODA. ODA to be requested to extend	Uncovered. UNAMIR/ AUL/CAN/GBR/GFR/SWI being approached	USA to 7/10. To be requested to extend or find alternative
Logistics: base package (No. 2) inventory, truck fleet & maintenance	CARE/HCR/others. US requested to fund	UNHCR or/WFP/others	UNHCR/WFP/others	Uncovered – seeking donor	UNHCR/WFP/others

GV: 6263-11

Note: 3 weeks of preparations & transition are generally required
between a new donor taking over such service packages

EC/VW: 30/8/94

8月31日 21:34

新技術部

GV6263JBR-01/15

From: Email Administrator
To: All Staff
Date: Wednesday, August 24, 1994 9:49 am
Subject: Rwanda Update 16

GV : 6263-12

Rwanda-Burundi Emergency

Internal Update 16 - 23 August, 1994

1. Cyangugu was quieter today (23 Aug), with people appearing to be calmer, Senior Emergency Officer Groot reported this morning. Across the border, however, more trucks are necessary to transport arriving refugees to camps in order to avoid further overcrowding in Bukavu town. PI Officer Janowski reported this morning from Bukavu that the Zairean border officers cordoned off the bridge at about mid-way, and are allowing refugees to cross in groups of 50-60 at a time. On the Zairean side UNHCR trucks and those from other agencies travel back and forth transporting the refugees to camps.

2. Yesterday the situation was very confusing at the border with sometimes contradictory reports on whether the border was open or closed and on the availability of trucks to transport refugees to the camps. UNHCR/Bukavu reported that the Zairean authorities closed the border between 10:00 and 15:30 to clear the area. After some 3,000 refugees were either transported by trucks or left on foot, the border was again reopened. Several hundreds more were transported to Hongo camp (about 18km away from the border), run by UNHCR's implementing partner CARE. At 18:00 the border was again closed. About 20 trucks (some rented by UNHCR, others belonging to WFP and CARE) were used to carry refugees to the camps.

3. While the trucking operation was slow to get started, it is not correct, as reported by some media, that UNHCR did not have the necessary vehicles - trucks were mostly picking people up along the road, not at the bridge, thus out of sight of reporters. Unfortunately, what was in sight was a number of UNAMIR empty trucks driven to the border, apparently under instruction to transport people back to Rwanda only. While there are spontaneous repatriation movements in other parts of the country, at that time and location, under the prevailing circumstances, people were not interested in repatriating and these trucks returned empty to base, failing to provide humanitarian transportation for those who needed it, some media reported, using the episode to underline what was perceived as internal contradiction within the UN.

4. The border was closed this weekend and Sunday morning (21 Aug) the High Commissioner, in a letter to the Zairean Prime Minister, appealed to the Zairean authorities to reopen it. While recognizing the hospitality of the people and Government of Zaire

GV: 6263-13

and their efforts in helping an already very large number of Rwandese refugees in Zaire, she confirmed that the international community and UNHCR in particular would bring the necessary support to the Zairean Government to enable it to face any new arrival of refugees, once the borders were reopened. The Zairean authorities reopened the border at the Ruzizi II crossing point Sunday afternoon, south of Ruzizi I, which remained closed. It is estimated that some 70,000 new refugees crossed the border in the last seven days.

5. On 21 August seven humanitarian flights carrying 8,160 units of plastic sheeting and food landed in Bukavu. Yesterday (22 Aug) another 8,000 units of plastic sheeting and 1,300 kitchen sets were flown from Kigali to Bukavu. As previously reported, food has been arriving regularly and current stocks are enough to cover the needs of 200,000 for a period of six days. In a phone call yesterday morning from Goma, where he had just arrived from Bukavu, RBA Director Morjane noted that water tankers are a top priority, particularly for the smaller refugee sites in the Bukavu area. He also reported that the roads in the region need urgent repair, especially now that the rainy season is starting. The Hongo camp road, for example, is nearly impassable even in four wheel drive vehicle.

6. As relief efforts are ongoing on the Zairean side of the border, in Cyangugu, on the Rwandese side, NGOs, UN agencies, UNAMIR and UNREO are attempting to help stabilize the situation through confidence-building measures and provision of assistance. At the request of UNREO, UNHCR has taken charge of the assistance operation in the area. In addition to the two field officers who were already in Cyangugu, UNHCR now has a medical coordinator, a logistics field officer and emergency officer Groot.

7. From its Kigali stocks, UNHCR has dispatched by road 10,000 units of plastic sheeting, 7,000 blankets and kitchen sets to Cyangugu and Gikongoro. UNHCR staff in Cyangugu reported on 22 August that less people are arriving in the area from Kibuye and Gikongoro. Yesterday's press report from Gikongoro stated 'as the Hutu militia men left, the flow of refugees slowed to a trickle. The majority decided to stay'.

8. The Reuters' story also carried statements by a Rwandese Hutu who has remained in Mata, outside Gikongoro: 'They (the militiamen) told me I was a traitor if I stayed but I could not go. If I left I would be further from my home so I am still here where there is food and water. Soon, I may be able to go back. They told us the RPF would come and kill us but there are no RPF here. I am no longer afraid. They have gone and the RPF have not come.' On the other hand, there are some reports, still to be investigated, of security incidents against Hutus in Rwanda.

9. UNAMIR's troop deployment in the south-western protection zone is as follows: the Ghanaian battalion deployed at Gikongoro, the Ethiopians being deployed at Cyangugu, and Kibuye, the

GV : 6263-14

northernmost part of the zone, is patrolled by the French-speaking African units of Operation Turquoise, absorbed by UNAMIR. They are expected to be supplemented by other French-speaking troops, depending on which arrives first - possibly the Tunisian contingent, the SG's spokesman announced in New York.

10. While the world's attention has shifted to the Bukavu border problems, UNHCR and other humanitarian agencies continue to assist refugees in Goma, where health is still a major problem. Between 150 and 200 people still die everyday at Kibumba camp, which has a mortality rate much higher than in any other camp in the Goma region. On Saturday afternoon (21 Aug) leaflets encouraging refugees to return to Rwanda were airdropped by UNAMIR into two camps in the Goma region, without prior consultation with UNHCR. The Special Envoy has shared the negative reaction of the refugees and the concerns of UNHCR field staff with UNAMIR and the SRSG's office in Kigali, and has reconfirmed UNHCR's role with regard to voluntary repatriation.

Please direct all enquiries/replies to userid ALMEIDA.

end of message .
ge

GV : 6263-15

From: Email Administrator
To: All Staff
Date: Friday, August 26, 1994 10:36 am
Subject: Rwanda Update 17

Rwanda-Burundi Emergency

Internal Update 17 - 25 August, 1994

1. The security situation in the Goma camps is of great concern and continues to deteriorate. While camp overcrowding and poor living conditions have a negative impact on the refugee population, intimidation by young militiamen and general thuggery were instigating violence. UNHCR has been in contact with the Zairean authorities - both in Kinshasa and at the local level - in an attempt to find solutions to the problem, exacerbated by the Zairean Army's apparent inability to maintain security in the camps. [Before the refugee influx, the Goma law and order mechanisms were designed for a population of 150,000. The population is now estimated to be close to one million.]
2. Yesterday (24 Aug) five young Rwandese belonging to a gang terrorizing and robbing refugees in Katale camp were killed by refugees using machetes. Also yesterday, a group of 300 Kibumba refugees was prevented from repatriating (the group was composed of 31 gamekeepers - of the famed Rwandese gorillas - and their families). The repatriation movement was aborted when Rwandese thugs seriously injured one refugee and detained five others. A UNHCR vehicle was damaged but no staff members were hurt. This is the second scheduled repatriation movement UNHCR has been forced to call off - the first was on 16 August.
3. Though reduced in size, spontaneous movements from Goma to NW Rwanda continue. Many returnees, however, are leaving through the hills in order to avoid intimidation and retaliation by some refugee leaders. The SG's Spokesman said yesterday (24 Aug) in New York that the Rwandese militia's radio station - sometimes referred to as Milles Collines - was suspected of continuing to broadcast hate messages from a mobile transmitter. UNAMIR was looking at ways of either jamming the broadcasts or countering them with broadcasts of its own, the Spokesman said.
4. UNHCR Emergency Preparedness and Response Section Chief Lim, who just returned from a field trip to the region, reported yesterday (24 Aug) during the weekly meeting with Geneva missions, that the security situation in Goma was of great concern and that sanitation was still a serious problem. The last US military group left Goma today (25 Aug) and services rendered by them will be covered by Oxfam (on the ground from the beginning of the crisis dealing with the water sector) and Action Aid (arriving this weekend to handle airport logistics).

GV: 6263-16

5. At a press conference today (25 Aug) in Kigali SRSK Khan said that at least 70 human rights monitors were needed to deter violence both in Rwanda and in refugee camps in neighbouring countries. 'We certainly need more human rights monitors in Rwanda and in refugee camps in neighbouring countries,' the media quoted him as saying. And he added: 'at the moment they haven't the mandate to go to the camps in Tanzania, Burundi and Zaire. That won't be difficult as I cannot see those countries refusing them entry. But it needs a specific act by the Security Council.'
6. Meanwhile, in Geneva, UN High Commissioner for Human Rights (HCHR) Ayala Lasso, who just returned from Kigali, told reporters today (25 Aug) that USD 14 million were necessary to finance the deployment of 150 human rights monitors for six months. He also hoped that the 26 monitors provided for in the current budget would be deployed by next week, but acknowledged that the number was insufficient. [Earlier in the week, the Special Rapporteur for Rwanda of the Commission on Human Rights, Rene Degni-Segui, issued his second report which calls for the deployment of up to 200 experts to be deployed throughout Rwanda for no less than six months.]
7. The Rwandese Government, which detained 60 of its own soldiers over revenge killings, informed the HCHR that it was holding 800 people suspected of committing abuses against the Tutsi minority. 'They want international cooperation and have sent a letter to the SG asking for the rapid establishment of an international tribunal to help establish justice,' he was quoted by the media. It was announced in New York that the HCHR, who facilitates cooperation between the Commission of Experts and the Special Rapporteur, is expected to return to Rwanda in the coming days.
8. In order to gather evidence on massive violations of international humanitarian law and to determine the existence of acts of genocide, the UN Commission of Experts investigating human rights violations in Rwanda is expected to leave for Rwanda and neighbouring countries on Saturday (27 Aug) for two weeks. Besides their work in Rwanda, the Commission will also gather information in Tanzania, Burundi, Zaire and other countries to where refugees might have fled.
9. The Commission needs 100 forensic experts and technicians and 100 human rights investigators for Rwanda. If the Commission does not get these resources quickly, it will be paralysed, Atsu-Koffi Omega, chairman of the Commission, said. He requested donor countries to make in-kind contributions (human and logistical resources) rather than cash.
10. The number of persons crossing into Bukavu has reduced. No more than 2,000 crossed the border yesterday (24 Aug) and only a few hundred today. UNHCR transported some 4,500 refugees from Bukavu town and the border to refugee sites on 24 August. While the Bukavu border situation seems to have calmed down for the time being, this afternoon (25 Aug) there were moments of great tension at the Inera camp where aid workers from IRC, MSF and

GV: 6263-17

UNHCR were threatened with machetes and axes by a large group of very hostile refugees who claimed that their water supply was being poisoned.

11. UNHCR Bukavu Emergency Team Leader A. Moussa reported early in the evening that the situation had been brought under control and that tomorrow staff from UNHCR and other agencies would return to the camp with more water tankers. Inera is an overcrowded camp and sanitation needs improvement. The Bukavu region is very heavily populated and cultivated - identification of sites continues to be a major problem for the relief effort. It is not just a matter of removing a physical obstacle, there are also very complex land property issues involving individuals, communities and government agencies.

12. UNHCR staff at the Ruzizi II border crossing confirmed today (25 Aug) that only 2,000 persons were waiting to cross into Zaire. Meanwhile, yesterday (24 Aug), in the north of the country, UNAMIR FC Tousignant accompanied Rwandese President Pasteur Bizimungu to Ruhengeri where the latter addressed the population. Also yesterday, SRSK Khan met with General Marcel Gatzinzi, chief of staff of the former government forces, who was taken to Kigali by UNAMIR at the request of the new government. The SG Spokesman informed that the presence in Kigali of General Gatzinzi, a moderate voice throughout the Rwandese crisis, could be the beginning of some bridge-building among the military.

Please forward all replies/enquiries to userid ALMEIDA.
end of message
ge

RWANDA

GV : 6263-18

All amounts in US\$

Donors	Cash contributions (region)			In-kind contributions (region)			Service		
Since 1 January 1994				Since 1 January 1994					
Date	Unconfirmed announcement	Confirmed pledge	Paid	Date	Unconfirmed announcement	Confirmed pledge	Delivered Yes/No/ETA	Date	Unconfirmed announcement
Algeria				3/8		12,000 candles 5,000 blankets 4,000 lt. chlorine + airlift	Medical team arrived 4/8/94		
Argentina				2/8	Medicines Medical team				
Australia	25/7		1,278,772	514,704					
Austria				40,984					
Belgium			4,000,000		28/7	Airlift 80mt DSA (384,305)			
Canada	22/7		1,086,957	1,449,275	25/7 27/7	Medical services, Goma, water purif. units, repat. packs		25/7	
Croatia				2/8	Medical supplies (300,000)				
Denmark		772,798		2/8		Cholera kits/ medicines - (1,268,832)			
Egypt						Cholera vaccine to Goma, medicines to Goma & Kigali, Medical teams to Bukavu, blankets to Kigali.			
Finland	22/7		481,098		22/7	10,000 blankets + airlift (99,173)			
France				1,260,596			Airlift (130,435)		
Germany			242,424	606,061				18/7	

BURUNDI EMERGENCY

GV : 6263-19

packages* (Zaire)		Airlift (Region)				Remarks
it	Confirmed pledge	Status	Date	Unconfirmed announcement	Confirmed pledge	Status
						Cash for contribution from Belgian Survival Fund/IFAD.
	Kigali airport		22/7		Aircraft	
						25 Canadians/air traffic control/repair & maintenance of runway Sending 200 medical and support staff and a field hospital. 10,000 family repat. packs being prepared. Canada is participating in the regional humanitarian flights from Entebbe.
						9 water tankers through UNICEF.
					logistic support, Goma until 7/8, Bukavu until 25/8.	ongoing
	part 5, part 6, half 7	Implementation starting	17/7		3 Aircraft	
						Airlift from Istre, France, to Goma of UNHCR humanitarian goods.
						17 water purification plants with support staff. 18 water tankers arrived in Goma. Priority in Goma and Kibumba in water sector. Some water equip. to Bukavu. Some domestic fuel distribution. Germany is participating in the regional humanitarian flights from Entebbe.

RWANDA

GV: 6263-20

All amounts in US\$

Donors	Cash contributions (region)				In-kind contributions (region)				Service	
	Since 1 January 1994				Since 1 January 1994					
	Date	Unconfirmed announcement	Confirmed pledge	Paid	Date	Unconfirmed announcement	Confirmed pledge	Delivered Yes/No/ETA	Date	Unconfirmed announcement
Greece					28/7		Blankets & relief items + airlift			
Indonesia				35,000						
Ireland	2/8	763,000		298,507						
Israel					23/7		Field hospital, doctors			
Italy	27/7		891,719							
Japan	28/7		20,000,000	6,450,000				Relief items, medicines (1,900,000)		
Kuwait										
Luxembourg				147,493						
Netherlands	29/7		2,813,268	1,123,598			Temporary use of trucks from airport to UNHCR warehouses.			
New Zealand	25/7		147,059	51,930						
Norway	26/7			438,047			Rubbish (164,384)			
Rep. of S. Africa/ Private			254		2/8		Medical supplies (8,633)	Medical supplies Awaiting flight to Goma at J'burg warehouse (28,300)		
Russia						50 tons wheat flour & 50 tons rice to Goma				

BURUNDI EMERGENCY

GV: 6263-21

packages* (Zaire)		Airlift (Region)				Remarks
Confirmed pledge	Status	Date	Unconfirmed announcement	Confirmed pledge	Status	
						To be delivered 25/26 August.
						Team of 33 officers from Defense forces to work with UNHCR.
-	-	21/7		2 flights via DHA with relief items		
		18/7		Airlift		
		18/7 18/7 18/8		Aircraft Airlift 150t airfreight capacity		Relief items from the Netherlands to Kigali.
		26/7		Aircraft		New Zealand is participating in the regional humanitarian flights from Entebbe.

GV: 6263-22

RWANDA

All amounts in US\$

Donors	Cash contributions (region)			In-kind contributions (region)			Service			
Since 1 January 1994				Since 1 January 1994						
	Date	Unconfirmed announcement	Confirmed pledge	Paid	Date	Unconfirmed announcement	Confirmed pledge	Delivered Yes/No/ETA	Date	Unconfirmed announcement
Republic of S. Korea	27/7			100,000				Cholera medication		
Spain										
Sweden	18/7		3,246,753	656,168			2 drilling rigs for package 6		26/7	
Switzerland				1,398,601			57 MT HPB			
Tunisia					29/7			18 mt medicines, food, blankets		
Turkey							8mt relief items + flight			
United Kingdom			2,675,841		22/7		In-kind airlift of 12 Land Cruisers Malaga-Entebbe Handling teams, 5 water tankers, 2 support vehicles, services, medical supplies			
USA	29/7		18,500,000	7,000,000	17/7			CDC medical personnel, plastic sheeting, blankets & rubbhalts	25/7	1 + 2 (7)
Uruguay							Medical supplies			
E.C.	20/7		85,171,868	14,696,925						
OPEC				400,000						
World Bank		4,000,000								

RWANDA

BURUNDI EMERGENCY

GV: 6263-23

packages* (Zaire)		Airlift (Region)				Remarks
Confirmed pledge	Status	Date	Unconfirmed announcement	Confirmed pledge	Status	
			Airlights ?			Considering a donation of aviation fuel or other to priority items (29/7)
Kayindo: 2, 4, 6, 7,	Implementation started					Teams have already arrived: Value approx. \$1.2 m. Water equip. & personnel for repatriation way - stations confirmed; drilling rigs provided: value approx. \$1.6 million.
		22/7		Aircraft		Location of 5 water tankers? UK is participating in regional humanitarian flights from Entebbe.
8 + half 7	Implementation started	17/7		Airlights		Support Hope* military personnel deployed to Entebbe. USA is participating in regional humanitarian flights from Entebbe.
						Total pledge of MECU 150 divided in two portions of MECU 75; UNHCR has received a pledge of MECU 35 of the first portion.

BURUNDI EMERGENCY

GV: 6263-24

All amounts in US\$

Donors	Cash contributions (region)				In-kind contributions (region)				Service	
	Since 1 January 1994				Since 1 January 1994					
	Date	Unconfirmed announcement	Confirmed pledge	Paid	Date	Unconfirmed announcement	Confirmed pledge	Delivered Yes/No/ETA	Date	Unconfi announc
Deutsche Stiftung (FRG)				624,400						
Assoc. to Aid Refs. (JPN)				10,000						
JTUC (JPN)				396,195						
NOR Ref. Council (NOR)							3 Field Officers for Tanzania (78,366)			
Stichting Vluchteling (NET)			250,000	100,000						
Private				23,084						
TOTAL		5,535,798	140,786,013	37,819,566						

* SERVICE PACKAGES

Package 1	Airport Services
Package 2	Logistics Base Services
Package 3	Road Servicing and Road Security
Package 4	Site Preparation
Package 5	Provision of Domestic Fuel
Package 6	Sanitation Facilities
Package 7	Water Management
Package 8	Management of Airhead

GV: 6263-25

packages* (Zaire)	Airlift (Region)	Remarks
-------------------	------------------	---------

Confirmed pledge	Status	Date	Unconfirmed announcement	Confirmed pledge	Status	
(						
)						

(3)

5

※総第 092649号005公館宛

平成 6 年 9 月 12 日
12 時 54 分 58 秒 受付

電 信 案

8
秘 無 期 限
大至急

電信課長	大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 総合外交政策局長 審議官 総務課長 国連政策課長 国際平和協力室長 首席事務官	※発電係 1 ☒ 2 ☒ 起案 平成 6 年 9 月 5 日 起案者 電話番号 林 2347
	代 協議先 難民支援室長 近江長	条約課長 法規課長	

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

在	駐 寿 府 代 太 使 総領事 あて	外務大臣 発
件 名	ルワンダ難民支援 (派遣の枠組み)	
主管・文書記号	※電番	大至急 至急 普通 (優先処理)
総平	第2431号	パターン・コード
転電 転送 在 転報	※転電番号 合第17758号 大至急 至急 普通 (優先処理)	
(ハ〇字)		
※		
09264946 大至急 JUFUDAI 等005 漢		
GB-1	外 務 省	回覧番号 1282

(昭和六三・六・三十改正)

貴電第4533号に関し、

1. 国際平和協力法に基づき、ルワンダ難民支援のため派遣される自衛隊部隊等に関する実施計画等は9月13日に閣議決定される予定であるところ、我が方としてはUNHCRとの間で派遣に関する必要事項の調整を了したいと考えている。

2. ついては、冒頭貴電にてUNHCRより申し越しの事項については以下のとおり回答ありたい。

(1) 人道的な国際救援活動に我が国が参加することに対する受入れ国（ザイール、ケニア、ウガンダ及びタンザニア）の同意については、我が国からこれら受入れ国に対し、我が国要員の派遣分野、規模、期間等につき通報の上、これを受け入れて欲しい旨の通報を行った（往電総平合第17438号参照）。これに対し、各受入れ国からは我が国要員の参加を歓迎する旨の回答を既に得ているので、UNHCRが現地事務所等を通じ各受入れ国政府に我が国の参加につき照会して頂ければこれを確認できるものとする。

(2) 我が方にてUNHCRから我が方寿府代宛の派遣要請書（口上書）案（別FAX信）を作成したところ、ご検討の上コメントあらば頂きたい。問題なければ早急に（遅くとも当地時間12日中に）発出願いたい。

(3) 国際平和協力隊が業務の中断・終了を行わざるを得ない場合は、できるだけ前広にUNHCRに対し然るべく連絡をとることは当然と考えている。

本電のみケニア、ザイール、タンザニア、国連代に転電した。

(了)

FAX 信



※総第 092650 号 001 公館宛 GM:7761-03 P.3
 平成 6 年 9 月 2 日 12 時 56 分 11 秒 受付

秘
 黒 期 限
 大 至 急

電 信 案

電信課長	大 臣 秘書官 政 務 次 官 事 務 次 官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主管 総合外交政策局長 審 議 官 総 務 課 長 国連政策課長 国際平和協力室長	※発電係 1 2 起 案 平成 6 年 9 月 5 日 起案者 電話番号 林 2347
協議先 首席事務官			
難民支援室長 近江 1 長 条約課長 法規課長 Tcep			

(注意) 1 枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

在	寿 府 代	大使 総領事	あて	外務大臣 発
件 名	ルワンダ 難民支援 (派遣の枠組み)			
主管・文書記号	※電番	大至急 普通		パターン・コード
総平	FAX 信 FAX 信			
転電 転送 在 転報	※転電番号	大至急 至急 普通 (優先処理)		
往電総平 2431 号 別 FAX 信				
※				
09265037 大至急 JUFUDAI F 信				
GB-1 外務省				回覧番号 1282

(昭和六三・六・三十改正)

GM: 7761-

The Office of the United Nations High Commissioner for Refugees (UNHCR) presents its compliments to the Permanent Mission of Japan to the United Nations Office at Geneva and has the honour to refer to UNHCR's Appeal for Assistance to Burundi and Rwandese Refugees and Returnees in which it is proposed that governments commit themselves to providing services in the self-contained service packages. A rapid and generous response to this appeal is absolutely essential.

Having obtained the consent of the governments of Kenya, Tanzania, Uganda and Zaire, the Office of UNHCR, therefore, requests the Government of Japan to provide self-contained services in Zaire such as medical assistance, sanitation, water management and airlifts through dispatching approximately 400 military personnel and about 10 civilians as well as necessary equipments.

The Office of UNHCR wishes to further request that the Government of Japan will cover all expenses for the personnel, and that the tour of duty of the personnel will be three months.

UNHCR has been engaged in refugee relief operations in above-mentioned countries in cooperation with those governments and will continue to maintain its presence in those countries. The Office would like to confirm that it is presently undertaking emergency and humanitarian relief

GM:7761

3

- 2 -

operations for Rwandese refugees in these countries with the consent and cooperation of the relevant host country authorities.

The Office of UNHCR takes this opportunity to express its appreciation to the Government of Japan for its kind support and cooperation in contributing to these important humanitarian relief operations.

12 September 1994

(3)

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

秘

電信写

08-030

大 政事外外儀官
大務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

総儀対会要厚情研
察人園在警史オ図

外 報 官 審報際内外ブ

文 長 審一二

参政保対旅外

長 審一二

審 審軍不原料

国 審行専入難地

ア 審地中東
参北東西

長 審一二保

北米官 審一二

中南官 審西口東
西新洋
二独

長 参一二

経 審総漁国
審経エ国
一ネ一
経途
一

長 参海 審準

経 審政調国開無
民
審緊評技有理

長 参参協

青 参国折調セ
一

総 番 号 R182421

主 管

月 12日

寿 府 代 発

総 平

平成 6年 9月 13日

本 省 着

外 務 大 臣 殿

内 藤 臨時代理大使

ルワンダ難民支援（派遣のわく組み）

第4675号 秘 大至急

貴電総平第2431号に関し、

12日、本件につき冒頭貴電に沿ってUNHCR側に回答しおいた。また、同日UNHCRより入手した派遣要請書を別FAX信にて送付申し上げる。

本電のみ、ケニア、ザイール、タンザニア、国連代に転電した。（了）

GV6478

大至急

FAX信

秘

総番号 R182415

月 12日

平成 6年 9月 13日

寿府代 発

本省 着

主管

総平

外務大臣殿

内藤 臨時代理大使

ルワンダ難民支援（派遣のわく組み）

FAX信 秘 大至急

往電第4675号別FAX信

（以下FAX送信 GV6478-01）

NATIONS UNIES
HAUT COMMISSARIAT
POUR LES REFUGIES



GV: 6478 - 1
UNITED NATIONS
HIGH COMMISSIONER
FOR REFUGEES

Télégrammes : HICOMREF
Télex : 415740 UNHCR CH
Téléphone : 739 81 11
Téléfax : 731 95 46

Case Postale 2500
CH-1211 Genève 2 Dépôt

The Office of the United Nations High Commissioner for Refugees presents its compliments to the Permanent Mission of Japan to the United Nations Office at Geneva and has the honour to refer to UNHCR's Appeal for Assistance to Burundi and Rwandese Refugees and Returnees in which it is proposed that Governments commit themselves to providing self-contained service packages.

The Office of UNHCR, therefore, requests the Government of Japan, with the consent of the Governments of Kenya, Tanzania, Uganda, and Zaire, to provide self-contained services in Zaire such as medical assistance, sanitation, water management, and airlifts. The Office understands that the Government of Japan is considering dispatching approximately 400 military personnel and about 10 civilians as well as necessary equipment.

The Office of UNHCR wishes to further request that the Government of Japan cover all expenses for the personnel. The Office also understands that the tour of duty of the personnel will initially be three months. Any extension will be subject to discussion.

Upon confirmation of the positive response to the Office's request by the Government of Japan, Governments mentioned above will be informed accordingly.

The Office would like to confirm that it has been undertaking, and will continue to undertake, emergency and humanitarian relief operations for Rwandese refugees in these countries with the consent and cooperation of the relevant host country authorities.

The Office of the United Nations High Commissioner for Refugees takes this opportunity to express its appreciation to the Government of Japan for its kind support and cooperation in contributing to these important humanitarian relief operations.

The Office of the United Nations High Commissioner for Refugees avails itself of this opportunity to renew to the Permanent Mission of Japan to the United Nations Office at Geneva the assurances of its highest consideration.

Geneva, 12 September 1994

(3)

午後8時以降受付往電案

秘
無
類
限

※総第 094842号005公館宛

平成 6 年 9 月 16 日
※平成 21 年 9 月 16 日 秒受付

電 信 案

大至急

電信課長

大 臣
秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

主管 〇総合外交政策局長
審議官
総務課長
国連政策課長
国際平和協力室長
首席事務官

※発電係

起 案

平成 6 年 9 月 16 日

起案者

電話番号

2389

協議先

入力課長

難民支援室長

条約課長

法規課長

(※印欄内は電信課記入)

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

在

寿府代

大使
総領事

あて

外務大臣 発

件 名

ルワンダ難民支援(口上書返書)

主管・文書記号

※電番

総平

第2478号

大至急

至急

普通

(優先処理)

転電
転送
転報

在

日連代. ガイル

ケニ. タンサニ

※転電番号

合第18210号

大使・総領事あて

大至急

至急

普通 (優先処理)

※

09484276

大至急

JUFUDAI

等005 漢

GB-1

外 務 省

回覧番号

1298

(昭和六三・六・三十改正)

貴電第941号に関し、

冒頭貴電のルワンダ難民救援のための我が国要員派遣の正式要請を受けて、政府は、13日の閣議においてルワンダ難民救援国際平和協力業務の実施計画等の閣議決定を行った。同閣議決定に基づき、我が国要員をルワンダ難民救援活動に参加させるため派遣することを決定した旨UNHCR側に伝達するための口上書の案文を別FAX信の通り作成したので、UNHCR側に対してこれを提示し、問題がなければ至急発出されたい。

また、右口上書及び冒頭往電のUNHCRの口上書については、必要により全文を公表することとを考えているので、右につきUNHCR側の了解を得られたい。

(なお、既に一部の国会議員より提出要求があるところ、我が方としては口上書そのもののコピーを公表することはしないが、レターヘッド、イニシャル等を削除した上で、その内容については一言一句違わない形で提出せざるを得ないと考えている。)

本電のみ国連代、ザイール、ケニア、タンザニアに転電した。

(了)

GM:8675-

※総第094844号

午後8時以降受付往電

GM8675-02

平成※平成6年9月16日
21時31分3秒受付

FAX信

電信案

秘

大至急

電信課長

大臣
秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長主管
○ 総合外交政策局長
審議官
総務課長
国連政策課長
国際平和協力室長
首席事務官

※発電係

(B) 2

起案

平成6年9月16日

起案者

電話番号

林

2347

協議先

アフリカ第一課

条約課長

難民支援室長

法規課長

(※印欄内は電信課記入)

在

寿府代

大使
総領事

あて

外務大臣 発

件名

ルワンダ難民支援(口上書返書)

主管・文書記号

※電番

FAX信

大至急

至急

パターン・コード

総平

FAX信

普通

(優先処理)

転電

※転電番号

転送 在

大至急

至急

転報

大使・総領事あて

普通 (優先処理)

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

総平才2478号ルTAX信

※

09484405 大至急 JUFUDAI

F信

GB-1

外務省

回覧番号

1298

(昭和六三・六・三十改正)

GM:8675-²

The Permanent representative of Japan to the United Nations Office at Geneva presents his compliments to the Office of the United Nations High Commissioner for Refugees and, with reference to the Note Verbale dated ~~22~~ September 12, 1994 requesting the Government of Japan to provide self-contained services in Zaire such as medical assistance, sanitation, water management and airlifts, and has the honor to inform the latter that the Government of Japan has decided to provide such services as dispatching approximately 400 ^{Self-Defence Forces} ~~military~~ personnel and about 10 civilians as well as necessary equipment.

The Permanent Representative of Japan also has the honor to state that the participation of the above-mentioned personnel of Japan in the activities of humanitarian relief operations for Rwandese refugees shall be in accordance with the relevant laws and regulations of Japan, in particular the Law Concerning Cooperation for United Nations Peace-keeping Operations and Other Operations which stipulates, inter alia, the basic principles governing Japan's participation in Humanitarian International Relief Operations.

The Permanent Representative of Japan to the United Nations avails himself of this opportunity to renew to the Secretary-General of the United Nations the assurances of his highest consideration.

16 September 1994

20/08:17

0374 03/08 P01 R187913

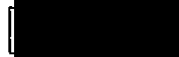
注意

1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

防運市州 (22)
PKO 若井

秘

電信写



08-030

政事外外儀官
務務典房
次次
官官審審長長

経課査総 外
大大察括 研
使使大審 長

対会要厚情研
在警史オ図

審報際内外ブ

審一二

参政保対旅外

総総平

企国

審軍不原料

行専入地

審地中東

参北東西

審一二保

審一二

参西口東

西新洋
二独

参一二(77)

審総漁国

審経エ国
一ネ
経途

参海 審準

審政調国開無
民

審緊評技有理

参参協国

参国折切調セ

総 番 号 R187913

主 管

月 19日

寿 府 代 発

総 平

平成 6年 9月 20日

本 省 着

外 務 大 臣 殿

遠 藤 大 使

ルワンダ難民支援（口上書返書）

第4823号 秘 至急（ゆう先処理）

貴電総平第2478号に関し、

1. 19日、口上書返書をUNHCRに発出しおいた（別FAX信）。
2. 口上書の公表につきUNHCRのササエ特別顧問と協議したところ、以下の通りにつきご配慮願いたい。
(1) 国会あるいは国会議員より要望があつて提出するのは差し支えないが、ばらまく性質の文書ではない
と考える（基本的に通常UNHCRは対外的に公表していない）ので、プレス等に配布することはひかえて
いただきたい。
(2) 提出に際して、日本語に訳されるのであれば、事前にご相談願いたい。

本電のみ国連代、ザイール、ケニア、タンザニアに転電した。（了）

外 務 省

UNHCR

FAX信

秘

総 番 号 R187898

月 19日

平成 6年 9月 20日

主 管

総 平

寿 府 代 発

本 省 着

外 務 大 臣 殿

遠 藤 大 使

ルワンダ難民支援 (口上書返書)

FAX信 秘 至急 (ゆう先処理)

往電第4823号別FAX信

(以下FAX送信 GV6709-01)

MISSION PERMANENTE DU JAPON
AUPRÈS DES ORGANISATIONS INTERNATIONALES
GENÈVE-SUISSE

GV: 6709- 1

MM/UN/374

The Permanent Mission of Japan to the International Organizations in Geneva presents its compliments to the Office of the United Nations High Commissioner for Refugees and, with reference to the latter's Note Verbale dated September 12, 1994, requesting the Government of Japan to provide self-contained services in Zaire such as medical assistance, sanitation, water management and airlifts, has the honour to inform the latter that the Government of Japan has decided to provide services of approximately 400 Self-Defence Forces personnel and about 10 civilians as well as necessary equipment.

The Permanent Mission of Japan has also the honour to state that the participation of the above-mentioned personnel of Japan in the activities of humanitarian relief operations for Rwandese refugees shall be in accordance with the relevant laws and regulations of Japan, in particular the Law Concerning Cooperation for United Nations Peace-keeping Operations and Other Operations which provides, inter alia, for the basic principles governing Japan's participation in Humanitarian International Relief Operations.

The Permanent Mission of Japan to the International Organizations in Geneva avails itself of this opportunity to renew to the Office of the United Nations High Commissioner for Refugees the assurances of its highest consideration.

Geneva, 16 September, 1994

Y-H

(7)

秘
黒 期 限

決 裁 書

大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 総合外交政策局長 審議官 総務課長 国連政策課長 国際平和協力室長 首席事務官	保存期間 1類 2類 3類 4類 (永久) (10年) (5年) (1年) 起案 平成 6 年 9 月 13 日 決裁 平成 年 月 日 起案者 電話番号 林 2346
協議先 下総審議官 総務課長 首席事務官 国会班 条約課長 法規課長 アフリカ第一課 アフリカ第二課 難民支援室長 仮決を付与する旨を、 事前の協議を経て。 20-120		
下記の件に関し、決裁を求めます。(関係文書別添)		
件名 ONUMOZへの要員派遣及びビルワンダ難民救援 のための要員派遣に関する派遣要請文書の 提出要求について。		
GA-1 (昭和63. 4. 1改正) 外務省		回覧番号

9/27

1. (1) 今般、社会党の秋葉忠利議員より、①UNTAC及び②ONUMOZへの我が国要員の派遣に関する国連からの派遣要請文書、並びに③今次ルワンダ難民救援のための要員派遣に関するUNHCRからの派遣要請文書につき、資料提出を要求越した。

(別添4の決定書を検討中)

(2) これまで、①の派遣要請文書についてはこれを国会議員等に提出しているが、②については提出要求がなかったので提出していない。また、③については12日にUNHCRより派遣要請文書が接したところである。

2. ~~秋葉~~ 秋葉議員に対しては、とりあえずUNTACの派遣要請文書を提出するとともに、ONUMOZの派遣要請文書については^(これまで提出したことがなく、)国連に念のため了解を得る必要がある旨、ルワンダ難民救援のための要員派遣に関するUNHCRの派遣要請文書については^(国連側の)まだ^未接していない旨回答した。

(上記別添4の決定書の考え方を踏まえつつ、)

3. ついては、本件資料要求について今後以下の通り対応することとしたい。

(1) ONUMOZの派遣要請文書については、^(別添1及び2)その内容を公開することについては^{既に}国連側から^{本件決定後}了解を得ているので、^右を提出することとしたい。

(2) ルワンダ難民支援に関するUNHCRからの派遣要請文書については、^(別添3)右に^{これ}回答する際に、派遣文書の内容の公開につきUNHCR側の了承を得ることとし、右了解が得られた場合にはこれを提出することとしたい。

(了)

REFERENCE:

The Secretary-General of the United Nations presents his compliments to the Permanent Representative of Japan to the United Nations and has the honour to refer to Security Council resolution 797 (1992) 16 December, in which the Council decided to establish a United Nations Operation in Mozambique (ONUMOZ).

In preliminary approaches to the Permanent Mission of Japan the Secretariat indicated that it was the Secretary-General's intention, after consultation with the parties concerned and with the consent of the Security Council, to request the Government of Japan to make available a number of military personnel for service with ONUMOZ.

After consultation with the parties and having obtained the consent of the Security Council, the Secretary-General is in a position to request the Government of Japan to make available at this time, as follows:

For Force Headquarters

- 1 Major as Deputy Chief Movement Control Officer
- 1 Major as Deputy Chief Plans Officer

For Central Region Headquarters

- 1 Major as Chief Movement Control Officer
- 1 Captain as Movement Control Officer

For Southern Region Headquarters

- 1 Captain as Movement Control Officer

The personnel should arrive in Maputo, Mozambique latest by the end of May 1993.

The practical details relating to the preparation and despatch of the Japanese personnel, including the timing, will be the subject of urgent consultations at staff level. The tour of duty of the personnel will be one year, subject to the renewal of the mandate of ONUMOZ.

The Secretary-General takes this opportunity to express his appreciation to the Government of Japan for its support and co-operation in contributing to this important United Nations Peace-keeping Operation.

23 April 1993

The Secretary-General of the United Nations presents his compliments to the Permanent Representative of Japan to the United Nations and has the honour to refer to Security Council resolution 797 (1992) 16 December, in which the Council decided to establish a United Nations Operation in Mozambique (ONUMOZ).

In preliminary approaches to the Permanent Mission of Japan the Secretariat indicated that it was the Secretary-General's intention, after consultation with the parties concerned and with the consent of the Security Council, to request the Government of Japan to make available a number of military personnel for service with ONUMOZ.

After consultation with the parties and having obtained the consent of the Security Council, the Secretary-General is in a position to request the Government of Japan to make available at this time, as follows:

Movement Control Organization (48 military personnel)

The personnel should arrive in Maputo, Mozambique by 20 May 1993.

The practical details relating to the preparation and despatch of the Japanese personnel, including the timing, will be the subject of urgent consultations at staff level. The tour of duty of the personnel will be six months, subject to the renewal of the mandate of ONUMOZ.

The Secretary-General takes this opportunity to express his appreciation to the Government of Japan for its support and co-operation in contributing to this important United Nations Peace-keeping Operation.

23 April 1993

The Office of the United Nations High Commissioner for Refugees presents its compliments to the Permanent Mission of Japan to the United Nations Office at Geneva and has the honour to refer to UNHCR's Appeal for Assistance to Burundi and Rwandese Refugees and Returnees in which it is proposed that Governments commit themselves to providing self-contained service packages.

The Office of UNHCR, therefore, requests the Government of Japan, with the consent of the Governments of Kenya, Tanzania, Uganda, and Zaire, to provide self-contained services in Zaire such as medical assistance, sanitation, water management, and airlifts. The Office understands that the Government of Japan is considering dispatching approximately 400 military personnel and about 10 civilians as well as necessary equipment.

The Office of UNHCR wishes to further request that the Government of Japan cover all expenses for the personnel. The Office also understands that the tour of duty of the personnel will initially be three months. Any extension will be subject to discussion.

Upon confirmation of the positive response to the Office's request by the Government of Japan, Governments mentioned above will be informed accordingly.

The Office would like to confirm that it has been undertaking, and will continue to undertake, emergency and humanitarian relief operations for Rwandese refugees in these countries with the consent and cooperation of the relevant host country authorities.

The Office of the United Nations High Commissioner for Refugees takes this opportunity to express its appreciation to the Government of Japan for its kind support and cooperation in contributing to these important humanitarian relief operations.

The Office of the United Nations High Commissioner for Refugees avails itself of this opportunity to renew to the Permanent Mission of Japan to the United Nations Office at Geneva the assurances of its highest consideration.

Geneva, 12 September 1994

秘

決 裁 書

大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 総合外交政策局長 審議官 総務課長 国連政策課長 国際平和協力室長 首席事務官	保存期間 1類 2類 3類 4類 (永久) (10年) (5年) (1年) 起案 平成 6 年 10 月 3 日 決 平成 年 月 日 起案 林 電話番号 (中野市) 2346
協議先 官房長 首席事務官 国会班 条約課長 国際平和協力室長 226-ent版		
下記の件に関し、決裁を求めます。(関係文書別添)		
件名 ルワンダ難民支援のための要員派遣に関するUNHCRから 派遣要請文書の頂戴及び公明の提出について		
GA-1 (昭和63. 4. 1改正)	外務省 回覧番号	

下記の次第にかんがみ、ルワンダ難民支援に関する U N H C R よりの派遣要請文書の仮訳を別紙のとおりといたしたく、U N H C R の了承を予め得た上で今後、国会議員から仮訳の提出要求があった場合にはこれを提出することといたしたい。

1. (1) ルワンダ難民救援に対する我が国の要員派遣については、9月12日、U N H C R より派遣要請書（口上書）が我が方寿府代に対し発出された。
(2) 同要請書（英文）については社会党秋葉議員より提出要請があり、別途決裁を得て既に提出したところである（別添1参照）。
2. (1) U N T A C への要員派遣の際の国連から我が国に対する派遣要請に関しては、平成5年5月26日、衆議院予算委員会理事会より、U N T A C への要員派遣に関する口上書を同委員会に直ちに提出するよう要求越したので、国連事務総長からの口上書に邦文仮訳を付して至急提出せざるを得なかった（別添2参照）。
(2) 今後の予算委員会等国会に於いて上記の U N T A C の場合と同様、口上書の提出を、邦文仮訳とともに急遽求められる可能性が考えられる。また U N H C R 側からは、邦文仮訳を作成する際には相談してほしい旨要望越している（別添3参照）。

(了)

(仮訳)

国連難民高等弁務官事務所は在ジュネーブ国際機関日本政府常駐代表部に敬意を表するとともに、各国政府が自己完結性を有する活動単位を提供することをコミットするよう提案するブルンジ及びルワンダの難民及び帰還民に対する支援に関する国連難民高等弁務官のアピールに言及する光栄を有する。

国連難民高等弁務官事務所は、このため、ケニア、タンザニア、ウガンダ及びザイールの各国の政府の同意を得て、日本国政府に対し、医療支援、防疫、給水及び空輸といった役務について自己完結性を有する活動をザイールで行うよう要請する。同事務所は、日本国政府が約400名の軍事要員及び約10名の文民を必要な機材と共に派遣することを検討していると理解する。

国連難民高等弁務官事務所は、更に、日本国政府が要員のためのすべての経費を負担することを要請する。同事務所は、また、要員の任期は当面は三か月であると理解する。いかなる延長も協議の対象となる。

同事務所の要請に対する日本国政府の肯定的な回答が確認された際には、前記の各国政府に対してその旨の通報が行われる。

同事務所は、これらの各国において、受入れ国の関係当局の同意及び協力を得て、ルワンダ難民のための緊急人道救援活動を行ってきており、また引き続き行うことを確認する。

国連難民高等弁務官事務所は、日本国政府に対し、この機会にこれらの重要な人道救援活動への貢献におけるその寛大な支援及び協力につき感謝の意を表明する。

国連難民高等弁務官事務所は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて在ジュネーブ国際機関日本政府常設代表部に敬意を表する。

ジュネーブ 1994年9月12日

NATIONS UNIES
HAUT COMMISSARIAT
POUR LES REFUGIES



GV: 6478- 1
UNITED NATIONS
HIGH COMMISSIONER
FOR REFUGEES

Télégrammes : HICOMREF
Télex : 415740 UNHCR CH
Téléphone : 739 81 11
Téléfax : 731 95 46

Case Postale 2500
CH-1211 Genève 2 Dépôt

The Office of the United Nations High Commissioner for Refugees presents its compliments to the Permanent Mission of Japan to the United Nations Office at Geneva and has the honour to refer to UNHCR's Appeal for Assistance to Burundi and Rwandese Refugees and Returnees in which it is proposed that Governments commit themselves to providing self-contained service packages.

The Office of UNHCR, therefore, requests the Government of Japan, with the consent of the Governments of Kenya, Tanzania, Uganda, and Zaire, to provide self-contained services in Zaire such as medical assistance, sanitation, water management, and airlifts. The Office understands that the Government of Japan is considering dispatching approximately 400 military personnel and about 10 civilians as well as necessary equipment.

The Office of UNHCR wishes to further request that the Government of Japan cover all expenses for the personnel. The Office also understands that the tour of duty of the personnel will initially be three months. Any extension will be subject to discussion.

Upon confirmation of the positive response to the Office's request by the Government of Japan, Governments mentioned above will be informed accordingly.

The Office would like to confirm that it has been undertaking, and will continue to undertake, emergency and humanitarian relief operations for Rwandese refugees in these countries with the consent and cooperation of the relevant host country authorities.

The Office of the United Nations High Commissioner for Refugees takes this opportunity to express its appreciation to the Government of Japan for its kind support and cooperation in contributing to these important humanitarian relief operations.

The Office of the United Nations High Commissioner for Refugees avails itself of this opportunity to renew to the Permanent Mission of Japan to the United Nations Office at Geneva the assurances of its highest consideration.

Geneva, 12 September 1994

(3)

GM:2482

※総第103577号001公館宛

GM2482-02

平成6年10月7日 19時6分12秒 秒受付

FAX

電 信 案

秘
大至急

電信課長

大臣
秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

主管

総合外交政策局長
審議官
総務課長
国連政策課長
国際平和協力室長
首席事務官

※発電係

起案

平成6年10月7日

起案者 電話番号

林 2347

(坂中野)

協議先

(※印欄内は電信課記入)

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

在

邦府代

大使
総領事

あて

外務大臣 発

件名

107-9 難民支援 (口上書仮訳) 解要請

主管・文書記号

総平

※電番

第2689号

大至急
普通至急
(優先処理)

パターン・コード

転電

転送 在
転報

※転電番号

大使・総領事あて

大至急 至急
普通 (優先処理)

※

10357725 大至急 JUFUDAI

F電

GB-1

外務省

回覧番号

1372

(昭和六三・六・三十改正)

貴電第4823号に関し、

1. ルワンダ難民救援のための我が国要員派遣につき、^{19月12日決定された} UNHCRからの派遣要請書（口上書）については、既に何人かの国会議員から提出要求があり、冒頭貴電に基づき英文の口上書を提出しているが、~~その~~議員の中にはあわせて邦文仮訳を求め

ている議員もあるところ、^{（当方にて）} 取り敢えず訳文を作成中である旨回答している。が、^{（必ずしも）} 提出せざるをえないと考へられる。

2. ^{（ついでに）} 今般当方にて上記派遣要請書の邦文仮訳（別FAX信）を作成したところ（条約局決裁済み）、UNHCR側に提示の上、至急了解を取り付けきたい。

（了）

FGM:2489
FAX信

※総第 103584号001公館宛 GM2489 P02
平成 6年 10月 7日 19時 8分 46秒 受付



秋

大至急

電 信 案

電信課長

大 臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主管	総合外交政策局長 審 議 官 総 務 課 長 国連政策課長 国際平和協力室長	※発電係 1 2
			起 案 平成 6年 10月 7日
	協議先	首席事務官	起案者 電話番号 林 2347

(※印欄内は電信課記入)

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

在	府代	大使 総領事	あて	外務大臣 発
件 名	ルワンダ難民支援(口上書依頼) 事務要請			
主管・文書記号	※電番	大至急 至急 普通 (優先処理)		
転電	※転電番号	大至急 至急 普通 (優先処理)		
転送 在	大 使 ・ 総 領 事 あ て			
転報				
往電総平第2689号別FAX信。				
※				
10358494 大至急 JUFUDAI F信				

(昭和六三・六・三十改正)

GB-1

外 務 省

回覧番号

1372

(仮訳)

国連難民高等弁務官事務所は在ジュネーブ国際機関日本政府常駐代表部に敬意を表するとともに、各国政府が自己完結性を有する活動単位を提供することをコミットするよう提案するブルンジ及びルワンダの難民及び帰還民に対する支援に関する国連難民高等弁務官のアピールに言及する光栄を有する。

国連難民高等弁務官事務所は、このため、ケニア、タンザニア、ウガンダ及びザイールの各国の政府の同意を得て、日本国政府に対し、医療支援、防疫、給水及び空輸といった役務について自己完結性を有する活動をザイールで行うよう要請する。同事務所は、日本国政府が約400名の軍事要員及び約10名の文民を必要な機材と共に派遣することを検討していると理解する。

国連難民高等弁務官事務所は、更に、日本国政府が要員のためのすべての経費を負担することを要請する。同事務所は、また、要員の任期は当面は三か月であると理解する。いかなる延長も協議の対象となる。

同事務所の要請に対する日本国政府の肯定的な回答が確認された際には、前記の各国政府に対してその旨の通報が行われる。

同事務所は、これらの各国において、受入れ国の関係当局の同意及び協力を得て、ルワンダ難民のための緊急人道救援活動を行ってきており、また引き続き行うことを確認する。

国連難民高等弁務官事務所は、日本国政府に対し、この機会にこれらの重要な人道救援活動への貢献におけるその寛大な支援及び協力につき感謝の意を表明する。

国連難民高等弁務官事務所は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて在ジュネーブ国際機関日本政府常設代表部に敬意を表する。

ジュネーブ 1994年9月12日

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

08-030

大 政事外外儀官
大務務 典房
次次
臣秘官官審密長長

政北経環査審 外研
代ア大大察 長
表大使使大参

③儀対会要厚情研
察人園在警史オ図

外報官 審報際内外ブ

文長 審一二

領移長 参政保対旅外

③総安④

長 ④国

審 審軍不原料

④国長 ④行専④難地

ア 審地中東
長 参北東西

北米長 審一二保

南長 審一二

④長 参西口東

西新洋
二独

④了長 参一二⑦⑦
二二

経 審総漁国

長 審経工国

一ネ
二 経途

参海 審準

経協長 審政調国開無
民 審緊評技有理

④長 参参④協④

情長 参④折④調セ
二二

総 番 号 R 2 0 4 4 9 1

月 1 0 日

平成 6 年 1 0 月 1 1 日

寿 府 代 発
本 省 着

主 管
総 平

外 務 大 臣 殿

遠 藤 大 使

ルワンダ難民支援（口上書仮訳）

第 5 2 2 3 号 秘 至急（ゆう先処理）

（以下FAX送信 GV7306-01）

秘

GV: 7306- 1

貴電総平第2689号に関し、

10日、UNHCRの佐々江特別顧問より、以下の点につき修文を要請越したところご配慮願いたい。

第2パラについては、UNHCRの法務部が気を使ったところでもあり、原文の順に、「国連難民高等弁務官事務所は、このため、日本国政府に対し、
・・・同意を得て、医療支援・・・」として頂きたい。

(3)

9月13日(火)

閑議

(未定稿)

H6.9.7 現在

ルワンダ難民人的協力 - 想定される日程

月 日	事 項
9月8日 (木)	14:55 岩垂調査団長⇒官房長官に対する状況報告 (電話) 15:30 官房長官レク (現地情勢) (総)(外)(防)
9月9日 (金)	時間未定 総理・官房長官レク (実施計画等) ◎ UNHCRからの正式要請接到 (見込み)
9月10日 (土)	
9月11日 (日)	15:05 与党調査団帰国 ※ 帰国出迎え (総)(外)(防)
9月12日 (月)	10:30 与党調査団より総理・官房長官に対し報告 (総)(外)(防) (於 官邸総理執務室) 14:00 防衛・外務・内閣調整会議 (調査報告聴取) 15:00 防衛調整会議 (実施計画等了承) 17:00 政策調整会議
9月13日 (火)	8:30 安 保 会 議 10:00 閣 議

○ 内閣は9月13日(火)に予定

○ 主幹官 = 法理府

秘

決裁

決 裁 書

室長より説明のたぐい予定

大 臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主 管 総合外交政策局長 審 議 官 総 務 課 長 国連政策課長 国際平和協力室長 首席事務官	保 存 期 間 1類 2類 3類 4類 (永久) (10年) (5年) (1年)
		起案 平成 6 年 9 月 6 日
		決裁 平成 年 月 日
		起案者 林 電話番号 2347
協議先 総務課長 首席事務官 国際社会協力部長 難民支援室長 中近東アフリカ局長 アフリカ第一課長 アフリカ第二課長 条約局長 法規課長 安保政策課長 ○印コピ-作成		
下記の件に関し、決裁を求めます。(関係文書別添)		
件 名 「ルワンダ難民国際平和協力業務の実施について」及び「ルワンダ難民救援国際平和協力隊の設置等に関する政令について」の閣議決定案 並びにこれら閣議決定についての内閣請議への参加について		
GA-1 (昭和63. 4. 1改正) 外 務 省		回覧番号

1. (1) ルワンダにおいては本年4月に内戦が再発して以来、大量の難民が発生し、周辺国のタンザニア、ザイール等に多数の難民が流入した。ザイール東部のゴマ、ブカブ地区の難民キャンプでは、コレラ、赤痢等の蔓延により多数の死者が出るなど、極めて悲惨な状況となっている。

(2) このような状況に対処するため、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）をはじめとする人道援助機関等が難民救援活動を実施しており、7月26日、UNHCRはルワンダ難民支援に関する協力を各国に要請した。

(3) 我が国としてもルワンダ難民支援のために、これまで国際機関への拠出や物資協力等を行っているが、更に人的協力についても検討した結果、ゴマを中心とし、医療、防疫、給水、空輸等の分野における難民救援活動に協力するため、自衛隊部隊等（^{中隊現地常駐するのは380}470名程度）を派遣するための準備を進めてきた。

2. (1) 上記1. の経緯を踏まえ、国際平和協力法に基づきルワンダ難民救援国際平和協力隊を派遣するため、「ルワンダ難民救援国際平和協力業務の実施について」及び「同国際平和協力隊の設置等に関する政令について」を閣議決定（現時点では9月13日の閣議を予定）するに当たり、今般総理府より閣議決定案を送付越すとともに、当省の右閣議請議への参加の意思の有無につき確認越した。

(2) なお、国際平和協力法第7条に基づき、ルワンダ難民救援国際平和協力業務実施計画については、閣議決定と同日中に国会に報告（配布）される予定である（現時点では実施計画に関する特別の審議等は予定されていない）。

3. ついては、当省としては、①ルワンダ難民救援国際平和協力業務の実施について、②ルワンダ難民救援国際平和協力隊の設置等に関する政令について、の閣議決定案（2件）を、それぞれ別添1、別添2のとおりとしたい旨、更にこれら2件の閣議決定については共同請議者として閣議請議に参加する旨を総理府に回答することと致したい。なお、派遣の規模（人数）、隊員の装備等については、未だ確定しておらず今後変更される可能性もあるところ、その場合は総平にて適宜関係課と協議しつつ関係省庁と調整を行うこととしたい。

4. また、本件派遣の重要性に鑑み、上記閣議決定にあたっては大臣からも御発言を頂きたいと考えているが、右は別途関係課等の決裁を得る予定。

要件名登録

(了)

総平第433号

平成6年9月12日

内閣総理大臣 村山 富市 殿

内閣総理大臣 村山 富市

外務大臣 河野 洋平

ルワンダ難民救援国際平和協力業務の実施について

標記について、別紙のとおり閣議を求めます。

なお、閣議決定の上は、ルワンダ難民救援国際平和協力業務実施計画を国会に報告方よろしくお取り計らい願います。

ルワンダ難民救援国際平和協力業務の実施について

〔平成6年9月13日〕
閣議決定案

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第6条第1項の規定に基づき、国際連合難民高等弁務官事務所の要請を受けてルワンダ難民救援のため実施される人道的な国際救援活動のために、国際平和協力業務を実施することとし、別紙のとおり、ルワンダ難民救援国際平和協力業務実施計画を定める。

ルワンダ難民救援国際平和協力業務実施計画

1 基本方針

本年4月、ルワンダ共和国において内戦が再発して以来、大量の難民が発生し、周辺のタンザニア連合共和国、ザイール共和国、ウガンダ共和国、ブルンディ共和国に多数の難民が流入した。さらに、ルワンダ新政権が樹立された7月以降、ザイール共和国東部のゴマ、ブカブ地区を中心に新たな難民が流入し、その結果、同地区の難民キャンプでは、コレラ、赤痢等の蔓延により多数の死者が出るなど、極めて悲惨な状況となっている。

このような状況に対処するため、国際連合難民高等弁務官事務所（以下「UNHCR」という。）を始めとする各種の人道援助機関等が援助活動を実施しており、7月には、各国に対し、UNHCRがルワンダ難民救援に関する協力の要請を行った。

我が国に対しても、医療、防疫、給水、空輸等の難民救援分野における人道的な国際救援活動について、UNHCRから要請があり、我が国としても、世界の平和と安定のために一層の責務を果たしていくに当たり、国際連合を中心とした国際平和のための努力に協力し、なし得る最大限の人的な貢献を積極的に果たしていくため、この要請に応分の貢献を行うこととする。このため、ルワンダ難民救援国際平和協力隊を設置することとし、これに我が国のルワンダ難民救援活動を円滑かつ効果的に行うための連絡調整の分野における国際平和協力業務を行わせるとともに、自衛隊の部隊等により、医療、防疫、給水、空輸等の難民救援

分野における国際平和協力業務を実施することとする。

なお、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。）第3条第2号に規定する受入れ国の人道的な国際救援活動への同意及び国際平和協力法第6条第1項第2号に規定する国際平和協力業務の実施についての受入れ国の同意についてはいずれも得られている。

2 ルワンダ難民救援国際平和協力業務の実施に関する事項

(1) 国際平和協力業務の種類及び内容

- ア 以下のイからキまでに掲げる業務のうちUNHCRその他の関係機関とこれらの業務に従事する自衛隊の部隊等との間の連絡調整に係る国際平和協力業務であって、自衛隊の部隊等以外の者が行うもの
- イ 国際平和協力法第3条第3号ヌに掲げる業務に係る国際平和協力業務
- ウ 国際平和協力法第3条第3号ルに掲げる業務に係る国際平和協力業務
- エ 国際平和協力法第3条第3号ヲに掲げる業務に係る国際平和協力業務
- オ 国際平和協力法第3条第3号ワに掲げる業務に係る国際平和協力業務
- カ 国際平和協力法第3条第3号タに掲げる業務に係る国際平和協力業務
- キ 国際平和協力法第3条第3号レに掲げる業務としてルワンダ難民救援国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成6年政令第 号）

第2条各号に掲げる業務に係る国際平和協力業務

アからキまでに掲げる業務は、国際平和協力法第2条第2項の規定の趣旨を損なわない範囲内において行う。

(2) 派遣先国

ザイール共和国とする。

ただし、ケニア共和国、タンザニア連合共和国、ウガンダ共和国及びガボン共和国において、(1)アに掲げる業務を行うことができる。

また、タイ王国、モルディヴ共和国、セイシェル共和国、ケニア共和国、タンザニア連合共和国及びウガンダ共和国において、(1)イからキに掲げる業務のうち附帯する業務としての物資の輸送、補給等及び(1)カに掲げる業務のうち輸送の業務を行うことができる。

(3) 国際平和協力業務を行うべき期間

平成6年9月16日から同年12月31日までの間

(4) ルワンダ難民救援国際平和協力隊の規模及び構成並びに装備

ア 規模及び構成

(ア) (1)アに掲げる業務に従事する者

(1)アに掲げる業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者 10名（ただし、人員の交替を行う場合は20名）

(イ) (1)イからキまでに掲げる業務に従事することとなった結果、国際平和協力法第13条第2項の規定により、国際平和協力法第4条第2項第3号に掲げる事務を行う者

(5)イ（ア）に掲げる部隊に属する自衛隊員

イ 装備

ルワンダ難民救援国際平和協力隊の隊員の健康及び安全の確保並びに(1)アに掲げる業務に必要な個人用装備（武器を除く。）

(5) 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務に関する事項

ア 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務の種類及び内容

(1)イからキまでに掲げる業務

イ 国際平和協力業務を行う自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備

(ア) 規模及び構成

① (1)イからキまでに掲げる業務を行うための陸上自衛隊の部隊
(人員290名)

② ①に掲げる陸上自衛隊の部隊のための輸送、補給等及び(1)カ
に掲げる業務のうち輸送の業務を輸送機(C-130H)によ
り行うための航空自衛隊の部隊(人員180名)

(イ) 装備

① 武器

9mm拳銃76丁、64式7.62mm小銃163丁及び62式
7.62mm機関銃1丁

② 車両

82式指揮通信車、大型トラック、小型トラック等80両

③ 航空機

輸送機(C-130H)4機

④ その他

自衛隊員の健康及び安全の確保並びに(1)イからキまでに掲げ
る業務に必要な装備(①から③までに掲げるものを除く。)

(6) 関係行政機関の協力に関する重要事項

ア 関係行政機関の長は、国際平和協力本部長(以下「本部長」とい
う。)から、(1)アに掲げる業務を実施するため必要な技術、能力等

を有する職員をルワンダ難民救援国際平和協力隊に派遣するよう要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該職員をルワンダ難民救援国際平和協力隊に派遣するものとする。

イ 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、国際平和協力業務の実施のため必要な協力を行うものとする。

ウ 関係行政機関の長は、その所掌事務に支障を生じない限度において、本部長の定めるところにより行われる研修のため必要な協力を行うものとする。

エ 関係行政機関の長は、本部長から、その所管に属する物品の管理換えその他の協力の要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該協力を行うものとする。

(7) その他国際平和協力業務の実施に関する重要事項

本部長は、国際平和協力業務の実施に当たり、必要があると認めるときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供について国以外の者に協力を求めることができる。

総平第 号
平成 年 月 日

別添
え

内閣総理大臣 村 山 富 市 殿

内閣総理大臣 村 山 富 市

外 務 大 臣 河 野 洋 平

大 蔵 大 臣 武 村 正 義

ルワンダ難民救援国際平和協力隊の設置等に関する政令の
制定について

標記について、別紙のとおり閣議を求めます。

なお、閣議決定の上は、ルワンダ難民救援国際平和協力業務実施計
画を国会に報告方よろしくお取り計らい願います。

政令第 号

ルワンダ難民救援国際平和協力隊の設置等に関する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第三条第三号レ、第五条第八項及び第十六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国際平和協力隊の設置）

第一条 国際平和協力本部に、ルワンダにおける紛争によって被害を受け又は受けるおそれのある住民その他の者（以下「ルワンダ難民」という。）に対する人道的な国際救援活動のため、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（以下「法」という。）第三条第三号ヌからワまで及びタ並びに次条各号に掲げる業務に係る国際平和協力業務のうち国際連合難民高等弁務官事務所その他の関係機関とこれらの国際平和協力業務に従事する自衛隊の部隊等との間の連絡調整に係るもの並びに法第四条第二項第三号に掲げる事務を行う組織として、平成六年十二月三十一日までの間、ルワンダ難民救援国際平和協力隊（以下「協力隊」という。）を置く。

（政令で定める業務）

第二条 ルワンダ難民に対する人道的な国際救援活動に係る法第三条第三号レの規定により同号タに掲げる業務に類するものとして政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 飲用その他の人の日常の用に供する水の浄化

二 飲食物の調製

三 宿泊又は作業のための施設の維持管理

(国際平和協力手当)

第三条 ルワンダ難民に対する人道的な国際救援活動のために実施される国際平和協力業務に従事する協力隊の隊員及び法第九条第五項に規定する自衛隊員（以下「部隊派遣自衛隊員」という。）に、この条の定めるところに従い、法第十六条第一項に規定する国際平和協力手当（以下「手当」という。）を支給する。

2 手当は、国際平和協力業務に従事した日一日につき、別表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

3 前項に定めるもののほか、手当の支給に関しては、協力隊の隊員（部隊派遣自衛隊員の身分を併せ有す

る者を除く。）については一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づく特殊勤務手当の支給の例により、部隊派遣自衛隊員については防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）に基づく特殊勤務手当の支給の例による。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

別表（第三条関係）

一	ゴマ空港若しくはブカブ空港の区域又はザイル内のルワンダとの国境に近接する区域であつて本部長が指定するものにおいて、業務（空路による輸送の業務にあつては、陸上の場所に留まつて行うものに限る。以下同じ。）を行う場合（二の項に規定する場合を除く。）	二万円
二	ゴマ空港又はブカブ空港の区域において、これらの区域及びその周辺の区域に駐在する者以外の者が空路による輸送の業務を行う場合	一万六千円
三	ナイロビ市の区域において業務を行う場合	六千円

四

一の項及び三の項に規定する区域以外の区域において業務を行う場合

四千元

秘
録
表
紙

決 裁 書

○大 臣 (秘書官) 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主 管 総合外交政策局長 審 議 官 総 務 課 長 国連政策課長 国際平和協力室長 首席事務官	保 存 期 間			
		1 類	2 類	3 類	4 類
		(永久)	(10年)	(5年)	(1年)
		起案 平成 6 年 9 月 6 日			
		決裁 平成 6 年 9 月 12 日			
		起案者	電話番号		
		石田	2346		

協議先
中近東アフリカ局長
アフリカ第一課長
難民支援室長
総務課長
首席事務官
法令課
人事課長
会計課長
在外公館課長

下記の件に関し、決裁を求めます。(関係文書別添)

件 名
~~ハフン7 難民救援国際業務実施について~~ 9月13日(火)
~~閣議決定が行われると、同閣議における外務大臣の発言~~
~~について決裁を求めます~~

GA-1 (昭和63. 4. 1改正)

外 務 省

回覧番号

発言案は、これまで決済の終わったものコメントを踏まえたもの

1. ルワンダ難民救援国際平和協力業務については、実施計画及び政令を閣議決定（9月13日）すべく、所要の準備を進めているところであり、当省としても右閣議決定については、共同請議者として閣議決定に参加する予定である（別途決裁中）。

2. 国際平和協力法に基づく人的貢献としては、国連平和維持活動への協力として、これまでアンゴラ、カンボディア、モザンビーク、エル・サルヴァドルに要員派遣を実施してきたが、同法に基づく国際的な人道的な救援活動への協力としては今回が初めての派遣となる。

3. ついては、本件派遣の重要性に鑑み、上記1. の閣議において、別紙の通り大臣のご発言を賜ることと致したい。（なお、国際平和協力法に基づき要員を派遣を決定する際の閣議では、これまでも外務大臣より発言があった。）

ルワンダ難民救援国際平和協力業務の実施について

平成六年九月十三日（火）閣議

外務大臣発言要旨

一、ルワンダ難民問題は、日々伝えられるように、極めて深刻かつ悲惨な状況にあります。部族間の紛争により国を追われた難民は、悲惨な環境下での生活を強いられ、その中から多くの死者及び傷病者が出ています。この問題は、現在、国際社会が協調して緊急に対応すべき問題であり、人道上の観点から、国際機関を始め各国からも難民救援活動が行われております。

二、我が国としても、ルワンダ難民問題の解決について、これまで資金面での協力及び物資協力を行ってまいりましたが、今般の国際平和協力隊の派遣は、ルワンダ難民救援のため人的な面でも協力を行うものであり、大きな意味を持つものがあります。

三、また、今回の国際平和協力隊の派遣は、国際平和協力法に基づく人道的な国際救援活動への協力として初めての派遣であり、我が国の国際貢献の新たな形態として、その有する意義は極めて大きいものと考えます。

四、外務省としても、同地に派遣される国際平和協力隊に対する支援に万全を期するため、関係在外公館等の体制強化を行

()

()

うとともに現地に連絡調整員を派遣し、業務の円滑な実施に全面的に協力していく所存です。取り分け、現地に派遣される要員の安全の確保については、最大限の注意を払い、情報収集、連絡調整等に当たりたいと考えております。

(
(

(
(

(~~旧新形式について~~
~~現在絶えず確認中~~)

秘

まで

決 裁 書

大 臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主 管 総合外交政策局長 審 議 官 総 務 課 長 国連政策課長 国際平和協力室長 首席事務官	保 存 期 間 1 類 2 類 3 類 4 類 (永久) (10年) (5年) (1年) 起案 平成 6 年 9 月 7 日 決裁 平成 6 年 9 月 12 日 起案者 電話番号 松本 2346
協議先 中近東アフリカ局長 アフリカ第一課長 難民支援室長 総務課長 首席事務官 法令 人事課長 会計課長 在外公館課長		
下記の件に関し、決裁を求めます。(関係文書別添)		
件 名 ルワンダ難民支援に関する安全保障会議における 大臣、次官発言 につき決裁を求めるもの (9月13日)及び幹事会(9月12日)		

1. ルワンダ難民救援国際平和協力業務については、実施計画及び政令を閣議決定（9月13日）すべく、所要の準備を進めているところであるが、閣議の前に安全保障会議が同日午前8時半から40分まで開催される予定である。

2. ついては、本件派遣の重要性に鑑み、上記1. の安全保障会議において、別添1の通り大臣のご発言を賜ることと致したい。

3. また、同会議の前日（12日）に開催される幹事会においても、次官より別添2の通り発言を行うこととしたい。

外務大臣発言（案）

平成六年九月十三日（火）

安 全 保 障 会 議

一、ルワンダ難民問題は、極めて深刻かつ悲惨な状況にあります。この問題は、現在、国際社会が協調して緊急に対応すべき問題であり、人道上の観点から、国際機関を始め各国からも難民救援活動が行われております。

二、我が国としても、これまで資金面での協力及び物資協力を行ってまいりましたが、この度人的な面でも協力を行うことは、ルワンダ難民救援のため、大きな意味を持つものであり

ます。

三、外務省としても、現地国連諸機関、N G O等との連絡調整に当たるため、外務省員数名を現地に派遣するとともに、同地に派遣される自衛隊に対する支援に万全を期するため、関係在外公館の体制強化を行うなど、業務の円滑な実施に全面的に協力していく所存です。取り分け、現地に派遣される要員の安全の確保については、最大限の注意を払い、情報収集、連絡調整等に当たりたいと考えております。

齊藤次官報告要旨（案）

平成6年9月13日
安 全 保 障 会 議

1. ルワンダにおける難民問題は、極めて深刻かつ悲惨な状況にあり、国際社会が協調して緊急に対応していく必要があることから、人道上の観点から国際機関をはじめ各国からも難民救援活動が行われている。

2. このような惨状に鑑み、難民支援に携わる国連難民高等弁務官事務所を中心とする国際機関からの要請に応え、これまで、我が国はルワンダ難民支援のため資金協力および物資協力を行ってきた。以上に加え、人的側面においても、今回、我が国が国際平和協力隊を派遣することは、我が国として可能な限りの難民支援協力を行うことであり意義深いものである。また、これは我が国に対する国際諸機関および国際社会の期待に応えるもの。

3. また、今回の国際平和協力隊の派遣は、国際平和協力法の二本柱の一つである人道支援活動への協力として初めての派遣という大きな意義をもつもの。

4. 外務省としても、同地に派遣される我が国要員への支援に万全を期すため、現地国連諸機関、各国政府派遣軍、N G O等との調整・連絡にあたるため、外務省員数名を連絡要員として現地に派遣するとともに、在ケニア大使館、在ザイール大使館をして、国際平和協力業務の円滑な実施に協力せしめる予定。また、現地に派遣される要員の安全の確保のため最大限の情報収集、連絡調整に当たる予定。

（了）

防衛庁長官発言要旨

（平成六年九月十三日 安全保障会議）

国連による国際の平和と安定のための努力の一環として、我が国が、UNTAAC及びONUMONZに参加して参りました。このたびルワンダ難民に対する人道的な国際救援活動に対して協力を行って行くことは、大きな意義を有するものと認識しております。

防衛庁といたしましては、国際平和協力法及び本日閣議決定されます実施計画に従って、

ルワンダ難民救援に対し最大限の協力を行うべく努力を傾注して参る所存であり、すみやかに実施部隊の派遣を開始し、整齊と国際平和協力業務を実施して参ります。

難民救援のための部隊派遣に当たっては、国際連合難民高等弁務官事務所及び関係各国との連絡調整等に関し、関係省庁の御協力が必要でありますのでよろしくお願いいたします。

午後8時以降受付往電案

165

※総第 93583号165公館宛

平成 6 年 9 月 14 日 14 時 3 分 秒 受付

電 信 案

秘
無 期 限

YYYYYY

往電(決定)
(返電可)

電信課長

大臣
秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

主管
総合外交政策局長
審議官
総務課長
国連政策課長
国際平和協力室長
首席事務官

※発電係
起案
平成 6 年 9 月 13 日
起案者 電話番号
石田 2346

協議先

ス
P-2740第1号

(※印欄内は電信課記入)

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

在外
全公館(165)
大使
総領事
外務大臣 発
件名
ルワンダ 難民支援 (実施計画閣議決定)
主管・文書記号
※電番
大至急 至急
普通 (優先処理)
転電
転送 在
転報
※転電番号
大使・総領事あて
大至急 至急
普通 (優先処理)
※
09358310 優先 BEI 等165 漢

(ハ〇字)

(昭和六三・六・三十改正)

1. 13日、閣議においてルワンダ難民救援国際平和協力業務の実施計画が決定されたところ、貴館参考までに関連資料を別FAX信（非高デ公館はFAX公信）にて送付する。

2. ついては、貴館の判断により、要あれば責任国に対し、今次ルワンダ難民支援のための要員派遣につき通報ありたく、先方より特段の反応あらば回電ありたい。

本電宛先：全在外公館（除く、非FAX公信公館）

（了）

在外公館発電宛先一覧表

大 111
代 6
総 67
領 2
(駐) 11
186公館

平成6年8月3日

全在外公館宛	駐在官事務所を除く全公館	186公館
	駐在官事務所及び併設の総領事館を除く全公館	179公館

◆アジア地域(35)	カンザス・シティ総	サンパウロ総	ボルトガル大	オマーン大	アフガニスタン大
インドネシア大	サン・フランシスコ総	ベレーン総	ユーゴスラヴィア大	カタール大	リベリア大
カルカタ総	シアトル総	ポルトアレグレ総	ルーマニア大	シエッタ大	リベリア大
ボンベイ総	シカゴ総	マナオス総	ルクセンブルグ大	シエッタ大	リベリア大
マドラス総	デトロイト総	リオ・デ・ジャネイロ総	英大	シエッタ大	リベリア大
インドネシア大	ニュー・オルリンズ総	レシフェ総	(インドネシア総)	シエッタ大	リベリア大
(インドネシア大)	ヒューストン総	(インドネシア大)	エディンバラ総	シリア大	リベリア大
ウジュン・パンダン総	ポートランド総	ポリヴィア大	インドネシア大	トルコ大	リベリア大
スラバヤ総	ボストン総	ホンデュラス大	インドネシア大	イスタンブル総	リベリア大
メダナ総	ホノルル総	インドネシア大	インドネシア大	バハレーン大	リベリア大
ヴィエトナム大	マイアミ総	インドネシア大	(インドネシア大)	レバノン大	リベリア大
ホーチミン総	ロス・アンジェルス総	インドネシア大	インドネシア大		リベリア大
カンボディア大	ワシントン大	インドネシア大	インドネシア大		リベリア大
インドネシア大	ヴァンクーヴァー総	インドネシア大	インドネシア大		リベリア大
スリ・ランカ大	エドモントン総	◆欧州地域(46)	インドネシア大	◆アフリカ地域(23)	アラビア大
インドネシア大	トロント総	アイルランド大	インドネシア大	アルジェリア大	アラビア大
大韓民国大	モントリオール総	インドネシア大	インドネシア大	エチオピア大	アラビア大
釜山総	インドネシア大	ミラノ総	インドネシア大	ガーナ大	アラビア大
東京大		ヴァチカン大	インドネシア大	ガボン大	アラビア大
広州総		ウズベキスタン大	インドネシア大	カメルーン大	アラビア大
上海総		エストニア大	インドネシア大	ギニア大	アラビア大
瀋陽総		インドネシア大	インドネシア大	ザール大	アラビア大
ネパール大		インドネシア大	インドネシア大	ザンビア大	アラビア大
パキスタン大		インドネシア大	インドネシア大	ジンバブエ大	アラビア大
カラチ総		インドネシア大	インドネシア大	スーダン大	アラビア大
バングラデシュ大	◆中南米地域(32)	インドネシア大	◆大洋州地域(11)	セネガル大	アラビア大
インドネシア大	ウルグアイ大	インドネシア大	インドネシア大	象牙海岸大	アラビア大
(インドネシア大)	エクアドル大	インドネシア大	インドネシア大	タンザニア大	アラビア大
ブルネイ大	エル・サルヴァドル大	インドネシア大	インドネシア大	中央アフリカ大	アラビア大
マレーシア大	キューバ大	インドネシア大	インドネシア大	チュニジア大	アラビア大
ベナン総	グアテマラ大	インドネシア大	インドネシア大	ナイジェリア大	アラビア大
コタ・キナバル領	コスタ・リカ大	インドネシア大	インドネシア大	マダガスカル大	アラビア大
ミャンマー大	コロンビア大	インドネシア大	インドネシア大	南アフリカ大	アラビア大
モンゴル大	ジャマイカ大	インドネシア大	インドネシア大	(インドネシア大)	アラビア大
ラオス大	スリナム大	インドネシア大	インドネシア大	モロッコ大	アラビア大
香港大	チリ大	インドネシア大	インドネシア大	リビア大	アラビア大
	ドミニカ(共)大	インドネシア大	インドネシア大		アラビア大
	トリニダード・トバゴ大	インドネシア大	インドネシア大		アラビア大
	ニカラグア大	インドネシア大	インドネシア大		アラビア大
	ハイティ大	インドネシア大	◆中近東地域(16)		アラビア大
◆北米地域(23)	パナマ大	インドネシア大	インドネシア大		アラビア大
米国大	パラグアイ大	インドネシア大	インドネシア大		アラビア大
アガナ総	エンカルナシオン領	インドネシア大	インドネシア大		アラビア大
アトランタ総	ブラジル大	インドネシア大	インドネシア大		アラビア大
アンカレッジ総	クリチバ総	インドネシア大	インドネシア大		アラビア大

駐在官事務所(11)

(注: 印は高デ公館、()内表示は大使館内所在の総領事館、X印は一時退避中)

デンバール(スラバヤ)	大連(瀋陽総)	サンクトル(モリビア大)	アレキサンドリア(エジプト大)
チェンマイ(タイ大)	ダバオ(フィリピン大)	クワイストチャーチ(NZ大)	ケープタウン(南アフリカ大)
済州(韓国大)	サイパン(アグナ大)	アデス(イユメソ大)	

(注) 1. 宛先は、公館名右中に○印を付して表示する。

(注: ()内表示は親公館)

2. 印は平・取扱注意のみ可能公館、*印は漢字印刷機未設置公館。

3. 駐在官事務所は、「全在外公館宛」の宛先には含まれない。但し、必要な際はその旨表示する。

午後8時以降受付往電案

GM: 81407

FAX
平成6年9月14日
午後2時59分

宛先 3584号050公館宛

GM8140-06

日
秒受付

FAX信

電 信 案

取扱注意

注

YYYYYY

電信課長

大臣
秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

主管

総合外交政策局長
審議官
総務課長
国連政策課長
国際平和協力室長
首席事務官

※発電係

1 2 7

起案

平成6年9月13日

起案者

電話番号

石田

2346

協議先

23
20110第-62

(※印欄内は電信課記入)

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

在 全高デ公館(50)

大使
総領事

あて

外務大臣 発

件名

ルワンダ難民支援(実施計画閣議決定)

主管・文書記号

※電番

総平

FAX信
FAX信

大至急

至急

普通

(優先処理)

転電

※転電番号

転送 在

転報

大使・総領事あて

大至急

至急

普通 (優先処理)

往電総平合第17930号別FAX信。

※

09358423

優先

BURUNEI

等050 F信

GB-1

外務省

回覧番号

1285

(昭和六三・六・三十改正)

GM:8140²資料 1

ルワンダ難民救援国際平和協力業務の実施について

平成 6 年 9 月 1 3 日

総理府国際平和協力本部事務局

1. 経緯

- アフリカのルワンダ共和国においては、本年4月に内戦が再発して以来、現在までに約200万人の難民が発生。
- 隣接国のザイール共和国には、140万人を越える難民が流入し、同国ゴマ地区の難民キャンプではコレラ及び赤痢等の蔓延により多数の死者が出るなど、極めて悲惨な状況。
- 国際連合難民高等弁務官事務所を始めとする各種の人道援助機関は、この状況に対し援助活動を実施。
- 我が国政府としてはこれまで、ルワンダ難民支援ミッション及びルワンダ難民支援実務調査団を派遣、ルワンダ難民救援における我が国としての貢献について検討を実施してきたところであり、与党においてもルワンダ難民支援与党調査団を派遣したところ。

2. ルワンダ難民救援国際平和協力隊の派遣について

- 国際平和協力法との関係においては、ザイール、ケニア、ウガンダ、タンザニア等（ルワンダは含まず）について、いわゆる5原則は満たされていると判断。
- 国際連合難民高等弁務官事務所からの正式要請（9月12日）を踏まえ、国際平和協力法に従い、ザイール、ケニア、ウガンダ、タンザニア等（ルワンダは含まず）において国際平和協力業務を実施することとし、本日（9月13日）「ルワンダ難民救援国際平和協力業務実施計画」（資料4）及び「ルワンダ難民救援国際平和協力隊の設置等に関する政令」（資料5）について閣議決定し、実施計画については、本日、国会報告を行う予定。

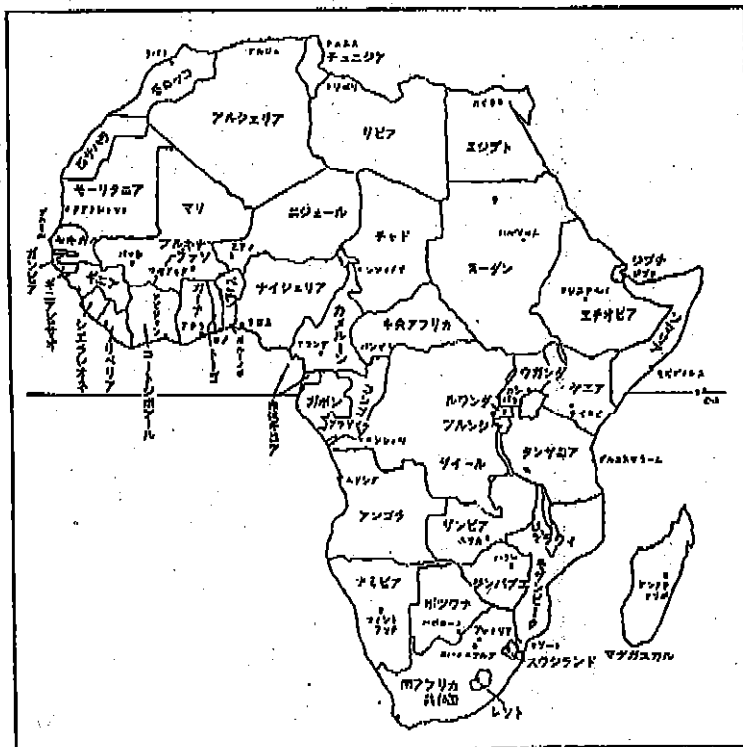
GM: 8140³

ルワンダ情勢

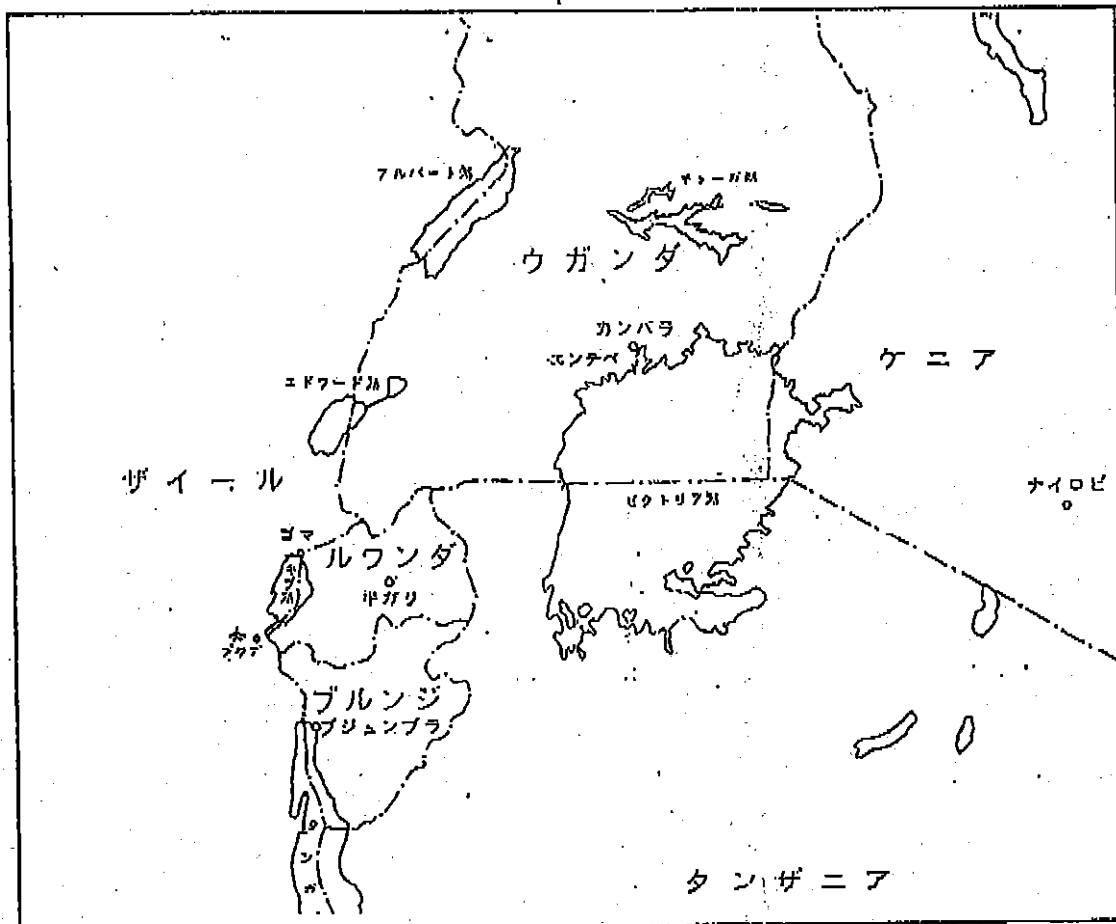
- ルワンダにおいては、16世紀以来、少数派部族（ツチ族）と多数派部族（フツ族）間の対立が問題となっていたが、1973年政権をとったハビヤリマナ大統領（フツ族）は部族間の融和に努め、内政は安定していたと見られていた。
- 1990年に隣国ウガンダに避難していたツチ族難民が北部国境を越えて侵入したことから、フツ族を中心とする政府軍とツチ族を中心とするRPF（ルワンダ愛国戦線）との間で内戦が勃発した。
- 内戦の両当事者は、1993年8月に一応の停戦合意（アルーシャ合意）に達したが、1994年4月6日ハビヤリマナ大統領搭乗機が撃墜され、同大統領が死亡して以来、内戦は再発・激化し、国民の大量殺戮が発生した。
- 内戦によりこれまでに約50万人が殺害されたとされている（約100万人との情報もある。いずれも国連筋）ほか、内戦の末期以来現在でもザイールのゴマ地区に80万人を越える難民が滞留する等、ルワンダ（1992年の人口731万人）国民の半数近い膨大な数の被災者が生じている。

GM: 8140- 4

アフリカ大陸全図



ルワンダ周辺国図



GM: 8140- 資料 2⁵

ルワンダ難民救援国際平和協力業務実施計画の概要について

平成 6 年 9 月 1 3 日
国際平和協力本部事務局

1. 基 本 方 針

国際連合難民高等弁務官事務所の要請に基づき、国際平和協力法第3条第2号の「人道的な国際救援活動」のため、ルワンダ難民救援国際平和協力隊を設置し、自衛隊の部隊及び連絡調整要員を派遣する。

2. 国際平和協力業務の種類

- ① 医療、防疫、給水、空輸等(部隊)
- ② 関係機関と部隊との連絡調整(個人)

3. 派遣先国

ザイール、ケニア、ウガンダ、タンザニア等(ルワンダは含まず)

4. 期 間

平成6年9月16日～12月31日

5. 規模・構成・装備

(1) 部隊派遣

- ① 陸上自衛隊の部隊 290名 (約260名が現地に常駐)
- ② 航空自衛隊の部隊 180名 (約120名 ")

③ 装 備

- ア 武器 9mm拳銃76丁、64式7.62mm小銃163丁及び62式7.62mm機関銃1丁
- イ 車両 82式指揮通信車、大型トラック、小型トラック等80両
- ウ 航空機 輸送機(C-130H) 4機

(2) 個人派遣

連絡調整分野 10名(武器は装備せず)

F.P.C. Press Release No. 0***-19
F.P.C. Translation of
Foreign Ministry Release

September 13, 1994
Foreign Press Center
Japan (FPUN)

Outline of International Peace Cooperation
Assignments for the Relief of Rwandan Refugees

1. Basic Policy:

has decided to

In response to the request from the Office of the United Nations High Commissioner for Refugees, the Government of Japan ~~will~~ establish an International Peace Cooperation Corps for the Relief of Rwandan Refugees, and will dispatch troops of the Self-Defense Forces (SDF) and liaison and coordination personnel, for the "Humanitarian International Relief Operations" of Article 3 (II) of the Law Concerning Cooperation for United Nations Peace-Keeping Operations and Other Operations.

2. Scope of Cooperation:

- (1) Medical assistance, ^{care} sanitation, water management, airlifts, etc. (troops)
- (2) Liaison and coordination between the related organizations and the Corps (personnel)

3. Countries in which the International Peace Cooperation Corps will be Dispatched:

assignment / implemented
Zaire, Kenya, Uganda, Tanzania, etc. (excluding Rwanda)

4. Period of Dispatch:

September 16 - December 31, 1994

5. Size / Composition / Equipment:

(1) Troops to be Dispatched

- (a) Ground Self-Defense Force: 290 persons
- (b) Air Self-Defense Force: 180 persons
- (c) Equipment

- (i) Weapons: 76 pistols (Cal 9mm), 163 type-64 rifles (Cal 7.62mm), and one type-62 machine gun (Cal 7.62mm)
- (ii) Vehicles: Type-82 command and correspond vehicles, large and small trucks; total 80 vehicles
- (iii) Aircraft: Four cargo planes (C-130H)

(2) Personnel to be Dispatched

For liaison and coordination component: 10 persons
(without weapons)

(END)

(3)

(※印欄は通信課記入)

(昭和六三・九・五改正)

回覧番号

資料 1²

ルワンダ難民救援国際平和協力業務の実施について

平成 6 年 9 月 1 3 日

総理府国際平和協力本部事務局

1. 経緯

- アフリカのルワンダ共和国においては、本年4月に内戦が再発して以来、現在までに約200万人の難民が発生。
- 隣接国のザイール共和国には、140万人を越える難民が流入し、同国ゴマ地区の難民キャンプではコレラ及び赤痢等の蔓延により多数の死者が出るなど、極めて悲惨な状況。
- 国際連合難民高等弁務官事務所を始めとする各種の人道援助機関は、この状況に対し援助活動を実施。
- 我が国政府としてはこれまで、ルワンダ難民支援ミッション及びルワンダ難民支援実務調査団を派遣、ルワンダ難民救援における我が国としての貢献について検討を実施してきたところであり、与党においてもルワンダ難民支援与党調査団を派遣したところ。

2. ルワンダ難民救援国際平和協力隊の派遣について

- 国際平和協力法との関係においては、ザイール、ケニア、ウガンダ、タンザニア等（ルワンダは含まず）について、いわゆる5原則は満たされていると判断。
- 国際連合難民高等弁務官事務所からの正式要請（9月12日）を踏まえ、国際平和協力法に従い、ザイール、ケニア、ウガンダ、タンザニア等（ルワンダは含まず）において国際平和協力業務を実施することとし、本日（9月13日）「ルワンダ難民救援国際平和協力業務実施計画」（資料4）及び「ルワンダ難民救援国際平和協力隊の設置等に関する政令」（資料5）について閣議決定し、実施計画については、本日、国会報告を行う予定。

FGM21892-07

3

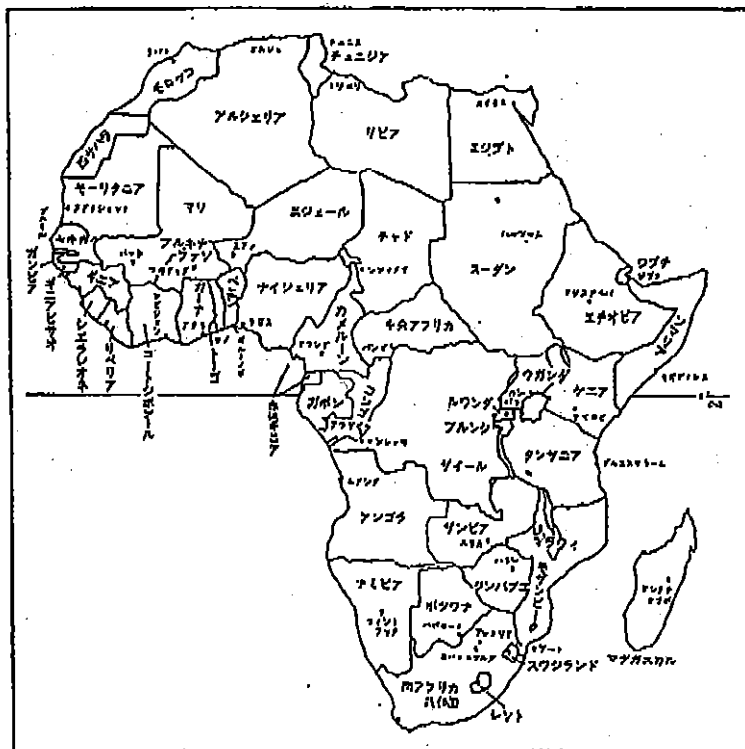
ルワンダ情勢

- ルワンダにおいては、16世紀以来、少数派部族（ツチ族）と多数派部族（フツ族）間の対立が問題となっていたが、1973年政権をとったハビヤリマナ大統領（フツ族）は部族間の融和に努め、内政は安定していたと見られていた。
- 1990年に隣国ウガンダに避難していたツチ族難民が北部国境を越えて侵入したことから、フツ族を中心とする政府軍とツチ族を中心とするRPF（ルワンダ愛国戦線）との間で内戦が勃発した。
- 内戦の両当事者は、1993年8月に一応の停戦合意（アルーシャ合意）に達したが、1994年4月6日ハビヤリマナ大統領搭乗機が撃墜され、同大統領が死亡して以来、内戦は再発・激化し、国民の大量殺戮が発生した。
- 内戦によりこれまでに約50万人が殺害されたとされている（約100万人との情報もある。いずれも国連筋）ほか、内戦の末期以来現在でもザイールのゴマ地区に80万人を越える難民が滞留する等、ルワンダ（1992年の人口731万人）国民の半数近い膨大な数の被災者が生じている。

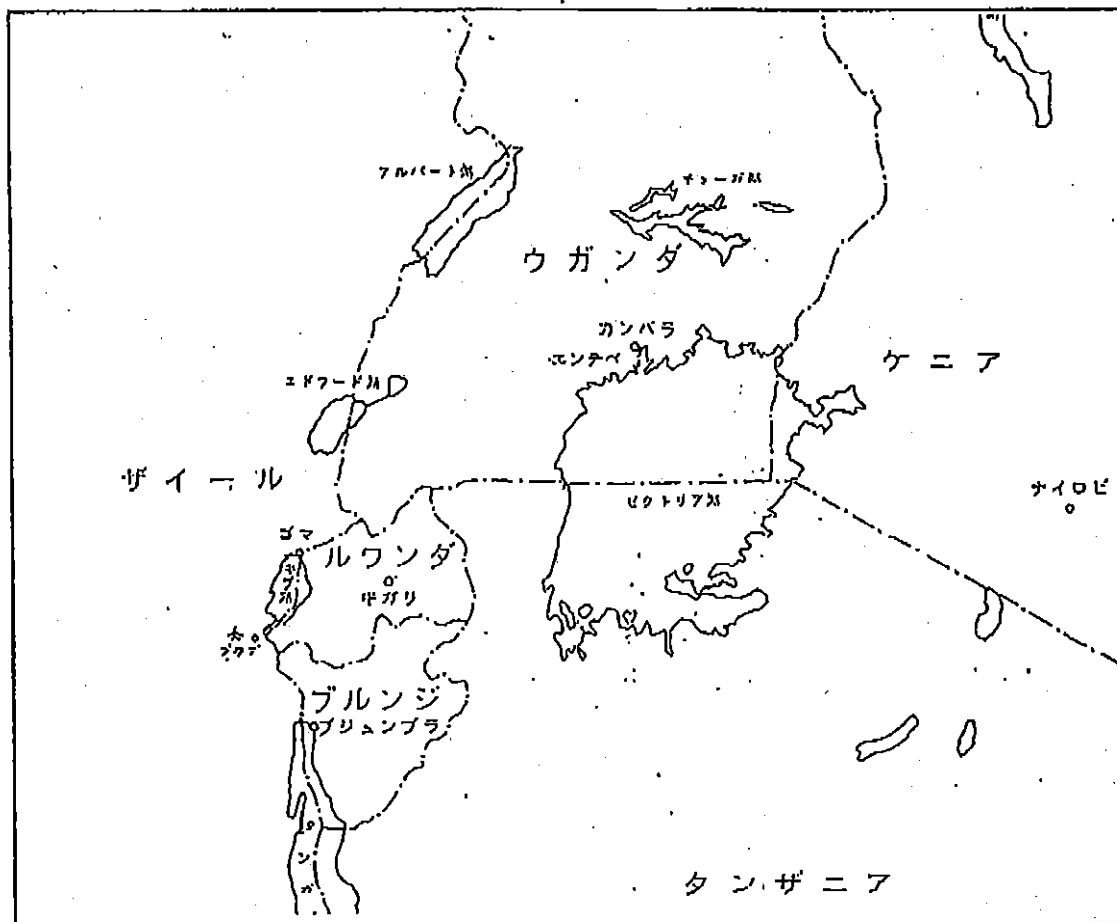
FGM21892-07

4

アフリカ大陸全図



ルワンダ周辺国図



FGM 21892-07

資料 2

ルワンダ難民救援国際平和協力業務実施計画の概要について

平成 6 年 9 月 1 3 日
国際平和協力本部事務局

1. 基 本 方 針

国際連合難民高等弁務官事務所の要請に基づき、国際平和協力法第3条第2号の「人道的な国際救援活動」のため、ルワンダ難民救援国際平和協力隊を設置し、自衛隊の部隊及び連絡調整要員を派遣する。

2. 国際平和協力業務の種類

- ① 医療、防疫、給水、空輸等(部隊)
- ② 関係機関と部隊との連絡調整(個人)

3. 派遣先国

ザイール、ケニア、ウガンダ、タンザニア等(ルワンダは含まず)

4. 期 間

平成6年9月16日～12月31日

5. 規模・構成・装備

(1) 部隊派遣

① 陸上自衛隊の部隊 290名 (約260名が現地に常駐)

② 航空自衛隊の部隊 180名 (約120名が)

③ 装 備

ア 武器 9mm拳銃76丁、64式7.62mm小銃163丁及び62式7.62mm機関銃1丁

イ 車両 82式指揮通信車、大型トラック、小型トラック等80両

ウ 航空機 輸送機(C-130H) 4機

(2) 個人派遣

連絡調整分野 10名(武器は装備せず)

F.P.C. Press Release No. 0***-19
 F.P.C. Translation of
 Foreign Ministry Release

September 13, 1994
 Foreign Press Center
 Japan (FPUN)

Outline of International Peace Cooperation
Assignments for the Relief of Rwandan Refugees

1. Basic Policy:

has decided to
 In response to the request from the Office of the United Nations High Commissioner for Refugees, the Government of Japan will establish an International Peace Cooperation Corps for the Relief of Rwandan Refugees, and will dispatch troops of the Self-Defense Forces (SDF) and liaison and coordination personnel, for the "Humanitarian International Relief Operations" of Article 3 (II) of the Law Concerning Cooperation for United Nations Peace-Keeping Operations and Other Operations.

2. Scope of Cooperation:

- (1) Medical assistance, *care* sanitation, water management, airlifts, etc. (troops)
- (2) Liaison and coordination between the related organizations and the Corps (personnel)

3. Countries in which the International Peace Cooperation Corps will be Dispatched:

assignment implemented
 Zaïre, Kenya, Uganda, Tanzania, etc. (excluding Rwanda)

4. Period of Dispatch:

September 16 - December 31, 1994

5. Size / Composition / Equipment:

(1) Troops to be Dispatched

- (a) Ground Self-Defense Force: 290 persons
- (b) Air Self-Defense Force: 180 persons
- (c) Equipment

(i) Weapons: 76 pistols (Cal 9mm), 163 type-64 rifles (Cal 7.62mm), and one type-62 machine gun (Cal 7.62mm)

(ii) Vehicles: Type-82 command and correspond vehicles, large and small trucks; total 80 vehicles

(iii) Aircraft: Four cargo planes (C-130H)

(2) Personnel to be Dispatched

For liaison and coordination component: 10 persons
 (without weapons)

(END)

FGM21892-07

大 115
総 69
領 2
代 6

在外公館 FAX 公信発送一覧表

本信送付先 (○)

本信写送付先 (△)

(発送公館数)

公館

計 192 公館

平成 6 年 8 月現在

◎アジア地域 (35)		カ ナ ダ 大		ス ペ イ ン 大		イ ラ ク 大	X
イ ン ド 大		ヴァンクーヴァー総	Q	バルセロナ総	0	イ ラ ン 大	0
カ ル カ タ 総	0	エドモントン総	0	ラス・バルマス総	0	オ マ ー ン 大	0
ボ ン ベ イ 総	Q	トロント総	0	チェッコ大	0	カ タ ル 大	0
マ ド ラ ス 総	Q	モントリオール総	Q	デンマーク大		ク ウ ェ イ ト 大	
インドネシア大		国 連 代		独 大		サウディ・アラビア大	
(ジャカルタ総)			19	デュッセルドルフ総	Q	ジ ュ ッ ダ 総	0
ウジュン・パンダン総	0	◎中南米地域 (32)		ハンブルグ総	0	ジ ョ ル ダ ン 大	
ス ラ バ ヤ 総	0	アルゼンティン大		フランクフルト総	0	シ リ ア 大	0
メ ダ ン 総	0	ヴェネズエラ大		ベルリン総	Q	ト ル コ 大	0
ヴィエトナム大	Q	ウルグアイ大	0	ミュンヘン総	Q	イ ス タ ン ブ ル 総	0
ホ ー チ ミ ン 総		エクアドル大	0	ノールウェー大		バ ハ レ ー ン 大	0
カンボディア大	0	エル・サルヴァドル大	0	ハンガリー大	Q	レ バ ノ ン 大	X
シンガポール大		キューバ大	Q	フィンランド大			Q
スリ・ランカ大	Q	グアテマラ大	Q	仏 大		◎アフリカ地域 (24)	
タ イ 大		コスタ・リカ大	0	ストラスブール総	0	アルジェリア大	0
大 韓 民 国 大		コロンビア大	0	マルセイユ総	0	エ ジ プ ト 大	
釜 山 総	Q	ジャマイカ大	0	ブルガリア大	Q	エティオピア大	Q
中 国 大		スリナム大	0	ベラルーシ大		ガ ー ナ 大	Q
広 州 総	0	チ リ 大	0	ベルギー大		ガ ボ ン 大	0
上 海 総	Q	ドミニカ (共) 大	0	ポーランド大	Q	カメルーン大	0
瀋 陽 総	Q	トリニダード・トバゴ大	Q	ポルトガル大		ギ ニ ア 大	X
ネ パ ー ル 大	0	ニカラグア大	Q	ユーゴスラヴィア大	Q	ケ ニ ア 大	Q
パキスタン大	0	ハイティ大	X	ルーマニア大	Q	ザ イ ー ル 大	Q
カ ラ チ 総	0	パ ナ マ 大	0	ルクセンブルグ大	0	ザ ン ビ ア 大	Q
バングラデシュ大	0	パラグアイ大	0	英 大		ジ ン バ ブ ア 大	Q
フィリピン大		エンカルナシオン領		(ロンドン総)		ス ー ダ ン 大	Q
(マニラ総)		ブラジル大		エディンバラ総	Q	セ ネ ガ ル 大	Q
ブルネイ大	0	クリチバ総	Q	ロ シ ア 大		象 牙 海 岸 大	Q
マレイシア大		サン・パウロ総	Q	ウラジオストク総		タ ン ザ ニ ア 大	Q
ベ ナ ン 総	0	ベレ ー ン 総	Q	ウツリ・ベテルブルグ総	0	中 央 ア フ リ カ 大	X
コタ・キナバル領	Q	ポルト・アレグレ総	0	ハバロフスク総		テ ュ ニ ジ ア 大	Q
ミャンマー大	X	マナオス総	Q	ウィーン代		ナイジェリア大	Q
モンゴル大	Q	リオ・デ・ジャネイロ総	Q	ジュネーヴ代		マダガスカル大	Q
ラ オ ス 大	X	レシフェ総	Q	(ジュネーヴ総)		南 ア フ リ カ 大	
香 港 総		ベル ー 大		軍 縮 代		(ブレットリア総)	
	21	(リマ総)		E C 代		モザンビーク大	Q
◎北米地域 (23)		ボリヴィア大	Q	O E C D 代		モ ロ ッ コ 大	Q
米 大		ホンデュラス大	Q	◎大洋州地域 (11)	25	リ ビ ア 大	Q
ア ガ ナ 総	Q	メキシコ大		豪 大			19
アトランタ総	0		24	シドニー総	0	◎駐在官事務所他 (13)	
アンカレッジ総	0	◎欧州地域 (51)		バ ー ス 総	0	モントリオール (ICAO)	
カンザス・シティ総	Q	アイルランド大	Q	ブリスベン総	Q	(ユネスコ常駐代表)	
サン・フランシスコ総	Q	イタリア大		メルボルン総	Q	(デンバサール)	
シアトル総	Q	ミラノ総	Q	ソ ロ モ ン 大	Q	(チェンマイ)	
シ カ ゴ 総	Q	ヴァチカン大	Q	ニュー・ジーランド大		(済 州)	
デトロイト総	Q	ウクライナ大		オークランド総	Q	(大 連)	X
ニュー・オルリンズ総	Q	ウズベキスタン大	Q	パプア・ニューギニア大	Q	(ダ バ オ)	
ニュー・ヨーク総		エストニア大	Q	(ポート・モレスビー総)		(サ イ バ ン)	
ヒューストン総	Q	オーストリア大		フィジー大	Q	(サンタクルス)	
ポートランド総	Q	オ ラ ン ダ 大			8	(クライストチャーチ)	
ボ ス ト ン 総	Q	カザフスタン大		◎中近東地域 (16)		(ア デ ン)	
ホ ノ ル ル 総	Q	ギリシャ大		アラブ首長国連邦大		(アレキサンドリア)	
マイアミ総	Q	ス イ ス 大		イ エ メ ン 大	Q	(ケープタウン)	
ロス・アンジェルス総	Q	スウェーデン大		イスラエル大			

(注意) 1. アフガニスタン大、リベリア大及びホラムシャハル総は一時閉鎖のため、
本表より削除。

2. 駐在官事務所には、本信写のみ送信できる。

3. 駐在官事務所他は、総数 192 公館には含まれない。

ルワンダ難民救援国際平和協力業務の実施について

平成6年9月13日
国際平和協力本部事務局

1. 基本方針

国際連合難民高等弁務官事務所の要請に基づき、国際平和協力法第3条第2号の「人道的な国際救援活動」のため、ルワンダ難民救援国際平和協力隊を設置し、自衛隊の部隊及び連絡調整要員を派遣する。

2. 国際平和協力業務の種類

- ① 医療、防疫、給水、空輸等（部隊）
- ② 関係機関と部隊との連絡調整（個人）

3. 派遣先国

ザイール、ケニア、ウガンダ、タンザニア等（ルワンダは含まず）

4. 期間

平成6年9月16日～12月31日

5. 規模・構成・装備

(1) 部隊派遣

- ① 陸上自衛隊の部隊 290名
- ② 航空自衛隊の部隊 180名

③ 装備

ア 武器 9mm拳銃76丁、64式7.62mm小銃 163丁及び62式7.62mm機関銃1丁
イ 車両 82式指揮通信車、大型トラック、小型トラック等80両
ウ 航空機 輸送機（C-130H）4機

(2) 個人派遣

連絡調整分野 10名（武器不携帯）

6. 隊員に支給する国際平和協力手当

2万円（ゴマ地区）、1万6千円（航空機乗員等がゴマに駐在する場合）、6千円（ナイロビ）、4千円（その他）までの間を4段階に分けて支給

記録資料
和英

Outline of International Peace Cooperation
Assignments for the Relief of Rwandan Refugees

1. Basic Policy:

In response to the request from the Office of the United Nations High Commissioner for Refugees, the Government of Japan has decided to establish an International Peace Cooperation Corps for the Relief of Rwandan Refugees, and will dispatch troops of the Self-Defense Forces (SDF) and liaison and coordination personnel, for the "Humanitarian International Relief Operations" of Article 3 (II) of the Law Concerning Cooperation for United Nations Peace-Keeping Operations and Other Operations.

2. Scope of Cooperation:

- (1) Medical care, sanitation, water management, airlifts, etc. (troops)
- (2) Liaison and coordination between the related organizations and the Corps (personnel)

3. Venue of the operation:

Zaire, Kenya, Uganda, Tanzania, etc. (excluding Rwanda)

4. Period of Dispatch:

September 16 - December 31, 1994

5. Size / Composition / Equipment:

(1) Troops to be Dispatched

- (a) Ground Self-Defense Force: 290 persons
- (b) Air Self-Defense Force: 180 persons
- (c) Equipment

- (i) Weapons: 76 pistols (Cal 9mm), 163 type-64 rifles (Cal 7.62mm), and one type-62 machine gun (Cal 7.62mm)
- (ii) Vehicles: Type-82 command and correspond vehicles, large and small trucks; total 80 vehicles
- (iii) Aircraft: Four cargo planes (C-130H)

(2) Personnel to be Dispatched

For liaison and coordination component: 10 persons
(without weapons)

(END)

MOFA 本 付

ルワンダ難民救援国際平和協力業務の実施について

〔 平成六年九月十三日閣議
内閣官房長官発言要旨 〕

一 アフリカのルワンダ共和国において本年四月に内戦が再発して以来、御承知のとおり、大量の難民が発生しており、隣接国のザイール共和国には、今なお百四十万人以上の難民が滞留している。現地の難民の状況については、一時の危機的な状況からは脱したものの、依然として極めて悲惨な状況に

あり、国際連合難民高等弁務官事務所（UNHCR）を中心とし、各種の人道的な国際救援活動が懸命に行われているところである。

二 我が国は、ルワンダ難民救援のため、これまで、国際人道援助機関等の求めに応じて資金面での協力を行うとともに、先般、人道的な国際救援活動の分野に初めて国際平和協力法を適用して物資協力を行ってきたところである。この度のUNHCRからの更なる要請に応え、人的協力を併せて行うこととし、本日、ルワンダ難民救援国際平和協力業務実施計画及び関係政令を閣議決定し、同業務を実施することとしたもの

のである。

三 なお、要員の派遣に当たっては、我が国としても、その安全に関し、最大限の努力を行い、派遣要員の安全が確保されるよう留意して参りたい。

また、業務を行うに際しては、一昨日帰国した与党調査団の報告をも参考とし、現地で活動している内外のNGOとの連携・協力に十分配慮するとともに、今後とも、政府として、これらNGOの活動に対し、更に財政支援を含む有効な支援を進めていくこととしたい。

注意

1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

PKO 光井
防衛 鴨田

秘

電信写

08-030

大 政事外外儀官
大 事務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

図儀対会要厚情研
察人園在警史オ図

外 報 官
審 報 際 内 外 プ

文 長
審 一 二

領 移 長
参 政 保 対 旅 外

長
審 報 際 内 外 プ

審
審 軍 不 原 料

国 長
審 報 際 内 外 プ

ア 長
審 地 中 東
参 北 東 西

北 米 長
審 一 二 保

南 長
審 一 二

長
審 西 口 東
西 新 洋
二 独

ア 長
参 一 二 〇 〇
二 二

経 長
審 報 際 内 外 プ

審 報 際 内 外 プ

参 海 審 準

経 協 長
審 政 調 国 開 無
民 審 緊 評 技 有 理

図 長
参 参 図 協 図

情 長
参 国 折 図 調 セ
二 二

総 番 号 R184128

月 14日

平成 6年 9月 14日

寿 府 代 発
本 省 着

総 平

外 務 大 臣 殿

内 藤 臨時代理大使

ルワンダ難民支援（オガタHC内話）

第4718号 秘 至急（ゆう先処理）

貴電総平合第17818号に関し、

13日、オガタ高等弁務官は、UNHCR内で立ち話した際、三好に以下の通り述べていたところ、ご参考まで。

1. 本日閣議で、ルワンダ難民救援実施計画が正式に決定されたと聞き、大変よろこばしく思っている。自衛隊が人道的な国際救援活動に携わられるのは初めてのことで、はじめのうちはいろいろあろうが、日本の方は、やるべきことはきちんとやつてくださるものと思っている。とりわけ、救援物資等の空輸には大いに期待している。

2. 治安について日本政府が懸念しておられるのはよく理解できるところであるが、つい先日（8-10日）もアジスアベバでのOAUと共催のシンポジウムに出席した際に、場外で、関係国と協議し、ルワンダ旧政府軍の兵士たちを難民から切り離すことにつきザイール政府に働きかけていくことで意見が一致（とりわけ私が熱心で、米国も同調してくれよう）したところである。

ケニア、タンザニア、ザイール、米、英、仏、独、白、オランダ、国連代に転電した。（了）

注意

1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

04-026

極秘

大 政事外外儀官
大務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外研
代ア大大察括 長
表大使使大審

儀対会要厚情研
察人圖在警史オ図

外報官 審報際内外ブ

文長 審一二

領移長 参政保対旅外

長 審総安平
企国

審 審軍不原料

国長 審行専公難地

ア 審地中東
参北東西
一

北米長 審一二保

南長 審一二

長 審西口東
西新洋
二独

ア長 参一二(77)
一一

経 審総漁国
一
審経エ国
一
経途
一

参海 審準

経協長 審政調国開無
民
審緊評技有理

図長 参参図協図

情長 参国折切調セ
一一

総番号 R185789

主管

月 15日

寿府代 発

総 平

平成 6年 9月 16日

本省 着

外務大臣殿

遠藤大使



ルワンダ難民支援（自衛隊の派遣）

極秘第 23 号

第4772号 極秘 至急（ゆう先処理）

貴電総平合第17565号及び往電第4619号に関し、

14日、三好は、UNHCR本部にチップマン資金調達部長を往訪し、先般連立与党調査団に同行して現地を回ったサイトウ職員、及び緊急チームの一員として現地でわが国調査団を受け入れ、15日にゴマ事務所の正式スタッフとして赴任予定のBOUTROUE職員等の報告を交え、冒頭貴電につき協議を行なつたところ、先方発言の概要以下の通り（先方：ササエ特別顧問等同席）。UNHCR側の提言等は現地のニーズに基づき示さにとむものと想料されるところ、前向きに対応につきご検討願いたい。

1. 全般

（1）（プレスリリースを示しつつ13日の閣議決定の内容につき伝えたところ）大部隊の投入に感謝している。現地ではUNHCRが調整を図っているので、緊密に連絡をとつていただけるとありがたい。因みにUNHCRでは日本語・仏語双方のできるスタッフを現地に派遣することを検討中であり、日本側でもコンタクト・ポイントを設定していただき、UNHCRとのまど口を一本化していただくことが望ましい（NGO等とのコンタクトに際しても、技術的な問題を除き必ずUNHCRを通していただきたい由）。

（2）一般的に言つて、後方支援部隊をようする自こ完結型組織に対しては、人道援助機関やNGOのできないこともできる、等の期待が高い（マスメディアにおいても然り）ことを念頭に置いていただけるとありがたい。

（3）派遣期間は3か月間ということであるが、UNHCRはまちがいなく来年1月以降も活動を継続せざるを得ないであろう。持続性・期待・投資されるエネルギー等のことを考えると、95年1月以降も自衛隊に残つていただくことが望ましく、いずれオガタ高等弁務官（当初、日本政府に6か月の派遣をお願いした

電信写

と承知)より延長をお願いする可能性が高い。

(4) 武器の携行については、今回のオペレーションに関しては各国政府の判断に委ねており、日本政府の今次決定をそん重したい。ザイール政府に対しては武器携行につき通報されることをお勧めする。因みに、米、仏とも軍は武器を持ち込み、キャンプにはいる時はエスコートをつけたが、幸い攻撃されることもなく使用したこともなかった由。経験則からすると、難民キャンプ等で武器をちらつかせると過じよう反応を招く恐れがあり、現地では、UNHCRもNGOも何ら武器を有していない。

(5) 17日から次々に先遣隊が現地入りされる由であるが、現地での手足はおありなのであろうか。正直言つてUNHCRは、3度の調査団の受入れで余力がない(車両等も余力がなく、しゆくしやもゴマ等では一けんに20人のスタッフがねとまりしている)状況にある。テント等の設営に当たつてはご如さいなきことながら、ザイール当局の許可が必要となる。細かい点だが、現地ではスタッフその他の人の移動用に、トラックのみならずランドクルーザー等もあつた方が便利なのではないか。また、銀行等も機能していないことから、現金の持ち込みが必要となろう。

(6) 最後に、るい次調査団もお気付きのことと思うが、現地スタッフを種々の分野で雇われることをぜひお勧めしたい。し事の手助けとなるほか、現地人(難民を含む)とのコミュニケーションを図る上で有用であるし、彼等自身のためにもなる。

2. いりよう

(1) UNHCRとしては先般WESTERN AXIS(ゴマ市のはずれないし近こう)をこう補として挙げたところであるが、具体的なサイトについては先遣隊が現地で十分協議の上決定されればよいと思う。

(2) 問題は、いりようの中身であり、イスラエル軍や仏軍が行なつたような野戦病院での24時間体制のいりようをぜひお願いしたい。追加的な措置を心配しておられる由であるが、何もSOPHISTICATEDされた設備・知識が必要なわけではなく、また大はばな計画変更が必要とも思わない。テントは必要となろうが、ベッドは簡易しん台(COT)で十分であるし、給食やかん護も現地スタッフでの対応が十分可能と考える。

3. 防えき

(1) しらみ対策は自衛隊の到着を待てず、すでに仏NGOのバイオ・フォースが実施しており、むしろマ

電信写

マラリアのコントロールに従事していただけるとありがたい（注：WHOに出向中の日本人専門家の話では、日本では住友化学がマラリア予防用の特殊カヤを製造している由）。

（2）可能であればくすりの散布の監とく（SUPERVISE）もやつていただけるとありがたい。

4. 給水

（1）ポンプは日本から持つてこられる由だが、一番簡単な方法は、USAIDあるいはスウェーデン政府と交渉していただいて、ポンプ、パイプ、タンク等すべての設備を引き継いでいただくことではないか。オペレーション自体はそれほど複雑なことではない（うきに入り若干みずうみの中の方から水をくむ必要等出ているようではある）。また、水の配給はお願いする必要は今のところない。

（2）水に入れるえん素、また水質検査をするための器材等は持ち込んでいただく必要があろう。

5. 空輸（往電第4570号を以て意見具申しているOPERATION・CELLへの要員の派遣の検討状況につき回電願いたい）。

（1）空輸は高価であるので、最近輸送の重点を港（ダレサレム、モンバサ等）から陸送にシフトさせつつあるが、依然としてニーズは高く、UNHCRとしても期待している。

（2）他方で、ナイロビでは今や貨物を一切扱っておらず、加等ナイロビを拠点としている国もダレサレムに輸送機を飛ばして貨物をピックアップしている（「加フオーミュラ」）。先日お願いした通り、ダレサレム等へのフライトも組み込むことについてじゅう軟に対応願いたい。

（3）ゴマでは現在、加ケアがにおろしを担当している。

6. その他

火山の専門家の派遣及びTELEMETRY SYSTEMの設置をお願いしており、また、経費がかかることはよく承知している（UNHCRの予算では手当てできず）が、実現すれば現地の難民・避難民に感謝されることはもち論、自衛隊他の援助に携わる要員の安全のためにもなるVALUABLEなこうけんと考えるので、ぜひ前向きにご検討願いたい。

米、ケニア、国連代、ザイール。タンザニアに転電した。（了）

各国の反応（報道ぶり）

注意

1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

PKO岩井

防・之・海・防

電信写

08-022

大 政事外外儀官
大務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

総儀対会要厚情研
察人圖在警史オ図

外 報 官
審 報 際 内 外 プ

文 長
審 一 二

領 移 長
参 政 保 対 旅 外

審 審 審 審
企 国

審 審 審 審
軍 不 原 科

国 長
審 行 専 入 難 地

ア 審 地 中 東
参 北 東 西

長 審 日 二 保

北 米 長
審 一 二

南 長
審 西 口 東

長 審 西 新 洋
二 独

近 ア 長
参 一 二 ア 二

経 長
審 総 漁 国
審 経 エ 国
一 ネ 二
一 経 途
一

参 海 審 準

経 協 長
審 政 調 国 開 無
民 審 緊 評 技 有 理

条 長
参 参 協 協

情 長
参 国 折 切 調 セ
一 二

総 番 号 R183864

主 管

月 13日

ロスアンジェルス 発

総 平

平成 6年 9月 14日

本 省 着

外 務 大 臣 殿

登 総 領 事

ルワンダPKOへの自衛隊派遣（L. A. TIMES報道振り）

第791号 至急（ゆう先処理）

(1) 13日付けL. A. TIMES M5面

(2) 記者名無し

(3) ' ' JAPAN SENDING TROOPS ' '

(日本が自衛隊を派遣)

(4) 日本の村山政権が、きよう（13日）ザイールの二つのキャンプにいるルワンダからの難民を援助するための人道的部隊に480名の自衛隊を派遣する最終の承認を与える。第二次対戦終了後、日本が海外に自衛隊を送るのは、4回目を記録する。これは、外国の係争地に関与するとの意味あいを持つ。政府は、自衛隊派遣の意思決定をする前に、状況を調べるためルワンダとザイールに3つの調査団を送った。

日本は、130億ドルを湾がん戦争支援の為支出したが、戦争が継続していた期間その地域に自衛隊を送らなかつたため、「小切手外交」との非難をこうむった。イラクが打ち負かされた後にだけ、日本はペルシャ湾に機らい排除の部隊を送ったのである。カンボジアとモザンビークにおける国連の平和維持活動にも自衛隊を送っている。

別商用FAXと共に在米大に、本電のみその他在米各公館（除くアガナ及び国連代）に転電した。（了）

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

08-021

大 政事外外儀官
大務務 典房
次次 典房
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

総儀対会要厚情研

察人園在警史オ図

外 審報際内外フ
報 官

文 審一二
長

領 参政保対旅外
移

総 審(20) 企国
号

軍 審軍不原料
審

国 審(17)専(1)難地
長

ア 審地中東
長 参北東西

北 審一二保
米

中 審一二
南

欧 審西口東
長 西新洋
二独

近 参一二ア(7)
了 長 一一

経 審総漁国
長 審経エ国
一ネ
一経途
一

参海 審準

経 審政調国開無
協 長 民
審緊評技有理

条 参参(10)協(10)
長

情 参(10)析(10)調セ
長 一一

総 番 号 R184489

月 14日

平成 6年 9月 15日

ケ ニ ア 発

本 省 着

主 管

総 平

外 務 大 臣 殿

佐 藤 大 使

ルワンダ難民支援（報道振り）

第1482号 至急（ゆう先処理）

（以下FAX送信 NB1413-01）

IND・1415701

(三六〇字)

↓
貴電総平合第17930号に関し、ルワンダ難民救援国際平和協力隊の派遣~~決定~~に關

する五十嵐官房長官談話が、当地ケニアタイ

ムズ紙に掲載されたので、参考までに別FA

X信にて送付申し上げる。

(3)

NB1414

FAX信



総 番 号 R184490

月 14日

平成 6年 9月 15日



ケ ニ ア 発
本 省 着

主 管

総 平

外 務 大 臣 殿

佐 藤 大 使

ルワンダ難民支援（報道振り）

FAX信 至急（ゆう先処理）



往電第1482号別FAX信

（以下FAX送信 NB1414-01）

94年 9月14日 18:59

在ケニア大使館A

NB1414JA - 01/ 01

往電第 1482号別FAX信

NB: 1414-01

9月14日

ケニアタイムズ紙

Japan to send mission to Rwanda

TOKYO, Tuesday

JAPAN said today it would send military personnel to Zaire and other African nations bordering Rwanda to give relief to Rwandan refugees there.

Chief cabinet secretary Kozo Igarashi said the mission would last about three months from this week, and its formation had followed a request from the UN High Commissioner for Refugees.

Most of the mission's personnel and aid will be concentrated in Zaire, but it will also carry out work in Kenya, Tanzania and Uganda, Igarashi told a news conference after the cabinet formally approved the mission.

The mission's main task will be to provide medical assistance and clean water, and will transport goods. Japan will not send people to Rwanda itself.

Ten government officials will accompany 290 ground self-defence force officers and 180 air self-defence force members on the mission. The troops will carry small firearms and a machine guns for personal security.

After nearly two years of intense debate at home, Japan passed a law in 1992 paving the way for military contingents to serve overseas.

One of Japan's paramount concerns in sending troops overseas is to ensure that it does not become involved in a foreign war, which is barred by its pacifist constitution.

- Reuter

(3)

注意

1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

08-029

大 政 事 外 外 儀 官
大 務 務 典 房
臣 秘 官 官 審 審 長 長

外研長
總括審
査察大
環大使
経大使
北了大
政代表

◎儀対会要厚情研
察人◎在警史才図

外報官 | 審報際内外ブ

文長	審一二
----	-----

參政保對旅外

長 平 安 企 固

寄軍不原料

查	
图	

長	國山專人難地
---	--------

參北東西

北米	保一二審
----	------

南星 審一二

西口東
一
西無送

長	二独
近	参一二アア

長	
	審総漁国

國二
工木途
經一經二
審

参海	密準
----	----

審政調国開無
民
審察評技有埋

參

情長 | 参④析析調セ
一 二

総 番 号 R184585

月 14 日

平成 6 年 9 月 15 日

ベルギー — 発
本省 着

平 総

外務大臣殿

中 村 大 使

ルワンダの難民支援（自衛隊の派遣：報道振り）

第904号 至急

(以下FAX送信 BX6636-02)

三三〇字

往電オヨリ号に因レ、

当地における本件報道振リ、引き続き次の
とおり（記事別FA×信）。

1. 14日付ル・ソフール紙（仏語、9面）

2. ビエール・ルフェーヴル記者署名（AFP
も引用）（同記者も冒頭往電、^{当該}ゴマヘ
^{ゴマヘに出席}）

3. ゴマヘ日本部隊

4. 13日、日本政府は、ルワンダ難民支援のため
約470人の部隊をゴマ地域に派遣することに

を決定した。新しい法律の下、日本はカ
ンボデ、アムボモガンビーウにおける国連

PKO活動に参加したが、今回は最初の独
立して自己完結的人道的任務である。従

って^{部隊は}自らの安全を確保しなければならず、

初めに機銃、丁も装備される。今次決定

の背景には、難民の境遇、世論の反転の他

諸方難民高等分務官のアロールがあると言

われている。今次部隊派遣は、日本が、国

際社会においてより大きな役割を果たす

DIA・0000 4

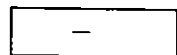
(三八〇字)

とる意志を示すものであり、最近河野外
相も、安保理常任理事国に立候補するとの
意図を表明した。しかし、連立政権の中で
は^{立候補}~~反対~~に反対する動きもあり、外相演説が
行われる27日までにコンセンサスが得られ
るかは確かではない。

(3)

BX6637

FAX信



総番号 R184588

月、14日

平成 6年 9月 15日

ベルギー 発

本省 着

主管

総 平

外務大臣殿

中村大使

ルワンダの難民支援（自衛隊の派遣：報道振り）

FAX信 至急

往電第904号別FAX信

(以下FAX送信 BX6637-01)

14日付ル・ソワール紙(9頁)

BX: 6637- 1

Contingent japonais à Goma

Le Japon envoie 470 soldats à Goma... mais hésite devant la porte du Conseil de sécurité.

Le gouvernement japonais a décidé hier d'envoyer 470 soldats dans la région de Goma, au Zaïre, pour porter aide aux réfugiés rwandais. Composé de 290 soldats de l'armée de terre et de 180 des forces aériennes, le contingent nippon devrait être complètement déployé vers la fin du mois. Un premier détachement doit quitter l'archipel dès cette semaine pour établir une tête de pont à l'aéroport de Nairobi, d'où trois C130 effectueront une navette vers Goma. La mission, prévue pour trois mois, mais pouvant être prolongée, comportera une aide médicale et sanitaire, notamment la prévention des épidémies, l'approvisionnement en eau potable et le transport aérien.

Cette mission est d'une *extrême importance* car elle constitue pour le Japon un nouveau type de contribution internationale, a déclaré le ministre nippon des Affaires étrangères, M. Yohei Kono. C'est en effet la première participation du Japon à une mission humanitaire à l'étranger depuis la fin de la Seconde Guerre mondiale. Depuis qu'il s'est doté d'une nouvelle loi, en 1992, permettant l'envoi de troupes à l'étranger, Tokyo a participé à des opérations de maintien de la paix de l'ONU au Cambodge et au Mozambique. Mais ce sera au Zaïre sa première mission humanitaire indépendante et auto-suffisante. L'opération se fera en coopération avec les organisations non gouvernementales actives dans la région, mais en pleine autonomie. Le contingent assurera également sa propre sécurité,

les soldats japonais étant équipés de fusils et de revolvers, mais aussi, pour la première fois, d'une mitrailleuse montée sur un véhicule blindé de commandement.

La Constitution nipponne interdisant toute intervention militaire du pays dans une zone de conflit où il n'y a pas de cessez-le-feu, les soldats japonais ne pourront se rendre au Rwanda.

On explique, dans les milieux diplomatiques japonais, que le sort des réfugiés et les réactions de l'opinion publique nationale expliquent cette décision, mais aussi les appels pressants du Haut commissaire des Nations unies aux Réfugiés, M^{me} Sadako Ogata, une Japonai-

se qui se trouvait voilà peu à Tokyo.

L'envoi de ce contingent est significatif de la volonté du gouvernement japonais de jouer un rôle accru sur la scène internationale. La décision intervient alors que le monde politique national débat de l'opportunité de faire acte de candidature à un siège permanent au sein du Conseil de sécurité de l'ONU. Deuxième bailleur de fonds des Nations unies, après les Etats-Unis, le Japon a été invité à faire acte de candidature par le secrétaire général de l'organisation, M. Boutros Boutros-Ghali. Et telle est l'intention exprimée récemment par le ministre japonais des Affaires étrangères. Mais des réactions hostiles sont

aussitôt apparues au sein de coalition. Il n'est pas sûr qu'une position unanime en faveur d'une telle candidature puisse se dégager d'ici au 27 septembre, date à laquelle M. Kono doit s'exprimer devant l'Assemblée générale des Nations unies.

P. L. (avec AF)



Un million de réfugiés rwandais se trouvent à Goma, dans une région totalement dépendante de l'aide internationale.

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

極秘

電信写

04-029

大 政事外外儀官
大務務 典房
次次 典房
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

儀対会要厚情研

察人園在警史オ図

外 審報際内外ブ
報 官

文 審一二

領 参政保対旅外
移 長

審 審報平
長 国

審 審軍不原科
長 国

審 審専難地
長 国

ア 審地中東
長 参北東西

北 審一二保
米 長

上 審一二
南 長

審 審口東
長 西新洋

審 参一二
長 二二

審 審総漁国
長 審経エ国

審 審経エ国
長 一ネ二

審 参海 審準
長 一

審 審政調国開無
長 民 審緊評技有理

審 参参協
長 国

情 参国析調セ
長 一

総 番 号 R184589

主 管

月 14日

フ ラ ン ス 発

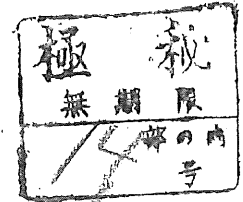
総 平

平成 6年 9月 15日

本 省 着

外 務 大 臣 殿

松 浦 大 使



ルワンダ難民支援（自衛隊の派遣）

第4485号 極秘 至急（ゆう先処理）

貴電総平合第17565号及び貴電同合第17930号に関し、

14日、国防省アフリカ・海外けん・海外領土担当リゴ大臣補さ官に、当館増島より今般の閣議決定の内容及び冒頭貴電合第17565号3.の細きんいりようグループの件につき通報を行つたところ、先方の反応は以下の通り。

1. 仏軍細きんいりようチームの機能引き継ぎが困難であるとの日本側事情も含め、今回の通報を多とする。
2. 貴国部隊が到着次第、現地仏軍司令部と連絡をとつていただきたい。貴国部隊に何人か士官をつけて案内をさせるように、現地には既に司令をだしてある。

ジュ府代、米、ケニア、国連代、ザイール、タンザニアに転電した。（了）

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

08-022

大 政事外外儀官
大務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外研
代ア大大察括 長
表大使使大審

総儀対会要厚情研

察人園在警史オ図

外報官 審報際内外ブ

文長 審一二

領移長 参政保対旅外

長 審(2)平
企図

審 審軍不原料

国長 審(7)専(8)難地

ア 審地中東
参北東西

長 審(1)二保

北米 審一二

開長 審西口東
西新洋
二独

長 参一ニア(7)
一

近ア長

経 審総漁国
審経エ国
一ネ
経途
一

長 参海 審準

経協長 審政調国開無
民
審緊評技有理

条長 参参(8)協(8)

情長 参(8)折(8)調セ
一

総 番 号 R184929

主 管

月 14日

カ ナ ダ 発

総 平

平成 6年 9月 15日

本 省 着

外 務 大 臣 殿

中 平 大 使

ルワンダ難民支援（自衛隊派遣／加の報道振り）

第1278号

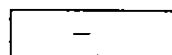
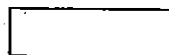
14日付オタワ・シチズン紙は、6面（国際関係らん）に、日本がザイールに自衛隊を派遣する旨決定したことを報じているところ、関連記事を別FAX信にて送付する。何ら御参考まで。記事の概要は次の通り。

くのように満ちた2カ月にわたる検討の後、村山政権は、13日、ザイールのルワンダ難民に対する人道的援助を提供するため、自衛隊を派遣することを承認した。第2次世界大戦後、自衛隊の海外派遣は、これで4度目となる。派遣部隊の大部分は、9月30日に出発することとなっている。

本電のみ、米、英、独、白、オランダ、イスラエル、国連代、ジュ府代、ケニア、タンザニア、ザイールに転電した。（了）

OT5489

FAX信



総番号 R184931

主管

月 14日

平成 6年 9月 15日

カナダ 発
本省 着

総 平

外務大臣殿

中平大使

ルワンダ難民支援（自衛隊派遣／加の報道振り）

FAX信

（以下FAX送信 OT5489-01）

(別FAX信)

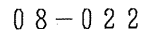
往電第1278号別FAX信 OT5489 /

9/14 大分・シズ・紙

**Japan approves dispatch
of troops to Zaire**

TOKYO — After an agonizing two months of study, the government of Prime Minister Tomiichi Murayama approved Tuesday sending Japanese troops to provide humanitarian assistance to Rwandan refugees in Zaire. It will mark the fourth time since the end of the Second World War that Japan has sent troops overseas. The majority of troops will depart Sept. 30.

1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線 2 1 7 1、2 1 7 4）に連絡願います。



電信写

大 政 事 外 外 儀 官
大 務 務 典 房
臣 秘 官 官 審 審 長 長

外研長
總括審
査察大
環大使
經大使
北ア大
政代表

総儀対会要厚情研

察人⑩在警史才凶

外報官 審報際内外フ

文長 | 審一二

参政保对旅外

審 綴 安 平
企 国

審	審軍不原料
---	-------

国	審(行)專(人)難地
長	

ア	審地中東
長	参北東西 一

北米長

南長 | 審一二

東洋獨
西新
西二
審

近ア長

經 長	審 審	總 經 一 經	漁 工 不 途	國 一 國 二
--------	--------	------------------	------------------	------------------

参海	審準
----	----

無開國調政
有理技評緊
審民審

参参案協規

情長 | 参国析圻調七
一二

総 番 号 R184938

月 14 日

平成 6 年 9 月 15 日

外務大臣殿

ロスアンゼルス 発

本 省 着

登 總 領 事

主 管

平 総

自衛隊のルワンダPKOへの派遣 (L. A. TIMES報道振り)

第796号 至急 (ゆう先処理)

(1) 14日付けL. A. TIMES A6面

(2) SAM JAMESON記者

(3) ' ' JAPAN SENDING TROOPS TO ZAIRE TO AID REFUGES' '

(日本が難民救済の為自衛隊をザイールに派遣)

(4) 2カ月のくもんの検討の後、村山政権は火曜日(13日)、ザイールにいるルワンダ難民に人道的援助を提供するため日本の自衛隊の派遣を最終的に承認した。

この派遣は、第二次大戦後日本が海外への自衛隊を送る4回目となり、とまどいはあるものの、自国民を海外の係争地に関与させるという新しい意味を有する。

日本は、1991年湾岸戦争支援のため130億ドルを支出したが、戦いが行われている間にはだれも派遣しなかった。ただ「小切手外交」との海外の批判にし激された後、国連が後援する部隊に参加させるため非戦闘部隊の派遣を組織化する平和維持活動法を制定しただけである。

社会党は2年前、平和維持活動法の通過に激しく反対したが、その社会党の委員長である村山首相の下、ザイールへの自衛隊派遣は初めてとなる。

別商用 F A Xと共に在米大に、本電のみその他在米各公館（除くアガナ及び国連代）に転電した。（了）

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。



秘

電信写

08-034

大 政事外外儀官
大務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

総議対会要厚情研
察人園在警史オ図

外報官 審報際内外ブ

文長 審一二

領移 参政保対旅外

長 審総安
長 審国

審 審軍不原料

国長 審国専国難地

長 審地中園
長 審北東西

北米 審一二保

中南 審一二

長 審西口東
長 審西新洋
長 審二独

長 参一二
長 参一二

経 審総漁国
長 審経エ国
長 審一ネ
長 審経途

参海 審準

経協長 審政調国開無
審緊評技有理

長 参参国協

情長 参国折調七
長 参一二

総 番 号 R185157

月 15日

平成 6年 9月 15日

ブルネイ 発

本 省 着

主 管

総 平

外 務 大 臣 殿

永 井 大 使

ルワンダ難民支援（ブルネイ外務省への通報）

第458号 秘 至急

貴電総平合第17930号に関し、

15日当館中村が外務省にムスタファ政務局次長を往訪、冒頭引用貴電にて送付のあつた資料に基づき、
本件の説明を行つた（当方イワナデ、先方ノラ日本デスク同席）。

その際同局次長は、日本政府が、カンボディア、モザンビークに続き、ルワンダ難民支援のため自衛隊を
ルワンダしゅうへん国へ派遣することはよろこばしく評価したい旨述べたので右報告する。（了）

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。



電信写



08-034

大 政事外外儀官
大 務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

儀対会要厚情研
察人圖在警史才図

外 報 官 審報際内外ブ

文 長 審一二

領 移 長 参政保対旅外

総 総 総 安 平
長 企 国

軍 審 審軍不原料

国 長 銀行専公難地

⑦ 地中東
⑧ 地東西

北 米 長 審一二保

中 南 長 審一二

欧 長 審西口東
西新洋
二独

⑨ ア 長 参一二⑦⑦
一一

経 長 審総漁国
審経エ国
一ネ二
経途
二

参海 審準

経 協 長 審政調国開無
民
審緊評技有理

図 長 参参協協

情 長 参国折切調七
一一

総 番 号 R185167

月 15日

平成 6年 9月 15日

韓 国 発
本 省 着

総 平

外 務 大 臣 殿

山 下 大 使

ルワンダ難民支援実施計画閣議決定（報道振り）

第3352号 至急（ゆう先処理）

（以下FAX送信 SO4190-01）

15日付東亜日報は、ルワンダ難民支援のための人道的救援活動に係る実施計画の閣議決定に関連し、以下の通り論評を掲載しているところ、報告する(関連記事別FAX信)。

15日付 東亜日報 第3面 〈記者の目〉欄

見出し：「手綱が弛んだ日本の軍事活動」

記者：裴仁俊・東京支局長

要旨：自衛隊の海外派兵活動は何処まで行くのか。

閣議は13日、「ルワンダ難民救助(人道的国際救助)活動のため」ルワンダ周辺国に拳銃、小銃だけでなく機関銃で武装した自衛隊を派遣することを決定した。また、非武装路線を捨てていない連立政権第二党である社会党でさえ、自衛隊の国連平和維持軍(PKF)参加を認める方針を固めた。そして、社会党の五十嵐官房長官はこの日、「PKF参加は武力の行使には該当しない」と主張した。

ここに日本の怖さが感じられる。日本の保守政党は92年6月、国論が二分された中で国連平和維持活動協力法を強行制定(原文のまま)の後、本格的な自衛隊の海外派兵の道を開いた。当時、社会党議員達は辞職をも辞さないという姿勢で反対した。しかし、社会党は自民党との連立政権樹立を契機に自衛隊合憲論を提唱、3日、臨時党大会を開きこれを公式に採択した。

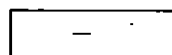
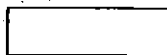
現行PKO協力法には、自衛隊がPKFに参加できない旨明記されており、法律の発効後、3年間は再論しないことになっている。連立政権第一党の自民党は勿論、新生党等の新保守政党もPKF参加凍結の早期解除論をしばしば主張してきた。

日本政府与党は現在、(日本が)国連安保理の常任理事国に進出する方針を固め、これに対する国内世論の支持を得るため集中的世論工作を展開している。その一環として、常任理事国になっても軍事的国際貢献(武力行使)は引き受けないとしている。即ち、経済大国になったことに次いで非軍事的な政治大国になることで満足するということに受け取れる。しかし、日本は武力行使には参加しない代わりに拒否権を確保しようとの攻勢にでた。日本が拒否権を有する常任理事国になったならば、次は「平和憲法の足枷」を断ち切るのではないかと予想される。

(了)

SO4191

FAX信



総番号 R185168

月 15日

平成 6年 9月 15日

韓 国 発
本 省 着

主 管

総 平

外務大臣殿

山下大使

ルワンダ難民支援実施計画閣議決定（報道振り）

FAX信 至急（ゆう先処理）

（以下FAX送信 SO4191-01）

SO: 4191-7

9月15日片 東亞日報 第3面

[illegible]

하겠다. 차세로 법제정에 반

제1당인 자민당이 불응하고
신생당 등 신보수정당들도 PK
F 참가동결의 조기해제를 옹호

투각은 인상을 지을 수 없다.
 襄仁俊(東京지국장)

喪仁俊(東京市국장)

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

08-033

大政事外外儀官
大務務典房
臣秘官官審審長長

外研長 | 總括審査使 環境大使 經大代表 北代大代表

◎儀対会要厚情研
察人◎信在警史才凶

外報官 審報際内外プ

文長	審一二
----	-----

參政保對旅外	
--------	--

長

審	審軍不原科
---	-------

玉
長

地難人專行

了
巨

審地中東
参北東西

北米	審一二保
----	------

二審	
----	--

東口西番

長	三独
近	参一二(ア)(ア)

長	一
	審總漁国

國二
工不途
經一經
審

	一	
	参海	審準

經協長	審政調國開無 民評技有理
-----	-----------------

參參	參參
情	參國析和調七

長	一
---	---

総 番 号 R185599

月 15 日

平成 6 年 9 月 16 日

ドイツ 発
本省 着

主 管
総 平

外務大臣殿

有馬 大使

ルワンダ難民支援（実施計画閣議決定）

第1856号 秘 至急 (ゆう先処理)

貴電総平合第17930号に関し、

14日、タカハシが国連改革に関する意見交換のため独外務省プロイガー国連局長を往訪した際、今次ルワンダ難民支援のための要員派遣につき通報したところ、先方は、日本がモザンビークに引き続き、えんかくの地であるアフリカへ再度要員を派遣されることは、大変すばらしいことであり、心よりかん迎する。国連の活動に対する日本のかかる積極的こうけんのし勢は、安保理改組問題にも必ずや良い影響を与えることになると思う旨述べた。

ケニア、国連、ジュ府代に転電した。(了)

1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線 2171、2174）に連絡願います。

秘

電信写

08-029

大 政事外外儀官
大 務務 典房
臣秘官官審審長長

外研長
總括審
査察大
環大使
經大使
北ア大
政代表

●儀対会要厚情研

察人(信)在警史才(因)

外報官 審報際内外ブ

文 | 審一二

参政保对旅外	
--------	--

長 企 國

審軍不原料

国
長

了
長

審地中東
参北東西

北米長

審一二

東口西
洋新
獨二

近ア長	参一二アア 一二
-----	-------------

經
長

参海	審準
----	----

經協長	審政調国開無 民 審繁評技有理
-----	-----------------------

參參	協規
長	

情長

参国析析調セ
一二

総 番 号 R185625

月 15 日

平成 6 年 9 月 16 日

フ ラ ン ス 発

本 省 著

主管

平 総

外務大臣殿

松浦大使

ルワンダ難民支援（仏軍統合参謀本部担当者内話）（防衛情報）

第4518号 秘 至急 (ゆう先処理)

往電第4512号に関し、

15日、当館増島、下平、ザイル国内軍事情勢及び仏派遣部隊の状況について、仏軍統合参謀本部及び統合作戦センター・ルワンダ担当ボンサール少さからちよう取したところ、概要次の通り。

1. ゴマ空港について

(1) かつ走路の状況は、仏軍が使用した限りにおいては、特に問題はない。かつ走路の補修に関しては、その必要はないと考えるがもしその要があつたとしても、それは一義的にはザイル側業務である。

(2) 空港しゅうへんには、対空ミサイル、対空ほう火等のきよういはない。(トルコ石作戦における部隊の展開当初には、対空きよういに対するたん知器材及び自こ防御器材を装備していたが、現状ではその必要はない。)

(3) 空港の航法援助施設として、仏軍の展開時に設置された ILS があり、今月末に予定されている仏軍の撤退後においても使用可能である。

(4) 空港近傍での戦闘のために、ナイロビー・ゴマ間の民航機の運航が中止されたとの情報に関しては、聞いたことがない。

2. 仏軍の勤務のローテーション等について

(1) 「ト」作戦及びそれに引き続くザイルでの実例ではないが、仏軍兵員の一般的な派遣のローテーションは、約4カ月である。

(2) 兵員の精神的なストレスに関しては、8月に、死体の処理に従事していた工兵3名が精神的に異常をきたしたという事実はあるが、その他の兵員に関しては、問題は生じていない。

秘

電信写

3. ゴマ地区の旧ルワンダ政府軍及び政府民兵の武装解除について

(1) ザイール軍による主要ぼつ収武器

・北ギブ州：兵員輸送装こう車 x 5、野戦ロケット発射器 (BM21) x 5、37m/m高射機関ほう x 1

2、14.5m/m高射機関じゅう (ZPU-4) x 45、重機関じゅう x 15

・南ギブ州：ガゼル型ヘリコプター x 4

(2) その他個人携行武器に関しても、ザイール軍によりぼつ収の努力が継続されているが、一方で武器の密売も横行しており、非常に困難な状況である。

4. 連絡・渉外要員について

仏軍の当該地区への部隊派遣を通して、いわゆる「アフリカ世界」との接点になる連絡・渉外要員の重要性をつう感した。現地当局あるいは住民との間に問題が生じたとき、言語・文化に精通した連絡・渉外要員の活やくには目覚ましいものがあつた。右教訓が貴国にとつて、何らかの参考になれば幸いである。

米、英、加、独、白、イタリア、オランダ、イスラエル、ケニア、ザイール、タンザニア、国連代、ジュ府代に転電した。(了)

注意

1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。



電信写



08-022

大 政事外外儀官
大務務 典房
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

総儀対会要厚情研
察人園在警史オ図

外 報 官 審報際内外ブ

文 長 審一二

領 移 長 参政保対旅外

審 審 審 企 国

審 審 軍不原料

国 審 行専 難地

ア 審 地中東

長 参 北東西

北 米 長 審 一二保

中 南 長 審 一二

長 参 西口東

近 参 一二ア 二 二

経 審 総 漁 国

長 審 経 エ 国

参 海 審 準

経 協 長 審 政 調 国 開 無

条 長 参 参 協 協

情 長 参 国 析 研 調 セ

総 番 号 R186167

月 16日

平成 6年 9月 16日

ス イ ス 発
本 省 着主 管
総 平

外 務 大 臣 殿

黒河内 大 使

ルワンダ難民支援（報道）

第852号

（以下FAX送信 BR3834-01）

14日付当地ノイエチルヒャー紙は、日本のルワンダ難民救援国際平和協力隊派遣に関し東京発として報じているところ、要旨次のとおり。

1. 日本政府は、13日、ザイールの東方にあるルワンダ難民収容所に470人のブルーヘルメットを派遣する旨を~~発表~~^{発表}。これは、国連安保理常任理事国への日本の立候補に関連して行われたもの。河野外務大臣は、部隊は自衛のため銃及び小銃で武装し、ルワンダ難民を支援すべきと発言。

2. 河野大臣は、今次派遣に関し、日本が世界レベルで何ができ得るかを示す極めて重要なミッションであると言及。時事通信のレポートによれば、河野発言に⁷¹³対し90の非政府組織が村山首相に対して抗議行動を示した。

専府総に転電した。

(了)

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。



秘

電信写

08-033

大 政事外外儀官
大 務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

儀対会要厚情研
察人園在警史オ図

外 報 官 審報際内外ブ

文 長 審一二

領 移 長 参政保対旅外

長 ⑤⑤安平 ⑤⑤

審 審軍不原料

長 ⑤⑤⑤専⑤難地

ア 審地中東
長 参北東西
一

北 米 長 審一二保

中 南 長 ⑤⑤二

長 参西口東
西新洋
二独

⑤⑤ア長 参一二⑤⑤
二

経 長 審総漁国
審経エ国
一ネ一
経途
一

参海 審準

経 協 長 審政調国開無
民
審緊評技有理

長 参参⑤協⑤

情 長 参国折⑤調セ
二

総 番 号 R186834

月 16日

平成 6年 9月 17日

パラグアイ 発

本 省 着

主 管

総 平

外 務 大 臣 殿

上 野 臨時代理大使

ルワンダ難民支援（実施計画閣議決定）

第515号 秘 至急

16日、本官、当国外務省ボバデーリャ国際機関局長を他用にて往訪した際、わが国のルワンダ難民支援のための要員派遣につき通報した。

これに対し、同局長は、日本には自衛隊の派遣に憲法上のせい約があると承知していたが、かかる大規模な要員を平和のために派遣決定したことを評価すると述べた。（了）

注意

1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線 2 1 7 1、2 1 7 4）に連絡願います。

電信写

08-033

大	政	事	外	外	儀	官
大	務	務			典	房
臣	秘	官	官	審	審	長

外研長	總括審 査察大 環大使 經大使 北ア大 政代表
-----	--

◎儀對會要厚情研

察人(信)在警史才凶

外報官 審報際内外プ

文長	審一二
----	-----

領移	参政保对旅外
----	--------

平安樂

長 | 企玉

審軍不原料

番	
国	

長

参北東西

長	一
北	

保一 番一

中南長

東口西

長	洋新 獨二
---	----------

参一二

糸	審給漁国
---	------

長

	二	
	参海	案准

經協	審政調国開無
----	--------

長	審緊評技有理
図	参参図協調

長	
情	参国析網調七

長	一
---	---

総 番 号 R186554

月 16 日

平成 6年 9月 17日

オーストリア 発

本 省 着

主管

平 総

外務大臣殿

黒川 大使

ルワンダ難民支援（実施計画閣議決定）¹⁾

第1130号 秘 至急 (ゆう先処理)

(以下FAX送信 W11990-01)

秘

貴電総平合第17930号に関し、

16日、当館小坂が外務省エビンガー・アフリカ課課長を往訪し、我が方ルワンダ難民支援策を通報したところ、先方は、日本の支援策は国連活動に対する重要な貢献であり、首相府及び外務省幹部にも説明しておきたい旨述べるとともに、オーストリアのルワンダ等での活動状況を以下の通り説明した（尚、国防省に対しては冒頭貴電別FAX信のプレスリリースを送付し置いた）。

（1） オーストリアとしては既にルアンダに20名の軍事監視要員と15名の警察監視要員を当初より参加させ、このうち15名の警察要員がまだルワンダに駐留している。国連側より更に軍事監視要員を派遣して欲しいとの要請があったが、ブッシュでの戦いに適した装甲車がオーストリア軍には無く正式に断った。現在、政府部内でこの型の装甲車を購入すべきか検討している。

（2） ルワンダに対しては、同国がオーストリアの重点的ODA供与国であったことから、既に1千万シリングにのぼるODAと水道施設の無償供与を行なった。また、難民支援としてオーストリアの3つのNGOが薬品、食糧等2千万シリングにのぼる額を周辺国に供与するとともに、多数のメンバーが保健・衛生のために現地で活動している。

国連代、寿府代に転電した

（了）

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

③

電信写



08-021

大 政事外外儀官
大 務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

総儀対会要厚情研
察人園在警史オ図

外 報 官
審 報 際 内 外 プ

文 長
審 一 二

領 移 官
参 政 保 対 旅 外

総 長
審 総 安 平
企 国

審
審 軍 不 原 料

国 長
審 専 難 地

ア 長
審 地 中 東
参 北 東 西

北 米 長
審 一 二 保

中 南 長
審 一 二

長
参 西 口 東
西 新 洋
二 独

近 ア 長
参 一 二 ア ⑦
二 二

経 長
審 総 漁 国
審 経 エ 国
一 ネ 二
経 途
一

参 海 審 準

経 協 長
審 政 調 国 開 無
民
審 緊 評 技 有 理

条 長
参 参 協 協

情 長
参 国 折 調 せ
一 二

総 番 号 R186403

月 16日

平成 6年 9月 17日

ケ ニ ア 発
本 省 着

主 管

総 平

外 務 大 臣 殿

佐 藤 大 使

ルワンダ難民支援（実施計画閣議決定：報道振り）

第1504号 至急（ゆう先処理）

（以下FAX送信 NB1434-01）

19/08:20 01

(三八〇字)

貴電総平合第17930号に関し、

ルワンダ難民救援国際平和協力隊の

派遣決定に関する記事の^{16日付}「当地」スタンダード紙に掲載されたので、~~参考~~参考までに別

FAX信にて送付する。

(了)

NB1435

FAX信



総番号 R186381

月 16日

平成 6年 9月 17日

主管

ケニア 発
本省 着

総 平

外務大臣殿

佐藤大使

ルワンダ難民支援（実施計画閣議決定：報道振り）

FAX信 至急（ゆう先処理）

往電第1504号別FAX信

（以下FAX送信 NB1435-01）

往電第 1504 号別FAX信

NB: 1435-01

4 THE STANDARD, Friday, September 16, 1994.

NATIONAL NEWS

Japan aid for Rwanda

Standard Reporter

FOLLOWING a request from the Office of the United Nations High Commissioner for Refugees, Japan has decided to establish an International Peace Co-operation Corps for the Relief of Rwandan Refugees.

Japan will dispatch troops of the Self Defence Forces (SDF) and liaison and co-ordination personnel, for the "Humanitarian International Relief Operations".

The co-operation involves medical care, sanitation, water management, airlifts, etc. (troops) and liaison and co-ordination between the related organisations and the corps (personnel).

The International Peace Co-operation assignment will be im-

plemented in Zaire, Kenya, Uganda and Tanzanian.

The troops will be dispatched from September 16 to December 31, 1994.

The troops to be dispatched consists of ground Self-Defence Force: 290 persons. Air Self-Defence Force: 180 persons and equipment.

On September 1, 1994 the Japanese government gave two medical centres in Kenya grants totalling US dollars 83,100 (Shs 4.57 million) to help their provision of medical and family planning services.

Crescent Medical Aid Kenya, a Non-Governmental Organisation (NGO) running out-patient

clinics for urban poor in Nairobi and Mombasa received US dollars 28,973 (Shs 1.59 million) for its community health services programme while Chogoria Hospital in Meru received US dollars 54,130 (Shs 2.97 million).

The two grant agreements were signed in Nairobi between the acting Japanese ambassador to Kenya, Mr Masahiko Horie, and the chairman of the Crescent Medical Aid Kenya, Dr A. M. Haq and the medical officer in charge of Chogoria Hospital, Dr Alastair Sammon, respectively.

The grants were provided as part of the Japanese government's small scale grant assistance targetted at NGOs as part

of that government global issues initiative on population and aids problems.

Mr Horie said the grant provided to Crescent Medical Aid will be used to buy a mobile clinic for their community-based health care distribution.

Grant

The grant to Chogoria Hospital will be used to buy necessary materials and equipment to enhance its information, education and communication activities on Aids and to enable the hostel obtain basic data on the Aids situation in Kenya.

Dr Haq said the mobile hospi-

tal would supply health services to outlying villages of Nairobi.

Dr Sammon said Chogoria Hospital's education efforts had been very well received and that Aids cases in Chogoria were not rising as fast as in the rest of the country.

Mr Horie said since 1988, Japan has promoted the population education project under which various information materials are developed and Kenyans trained in that field.

The project, he said, had been expanded to Vihiga and Meru with broader activities to uplift the status of women at home enabling them make a choice in family planning.

He said further that a Japanese team was currently conducting a study in Kenya for the rehabilitation and improvement of the Kenya Medical Training Centre.

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

08-018

大 政事外外儀官
大務務 典房
臣秘書官審審長長

政北経原査総 外研
代ア大大察括 長
表大使使大審

総儀対会要厚情研
察人園在警史オ図

外報官 審審審審審

文長 審一二

領移長 参政保対旅外

長 審総安平
企国

密 審軍不原料

国長 審行専人難地

ア長 審地中
参北東西

北米長 審一二保

中南長 審一二

長 参西口東
西新洋
二独

近ア長 参一二アア
一二

経長 審総満国
審経エ国
一水二
経途
一

参海 審準

経協長 審政調国開無
民
審緊評彼有理

参長 参参条協規

情長 参国府統碼セ
一二

総番号 R188508

月 20日

平成 6年 9月 20日

インドネシア 発

本省 着

外務大臣殿

渡辺大使

日本関係記事（社説）

第2144号 至急（ゆう先処理）

（以下FAX送信 DJ5534-01）

主管

報 際
紙 平

DJ: 5533-1

17日付け当地ムルデカ紙は、「日本は依然として過去と闘わねばならない」と題する社説を掲載したところ、右要旨以下の通り（同記事別FAX信）。

1. 13日、日本政府はルワンダ難民支援のため自衛隊470人を派遣すると発表した。これに対し平和原則と自衛隊の海外派遣を禁じた憲法に適合しないことを懸念する若干の階層から反対の声があることが判明した。これは、第一に、河野外相が、国際社会への日本の貢献能力に応じ、「大日本」軍人が非常に重要な任務を行うと発表したことであるが、AFPは、河野外相が意図することが人道ミッションであるのか、軍事ミッションであるのか明確に報じていないことにあり、第2に、ルワンダへの自衛隊派遣反対の一部の階層は、憲法に適合せず、また、ルワンダは未だ戦争状態にあり、停戦の状態に至っていないことを口実にしていることにある。

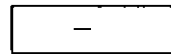
2. 日本の国連安保理常任理事国入りの提案と関連し、今回のルワンダへの自衛隊派遣が国連安保理から許可されたことは明らかである。日本の安保理常任理事国入りの希望を疑問視続けることは困難である。日本は国連への最大の拠出国で、またそのGNPの額から見て、国連の資金に頼ること無く独自に派遣を行う能力を持っているからである。この他に、日本の開発途上国、特に、アジア、アフリカへの際立った援助について挙げることができる。

3. アフリカへの自衛隊派遣は、村山総理の東南アジア諸国訪問の中で総理から出されたものであるが、この訪問の際、過去の太平洋戦争における大日本軍の残虐行為に対し謝罪をする村山総理の気持ちは衰えず、その結果、マレーシアから日本は過去を謝り続けるよりは一層の援助をしてもらいたいと皮肉を言われたほどであった。

4. われわれは日本はこうであるべきではないと言った見方ではなく、日本の実態を知るべき時期に来ている。これは21世紀に向け日本とインドネシア、日本と東南アジアとの関係を作る上で重要なことである。日本経済はアジア太平洋地域あつてのものであり、諸外国との関係を広めなければ、日本は存在を維持することは出来ないものである。忌まわしい過去と闘いながら、日本はアフリカへの自衛隊派遣と言った現実的かつ実現可能性のある活動を行いつつ、安保理常任理事国の席を得る日を粘り強く待っている。（了）

DJ5535

FAX信



総番号 R188509

月 20日

平成 6年 9月 20日

外務大臣殿

インドネシア 発着
本省

渡辺大使

主管

報 際
総 平

日本関係記事 (社説)

FAX信 至急 (ゆう先処理)

(以下FAX送信 DJ5535-01)

往電第 2144 号別FAX信

17 SEP 1994

Jepang Masih Harus Perang Dengan Masa Lampau

DJ: 5534-1

Pengumuman pemerintah Jepang yang mengisyaratkan pengiriman pasukan terdiri dari 470 tentara ke Afrika untuk membantu para pengungsi Rwanda, pada Selasa lalu, ternyata memancing protes dari sementara kalangan yang khawatir bahwa tindakan demikian bertentangan dengan konstitusi negeri mereka yang berlandaskan prinsip perdamaian dan tidak mengirimkan kekuatan bersenjata ke mancanegara. Ekspedisi untuk mengungsi Rwanda itu terdiri dari 290 tentara infanteri dan 180 prajurit angkatan udara, masing-masing bersenjata pistol dan senapan laras panjang, ditambah senapan mesin. Kontingen Jepang ini akan bermarkas di Zaire dan Kenya, dan pasukan pertama akan berangkat Sabtu ini.

Yang perlu disimak, pertama-tama adalah pernyataan Menlu Jepang Yohei Kono bahwa para prajurit *Dai Nippon* itu akan menyelenggarakan suatu misi "yang luar biasa pentingnya," sebagai gambaran bahwa Jepang memiliki kemampuan melakukan misi pada tingkat internasional. Kantor berita AFP tidak menyebutkan dengan jelas apakah yang dimaksud Yohei Kono itu suatu misi "kemanusiaan" ataukah misi "militar". Mengutip kantor berita *Jiji* dan *Kyodo*, AFP memberitakan bahwa para pejabat Jepang yang berwenang menjelaskan, salah satu di antara dua mobil komando berlapis baja dan mobil-mobil komunikasi lapangan berlapis baja, diperlengkapi senapan mesin.

Yang kedua adalah, reaksi dari sementara kalangan di Jepang yang menentang pengiriman kontingen bersenjata ini ke Rwanda, dengan dalih, pertama kali bertentangan dengan konstitusi dan kedua kali, belum adanya gencatan senjata di Rwanda, yang berarti bahwa di Rwanda masih berlaku "keadaan perang". Lampu hijau yang memberi ijin pemberangkatan kontingen Jepang ke Rwanda ini, tampaknya diberikan oleh Dewan Keamanan (DK) Perserikatan Bangsa Bangsa (PBB) sehubungan dengan pengajuan resmi pemerintah Jepang untuk duduk sebagai anggota tetap dalam Dewan Keamanan. Serta-merta sekitar sembilan puluh kelompok politik dan sosial Jepang melancarkan kecaman kepada Yohei Kono, berkenaan dengan tindakannya itu, dengan dalih tidak adanya gencatan senjata di Rwanda, tidak setuju terhadap keinginan Jepang untuk duduk sebagai anggota tetap dalam DK PBB, dan pelanggaran terhadap UU 1992. Sebagaimana diketahui, dalam UU 1992, Jepang diperkenankan ikut ambil bagian dalam misi-misi perdamaian internasional, dengan catatan bahwa telah diberlakukan gencatan senjata di negara bersangkutan. Berdasarkan UU 1992 ini pula, Jepang mengirimkan misi perdamaannya ke Mozambik dan ke Kamboja.

Keinginan Jepang untuk duduk dalam DK PBB sebagai anggota tetap memang sulit dipermasalahkan. Pertama, iuran terbesar kepada PBB datang dari Jepang. Kedua, kemampuan Jepang untuk mengirimkan kontingen ke luar negeri tanpa tergantung kepada dana dari PBB cukup meyakinkan karena GNP Jepang yang tergolong cukup di antara peringkat besar negara maju. Belum terhitung bantuan luar negeri Jepang yang paling menonjol kepada negara berkembang, terutama di Afrika dan Asia. memang benar kita tidak boleh mengenyampingkan ambisi Jepang untuk mengirimkan pasukan bersenjata ke negara tempat di mana Jepang menanamkan investasinya, dan mereolokasi industrinya jika investasinya itu berancam. Kemungkinan demikian memang ada. Akan tetapi hal ini masih berada di balik ufuk abad ke-20 sekarang.

Bagaimana pun juga, pengiriman kontingen bersenjata ke Afrika, telah dirintis oleh Perdana Menteri Tomichi Murayama dalam bentuk kunjungan ke Asia Tenggara, yang dibungkus sebagai permintaan maaf, sekaligus tekad Jepang dalam pemantapan kehadiran potensi ekonominya di kawasan ini. Murayama tidak mengendorkan semangat untuk "meminta maaf" atas kelakuan buruk balatentara Kerajaan Dai Nippon di masa Perang Pasifik lalu, sehingga dari Malaysia muncul sindiran, "sebaiknya Jepang mengalirkan bantuan ekonominya yang lebih banyak, daripada arus permintaan maaf yang tidak kunjung berhenti."

Sudah tiba saatnya, kita belajar melihat Jepang sebagaimana adanya dan tidak sebagaimana seharusnya. Ini penting dalam membina hubungan kita dengan Jepang, dan hubungan Asia Tenggara dengan Jepang untuk abad ke-21 nanti. Jepang tampak belum kehilangan semangat untuk menjadi pemimpin Asia dan "cahaya" Asia dalam bidang ekonomi. Ini jelas seperti matahari di musim kemarau. Jepang tidak mungkin bertahan dan eksis jika ekonominya tidak menaungi kawasan Pasifik. Tidak ada pilihan lain bagi Jepang, kecuali memperluas cakupan pasar luar negerinya, juga ke Afrika. Langkah pertama yang relevan dan *feasible*, tentu saja pengiriman kontingen bersenjata ke Afrika, dan menunggu dengan sabar, saatnya untuk memperoleh kursi tetap di Dewan Keamanan, sambil berperang melawan "masa lampau yang mengerikan." *** (708)

13)
Sept. 17. 1994

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。



電信写



08-020

大 政事外外儀官
大 務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

総儀対会要厚情研
察人園在警史オ図

外 報 官
審報際内外プ

文 長
審一二

領 移 長
参政保対旅外

審 長
審(安) 企国

審 長
審軍不原料

国 長
審(専) 難地

ア 長
審地中東
参北東西

北 米 長
審(二) 保

中 南 長
審一二

審 長
参西口東
西新洋
二独

近 ア 長
参一二アア
一二

経 長
審総漁国
審経エ国
一ネ
経途
二

参海 審準

経 協 長
審政調国開無
民 審緊評技有理

条 長
参参(協) 調

情 長
参(析) 析調セ
一二

総 番 号 R189966

月 21日

平成 6年 9月 22日

アンカレッジ 発

本 省 着

主 管
総 平

外 務 大 臣 殿

山 本 総 領 事

PKOのルワンダ派遣（報道振り）

第563号

（以下FAX送信 AK2437-01）

9月18日付けアンカレッジ・デリー・ニュース紙は、"Japanese troops

to help in Rwanda"と題して、東京発外電により、日本政府はルワンダ難民

救援のため、陸上及び航空自衛隊員総計470名をケニアに向けて、17日派

遣したと発表した旨報道。

(記事別商用FAX)...

米に転電した。

(了)

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

取扱注意

電信写

08-022

大 政事外外儀官
大務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

総儀対会要厚情研
察人園在警史オ図

外報官 審報際内外ブ

文長 審一二

領移長 参政保対旅外

審(3)安平
企国

審 審軍不原料

国長 審(7)専(人)難地

ア 審地中東
参(10)東西

長 審一二保

北米 審一二

團長 審一二
参西口東

長 西新洋
二独

近ア長 参一二ア(7)
一一

経 審総漁国
審経エ国

長 一ネ二
経途

参海 審準

経協長 審政調国開無
審緊評技有理

条長 参参(8)協(8)

情長 参国析(10)調セ
一一

総番号 R191429

月 23日

平成 6年 9月 23日

韓 国 発
本 省 着

主 管

総 平

外務大臣殿

山下大使

ルワンダ難民支援（韓国プレス対策）

第3404号（取扱注意）

（以下FAX送信 SO4255-01）

取扱注意

具電ル下口第1「0000」に因り、

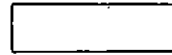
8月30日付当地「中央日報」の解説記事（往電第3141号）に見られたように、一般的に当国マスコミには、依然としてPKO活動や国際的な人道援護活動への自衛隊の参加について「国際貢献に藉口して憲法改正や軍事大国化を狙うもの」等のステレオ・タイプの受けとめ方をする傾向が根強い。この背景には、本邦紙の報道や論調を無批判に鵜呑みしがちな傾向に加え、国際平和協力の基本的な枠組み等基礎的な事実関係についての知識の不足もあると考えられるので、今般、ルワンダ難民救援国際平和協力業務の実施計画が閣議決定された機会に政策広報の一環として、冒頭貴電の資料に基づき作成した資料を別FAX信のレターのカヴァリング付きで当国主要TV局・新聞社の編集局長及び日本担当論説委員に送付したので報告する。

釜山に転電した。

(了)

SO4256

FAX信



総番号 R191430

月 23日

平成 6年 9月 23日

韓 国 発
本 省 着

主 管

総 平

外務大臣殿

山下大使

ルワンダ難民支援（韓国プレス対策）

FAX信

（以下FAX送信 SO4256-11）

SO : 4256- /

보도자료

13일, 무라야마 내각은 각의에서 이전부터 유엔난민고등판무관(UNHCR)으로부터 요청이 있었던 르완다 난민을 돕기 위한 인도적 국제구호활동을 행하기 위해 「유엔평화유지활동등에 대한 협력에 관한 법률(이하 「국제평화협력법」이라 한다)」에 의거한 실시 계획을 결정했습니다.

이 실시계획은 르완다 난민구호 국제평화협력대로서 의료, 방역, 급수 공수 등의 업무를 수행하는 자위대의 부대를 파견하기로 정하고 있습니다.

국제평화협력법에 의거하여 실시되는 협력은, 유엔 결의에 입각하여 유엔의 통괄하에서 행해지는 「유엔평화유지활동(이른바 PKO 활동)」과, 유엔 결의 또는 인도적 활동에 중사하는 국제기관의 요청에 따라 행해지는 「인도적 국제구호활동」의 두가지 축으로 되어 있습니다. 「유엔평화유지활동」에 대해서는 이제까지 캄보디아 및 모잠비크에 자위대의 부대등을 파견한 실적이 있습니다. 이번 르완다 난민구호활동은 同法에 의거한 「인도적 구호활동」이 행해지는 첫번째 케이스입니다.

아시는 바와 같이 국제평화협력법에 의거하여 일본의 요원을 파견하는 전제로서 이러한 파견이 일본국헌법의 범위내에서 행해지는 것이 확보되도록 소위 「5원칙」이 동법의 조문중에 명기되어 있습니다. 이번 파견도 「5원칙」에 따라 일본국헌법의 범위내에서 행해지는 것입니다.

본건에 관해서 일본의 신문등에 르완다 난민구호를 위해서는 부력분쟁 당사자간의 정전합의가 성립되어 있지 않는 르완다 영내의 공항에 착륙할 필요가 있다고 해서, 이번 파견을 가능케 하려는 구실로 「5원칙」을 수정하는 것이 검토되고 있다는 듯한 보도가 있었습디만, 이번 실시계획에 정해진 파견국가에 르완다가 포함되어 있지 않은 것에서도 명확하듯이 이들의 보도는 사실과 전혀 다릅니다. 금후로도 국제평화협력법에 의거하여 일본요원의 파견이 필요할 경우에는 「5원칙」에 따라 일본국헌법의 범위내에서 행한다는 일본정부의 방침에는 하등의 변화도 없습니다.

참고자료

- 「르완다 난민구호 국제평화협력업무의 실시에 대하여」
- 「유엔평화유지활동등에 대한 협력에 관한 법률요지」
- 「평화유지대 참가에 있어서의 기본방침(이른바 5원칙)」

1994년 9월 23일
일본대사관 공보문화원

고마즈 이치로

小松 一郎

SO : 4256-2

르완다난민구호 국제평화협력업무의 실시에 대하여

1. 경 위

- 아프리카의 르완다공화국에서는 금년 4월에 내전이 재발한 이래 현재까지 약 200만명의 난민이 발생했다.
- 인접국의 자이르공화국에는 140만명을 넘는 난민이 유입하여 고마지구의 난민캠프에서는 콜레라 및 이질등이 만연으로 다수의 사망자가 발생하는등 극히 비참한 상황에 있다.
- 유엔난민 고등변무관사무소를 비롯한 각종 인도적 원조기관은 이 상황에 대해 원조활동을 실시하기로 했다.
- 일본정부로서는 이제까지 르완다난민지원 및 르완다난민 지원실시조사단을 파견, 르완다난민 지원에 있어서 일본의 공헌에 대해 검토를 실시해 왔으며, 여당에 있어서도 르완다난민지원 여당조사단을 파견했던 바이다.

2. 일본의 기본방침

- 유엔난민 고등변무관사무소의 요청에 입각하여, 국제평화협력법 제3조제2의 「인도적 국제구호활동」을 위해 르완다난민구호 국제평화협력대를 설치하고, 자위대의 부대 및 연락조정요원을 파견한다.

3. 국제평화협력사업의 종류

- 의료, 방역, 급수, 공수등 (부대)
- 관계기관과 부대와의 연락조정 (개인)

4. 파 견 국 가

- 자이르, 케냐, 우간다, 탄자니아등(르완다는 포함시키지 않음)

5. 기 간

- 1994 년 9 월 16 일 - 12 월 31 일

6. 규 모·구 성·장 비

(1) 부대 파견

① 육상자위대의 부대 290명(약 260명 현지에 상주)

② 항공자위대의 부대 180명(약 120명 현지에 상주)

③ 장 비

㉠ 무 기 : 9mm권총76정, 64식7.62mm소총163정 및 62식7.62mm기관총1정

㉡ 차 량 : 82식 지휘통신차, 대형트럭, 소형트럭등 80대

㉢ 항공기 : 수송기(C-130H) 4대

(2) 개인 파견

연락조정분야 10명 (무기는 소지않함)

SO : 4256- 3

유엔평화유지활동등에 대한 협력에 관한 법률의 요점

1. 목적

유엔평화유지활동(PKO)및 인도적인 국제구원활동에 대해 적절하고 신속한 협력을 행하기 위한 국내체제를 정비하고, 유엔을 중심으로한 국제평화를 위한 노력에 적극적으로 기여한다.(제1조)

2. 유엔평화유지활동 참가의 전제

- (1)무장분쟁의 정지 및 이것을 유지한다는 분쟁당사자간의 합의.(제3조제1호)
- (2)유엔평화유지활동이 행해지고 있는 지역이 속한 국가 및 분쟁당사자의 해당 유엔평화유지활동이 행해지는 것에 대한 동의 (제3조제1호) 및 일본이 참가하는 것에 대한 동의.(제6조제1호)
- (3)유엔평화유지활동이 어떠한 분쟁당사자에게도 편중되는 일없이 실시 될 것.(제3조제1호)

3. 민간 통제

- (1)국제평화협력본부(본부장은 내각총리대신)를 설치.(제4조)
- (2)본부장은 실시계획안 및 실시요령을 작성.(제4조제2항)
- (3)각의에서 파견 및 그 실시계획을 결정.(제6조제1항)
- (4)자위대의 부대가 행하는 일정한 업무에 대해서는, 국회의 승인을 얻지 않으면 안된다. 2년을 넘어서 계속될 경우에도 같음.
- (5)국회에 지체없이 보고.(제7조)
- (6)본부장은 협력대부원의 임면(任免)을 행한다.(제10조)

4. 업무의 중단과 파견의 종료

- (1)상기 2의 세가지 전제중 어느 것이라도 결여되었을 경우,일본은 협력업무를 중단. (제8조제6항)
- (2)결여된 전제가 회복되지 않을 경우에는 파견을 종료. (제6조제13항)

5. 유엔과의 관계

- (1)유엔평화협력활동은 유엔총회 또는 안전보장이사회의 결의에 입각한다.(제3조제1호) 유엔의 통괄 하에 행해지는 활동에 한정된다.

SO: 4256- 4

- (2) 유엔평화협력활동에 참가할 경우의 일본의 장비(무기를 포함하는)는 사무총장이 필요하다고 인정하는 한도에서 정한다. (제6조제4항)
- (3) 유엔평화유지활동에 참가할 경우의 협력업무는 사무총장 또는 파견처 국가에 있어서 사무총장의 권한을 행사하는 자의 지휘에 적합하도록 행한다. (제8조제2항)
- (4) 인도적인 국제구원활동은 유엔총회, 안전보장이사회 혹은 경제사회이사회의 결의 또는 인도적 활동에 종사하는 국제기관으로부터의 요청에 의거한다. (제3조제2호)

6. 무기의 사용(제24조)

- (1) 자기 또는 자기와 함께 현장에 소재하는 다른 부원의 생명 또는 신체를 방위하기 위해 부득이하게 필요하다고 인정하는 상당한 이유가 있을 경우.
- (2) 그 때의 사태에 대응하여 합리적으로 필요시 되는 한도.

7. 규모의 상한

국제평화협력업무에 종사하는 자의 총수는 2천명을 넘지 않는 것으로 한다. (제18조)

8. 자위대의 부대가 행하는 업무에 대한 특례(소위 동결)

자위대의 부대가 행하는 일정의 업무에 대해서는 따로 법률로 정하는 날까지 실시하지 않는다. (부칙제2조, 의원수정부분)

9. 재검토

정부는 시행후 3년을 경과했을 경우에 실시상황에 비추어 실시형태에 대하여 재검토를 행하는 것으로 한다. (부칙제3조, 의원수정부분)

(日本語版訳)

SO: 4256-5



報道資料

13日、村山内閣は、閣議において、かねてから国連難民高等弁務官（UNHCR）からの要請のあるルワンダ難民の窮状を救うための人道的な国際救援活動を行うため、「国連平和維持活動等に対する協力に関する法律（以下「国際平和協力法」という。）」に基づく実施計画を決定しました。この実施計画は、ルワンダ難民救援国際平和協力隊として医療、防疫、給水、空輸等の業務を行う自衛隊の部隊を派遣することを定めています。

国際平和協力法に基づいて行われる協力は、国連決議に基づいて国連の統括の下に行われる「国際連合平和維持活動（いわゆるPKO活動）」と国連決議又は人道的活動に従事する国際機関からの要請に基づいて行われる「人道的国際救援活動」の二つの柱からなっています。「国際連合平和維持活動」については、これまでにカンボジア及びモザンビークに自衛隊部隊等を派遣した実績がありますが、今回のルワンダ難民救援活動は、同法に基づく「人道的国際救援活動」が行われる初めてのケースです。

御存じのように、国際平和協力法に基く日本の要員を派遣する前提として、このような派遣が日本国憲法の範囲内で行われることが確保されるよう、いわゆる「5原則」が同法の条文中に明記されています。今回の派遣も「5原則」に従って日本国憲法の範囲内で行われるものです。

本件に関して、日本の新聞等においてルワンダ難民救援のためには武力紛争当事者間の停戦合意が成立していないルワンダ領内の空港に着陸する必要があるとして、今回の派遣を可能にするという口実で「5原則」を修正することが検討されているかの如き報道が見られましたが、今回の実施計画に定められた派遣先にルワンダが含まれていないことから明らかなように、これら報道は全く事実と反しています。今後とも国際平和協力法に基づく日本の要員の派遣が必要となる場合には、「5原則」に従って日本国憲法の範囲内で行うという日本政府の方針には何らの変化もありません。

参考資料

「ルワンダ難民救援国際平和協力業務の実施について」

「国連平和維持活動等に対する協力に関する法律要旨」

「平和維持隊への参加に当たっての基本方針（いわゆる5原則）」

1994年9月 日

日本大使館 公報文化院

小 松 一 郎

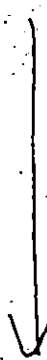
SO: 4256- 6

ルワンダ難民救済国際平和協力業務記録

ルワンダ難民救済国際平和協力業務の実施について

1. 経緯

- アフリカのルワンダ共和国においては、本年4月に内戦が再発して以来、現在までに約200万人の難民が発生。
- 隣接国のザイール共和国には、140万人を超える難民が流入し、同国ゴマ地区の難民キャンプではコレラ及び赤痢等の蔓延により多数の死者が出るなど、極めて悲惨な状況。
- 国際連合難民高等弁務官事務所を始めとする各種の人道援助機関は、この状況に対し援助活動を実施。
- 我が国政府としてはこれまで、ルワンダ難民支援ミッション及びルワンダ難民支援実務調査団を派遣、ルワンダ難民救済における我が国としての貢献について検討を実施してきたところであり、与党においてもルワンダ難民支援与党調査団を派遣したところ。



SO: 4256-7

2. 基本方針

国際連合難民高等弁務官事務所の要請に基づき、国際平和協力法第3条第2号の「人道的な国際救援活動」のため、ルワンダ難民救援国際平和協力隊を設置し、自衛隊の部隊及び連絡調整要員を派遣する。

3. 国際平和協力業務の種類

- ① 医療、防疫、給水、空輸等(部隊)
- ② 関係機関と部隊との連絡調整(個人)

4. 派遣先国

ザイール、ケニア、ウガンダ、タンザニア等(ルワンダは含まず)

5. 期間

平成6年9月16日～12月31日

6. 規模・構成・装備

(1) 部隊派遣

- ① 陸上自衛隊の部隊 290名 (約260名が現地に配置)
- ② 航空自衛隊の部隊 180名 (約120名 ")
- ③ 装備

ア 武器 9mm拳銃76丁、64式7.62mm小銃163丁及び62式7.62mm機関銃1丁
イ 車両 82式指揮通信車、大型トラック、小型トラック等80両
ウ 航空機 輸送機(C-130H) 4機

(2) 個人派遣

連絡調整分野 10名(武器は装備せず)

SO: 4256- 8

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の要点

1. 目的

国際連合平和維持活動（P K O）及び人道的な国際救援活動に対し、適切かつ迅速な協力を行うための国内体制を整備し、国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与する。（第1条）

2. 国連平和維持活動参加の前提

（1）武装紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意。

（第3条第1号）

（2）国連平和維持活動が行われている地域の属する国及び紛争当事者の当該国連平和維持活動が行われることについての同意

（第3条第1号）及び日本が参加することに対する同意。

（第6条第1号）

（3）国連平和維持活動がいずれの紛争当事者にも偏ることなく実施されること。（第3条第1号）

3. シビリアン・コントロール

（1）国際平和協力本部（本部長は内閣総理大臣）を設置。（第4条）

（2）本部長は実施計画案及び実施要領を作成。（第4条第2項）

（3）閣議で派遣及びその実施計画を決定。（第6条第1項）

（4）自衛隊の部隊が行う一定の業務については国会の承認を得なければならない。2年を超えての継続についても同様。（第

6条第7～12項、議院修正の部分）

（5）国会に遅滞なく報告。（第7条）

（6）本部長は協力隊の隊員の任免を行う。（第10条）

SO: 4256-9

4. 業務の中断と派遣の終了

- (1) 上記2. の3つの前提のいずれかが崩れた場合、日本は協力業務を中断。(第8条第6項)
- (2) 崩れた前提が短期間に回復しない場合は、派遣を終了。(第6条第13項)

5. 国連則との関係

- (1) 国連平和協力活動は、国連総会または安全保障理事会の決議に基づく。(第3条第1号) 国連の統括の下に行われる活動に限られる。
- (2) 国連平和協力活動に参加する場合の日本の装備(武器を含む)は事務総長が必要と認める限度で定める。(第6条第4項)
- (3) 国連平和維持活動に参加する場合の協力業務は、事務総長または派遣先国において事務総長の権限を行使する者の指図に適合するように行う。(第8条第2項)
- (4) 人道的な国際救済活動は、国連総会、安全保障理事会もしくは経済社会理事会の決議、又は、人道的活動に従事する国際機関からの要請に基づく。(第3条第2号)

6. 武器の使用(第24条)

- (1) 自己又は自己と共に現場に所在する他の隊員の生命又は身体を防衛するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合。
- (2) その事態に応じ、合理的に必要とされる限度。

7. 規模の上限

国際平和協力業務に従事する者の総数は、2千人を超えないものとする。(第18条)

SO: 4256- 10

8. 自衛隊の部隊が行う業務についての特例（いわゆる凍結）

自衛隊の部隊が行う一定の業務については別に法律に定める日まで実施しない。（附則第2条、議院修正の部分）

9. 見直し

政府は施行後3年を経過した場合において、実施状況に照らして実施のあり方について見直しを行なうものとする。（附則第3条、議院修正の部分）

SO: 4256-//

-PKO参加5原則-

平和維持隊への参加に当たっての基本方針

我が国は国際平和協力法に基づき、次の基本方針に従い国連平和維持隊に参加することとしている。

1. 紛争当事者の間で停戦合意が成立していること。
2. 当該平和維持隊が活動する地域の属する国を含む紛争当事者が当該平和維持隊の活動及び当該平和維持隊への我が国の参加に同意していること。
3. 当該平和維持隊が特定の紛争当事者に偏ることなく、中立的立場を厳守すること。
4. 上記の基本方針のいずれかが満たされない状況が生じた場合には、我が国から参加した部隊は、撤収することができること。
5. 武器の使用は、要員の生命等の防護のために必要な最小限のものに限られること。

(注) ~~PKO参加~~「5原則」は、人道的な国際救援活動のための日本の人員の参加に対しても適用されるものです。

(J)

報道振り(国内)

【社会部発】

ルワンダ難民支援のため派遣される陸上自衛隊の機関銃携行の是非をめぐり、「隊員の安全確保のためにはずれない」とする防衛庁に対し、

「人道支援の性格上、武器は最小限にすべき」などと閣僚から異論が噴出している。とどのつまりは、「安全」あるいは「危険」というものに対する「出す側」と「出される側」の認識の違いだ。

実は、八月三十日夜、現地から帰国した第二次政府調査団が村山富市首相に提出する報告書の内容をめぐって、防衛庁と外務省の事務方間で激しい対立があった。

調査団は、自衛隊の活動拠点となるゴマなどザイル東部で、難民帰還を妨害するルワンダ旧政府軍兵士らによる暴力行為が相次ぎ、軍事訓練まで行われているとの情報を入手。実際、一行もゴマ市内で日中、激しい銃撃に遭遇していた。

しかし、関係者の証言によると、外務省は目撃した銃撃について「なかった、ということにしてほしい」と持ちかけた。防衛庁が反発すると、「あれは空砲だっ

ルワンダ難民支援 生かされないカンボジアの教訓

た、ということだ」「銃声がした、ではどうか」と表現を三転三転。ついには互いに怒鳴り合う場面もあったという。

結局、報告書は「現地の治安状況は悪化しつつある」と結論付けたが、報告書の内容を聞いたある外務省幹部は「治安問題を内部で議論するのはいいが、表に出すものではない」と防衛庁に、口止め。そして三十一日、首相官邸に報告に赴いた調査団長の山崎隆一郎・外務省総合外交政策局審議官は「治安はさして問題ありません。あっても泥棒程度です」と、村山首相に説明したという。

昨年、カンボジア北西部で国連平和維持活動(PKO)中の文民警察官、高田晴行警視(当時三三)がボル・ポト派に殺害された事件は、まだ記憶に新しい。「今回のザイル派遣も同じになりはしないか」とある陸自幹部は危ぐする。

高田警視の死は、安全確保のためには、派遣先の治安に応じた万全の態勢を取る必要がある、という貴重な教訓だった。今こそ、それが生かされなければならない時ではないだろうか。(渡辺浩生)

産経 9 面

平成 6 年 9 月 3 日(土) 夕刊

軽機関銃1丁を携行

ルワンダ支援
きょう閣議決定

自衛隊470人派遣

自衛、社会、新党さきがけの連立与党三党は十二日、政策調整会議を開き、政府が示したルワンダ難民の救援のため自衛隊の部隊計四百七十人をルワンダの周辺国に派遣する「国際平和協力実施計画案」を了承した。これを受け、政府は十三日午前の閣議で実施計画を正式決定する。焦点の携行武器については、隊員

の安全確保のため軽機関銃3丁、2丁に、
実施計画案は、派遣の基
本方針を「国連難民高等弁
務官事務所（UNHCR）
の要請に基づき、PKO協
力法の「人道的な国際救援
活動」のため」と規定。派
遣先はザイル、ケニア、
ウガンダ、タンザニア、ガ
ボンで、治安の悪いルワン
ダは含まれていない。
派遣される要員は、陸上

自衛隊三百九十人、航空自
衛隊百八十人と、連絡要員
の「外交官」十人。
業務内容は、医療、防
疫、給水、空輸など。装備
は軽機関銃二丁と、けん銃
七十六丁、小銃百六十三
丁、装甲車タイプの指揮通
信車二両と大・小型トラッ
クの計八十両、輸送機四機
で、機関銃は指揮通信車の
うち一両に搭載する。

政策調整会議に先立つて

開いた与党の防衛・外務・内閣合同調整会議で、与党三党は、自衛隊部隊が携行する武器について、PKO協力法に基づき、「特に慎重に取り扱うよう、政府として特段の注意を払うことを要請する」との確約事項を決めた。

これを受け、首相官邸で同日夕、村山富市首相、河野洋平副総理兼外相、玉沢

徳一郎防衛庁長官らが出席して関係閣僚懇談会が開かれ、与党の方針を了承し、十三日の安全閣議と閣議で実施計画を正式決定する方針を確認した。

十七日に航空自衛隊第一團、二十一日に陸上自衛隊の先遣隊が出發。来月二日には陸上自衛隊の本隊がザイル東部のゴマ・キャンブに入る。

東京 / 面

9/13

問われる「中身」「目的」

ルワンダ難民支援

PKO、新段階に

治安悪化や
米仏軍撤退
悪条件に不安も

連立与党が十二日にルワンダ難民支援のための周辺国への自衛隊派遣を正式に決定したことで、日本の国際貢献は新たな段階を迎えた。国連平和維持活動（PKO）協力法に定める「人道的国际救援活動」を初めて適用する初のケースとなるからだ。もともと、現地の治安状況は悪化しているうえに外国軍隊は相次いで撤退、日本だけが残る展開となるだけに、実際に業務を担当する防衛庁・自衛隊は不安が隠せない。政府・与党内では「今後の自衛隊派遣は、目的と意義づけを明確にする必要がある」との声も出ており、PKOへの対応は「派遣することの意義」から「中身」が問われる時代になったと言えそうだ。（一面参照）



与党防衛・外務・内閣合同調査会場で報告する岩室調査団長（衆院第2議員会館で）

（UNITA）
の支援を各

もともと政府内部で人的貢献と自衛隊以外での貢献は難しい、との判断を打ち出したこと五原則との関係で内戦状態のルワンダ国内に入れないため、民間人主体の医療支援だったところから八月初めに帰国した第一次政府調査団の報告が「自己完結性を持った組織が望ましい」

と自衛隊以外での貢献は難しい、との判断を打ち出したこと五原則との関係で内戦状態のルワンダ国内に入れないため、民間人主体の医療支援だったところから八月初めに帰国した第一次政府調査団の報告が「自己完結性を持った組織が望ましい」

が警備などの任務を分担する態勢とはなっていないため、安全確保に機関銃が必要と防衛庁が主張したものにも理由がある。

というも、陸上自衛隊が拠点と見られるサイールのゴマ難民キャンプには武装したルワンダ旧政府軍兵士が多数いるとされ、医療など緊急性を必要とする支

援が弱たされつつある現状では「再び内戦状態となるおそれもある」との分析も政府内部で出ているからだ。内戦にさらなくとも強制的に移動が発生する可能性があり、万が一の場合に日本が自衛隊だけで対処できるの

か、との懸念がある。治安だけでなく、風土がまったく異なり、地理的にも遠いアフリカ中部への派遣だけに気配りも不安材料だ。「仮に十人、二十人単位で所属になれば自衛隊業務に支障をきたす」と防衛庁・自衛隊は懸念している。政府内でも「何か起こればすぐ中断・撤退」の前提が強まっている。こうした二重、三重の悪条件を踏まえ、十二日の合同調査会議などで「何のために、何をやるのかをハッキリさせる必要がある」とアジアに重点を置くべきだとの意見も出始めた。PKOそのものの、冷戦終結直後の期待とは異様に限界を内包しつつある。ルワンダ支援は難民帰還後のインフラストラクチャ（社会的生産基盤）整備まで視野に入れないければ達成できない。日本の国際貢献は、PKO協力法成立から二年を経て第二期に入りつつある。

ルワンダ支援

自衛隊470人を派遣

きょう閣議決定 機関銃1丁携行

連立与党は十二日、国会内で防衛・外務・内閣合同調整会議と政策調整会議を相次いで開き、ルワンダ難民支援のための周辺国に自衛隊を派遣することを正式に決定した。派遣規模は自衛隊部隊四百七十人、連絡調整要員十人の計四百八十人で、期間は十八日から十二月三十一日までの約三カ月半とし、医療、防疫、給水、空輸の四分野で活動する。焦点の武器携行問題については、現地の治安状況が悪化していることを踏まえ、要員の安全確保に万全を期すため機関銃一丁の携行を了承した。

16日から3カ月半

村山首相は十二日、首相官邸で協議し、与党の方針を了解した。また防衛庁長官の閣内閣外と政府は十三日に実施計画を閣議

決定し、十月中旬には派遣を完了する方針だ。

合同会議では、国会議員調査団の団長を務めた社会党の増田安全確保部会長が現地の状況を報告、論議に入った。機関銃の携行については通常の国連平和維持活動(PKO)と異なり、安全確保のための他国の組織的な部隊がない治安が悪化して

(関連記事2面)

日経1面

おり、必要最小限の小火器が欠かせない一との理由から、けん銃と小銃に加え、指揮通信に格好する七・六二機関銃一丁の携行を会合が了承した。

今回の自衛隊派遣は、PKO協力法の人的な国際救援活動を初めて適用する例となる。ルワンダ難民救援国際平和協力隊と名付けた派遣部隊は陸上自衛隊二百九十人、航空自衛隊

百八十人の計四百七十人で構成。関係機関との連絡調整要員として個人参加の十人を派遣する。

社党、PKF容認へ

社党は十二日、日本が現在参加を強行している国連平和維持軍(PKF)を容認する方針を固めた。国連平和維持活動(P

KO)への自衛隊派遣を党として容認した。これによって「PKFを容認する根拠はなくなった」

と判断した。また、PKFの派兵解除については「まだ国民的合意が得られていない」として、当面はPKOの実績を積み重ねることを優先させる方針だ。

考え方を整理していた。その結果、PKFは「武力行使を目的とする軍事行動にはあたらな」と位置付けた。また、「平和維持部隊」概念や「国連軍」については従来のPKOの枠を

どこに作業を進めていることを報告した。これに対し、政策調整会議の加藤自民党政調会長は「税は政治的な問題であり、各党とも党内調整しなければなら

日経1面

ルワンダ難民
救援の自衛隊

機関銃一丁を携行

政府、実施計画案を作成

ルワンダ難民救援のため
の自衛隊派遣問題で、政府
は十二日、国連平和維持活
動(PKO)協力法に基づき
国際平和協力業務の実施計
画案を作成、与党側も了承
した。医療、防疫、給水、空輸
などの活動を行う陸上、航
空両自衛隊の部隊と連絡調
整要員の計四百八十人を今
月十六日から十二月三十一
日まで、周辺国に派遣する
との内容で、携行武器につ
いては短銃や小銃のほか、
機関銃一丁も認めた。政
府は十三日の閣議で実施計
画を正式に決定する。

機関銃の携行をめくって
は、社会党などに慎重論も
あったが、最終的には「要
員の安全確保のために必要
だ」との政府側の判断を追
認した。政府側は十二日の
合同調整会議で、携行する
機関銃は、二台の指揮通
信車のうちの一台に積むこ
とを想定している、と説明
した。

実施計画案によると、派
遣要員は陸上自衛隊二百九
十人、航空自衛隊百八十人
と国連機関や各国との連絡
調整要員十人。派遣先はル
ワンダ周辺のザイール、ケ
ニア、ウガンダ、タンザニ
アなど、としており、ルワ
ンダへの派遣は今回は見送
った。

同計画案は、現地調査か
ら帰国した与党調査団(団
長・岩垂寿喜男与党防衛調
整会議座長II社会党)が十
二日、村山富市首相に提出
した報告書をもとに作成さ
れた。与党側は合同調整会
議と政策調整会議を開き、
原案通り了承した。そのう
えで合同調整会議では携行
する武器について、PKO

協力法の「業務の実施は武
力による威嚇または武力の
行使に当たらない」との規定に従
い、「特に慎重に取り扱う
よう政府として特段の注意
を払う」ことを文書で要請
すると確認した。

岩垂座長は会議後の記者
会見で「難民が群がってい
る中に武器を持って入るこ
とが有効かどうかは、おの
ずと明らかだ」と述べ、機
関銃を積んだ指揮通信車が
部隊の警護やパトロールを
することはない、との認識
を示した。

ルワンダ難民の救援活動
は、PKO法の「人道的な
国際救援活動」規定に基づ
て行われる。

六二式機関銃は口径が七・
六ミリで、自衛隊の区分で
は軽機関銃と言われる。全
長は一・二メートル、重量十・七
キログラムで通常、一分間に八十発
(最大六百五十発)発射で
きる。自衛隊では射撃距離
を八百メートルと想定し演習を行
っている。

六二式機関銃は、今回の装備に含まれて
いる八二式指揮通信車に搭
載されているもので、必要
に応じて取り外すことも可能
だ。八二式指揮通信車に通
常装備されている二二・七
ミリ重機関銃は今回の派遣で
は取り外す。

六二式機関銃は、今回の装備に含まれて
いる八二式指揮通信車に搭
載されているもので、必要
に応じて取り外すことも可能
だ。八二式指揮通信車に通
常装備されている二二・七
ミリ重機関銃は今回の派遣で
は取り外す。

朝日 / 面

「武器基準あいまい」

どこで歯止め？ 法的整備が急務

解説

与党三党が十日に了承したルワンダ難民救援の実施計画案で、自衛隊員に機銃の持ち込みを初めて認めた。今回は国連平和維持活動(PKO)協力の参加五原則に基づく紛争当事国への派遣ではなく、周辺国で難民を救うと

いう「人道目的」の初めての一歩で、「隊員の安全」を守る武器の範囲も新たな判断を迫られたが、決定的基準は極めてあいまいなまま。なにより、機銃の携行は、隊員の安全確保も日本独自の判断が迫られた。このため、PKO協力法で具体的に定めていない機銃の携行が論議の焦点に。その判断の基となる現地の治安情勢は、与党調査団の報告でも「安全確保体制は十分に考える必要がある」と指摘。防衛庁はカンボジアなどでは防護目的を超えるとして認められなかった機銃の携行を強く求めた。最終的に与党の防衛・外務・内閣調整会議で「政府として特段の注意を払うことを要請する」との確認事項を設け、一丁

に限りて携行を認めた。玉沢徳一郎防衛庁長官は「機銃といっても小銃より若干、射撃が長く威力があるが限りなく小銃に近い」と説明するが、なぜ二丁では過剰防護で二丁なら正当防衛の範囲内とするかの明確な判断基準は示されていない。

また、安全確保では当初の計画では想定していなかった警備要員を約五十人として派遣規模を増やしたが、仮に現地で不測の事態が起きてもその対応が十分に練られているとはいえないのが実情。「すでに緊急支援のタイミングを逸した」(自衛隊幹部)として、派遣そのものを疑問視する声もあるなかで、あらためてPKOへの取り組みが問われている。

(政治部・斎藤隆二)

武力不行使を明示

常任理事国入りの外相国連演説 憲法9条引用し

河野洋平副総理兼外相は

今月下旬に国連総会で行う

一般討論演説で、日本の安

保理常任理事国入りについ

て、憲法九条を引用して

「武力不行使」を明示した

うえで、常任理事国入りの

意思を表明することになっ

た。外務省首脳が十二日、

演説は「武力による

「日本国憲法がとらな

るが、国際的に知られ

ているとは限らない」(外

務省首脳)との見地から

だ。

また、三党合意では常任

理事国入りの意思は「安保

理において積極的に責任を

果たしたい」と、間接的な

表現になっている。これ

を「常任理事国において」と

直接的な表現にするかどうかについて、外務省首脳は

「今後調整したい」と、この点がペンディングになっていることを明らかにし

た。一方、外務省首脳は外一筋について、日本としての相模性には安保理改組以外、具体的提案を盛り込みたいの国連改革や軍備管理・軍考を示した。

要員の安全 最優先

ルワンダ難民救済のための国連平和維持活動(PK○)に自衛隊を派遣するうえで焦点になっていた機関銃携行問題は十二日、政府・連立与党間の調整の結果「軽機関銃二丁携行」で最終決着した。現地調査団(菅平喜男団長)が「武器を保持する難民がいるといわれ、安全対策を十分考える必要がある」と帰国報告をしたのが決定打となった。政権与党となった社会党は、派遣隊員の生命の重さを訴える防衛庁の声を無視できなかったらしい。

(金井辰樹)

「純粋な自衛のための措置であり、安全を守るための最小限必要な準備はしなければならぬ、という考えが強い」

十二日午後、社会党の久保亘書記長は記者会見で、武器携行を容認する姿勢を示した。社会党は武器携行には極めて消極的な空気が支配していたが、この発言で夕刻の与党政策調整会議を持たずに携行が事実上決まった。

社会党が容認に大きく傾いたことについて、同党幹部は「党大会で自衛隊合憲まで認めた。自衛隊のルワンダ周辺国派遣も同意した。もはや機関銃を持って行くことは枝葉の問題だ」と説明する。

自衛隊合憲という大きな政策転換をした以上、その自衛隊が武器を持っていくことで議論をしても今さら始まらないというムードが

社党容認が決定打に

『1丁』に抑えるのがやっと

同党内に漂っていたように「小銃と口径も同じだ」という「1丁」と、携行やむなしとの自覚の表れ」と、社会の現実的対応を、好意的に解釈する幹部もいる。また、現地調査団の団長を務めたのは、同党左派の地方活動家のリーダー的存在で、行くのも好ましくない」と消極的な見解を示していた。社会党閣僚を中心に閣僚懇談会などでも慎重論が大勢を占めていた。その内閣が、最終的に機関銃携行を認める決定を行ったことについて、社会党関係者は「結局は機関銃携行を強く求めた防衛庁を抑えられなかったのでは」とみる。

防衛庁は、早い時期から機関銃携行を要請していたが、その際、「榴弾通信車に機関銃を搭載し、対外的に見せるだけで、抑止効果がある」と官邸サイドを説得したという。結局、官邸側は、この説明を了承せざるを得ず、防衛庁が求める「二丁」携行を、「一丁」に値切る形で、妥協するた。二丁の要求が一丁になったことは、特に大きな支障ではないと聞いている。防衛庁の三井康有官房長に、こう語った。

ルワンダPK○の軽機関銃携行



東京2面

社党、反論の根拠持たず

背景の決定

ルワンダ難民支援に派遣される自衛隊部隊に、機関銃二丁を携行させることが決まったのは、「実際に派遣される自衛隊員のことを考えるべきだ」（与党幹部）という自民党などの主張に対し、慎重論の社会党がこれに反論するだけの現実的根拠をもっていなかったことが大きな理由だ。その結果、今回の決定は、機関銃二丁の携行を主張した防衛庁、自民党と、携行そのものに反対論の強かった社会党の意見の間をとった妥協案となった。

カンボジア国連平和維持

活動（PKO）で、隊員のけん銃携行にすら反対した社会党は、久保亘書記長や五十嵐広三官房長官ら閣僚が武器携行について慎重論を唱え、当初は機関銃携行を認める気配はみられなかった。

それからみれば、今回の決定は社会党の譲歩であり、与党内の調整会議に出た。それからみれば、今回の決定は社会党の譲歩であり、与党内の調整会議に出た。それからみれば、今回の決定は社会党の譲歩であり、与党内の調整会議に出た。

政権与党の重み、また譲歩

スカラーとする」と、武器携行に一言して反対してきた。今回の論議でも、二日間の閣僚懇談会で五十嵐長官をはじめ、大出俊郎政相、野坂浩吉建設相が慎重論を唱え、同党の一部の幹部が望ましくないとの見解を示す「最低限」という意味で機関銃携行を受け入れたともいえる。

産経 3面

政府・与党は十二日、ルワンダ難民救済のための自衛隊派遣を決めたが、決定までに時間がかかり過ぎたうえ、肝心のルワンダ本国への要員派遣を見送るなど、現行のPKO協力法では対応しきれない問題点が浮き彫りになった。

自衛隊派遣については、八月下旬に外務省などを中心とした官民合同の第一次調査団がザイルなどの周辺国入りし、「自己完結性をもった組織が最も望ましい」と、自衛隊派遣を提言

問題点

し具体的検討に入った。

しかし、決定は、同二十二日からの自衛隊制服組を中心とした第二次調査団派遣、最終的には今月四日に出発した与党調査団の帰国を待たなければならなかった。政府内では第一次調査団に防衛庁・自衛隊のメンバーを含めることが機動的な対応につながるなどの意見もあったが、「自衛隊派遣を前提にするのはどうか」との異論が出され、見送られた。最終決定も、自衛隊派遣に慎重な社会党へ

現行PKO法では対応しきれず

の根回しと気配りに一カ月以上を費やし、「自衛隊は後回し」（政府関係者）だったのが実情といえる。

一方、政府筋は「もっとも必要とされているのはルワンダ国内」とルワンダ本国へのPKO要員派遣を訴えたが、停戦合意や紛争当事者の受け入れ合意などによるPKO協力法五原則に抵触するとの判断から、見送られた。

武器使用についても、今回は「米軍やフランス軍並みの装備でないと抑止力を維持できない」（防衛庁筋）として機関銃や装甲車などの装備が再検討されたが、小銃のほかは機関銃一丁というにとどまった。

国連は、自衛のための抑止的な実力行使を認める武器使用の標準行動基準（SOP）を定めているが、日本はこの適用を認めていない。来年のPKO協力法見直しを迎え、平和維持隊（PKF）本体業務の凍結解除、武器使用基準の見直しなどに今回の経験がどう生かされるか、村山富市首相や五十嵐広三官房長官が政治的判断を迫られるのは確かだ。

「官僚主導」の派遣承認

与党3党

政府計画丸のみ

ルワンダ調査、形がい化

与党三党は十二日、ルワンダ周辺国への自衛隊派遣を決めた。形は「現場」からの積み上げ方式での決定だが、軽機関銃携行も含め実際には、総理府閣僚平和協力本部が作った派遣実施計画をそのまま承認「官僚主導」を印象づけた。「ルワンダ難民支援与党調査団」(団長、岩垂壽男・社会党安全防衛部会長)は「政府調査団より政治家の調査団が先行するのが望ましい」と指摘したが、政策決定過程での「与党主導」を現実にとらえ確保するかが今後の課題になる。

派遣を決めた十二日午後、府側から(機関銃)問がさの「防衛・外務・内閣合同調整会議」で議論をしながら(岩垂氏)との理由のは軽機関銃の携行問題。与党調査団は「現地では政



合同調整会議で報告する岩垂・与党ルワンダ調査団長(右から3人目)＝十二日午後2時すぎ

心して活動できるように政府の責任において決定すべきだ」と記載しただけで与党側としての判断を示すのを避けた。しかし、合同調整会議では閣僚平和協力本部が「機関銃を携帯できる指揮官連同車二台を持ち込むが、機関銃は一二との内容の実施計画案を提示。「二丁にすべきだ」まったく必要ない」などの意見が出たが、「特に慎重に取らねばならぬ政府として、特段の注意を払うことを要請する」との確認事項を文書にまとめたうえで実施計画を認めた。

与党三党は「官僚」に対する「与党」の優位性確保を強く意識。防衛、税などの分野での三党のアロシエクトなどでの議論・決定を重視し、政策調整会議で承認する「積み上げ方式」を取っている。

議論は「機関銃」に終始

撤収基準の検討はなおざり

解説

ルワンダ難民救援の自衛隊派遣は、カンボジア、モザンビークの難民平和維持活動(PKO)とは異なる初めての「人道的な国際救援活動」だが自衛隊はこれまでPKOよりも過酷な任務を強いられそう。日本に難民救援を求めたのは国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)。ルワンダ周辺国の要望もあった。難民救援が目的の「人道的な国際救援活動」は国連機

が派遣されるという経緯をとった。このため与党議員が現地を見たらうえて派遣内容などの判断をするのは、事実上、形がい化された。

機関銃の携行反対を主張した社会党議員からは会議終了後も「十三日に実施計画を閣議で決めることまで段取りが決まれば、反対を強く状況ではなかった」と不満の声が聞かれた。

形がい化をうけて、このため、派遣実施計画案は、ザイル難民キャンプの治安状況を最大限に考慮している。「隊員の安全を最重視」(防衛庁幹部)し、初めて軽機関銃の携行を認め、派遣期間も当初予定の半分の三ヶ月。人道的活動が、カンボジアPKOより危険な活動という印象を与える内容となった。国際平和の秩序をどう創出するのか、どの程度まで紛争解決に関与すべきか、国際的義務をどこまで負うのか、という対外的な理念や外交戦略が必要なのに、ルワンダ問題で見せた政府与党内の議論は、機関銃携行の是非に終始した。軍事的に見れば、機関銃はけん銃や小銃と同じ「小火器」であり、威圧的な効果はたかが知れたもの。しかし、政府与党も、派遣される側の自衛隊もこの問題に固執し、肝心の撤収基準について検討も議論も十分しなかった。

このツケを自衛隊の派遣部隊がどう払うのか。不安を残した実施計画といえる。(社会部・長江一平)

非軍事条件に安保理入りを目指す方針了承
連立与党

連立与党は十二日の政策調整会議で、先に与党外交調整会議がまとめた「非軍事」などを条件に国連安保理常任理事国入りをを目指すとの方針を承認した。

行携銃関機

社党、苦肉の容認

安全優先、党内に反対論も

社会党がルワンダ難民支援のため周辺国に派遣される自衛隊の携行銃を認めた背景には「現地の治安には依然として問題があり、安全確保のための武器携行はやむを得ない」との判断があった。党内には依然として

反対論があるものの、政権与党として「万」のことを考えなければならぬ」（官憲安全部会長）立場から現実的対応を迫られた格好だ。

岩田氏は十二日午後、与党防衛・外務・内閣合同調整会議後、記者会見で、自衛隊の携行銃について「派遣される自衛隊が、何とか安全であったらいい」と考えた末の結論だ」と強調。同時に「使用しないことが大前提だ」「私は持っていない方がいいと思う」となど語

調を重ね、武器携行に反対する左派のリーダーでありながら、防衛調整会議の取りまとめ役として携行を容認せざるを得なかった複雑な心境をのぞかせた。

岩田氏を議長とする与党閣内議員調査団の先の現地視察では、難民の中に武装した元兵士が含まれていることが判明した。水や食料をめぐる難民同士

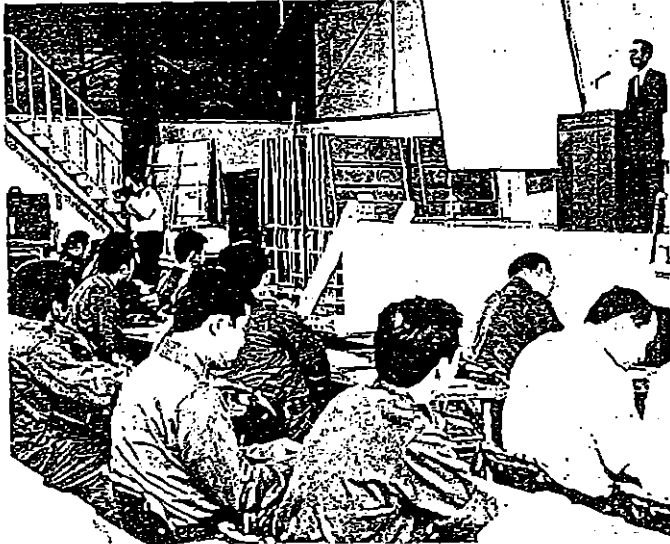
の争いも激しく「現地の治安は十分ではない」（調査団メンバー）のが実情。こうした現実が

党内の「派遣先が紛争当事国でないのに携行銃が必要か」「自衛隊の、武装がなしにしては大する恐れもある」といった慎重・反対論を押し切った形だ。

出口の見えない派遣ゴ-

自衛隊 ルワンダ難民支援

ルワンダに派遣される自衛隊員の援助業務教育がはじまり、あいさつする森島正之・国際平和協力本部事務局次長
二二日、北海道・陸上自衛隊旭川駐屯地



研修には同基地の第一輸送航空隊を中心に予備要員を含む約二百人が参加。最終的には百三十人程度に絞り込まれて派遣される。派遣される本隊要員に対する同様の訓練は、既に陸上自衛隊第二師団旭川駐屯地で十二日から五日間の日程で始まっている。

自衛隊の中には「これで行くことが本場に決まったんです」と、これまでのPKO派遣とは違った複雑な表情が広がった。陸上自衛隊側から、行きた

十三日、閣議決定したルワンダ難民救済のための自衛隊のザイル派遣。派遣候補者に対する事前研修がすでに始まっている。今回の派遣は国連平和維持活動(PKO)協力法の「人道国際救援活動」の適用だが、現地の治安状況は刻々と悪化し、活動範囲となるゴマからは米軍など他国軍隊が次々と撤退。自衛隊初の難民支援は同時に初の海外での単独活動となる。機関統制等は認められたが、候補者や部隊に明け暮れる幹部らの「不安」は尽きない。

輸送任務を担当する航空自衛隊小牧基地(愛知県小牧市)の派遣候補者に対する事前研修が、十三日午前九時すぎから一日間の日程で始まった。

一方、C-130輸送機四機でザイル東部のゴマへ物資をビストン輸送する航空自衛隊幹部は「われわれの能力を超えた派遣。今回無理を重ねて成功させるよりも、問題を明らかにし

くない、とは言えないが、今回は任務をきめ不透明な部分が多過ぎる」と割り切れない表情。

「コレラ、赤痢が盛威をふるった当初の危機的状況は脱した」というのがその理由とされるが、ある防衛庁幹部は「現地の治安悪化が背景にあるのは事実」と語る。

現地では、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)が進める難民帰還に反対するルワンダ旧政府軍や民兵による妨害や暴力事件が相次ぎ、ザイル兵士と難民との衝突も伝えられている。

防衛庁では現地の治安維持はザイル軍や警察に任せる方針。しかし、「自衛隊に、NGO(民間援助組織)から避難など同様の治安対策を期待される可能性は強い」とある作戦幹部。これはPKF(平和維持班)凍結業務にあたることとして任務外の活動になる。しかも、隊員の武器使用の法的根拠も、PKO法の規定で刑法の「正当防衛」「緊急避難」に限定されて

いる。つまりは個人の責任においてである。「カンボジアで浮き彫りになった課題が未解決のまま、さらに困難な環境に持ち越された」とある一位。

支援内容の中心となる「医療、防疫、給水」も、現地のニーズが刻々と変わる中、どれだけの規模、範囲でやるかは行ってみないと分からないのが実情だ。

治安悪化に加え、伝染病のまん延、ゴマから約三十五、先にある活火山の噴火の恐れもある。ある幹部は「この先どうなるかは予測不可能。今の段階では出口が全く見えていない」と嘆

く。

「行ってみなければ分からない」不安の中で準備進む

産経11面

機関銃は原則不使用

防衛庁「無用の刺激」警戒

も検討している。

防衛庁によると、ゴマ地区の難民キャンプには、旧政府軍の兵士が数千人から二万人流れこんでおり、うち四千人以上が重火器や小銃、機関銃などで武装している。

防衛庁が、機関銃の携行を要望したのは、先行して現地入りしていたフランス軍などがすべて機関銃を持ち込んでおり、自衛隊の装備がそれより軽いと、武装難民に対する「抑止力」にならない、との判断からだ。

実施計画に盛り込まれた武器は、六二式機関銃一丁や六四式小銃百六十三丁など。

初めて携行が決まった機関銃は通常、装甲車タイプの指揮通信車に載せることにしているが、必要のない時は宿営地に保管すること

度を示すと逆効果だ」と助

言した。防衛庁内局の幹部も「現地入りする自衛官はわずか二百数十人。威嚇射撃などして、難民を刺激した場合、暴動などを誘発しかねず、危険が大きすぎ」と話す。防衛庁は現地の治安状況をさらに把握し

た上で、機関銃を搭載した指揮通信車をどう運用するか、今後詰めることにしている。

自衛隊ルワンダ支援

文民援助隊にすべきだ 国際貢献、当然の措置 武器携行、議論なき決定

村山政権下では初めてとなる自衛隊のルワンダ難民支援への派遣。正式決定の十三日、憲法や国際政治を専門とする学者らの意見を聞いた。

村山政権下では初めてとなる自衛隊のルワンダ難民支援への派遣。正式決定の十三日、憲法や国際政治を専門とする学者らの意見を聞いた。

授(憲法学)。自衛隊を派遣すれば武器携行は避けられず、新たな紛争を誘発しているが、村山首相は同法に難民救済という目的を追加して対応すべきだった。

師や地方自治体職員ら文民からなる国際緊急援助隊の景には冷戦終結後、ソ連脅威すべきではない。

授(憲法学)。自衛隊を派遣すれば武器携行は避けられず、新たな紛争を誘発しているが、村山首相は同法に難民救済という目的を追加して対応すべきだった。

授(憲法学)。自衛隊を派遣すれば武器携行は避けられず、新たな紛争を誘発しているが、村山首相は同法に難民救済という目的を追加して対応すべきだった。

中西輝政・静岡県立大教授(国際政治学) 人道的支援という明確な目的があり、国際貢献の在り方として当然の措置だ。派遣時期が遅かったのを除けば歓迎したい。状況が変化しても内戦状態のルワンダに入るなどの活動が含まれないよう、PKO協力法の参加五原則は守ってほしい。

との政治的妥協から出たもので、象徴的な意味合いがある。最悪の事態が生じた場合には不足かもしれないが、(文民警察官らが死亡した)カンボジアのようなことがないよう派遣要員の側に立って安全確保に努力してほしい。

東京8面

は、何だったのか。国連当局をはじめ国際的な議論は、これで「海外派兵について、日本も例外ではない」となり、もはや「国内世論がある」といふ言い訳は通用しなくなるだろう。

ルワンダ周辺
自衛隊派遣

実施計画を閣議決定

来月上旬から本格活動

政府は十三日午前の安全保障会議と閣議で、国連平和維持活動(PKO)協力に派遣するルワンダ周辺国に派遣する自衛隊員の部隊

編成と派遣を十六日に命令する。サイールのゴマで活動する陸上自衛隊の本隊は三十日から三次に分かれて出発するが、器材搬入などとの絡みで、本格的な医療活動が始まるのは十月上旬になる見通しだ。

「ルワンダ支援」自衛隊派遣

実施計画を閣議決定

人道分野で初

政府は十三日午前の閣議で、アフリカのルワンダ難民救援のため、自衛隊の部隊を周辺国に派遣する「難民救援国際平和協力業務実施計画」を決定した。社会

来月二日にサイール東部のゴマ難民キャンプに入る予定となっている。派遣されるのは、陸上自衛隊三百九十人、航空自衛隊百八十人と、連絡要員の十人。派遣先は、ルワンダの周辺のサイール、ケニア、ウガンダ、タンザニア、ガボンの五カ国で、年

東京新聞一面

末までの三月半、給水、医療などの業務に当たる。派遣部隊の装備・武器は、軽機関銃二丁を搭載した指揮通信車一両、未搭載の指揮通信車一両、けん銃七十六丁、小銃百六十三丁、C-130H輸送機四機、トラックなど車両計八十両。焦点の機関銃は与党からの注文を受け、PKO協力法の「武力による威嚇または武力の行使に当たるものであってはならない」との規定の趣旨を損なわない点を実施計画に明記、乱用に歯止めを掛けた。

などの大型器材は、今月三十日から、米軍の輸送機C-5で北海道・千歳からゴマへ運送される。今回のルワンダ難民の救援活動は、PKO法の「人道的な国際救援活動」規定に基づく初めての自衛隊海外派遣。

実施計画によると、派遣対象の国はサイール、ケニア、ウガンダ、タンザニアなどで、ルワンダ本国への派遣は見送られた。期間は十六日から十二月三十一日までの三月半。派遣要員は医療、給水活動を行う陸自部隊二百九十人、物資の空輸に当たる空自部隊百八十人、関係機関と部隊との連絡調整要員十人の計四百

朝日面

八十人。携行武器はけん銃七十六丁、小銃百六十三丁のほか、軽機関銃二丁(指揮通信車に装備)も認められた。

ルワンダPKO

実施計画を閣議決定

機関銃携行 期間は3カ月半

政府は十三日午前、首相を聞き、ルワンダ難民救済官邸で安全保障会議と閣議

のための国連平和維持活動(PKO)協力法にもとづき計画を決めた。この日決ま

た。防衛庁はこれを受け

連立与党政調会議で了承された政府の国際平和協力本部策定の計画を大筋で認めたもので、規模は連絡調整要員十人を含む総勢四百八十人で、約三カ月半の間派遣する。

装備として、今回初めて機関銃二丁の携行を認め

て、十六日から要員を派遣する。実施計画では、PKO協力法第三条の「人道的な国際救援活動」にもとづき、PKO協力隊を設置、自衛隊の部隊などを派遣する。隊の構成は、陸上自衛隊三百九十人、航空自衛隊百八十人、外務、防衛、総理府の三省庁からなる連絡調整要員十人で、現地では医療、防疫、給水、空輸などの業務にあたる。期間は九月十六日から十二月三十一日までとしている。

重点となっていた自衛隊の装備については、62式軽機関銃二丁、九ヶけん銃七十六丁、64式小銃百六十三丁の携行を認め、装甲の82式指揮通信車二両、C-130輸送機四機、トラックなどを現地に送る。

防衛庁は、閣議決定を受けて、十七日と二十一日にそれぞれ航空自衛隊、陸上自衛隊の先遣隊を派遣、現地での準備作業を開始、今月三十日と十月十日、二十五日の三回に分けて本隊を派遣する。

経手

「ワシントン12日」熊坂隆光

今月末に国連総会出席のため訪米する河野洋平副総理・外相がワシントンのナショナル・プレス・クラブで講演することが十二日、明らかになった。七月に新生党の小沢一郎代表幹事が痛烈な自社連立政権批判をぶち上げたいわづきの会場で、同じスタイルで行われる。一方、小沢氏がこの直後に再度訪米を予定していることもわかった。米国を舞台に与野党実力者のさや当てが展開される。

米プレス・クラブ

今度は河野外相講演

河野氏はニューヨークの国連総会出席前の二十三日、同クラブの昼食会で講演する。河野氏側から打診があり、クラブの意向とも一致したため招待という形で実現したという。小沢氏が新・新党結成や村山政権批判で鮮烈な印象を与えた

だけに、与党首として対抗意識に駆られたらしい。試される場でもある。小沢氏に挑戦する形となった河野氏にとって、小沢氏が同クラブの講演は厳しい質問が飛ぶことで有名。単に内容だけでなく、シヨークだけに、これに打ち勝つハが出席した。

小沢氏に對抗意識？ さや当ても

ドルはかなり高い。講演がどの程度関心を集めているかは出席申し込みの人数で明らかになり、優劣が示される。同クラブでは参加者希望が少ない場合には会場を狭い部屋に替える可能性もある、と明言している。ムスバークで開かれる国際交流行事に参加、ワシントン訪問も計画中という。

ルワンダ難民救援のための自衛隊派遣が十三日の閣議で正式決定した。だが、隊員の安全確保、任務遂行の態勢、撤収の時期などで、まだ詰めるべき問題点は多い。

解説部 松岡 宇直

今回の人道的救援活動 急事態がおきたら、国連のは、カンボジアなどでの国 支援も期待できた。

参加とは本質的に異なる。カンボジアの場合の自衛隊は国連カンボジア暫定統治機構（UNTAC）軍事部門の一員として参加、施設を担当した。このため、現地の調整や各国との役割分担は明確で、いったん緊要地域に限定された。

派遣部隊は、極端に言えはルワンダの国内情勢を知らずに活動することになるわけで、派遣部隊には一抹の不安感がつきまとう。制服組五人を含む十人を個人の資格で派遣、身分を「外交官」として、ルワンダなどの連絡、調整に当たらせ、ことも併せて決まったが、通信事情の悪い現地、実効が上がることを期待したい。

加えて指摘しておきたいのは、一般のPKO参加と異なる人道的な救援活動の場合は緊急性が高く、PKO参加五原則にある「当事国の同意」が必要なのだと、

自衛隊では、軽機関銃はそれぞれ、指揮通信車に載

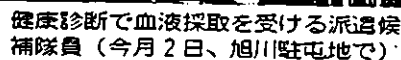
うかを考へて國すべからざるはな
いかとていふ。

確かに、今度の派遣もPKO法に基づいており、解
釈上は五原則の制約を受け
るが、米、仏などはいわゆる
PKOとは別の国際支援
と位置づけて、素早い立ち
上がりを見せた。

さらに武器使用について
も、カンボジアPKO派遣
の際の議論から一歩も進ん
でない。個々の隊員が自
らの安全確保のために使用
するのは当然として、その
際の現地指揮官の指揮権は

日本はその制約のため準備に手間取り、結果的には立ち遅れ、困難な状況の下で任務を引き受けざるを得なくなった。派遣期間は今年いっぱいとなっているが、客観的に言っても引き際が難しくなったのは事実。今後の課題として再検討す

どうなるのか、日本はじめ各国のNGO（民間活動団体）や難民が危険にさらされている場面に遭遇した時、武器使用はできるのかどうか、さらには部隊に危険が迫った場合の撤収時期など、依然として「灰色部分」が残っている。



この論議をする際に考慮しないのであつて。

すべきは、自衛隊は国内では「自衛隊」だが、国外では「軍隊」であるという現実。つまり自衛隊だからという制約は、国内では通用しても、ザイルでは通用しなされる。

「軍隊」が目の前で起きる緊急事態を傍観したる、現地の国民や各国のNGOがどう思うか。日本へ政府からの支援がルワンダ難民救済活動の成否を握っている。

説 社

自衛隊派遣は決まったが

内戦と大量虐殺、伝染病が荒れ狂ったルワンダの難民を救援するため、近隣国への自衛隊派遣が決まった。

国連平和維持活動（PKO）協力法にある「人道的国際救援活動」の初めての適用である。来月上旬には、なお数十万人の難民が集まっているザイルのゴマ周辺のキャンプで、防疫、医療活動や水、食糧の供給を始める。

私たちはルワンダ難民の救援についても、自衛隊とは別組織による人的貢献をめざすべきだと主張してきた。その立場から、災害や事故だけでなく、紛争による難民にも、国際緊急援助隊のような組織の派遣を可能にする法整備を求めてきた。

難民救援の緊急性を考えれば、現実には自衛隊派遣もやむをえない面はあろう。しかし、決定にいたる二カ月間の永田町や霞が関の動きを振り返ると、先行きに深刻な懸念を感じざるを得ない。

人道的な救援の原点は一人でも多くの命を救うことにある。にもかかわらず、そのための方策を幅広く考えようというよりも、まず自衛隊の派遣ありき、という議論はか

りが目についた。

外務省にはこれで「国際貢献」の姿を示すことができると自賛する声があるが、自衛隊さえ出せばと足れりという空気が生まれてはいないだろうか。

もう一つは、派遣までに時間がかかったために、自衛隊が自衛隊任務と現実との間に落差が生じたことである。

与党調査団は、非政府組織（NGO）の活動で、応急医療はかなり充実していると指摘した。ゴマ周辺に展開していた米軍やフランス軍も、自衛隊が到着するころには人道救援の任務をひとまず終えたとの判断から、すでに撤退しているはずだ。

もともと今回の派遣はカンボジアやモザンビークと違い、国連決議に基づいた活動ではない。難民のなかには武装したままの旧政府軍兵士や民兵が多数含まれ、治安が悪化する心配もある。当初予定した六カ月の活動期間をとりあえず三カ月に短縮したのも、状況の不透明さと無縁ではない。

そうした厳しい状況のなかで、自衛隊は独自の活動を強いられる。苦勞はカンボジア以上だろう。かれらの安全は確保されな

ければならない。だが、経過をたどると、機関統の移行問題をはじめ、自衛隊をどう守るかに重点が置かれ、肝心の難民救援の内容がぼけてしまった印象を受ける。

どんな武器を携帯すべきかは、海外での武力行使を禁じている日本にとって極めて重要なことだが、実際に武器を使わせるような出来事に直面したときの対応や影響について、十分に検討したのだろうか。さらに、NGOが危険にさらされ、保護を求める声が出たとき、それを任務としない自衛隊はどう行動するだろうか。

難民救援活動にしろPKO活動にしろ、国際的要請にこたえるだけの態勢を欠く日

本がなし得ることは、限度がある。

国連安保理も昨春秋、ルワンダ国内に三千五百人規模の停戦監視団を送り込んだが、内戦が再燃するとこれをほぼ一週に縮小した。今年五月には再び大規模な派遣計画を決めたが、実施は遅れている。米国やフランスの姿勢にも、「ソマリアの失敗」が影を落としているように見える。

冷静な状況判断が何よりも必要だ。万一危険な状況に陥ったなら、ためらわずに部隊を撤収することを、あらかじめ誓っておきたい。同時に、政府は場当たりで無理を重ねることをやめ、早急に別組織づくりを検討すべきである。

朝日新聞

支援ルワンダ

政府は十三日の閣議で、ルワンダ難民を救済するため、国連平和維持活動(PKO)協力法に基づいて、自衛隊を周辺国のザイルなどに派遣するための実施計画を決めた。

今回の自衛隊派遣は、PKO協力法のうち、武力紛争の再発防止などを目的に国連の指揮統制下で行動したカンボジア、モザンビーク型のPKOではなく、難民の救済などを目的にした「人道的な国際救済活動」の規定に基づくものだ。

携行武器に歯止めが必要だ

すつ搭載したいと主張した。

ルワンダ難民の環境が過酷な状況にあることを考えれば、資金・物資などの協力だけでなく、国連難民高等弁務官事務所などからの要請に応える人道的な面で協力すべきだし、それ激しかねない。二丁も持って行くための自衛隊派遣は国民の理解を

決定までの間、政府・連立与党内の議論は、撤収の基準など、ほかの大事な点はそっちのけにされ、機関銃、装甲車など明言しており、今回はその答弁の範囲内だから問題はないという。

最終的には、足して二で割る式で、二丁を携行することになった。首をかしげなくなる妥協の産物だ。

しかし、それ以上に問題なのは、今回の決定によりPKO部隊が携行する武器の種類が、今後、なし崩し的に拡大しないか懸念されることだ。事実、与党内からさえ、抑止や威嚇のためなら大砲も認められるというのか、といった懸念が出ている。

政府は、PKO協力法審議の際の国会答弁で、携行できる武器の範囲について、けん銃、自動小銃、機関銃、装甲車など明言しており、今回はその答弁の範囲内だから問題はないという。

ドイツのPKO部隊はソマリアで派遣目的を説明したパンフレットを作成、現地住民に配布し、効果を上げていると聞くが、難民との無用の摩擦を防止するため、防衛庁もこれを参考にしたらどうか。

こうした活動を積み重ねることこそが、機関銃にも勝る安全確保対策につながるはずだ。

社説

のん

難民救援でも成果をあげよ

政府が、ルワンダ難民救援を目的とする自衛隊派遣の実施計画を決定した。

自衛隊は、ザイルなどルワンダの周辺国に派遣され、要員数は陸、空を含めて四百八十人規模。任務は医療、防疫、給水、空輸の四分野。期間は、とりあえ、年内いっぱい、三か月半となった。

派遣隊員にとって、厳しい状況の中での任務となるが、日ごろの鍛錬を生かして、国際貢献の成果をあげてほしい。

政府が、国連平和維持活動(PKO)協力法に基づいて自衛隊の海外派遣に踏み切るのはカンボジア(終了)、モザンビーク(継続中)に次いで三度目で、社会党委員長を首相とする現内閣では初めてだ。

今回の自衛隊派遣の特質は、PKO協力法の「人道的な国際救援活動」条項の初めての適用であり、我が国が独自に行う自主的活動となる点だ。

PKO参加の場合は、国連指揮下の全体活動の一部を担うものであり、基本的には国連の状況判断と指示に従う。しかし今度

は、日常の安全確保策や、緊急時の行動の仕方も含め、あらゆる状況にすべて自己判断で対処しなければならない。

政府はまず、このことに伴う難しさと責任の重さを十分認識する必要がある。

実施計画は、現地に派遣された二次にわたる政府調査団と与党議員調査団の報告を踏まえて固まった。与党調査団の岩屋団長(社会党)は帰国後の会見で「あの惨状を見れば、肌の色、地域の違いを超えて救援に当たるのは人間の義務」と語った。

救援活動に赴く原点はその点にある。同時に、任務を成功させるために、派遣自衛隊を待ち構える諸困難も冷静に認識しておかななくてはならない。

懸念は、やはり隊員の安全である。与党

調査団の報告は、救援活動の主舞台となるザイルのユマ難民キャンプなどの治安は全般的には落ち着きつつあるとしながらも、ルワンダ旧政府軍の残党が武器を持って存在していると指摘した。

こうした不穏分子の動きを抑止する手段として、防衛庁は護身用の短銃、小銃に加えて軽機関銃二丁の携行を望んだ。政府は「護身用の範囲を超える」とする社会党内の慎重論に配慮し、二丁にとどめた。

与党調査団の報告は「隊員が安心して救援活動を行えるよう武器の保持については政府の責任において決定すべきだ」とした。「二丁」というのは政治的妥協だが、現地

の治安状況を総合的に判断すれば、軽機関銃は抑止力として不可欠である。

このほか、現地が雨期入りしたことから、粗末なテントで生活する難民の環境の悪化や輸送業務が円滑に進まなくなるなど、救援活動の全般にわたって困難が増大するところが予想される。

こうした複雑で、流動的な現地状況に機敏に対処しつつ任務を遂行してゆくには、もちろん現地における自衛隊員の努力が大事である。同時に、この努力が成果につながるには、政府が現地状況の正確な把握に心をくわき、事態に即した的確な判断を下せるかがカギとなる。

面3を記

主張



ゴマ派遣の困難と「機関銃」

政府は、きのうの閣議で、ルワンダ難民救済のため、自衛隊四百八十人をザイルのゴマなどへ派遣することを決めた。

国連の平和維持活動(PKO)協力法による人道的国際救援活動は初めてだが、今回の派遣は、カンボジアやモザンビークとはまた違った難問を抱えている。自衛隊の活躍を期待しながら無事の任務達成を祈りたい。

困難の第一は、何十万人もの大量難民を対象にした医療、防疫、給水活動が初めての経験である点だろう。赤道直下、カンボジアなどとは比較にならない劣悪な衛生環境の中での作業になる。その苦労は並大抵ではなからう。

第二は自然現象である。あまり知られていないが、ゴマの北約二五キロにある活火山ニラゴンゴ山が噴火寸前だという。噴火すれば、自衛隊が主ベースにするゴマ空港まで溶岩は二時間で達するだろうといわれている。パニックになった何万人もの難民が空港へ殺到する中で、自衛隊は無事に難を避け

られるだろうか。

そして、それ以上に心配なのが現地治安情勢である。ゴマ周辺の難民キャンプには二万八千人もの旧ルワンダ政府軍兵士やフツ族民兵が逃げこみ、自動小銃や手投げ弾で武装して軍事訓練までしている。難民と旧政府軍兵士やザイル住民とのイザコザも絶えず、被害は援助団体職員らにも及んでいると現地報道は伝えている。

そんな治安の悪化を考慮して防衛庁はけん銃、小銃に加え、機関銃二丁の携行を求めたが、結局一丁に削られた。ルワンダ救援活動がカンボジア派遣などとは大きく異なる点は、カンボジアでは作業する自衛隊をフランス外人部隊などが守ってくれたが、今回は自分よりかかる危険は自分で防がねばならないことだ。けん銃や小銃と比べ、機関銃の抑止力は桁違いに大きい。それだけに防衛庁の要望には確たる根拠があったはずである。

国際貢献で自衛隊などを海外へ派遣するとき、政府が考えるべきは一に安全、二に国際協調である。それ以外ない。そもそも現地で活動にあたる側(自衛隊)の意見は最大限尊重されるのが当然だろう。にもかかわらず携行の機関銃を二丁に値切って党内調整を図る政府のこの安全感覚は何としたことか。完全武装の諸外国軍隊が次々引きつけていく治安悪化の地へ出かける自衛隊にも失礼である。このようなシビリアンコントロールでは、今回何ともなくても、いずれ大恥を招くのではないかと危うさを強く感じる。

朝日新聞東京本社
東京都中央区築地5丁目3番2号
電話 03-3545-0131 〒104-11
©朝日新聞東京本社 1994

総理府・防衛庁費用負担もめ

自衛隊活動に支障も

ルワンダ難民の人道救援に派遣される自衛隊が来月初旬から始める予定だった医療活動に遅れの出そうなことが二十日、明らかにされた。活動の必需品である医薬品の購入経費約八千万円を総理府と防衛庁のどちらが負担するかの調整がこじれ、互いに押し合っているためだ。

防衛庁は、新近のサイ
ール・ゴゴの難民キャンプ
に必要の医薬品として、シ
ンボシアで約八千万と言
われた。カンボジアでの
維持活動（KCO）では、
空輸機に燃料費と消耗品
も含め、防衛庁が一括し
て負担した。しかし、今
初めてこの国際的人道救
援に難民に与える医薬品
以外に難民に購入品に加
わった。防衛庁は、こう

民向けの物品は、自衛隊を派遣する「国際平和協力本部」の事務を所管する総理府が負担すべきだと、主張。一方、総理府はカンボジアPKOの前例などから、防衛庁の一括負担を求め、折り合いがつかなくなつた。

関係者によると、購入費は総理府が負担する方向で調整中だが、最終決算は、二十三日の閣議まで持ち越される見通しという。

陸上幕僚監部では、予算問題が解決し次第、買い付けが始められるよう、日本国内や補給拠点のケニア・ナイロビの薬品問題などで、在庫を調査した。中に

は在庫のない薬品もあったが、食糧問題が解決していないため、注文もできないという。
 随時によると、現地の医療活動は、西園二人が派
 遣され、救療物資の届く十月初旬から一歩始める予定だった。
 かし、二十三日以降、買い付けを始めても注文から納入まで時間がかかるた

め、十分の種類がそろわ
ない。本格的な訪問に入る十
月十五日以降も「一面ある
落で」できる範囲内での治
療をすまいと言ふ。

防衛庁の幹部は、「國勢
いか」と語っている。

平和協力本部の調整が十分で、省庁間の横の連絡がうまくいっていない。国際協力をめぐる組織の整備が必要になってくるのではないかと話している。



ルワンダ

24(4)
24(2)
P.8

司令官 国防衛庁長官に注意促す

「ゴマ、危険多い」

24(2)

ゴマ空港に到着し、ザイル兵らと身ぶり手ぶりをまじえて話す自衛隊員 (写真部 後藤徹二)

【キガリ(ルワンダ) 23日】渡辺浩生(玉沢徳一郎)防衛庁長官は二十三日、ルワンダの首都キガリを訪れ、同国で国連平和維持活動(PKO)を展開している国連ルワンダ支援団(UNAMIR)のトゥーシーニヤン司令官(カナダ)と会談した。自衛隊のザイル・ゴマでのルワンダ難民救援活動について、同司令官は「難しい任務だ。デリゲートで危険を伴っている」と注意を呼びかけるとともに、難民帰還が進まない場合、旧ルワンダ政府軍が新政府に反発行動に出る可能性も排除できない」との見方を明らかにした。

この日、ゴマには陸上自衛隊の先遣隊が到着、来月中旬から医療、給水など支援活動を開始するが、いまだに厳しい判断を示された格好だ。トゥーシーニヤン司令官は自衛隊の活動を「危険」とした根拠について、①難民キャンプの中に旧ルワンダ政府軍がいる②難民が困窮している③現地のザイル軍兵士の統制が取れていない④このことを指摘、このた「状況」に判断して活動することが難しい」と語った。

玉沢長官が「今まで外国部隊やNGO(民間援助組織)に負傷者はいない」と聞いている。注意すれば無事任務を終えることができるか」と尋ねると、同司令官は「そのためには、(状況に柔軟に対処し)巧みに振る舞うべきだ」と促した。司令官の発言について防衛庁幹部は「部隊全体が敵対行動を受けるというよりも、個々の隊員が犯罪などに巻き込まれる危険性を指摘したもの」と解釈している。

三日午前(日本時間同日夜後)ザイル東部のゴマに到着した今回の派遣は、国連平和維持活動(PKO)協力法に基づく「人道的国際救援活動」を行う日本にとつて初のケースで、今後の国際貢献のありかたを方向づける重要な任務となる。陸自先遣隊二十人は、チャーターした小型機二機と貨物輸送機一機の三機に分かれ、午前九時から三十分ごとに次々とゴマ空港に到着。仏軍派遣隊の司令部敷地内に入り、小銃五丁、短銃十八丁、食料、車両二台などを運び込んだ。

『任務環境は危険』

ルワンダ難民救援
で国連司令官 玉沢長官に忠告

24(2) P.2

【キガリ23日深田実】治安の悪化が懸念されている自衛隊のルワンダ難民救援活動について、ルワンダの首都キガリに本部を置く国連ルワンダ支援団のトゥーシーニヤン司令官(カナダ軍)は二十三日、「自衛隊の任務(の環境)は危険を伴っている」と語った。

本隊派遣直前、関係各国を訪問中の玉沢防衛庁長官に助言したもので、①ルワンダ前政府軍の難民キャンプ内の存在②困窮下にある難民③ザイル兵士の無規律——を理由に挙げた。

また同日、キガリの国連難民高等弁務官事務所(UHCR)の現地代表は、内戦後に帰国したツチ族ら推定十五万人が逃げた難民の家に入り、これがゴマなどのツチ族難民帰還の大きな妨げとなつて、帰還が大幅に遅れるとの見通しを示した。

トゥーシーニヤン司令官は、ザイル東部国境ゴマの現地情勢を踏まえ「ゴマでの任務は難しい。微妙で危険を伴う」と説明。前政府軍が難民キャンプに交じっていることなどから「状況判断の的確さ」を求めた。これまで難民らを除き、外国軍、非政府組織で負傷者は出ていないが、同司令官は「巧みに振る舞うことだ」と語り、予想できない事態への慎重を忠告した。

情報だけに、自衛隊側はアフリカに経験が乏しいことも加え、一層の緊張を強いられそうだった。

初の人道的救援活動

ゴマ 陸自先遣隊仏軍敷地に

【ゴマ(ザイル) 23日】隊部隊のうち、陸上自衛隊「吉形祐司」ルワンダ難民の先遣隊(先遣隊長・那須誠一等陸佐)二十人が二千人の派遣された自衛

隊部隊のうち、陸上自衛隊「吉形祐司」ルワンダ難民の先遣隊(先遣隊長・那須誠一等陸佐)二十人が二千人の派遣された自衛

ルワンダ難民救援

緊急撤収も想定

治安悪化 防衛庁が計画作成へ

防衛庁は二十四日まで、ルワンダ難民救援のため派遣する自衛隊が不測の事態に遭遇した場合に備えて、部隊の緊急撤収計画を作成する意向を固めた。ルワンダ旧政府軍の軍事訓練の活発化やザイル兵による暴行事件が相次ぐという治安の悪化が背景にあり、先遣隊の報告を受けて具体的な検討に着手する方針だ。【関連記事二面に】

緊急撤収には、ケニアに派遣している航空自衛隊のC-130輸送機三機をフル動員、積み切れない装備品は現地に残し、軍事に使用

される自衛隊部隊は、ゴマ空港内に宿営地を設け、医療、防疫、給水などを行う。現地は米軍、仏軍など各国の軍隊が次々に撤退、ザイル兵の中に野盗化

する者がいるとか、難民の中にルワンダ旧政府軍で武装、再武装の準備をしている場合には、停戦の合意が

る者がいる（山本善防衛事務次官）など治安は悪化している。自衛隊の派遣によって治安情勢がどう変化するかまったくの未知数。このため、最悪の事態を想定した撤収計画が必要との声が防衛庁内に高まっている。活動中止の判断そのものは日本政府が行うため、緊急撤収計画は中止の命令を受け、たのち、部隊を引き揚げる手順を示すことになる。

ゴマ地区では、ニラゴンゴ山の火山活動の活発化も報告されており、噴火した場合、停戦の合意が

る者がいる（山本善防衛事務次官）など治安は悪化している。自衛隊の派遣によって治安情勢がどう変化するかまったくの未知数。このため、最悪の事態を想定した撤収計画が必要との声が防衛庁内に高まっている。活動中止の判断そのものは日本政府が行うため、緊急撤収計画は中止の命令を受け、たのち、部隊を引き揚げる手順を示すことになる。

ゴマ地区では、ニラゴンゴ山の火山活動の活発化も報告されており、噴火した場合、停戦の合意が

る者がいる（山本善防衛事務次官）など治安は悪化している。自衛隊の派遣によって治安情勢がどう変化するかまったくの未知数。このため、最悪の事態を想定した撤収計画が必要との声が防衛庁内に高まっている。活動中止の判断そのものは日本政府が行うため、緊急撤収計画は中止の命令を受け、たのち、部隊を引き揚げる手順を示すことになる。

ゴマ地区では、ニラゴンゴ山の火山活動の活発化も報告されており、噴火した場合、停戦の合意が

る者がいる（山本善防衛事務次官）など治安は悪化している。自衛隊の派遣によって治安情勢がどう変化するかまったくの未知数。このため、最悪の事態を想定した撤収計画が必要との声が防衛庁内に高まっている。活動中止の判断そのものは日本政府が行うため、緊急撤収計画は中止の命令を受け、たのち、部隊を引き揚げる手順を示すことになる。

ゴマ地区では、ニラゴンゴ山の火山活動の活発化も報告されており、噴火した場合、停戦の合意が

る者がいる（山本善防衛事務次官）など治安は悪化している。自衛隊の派遣によって治安情勢がどう変化するかまったくの未知数。このため、最悪の事態を想定した撤収計画が必要との声が防衛庁内に高まっている。活動中止の判断そのものは日本政府が行うため、緊急撤収計画は中止の命令を受け、たのち、部隊を引き揚げる手順を示すことになる。

ゴマ地区では、ニラゴンゴ山の火山活動の活発化も報告されており、噴火した場合、停戦の合意が

る者がいる（山本善防衛事務次官）など治安は悪化している。自衛隊の派遣によって治安情勢がどう変化するかまったくの未知数。このため、最悪の事態を想定した撤収計画が必要との声が防衛庁内に高まっている。活動中止の判断そのものは日本政府が行うため、緊急撤収計画は中止の命令を受け、たのち、部隊を引き揚げる手順を示すことになる。

ゴマ地区では、ニラゴンゴ山の火山活動の活発化も報告されており、噴火した場合、停戦の合意が

る者がいる（山本善防衛事務次官）など治安は悪化している。自衛隊の派遣によって治安情勢がどう変化するかまったくの未知数。このため、最悪の事態を想定した撤収計画が必要との声が防衛庁内に高まっている。活動中止の判断そのものは日本政府が行うため、緊急撤収計画は中止の命令を受け、たのち、部隊を引き揚げる手順を示すことになる。

ゴマ地区では、ニラゴンゴ山の火山活動の活発化も報告されており、噴火した場合、停戦の合意が

24(土) 日経 13

陸自先遣隊ゴマに ルワンダ難民救援 本格化

【ゴマ（ザイル東部）23日共同】ルワンダ難民の人道援助を行く陸上自衛隊の先遣隊（隊長・那須誠一佐）二十人が二十三日午前九時日本時間（午後四時）すぎ、ザイルのゴマ国際空港に到着した。カンボジア、モザンビークでの国連平和維持活動（PKO）とは異なり、自衛隊初の単独派遣の救援活動がいよいよ本格化する。

陸自先遣隊はフランス軍やザイル軍が出迎える中、民間機で相次ぎゴマ入り。空港内のフランス軍駐屯地にキャンプを設営した。二十四日以降進める市内の情報収集では隊員に短銃を携帯させ不測の事態に備える。先遣隊は十月一日以降、三回に分けて到着する本隊の受け入れのため、ゴマ周辺の治安情報（国連難民高等弁務官事務所、国防相の政府）を会談し、

【タイロビ24日共同】玉沢防衛庁長官は二十三日、ルワンダの首都キガリを訪問、ビシムンダ大統領、カガメ副大統領兼国防相の政府）を会談し、

【タイロビ24日共同】玉沢防衛庁長官は二十三日、ルワンダの首都キガリを訪問、ビシムンダ大統領、カガメ副大統領兼国防相の政府）を会談し、

【タイロビ24日共同】玉沢防衛庁長官は二十三日、ルワンダの首都キガリを訪問、ビシムンダ大統領、カガメ副大統領兼国防相の政府）を会談し、

【タイロビ24日共同】玉沢防衛庁長官は二十三日、ルワンダの首都キガリを訪問、ビシムンダ大統領、カガメ副大統領兼国防相の政府）を会談し、

【タイロビ24日共同】玉沢防衛庁長官は二十三日、ルワンダの首都キガリを訪問、ビシムンダ大統領、カガメ副大統領兼国防相の政府）を会談し、

【タイロビ24日共同】玉沢防衛庁長官は二十三日、ルワンダの首都キガリを訪問、ビシムンダ大統領、カガメ副大統領兼国防相の政府）を会談し、

【タイロビ24日共同】玉沢防衛庁長官は二十三日、ルワンダの首都キガリを訪問、ビシムンダ大統領、カガメ副大統領兼国防相の政府）を会談し、

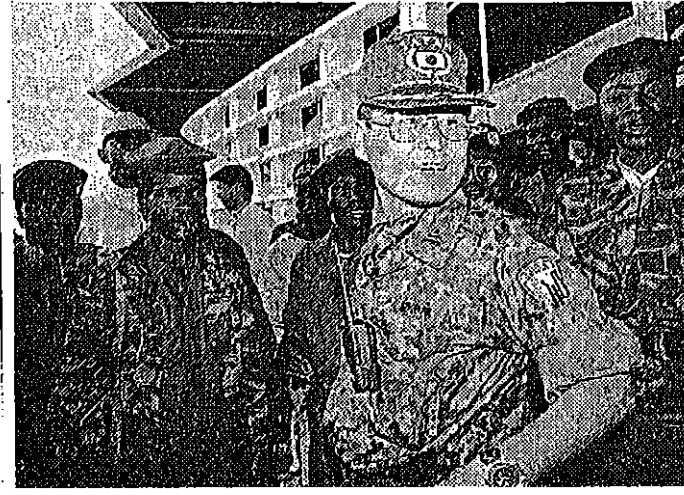
【タイロビ24日共同】玉沢防衛庁長官は二十三日、ルワンダの首都キガリを訪問、ビシムンダ大統領、カガメ副大統領兼国防相の政府）を会談し、

【タイロビ24日共同】玉沢防衛庁長官は二十三日、ルワンダの首都キガリを訪問、ビシムンダ大統領、カガメ副大統領兼国防相の政府）を会談し、

【タイロビ24日共同】玉沢防衛庁長官は二十三日、ルワンダの首都キガリを訪問、ビシムンダ大統領、カガメ副大統領兼国防相の政府）を会談し、

への陸路移動が盛り込まれる可能性もある。今回の派遣はPKO協力法の「人道的な国際救援活動」に基づき、日本政府独自の判断で派遣と撤収を行うもので、国連指揮下のPKOとは異なり、国連の傘から外れた自衛隊海外活動の難しさを示している。

陸自先遣隊
ゴマに到着
【ゴマ（ザイル東部）23日共同】陸上自衛隊の先遣隊（隊長・那須誠一佐）二十人が二十三日午前九時（日本時間午後四時）すぎ、ザイルのゴマ国際空港に到着した。



論点

八月中旬から一か月間、ニューヨークの国連本部の特別任務を受け、ルワンダの現状を見た。フランス軍が撤退した後、増強される国連の平和維持軍との引き継ぎの問題点などを検討し、国連のルワンダでの平和維持活動（PKO）にスムーズな移行を図るためだった。

米軍が固める首都キガリの空港に

政務官



かわばた きよたか
川端 清隆 国連・安保理担当政務官

カナタ軍輸送機で降り立つと、吉ひら空港施設の至る所に弾痕があり、つい最近までの激戦の跡は隠しようもない。PKO本部は市内の「アマホロ（平和の意）」という四階建てホテルに置かれ、「重の鉄条網や土のうに囲まれた中で、昼夜PKO増強の準備に追われていた。

難民など圧倒的な人道問題を前に
国際社会はようやく重い腰をあげ
た。死亡率の低下を見る限り、難民
救済活動には目を見張るものがあ
る。しかし、その一方で、わだかま

りが残る。難民流出の直接の原因となつた内戦で、それに続く市民の大量虐殺の間の国際社会の沈黙の影を、そのミニに見いだすからだ。

ルワンダが世界に突き付けた問題は、単に難民救済にとどまらず、冷戦後の国連を通じた新国際秩序の確立とその在り方に直結する。この小国の惨禍に日本も含め国連加盟国は決

ルワンダPKOと日本

して第三者ではあり得ない。

辛うじて守られてきたルワンダの平和は、さる四月の大統領機墜落を機に崩壊した。わずかに七百万人余の総人口のうち少数派部族ツチを中心として五十万以上の市民が殺され、二百

万以上の難民がサイールなど隣国に逃れた。これほど短期に大量の非戦闘員が組織的に虐殺され、難民の洪水を生み出したことは史上例をみない。ルワンダが今後のジェノサイド（集団虐殺）や難民の深刻さを測る、新たな尺度となるだろう。

ルワンダの危機を国連は監視して

きたわけではない。内戦が本格化した四月に安全保障理事会はPKOの縮小を決断したものの、一転、翌五月には条件付きながらアフリカを中心に五千五百人の増強を決めた。さらに六月には増強するPKO部隊の全面展開が可能になるまで、との条件付きでフランス主導の多国籍軍による国連憲章七章（武力行使容認）下での強制人道介入を認可した。

現在、最大の懸念は、ザイル国境のチャングクなどに集まっている

の不安定化↓RPFの介入↓パニックの誘発↓ザイルへの難民の殺到、といふゴマですすでに起きた事態の繰り返しだ。

新たな百万人の難民に対処する用意は国連にも非政府間機関(NGO)にも到底ない。だから、国連PKOに近い将来、この地域の難民保護をいかに果たすが、ルワンダ情勢安定化の極めて重大なかきとなる。

ゴマ周辺の難民も多くの難民を抱えている。まず、難民キャンプといつても、旧政府軍兵士の多くが混入

の成立を待つ余裕はない。
ルワンダPKOの核心は、七章下のPKOの可否などという觀念上の議論ではない。それは、個々の加盟国がルワンダのような直接の利益とかわりのない地域の紛争解決のために、どう国連を利用し、どれほどの人的、物的犠牲を払う用意があるのか、という重い問いかけだ。

一時、人口が三分の一にまで減ったキガリの街にも住民が帰りはじめ、ある程度平静が戻りつつある。しかも、残虐の数々の痕跡は消しようもない。

ダPKO

と日本

ない。荒れた道端のそこそこ、十をわすかにかぶせただけの塋が輝く。点在する眞新しい盛り土は、国

動向など。この地区は六月からフランス軍の監視下にあり、人道目的との限定付きとはいへ、撤収まで武力を含めたあらゆる手段の行使が認められていた。

しかし、その撤収後、引き続き（P.F.）の報復を恐れる難民の動揺は大きい。サイールに逃れた旧政府の反R.P.F.宣伝も彼らの不安を増幅させている。一触即発状況の中、悪のシナリオも予測される。同地

難民の帰還を阻んでいる反RPFと
ジョア宣伝の排除、ツチ族虐殺を扇動
した人道上の犯罪者の訴追など、然
しい問題が山積している。

ルワンダPRCOの背後に国際社
の迷いがあるのは事実だ。冷戦の終
結は国連を国際安全保障の前面に推
し出し、ソマリア、ルワンダのよう
な、戦意を著しく盛った当事者が繰り広
げる初期の段階の内戦への対応までを
行うようになった。市民の無差別殺
害を目前に、これまでもう一度に停

が今求めるのは単に物質や人道援助にとどまらない。日本がザイルの難民キャンプへ人員派遣を決定したことの国際的な評価は高い。しかも、国際社会がルワンダ国内に送込んだPKO要員に日本人の姿が当然でないことをいぶかる声もずる。国連の主要加盟国としての日本の役割と、その国際社会とのかかわりのありようが、今ほど注目される時はない。

(前・国連ルワンダPKO政務官)

論壇



みずしま あさひろ
水島 朝穂

政府は十三日、「ルワンダ難民救護」の自衛隊派遣「実施計画」を閣議決定した。計画には、「要員の安全確保」のための武器として、機関銃一銃が含まれている。「たった一丁の機関銃」とはいえ、そのもつ意味は決して小さくない。

外し「軽機関銃」を搭載すること、で、「小型武器」の印象を強めよう

「一丁の機関銃」の持つ意味

まず、「軽機関銃」と報道された

が、六二式七・六二式機関銃(重量一〇・七キログラム)は、重軽兼用の自動火器であり、八二式指揮通信車に必要に応じて搭載される。この車両は被輪装甲車であり、カンボジアには、通常装備である二二・七式重機関銃M2(重量三八・一キログラム)を外して送った経緯がある。今回、重機関銃を

としている。が、この車両が車載機

関銃をもつ装甲車として運用可能となった点は見逃せない。PKO協力法では、「国際平和協力隊」の隊員に「小型武器」の保持・使用が認められている(二二・二三条)。しかし、自衛隊の部隊等の場合は、「小型武器」に限定されず、「実施計画」に定める装備である武器」が使用で

きる(六条二項二号ホ②、四項、二四条三項)。「装備である武器」は「小型」である必要はなく、「(国連)事務総長が必要と認める限度」内では、大型武器も可能である。今回の決定は、日本が、武装した装甲車一両を、戦後初めて海外に派遣することを意味する。「一丁の機関銃」は、「装備である武器」の拡大

の第一歩となるおそれがある。

次に、「安全の確保」のために、なぜ機関銃なのか。一般に紛争の火種のある地域に軍隊を派遣すれば、対立する現地勢力の間に無用の緊張感を与える。場合によっては攻撃感情を引き起こすこともある。それに対処する強力な警護部隊が必要となり、さらに重装

合、機関銃の破壊力と制圧能力から

して、隊員個々の判断による武器使用を予定したPKO協力法二四条との整合性が問われてくる。機関銃の場合、命令による使用以外考えられないからである。これはPKO協力法の審議過程で問題となった遠慮の武力行使となる。

九世紀後半のヨーロッパでは、「アフリカの原住民やそれに類する粗相手に使う場合にのみ適切な武器と見なされるようになっていた」(J・Eリス/越智道雄訳「機関銃の社会史」)。現地の人々を「群れ」として制圧することを可能にした機関銃の発達が、植民地主義の歴史と重なることは記憶されている。

根本的な問題は、医療、防疫、給水といった人道援助に、なぜ自衛隊派遣なのかということである。世間では、自衛隊の「自己完結能力」が過大評価されているようである。例えば、衛生隊の野外手術システムが有効なのは、戦場における初期外科手術である。医官のアフリカ風土病への対応能力も疑問である。

すでに現地には日本赤十字や民間団体が入って活動している。武器をもたない団体や個人の活動だからこそ、現地の人々に無用な緊張を与えず、救援に徹することができる。東

京消防庁と政令指定都市のレスキュー隊などで組織されている「国際消防救助隊」(IRTF)、国際緊急援助隊医療チーム(JMTR)、給水技術を持つ民間団体の派遣など、軍事力によらざる方法を追求すべきである。これこそ日本国憲法によさわしい国際協力である。

ところで、冷戦の終結で「敵」を喪失した各国軍隊は「存在証明」に懸命であり、リストラやダウンサイジングは不可避である。自衛隊も例外ではない。危惧(きん)されるのは、日本の外交的発言力を強化するためのカードとして、自衛隊の「国際政治的利用」の傾向が強まっていることである。ルワンダ救援が自衛隊に一而化されたのも、これと関連がある。日本が行う人道援助活動に、「機関銃」はいらないのである。

(広島大学助教授・憲法学Ⅱ投稿)

大 急

(五十嵐官房長官記者会見用想定)

平成 6 年 8 月 22 日
国際平和協力本部事務局

問. ルワンダ難民支援実務調査団の構成・日程等はどうになっているのか。

(答)

1. ルワンダ難民支援実務調査団は、山崎・外務省総合外交政策局審議官を団長とし、外務省より3名、総理府より1名、防衛庁より8名(うち自衛官は7名)の計12名で構成されている。また、以上に加え、在外公館より1名が現地参加する予定である。

2. 調査団は本22日成田を出発し、23日ケニアのナイロビに到着の予定である。その後、28日まで、国連ルワンダ緊急対策室、国連難民高等弁務官事務所等国連関係者との協議を行うほか、現地においてルワンダ難民の救援活動に当たっている米軍、仏軍、主要NGO等との協議や難民キャンプ、現地空港等の調査を通じ、仮に自衛隊部隊が派遣される場合において、その能力に照らしてどのような活動が可能かにつき実務的、技術的な調査を実施する予定である。

なお、調査団の帰国は30日の予定である。

(注) 調査団出発 22日 11:00 英国航空第6便 (山崎団長は20日発、02:20に成田へ到着。22日発は同乗者较少い多。
同 帰国 30日 12:15 英国航空第7便 (予定)

更問. 政府としてはルワンダ難民支援のために自衛隊部隊を派遣することに決定したのか。

(答) 今日の調査団の出発は(自衛隊部隊など)による国際救援活動の一環として行われる予定である。実際に自衛隊部隊を派遣するかどうかについては、今回の調査団の帰国を待って連立与党とも十分に協議の上、決定されるものであり、現時点で政府として自衛隊部隊の派遣を決定したものではない。

対外応答要領

平成6年8月29日

国際平和協力室

注意：外部からの照会に対しては、極力コメントを避け、原課に照会するよう対応の上、その旨直ちに原課に連絡願います。

29日付け毎日新聞夕刊は政府筋がルワンダ難民救済のための物資輸送のためルワンダ国内を通過することは国際平和協力法5原則に違反すると述べた旨報じているが如何

1. 大型輸送機がザイール内のゴマに離着陸出来ないとの報告は一切受けていない。

2. 自衛隊物資の輸送ルートについては現在種々の可能性を検討しておりルワンダ国内を通過することを決定したわけではないので国際平和協力法参加5原則に抵触しているか否かについては現段階では確たることは言えない。

(更に、ルワンダ内の活動は国際平和協力法5原則に反するのではないかと問われた場合)

現在、政府部内でルワンダ内の活動が国際平和協力法5原則に反するかにつき何ら結論を出したわけではないが、我が国はルワンダ新政権を承認したこともあり、ルワンダ内の情勢は安定しつつあると考える。

ルワンダ国内通過だけでも

PKO5原則違反

政府筋

政府筋は二十九日午前、ルワンダ難民救済のための周辺国への自衛隊派遣に関し、物資輸送のためルワンダ国内を通過するだけでも国連平和維持活動

(PKO)協力法の参加五原則に反するとの見解を示した。

今回の自衛隊派遣に関しては、大型輸送機が離着陸できる空港がルワンダのキ

ガリか北隣のウガンダのエンテベにしかないことから、キガリへの着陸も検討すべきだとの声が一部に出ている。防衛庁首脳も「ルワンダに一步も入るなとい

うのでは活動にも支障が出かねない」と、他国部隊や国連機関との連絡活動などに限定したうえで参加五原則の柔軟な運用を求めている。しかし、同筋は「エンテベまで行けばいい。エンテベからはルワンダを通らずに(ザイールまで)陸送すべきだ」と述べ、五原則順守の考えを強調した。

毎月/面

平成6年8月29日(月)7刊

72

対外応答要領

取扱注意

平成 6 年 8 月 30 日 (火曜日)

総政局国連政策課
国際平和協力室
担当 木
ex.) 2347.

件名	ルワンダ難民支援(実務調査団の帰国)
(要旨)	本30日午後(12時15分)、ルワンダ難民支援実務調査団が帰国したが、調査結果如何。

総理秘書官	官房長官秘書官 (23)	副長官秘書官	外政審議室長
大臣秘書官	小和田大使		
事務次官 ○	次官秘書官 ○	外務審議官(務) ○	
官房長 ○	総括審議官 ○	参事官 ○	官 総 長 ○
外務報道官 ○	審 議 官 ○	報 報 長 ○	報 際 長 ○
領事移住部長	領 保 長		
アジア局長		中南米局長	
欧亜局長		近ア局長 ○	近ア局長事務官 ○
国際情報局長	情 析 1 長	情 析 2 長	近ア一長 ○
条約局長	条 約 課 長	国際協定課長	法 規 課 長
総政局長	審 議 官 ○	総 総 長 ○	
総 国 長 ○	総 平 室 長 ○		
首 席 ○	総 務 班 ○	政 務 班 ○	国際平和協力室 ○
国 社 長	参 事 官	国 行 長	難民支援室長 ○
軍 科 審	軍 軍		
国連代表部 ○	在 米 大	寿 府 代 ○	
P K O 本部 (23)	防衛庁政策課 (23)	防衛庁運用課	
その他配布先：			

対外応答要領

平成6年8月29日

国際平和協力室

担当：林 内2347

注意：外部からの照会に対しては、極力コメントを避け、原課に照会するよう対応の上、その旨直ちに原課に連絡願います。

問 30日、ルワンダ難民支援実務調査団が帰国したが、調査団の調査結果如何。

(答)

ルワンダ難民支援調査団の調査結果については、現在報告書を鋭意取りまとめ中であり、まとめ次第、国際平和協力本部長（総理）、副本部長（官房長官）等に対し右報告を行う予定である。調査結果についてのコメントは、現在報告書のとりまとめの段階であるので、差し控えさせて頂きたい。

(更問：報告書の発表はいつ頃になるのか。)

(答)

未定であるが、国際平和協力本部長、副本部長等への報告後、出来るだけ早く発表したいと考えている。

対外応答要領

取扱注意

平成 6 年 8 月 30 日 (火曜日)

総政局国連政策課
国際平和協力室
担当 石田
ex.) 2346

件名	ルワンダ難民支援 (要員派遣)
(要旨)	30日の朝日新聞他で、ザイル内の難民キャンプの治安悪化を理由に、自衛隊が小銃を携帯する方針を決めた旨報している件。

総理秘書官	官房長官秘書官 (23)	副長官秘書官	外政審議室長
大臣秘書官	小和田大使		
事務次官 (○)	次官秘書官 (○)	外務審議官 (務) (○)	
官房長 (○)	総括審議官 (○)	参事官 (○)	官総長 (○)
外務報道官 (○)	審議官 (○)	報報長 (○)	報際長 (○)
領事移住部長	領保長		
アジア局長		中南米局長	
欧亜局長	近ア局参事官 (○)	近ア局長 (○)	近ア一長 (○)
国際情報局長	情析 1 長	情析 2 長	
条約局長	条約課長	国際協定課長	法規課長
総政局長	審議官 (○)	総総長 (○)	難民支援室長 (○)
総国長 (○)	総平室長 (○)		
首席 (○)	総務班 (○)	政務班 (○)	国際平和協力室 (○)
国社長	参事官	国行長	
軍科審	軍軍		
国連代表部 (○)	在米大	寿府代 (○)	
P K O 本部 (23)	防衛庁政策課 (23)	防衛庁運用課	
その他配布先:			

対外応答要領

平成6年8月30日

国際平和協力室

注意：外部からの照会に対しては、極力コメントを避け、原課に照会するよう対応の上、その旨直ちに原課に連絡願います。

問 30日の朝日新聞他は、ザイール内の難民キャンプの治安が悪化していることを理由に自衛隊が小銃を携帯する方針を決めた旨報じているが如何。

(答)

今回のルワンダ難民支援実務調査団（第二次調査団）は、本日（30日）午後帰国することになっており、現地の治安情勢、武器の携行等については同調査団の報告を待って検討することとしたい。

ルワンダ難民の人道援助

自衛隊、小銃携帯へ

主業務は防疫・給水

ルワンダ難民の国際人道援助のため、国連平和維持活動（PKO）協力法に基づき、ザイル・ゴマに派遣が検討されている陸上自衛隊は二十九日までに、護身用の小銃を現地に携帯する方針を固めた。ゴマの難民キャンプでは治安が悪化しているとの第二次政府調査団からの情報などから判断した。今後、現地の非政府組織（NGO）が保護を求めた場合などの武器使用問題が、政府が実施計画をまとめる上で焦点になりそうだ。

第二次調査団からの連絡によると、ゴマ市の空港が物資輸送に使用でき、同市にキャンプ設置が可能などことが分かった。赤痢や呼吸器疾患が流行しており、来月まとめる政府の実施計画には、陸上自衛隊が同市近辺に拠点を設け、治療や防疫、給水などの支援をする

緊急時での対応問題に

〈解説〉陸上自衛隊が、ルワンダ難民の人道援助に、小銃を携帯する方針を固めたことは、国連平和維持活動（PKO）協力法に基づく「紛争当事者間の停戦合意」などいわゆるPKO派遣五原則を、どう現実

に適用するかをめぐる、改めて論議を呼びそらだ。

除かれてはならず、銃声も聞かれるという。このため、陸上幕僚監部は、派遣隊員の二人に一人の割合で小銃を持たせることを検討。派遣隊員の中から警備班も結成し、基地警備を担当させる方針を固めた。来月二日、防衛庁長官から公式の準備指令を受け

PKO協力法は、紛争地域の平和維持などを旨とするPKOと、一人道的な国際援助活動の二種類の活動を定めている。人道援助の初めケースとなるルワンダ難民支援にも、「停戦合意」「中立性」など、この五原則は当然適用される。しかし、政府が停戦合意を根拠に、「安全」を保証したカンボジアPKOでは、一九九三年、政府の文民警察官が死亡。国連

ボランテニアの日本人選挙監視委員も射殺された。その後、カンボジア総選挙の際には「情報収集」という名目で自衛隊が武器を携帯して現地を巡回するなどの緊急時にどう対処するかが問題になった。ゴマでも、治安悪化が伝えられる中、日本や外国のボランテニアが危険にさらされた場合、自衛隊がどう行動するか、明確な規範はない。

た後、正式に決定する。しかし、人道援助に自衛隊を派遣する根拠とされる国連平和維持活動協力法では、憲法が禁ずる武力行使に踏み込む疑いがあるとして、武器使用を隊員個人が課された場合の正当防衛などに限っている。陸幕幹部は「日本や海外のNGOが襲撃され、自衛隊に保護を求めた場合など、判断を個々の隊員にまかせるのは負担が重すぎる。政府がそうした場合の方針も示してほしい」と話す。

また、難民キャンプでは、各国が独自に人道援助の部隊を展開。国連が指揮権を握る司令部はなく、主力の米軍、仏軍は独自判断でゴマから大部分が撤退している。難民の中で騒乱が起きた場合など、自衛隊が単独で対処方針の決定を迫られる可能性が高いと見られる。カンボジアPKOでは、九〇自動式けん銃と、八九式小銃、六四式小銃の武器が携帯された。

朝日新聞

平成6年8月30日(火)朝刊

ルワンダPKO

「治安情勢が悪化」

調査団 報告へ 政府筋「安全性に不安」

ルワンダ難民支援の自衛隊派遣のため現地入りした第二次政府調査団が三十日午後、帰国するが、活動拠点となるザイル・ゴマの難民キャンプについて「治安情勢に問題がある」という内容が近く提出される報告書に盛り込まれることが二十九日、分かった。複数の政府筋が明らかにしたもので、難民帰還阻止を狙った旧政府軍の武装兵らによる襲撃事件が相次ぎ治安が悪化。さらに、ゴマ駐留の米、仏両軍が九月中旬に完全撤退し現地の外国部隊は自衛隊だけとなることも判明。隊員や援助関係者の安全確保上の問題から、派遣正式決定までには曲折がありそうだ。

調査団から入った連絡などによると、ゴマの難民キャンプには、多数派のフツ族を中心とした七、八万人の難民のうち数万人の旧政府軍兵士や民兵が含まれ、武装解除もされず「軍

事組織を維持している」(政府筋)という。国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)が進める難民の本国帰還阻止を叫び、難民の殺害や援助関係者の脅迫などが起き、帰還作業も事実上停止状態という。

そんな中、ゴマで給水活動を行ってきた米軍が、ルワンダ本国で展開中の国連ルワンダ監視団(UNAMIR)に本格的活動に移すため九月初旬に撤退。空港管理を行っているフランス軍数百人も同月下旬に撤退する予定で、「現地の軍事的バランスが崩れ、旧政府軍の活動が活発化する可能性もある」(同筋)という。

現在、政府では九月十三日に自衛隊派遣を閣議決定し、同月末にも約三百人の部隊を派遣し医療、給水支援を行う方向で検討中。

しかし、政府筋によると、そのうち隊員や施設の護衛専従に投入できる警備隊員は十数人程度で、火器

も小銃のみ。「フランス軍は警備兵に約百人を割き、機関銃や迫撃砲まで装備していた。それに比べ自衛隊の警備体制は手薄で、抑止力の面からも不安が残る」(同筋)という。

また、国連平和維持活動(PKO)協力法では「隊員の生命、身体を守るためやむを得ない場合にのみ、武器が使用できる」と規定されているが、現地で活動中のUNHCRやNGO(民間援助組織)関係者から護衛支援や旧政府軍に襲撃された際の救出を要請される不測の事態も考えられる。

こうした状況から政府筋では「報告書の内容を受け、隊員の安全確保を重点に検討する必要がある」としている。

産経新聞

平成6年8月30日(火) 朝刊

午後8時以降受付往電案

注意投取

(vvvvv)

※総第089855号001公館宛 GM6603-02

平成 6 年 9 月 30 日
※ 平成 6 年 9 月 30 日 時 分 秒 受付

電 信 案

FAX

電信課長

大 臣

政 務 次 官

秘 書 官

外 務 次 官

審 議 官

外 務 省

審 議 官

官 房 長

主管
総合外交政策局長
審議官
総務課長
国連政策課長
国際平和協力室長

※発電係 1  2 

起案
平成 6 年 9 月 2 日

起案者 電話番号
石田 2346

協議先

首席事務官

（注意） 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います

在 アルゼンチン

大 使 事
総領事 であて

外務大臣 発

件 名

事務連絡 (VVVVVV)

至急優先処理

主管・文書記号

※電番

大至急 普通 至急 優先処理

パターン・コード

電氣

轉送 在
轉報

※転電番号

大使・総領事あて

大至急 至急
普通 (優先処理)

(八〇字)

✱

08985551 優先 ARUZENIIN

下電

GB-1

外 務 省

回覽番号

号 1265

(昭和六三・六・三十改正)

GM: 6603

2

伊神公使へ

角総平長より

9月1日、参・決算委員会（総理府関連）において、^{いづ}正敏議員（護憲）より官房長官に対し、ルワンダ難民支援のための自衛隊派遣に関する質問がなされたところ、右答弁及び対政府委員（鈴木総理府国際平和協力本部事務局長）用想定問答を別FAX信にて送付致します（実際のやりとりも同答弁に沿って行われました）。ついては、同行記者当から同旨の質問がなされることも考えられるところ、右FAX信を貴地滞在中の山本大臣秘書官及び柳井総政局長に手交願います。

（了）

）

）

）

）

GM: 6604

午後8時以降受付往電案

FAX 信

※総第089856号001公館宛 GM6604-14

平成6年9月3日 秒受付

取扱注意

(VVVVV)

FAX

電 信 案

電信課長

大臣 秘書官

政務次官
事務次官

外務審議官

外務審議官

官房長

主管

総合外交政策局長

審議官

総務課長

国連政策課長

国際平和協力室長

首席事務官

※発電係

1

2

起案

平成6年9月2日

起案者

電話番号

石田

2346

協議先

在

アルゼンチン

大使
総領事

あて

外務大臣 発

件名

事務連絡 (VVVVV)

主管・文書記号

※電番

総平

FAX 信

大至急

至急

普通

(優先処理)

パターン・コード

転電

※転電番号

転送 在

転報

大使・総領事あて

大至急

至急

普通 (優先処理)

(八〇字)

往電総平第001号 別FAX信

※

08985664

優先

ARUZENTIN

F 信

GB-1

外務省

回覧番号

1265

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(※印欄内は電信課記入)

(昭和六三・六・三十改正)

(対官房長官)

GM: 6604

9月1日(水) 参・決算委

既 正敏君(護憲)

(問1) 国際平和協力本部の副本部長たる官房長官は、ルワンダ難民情勢をどのように把握しているか。

(答) ルワンダ難民情勢については、一時の危機的状況は脱したものの、依然悲惨な状況が続いており、人道支援のニーズは高い旨、昨日、政府の調査団より報告を受けたところである。

いずれにせよ、政府としては、現地でのニーズや状況、また、4日に出発予定の連立与党の議員調査団の調査結果をも踏まえて、ルワンダ難民に対する人的支援について最終的な対応を決定することとなる。

3 ~~4~~

GM: 6604

(更問 ルワンダ難民キャンプの治安状況につき問われた場合)

(答) ルワンダ難民キャンプのあるザイール東部の治安状況は、調査団の報告を受けた限りでは、悪化しつつあるのではないかとの印象を受けた。

)

)

)

)

(対官房長官)

GM: 6604

9月1日(水) 参・決算委

参 正敏君(護憲)

(問2) 我が国がルワンダ難民に対する人道的支援を行うためになぜ、自衛隊でなければならないのか。

(答) 政府としては、まだ、ルワンダ難民支援のために自衛隊を派遣することを決定したわけではない。

しかしながら、累次の調査団の報告を受けるにつけ、ルワンダ難民に対する人道的支援を行い得るのは、より高い自己完結性をもった自衛隊をおいて他にはないとの意を強くしているところである。

5

GM: 6604

9月1日 参院決算委 政府委員用想定 (敬 正敏議員 (護憲))

問1 第1次政府調査団の報告は、ルワンダ難民の救援に当たっている我が国NGOに対する支援の拡充や我が国要員の派遣等の協力の必要性につき提言しているが、その後の政府の対応如何。

問2 第2次政府調査団の報告を受け、政府は自衛隊を派遣するのか。その場合、武器を携行するのか。

問3 第2次政府調査団の報告では、ゴマ、ブカブの難民キャンプにおいては、旧政府軍が暴力行為や軍事訓練を行い、ゴマ市内では銃撃が行われる等治安状況が悪化しつつあるとのことであるが、事実関係如何。

(更問) そのような土地を移動する危険はないか

問4 ザイール東部のルワンダ難民キャンプにおいては治安状況が悪化しているが、そのようなところに我が国の要員を派遣するのは問題ではないか。5原則に違反しないのか。

問5 各国の軍が現地から撤収していく理由如何。

(更問) このような状況の下では、自衛隊は派遣すべきではないのではないか。

問6 停戦合意が成立していないルワンダ国内に自衛隊を派遣することを考えているのか。

(想定)

GM:6604

(対政府委員)

9月1日(木) 参院・決算委

イトウ正敏議員(護憲)

(問1) 第1次政府調査団の報告は、ルワンダ難民の救援に当たっている我が国内外のNGOに対する支援の拡充や我が国要員の派遣等の協力の必要性につき提言しているが、その後の政府の対応如何。

(答)

我が国は、これまでにルワンダ難民支援活動に携わる内外のNGOに対する財政支援として総額約8,840万円を供与したほか、情報提供、現地大使館による便宜供与、募金活動に対する側面支援等種々の支援を行ってきている。

我が国要員の派遣については、第2次調査団の報告をも踏まえ、現在自衛隊部隊の派遣を政府部内で検討しているところ。

GM: 6604

(想定)

(対政府委員)

9月1日(木) 参・決算委

齋 正敏君(護憲)

(問2) 第2次政府調査団の報告を受け、政府は自衛隊を派遣するのか。その場合、武器を携行するのか。

(答)

1. 自衛隊の部隊を派遣するかどうかについては、今回の第2次政府調査団の報告をもとに更に具体的な検討を行うこととしているが、来る9月4日に出発予定の連立与党の議員調査団の調査結果をも踏まえて最終的に決定されることになる。
2. 武器の携行については、今回の調査団の報告は、現地の治安情勢に鑑み、必要に応じて護身用の武器を携行すべきであるとしているが、実際に携行させるか否かについては、現地の情勢の推移も見極めつつ、国際平和協力法の関係規定を踏まえ、判断することとしたい。

(参考)

国際平和協力隊員の携行する武器の範囲に関する過去の答弁例
⇒別添

GM: 6604

協力隊員の携行する武器の範囲と民間人の参加の道

3 . 9 . 24 . 参 本 会 議 疫 部 一 郎 言 (公)
(P . 10 ~ 11)

○ 渡部 一郎 氏

質問の第六は、協力隊員の携行する武器の範囲についてであります。

法案では、国連事務総長が認める武器を携行するとしておりますが、その範囲はどこまでか、明らかにしていただきたいのであります。政府案を見ると、平和維持隊と軍事監視団については、原則として自衛隊員以外の参加を除外しているよりも見えますが、民間人、ボランティアの方々の参加の道をもしう拡大すべきであると考えるのであります。政府の所見を伺いたいのであります。

○ 内閣府 大臣 (海軍 渡部)

また、武器の範囲についてお述べになりましたが、協力隊員に従軍する場合の装備については、武器を含めて、閣議で決定する実施計画において具体的に定めることになっております。この場合、武力による威嚇または武力の行使に当たるものであってはならないことや、国連平和維持活動等の趣旨に照らして、法案の協力業務に関する条項の実施に必要な範囲内で定められることとされております。また、いわゆる個人参加の協力隊員の携行する武器は、小型武器の中から選択されます。自衛隊の部隊等の参加の場合には、従来の通常の例ではけん銃、小銃、機関銃及び装甲車であり、通常はとんどの場合、これらで我が国も十分役割を果たし得るものと考えております。

平和維持隊と軍事監視団については、原則として自衛隊員以外の人の参加を排除しているが、民間人、ボランティアの参加の道を考えていないのかというお尋ねでございます。

このことにつきましては、国連からの依頼がある場合、参加者はこの二つの平和維持隊と軍事監視団については軍人であることを条件としており、我が国においては、かかる条件を満たす者は

自衛隊員以外にないのであります。これらの業務以外の業務については、自衛隊員以外の方の参加が可能となっております。また、政府としては、広く各界の国民の皆さんに参加をしていただけることを強く期待をしております。

(想定)

GM: 6604

(対政府委員)

9月1日(木) 参・決算委

正敏君(護憲)

(問3) 第2次政府調査団の報告では、ゴマ、ブカブの難民キャンプにおいては、旧政府軍が暴力行為や軍事訓練を行い、ゴマ市内では銃撃が行われる等治安状況が悪化しつつあるとのことであるが、事案関係如何。

(答)

1. ザイール国内のゴマ、ブカブ周辺のルワンダ難民キャンプにおいては、それぞれ難民数は約80万人にものぼる中で、最近キャンプ内の一部で旧政府軍関係者による暴力行為や軍事訓練が散見されるという情報があるが、これらは、ルワンダ旧政府軍の一部残党や難民の一部が散発的に行っているものであり、統一された指揮命令系統の下に、組織的に活動しているものとの証拠はない。

2. また、ゴマ市内での銃撃事件については、現地の一部ザイール兵が主に給与の遅配に対する不満から、空砲による夜間の発砲、地元住民や難民からの所持品の奪取を行っているとのことである。

[更問 そのような土地で活動するのは危険ではないか。]

(答)

各国より派遣されている要員、NGOはゴマ、ブカブの難民キャンプにおいて活動を継続しており、治安の悪化を理由に撤退したとの情報は得ていない。

GM: 6604

(想定)

(対政府委員)

9月1日(木) 参・決算委

正 敏君(護憲)

(問4) ザイール東部のルワンダ難民キャンプにおいては治安状況が悪化しているが、そのようなところに我が国の要員を派遣するのは問題ではないか。5原則に違反しないのか。

(答)

国際平和協力法の基本原則に関しては、今後政府の調整を終えた上、最終的に判断を下したい。

尚、今回の調査団の報告では、最近ザイール国内の治安の状況が悪化しつつあるとのことであり、こうした点も十分踏まえ、要員の安全には万全を期したいと考えている。

(想定)

(対政府委員)

GM: 6604

9月1日(木) 参・決算委

正敏君(護憲)

(問5) 各国の軍が現地から撤収している理由如何。

(答)

各国の軍が撤収している理由の詳細については、現在調査中であるが、今回の実務調査団の報告によれば、仏軍及びイスラエル軍については、今後財政上の理由等により、撤収を始めているとのことである。

[更問 このような状況の下では、自衛隊部隊は派遣すべきではないのではないか。]

(答)

今回の実務調査団の報告によれば、現地の難民は悲惨な状況にあり、依然各国からの自己完結性を有する組織による人的支援の必要性は大きく、この状況は当分続くとのことであり、自衛隊部隊を派遣することを決定しても何ら問題はない。

各国軍によるルワンダ難民支援活動

GM: 6604

H. 6. 9. 1現在

国名	活 動 内 容
米国	1700名の軍人を派遣（独国内の本件活動従事者を含む）。 キガリで空港運営、軍輸送機を提供。（200人） エンテベ（ウガンダ）で空港機能を支援。（800～900人） ハラーレ、ナイロビ、モンバサで空輸、ロジ支援活動を実施。 <u>ゴマからは25日撤退。</u> <u>9月末までに情報・連絡要員の一部を除き撤退する予定。</u>
英国	600名規模の部隊を派遣。 軍輸送機を提供。
仏	500名がザイール国内でロジ支援及び医療支援活動を実施。 <u>9月末までに撤退の予定。</u>
伊	陸軍警護官6名、軍医6名、下士官3名と4機の空軍機で緊急医療輸送を実施。軍輸送機を提供。
加	200名の医療部隊を派遣。 軍輸送機を提供。
豪	300名の医療部隊を派遣。 空軍輸送機で浄水器等を輸送。
イスラエル	100名の軍医療チームを派遣。<u>9月上旬撤退予定。</u>
その他	ニュージーランド、独、ベルギーが軍輸送機を提供。

(想定)

GM: 6604

(対政府委員)

9月1日(木) 参・決算委

齋 正敏君(護憲)

(問6) 停戦合意が成立していないルワンダ国内に自衛隊を派遣することを考えているのか。

(答)

1. ルワンダ難民支援のために自衛隊部隊が派遣される場合には、その活動地域はルワンダ国内ではなく、ゴマ(ザイール東部)が中心となるものと考えている。
2. 他方、ルワンダ国内については、今回の調査団の報告において、主要各国が支援物資の輸送のために同国内に拠点を移そうとしており、我が国としても、輸送業務等の一環としてキガリ空港の使用及びルワンダ国内通過の可能性につき検討すべき旨指摘されているところであり、政府としても、今後のルワンダ国内の状況を見極めつつ、対応を考えていくこととなる。

(参考) 本件に関する今回の調査団の報告

「ルワンダに関しては、先月の新政府樹立以降国内で特段の武力衝突が発生したとの情報はなく、今次調査を行った際にもルワンダ国内は平穏化しているとの見方が各方面の関係者間で支配的となっていた。主要各国が支援物資の輸送のためにキガリ空港等に拠点を移そうとしていることにも鑑み、今後のルワンダ国内の状況を見つつ、輸送業務等の一環としてキガリ空港の使用及びルワンダ国内通過についても、その可能性を引き続き検討すべきであると考え。」

(法制局説明用)

(問) ザイールのルワンダ難民キャンプでは治安が著しく悪化しているようであり、軍事訓練を行っている等の情報もある。近い将来、紛争が再発するのではないか。

(答)

1. ザイール国内のルワンダ難民キャンプ等においては、最近、一部で治安情勢が悪化しつつあるが、かかる事件は、ルワンダ旧政府軍の残党や難民の一部が散発的に事件を起こしているものであって、統一された指揮命令系統の下に組織的に軍事的活動を行っているものではない。

2. また、ルワンダ旧政府軍兵士については、その一部が難民キャンプにおいてごく初歩的な軍事訓練を行っているとの情報があるが、*※ 確認し得ず*

① 旧政府軍兵士には必要最小限度の食糧や水が供給されているのみであり、軍事面で資金や武器を支援するものもないこと、

② 旧政府軍は、先般のRPFとの戦闘で壊滅的打撃を受けたため、組織としてまとまっていないこと、

③ 旧政府軍の主たる指導者は、その敗北後国外に逃亡したことから、カリスマ性のあるリーダーが全くいないこと、

④ ザイール政府は、ルワンダ側の要求に対し、(イ)新政府に反対する勢力のザイール国内での政治・軍事活動の禁止、及び(ロ)旧政府軍兵士の武装解除と難民キャンプからの排除のための措置を取ることを確認したこと、

から、何人かが集まってごく初歩的な戦闘練習を行っている程度のものであり、紛争開始に直接結びつくような大がかりな訓練を組織的に行っているとは考えられない。

3. 更に、別紙のとおり、在外公館からの情報等によれば、ルワンダ旧政府軍兵士により武力紛争が再発する可能性はしばらくないと考えられる。

Uganda 中絶 2011 (別紙)
Kigali → 1992
Yugoslavia (1992)

在ザイール・ルワンダ旧政府軍兵士による武力紛争再発の可能性について

平成6年9月2日

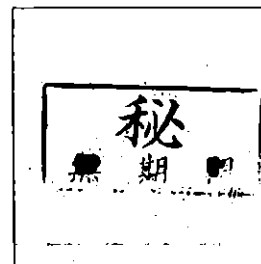
アフリカ第一課

本件につき、在ザイールのゴマ、ブカブ周辺のルワンダ難民キャンプにいるルワンダ旧政府軍兵士とルワンダ新政府軍との間で、今後、紛争が再発する可能性があるのではないかとの見方もあるが、外務省としては在外公館等からの情報により、その可能性はルワンダ領内あるいはザイール領内を問わず、しばらくないと考えている。

その根拠たる情報を例示すれば以下のとおり。

1. 8月28日付在ケニア大よりの情報によると、カーン・ルワンダ問題担当国連事務総長特別代表は、旧政府軍兵士が武力紛争を再開する可能性は、(1)旧政府軍兵士が組織としてまとまっておらず、(2)カリスマのあるリーダーがおらず、(3)彼らを支援する外国がない等の理由により、少ないと考えている。
2. 8月31日付在仏大よりの情報によると、仏軍統合参謀本部は、今後6ヶ月といったレンジでは、資金面の問題等により、旧政府側は報復を開始する状態ではなく、戦闘状態の再開の可能性は無いと判断している。
3. 8月31日付在米大よりの情報によると、米は、旧政府軍兵士が、ルワンダへの反攻を行う能力をつけるまで相当の期間を要すると判断している(この1～2ヶ月の問題ではない)。
4. 8月31日付在加大よりの情報によると、加国防省は、旧政府軍兵士は、リーダーシップの欠如等により、ルワンダ国内への反攻をなし得る十分な能力は有しておらず、現在のところ、内戦の勃発といった事態までは至らないと考えている。
5. 8月31日付在自大よりの情報によると、白国防省及び軍参謀本部は、旧政府軍兵士のうち多くが病弱な者と見ており、現時点で戦闘部隊として編成できるのは少数であると考えている。
6. なお、各国より派遣されている要員、NGO等はザイール内において活動を継続しており、一部撤収した要員等についても、それが旧政府側により武力紛争が再発する可能性が高いためであるとの情報はない。

○ 防衛庁 鶴田 氏
○ 総理府 岩井 氏



決 裁 書

大 臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主 管 総合外交政策局長 審 議 官 総務課長 国連政策課長 国際平和協力室長 首席事務官	保 存 期 間			
		1 類 (永久)	2 類 (10年)	3 類 (5年)	4 類 (1年)
		起案 平成 6 年 9 月 8 日			
		決裁 平成 6 年 9 月 日			
		起案者		電話番号	
		松本		2346	
協 議 先					
2 難民支援室長 3 国際緊急援助室長 報道課長					
下記の件に関し、決裁を求めます。(関係文書別添)					
件 名 ルワンダ 難民支援 (テレビ朝日「ニュース・ステーション」インタビュー発言案)					
GA-1 (昭和63. 4. 1改正)		外 務 省		回覧番号	

今般、テレビ朝日「ニュース・ステーション」より、角国際平和協力室長に対し、ルワンダ難民支援に関し、国際平和協力法に基づく民間人の派遣の可能性につきテレビ・インタビューを行いたい（14日午後3時収録を予定）旨申し入れてきたところ、これに応ずることとし、その際の当方の応答振りを以下の通りとする。

（急遽な難民被害発生）

1. 国際平和協力法による人的貢献については、自衛隊の派遣、民間人の派遣等いろいろな可能性がある。今回のルワンダ難民支援に関しては、難民の規模が200万人を越えるという大規模な災害であること、また、現地の治安状況も不安定であることに對し、我が国がどのように効果的に対処出来るかについても考える必要がある。このような状況に最も効果的に対応するためには、いろいろな考えの中から、自衛隊を派遣する必要があるとの判断を行った。

実際に各国ともに現地に軍を派遣するか、スウェーデンのように災害派遣を専門的に行う救難庁（RESCUE SERVICES BOARD）の専門家集団が派遣されている。また、各国のNGOにしても極めて大規模な活動能力を有する自己完結性の高い団体（国境なき医師団、CARE、OXFAM等）が難民支援にあたっている。

（中心となる）

2. 他方、国際平和協力法は民間人を平和協力隊員として派遣することについても可能となっている。これまでその例はないが、比較的難民の数が少なく、治安を始めとして情勢が比較的落ち着いている場合には、民間ボランティアを国際平和協力隊員として派遣することにつき検討したい。

一般論として

甲では

必要にたいし
しつこく
いせきと
(丁)

9A9B(金) 官房長官記者会見用

問 岩垂調査団が総理に対し、派遣期間を8か月程度とするなどの中間報告を行ったと聴くが、これを受けて、政府としてどのような方針で臨むのか。

(答)

- 1 現地入りしている岩垂調査団からは、帰国後政府・与党に正式に報告がなされるものと聴いており、その結果をも踏まえて、ルワンダ難民に対する人的支援について最終的な対応を決定することとしている。
- 2 したがって、調査団からの正式な報告を受けていない現段階では、具体的なコメントは差し控えたい。

更に「派遣期間を8か月程度とする報告を受けての対処方針いかん。」と問われた場合。

(答) そのような話は聴いていない。

7 6 . 9 . 9 (金) 朝日 3 版

ルワンダ難民救援 与党調査団が中間報告

8 期 間 携行武器、結論避ける

ルワンダ難民救援のための
の国連平和維持活動(PK
O)協力法に基づき自衛隊
派遣問題を結めるためル
ワンダや周辺国のサイー
ルなど訪れている自民、
社会、さきがけの与党三
党の調査団(団長・岩垂寿
喜男与党防衛調整会議座
長)は八日、「自衛隊派遣
はすみやかに実施すべき
だ」とする中間報告を村山
富市首相に現地から送っ
た。自衛隊派遣の最終決定
を同調査団の結論待ちにし

ていた政府は、これを受
け、計画通り今月中旬の先
遣隊派遣に向けて本格準備
に入る。

(7面に中間報告要旨)

報告は自衛隊派遣期間に
ついてこれまで検討されて
いた六カ月より長い「八カ
月程度」としたが、自衛隊
員の携行武器の種類など安
全確保策は、「サイール政
府現地当局等と十分に協
議・連携すること」を前提
に、治安状況を十分把握し
て政府の責任で決定すべき

だ」と明確な結論を避け
た。

中間報告は同日、フアク
スで首相らに報告された。

調査団は十一日に帰国、そ
の後の追加調査結果も含
め、首相に直接、最終報告
を行う。

中間報告はサイールの現
地自治体、国連難民高等弁
務官事務所(UNHCR)

から日本の参加への期待が
強いこと、さらにすでに政
府調査団により自衛隊に期
待される具体的活動が特定

されるなど準備が進んでい
ることなどを理由に早急な
派遣が必要と明言してい
る。さらに難民の事態が治
まる時期などが「現時点で
は不透明だ」として、さし
あたり八カ月との活動期間
を提案。その後は推移をみ
て再検討すべきだとしてい
る。

活動地域はサイールのゴ
マ地域を中心とし、活動分
野は医療、給水、防疫、輸
送の四分野とするなど、全
体として二次にわたる政府
調査団の報告を追認した内
容だ。

治安状況については「難
民キャンプは全般的に落ち
着きを取り戻しつつある」
との基本判断を示した。し
かし、難民の中に武器を持
った旧政府軍・民兵がいる
とされるところから「キャン
プ内外での医療活動の際は
それなりの安全確保態勢を
十分に考える必要がある」
と指摘。フランス軍が医療
チームの送迎を警護してい
ること、医療地区で軍の車
によるパトロールを実施し
ていることなどを参考に挙
げた。

(官房長官記者会見(9月13日)用応答要領)

問 自民党・社会党・さきがけによる「外相国連演説に盛り込むべき内容の合意メモ」にある「武力行使を目的とする軍事行動」の範囲は、国際平和協力法のうち凍結されている部分(いわゆるPKF)と重複していないのか。

(答)

国際平和協力法において、現在、部隊による実施が凍結されている業務を行うことは、憲法で禁止されている「武力の行使」には当たらない。

(更に、それでは何故業務の実施が凍結されているのか、憲法上問題があるからではないか、と問われた場合)

業務の一部につき部隊による実施が凍結されたのは、憲法上問題があるからではなく、同業務を実施するためには内外の理解を更に得る努力が必要であるとの立法当時の政治的理由によるものである。

(更に、自民党・社会党・さきがけによる「外相国連演説に盛り込むべき内容の合意メモ」により、いわゆるPKFの凍結解除が合意されたと考えてよいのか、と問われた場合)

凍結解除は、常任理事国入りの問題とは別問題であり、現段階では国際平和協力法による協力の実績を積み重ねていくことが肝要であると考えてる。

三党合意メモ

自由民主党・日本社会党・新党さきがけ3党外務調整会議

「外相国連演説に盛り込むべき内容の合意メモ」

(平成6年9月9日)

- (1) 地球環境・資源・人口・貧困・難民・人権・麻薬・エイズなどの地球
的課題や、冷戦後の国際情勢に的確に対処することを国連の中心的な
使命とするため、日本がイニシアティブを発揮して抜本的な国連改革
を行なう。また、その主旨に沿った国連憲章の改正を行なう。
- (2) 核廃絶、非核3原則、武器輸出禁止3原則を持つ国として、核・通
常兵器軍縮、軍備管理に努力する。
- (3) 日本国憲法の理念に基づいて、武力行使を目的とする軍事行動に参加
できないことを明確にする。
- (4) 以上の認識の下に、我が国の常任理事国入りについては、国民のコン
センサスを得、多くの国々の賛同を得た上で、安保理において積極的
に責任を果たしたいと考える。

共A3X086政治42S③完①

◎PKF軍事行動に当たらず

平和執行部隊は不参加

社会党が内部文書

【編注】朝刊メモ(38)の(イ)

「本記」、独自ダネ(55行)

社会党が十二日までに、国連平和維持活動(PKO)協力法で凍結されている平和維持軍(PKF)として、本作業は「武力行使を目的とする軍事行動に当たらない」と容認する内部文書をまとめたことが明らかになった。

この文書は、自民、社会、新党さきがけの連立三党が日本の国連安保理常任理事国入りに向け「軍事行動不参加」を条件にしたことを受け、社会党として「軍事分野」の具体的な範囲を規定している。

それによると、PKFを容認したほか、ガリ国連事務総長が提唱した従来のPKOの枠を超える「平和執行部隊」には「参加できない」と明記。国連憲章に基づく「国連軍」については「憲法上の問題がある」と否定的な見解を示した。

(続) ④ (22) 94.9.12 19.50

共A3X087政治42S③完②
◎PKF

この文書は、三党で合意した四項目メモのうち、「日本国憲法の理念に基づいて、武力行使を目的とする軍事行動に参加できない」とする部分について、補足する形で具体例に言及したもの。

常任理事国入り問題に関しては、河野外相が今月下旬の国連総会における演説で、日本政府の対応をどのように表明するか、政府与党間で調整が進められている。

九日の三党合意が外相演説の軸になる見通しだが、政府部内には「非軍事は理解される内容が人によつて違う」（斉藤外務事務次官）、「憲法の許容範囲、というだけではなく、具体的に示すことが必要だ」（政府首脳）の指摘もあり、社会党の対応が焦点となつていた。

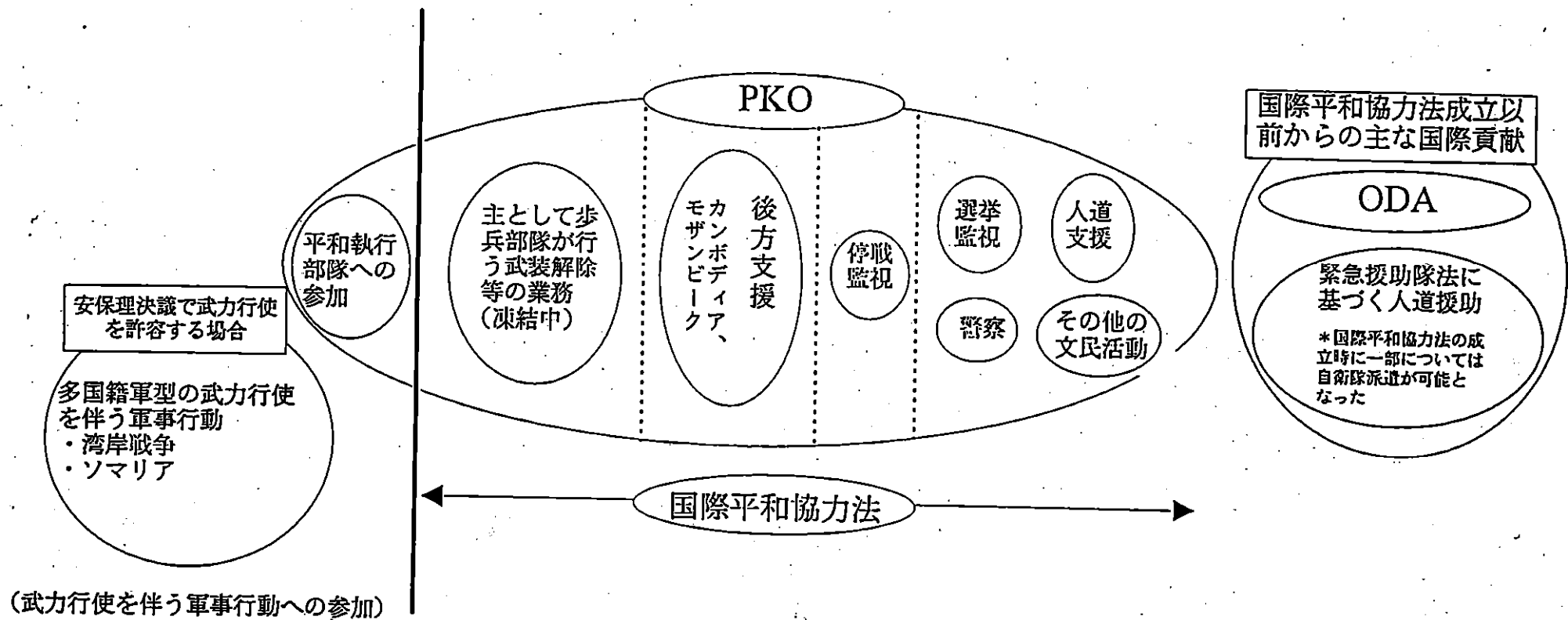
(続) ④ (20) 94 9 12 19 50

共A3X088政治42S③完③
◎PKF

文書は、このほか第一項で、与党合意の「武力行使を目的とする軍事行動」は「その任務・目的が武力行使を伴うもの」との従来の政府答弁と「同一のもの」と規定した。

これは、単なる「武力行使を目的とする軍事行動」では広義な解釈を許し、自衛隊の海外派遣を拡大しかねないことを懸念したものとみられる。

(了) ④ (11) 94 9 12 19 51



吉田 昭 郎

取扱注意

五十嵐内閣官房長官記者会見記録

報道室

○ 日 時 : 平成6年 9月 12 (月) 16:13~16:18

○ 場 所 : 官邸 記者会見室

○ 概 要 :

I 官房長官から

何か、ございましたら。

II 質 疑

Q 常任理事国で、与党が先日、武力行使を目的とする軍事行動には参加しないと、いう条件付きの見解を纏めたと思うのですが。PKO協力法で凍結している部分というのは、この武力行使を目的に行くとする軍事行動と重複するのでしょうか。

A うーん、それらの点はね、既にご承知のように、明日、河野外相もお帰りになられたものですから、河野外相の報告等も聴きながら、この閣僚懇談会で、少し本格的な議論をしてみたいと、で、今のようなことも含めながら、全体として安保理に対する参加のですね、問題について、お話をしてみたい。かねがね、言ってますように、21日に外務大臣は再び訪米する予定になっておりますので、20日までには、この演説草稿に関するあらましを決めるということになるかと思います。

Q ただ、政府はPKO協力法を作るときに、その全体を通じて武力行使を目的とするものではないと、いう前提で凍結部分を含めて協力法を作っていると思うのですが、そういうこと、もう1回論議し直すということになるのでしょうか。

A それは、5原則の範囲内でやるということであることは、言うまでもないですね。

Q その辺について、特にそれは政府の見解ではなくて、与党の論議とは、また別の話だと思うのですが。武力行使を目的とする軍事行動の範囲と、そのPKO協力法に凍結している部分というのは、重複するのでしょうか。

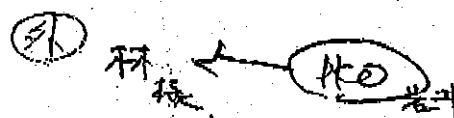
A (渥美秘書官と打合せ)

いずれにしても、その辺のところは、明日の議論で十分。また、そんな点も含めてやると思いますが。

憲法の範囲内でやるということ、これは、もう、明確になっている訳でありますから、そういう点も踏まえて、決定するということになるかと思います。

他に。

(以 上)



問4 航空自衛隊の輸送機が空輸を行うにあたり、実施計画上派遣先国として規定されていない国の領空を通過することはできるのか。

(答)

1. 航空自衛隊の輸送機が空輸の業務を行うに当たり、単に要員、物資等の輸送経路として他国の領空を通過する場合には、当該飛行は、自衛隊の車両が輸送経路として他国の領土を通過する場合と異なり、国際平和協力法の適用上、当該他国において国際平和協力業務を実施しているものとは観念されない。したがって、実施計画上派遣先国として規定されていない国の領空を通過することは許される。
2. しかしながら、当該他国の領空を通過することに明白な危険性が認められるような場合には、当然ながら、これを避けることが適当であると考えている。

(更問 ルワンダの領空は通過できるのか。)

(答)

現在のルワンダ国内情勢に鑑みれば、ザイール等におけるルワンダ難民救援のための国際平和協力業務の実施に伴い、ルワンダの領空を通過することに問題はないものと考えらる。

問 法 2 4 条は、武器使用をいわば自己保存の自然権的権利として規定しているが、法においては、この権利を行使することのみを任務とする部隊を設けるといったことは想定しておらず、武器を使用して要員の生命を防護することを任務とする警備部隊を置くことはできないのではないか。

(答)

- 1 自衛隊の部隊が国際平和協力業務を行う場合、現地の状況によっては、隊員の安全確保や施設の管理等のために、附帯業務として自隊施設への他者の出入りの監視、施設内の見回り、作業を実施する現場付近の警戒監視等の警備業務を行う必要が生じ、その際、能率的に右業務を行うための組織を設けることは可能であると考えられる。
- 2 そのような任務を有する警備部隊の隊員は、その業務の性格上、生命及び身体が危険にさらされる可能性が他の隊員に比べて高いと考えられるため、武器を携帯して勤務する頻度が比較的高いものと考えられるが、当該隊員による武器の使用は、国際平和協力法第 2 4 条の要件に該当する場合に、自己又は自己と共に所在する隊員の生命又は身体を防衛するために行使を許される権限であって、武器使用自体が個々の隊員の業務の目的ではない。したがって、武器を使用して要員の生命等を防衛することが警備部隊の任務とはなりえない。
- 3 なお、警備部隊の要員が武器を使用する場合にも、法 2 4 条に基づき、個人の判断でこれを行うものであり、警備部隊が組織として武器を使用することが出来ないことは言うまでもない。

問 今次ザイール共和国に派遣される予定の自衛隊の部隊は、ルワンダ難民の遺体の処理を行うことができるか。

(答)

1. 国際平和協力法第3条第3号ヌにいう「防疫上の措置」とは、疾病の発生、蔓延を防ぐための感染源、感染経路対策を意味し、例えば飲料水、被災家屋や避難所の消毒、昆虫駆除等を挙げることができる。
2. 御指摘の遺体の処理は、遺体の墓地への運搬、焼却等、腐敗した遺体から大量の病原菌が発生することを防ぐための感染源、感染経路対策としての意義をも有していると考えられる。
3. したがって、ルワンダ難民の遺体の処理は、国際平和協力法上、「防疫上の措置」に当たると解される範囲内で、実施可能と考えられる。

問 今次ザイール共和国に派遣される予定の自衛隊の部隊は、ザイール住民に対する医療を行うことができるか。

(答)

1. 人道的な国際救援活動として紛争当時国の周辺国において医療業務を行う場合は、主としてその対象は被災民であると考えられる。
2. しかしながら、実際の医療現場においては、一見して被災民であるか住民であるかの区別がつかない場合や、目の前に急な治療を要する住民が診療を求めている場合など、住民に対する医療を行わざるを得ない状況になることが十分予想される。
3. もちろん、被災民に対する医療を最優先すべきであることは当然であるが、国際平和協力法第3条第3号ヌに規定する「医療」を行っている際に、上記2.のような必要やむを得ざる状況になった場合には、人道的精神に基づき、周辺国住民に対しても医療活動を行うこととなろう。国際平和協力法は、このことまでも否定したものではないと考えられる。

○常松克安君 私は、人道的な救援活動における自衛隊の参加による医療活動については、PKO活動と国際緊急援助隊の活動に明確な論議が必要であらうと思います。さらに、その効果大にしてこの法案の平和貢献の目的を達するために、各般から問題をいろいろと提起し、認識を深めてまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

まず、外務省にお尋ねいたします。

本法第三条に、「人道的な国際救援活動のために実施される業務で」「医療」とありますが、その概念は甚だ茫漠としたものであります。その意味するところは、一体だれがための医療なのか、その辺のところをまずお説を伺いたいと存じます。

○政府委員(野村一成君) お答え申し上げます。

ただいま先生御指摘の、法案第三条第三号ヌ、「医療(防疫上の措置を含む。)」業務という規定がございます。その業務といたしましては、大きく分けて二つございます。一つは国連平和維持活動、いわゆるPKOとして行われるもの、もう一つは人道的な国際救援活動として行われるものでございます。

ただ、その具体的な業務の内容といたしましては、負傷者の手当てに加えて、あるいは場合によっては伝染病を初めとします疫病の治療とか、あるいは具体的には予防接種といったことも含まれようかと思えます。

今まさに先生御指摘の対象となる人でございすけれども、国連平和維持活動として行われるものにつきましては、国連の要請内容に応じまして、各国からの派遣PKO要員を初めとして、まずそれが基本でございますが、場合によっては国連の要請に応じまして、地域住民やあるいは避難

民も対象になるということが考えられます。

次に、人道的な国際救援活動として行われるものにつきましては、これは国連の決議または国際機関からの要請の内容に応じて行われるものでございしますが、住民あるいは在留しております外国人、あるいは旅行者、さらには避難民といった被災民を対象とし得る、そういうふうに立案している次第でございます。

○常松克安君 対象としては、PKO参加隊員であることはこれはもう当然でありましょう。しかし、今日までの紛争及び内戦によって、人為的に起きた難民の方々を対象にしてこそ、今おっしゃいました人道的な国際救援活動としては、最も大事な第一義でなからうか、こういうふうに思うわけでありませう。

何ゆえにそうなのか、紛争、内戦によります今日までの歴史をひもといてまいりまして、C W A Pです。言うならば、人為的災害を常に受けるのは、力の弱い子供たち、あるいはまた老人、婦人、そしてブアビール、貧しい人たちであるということは、もう歴史の二こま一こまで指摘できるわけでありませう。

そこで、今お答えの中でちょっと聞き漏らしたところがありますけれども、市民及び難民そして避難民と、こういう立て分け方をされましたけれども、これは概括してこういうふうな問題の難民に対しての医療救援活動も第一義的に重要なものである、こういうふうに理解したいんです。が、もう一度お願いします。

○政府委員(野村一成君) お答え申し上げます。

ただいま私、住民あるいは在留外国人、旅行者、さらには避難民等の被災民というふうに申し上げました。この人道的な国際救援活動につきま

しては特に定義がございまして、被災民の救援あるいは被害の復旧ということでございますが、先生御指摘の、まあ具体的な状況によりうかと思えますけれども、避難民というの、そういう意味におきましてはこの対象となっておりまして被災民に該当するといふように考えております。

○常松克安君 いやいや、そう申し上げていないんです。難民というものの定義があるんでしょ

な、こう申し上げておるんです。

○政府委員(野村一成君) 法案におきましては、具体的に難民という言葉は使っておりませんけれども、紛争によって被害を受けているそういう現地に住んでおられる方、あるいはそれを具体的に難民と位置づける場合もあるかと思えます。非常に広い意味で紛争によって被害を受けている人たちと、そういう趣旨でございます。

問 実施計画においては、自衛隊の部隊が行う国際平和協力業務として、「被災民の捜索若しくは救出又は帰還の援助」が掲げられているが、具体的にはどのような業務を行うのか。

(答)

自衛隊の部隊が行う「被災民の捜索若しくは救出又は帰還の援助」の業務は、ザイール国内におけるルワンダ難民に対して行われることとなる。具体的には、帰還を促進するための難民への情報提供、難民の国境地点までの移動の援助（車両輸送を含む。）等の業務を行うことが考えられる。なお、ルワンダを派遣先国としていないため、難民を車両によりルワンダ国内へ輸送することはできない。

(参考)

難民の帰還は、概ね次のような手順で進められる。

- ①帰還を促進するための、難民に対する情報提供
- ②難民の登録、登録証の発行
- ③難民の出身地域別の分類
- ④難民を分類毎に集めて出発させること（徒歩又は車両等による輸送）
- ⑤国境における出国等の監視
- ⑥車両等による輸送
- ⑦帰還経路上における医療、給食等のサービスの提供
- ⑧難民トランジットセンターにおける登録、健康診断等
- ⑨再定住化の促進

問 我が国部隊がナイロビからゴマへの空輸を行うにあたり、いわゆる五原則を満たしていない国の領空を通過することはできるのか。

(答)

1. 国際平和協力法上、いわゆる五原則の要件を満たさない国において、人道的な国際救援活動を実施することはできないこととされているが、要件を満たしている国において行われる人道的な国際救援活動のために、自衛隊の航空機が要員、物資等の輸送経路として他国の領空を通過する場合には、当該飛行は、同法の適用上、当該他国において国際平和協力業務を実施しているものとは解されない。
2. しかしながら、当該他国の領空を通過することに明白な危険性が認められるような場合には、当然ながら、これを避けることが適当であると考えている。

(更問 ルワンダの領空は通過できるのか。)

(答)

現在のルワンダ国内情勢に鑑みれば、ザイール等におけるルワンダ難民救援のための国際平和協力業務の実施に伴い、ルワンダの領空を通過することに問題はないものとする。

香
料

大崎 邦 ← 田中

御説明用資料

資料1 国際平和協力法の構造

資料2 「人道的な国際救援活動」と
「国際連合平和維持活動」との対比

資料3 国際平和協力法に基づくルワンダ難民支援策
(人的協力) について

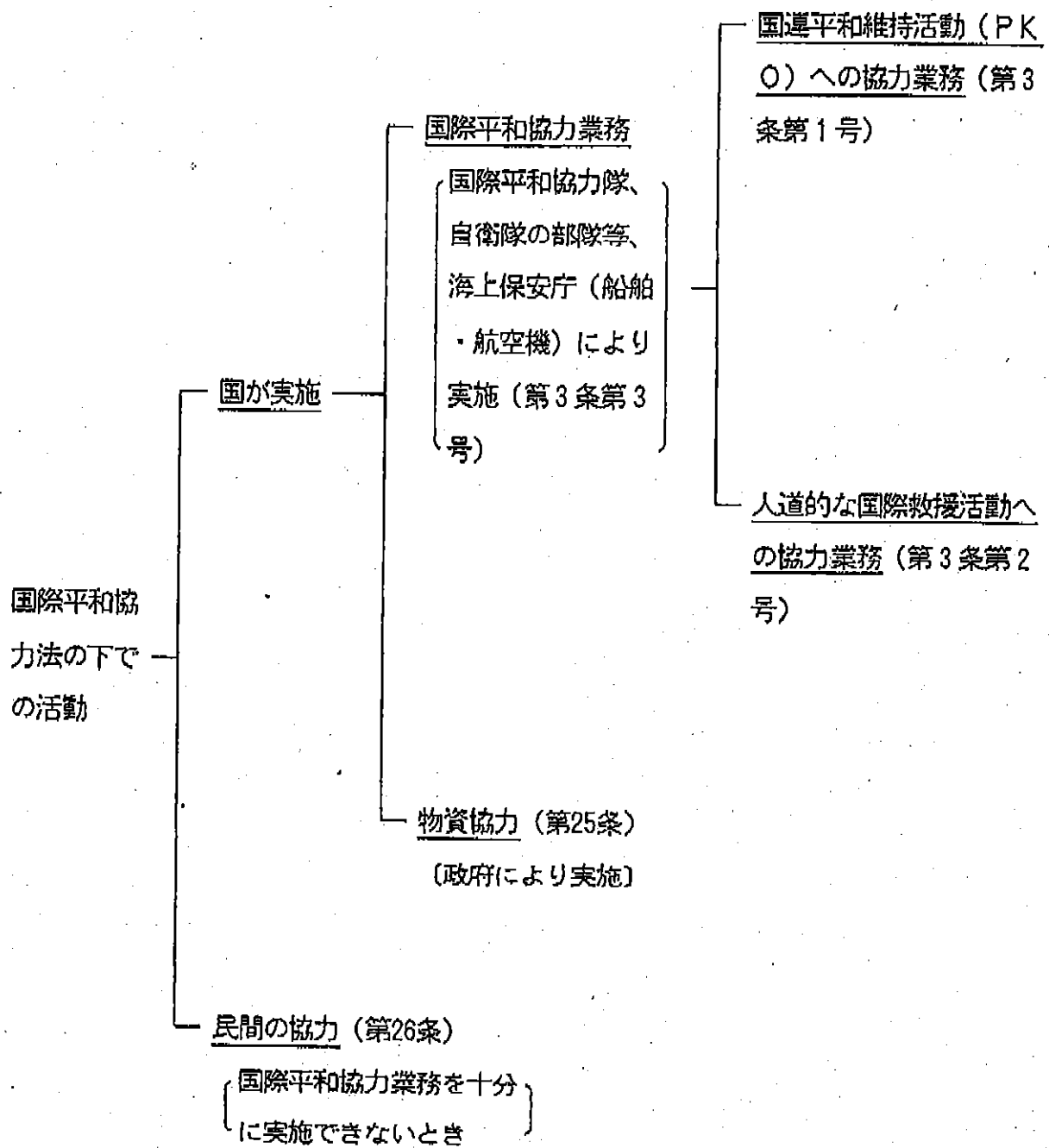
資料4 ルワンダ難民救援活動への人的協力について
(連立与党防衛調整会議作成)

平成6年8月25日

総理府国際平和協力本部事務局

資料 1

国際平和協力法の構造



資料 2

「人道的な国際救援活動」と「国際連合平和維持活動」の対比

	人道的な国際救援活動への協力（法第3条第2号）	国際連合平和維持活動への協力（法第3条第1号）
協力の根拠	国連総会・安保理・経社理の決議 又は 国際連合難民高等弁務官事務所（UNHCR）等、別表に掲げる国際機関の要請	国連総会・安保理の決議及びこれを踏まえた国連事務総長の要請
活動の性格	紛争による被災民の救援・紛争によって生じた被害の復旧のために <u>人道的精神に基づいて行われる活動</u>	武力紛争当事者間の停戦合意の遵守の確保等、紛争に対処して <u>国際の平和及び安全を維持するために国連の統括の下に行われる活動</u>
活動の主体	国連等の国際機関又は国連加盟国等の国	国連
協力の在り方	要請等の範囲内において各国政府がそれぞれ決定した活動を自主的に実施。	原則として、国連の指図の下に活動を実施。但し、各国は自国の派遣部隊等に対する指揮権を維持。

別表(第二条関係)

一 国際連合

二 国際連合の総会によって設立された機関又は国際連合の専門機関で、次に掲げるものその他政令で定めるもの

イ 国際連合災害救済調整官事務所

ロ 国際連合難民高等弁務官事務所

ハ 国際連合パレスチナ難民救済事業機関

ニ 国際連合児童基金

ホ 国際連合ボランティア計画

ヘ 国際連合開発計画

ト 国際連合環境計画

チ 世界食糧計画

リ 国際連合食糧農業機関

ヌ 世界保健機関

三 国際移住機関

資料 3

国際平和協力法に基づくルワンダ難民支援策（人的協力）について

平成 6 年 8 月
国際平和協力本部事務局

1. ルワンダ難民支援ミッション(8/2～8/11派遣) 報告のポイント

- (1) ルワンダ周辺国の難民キャンプは、極めて悲惨な状況であり、資金、物資だけでなく、人的協力が必要。
- (2) 現地のニーズは日々刻々変化しているが、現時点でのニーズは、医療の他、衛生、難民キャンプ・トイレの建設、食糧配布、給水など。
- (3) 米、英、仏、独、加、イスラエル等各国政府とも、キャンプの厳しい状況を踏まえ、軍組織を活用して支援。我が国に関しても、緊急かつ自己完結性の高い形での派遣が期待されている。
- (4) 今回の事態のような現地の劣悪な状況の下では、自己完結性の低い組織を、国際平和協力法等に基づき、政府の責任において派遣することは困難。

2. 国際平和協力法との関係

(1) 自衛隊部隊と人道的な国際救援活動

- ◎ 国際平和協力法においては、自衛隊部隊は国連平和維持活動（いわゆるPKO活動）に対する協力のみならず、人道的な国際救援活動に対しても協力し得ることとなっている。

(2) いわゆる5原則との関係

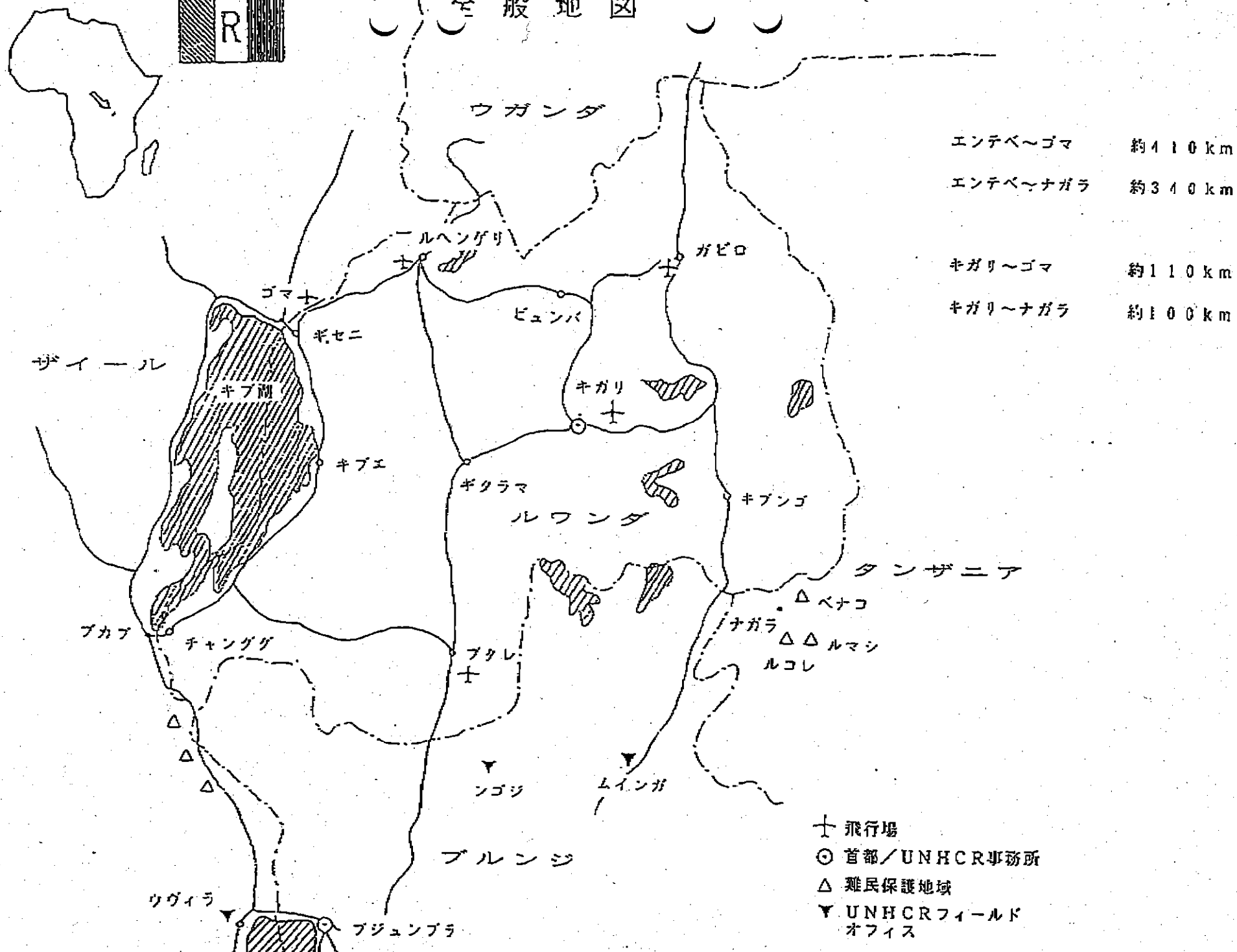
- ◎ 人道的な国際救援活動に対してもいわゆる5原則（注）が適用されるが、ザイールなどのルワンダ周辺国における当該活動については、周辺国は紛争当事国ではないので、周辺国の受入同意があれば問題はない。

（注）停戦の合意、受入同意、中立性、派遣終了、必要最小限の武器使用。

3. ルワンダ難民支援実務調査団の派遣（8/22～8/30）

- ◎ 上記1のミッションの調査結果を踏まえて、連立与党とも協議した結果、自衛隊部隊の派遣について、防衛庁も参加した形で現地に実務調査団を派遣し、更に検討を進めることとなった。

実務調査団は、山崎隆一郎・外務省総合外交政策局審議官を団長とし、外務省3名、総理府1名、防衛庁8名（うち自衛官7名）の計12名で構成。28日まで、ルワンダ難民キャンプの視察や国連関係者との協議等を行う予定。



資料 4

ルワンダ難民救援活動への人的協力について

平成6年8月17日
防衛調査会 議

1. 史上最大の規模と宮われるルワンダ難民(総数203万人)の救援活動に対して、国際社会の広範な参加と協力が進められている。これに対して日本は、これまでに4,430万ドルと1億9,000万円相当の物資協力を行ってきたが、現地での人的な参加・協力がきわめて重要であり、国際機関などからもそのことが強く要請されてきた。したがって日本として、人道的国際協力の発展のために人的協力を速やかに行う必要がある。
2. UNHCR(国連難民高等弁務官事務所)など関連機関の情報や、先に派遣された外務省の調査団の報告でも明らかのように、UNHCR、WFP(世界食糧計画)、UNICEF(国連児童基金)、WHO(世界保健機関)などの多数の国連関係機関はもちろん、ICRC(国際赤十字委員会)、MSF(国境なき医師団)、OXFAM(イギリスのNGO)など、多くの国際NGOが現地で活動しており、日本のNGOもその一翼を担っている。しかし、この種の国際協力の体制としては、日本はきわめて貧弱かつ不十分な状態にあり、官民両面から早急に国際的な人道救援体制を確立する必要がある。
3. 当面ルワンダをめぐる緊急状態に対しては、政府、地方自治体、日本赤十字、民間、NGOなどの人的協力の奨励と具体的支援を継続的に進めるべきである。
4. 防衛庁の調査団派遣については、すでに成立したPKO法の「人道的な国際緊急救援活動」に限られること、ルワンダ難民の状況が人道に緊急かつ深刻であることにかんがみ、これを了承する。今後については、調査結果を待って改めて検討するがその対応は医療・衛生を中心に、給水、難民キャンプの設営、食料の配布、トイレの建設などの活動が考えられる。その際、日本赤十字、NGO等の民間と協力した救援活動を推進することを提案する。
また、武器の携行については、多数の国際機関やNGOが全くの「非武装」で活動していることを考慮すべきであるが、隊員の安全確保という観点から現地の状況を踏まえて慎重に判断すべきものと考ええる。
5. ルワンダ難民の救援活動をさらに拡充し、具体化するため、与党国会議員による調査団の派遣を提案する。

大版説明用ペーパー

(外務省・防衛庁セクト版)



人道的な国際救援活動と国連平和維持活動の活動実態の比較

平成 6 年 8 月 2 6 日
国際平和協力本部事務局

	人道的な国際救援活動への協力 (国際平和協力法第3条2号)	国際連合平和維持活動への協力 (国際平和協力法第3条1号)
活動の概要	国連総会、安保理、経社理の決議又は国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 等の国際機関の要請に基づき、紛争による被災民の救援・紛争によって生じた被害の復旧のために人道的精神に基づいて行われる活動	国連総会、安保理の決議及びこれを踏まえた国連事務総長の要請に基づき、武力紛争当事者間の停戦合意の遵守の確保等、紛争に対処して国際の平和及び安全を維持するために国連の統括の下に行われる活動
協力の在り方	要請の範囲内において各国政府がそれぞれ決定した活動を自主的に実施。	原則として、国連の指図の下に国連の活動に参加。但し、各国は自国の派遣部隊等に対する指揮権を維持。
経費負担	各国がそれぞれ自主的に活動を実施することとなり、その活動のために要する経費(旅費、要員に対する日当、装備品、消耗品、補給品等に係る費用)は派遣国政府が負担することが原則である。	国連の指図の下に国連の活動に参加することから、その活動のために国連が必要と認めた経費(旅費、要員に対する日当、装備品、消耗品、補給品等に係る費用)は基本的に国連が負担することとなる。(※)
関係機関等との連絡調整	国連機関等の要請の範囲内で、各国がそれぞれ自主的に活動を行うこととなることから、業務の実施の際の国際機関、NGO、各国部隊、現地当局との連絡調整は、それぞれ各国が独自に行うこととなる。このため、こうした連絡調整機能がPKOの場合以上に必要となる。	国連の指図の下に活動が行われることから、業務の実施の際の国際機関、各国部隊、現地当局との連絡調整は、基本的に国連側が行うこととなる。

(※) 国連カンボジア暫定統治機構 (UNTAC) の例

(「国連カンボジア暫定統治機構・行動規定」及び「政府のためのガイドライン」において以下の通り取決めがなされている。

- 旅費の支払い
- 食事、宿泊、移動等の費用を負担するための任務扶養手当の支払い
- 全ての要員に対する1月当たり988ドルの通常手当及び一部の専門家(補給部隊の2.5%、他の部隊では10%まで)に対する1月当たり291ドルの補足手当てに関する部隊経費の支払い
- 派遣国政府から派遣隊に支給された個人被服・物品及び装備品の全ての品目に対する支払い
- 国連の要請で派遣国政府が派遣部隊に供給した補給品(消耗品を含む)の経費についても負担

主要各国のルワンダ難民支援状況

平成6年9月1日現在
アフリカ第一課

米国

1. 資金協力

関係国際機関供与分及び2.以下の費用を併せ総額2億5,020万ドル拠出済み。

更に追加的に3億2,000万ドルを拠出予定。

2. 物資協力

食糧を中心に、医療・衛生サービス及び医薬品、浄水設備、毛布等を空輸等の手段により提供。水輸送のため5キロのパイプラインを敷設。計約6,750万ドル（上記1.に含まれる）。

3. 人的協力

上記2.の物資協力を行うため軍人1500名現地に派遣

4. NGO支援

5. 軍の活用状況

上記3.の通り

フランス

1. 資金協力

WFP、UNHCR、ICRCに対し約6,000万フラン（10億8,000万円）拠出。
WFPについては食料援助、UNHCRについては病院への援助

2. 物資協力

浄水器、料理用機材、毛布、食糧等

3. 人的協力

ルワンダ及びザイールにて仏軍を中心に人道援助活動を展開。

4. NGO支援

国境なき薬剤師団（PSF）、カリタス、連帯、世界医師団にトラックを供与。

5. 軍の活用状況

6月23日以降、仏軍を中心とする多国籍軍約2,500名がルワンダに介入、国民を殺戮から守るとの目的で同国南西部に人道安全地帯を設置。

ドイツ

1. 資金協力

（1）食糧医薬品調達のため、ICRC、UNHCR等に対し500万マルク（3億1,500万円）拠出。

（2）食料援助等のため2,5000万マルク（15億7,500万円）拠出。

(3) EUのルワンダ難民援助として2,000万マルク(12億6,000万円)を拠出。

上記を含め総額1億マルク(63億円)を拠出。

2. 物資協力

- (1) 外務省及び経済協力省よりUNHCRに17台の浄水器を独連邦軍トランスアル型輸送機でゴマに空輸(5,000万マルク(31億5,000万円)相当)
- (2) 連邦援助機構より10台の浄水器をゴマに送付予定。
- (3) 食料援助として1.(1)を含め総額2,000万マルク(12億6,000万円)を拠出。

3. 人的協力

GTZ派遣団(150名程度)が医療及び水供給を行っている。

4. NGO支援

- (1) ドイツ赤十字社、カリタス協会、マルタ援助協会、カップ・アムナール委員会、「ケアー」ドイツ委員会に対し計250万マルク(1億5,750万円)を拠出。
- (2) 独赤十字社提供の4台及びマルタ援助協会提供の2台の浄水器を独外務省チャーターのイリュージン76型輸送機で空輸。

5. 軍の活用状況

- (1) 独連邦軍ボーイング707型輸送機1機をUNHCRのナイロビ・ゴマ間の支援物資輸送活動のため使用。
- (2) (1)に上記2.のトランスアル型輸送機2機が加わる予定

イギリス

1. 資金協力

- (1) EUに対し2,200万ポンド(34億9,800万円)
 - (2) WFPに対し154万ポンド(2億4,486万円)
- など総額約6,000万ポンド(95億4,000万円)を拠出。

2. 物資供与

テント、毛布、MWANZA空港必要機材(地上発電装置、航空機起電装置、トラック、電話システム等)、ランドローバー、給水車、高栄養ビスケット、ビニール・シート、水タンク、浄水タブレット、小麦製粉機、輸送機貸与

3. 人的協力

- (1) ゴマ空港ハンドリングチーム
- (2) ウガンダ・エンテベ空港ハンドリングチーム
- (3) 援助物資輸送専門家2名

4. NGO支援

CARE、OXFAM、ACTION、AID、国境なき医師団、英赤十字等に660万ポンドを支出。

5. 軍の活用状況

500人規模の部隊を派遣予定。

6. UNAMIRへの協力

600名余りの部隊を派遣

ベルギー

1. 資金協力

- (1) UNHCRに対し1億8,000万白フラン(5億4,000万円)拠出。
- (2) WFPに対し3,500万白フラン(1億500万円)拠出。
- (3) ICRCに対し2,000万白フラン(6,000万円)拠出。
- (4) 近隣諸国における人道援助として2億200万白フラン(6億600万フラン)を拠出。

等、下記6.も含め総額6億5,000万白フラン(19億5,000万円)を拠出。

その他、国連人権高等弁務官事務所に対し、1,500万白フラン(4,500万円)を供与。

さらに8月23日、1億6,500万白フラン(4億9,500万円)の追加支援を表明。

2. 物資協力

3. 人的協力

- (1) 白軍パイロット オランダの輸送機の運航を担当
- (2) 名誉大使をヘッドとする調査特別ミッションを派遣。

4. NGO支援

- (1) MSFに対し3,000万白フラン(9,000万円)拠出。
- (2) MEMISA(宗教関係NGO)に対し1,000万白フラン(3,000万円)拠出。

5. 軍の活用状況

- (1) 上記3.(1)の白軍パイロット派遣。
- (2) 白軍所属のC-130機(複数)を提供。

6. UNAMIRへの協力

マラウィ部隊に1億白フラン(3億円)相当の機材供与。

イタリア

1. 資金協力

関係国際機関に対し総額約114億リラ(76億3,800万円)を拠出。

2. 物資協力

60トンの緊急物資、2国間食料援助(ブルンディ向け約160万ドル、タンザニア向け約200万ドル)、医薬品等

3. 人的協力

イタリア人医師団をゴマ市に派遣

4. NGO支援

下記5.(4)に看護人ボランティア6名が参加

5. 軍の活用状況

- (1) 6月、陸軍警護官6名、軍医6名、下士官3名と4機の空軍航空機を100人のルワンダ幼児の緊急医療輸送に使用。
- (2) 「平和と共に」協会に、46航空旅団のC-130輸送機を飲料水生成器及びコレラ・ワクチンを含む医薬品の輸送のために使用。
- (3) 国連のため、C-130輸送機をナイロビ及びキガリの着陸後の緊急物資輸送確保目的で使用。
タンク車3台を水輸送のため使用。
タンクローリー2台を燃料輸送のため使用。

カナダ

1. 資金協力

470万加ドル（3億8,070万円）（関係国際機関への拠出の他に2. 以下の費用を含む）

2. 物資協力

浄水器、食料援助、医療サービス、輸送機1機貸与

3. 人的協力

下記6.に加え、加軍医療関係部隊総計248名の派遣

（医療部隊123名、37名の警備小隊、36名の管理小隊、25名の施設小隊、27名のHQ要員）

4. NGO支援

上記1.に含まれる（「国境なき医師団」）。

5. 軍の活用状況

上記3.、下記6.のほか、加軍航空管制官及び地上整備要員25名並びに関連装備をルワンダ北西部へ援助物資輸送を目的とするキガリ空港再開のため派遣。

6. UNAMIRへの協力

司令部に22名、通信部隊388名の兵士を派遣。

スウェーデン

1. 資金協力

- (1) UNHCRに対し500万クローネ（6,500万円）拠出。
 - (2) WFPに対し3,200万クローネ（4億1,600万円）拠出。
 - (3) UNICEFに対し800万クローネ（1億400万円）拠出。
- 上記を含め総計1億7,000万クローネ（22億1,000万円）拠出。

2. 物資協力

- (1) 難民キャンプ用住宅10棟
- (2) 援助物資輸送用トレーラーを米軍機により輸送
- (3) タンク、トラック4台

3. 人的協力

- (1) 文民警察官5名を派遣。
- (2) 救難庁スタッフ40名を給水活動、下水整備、救難活動用車両の車庫及び

整備工場建設のため派遣。

4. NGO支援

5. 軍の活用状況

上記2.の通り、救援物資の輸送に米軍機を使用。

イスラエル

1. 資金協力

2. 物資協力

下記3.医療チームは医療品及び浄水器を携行している。

3. 人的協力

軍医療チーム（団長はサリッド観光大臣、他外務総員1名も随行）を100名派遣。ルワンダで野戦病院を開設。救急用病室、手術室、一般ケア用の施設を備えている。

4. NGO支援

平和活動家エビ・ナタンがルワンダ入り。

5. 軍の活用状況

（了）

ルワンダ情勢

平成6年9月13日

外務省

1. 背景

ルワンダにおいては、16世紀以来、少数派部族ツチ族（9%）が多数派部族フツ族（90%）を支配する構造が続き、両部族間の対立が常に問題となっていたが、1973年にクーデターで政権をとったハビヤリマナ大統領（フツ）は部族間の融和に努め、内政は安定していたと見られていた。しかし、90年に隣国ウガンダに避難していたツチ族難民が北部国境を越えて侵入したことから、多数派部族フツ族を中心とする政府軍と少数派部族ツチ族を中心とするRPF（ルワンダ愛国戦線）との間で内戦が勃発した。

なお、この内戦の背景には部族対立のみならず、フツ族内部の融和派と強硬派、北部出身者と南部出身者の対立があると言われ、現にRPFには故ハビヤリマナ大統領に反対するフツ族出身者も多く参加している点注意を要する。

2. 最近の動き

（1）上記内戦の両当事者は、93年8月に一応の停戦合意（アルーシャ合意）に達したが、94年4月6日にハビヤリマナ大統領の搭乗機が撃墜され同大統領が死亡して以来、内戦は再発・激化し、国民の大量殺戮が発生した。右大量殺戮は、主に政府側の民兵組織の強硬派がツチ族及びフツ族融和派に対し行ったものと見られる。

内戦はRPFに有利に展開し、RPFは、7月18日、人命救助を目的として「ル」に介入していた仏軍が同国南西部に設定した「人道安全地帯」を除き、「ル」全土を制圧。翌19日には、首都キガリにおいて新「国民統一政府」（注）の樹立式典が行われた。

（注）同新政府の構成は、未だ空席の3ポストを除く19ポスト（大統領を含む）のうち、部族別にはフツ11人に対しツチ8人、党派別にはRPFが大統領（ビジムンゴ政治局員、フツ）、副大統領兼国防相（カガメ司令官、ツチ）等9人（うちツチは4人）となっている。

（2）上記アルーシャ合意を受けてルワンダに展開していた国連軍（UNAMIR）については、94年5月にその増強が安保理で決議されたが、その展開に時間がかかっていることから、6月23日以降、仏軍を中心とする多国籍軍がルワンダに介入、国民を殺戮から守るとの目的で同国南西部に「人道安全地帯」を設置した。同仏軍は、8月21日に撤退完了し、UNAMIRに交替した。

（3）内戦によりこれまでに約50万人が殺害されたとされている（約100万人との情報もある。いずれも国連筋）ほか、内戦の末期以来ザイールのゴマ地区に100万人を超える難民が流出する等、ルワンダ（92年の人口731万人）国民の半数近い膨大な数の被災者が生じている。

ルワンダ情勢

平成6年9月14日

外務省

1. 背景

ルワンダにおいては、16世紀以来、少数派部族ツチ族（9%）が多数派部族フツ族（90%）を支配する構造が続き、両部族間の対立が常に問題となっていたが、1973年にクーデターで政権をとったハビヤリマナ大統領（フツ）は部族間の融和に努め、内政は安定していたと見られていた。しかし、90年に隣国ウガンダに避難していたツチ族難民が北部国境を越えて侵入したことから、多数派部族フツ族を中心とする政府軍と少数派部族ツチ族を中心とするRPF（ルワンダ愛国戦線）との間で内戦が勃発した。

なお、この内戦の背景には部族対立のみならず、フツ族内部の融和派と強硬派、北部出身者と南部出身者の対立があると言われ、現にRPFには故ハビヤリマナ大統領に反対するフツ族出身者も多く参加している点注意を要する。

2. 最近の動き

（1）上記内戦の両当事者は、93年8月に一応の停戦合意（アルーシャ合意）に達したが、94年4月6日にハビヤリマナ大統領の搭乗機が撃墜され同大統領が死亡して以来、内戦は再発・激化し、国民の大量殺戮が発生した。右大量殺戮は、主に政府側の民兵組織の強硬派がツチ族及びフツ族融和派に対し行ったものと見られる。

内戦はRPFに有利に展開し、RPFは、7月18日、人命救助を目的として「ル」に介入していた仏軍が同国南西部に設定した「人道安全地帯」を除き、「ル」全土を制圧。翌19日には、首都キガリにおいて新「国民統一政府」（注）の樹立式典が行われた。

（注）同新政府の構成は、未だ空席の3ポストを除く19ポスト（大統領を含む）のうち、部族別にはフツ11人に対しツチ8人、党派別にはRPFが大統領（ビジムング政治局員、フツ）、副大統領兼国防相（カガメ司令官、ツチ）等9人（うちツチは4人）となっている。

（2）上記アルーシャ合意を受けてルワンダに展開していた国連軍（UNAMIR）については、94年5月にその増強が安保理で決議されたが、その展開に時間がかかっていることから、6月23日以降、仏軍を中心とする多国籍軍がルワンダに介入、国民を殺戮から守るとの目的で同国南西部に「人道安全地帯」を設置した。同仏軍は、8月21日に撤退完了し、UNAMIRに交替した。

（3）内戦によりこれまでに約50万人が殺害されたとされている（約100万人との情報もある。いずれも国連筋）ほか、内戦の末期以来ザイールのゴマ地区に100万人を越える難民が流出する等、ルワンダ（92年の人口731万人）国民の半数近い膨大な数の被災者が生じている。

8月31日現在の難民、国内避難民の概数は次のとおり（資料：UNHCR）。

－難民総数 約227万人

（内訳）	ザイール	146万人	タンザニア	47万人
	ブルンディ	33万人	ウガンダ	1万人

－国内避難民 150万人

3. 現在及び今後の課題

（1）難民問題

（イ）緊急援助

（ロ）帰還支援（UNAMIR等の展開による安全保障、国内での帰還難民支援体制等が必要）

（2）新「政府」の動向

－帰還難民の受入れと国民和解（大量殺戮の後遺症への対応）、国内経済・社会の再建

－「アルーシャ合意」の実現

（3）戦争犯罪人の処罰

（了）

ルワンダ難民支援における各国軍の派遣状況

平成6年9月28日
国際平和協力室

派遣国	人数・活動地域	任務	携行している 武器の種類	任務開始	任務終了	撤退理由
アメリカ	800 (エンテベ) 200 (キガリ) 等に計約1700	空輸・空港管理 空輸 難民キャンプ整備	小火器 機関銃 軽装甲車	94・7・	94・9・末	任務の終了
フランス	1500 (ルワンダ) (最高時) 1000 (ザイール) (500人が残留中)	安全地帯の管理 人道援助 ゴマ空港整備 7700人部隊の訓練	拳銃、小銃 機関銃(12.7mm) 対戦車機行ロケット弾発射機 偵察装甲車(搭載武器不明) 軽装甲兵員輸送車(")	94・6・23 同上	94・8・22 94・10・1	任務の終了
ドイツ	25 (ゴマ)	空輸(輸機3機)	携行せず	94・7・18	未定	
イギリス	600 (ルワンダ)	UNAMIR	小銃	94・8	派遣開始から3、 4ヵ月後 (予定)	
アイルランド	60 (ゴマ)	UNHCR支援 NGOの後方支援	携行せず	94・8	95・1 (予定)	
カナダ	248 (ルワンダ) 47 (ナイロビ他) 443 (ルワンダ)	医療関係部隊 空輸 通信 (UNAMIR)	・ 拳銃 (9mm) ・ 不明 ・ 小火器	94・8 94・4 94・7	94・10・16 不明 95・1・25	
イスラエル	86 (ゴマ)	医療部隊	・ 小銃 (ガリル5.56mm) ・ 拳銃 (シゲリコ9mm)	94・7・24	94・9・1	財政上の理由 (当初の計画 通り6週間で 撤退)
オランダ	63 (ゴマ、カハラ、 ムンガ) 21 (ゴマ) 10 (ゴマ) 16 (キガリ)	医療支援 給水支援 輸送管制及び警備 車両操縦及び整備教育	・ 拳銃 ・ UNZサブマシンガン	94・7 末	94・9・6 (輸送管 制内5名 は9/30ま で残留)	任務終了 (輸送管制は、 UNHCRの追加 要求)